

二〇二三年度 修士論文
指導教員 高尾善希

鳥取藩御忍の基礎的研究

三重大学 大学院
人文社会科学研究科 地域文化論専攻
学籍番号 119M204
名 凛

目次

はじめに 3

第一章 鳥取藩と御忍

第一節 鳥取藩池田家

- (一) 池田家の出自 6
- (二) 鳥取藩池田家三家 7
- (三) 鳥取藩池田家の歴代藩主 10

第二節 鳥取藩池田家臣団と御忍

- (一) 鳥取藩池田家臣団 13
- (二) 鳥取藩池田家臣団と御忍の仕官 19
- (三) 鳥取藩池田家臣団と御忍の格式 20
- (四) 鳥取藩池田家臣団と御忍の職制 26

第二章 御忍とは何か

第一節 御忍の概要

- (一) 『鳥取藩史』にみる御忍の概要 54

第一節 呼称の変遷―夜盗から御忍へ―

- (一) 「控帳」にみる呼称の変遷 55
- (二) 「御支配帳」にみる呼称の変遷 58
- (三) 御忍の職制と呼称の変遷 60
- (四) 他の地域にみる夜盗の呼称 66

第二節 御忍の職務

- (一) 火の用心 67
- (二) 不寝番 69
- (三) 御入湯御供 72
- (四) 江戸勤め―江戸御供・詰江戸・御供詰― 78
- (五) 因伯二国の在廻り 88
- (六) 御内御用 93
- (七) 情報探索 102

第三節 御忍と禄高

- (一) 御忍の加禄 109
- (二) 御忍の減禄 116

(三) 休息(隠居)	120
第三章 御忍一六家		
第一節 由緒		
(一) 御忍の由緒	129
第二節 新家四家		
(一) 新長次郎家	140
(二) 新彦市家	163
(三) 新幾三郎家	178
(四) 新保門家	196
第三節 伊賀家		
(一) 伊賀赤心家	206
第四節 吉岡家七家		
(一) 吉岡保有家	230
(二) 吉岡保之家	250
(三) 吉岡英郷家	264
(四) 吉岡義信家	278
(五) 吉岡保恒家	294
(六) 吉岡豊三郎家	307
(七) 吉岡正臣家	315
第五節 国府家二家		
(一) 国府保景家	338
(二) 国府自休家	351
第六節 安場家二家		
(一) 安場保忠家	366
(二) 安場義太郎家	379
おわりに	393

はじめに

本稿は、鳥取藩における御忍の事歴を「鳥取藩政資料」(1)に基づいて細かく考察し、御忍の藩中における基本的な性格を研究しようと試みるものである。

本稿では、これらの基本的な性格のなかに、藩制度における御忍の特殊性を見出し、これを抽出することで、忍者史研究への若干の寄与を果たしたい。

本稿は、三章構成である。

まず、第一章では、鳥取藩の概要について述べる。次に、第二章では、御忍の呼称・職務・禄高などの観点から、御忍の概要について述べる。そして、第三章で、御忍各家の事歴について述べる。最後に、鳥取藩の御忍と諸藩・幕府などの忍びを比較し、近世における忍びが、鳥取藩においてどのように位置づけられるのかを検討していく。

それにはまず、忍者学・忍者史の研究史の流れを、おおまかに押さえておきたい。

忍者学・忍者史が史料に基づいて本格的に研究されたのは、二〇一〇年代頃である。

二〇一二年、三重大学は伊賀連携フィールドを組織し⁽²⁾、忍者研究の基盤を整えた。その後、中島篤巳氏による『完本 万川集海』(国書刊行会、二〇一五)が刊行され、二〇一七年には、国際忍者学会が設立された。同時に、『忍者研究』が発刊されたことで、以後、ここでは、実証的な研究と史料紹介がなされている。

戦国史研究で特筆すべき業績としては、平山優氏の『戦国の忍び』(角川新書、二〇二〇)がある。ここでは、戦国時代の忍びの特殊性について議論がなされている。

本稿における研究の関連でいえば、近世武家職制史上における忍びの事例研究も積まれ、徳川幕府では、高尾善希氏による『忍者の末裔』(KADOKAWA・二〇一七)・福井藩では、長野栄俊氏による「福井藩の忍者に関する基礎的研究」(『忍者研究』一号、二〇一八)・徳島藩では、井上直哉氏による「徳島藩伊賀者の基礎的研究」(『忍者研究』二号、二〇一九)・熊本藩では、上田哲也氏による「熊本藩細川家の忍び」(『忍者研究』三号、二〇二〇)・松江藩では、山田雄司氏による「堀尾期の松江藩の忍者」(『三重大史学』22、二〇二二)などがある。

さて、これまでの忍者研究は、史料に基づかない憶測などで考察されることが多い分野であった。一方、前に述べたとおり、二〇一〇年代頃からは、史料に基づく実証研究などが徐々に増えていき、諸藩・幕府などの事例研究も行なわれるようになった。

しかし、近世における忍びの全体像を明らかにし、これを体系化するためには、諸藩・幕府などの事例研究はまだ少ない。また、諸藩による事例研究は、史料の残存量によって、その研究内容の密度が疎らである。さらに、史料の残存量が多い諸藩の事例研究はまだなされておらず、いわゆる分限帳・由緒書・公務日記などの史料が豊富である鳥取藩の御忍の研究は、忍者研究においても重要である。

そこで、本稿では、これまで触れられることのなかった鳥取藩の御忍について検討していく。ただし、前に述べたとおり、鳥取藩の史料は、残存量が膨大である。これは、鳥取

藩を代々支配した池田家に伝来する「鳥取藩政資料」だけで、約一万四七〇〇点に及ぶ資料群である。

すなわち、鳥取藩の御忍を研究するにあたっては、これら史料の地道な解読のために、相当の時間が必要であることは自明である。そのため、本稿では、鳥取藩の御忍を、まずは素描する段階まで明らかにしたい。そして、諸藩・幕府などの事例研究と比較した上で、鳥取藩の御忍が、近世においてどのように位置づけられるのかを明らかにしたい。

では、本稿で鳥取藩の御忍を検討する前に、まずは本稿を執筆するために用いた「鳥取藩政資料」の概要について述べる。

前に述べたとおり、「鳥取藩政資料」とは、旧藩主鳥取藩池田家^③に伝来した約一万四七〇〇点におよぶ大名家文書である。これらは、鳥取藩の各部署で作成された公務日記が大部分を占めており、鳥取藩を研究するための基礎的資料である。本稿では、「鳥取藩政資料」から抜粋した以下に示す四点の史料を基に、鳥取藩の御忍について述べる。

なお、かつこ内の番号は、「鳥取藩政資料」の資料番号である。

①「控帳(家老日記)」 鳥取藩政を統括する家老のもとで執筆された公務日記。表題には「控帳」とあるため、以後、本稿では「控帳」と記す。なお、鳥取県立博物館のホームページでは、「控帳」の全文解読を、「家老日記データベース」として公開している。本稿ではこのデータベースを利用したため、資料番号については割愛する。ただし、データベース上で、明らかな誤字であると判断したものについては、本稿では修正したものを引用している。

②「御支配帳」(一九〇五～二〇〇四、二〇〇六～二〇五〇、一四一五一) いわゆる分限帳のことで、ここには、鳥取藩の御忍たちの名前と禄高も記されている。寛永一九年(一六四二)から明治三年(一八七〇)までの記録が残されている。鳥取藩の分限帳には、「御支配帳」以外にも、「組帳」「二ノ支配帳」などがある。

③「文化役職取調書」 文化年間(一八〇四～一八一八)において、鳥取藩の各家格・役職ごとの職務・格式・役料などの記録を編纂した史料。本稿では、「文化役職取調書」のなかでも、御忍について記された史料である「御忍」(六九六四)を用いる。

④「藩士家譜」 鳥取藩池田家に仕官した家臣たちの家譜の総称。由緒書ともいい、御忍の家譜は、全部で一六家分ある。これらは、①「新長次郎家譜」(九九九四)・②「新彦市家譜」(九九九八)・③「新幾三郎家譜」(九九九五)・④「新保門家譜」(九九九九)・⑤「伊賀赤心家譜」(八八六九)・⑥「吉岡保有家譜」(九二九八)・⑦「吉岡保之家譜」(九二九九)・⑧「吉岡英郷家譜」(九三〇〇)・⑨「吉岡義信家譜」(九三〇二)・⑩「吉岡保恒家譜」(九三〇三)・⑪「吉岡豊三郎家譜」(九三〇一)・⑫「吉岡正臣家譜」(九二九七)・⑬「国府保景家譜」(九八六二)・⑭「国府自休家譜」(九八六三)・⑮「安場保忠家譜」(九七五〇)・⑯「安場義太郎家譜」(九七五一)である。なお、文中の各家の呼称は、幕末における当主の名前をそれぞれの家の表記としている。以上が、本稿で主に用いる「鳥取藩政資料」から抜粋した史料である。

さらに、本稿では、鳥取藩の先行研究として、以下に示す二点の資料を基に、鳥取藩の御忍について述べる。

①『鳥取藩史』第一巻～第六巻（他別冊・別巻有）（鳥取県、一九六九～一九七二）鳥取藩の歴史について、「職制志」「軍制志」「財政志」など、あらゆる観点からテーマ別にまとめた資料。本稿ではとくに「職制志」を参照し、鳥取藩の御忍について述べる。また、『鳥取藩史』には、稿本と刊行本がある。稿本は、明治四二年（一九〇九）から昭和八年（一九三三）にかけて、旧藩主鳥取藩池田家が編纂したもので、「鳥取藩政資料」（一～五九）に含まれる。

②『鳥取県史』第三巻～第一三巻（鳥取県、一九七四～一九八二）鳥取藩の歴史について、政治・社会経済・文化産業など、あらゆる観点からテーマ別にまとめた資料。本稿では、主に近世編である第三巻から第五巻を参照し、鳥取藩の御忍について述べる。

なお、第六巻から第一三巻は、近世資料編である。

以上が、本稿で用いる鳥取藩の先行研究にかかわる資料である。

本稿では、これら以外にも、各藩の概要についてまとめた工具所である『藩史大事典』⁽⁴⁾や、鳥取藩の参勤交代の先行研究である『鳥取藩の参勤交代』⁽⁵⁾も用いて、御忍について述べる。

第一章 鳥取藩と御忍

第一節 鳥取藩池田家

では、これから鳥取藩の御忍を検討するにあたって、まずは鳥取藩の概要について述べる。

鳥取藩とは、因州藩とも因幡藩ともいい、因伯二国三二万石を領した外様の大藩である。藩庁は因幡国邑美郡鳥取に置かれ、因幡国内に鹿奴藩（鳥取東館新田藩）・若桜藩（鳥取西館新田藩）の二支藩が存在した。

鳥取藩を支配したのは、代々池田家である。本稿で述べる池田家とは、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦い以後、鳥取に入封した①長吉流池田家・②利隆流池田家・③忠雄流池田家の三家をさす。

本稿では、これら池田家三家を鳥取藩池田家三家と称し、まずは、その出自から鳥取藩池田家三家それぞれの系譜に至るまでの事歴を紐解いていく。

(一) 池田家の出自

では、ここからは、池田家の出自について述べる。

池田家の出自については諸説あるけれども、ここでは『鳥取県史』⁽⁶⁾の例にならって、享和元年（一八〇一）若桜藩五代藩主池田定常（冠山）が著した「池田氏家譜集成」⁽⁷⁾に述べるところを、以下に示す。

清和源氏居住摂州

池田 輝政之時松平氏ヲ賜フ。但、備中守長吉子族旧号を改メズ。(割注)

頼光 五代瀧口恭政⁽⁸⁾ 池田右馬允ト号ス、伝云、蓋其後世摂州之住人池田九郎教依、河

内判官楠正行遺腹之子ヲ養テ、池田十郎教正と号ス、後兵庫助ト称ス。將軍義詮義

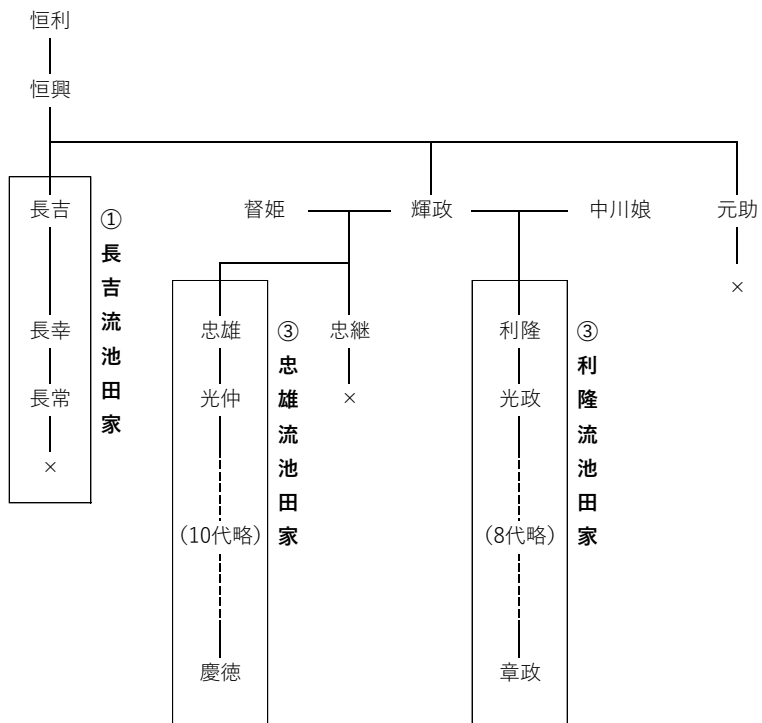
満ノ時、其武名顕ス。其子佐正ト云、佐正ノ子ヲ池田六郎ト云、爾来池田ト称ス也。

この記述によれば、池田家の遠祖は、摂津国に居住する清和源氏頼光である。池田家は、頼光の五代目である池田右馬允以後、後世摂津国の住人であり、池田九郎教依は、河内判官楠正行の遺腹の子である池田十郎教正を養った。

教正は、後に兵庫助と号し、室町幕府二代將軍足利義詮の時代に武名を顕した。教正の子を、佐正といい、佐正の子を池田六郎といい、以来池田家と称した。

ただし、この出自については、学者でもあった著者の定常自身、疑問を抱いていたようである。天保三年（一八三二）、定常は六六歳で綴った随筆「思ひ出草」⁽⁹⁾のなかで、池田家の出自について、「護国院信輝入道⁽¹⁰⁾より前はその実一決しかたし」と述べている。

鳥取藩池田家三家の略系図



なお、本稿の略系図は兄弟順に、右から左へ記している。

これは、ここからは、鳥取藩池田家三家について述べる。
 ここでいう鳥取藩池田家三家とは、池田家の祖池田恒利の孫の代から分派した、鳥取に入封した池田家三家のことで、①長吉流池田家・②利隆流池田家・③忠雄流池田家をさす。これから恒利以降の池田家について詳しく述べる前に、まずは、これら鳥取藩池田家三家の略系図を作成し、以下に示す。

(二) 鳥取藩池田家三家

また、定常と同様の説を示した学者の一人に、新井白石がいる。白石は、諸大名三三七家の由来と事歴を収録した「藩翰譜」のなかで、池田家の祖を池田恒利としており、それ以前の出自については定かではないという見解を示している(11)。
 なお、『鳥取藩史』ではこれらの見解を受けて、「今日史学の進みし上より細に論ずれば、意見もあるへけれど、今更穿鑿すへきにあらず。(中略)既に数百年前に定まりし上は今之に従ふべきなり由、是爰に池田紀伊守恒利公を祖とし、信輝・輝政二公を経て、以て忠継公に接する事と為したり」と述べている。
 以上が、池田家の出自である。
 本稿ではこれらを踏まえて、池田家の祖を池田恒利とし、恒利以降の池田家の事歴について紹介していく。

この図によれば、まず、①の初代池田長吉は、池田恒興の三男である。次に、②の初代池田利隆は、池田輝政の長子である。そして、③の初代池田忠雄は、池田輝政の三男である。

これら鳥取藩池田家三家を簡単にまとめると、以下のようになる。

①長吉流池田家 池田長吉を初代とし、長吉・長幸・長常と三代に渡って続いた鳥取藩池田家のひとつ。しかし、三代目長常には嗣子がなく、長吉流池田家はこの三代で途絶えた。

②利隆流池田家 池田輝政と中川清秀の娘とのあいだに生まれた池田利隆を初代とし、利隆・光政・綱政・継政・宗政・治政・斉政・斉敏・慶政・茂政・章政と一一代に渡って続いた鳥取藩池田家のひとつ。二代目光政が岡山へ入封して以降、利隆流池田家は代々岡山藩を支配し、明治維新を迎えた。その後、廃藩置県によって免官され、東京へ移った後、明治一七年（一八八四）、華族となり、侯爵に叙された。

③忠雄流池田家 池田輝政と徳川家康の次女督姫（良正院）とのあいだに生まれた池田忠雄を初代とし、忠雄・光仲・綱清・吉泰・宗泰・重寛・治道・斉邦・斉稷・斉訓・慶行・慶栄・慶徳と一三代に渡って続いた鳥取藩池田家のひとつ。二代目光仲が鳥取へ入封して以降、忠雄流池田家は代々鳥取藩を支配し、明治維新を迎えた。その後、廃藩置県によって免官され、東京へ移った後、明治一七年（一八八四）、華族となり、侯爵に叙された。

以上が、鳥取藩池田家三家の略歴である。

長吉流池田家

では、ここからは、鳥取藩池田家三家の詳しい事歴について述べる。まずは、長吉流池田家の事歴である。

前に述べたとおり、長吉流池田家の初代池田長吉は、池田恒興の三男である。

池田家の祖で、恒興の父である池田恒利は、室町幕府一二代將軍足利義晴に仕官した武将である。恒興の母は養徳院といい、恒興が生まれた数年後、恒利の死去によって、織田信長の乳母となった。そのため、恒興は幼い頃から乳兄弟として、織田家に養われた。

その後、恒興は数々の功を立て、元亀元年（一五七〇）、姉川の戦いで活躍し、犬山城主として一万貫を領した。また、織田信長の死後は、羽柴秀吉に接近し、天正一二年（一五八四）、小牧長久手の戦いにおいて、長子元助・次男輝政・三男長吉と共に、秀吉方に属した。しかし、この戦いによって、恒興と元助は討死し、長吉は負傷した。

長吉は、慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦いで兄輝政と共に東軍に属し、功を立てた。その後、徳川家康からこれを認められ、鳥取城主として因幡国四郡（邑美・法美・巨濃・八上）六万石を領した。すなわち、この入封において、鳥取藩池田家三家は始まったといえる。

その後、慶長一十九年（一六一四）、長吉は死去し、長子長幸が二代目となった。長幸は、

元和元年（一六一五）、大坂の陣で池田利隆の隊に属し、功を立てた。そして、元和三年（一六一七）、松山へ移封し、備中国六万五〇〇〇石を領した。

その後、寛永三年（一六二六）、長幸の長子長常が三代目となった。しかし、長常には嗣子がなく、長吉流池田家はここで途絶えた。

以上が、長吉流池田家の事歴である。

利隆流池田家

では、次に、利隆流池田家の事歴について述べる。

なお、利隆の父輝政は、御忍の由緒書にも登場する重要な人物であるため、本稿ではこの出生から、すこし詳しく輝政の事歴について述べる。

池田輝政は、永祿七年（一五六四）、尾張国清州に生まれ、父恒興の乳兄弟である織田信長に仕官した。その後、天正一〇年（一五八二）、本能寺の変で信長が死去した後は、羽柴秀吉に仕官し、天正一二年（一五八四）、小牧長久手の戦いにおいて、秀吉方に属した。しかし、この戦いを理由に、父恒興と兄元助は討死し、弟長吉は負傷した。そのため、輝政は、秀吉の命によって父の跡を継ぎ、大垣城主として美濃国一三万石を領した。同年、中川清秀の娘とのあいだに、利隆流池田家の初代となる長子利隆が生まれた。

輝政は、天正一三年（一五八五）、岐阜城主として美濃国一〇万石を領し、天正一八年（一五九〇）、吉田城主として三河国東部四郡（宝飯・設楽・八名・渥美）一五万二〇〇〇石を領した。その後、文祿三年（一五九四）、秀吉の命によって、徳川家康の次女である督姫（良正院）を継室に迎えた。そして、慶長四年（一五九九）、輝政と督姫とのあいだに、次男忠継が生まれた。

輝政は、慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦いにおいて、東軍に属し、功を立てた。その後、徳川家康からこれを認められ、姫路城主として播磨国五二万石を領した。さらに、慶長七年（一六〇二）、督姫とのあいだに、三男忠雄が生まれた。その後も、輝政と督姫とのあいだには、四男輝澄・五男政綱・六男輝興が生まれた¹²。

このように、輝政の次男忠継以下は、長子利隆とは異なり、督姫とのあいだに生まれた徳川家康の外孫にあたる。このような血筋の違いを理由に、慶長八年（一六〇三）、当時わずか五歳の忠継には、備前国二八万石が与えられた。一方、利隆は幼少の忠継の代わり、備前国の支配を任された。

慶長一八年（一六一三）、輝政は死去した。このとき、輝政の遺領は利隆だけでなく、忠継にも与えられた。利隆は、播磨国西部三郡（宍粟・赤穂・佐用）を除く一三郡四二万石を領した。一方、忠継は、備前国二八万石と、上記三郡（宍粟・赤穂・佐用）九万八〇〇〇石の計約三八万石を領した。

その後、元和二年（一六一六）、利隆は死去し、長子光政が二代目となった。しかし、光政は幼少を理由に、国替を命じられ、元和三年（一六一七）、鳥取へ移封し、因伯二国三二万石を領した。

光政は一六六年に渡って鳥取に在城し、鳥取城の増築や城下町の拡張に努めた。そして、寛永九年（一六三二）、光政は再び国替を命じられ、岡山へ移封し、備前国三一万五〇〇石を領した。以後、利隆流池田家は代々岡山藩を支配し、明治四年（一八七二）、廃藩置県に至った。

以上が、利隆流池田家の事歴である。

忠雄流池田家

では、最後に、忠雄流池田家の事歴について述べる。

前に述べたとおり、忠雄流池田家の初代池田忠雄は、徳川家康の外孫にあたる。そのため、慶長一五年（一六一〇）、忠雄はわずか九歳で、淡路国六万石を与えられた。その後、元和元年（一六一五）、兄忠継が早世し、忠雄およびその弟たちには、忠継の遺領が与えられた。

このとき、忠雄は、岡山城主として備前国二八万石と、母の化粧田である備中国浅口郡三万五〇〇〇石の計三一万五〇〇〇石を領した。一方、四男以下には、播磨国西部三郡（宍粟・赤穂・佐用）が与えられた。このうち、四男輝澄は、宍粟郡三万八〇〇〇石を領し、五男政綱は、赤穂郡三万五〇〇〇石を領し、六男輝興は、佐用郡二万五〇〇〇石を領した。⁽¹³⁾

その後、寛永九年（一六三二）、忠雄は死去し、長子光仲が跡を継いだ。しかし、光仲は幼少を理由に、国替を命じられ、同年、鳥取へ移封し、因伯二国三二万石を領した。以後、忠雄流池田家は代々鳥取藩を支配し、明治四年（一八七二）、廃藩置県に至った。

以上が、忠雄流池田家の事歴である。

なお、『藩史大事典』によれば、鳥取藩の成立は、国替によって光仲が鳥取へ入封した後、約二四〇年に渡って、忠雄流池田家が支配した因伯二国をさす⁽¹⁴⁾。これを踏まえて、本稿では忠雄流池田家の二代目池田光仲から、一三代目池田慶徳までの一二代を鳥取藩歴代藩主とし、ここからは、彼らの事歴について述べる。

(三) 鳥取藩池田家の歴代藩主

本章の冒頭で述べたとおり、池田家本来の大名としての性格は、外様大名である。しかし、幕府は、池田光仲の父忠雄が徳川家康の外孫であることを理由に、忠雄流池田家を外様大名としてではなく、准家門に相当する家として扱っていた⁽¹⁴⁾。

このような背景が、とくに幕末における池田家および鳥取藩に重要な意味をもたらし、文久三年（一八六三）の本圀寺事件にも繋がってゆく。

では、ここからは、鳥取藩池田家の歴代藩主について、以下に簡単にまとめておく。

なお、藩主名以下に記された年は、その藩主の生没年を示している。

初代池田光仲 寛永七年（一六三〇）～元禄六年（一六九三）。池田忠雄の三男。幼名

は勝五郎。母は徳島藩主蜂須賀至鎮の娘三保姫。正室は紀州藩主徳川頼宣の長女茶々姫。幼年の藩主でありながら、父忠雄が徳川家康の外孫であることを理由に、廃藩を免れ、鳥取へ入封した。長子は綱清、次男は仲澄。その後、綱清は二代目となった。一方、光仲は次男仲澄に二万五〇〇〇石を与えて、東館池田家を立てた。これが、後の鹿奴藩（鳥取東館新田藩）である。官位は従四位下、官職は左近衛少将・相模守。法号は興禪院。

二代目池田綱清 正保四年（一六四七）～正徳元年（一七一二）。初代池田光仲の長子。幼名は新五郎、初名は輝高。母は茶々姫。正室は盛岡藩主南部重信の娘式姫。清綱は病弱で嗣子がなく、鹿奴藩初代藩主池田仲澄の長子長吉を養子に立てた。また、弟清定には一万五〇〇〇石を与えて、西館池田家を立てた。これが、後の若桜藩（鳥取西館新田藩）である。官位は従四位下、官職は左近衛少将・伯耆守。法号は清源寺。

三代目池田吉泰 貞享四年（一六八七）～元文四年（一七三九）。二代目池田綱清の養子。綱清の兄鹿奴藩初代藩主池田仲澄の長子。幼名は長吉、後に勝五郎。初名は輝清、後に吉明、吉泰。母は水戸徳川家の分家保内藩主松平頼隆の娘菊子。正室は加賀藩主前田綱紀の娘敬姫。吉泰の治世は四〇年と長く、その間、多くの災害に見舞われた。官位は従四位下、官職は左近衛少将・相模守。法号は天祥院。

四代目池田宗泰 享保二年（一七一七）～延享四年（一七四七）。三代目池田吉泰の長子。生母は側室中村氏。鳥取で生まれた。正室は紀州藩主徳川宗直の娘久姫。元文四年（一七三一）、宗泰が四代目となってまもなく、鳥取藩では増税に反対した領民による大規模な鳥取藩元文一揆が起こった。そのため、宗泰は早々に儉約令を出し、財政の再建に努めた。治世はわずか九年。官位は従四位下、官職は侍従・出羽守。法号は大広院。

五代目池田重寛 延享三年（一七四六）～天明三年（一七八三）。四代目池田宗泰の長子。幼名は勝五郎。初名は仲繆、後に重繆。生母は久姫。家督相続のおり、家臣団は重寛の幼少を理由に、若桜藩三代藩主池田定就を五代目とし、重寛をその養嗣子に立てる旨を幕府に願い出た。しかし、これは承諾を得られず、幕府は、①久姫の実家が紀州徳川家で、②初代藩主光仲が三歳で家督相続をしたことを理由に、重寛を五代目とした。その後も幕府の監視は続き、寛延二年（一七四九）には、重寛の幼少を理由に、御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を派遣し、鳥取藩の巡閲を行なった。正室は桑名藩主松平忠刻の娘律姫。長子は治恕、次男は治道、三男は澄時、四男は仲雅。彼らはいずれも側室の出である¹⁵。しかし、治恕は早世し、治道が六代目となった。一方、仲澄は鹿奴藩六代藩主となり、仲雅は鹿奴藩七代藩主となった。官位は従四位下、官職は左近衛少将・相模守。法号は岱嶽院。

六代目池田治道 明和五年（一七六八）～寛政一〇年（一七九八）。五代目池田重寛の次男。幼名は岩五郎、後に秀三郎。初名は為智。生母は側室村上氏。正室は仙台藩主伊達重村の娘生姫。継室は紀州藩主徳川重倫の娘丞姫。祖母久姫の影響を受け、治道

はおおいに藩政に努めた。長子は斉邦、次男は斉稷。その後、斉邦は七代目となり、斉稷は八代目となった。官位は従四位下、官職は侍従・相模守。法号は大機院。

七代目池田斉邦 天明七年（一七八七）～文化四年（一八〇七）。六代目池田治道の長子。幼名は秀三郎、後に銀之進。生母は側室三保の方。鳥取で生まれた。家督相続のおり、江戸で生まれた弟永之進（斉稷）と対立した後、七代目となった。しかし、斉邦は早世し、薩摩藩主島津斉宣の娘操姫との縁談は流縁となった。その後、弟永之進が急養子に立てられ、八代目となった。官位は従四位下、官職は侍従・相模守。法号は真澄院。

八代目池田斉稷 天明八年（一七八八）～天保元年（一八三〇）。六代目池田治道の次男。幼名は永之進。初名は道稷。生母は側室浦の方。正室は米沢藩主上杉治広の娘演姫。兄斉邦が早世し、斉稷が八代目となった。その後、斉稷は將軍徳川家斉の一二男斉衆を婿養子に立てた。このように、徳川家との血縁を深めたことで、鳥取藩では、①葵の紋を専用することが許され、②江戸城の詰所は、大広間から大廊下に昇格した。一方、斉稷自身は、③従四位上に昇叙された。しかし、斉衆は早世し、異母弟斉訓が九代目となった。官位は従四位上、官職は左近衛中将・因幡守（17）。法号は耀国院。

九代目池田斉訓 文政三年（一八二〇）～天保十二年（一八四二）。八代目池田斉稷の異母弟。幼名は誠之進。初名は要訓。生母は側室高沢氏。異母兄斉衆が早世し、跡を継いだ。正室は將軍徳川家斉の娘泰姫。斉訓は家斉の娘を正室に迎えたことよって、將軍家からとくに厚遇されることになった。しかし、斉訓は婚儀の翌年、早世した。そのため、鹿奴藩八代藩主池田仲律の長子慶行が急養子に立てられ、一〇代目となった。官位は従四位上、官職は左近衛少将・因幡守。法号は瑞徳院。

一〇代目池田慶行 天保三年（一八三二）～嘉永元年（一八四八）。九代目池田斉訓の養子。鹿奴藩八代藩主池田仲律の長子。仲律は鹿奴藩七代藩主池田仲雅の三男で、祖父仲雅は、鳥取藩五代藩主重寛の四男である。そのため、慶行は、五代目重寛の曾孫にあたる。幼名は亀丸。初名は茂高、後に茂行。生母は側室若林氏。生前、慶行は佐賀藩主鍋島斉正の娘貢姫と婚約していた。しかし、この早世によって、縁談は流縁となった。その後、加賀藩主前田斉泰の次男慶栄が養子に立てられ、一一代目となった。官位は従四位下、官職は左近衛少将・因幡守。法号は正国院。

一一代目池田慶栄 天保五年（一八三四）～嘉永三年（一八四八）。一〇代目池田慶行の養子。加賀藩主前田斉泰の次男。幼名は亀丸、後に喬松丸。初名は利順。母は將軍徳川家斉の二〇女浴姫。家督相続のおり、家臣団は鹿奴藩七代藩主池田仲律の三男で、慶行の弟裕之進を、仮養子に立てる旨を幕府に願い出た。しかし、これは承諾を得られず、幕府は仲律の娘聡姫を養女に立てた。また、加賀藩主前田斉泰の次男喬松丸（慶栄）を婿養子に立て、一一代目とした。なお、他家からの養子を鳥取藩主としたのは、これがはじめてである。しかし、慶栄は早世し、幕府は、水戸藩主徳川斉昭の五男慶徳を養子に立て、一二代目とした。官位は従四位上、官職は侍従・因幡守。法

号は栄岳院。

一二代目池田慶徳 天保八年（一八三七）～明治一〇年（一八七七）。一二代目池田慶栄の養子。水戸藩主徳川斉昭の五男。幼名は五郎麿。初名は昭徳。生母は側室松波春子。正室は若桜藩八代藩主の養女寛姫。父斉昭の影響を受け、慶徳は尊王攘夷を主張しながらも、公武合体路線を貫き、「尊王敬幕派」の立場をとっていた¹⁸。しかし、この中立的な立場は、藩内の尊王攘夷派と佐幕派の対立を激化させ、文久三年（一八六三）、本圀寺事件が起こった。外様大名でありながら、將軍徳川慶喜が異母弟である慶徳の立場は微妙であった。しかし、鳥羽伏見の戦いでは、家老たちの判断によって、薩長軍に属し、倒幕の姿勢を明らかにした。明治二年（一八七一）、版籍奉還で鳥取藩知事を拝命し、明治四年（一八七一）、廃藩置県で免官となった。以上が、鳥取藩池田家の歴代藩主の略歴である。

第二節 鳥取藩池田家臣団と御忍

さて、本章の第一節では、池田家の出自から、鳥取藩池田家三家それぞれの系譜に至るまでの事歴を紐解き、鳥取藩歴代藩主の略歴について述べた。ここからは、鳥取藩を構成した鳥取藩池田家臣団について触れ、鳥取藩池田家臣団のなかで、御忍がどのように位置づけられるのかを検討していく。

(一) 鳥取藩池田家臣団

では、まずは、鳥取藩池田家臣団の概要について述べる。

本稿では、鳥取藩池田家臣団の格式と職制について触れ、鳥取藩池田家臣団の全体像を明らかにした上で、鳥取藩における御忍の位置づけを検討していく。

鳥取藩池田家臣団の格式

鳥取藩池田家臣団の格式については、『鳥取藩史』¹⁹ および『鳥取県史』²⁰ に詳しい。そのため、本稿では、これらの記述に依りながら、鳥取藩池田家臣団の格式について述べる。

まず、鳥取藩池田家臣団の格式は、大きくはふたつに分けられる。これらは、士分以上と士分以下である。

士分以上とは、馬に乗る資格を有する武士のことで、普通は一〇〇石以上の知行を与えられた者をさす。一方、士分以下とは、足軽など軽輩の武士のことで、石高も多くは一〇〇石に満たない者をさす²¹。

また、これら士分以上と士分以下には、それぞれに相当する家格があった。これらの家格の名称を、それぞれ格式の高い順に示すと、以下のようになる。

《士分以上》 着座・大寄合・番頭・物頭・羽織幌・寄合・諸奉行・馬廻
《士分以下》 徒・弓徒・掃除坊主・苗字付・無苗

このように、鳥取藩では、士分以上・士分以下が明確に区分されており、御忍は、士分以下の徒身分にあたる格式であった。これは、士分以下のなかでは、最も高い格式である。ただし、士分以下は、士分以上とは歴然とした身分差が設けられていたため、士分以下の者が、士分以上に昇格することはほとんどなかった。よって、御忍は、鳥取藩池田家臣団のなかでも、決して高い身分であるとはいえなかった。

鳥取藩池田家臣団の家格

では、ここからは、鳥取藩池田家臣団それぞれの家格について述べる。

前に述べたとおり、鳥取藩池田家臣団の格式は、士分以上・士分以下が明確に区分されており、さらに、それぞれに相当する家格が存在していた。

これらの家格の名称について、格式の高い順に、以下に簡単にまとめておく。

《士分以上》

着座 家臣団における最高の格式。米子荒尾家・倉吉荒尾家・和田家・津田家・鶴殿家・乾家・池田家二家・荒尾家二家の計一〇家がこれにあたる。家老の職に就くことができたのは、これら着座家の者だけである。

大寄合 着座に次ぐ格式。荒尾家・鶴殿家・津田家・織田家の四家がこれにあたる。

寛文年間（一六六一～一六七二）に創設され、着座家の次男以下が選ばれた、名誉的格式である。

番頭 馬廻を組士として支配する組頭。番頭は、①証人上・②譜代番頭・③平番頭に分けられ、それぞれに身分差が設けられていた。なお、①は、着座家と共に幕府に証人を差し出した家のことをさす。福田家・菅家・安養寺家・矢野家の四家がこれにあたる。

物頭 弓・鉄砲・旗・長柄を扱う足輕を率いる足輕大將。①御鉄砲頭・②御旗・③御長柄・④御城詰物頭に分けられ、御忍を支配した御目付の家格は、④にあたる。

羽織幌 物頭身分と同等の格式。古くは羽織とも、布衣の衆とも呼ばれ、元禄年間（一六八八～一七〇四）以後、御使番とも呼ばれた。主に軍使・伝令役を勤めた。

寄合 ①高禄ながら非役である者・②一〇〇石以上の幼少子弟・③羽織幌以上の家格で、隠居している者をさす。ただし、万治三年（一六六〇）以後、④一〇〇〇石以下の者・⑤無足の者もさすようになった。後に学館奉行・簡略奉行・銀札場長役を勤めた。

諸奉行 町奉行・寺社奉行など、役方によって設けられた家格。主に給人・無足の次男以下が編入された。町奉行・寺社奉行と同等の待遇を受けた。

馬廻 士分で、とくに格式のない者をさす。着座・番頭のもとでいくつかの組に編成されたことから、組士とも呼ばれ、属すべき組頭のない場合は、無組頭（組外）とも呼ばれた。石高は差異がおおきく、上は数百石の給人から、下は無足までであった。

《士分以下》

徒 古くは走衆と呼ばれ、歩卒のことをさす。取次替とも呼ばれた。これは、徒身分のなかでも、御目見以上の者を取次替と称していたところ、後に徒全体のことをさすようになったからである。元禄二年（一六八九）以後、新規に召し出だされた者は、一八俵三人扶持が定禄となった。また、徒の半数以上は、諸役所の役人を勤めた（御役徒）。御忍・御供目付・町御目付の家格はこれにあたる。

弓徒 御歩行弓とも御徒弓とも書かれ、弓卒のことをさす。多くは徒身分と同様に、諸役所の役人を勤めた。元禄一六年（一七〇三）以後は、一三俵三人扶持が定禄となった。

掃除坊主 徒身分の次男や三男、あるいは徒身分への振替にあたって、年数不足の者などが坊主身分となった。また、年功によっては、徒方への復帰が可能であった。

苗字付 士分以下のなかで、苗字を持つことを許された最低位の格式。一〇俵二人扶持が定禄である。

無苗 鳥取藩池田家臣団のなかで、最下位の格式。足軽が大部分を占めており、一人扶持あるいは二人扶持が定禄である。精勤者・年功者は、苗字付に格上げされることもあった。

以上が、鳥取藩池田家臣団の家格の概略である。

鳥取藩池田家臣団の職制

では、次に、鳥取藩池田家臣団の職制について述べる。

鳥取藩池田家臣団の職制については、鳥取藩池田家臣団の格式と同様に、『鳥取藩史』および『鳥取県史』に詳しい。そのため、本稿ではこれらの記述に依りながら、鳥取藩池田家の職制について述べる。

鳥取藩の職制については、『藩史大事典』にこの大綱が示されている⁽²²⁾。よって、まずは、「鳥取藩の職制の大綱」を、以下に示す。

ただし、この大綱は、時期によって若干の異動があり、この大綱全体は、漸進的に成立したものであると考えられる。よって、御目付と御忍の關係については後述に任せる。

なお、以下に示した大綱は、『藩史大事典』の大綱に、一部改変を加えているものである⁽²³⁾。

この大綱によれば、鳥取藩の職制は、藩主を頂点とし、①御櫓・②御勤役・③御奏者・④御用部屋・⑤御目付・⑥守衛方と大きくは六つの職掌（機関）に分けられる。そして、ここからそれぞれの職掌が枝分かかれし、鳥取藩全体を構成している。

これらのなかでも、鳥取藩政の中心は、御櫓にある。大綱で示したとおり、鳥取藩では、

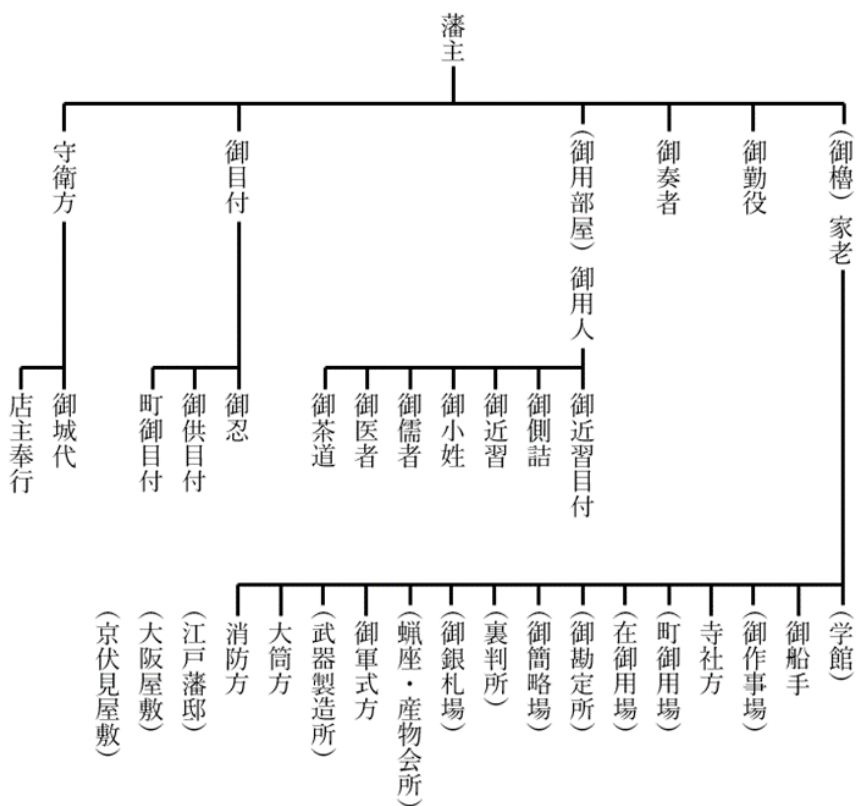
学館以下ほとんどの職掌（機関）は、御櫓の支配下に置かれていた。

『鳥取県史』⁽²⁴⁾によれば、慶安元年（一六四八）以後、家老はこの御櫓に出勤し、月番交代制による執務を行なった。また、寛文年間（一六六一〜一六七三）には、御用日・評定日が創設された。これにより、家老以下諸役人（御用人・勘定頭・御目付・裏判吟味役・郡代・郡奉行・町奉行など）は、一定の日には御櫓に集まり、政務に関するさまざまな協議を行なうようになった。また、御用日の評議は、月番の家老が主催し、これを行なったようである。

このように、鳥取藩では基本的に、御櫓を中心に政務が進められており、この御櫓を司る家老が、政務の実権を握っていた。

以上が、鳥取藩池田家臣団の職制の概略である。

鳥取藩の職制の大綱



幕末における鳥取藩池田家臣団の職制

では、ここからは、幕末における鳥取藩池田家臣団の職制について述べる。

嘉永六年（一八五三）、ペリーが率いるアメリカ合衆国海軍東インド艦隊が来航したこ

とをきっかけに、日本国内では、軍制改革の必要性が強く意識されるようになった。鳥取藩も例にもれず、これを皮切りに軍制改革に着手し、安政五年（一八五八）には、御軍式潤色が発表された。これにより、大砲重視の軍式が組織され、安政六年（一八五九）、藩政組織の改革が実施された。

元来、近世における身分秩序は、軍団組織に基づいて形成されたものである。そのため、この時期、国内で行なわれたこれらの軍制改革は、身分秩序にまで影響を及ぼした。以下に示すのは、同年五月二四日に制定された、支配分担図（25）である。

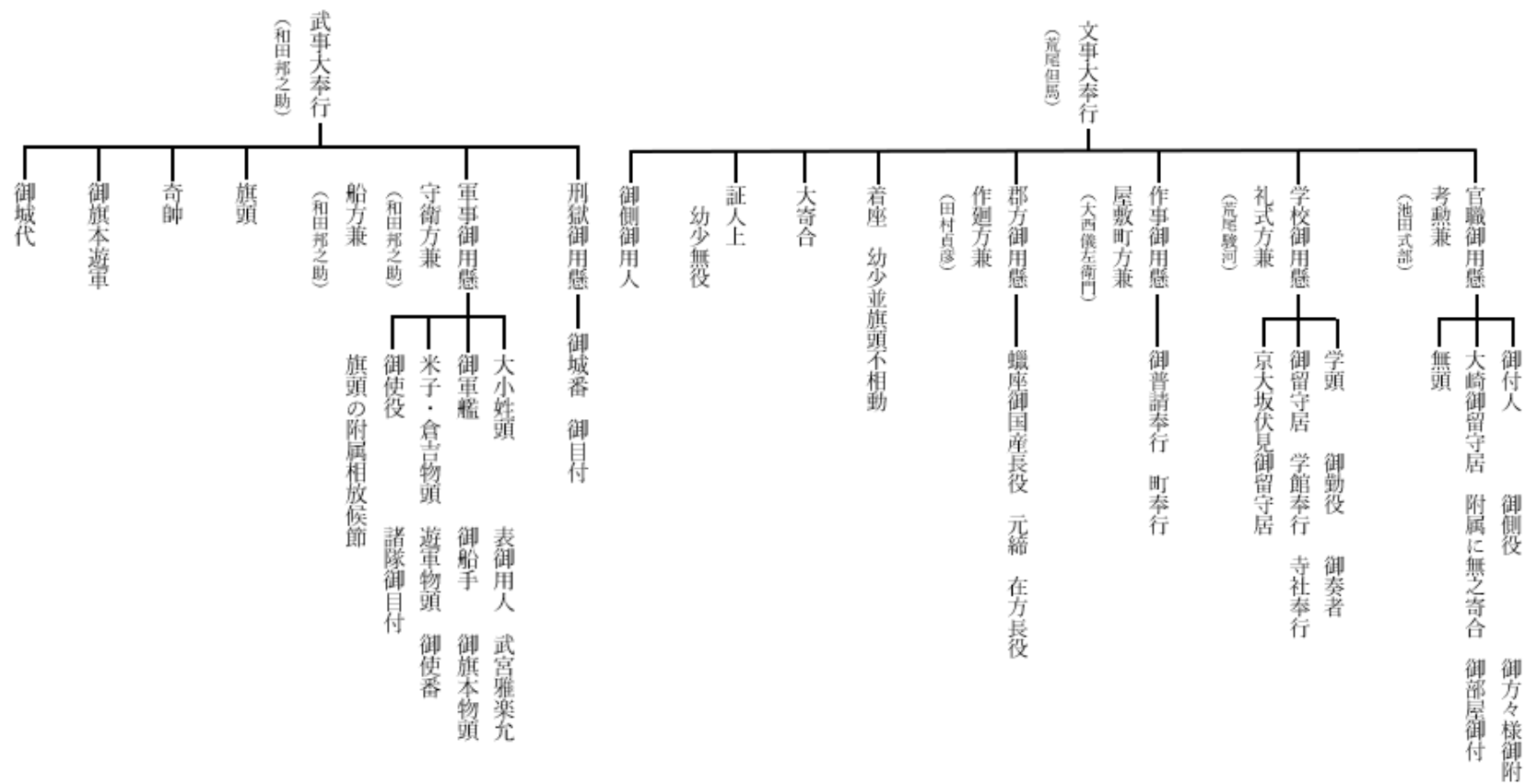
この分担図と、前項で示した「鳥取藩の職制の大綱」とを比較した場合、鳥取藩の職制は、それまでとは明らかに変容したことがわかる。

まず、この分担図では、政務の中心は御櫓から、文事大奉行・武事大奉行の二本柱に取って代わられている。そして、この二大奉行制のもと、①官職御用懸・②学校御用懸・③作事御用懸・④郡方御用懸・⑤刑獄御用懸・⑥軍事御用懸と六つの御用懸が、これらの支配下に置かれている。

さらには、家老職と同格の中老職が新たに置かれ、二代藩主池田慶徳は、御用人田村貞彦たち「五人連」を中核とし、藩政組織の改革に取り組んだ（26）。

前に述べたとおり、鳥取藩の家老職は、従来、着座家の者だけが任命された世襲的職分である。しかし、軍事力の強化が急務である幕末においては、このような家制度から脱却し、着座家以外の実力者を、藩政の中枢に参画させる必要があった。（27）。

これにより、御忍は、万延元年（一八六〇）から明治二年（一八六九）にかけて、家業御放となり、御忍の職務を解かれた。しかし、このように藩政組織が様変わりするなかで、藩内の尊王攘夷派と佐幕派の対立は激化し、文久三年（一八六三）の本圀寺事件へと繋がってゆく。



(二) 鳥取藩池田家臣団と御忍の仕官

では、ここからは、鳥取藩池田家臣団と御忍の仕官について述べる。

『鳥取県史』⁽²⁸⁾によれば、鳥取藩池田家臣団の特徴は、慶長五年(一六〇〇)から慶長一七年(一六一二)にかけて、重臣を除く一般家臣団の仕官した人数が、最も多い点である。この理由は、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦いを経て、池田輝政が一举に播磨国五二万石を与えられ、多数の家臣を召し抱える必要が生じたからである。

『藩史大事典』では、この鳥取藩池田家臣団の年代別の仕官数をまとめた表である「家臣団仕官年代構成表」⁽²⁹⁾が示されており、鳥取藩池田家臣団の仕官数を、年代別に比較することができる。

本稿では、この表から「一般家臣団」の仕官数のみを抽出し、御忍の年代別仕官数を新たに書き加えた「一般家臣団および御忍の仕官年代別構成表」を作成した。なお、御忍の仕官年代については、御忍一六家の「藩士家譜」の記述を基に作成した。これを以下に示す。

一般家臣団および御忍の仕官年代別構成表

和暦	西暦	藩主	一般家臣団	御忍	備考
~慶長4	~1600	池田恒興・輝政	51	0	播磨入国以前
慶長5~17	1600~1612	池田輝政	125	2	播磨時代
慶長18~寛永9	1613~32	池田忠継・忠雄	91	3	備前・淡路時代
寛永9~元禄13	1632~1700	池田光仲・清綱	418	22	因伯時代
不詳	不詳	—	368	0	召抱年代不詳
元禄14~慶応4	1701~1868	池田吉泰~慶徳	478	90	因伯時代
明治1~	1868~	池田慶徳	17	0	明治時代

では、この構成表から、一般家臣団と御忍の仕官数の推移を比較していく。

まず、一般家臣団は、播磨入国以前の仕官数と比べて、播磨時代の仕官数が二倍以上増加している。これは、前に述べたとおり、輝政が一举に播磨国五二万石を与えられたことにより、多数の家臣を召し抱える必要が生じたからである。

一方、御忍は、慶長五年（一六〇〇）以前に仕官した者はなく、例外なくすべての御忍が、まさに同年の関ヶ原の戦い以後、召し抱えられたことがわかる。なかでも、播磨時代に仕官した御忍二人は、慶長五年（一六〇〇）・慶長六年（一六〇一）、池田輝政に召し出だされた新長次郎家の御忍である。

その後、備前・淡路時代では、一般家臣団は減少の傾向がみえる一方、御忍の仕官数は、むしろ増加している。この時代に仕官した御忍は、三人である。このうち、一人は新長次郎家の御忍であり、一人は新長次郎家から別家を立てた御忍である。そして、残る一人は、吉岡保有家の御忍である。

新長次郎家・吉岡保有家の二家は、「藩士家譜」のなかで、それぞれ「本家」と呼ばれる家である。この本家から別家を立てた御忍が、おおよそ元禄一三年（一七〇〇）までの因伯時代に池田家に仕官し、以後、代々御忍の家を引き継いでいったものと考えられる。

ところで、因伯時代における一般家臣団と御忍の仕官数について比較した場合、一般家臣団の仕官数は、元禄一三年（一七〇〇）までの仕官数と比べて、元禄一四年（一七〇一）以後は、若干の増加に留まっているのに対し、御忍の仕官数は、約四倍に増加している。

すなわち、御忍の増員は、一般家臣団のなかでも特殊な例であり、元禄一四年（一七〇一）以後、それだけ多くの御忍が必要になったことを意味している。

以上が、鳥取藩池田家臣団と御忍の仕官である。

（三）鳥取藩池田家臣団と御忍の格式

では、ここからは、鳥取藩池田家臣団と御忍の格式について述べる。

鳥取藩の御忍の格式が士分以下の徒身分にあたることは、本章の第一節で述べたとおりである。よって、ここからは、鳥取藩池田家臣団のなかで、御忍がどのように位置づけられるのかを明らかにしていく。

藩主と御忍の関係

まずは、藩主と御忍の関係について述べる。

前提として、藩主と家臣の関係は、一般的に御目見以上・御目見以下に分けられる。御目見以上とは、藩主に直接拝謁する資格を有する身分のことをさす。一方、御目見以下とは、反対にその資格を有しない身分のことをさす。

鳥取藩の御忍は、寛文八年（一六六八）以後、御目見以上の身分となった。そのため、家督を相続する者あるいは家督を相続する予定のある者のなかで、一時的にでも、御忍の職務を勤めた経験のある者は、「年頭御礼」において、藩主に直接拝謁することを通例と

「藩士家譜」にみる鳥取藩歴代藩主が御忍に与えた褒美一覧

代数	藩主	和暦	西暦	褒美	家名	代数	御忍
5代目	重寛	宝暦10	1760	金子・御上下	新幾三郎家	3代目	新紋右衛門
		明和2	1765	金200疋	吉岡保有家	5代目	吉岡伝兵衛
		明和8	1771	御上下	伊賀赤心家	3代目	新作兵衛
		天明3	1783	薄柳御紋付御帷子（重寛遺別の品）	吉岡保有家	5代目	吉岡伝兵衛
6代目	治道	天明6	1786	金子200疋	新幾三郎家	4代目	新綱右衛門
		寛政9	1797	御扇子・御楊枝	吉岡保有家	6代目	吉岡新六
				御扇子2本・御楊枝指	吉岡保之家	3代目	吉岡喜左衛門
11代目	慶栄	嘉永1	1848	川越平御袴地（慶行遺別の品）	吉岡保有家	7代目	吉岡保有
		嘉永2	1849	御金	伊賀赤心家	5代目	伊賀赤心
12代目	慶徳	嘉永5	1852	御紙	新幾三郎家	5代目	新紋右衛門
		安政1	1854	御酒・御吸物・御肴	吉岡保之家	4代目	吉岡喜左衛門
				銀2枚	新幾三郎家	5代目	新紋右衛門
				御銀	吉岡保之家	4代目	吉岡喜左衛門

していたようである。
 このように、御忍は藩主に直接対面し、個人として認識されうる存在であったため、御忍各家の「藩士家譜」には、藩主と御忍の関係が垣間みえる興味深い記述がある。これらに関する個々の考察は、第三章で述べるけれども、ここではとくに、御忍が藩主から頂戴した褒美に着目し、藩主と御忍の関係について検討していく。
 「藩士家譜」には、御忍が藩主から特別に褒美を頂戴している記述が度々みえる。藩主から褒美を頂戴することは、もちろん名誉なことであるけれども、御忍については、藩主遺別の品を頂戴するなど、明らかに彼らの身分の領分を超えた褒美を頂戴している例が確認できる。
 本稿では、「藩士家譜」を基に、鳥取藩歴代藩主が御忍に与えた褒美をまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

この表によれば、御忍は、宝暦一〇年（一七六〇）以後、藩主から褒美を与えられるようになったことがわかる。これらの褒美は、御金や御紙など、一種の儀礼として与えられたとおもわれる例もみえるけれども、それ以外には、個別の勤功によって与えられたとおもわれる例もみえる。

さらに、天明三年（一七八三）には、吉岡保有家の五代目吉岡伝兵衛が、五代藩主池田重寛の遺別の品である「薄柳御紋付御帷子」を頂戴している。また、嘉永元年（一八四八）には、同じく吉岡保有家の七代目吉岡保有が、一〇代藩主池田慶行の遺別の品である「川越平御袴地」を頂戴している。

このように、藩主遺別の品を頂戴するのは、非常にめずらしいことであり、藩主と御忍の関係には、親密性がうかがえる。

なお、宝暦一〇年（一七六〇）以前にも、史料上、藩主と御忍の関係が垣間みえる記述はある。「藩士家譜」では、御忍が藩主から直接、労いの言葉をかけてもらう記述が散見され、これらを「御言葉之御褒美」などと称し、頂戴している例がみえる。よって、宝暦一〇年（一七六〇）以前から、藩主と御忍は直接やり取りを交わす間柄ではあったようである。その後、御忍は藩主から物理的な褒美も頂戴するようになり、なかには、藩主遺別の品を頂戴する御忍の家もあった。

すなわち、御忍は士分以下の徒身分でありながら、御目見以上であることにより、本来ならば結ぶことのできない藩主との関係を取り結び、鳥取藩池田家臣団のなかで、独自の立ち位置を確立していったものと考えられる。

徒身分における御忍の格式

では、ここからは、徒身分における御忍の格式について述べる。

前に述べたとおり、徒身分とは、士分以下の格式であり、本来ならば、藩主に拝謁する資格を有しない御目見以下の身分である。一方、御忍は徒身分のなかでも、例外的に藩主に直接拝謁することを許された御目見以上の身分であった。すなわち、徒身分のなかでも、厚遇を受けた身分であったといえよう。

このように、徒身分にはいくつかの分類があり、それぞれに名称が設けられていた。よって、ここからは、これらの名称について紹介していく。

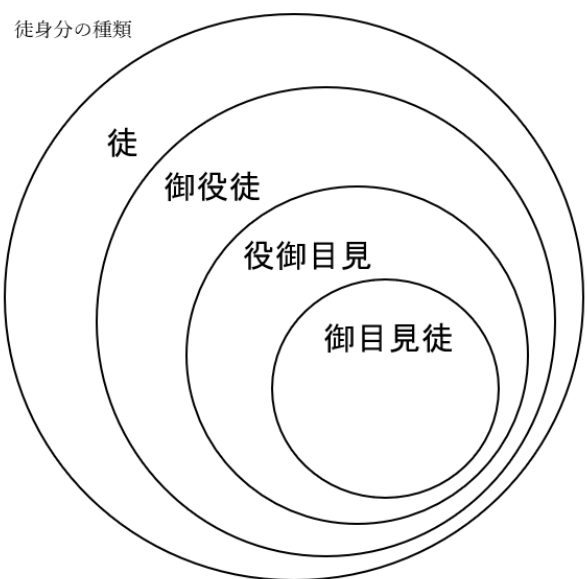
まず、徒身分は、諸役所に勤めている者と、勤めていない者に分けられる。前者は「御役徒」と呼ばれ、徒身分の半数以上が、この「御役徒」に相当した。

次に、御役徒は、御目見以上と、御目見以下に分けられる。なかでも、御目見以上の徒身分は「役御目見」と呼ばれ、御忍は、この「役御目見」に相当した。

さらに、この役御目見は、勤功により、役を離れた後も、御目見以上の身分を残される場合があった。このように、御目見を残された徒身分は「御目見徒」と呼ばれ、徒身分のなかで、最も高い身分であった。

すなわち、徒身分は、①徒・②御役徒・③役御目見・④御目見徒に分けられ、これらは

後者ほど、その母数が小さくなっていくことがわかる。これを図にしたものを、以下に示す。



前に述べたとおり、御忍の身分は、③に相当する。そのため、徒身分全体からみても、母数としては小さくなく、厚遇を受けていたことがわかる。

なお、御忍のなかで④に該当する者は、管見のかぎり、見当たらなかった。

ところで、徒身分のなかで、御忍が他にも厚遇を受けていたことのひとつに、家督相続がある。

「藩士家譜」および「控帳」をみると、本来、一代抱えが原則である徒身分のなかで、御忍は基本的に代々の世襲が許され、家督相続を行っていたことが確認できる。

このように、徒身分のなかで代々の世襲を許された者は、とくに「跡目取御徒」と呼ばれていた。しかし、御忍の家の中には、例外的に、振替の名義を以て、家督相続をした家もみえる。

振替とは、本来は世襲を許されない徒身分の者が、勤続年数により、特別に家督相続を許されることである。よって、御忍が必ずしも「跡目取御徒」であったとはいえず、この身分に該当する条件などについても、いまのところはよくわかっていない。

以上が、徒身分における御忍の格式である。

家業家を兼ねる御忍

さて、御忍は徒身分のなかでも、御目見以上の役御目見であり、これは徒身分において、比較的厚遇を受けた身分であった。そして、この厚遇の理由には、御忍が家業家と呼ばれる家の性質を兼ねていたことが関係しているものとおもわれる。

よって、ここからは、鳥取藩のなかでも特殊な位置づけにあった家業家について触れ、鳥取藩池田家臣団における御忍の特殊性を明らかにしていく。

『鳥取藩史』⁽³⁰⁾によれば、家業家とは、専門的技術を以て召し出だされた家々のことである。砲術家・兵学家・馬術家・軍用役・医師・茶道・儒者・礼法家・故実家・穴生方・御料理人・御大工・絵師・御役者・御鷹匠・御忍などがこれにあたり、格式は士分以上・士分以下にかかわらず、弓徒身分から物頭身分に至るまで、さまざまであった⁽³¹⁾。

家業家とは、その専門性を問われる家柄であり、子孫代々家業に精通することを求められた。そのため、他家と同様の格式であっても、家業家では、藩主から受ける待遇が異なる場合があった。

たとえば、家禄の待遇である。そもそも鳥取藩の家督相続では、①養子および②幼少による家禄の減少は普通である。とくに、①による減禄を「養子減」といい、この減少の割合は、禄高に応じて定められていた。また、②による減禄は、元服後、復禄を許されることが通例であった。

一方、家業家では、実子・養子にかかわらず、専門性の有無が重要であった。そのため、家業を技術的に問題なく勤めることができれば、養子であっても、減禄は免れた。ただし、家業未熟であると判断された場合には、たとえ実子であっても、減禄を免れることはできなかった⁽³²⁾。

よって、家業家では、技術力の習得が困難である幼少期はいうまでもなく、元服後も、技術力の向上が認められない場合には、復禄を許されなかった。このような事態を避けるため、家業家では、親が子に家督を相続させる前に、名代勤を藩に願い出ることがよくあった⁽³³⁾。これは、早くから子に経験を積ませ、技術力を身に着けさせることで、家業未熟による減禄を免れるためである。

このように、家業家を兼ねる御忍は、専門職であったことから、他の徒身分を上回る禄を拝領することができた。代わりに、この家業を存続するため、家業未熟とならないよう常に一定の技術力を保ち続ける必要があった。

御忍の家業御放

ところで、いわば専門職であった家業家が、その家業を解かれ、普通の家々のなかに列せられることを、「家業御放」という。『鳥取藩史』⁽³⁴⁾によれば、家業御放とは、「御祝等の節、祝義として免さるゝか、又は特別の功労者に限らる」ものである。

すなわち、家業御放とは、家業家にとって特別の恩典であり、これを命じられるのは、非常にめづらしいことであった。実際、「藩士家譜」が残された御忍一六家のなかで、この恩典を与えられたのは、吉岡正臣家の三代目吉岡源兵衛だけである。

源兵衛は、安永六年（一七七七）、特別の功労を認められ、馬廻に取り立てられた。家業家の御忍にとって、これは異例の出世であり、源兵衛以外に、このような功労を認められ、家業御放となった御忍の家は他にない。

ただし、本章の第一節で述べたとおり、万延元年（一八六〇）から明治二年（一八六九）にかけて、御忍の家々は一斉に家業御放となり、御忍の職務を解かれた。これは、嘉永六年（一八五三）のペリー来航をきっかけに、国内で諸外国に対する防衛の強化が急務となったからである。これにより、鳥取藩では軍制改革を実施し、御忍は続々と家業御放となった。

本稿では、「藩士家譜」が残された御忍一六家について、家業御放後の家格をまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

家業御放後の御忍16家の家格一覧

家名	御忍	和暦	西暦	家業御放後の家格	家禄の増減
新長次郎家	新長次郎	万延1	1860	大筒役	1人扶持の加増
新幾三郎家	新紋右衛門	万延1	1860	大筒役	1人扶持の加増
新彦市家	新彦市	明治2	1869	士族	増減なし
新保門家	新保門	明治2	1869	士族	増減なし
伊賀赤心家	新赤心	万延1	1860	小幡作廻会凶役	増減なし
国府自休家	国府自休	明治2	1869	士族	増減なし
国府保景家	国府保景	明治2	1869	士族	増減なし
安場保忠家	安場保忠	明治2	1869	士族	増減なし
安場義太郎家	安場義太郎	明治2	1869	士族	増減なし
吉岡保有家	吉岡保有	万延1	1860	大筒役	1人扶持の加禄
吉岡英郷家	吉岡英郷	明治2	1869	士族	増減なし
吉岡保恒家	吉岡保恒	明治2	1869	士族	増減なし
吉岡保之家	吉岡喜左衛門	万延1	1860	大筒役	1人扶持の加禄
吉岡義信家	吉岡義信	明治2	1869	士族	増減なし
吉岡豊三郎家	吉岡豊三郎	明治2	1869	士族	増減なし
吉岡正臣家	吉岡正臣	安永6	1866	馬廻	4俵1人扶持の加禄

この表によれば、まず、吉岡正臣家の三代目吉岡源兵衛は、一六家のなかでいち早く家業御放となり、安永六年（一七七七）、馬廻に取り立てられている。また、四俵一人扶持の加禄も施されており、これは、以後、家業御放となった御忍と比較しても、最も多い加禄である。

残る御忍一五家は、万延元年（一八六〇）あるいは明治二年（一八六九）に家業御放となっている。また、これら御忍一五家中、四家は大筒役に取り立てられ、一家は小幡作廻

会図役に取り立てられている。

なかでも、万延元年（一八六〇）、大筒役に取り立てられた御忍四家には、それぞれ一人扶持の加禄がみえる。これは、軍事組織の強化にともない、鳥取藩では大砲が重視されたため、砲術を担うこれら大筒役の四家が、重宝された結果であると考えられる。一方、同年、小幡作廻会図役に取り立てられた御忍には、家禄の増減はみえない。

そして、残る御忍一〇家は、明治二年（一八六七）、士族に取り立てられており、いずれの家にも、加禄の増減はみえない。

このように、家業家である鳥取藩の御忍が家業御放となることは稀であり、個人の勤功を理由にこれを命じられたのは、御忍一六家のなかでも、吉岡正臣家の五代目吉岡源兵衛だけである。

それ以外の御忍は、幕末期に続々と家業御放となったけれども、これは個人の勤功によるものではなく、軍制改革によって命じられたものである。

以上が、御忍の家業御放である。

（四）鳥取藩池田家臣団と御忍の職制

では、本章の最後に、鳥取藩池田家臣団と御忍の職制について述べる。

鳥取藩池田家臣団の職制が、幕末期の軍制改革によって大きく変わったことは、本章の第一節で述べたとおりである。

しかし、それ以前、鳥取藩では家制度を基に職制が定められており、政務の中心は御櫓であった。また、この御櫓を司る家老が、最も強い権力を持っており、鳥取藩の職掌（機関）のほとんどは、この御櫓の支配下に置かれていた。これは、本章の第二節で述べたとおりである。

一方、御忍の場合には、家老とは独立した指示系統下にある御目付の支配下に置かれていた。そのため、他の職掌とは異なり、鳥取藩池田家臣団のなかでも、家老の直接的支配を受けない独自の立場にあったものと考えられる。

本稿では、このような構造を踏まえて、鳥取藩池田家臣団のなかで、御忍がどのような位置づけられるのかを検討していく。

鳥取藩池田家臣団と御目付

では、ここからはまず、御忍を支配した御目付の概要について述べる。以下は、『鳥取藩史』に述べる「御目付」の項である。

御目付の古名を横目と云ふ。室町時代の称呼を襲用せしものなり。下級の横目と區別する為め、大の字を冠し、大横目とも云ふ。夜盗忍の者（割注）を預かるよりして、夜盗衆の称あり。後一般に御目付、又は大御目付と称することゝなれり。其任務監察なるを以て、

唐風に之を監察とも呼ぶ。

(中略)

御目付は、君主の耳目となり、目代として監察の任に在るを以て、何時たりとも君前に伺候し、人払をなして面閲するを得。

宝曆六年五月十二日御目付下帳(割注)

一殿様御成長被成候二付、御目付御留守居共御人払に而申上候御用向共、御先格の通申上候様被仰出、此旨申渡候。

されば城内に在って御目付当番の者へは、家老用人の外は、会釈する事すら遠慮したる程の者なりき。

一御内椽通り或は御勝手口通りに而、銘々御目付(割注)詰所に居申、当番江会釈致候者。

御家老中 御用人

右の外は、会釈不致事。若先方不案内にて、右の外者会釈致候共、此方取合不申事。

井尻手控(割注)

御目付平常の勤務ハ以上の如くなるか、凡て役人の曲直を觀察し、宗門改を監督し、宗門改ハ御目付役の重要事務なるも寺社奉行の項に之を記載す(割注)一藩の制度、法令、刑律、裁判、鞫問、弾劾、逮捕、探偵、警戒等、一切の事に与るを以て、凡て家中への申渡の際、多くの場合御目付列席せざることなし。

まず、御目付の呼称は、①横目・②大横目・③夜盗頭・④御目付・⑤大御目付・⑥監察などである。

①は、御目付の古名で、室町時代の呼称を襲用したものである。②も同じく、御目付の古名であるけれども、これは、下級の横目と区別するために用いられたものである。

③は、夜盗(忍の者)を預かることよって、名づけられた呼称である。なお、第二章の第一節で示すとおり、文中には「夜盗衆」とあるけれども、これは、「夜盗頭(衆)」の誤りであると考えられる。

④と⑤は、御目付の一般的な名称である。そして、⑥は、御目付の唐風の呼称である。御目付の職掌は、君主の耳目となり、目代として監察の職務を勤めることである。そのため、御目付は、いつでも人払いをし、藩主に直接対面する資格を有していた。

文中には、宝曆六年(一七五六)五月一三日の「御目付下帳」が引用されており、ここでは、御目付・御留守居が人払いをした上で、藩主に用件を申し上げた例が示されている。なお、城内に在る御目付当番に対し、家老・御用人以外は、会釈することも許されなかった。また、家老・御用人以外で、もしこの通例を知らない者が、御目付当番に会釈をした場合には、御目付はこれを取り合わない取り決めとなっていた。

御目付はこれら以外にも、役人の曲直を觀察し、宗門改めを監督し、鳥取藩の法令・刑律・裁判・鞫問・弾劾・逮捕・警察など、一切のことに与かっていた。よって、家中に申し渡しのあるおりには、多くの場合、ここに御目付も列席した。

本章の第一節でも述べたとおり、御目付の格式は、物頭身分のなかの御城物頭である。

『鳥取県史』⁽³⁵⁾によれば、御目付の定員は四人から五人で、石高は二〇〇石から三〇〇石程度である。これは、他の物頭身分に一〇〇〇石以上の者があったことを考えると、決して高いとはいえない石高である。ただし、この理由には、御用人と同様に、藩主の威光を笠に着ることを避ける役目があったようである。

御用人とは、藩主の側近である。また、鳥取藩では、家老の次に権力を持った役人である。すなわち、御目付は、ある側面において、この御用人と同様の配慮がなされるほどの権力を持っていた、ともいいかえられる。

実際、御目付は御用日には御櫓に出勤し、政務に関する協議に参加する権限を持っていた。それだけでなく、協議の後には、その模様を藩主に報告する役割も担っていた。さらに、藩政の機密にかかわることも関与していたために、いつでも人払いをし、藩主に直接対面する資格を有していたのである。

これらを踏まえると、御目付は他の役人とは異なる権限を持っており、鳥取藩池田家臣団のなかでも、家老とは独立した立ち位置にあったことがわかる。

御目付と御忍の関係

では、御目付の概要を踏まえて、ここからは、御目付と御忍の関係について述べる。

前に述べたとおり、鳥取藩池田家臣団における御目付は、家老とは独立した指示系統下にあった。そのため、御忍は、鳥取藩池田家臣団における他の職掌（機関）とは異なり、家老よりも、御目付の影響をより強く受けたであろうことが予想される。

ひいては、御目付と御忍の関係に着目し、これを明らかにすることが、鳥取藩池田家臣団における御忍の特殊性を検討する上で、非常に重要な視点であると考えられる。

彼らの関係性を明らかにするために有用な史料のひとつには、「御目付日記」がある。これは、「鳥取藩政資料」のひとつであり、御目付たちが日々の公務について綴った公務日記である。

しかし、この「御目付日記」は、残された史料の数が膨大であり、本稿では紙幅の都合上、この詳細については論じることができない。そのため、本稿では、御目付と御忍の関係を紐解く足掛かりを示すに留め、この詳細については、今後の研究課題としたい。

御目付と御忍の編成

では、ここからは、御目付と御忍の編成について述べる。

「御支配帳」をみると、御目付は、複数の御忍を支配し、編成を組んで職務にあたっていたことが確認できる。

『鳥取藩史』⁽³⁶⁾によれば、御目付は基本的に、一人あたりにつき、三人の御忍を支配していた。また、万延元年（一八六〇）一二月、御忍五家が家業御放となり、取り立てられて以後、御忍家業は全部で一〇家となり、御目付一人あたりにつき、二人の御忍を支配

することになった。

本稿では、「御支配帳」を基に、御目付と御忍の編成をまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

この表によれば、まず、御目付と御忍の編成の変遷は、主に以下の四期に分けられる。前提として、第一期と第二期は、御忍の職制がまだ定められておらず、御忍が御目付の支配下に置かれる以前のことを示している。そのため、第一期には、御忍を統括する支配者の存在はあったものの、彼らは正確には御目付ではなく、役名もない。

《第一期》

第一期は、寛永一九年（一六四二）から万治三年（一六六〇）である。

まず、この期間では、寛永一九年（一六四二）・慶安元年（一六四八）の支配者は二人である。その後、慶安三年（一六四九）、支配者は一人の増員を施され、御忍は四人の増員を施された。これにより、支配者一人あたりにつき、おおよそ五人から六人の御忍を支配することになった。

なお、この時期は、御忍がまだ夜盗と呼ばれていた期間である。

《第二期》

第二期は、万治四年（一六六一）から寛文二年（一六六二）である。

すなわち、第二期はたった二年間である。この期間には、第一期の支配者に相当する存在がなくなり、「御支配帳」には、御忍の名前が列挙されているだけである。そのため、この時期は、例外的に支配者の存在が消失した期間である。

《第三期》

第三期は、寛文三年（一六六三）から安政七年（一八六〇）である。

「控帳」によれば、寛文四年（一六六四）、御忍は正式に御目付の支配下に置かれた。すなわち、同年において、御忍の職制は定められたといえる。そのため、第三期が安定的に最も長く、『鳥取藩史』で述べる基本的な御目付と御忍の編成は、この時期の職制を示している。

これにより、第一期では二人か三人であった御目付の人員は、第三期では五人に増員している。それだけでなく、御目付の人員の顔ぶれはすべて一新されているのである。

また、第一期では、御目付は一人あたりにつき、おおよそ五人から六人の御忍を支配していた一方、第三期では、御目付の増員にともなって、御目付一人あたりにつき、三人の御忍を支配していることがわかる。

《第四期》

第四期は、万延二年（一八六一）から明治二年（一八六九）である。

本章の第二節で述べたとおり、万延元年（一八六〇）から明治二年（一八六九）にかけて、御忍は一斉に家業御放となり、御忍の職務を解かれた。そのため、明治三年（一八七〇）まで残された「御支配帳」の記録では、明治二年（一八六九）を最後に、御忍の記録が途絶えている。

このように、万延元年（一八六〇）には、五人の御忍が取り立てられたことで、御忍家は五家まで減少した。そのため、それまで дай дай 一五人で一定していた御忍の人員は、一〇人となった。これにともない、御目付一人が支配する御忍の人数も減少し、基本的には、御目付一人あたりにつき、二人の御忍を支配することになった。

以上が、御目付と御忍の編成である。

なお、第三期については、最も職制が安定している時期にもかかわらず、御目付の人員は、度々不足していることがわかる。また、元禄九年（一六九六）のように、御忍の人員が一気に減っている年や、宝暦五年（一七五五）のように、御忍の人員が一気に増えている年もある。

これらの理由を、「御目付日記」などを基に検証していくことによって、御忍と御目付の関係を明らかにし、職制からみる鳥取藩池田家における御忍の特殊性についても、今後、検討していく必要があるだろう。

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（1）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
寛永19	1642	宮脇平太左衛門	2	5	10	支配者の役名なし
		松尾惣左衛門		5		
慶安1	1648	宮脇平太左衛門	2	6	11	支配者の役名なし
		大塩四兵衛		3		
		—		2		
慶安3	1650	宮脇平太左衛門	3	6	15	支配者の役名なし 支配者は1人増員・御忍は4人増員
		大塩四兵衛		4		
		野村与左衛門		5		
慶安4	1651	宮脇平太左衛門	3	6	14	支配者の役名なし
		大塩四兵衛		4		
		野村与左衛門		4		
慶安5	1652	宮脇平太左衛門	3	6	15	支配者の役名なし
		大塩四兵衛		5		
		野村与左衛門		4		
承応2	1653	宮脇平太左衛門	3	6	14	支配者の役名なし
		大塩四兵衛		3		
		野村与左衛門		5		
承応3	1654	宮脇平太左衛門	3	6	15	支配者の役名なし
		大塩四兵衛→建部権兵衛		5		
		野村与左衛門		4		
承応4	1655	宮脇平太左衛門	3	6	16	支配者の役名なし
		建部権兵衛		5		
		野村与左衛門		5		
万治1	1658	宮脇平太左衛門	3	6	16	支配者の役名なし
		建部市兵衛		5		
		野村与左衛門		5		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（2）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
万治2	1659	宮脇平太左衛門	3	6	16	支配者の役名なし
		建部権之佐		5		
		野村与左衛門		5		
万治3	1660	宮脇平太左衛門	3	6	16	支配者の役名なし
		建部権佐		5		
		野村与左衛門		5		
万治4	1661	—	0	16	16	支配者（夜盗頭）不在
寛文2	1662	—	0	16	16	支配者（夜盗頭）不在
寛文3~5	1663	池尻五郎左衛門	5	3	15	寛文4年(1664)御忍が正式に御目付の支配下に置かれる 支配者（御目付）が一新される
		佐久間市之丞		3		
		浅田角左衛門		3		
		高崎左兵衛		3		
		河島忠兵衛		3		
寛文6	1666	池尻五郎左衛門	4	3	14	—
		佐久間市之丞		5		
		高崎二兵衛		3		
		河島忠兵衛		3		
寛文9	1669	佐久間市之丞	5	4	15	—
		浅田角左衛門		3		
		高崎二兵衛		3		
		河島忠兵衛		3		
		渡部権左衛門		2		
寛文10	1670	佐久間市之丞	5	3	14	—
		浅田角左衛門		3		
		高崎左二兵衛		3		
		河島忠兵衛		3		
		渡部権左衛門		2		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（3）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
寛文11	1671	佐久間市之丞	5	3	13	—
		浅田角左衛門		3		
		河島忠兵衛		3		
		渡部権左衛門		1		
		千石彦左衛門		3		
延宝3	1675	渡部権左衛門	5	3	15	—
		千石彦左衛門		3		
		河田喜左衛門		3		
		伏屋与一兵衛		3		
		岡崎五郎衛門		3		
延宝4	1676	渡部権左衛門	5	3	14	—
		千石彦左衛門		3		
		河田喜左衛門		3		
		伏屋与一兵衛		3		
		岡崎五郎衛門		2		
延宝5~6	1677	河田喜左衛門	5	3	15	—
		伏屋与一兵衛		3		
		岡嶋五郎右衛門		3		
		溝口伝左衛門		3		
		中西長太夫		3		
天和2	1682	岡嶋五郎右衛門	5	3	15	—
		中西長太夫		3		
		小村八兵衛		3		
		井上豊右衛門		3		
		三沢与一右衛門		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（4）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
元禄2	1689	大崎与左衛門	5	3→2	14→13	—
		大場五郎兵衛		3		
		初鹿野伊兵衛		3		
		阿瀬八右衛門		3		
		太田源次左衛門		2		
元禄3	1690	並木岡右衛門	6	2	16	—
		大島千左衛門		2		
		初鹿野伊兵衛		3		
		阿瀬八右衛門		3		
		太田弥次左衛門		3		
		大島五郎兵衛		3		
元禄4	1691	初鹿野伊兵衛	5	3	15	—
		阿瀬八右衛門		3		
		太田弥次左衛門		3		
		大嶋五郎兵衛		3		
		並木岡右衛門		3		
元禄6	1693	初鹿野伊兵衛	5	3	14	—
		阿瀬八右衛門		2		
		太田弥次左衛門		3		
		大嶋五郎兵衛		3		
		並木岡右衛門		3		
元禄7	1694	初鹿野伊兵衛	5	4→3	17→16	—
		阿瀬八右衛門		3		
		太田弥次左衛門		3		
		大嶋五郎兵衛		3		
		並木岡右衛門		4		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（5）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考
元禄9	1696	初鹿野伊兵衛	6	6→3	21→18 初鹿野の支配する御忍は3人減員
		絹川弥一左衛門		3	
		榎勘右衛門		3	
		平井金左衛門		3	
		安養寺又兵衛		3	
		山根四郎兵衛		3	
元禄10~11	1697~98	絹川弥市左衛門	5	3	15 —
		榎勘右衛門		3	
		平井金左衛門		3	
		安養寺又兵衛		3	
		山根四郎兵衛		3	
元禄13	1700	榎勘右衛門→榎軍平	5	3	15 —
		平井金左衛門		3	
		安養寺又兵衛		3	
		山根四郎兵衛		3	
		村山治郎右衛門		3	
元禄14	1701	平井金左衛門	5	3	15 —
		安養寺又兵衛		3	
		山根四郎兵衛		3	
		村山新兵衛		3	
		田中源六		3	
元禄16	1703	村山新兵衛	4	3	15 —
		田中源六		3	
		菅沼与総左衛門		3	
		安田左一兵衛		3	
		—		3	

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（6）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
元禄17	1704	貞田弥兵衛	5	3	15	—
		田中源六		3		
		菅沼与惣左衛門		3		
		安田左一兵衛		3		
		石黒三太兵衛		3		
宝永2	1704	奥田弥一右衛門	5	3	15	—
		佐橋儀左衛門		3		
		岡嶋藤兵衛		3		
		安田左一兵衛		3		
		石黒三太兵衛		3		
宝永3	1705	奥田弥一右衛門	5	3	15	—
		佐橋儀左衛門		3		
		岡嶋藤兵衛→鈴木佐次衛門→鈴木隼人		3		
		安田左一兵衛→笹尾吉太夫		3		
		石黒三太兵衛→菅沼八兵衛		3		
宝永4~5	1706~07	奥田弥市右衛門	5	3	15	—
		佐橋儀左衛門		3		
		鈴木佐次右衛門		3		
		笹尾吉太夫		3		
		菅沼八兵衛		3		
宝永6	1708	奥田弥市右衛門	3	3	9	御目付は2人減員・御忍は6人減員
		佐橋儀左衛門		3		
		鈴木佐次右衛門		3		
宝永7	1709	佐橋権太夫	4	3	12	—
		鈴木佐次右衛門		3		
		関伝左衛門		3		
		西村加右衛門		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（7）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
正徳4	1714	佐橋権太夫	3	15	—
		本木権左衛門	3		
		関伝左衛門	3		
		西村治右衛門	3		
		加藤金右衛門	3		
正徳5~6	1715~16	太田長六	3	15	—
		本木権左衛門	3		
		関伝左衛門	3		
		西村治右衛門	3		
		加藤金右衛門	3		
享保2	1717	太田長六	3	15	—
		本木権左衛門	3		
		関伝左衛門	3		
		米村佐助	3		
		加藤金右衛門	3		
享保4~6	1719~21	加藤喜左衛門	3	15	—
		本木権左衛門	3		
		関伝左衛門	3		
		岡嶋十太夫	3		
		加藤金右衛門	3		
享保7	1722	沢九郎右衛門	3	15	—
		本木権左衛門	3		
		太田弥次左衛門	3		
		小谷十兵衛	3		
		吉田五郎右衛門	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（8）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
享保8	1723	本木権左衛門	5	3	16→15	—
		沢九郎右衛門		3		
		太田弥次左衛門		4→3		
		吉田五郎右衛門		3		
		小谷治右衛門		3		
享保9	1724	沢九郎右衛門	5	3	15	—
		太田弥次左衛門		3		
		吉田五郎右衛門		3		
		小谷治右衛門		3		
		中島齋宮		3		
享保11	1726	沢九郎右衛門	5	4→3	16→15	—
		太田弥次左衛門		3		
		吉田五郎右衛門		3		
		小谷治右衛門→山川庄八		3		
		中島齋宮		3		
享保12	1727	沢九郎右衛門	5	4	16	—
		太田弥次左衛門		3		
		吉田五郎右衛門		3		
		中島齋宮		3		
		溝口軍右衛門		3		
享保13	1728	溝口軍右衛門	4	3	12	御目付は1人減員・御忍は4人減員
		吉田五郎右衛門		3		
		中島齋宮		3		
		山川庄八		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（9）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
享保14	1729	沢九郎右衛門	3	15	—
		溝口軍右衛門	3		
		吉田五郎右衛門	3		
		中島斎宮	3		
		山川庄八	3		
享保15	1730	隠岐五郎右衛門	3	15	—
		溝口軍右衛門	3		
		山脇半左衛門	3		
		中島斎宮	3		
		山川庄八	3		
享保16	1731	隠岐五郎右衛門	3	15	—
		溝口軍右衛門	3		
		坂川権右衛門	3		
		中嶋斎宮	3		
		山川勝八	3		
享保17	1732	足立五郎八	3	15	—
		溝口軍右衛門→山根庄左衛門	3		
		坂川権右衛門	3		
		中嶋斎宮	3		
		山川勝八	3		
享保18	1733	足立五郎八	3	15	—
		山根庄左衛門	3		
		山川新郎左衛門	3		
		中嶋斎宮→伴権太夫	3		
		山川庄八	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（10）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
享保19	1734	足立五郎八	4	3	12	御目付は1人減員・御忍は3人減員
		山根庄左衛門→吉田長三郎		3		
		伴権太夫		3		
		山川庄八		3		
享保20	1735	足立五郎八	5	3	15	—
		山根庄左衛門		3		
		吉田長三郎		3		
		伴権太夫		3		
		山川勝八		3		
元文1	1736	足立五郎八	5	3	15	—
		山根庄左衛門		3		
		吉田長三郎		3		
		矢部又三郎		3		
		山川勝八		3		
元文2	1737	足立五郎八→小川市太夫	5	3	15	—
		山根庄左衛門		3		
		吉田長三郎		3		
		矢部又三郎		3		
		小栗甚左衛門		3		
元文3	1738	小川市太夫	5	3	15	御目付は2人不在
		山下五郎右衛門		3		
		吉田長三郎		3		
		—		3		
		—		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（11）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
元文4	1739	小川市太夫	3	15	—
		山下五郎右衛門	3		
		吉田長太夫	3		
		堀半左衛門	3		
		絹川勝左衛門	3		
元文5	1740	小川市太夫→大嶋安右衛門	3	15	御目付が2人体制で御忍を支配か
		米村彦十郎・山下五郎右衛門	3		
		吉田長三郎	3		
		堀半左衛門→伊吹源五兵衛・井尻定右衛門	3		
		絹川勝左衛門	3		
元文6	1741	大嶋安右衛門	3	15	—
		米村彦十郎	3		
		吉田長三郎	3		
		井尻定右衛門	3		
		藤田喜兵衛	3		
寛保2	1742	森川藤左衛門	3	15	—
		米村彦十郎→牧野助太夫	3		
		吉田長三郎	3		
		井尻定右衛門	3		
		藤田喜兵衛	3		
寛保3	1743	森川藤左衛門	3	15	—
		牧野助太夫	3		
		吉田長三郎	3		
		井尻定右衛門	3		
		藤田喜兵衛	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（12）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
寛保4	1744	森川藤左衛門	3	15	—
		牧野助太夫	3		
		岩越運五郎	3		
		井尻定右衛門→村上長六	3		
		藤田喜兵衛	3		
延享2	1745	森川藤左衛門	3	15	—
		牧野助太夫	3		
		岩越運五郎	3		
		村上長六	3		
		藤田喜兵衛	3		
延享4	1747	森川藤左衛門	3	14	—
		山田兵左衛門	2		
		岩越運五郎	3		
		村上長六	3		
		藤田甚左衛門	3		
延享5	1748	森川藤左衛門	3	15	—
		山田兵左衛門?	3		
		岩越運五郎	3		
		村上長六	3		
		藤田甚左衛門	3		
寛延2~4	1749~51	岩越運五郎	3	15	—
		村上長六	3		
		藤田甚左衛門	3		
		富山次郎四郎	3		
		佐藤権左衛門	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（13）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
宝暦2~3	1752~53	岩越運五郎	5	3	15	—
		村上長六		3		
		諏訪吉左衛門		3		
		富山次郎四郎		3		
		佐藤権左衛門		3		
宝暦4	1754	笹尾作右衛門	5	3	15	—
		村上長六		3		
		諏訪吉左衛門		3		
		富山次郎四郎		3		
		佐藤権左衛門		3		
宝暦5	1755	笹尾作右衛門	4→5	3	12→15	5月改正の「御支配帳」に関伝左衛門の名前有り
		隠岐善蔵		3		
		富山次郎四郎→岸本小八郎		3		
		佐藤権左衛門		3		
		—→関伝左衛門		0→3		
宝暦6	1756	笹尾作右衛門	5	3	15	—
		関伝右衛門		3		
		隠岐善蔵		3		
		富山次郎四郎		3		
		佐藤権左衛門		3		
宝暦7~8	1757~58	名倉小兵衛	5	3	15	—
		関伝右衛門		3		
		隠岐善蔵		3		
		岸本小八郎		3		
		竹村半兵衛		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（14）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
宝暦10	1760	坪井善太夫	4	3	12	御目付は1人減員・御忍は3人減員
		野崎十兵衛		3		
		岸本小八郎→笹尾作右衛門		3		
		竹村半兵衛→野村与左衛門		3		
宝暦11~12	1761~62	諏訪吉左衛門	5	3	15	—
		坪井善太夫		3		
		野崎十兵衛		3		
		笹尾作右衛門		3		
		野村与左衛門		3		
宝暦13~14	1763~64	佃豊左衛門	5	3	15	—
		木村四郎兵衛		3		
		花房権太夫		3		
		笹尾作右衛門		3		
		野村与左衛門		3		
明和2	1765	佃豊左衛門	5	3	15	—
		木村四郎兵衛→豊田沢右衛門		3		
		花房権太夫→本多佐久馬→花房助之進		3		
		河田八助		3		
		野村与左衛門→山口多兵衛		3		
明和3	1766	佃豊左衛門	5	3	15	—
		豊田沢右衛門		3		
		花房助之進		3		
		河田八助		3		
		山口多兵衛		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（15）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
明和5~7	1768~69	佃豊左衛門	5	3	15	—
		村山新兵衛		3		
		花房助之進		3		
		河田八助		3		
		千石吉右衛門		3		
明和8	1770	佃豊左衛門	5	3	15	—
		益田又録		3		
		花房助之進		3		
		河田八助		3		
		千石吉右衛門		3		
明和9	1771	佃豊左衛門→松浦請右衛門	5	3	15	—
		益田又録		3		
		花房助之進→早川四郎左衛門		3		
		河田八助		3		
		千石吉右衛門		3		
安永2	1772	松浦請右衛門	5	3	15	—
		益田又録		3		
		早川四郎左衛門→藤井友左衛門		3		
		河田八助		3		
		千石吉右衛門		3		
安永3	1773	松浦請右衛門	5	3	15	—
		益田又録		3		
		藤井友左衛門		3		
		河田八助→関助→奥田五右衛門→奥田半蔵		3		
		千石吉右衛門→青木助兵衛		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（16）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
安永4	1774	松浦請右衛門	5	3	15	—
		益田又録		3		
		藤井友左衛門		3		
		奥田半蔵		3		
		青木助兵衛		3		
文化14	1817	野間武右衛門	5	3	15	—
		辻権之丞		3		
		村上千蔵		3		
		野間廉蔵		3		
		伊丹瀬兵衛		3		
文化15	1818	野間武右衛門	5	3	15	—
		辻権之丞		3		
		太田権右衛門		3		
		野間廉蔵		3		
		伊丹瀬兵衛		3		
文政4	1821	野間武右衛門	5	3	15	—
		辻権之丞		3		
		太田権右衛門		3		
		吉田拯		3		
		岩越八郎兵衛		3		
文政5	1822	野間武右衛門	5	3	15	—
		辻権之丞		3		
		太田権右衛門		3		
		吉田拯		3		
		岩越八郎兵衛		3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（17）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
文政6	1823	松浦請右衛門	3	15	—
		辻権之丞	3		
		太田権右衛門	3		
		吉田拯	3		
		黒部藤馬	3		
文政8	1825	須知平録	3	15	御目付は1人不在
		岡嶋五郎右衛門	3		
		太田権右衛門	3		
		吉田拯	3		
		—	3		
文政9	1826	須知平録	3	15	—
		岡嶋五右衛門	3		
		太田権右衛門	3		
		伊藤丈之助	3		
		加須屋平允	3		
文政10	1827	岩越八郎兵衛	3	15	—
		伊藤助之進	3		
		黒部藤馬	3		
		松浦五兵衛	3		
		加須屋平允	3		
文政11~12	1828~29	—	3	15	御目付は1人不在
		伊藤助之進	3		
		黒部藤馬	3		
		松浦五兵衛	3		
		加須屋平允	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（18）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
天保9	1830	井尻正介	3	15	—
		不破平馬	3		
		平井十兵衛	3		
		関久録	3		
		隠岐栄輔	3		
天保10	1831	田村甚左衛門	3	15	—
		不破平馬	3		
		平井十兵衛	3		
		関久録	3		
		隠岐栄輔	3		
弘化2	1845	住山小太郎	3	15	—
		林新八	3		
		田村伊左衛門	3		
		渡辺平太	3		
		井尻正介	3		
弘化3	1846	住山小太郎	3	15	—
		林新八	3		
		田村伊左衛門	3		
		柏木三郎八	3		
		井尻正介	3		
嘉永2	1849	岡村喜兵衛	3	15	—
		洞昇	3		
		溝口半五郎	3		
		柏木三郎八	3		
		白井重之進	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（19）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
嘉永3~4	1850~51	岡村喜兵衛	3	15	—
		同昇	3		
		溝口半五郎	3		
		中嶋嘉助	3		
		安養寺又允	3		
嘉永5	1852	和田平太夫	3	15	—
		洞昇	3		
		箕浦本蔵	3		
		中嶋嘉助	3		
		黒部権之助	3		
嘉永6	1853	和田平太夫	3	15	—
		洞昇	3		
		箕浦本蔵	3		
		中嶋嘉助	3		
		伊丹甚太夫	3		
安政2	1855	和田平太夫	3	15	—
		洞昇	3		
		黒部権之介	3		
		中嶋嘉助	3		
		伊丹甚太夫	3		
安政3	1856	和田平太夫	3	15	—
		加藤平次郎	3		
		黒部権之助	3		
		山下豊三郎	3		
		伊丹甚太夫	3		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（20）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考	
安政4	1857	和田平太夫	5	3	15	—
		加藤十次郎		3		
		黒部権之助		3		
		戸次半兵衛		3		
		西原小三郎		3		
安政5	1858	羽原周輔	5	3	15	—
		加藤十次郎		3		
		黒部権之介		3		
		戸次半兵衛		3		
		西原小三郎		3		
安政6	1859	羽原周輔	5	3	15	—
		野間武兵衛		3		
		黒部権之介		3		
		戸次半兵衛		3		
		西原小三郎		3		
安政7	1860	羽原周輔	5	3	15	—
		野間武兵衛		3		
		黒部権之介		3		
		戸次半兵衛		3		
		早川卓之丞		3		
万延2	1861	羽原周輔	5	2	10	万延1年(1861)御忍5人が取り立てられ、御忍家業は10家となる
		野間武兵衛		2		
		和田隼太		2		
		戸次半兵衛		2		
		早川卓之丞		2		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（21）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数	備考	
文久2	1862	羽原周輔	2	10	—
		河田関助	2		
		和田隼太	2		
		戸次半兵衛	2		
		早川卓之丞	2		
文久3	1863	青木助之進	2	10	—
		河田関助	2		
		和田隼太	2		
		小川安左衛門	2		
		早川卓之丞	2		
文久4	1864	青木助之進	2	10	—
		河田関助	2		
		和田隼太	2		
		小川安左衛門	2		
		羽原伝蔵	2		
元治2	1865	—	2	10	御目付は4人不在
		—	2		
		—	2		
		—	2		
		羽原伝蔵	2		
慶應2~3	1866~67	山田新九郎	2	10	—
		中野基内	2		
		須知主鈴	2		
		中野九右衛門	2		
		大塩庄蔵	2		

「御支配帳」にみる御目付と御忍の編成人数（22）

和暦	西暦	御目付(御忍の支配者)の名前と人数	御忍の編成人数		備考
明治2	1869	—	1	2	10 明治1年（1868）7月、御忍は刑法奉行の支配下に置かれる 明治2年（1868）御忍の職務は解体
		—		2	
		—		2	
		—		2	
		松浦万之丞		2	

小括―鳥取藩池田家臣団と御忍―

では、本章の最後に、鳥取藩池田家臣団と御忍について述べる。

鳥取藩の御忍は、因伯二国を代々支配した池田家に仕官した忍びである。御忍は、古くは播磨時代、池田輝政に召し出だされた。その後、備前・淡路時代には池田忠雄に仕官し、国替にもなつて、鳥取に移住した。

鳥取に移住する以前、召し出だされた御忍の数はわずか五人である。しかしその後、人員不足を理由に、御忍は次々と別家の御忍として召し出だされた。その別家が、さらに別家を立てていき、元禄一四年（一七〇一）以後、御忍の仕官数は、同年以前までの約四倍に増加した。

このように、御忍が続々と増員を施されたのは、鳥取藩池田家臣団において、彼らが替えの利かない重要な職務を担っていたからであると考えられる。

御忍は、士分以下の徒身分でありながら、本来、徒身分では許されなかった御目見を許された、役御目見であった。さらに、家業家と呼ばれるいわば専門職の家柄であったため、鳥取藩池田家臣団のなかでも、独自の立ち位置を確立していったものとおもわれる。

では、第二章からは、御忍の呼称の変遷・職務・禄高などの観点から、御忍の概要について触れ、鳥取藩における御忍の特殊性について、具体的に明らかにしていく。

第二章 御忍とは何か

第一節 御忍の概要

第一章では、鳥取藩池田家と鳥取藩池田家臣団の概要を踏まえて、鳥取藩において、御忍がどのように位置づけられるのかを検討してきた。よって、第二章では、御忍とは、具体的にどういう存在であったのか、その概要を明らかにしていく。

(一) 『鳥取藩史』にみる御忍の概要

では、ここからはまず、『鳥取藩史』にみる御忍の概要について述べる。

前提として、第一章と重複する部分はあるけれども、『鳥取藩史』に述べる「御忍」の項を、以下に示す。

古名を夜盗と云ふ。所属一定せざりしが、寛文三年以後は御目付に属することゝなれり。格式御徒なるか、家業の者にて御徒の定禄よりも、扶持支配多く、慶安二年野村与左衛門御預五人の内にて、城孫左衛門は三人扶持四十俵を給せられたり。尤も三人扶持二十六俵を普通とす。安永六年三月吉岡源兵衛勤功にて格式御取立となり、馬廻りに列せられる。普通御目附一人に御忍三人の御預なりしが、万延元年十二月五人御取立となりしかは、御忍家業十家となり、御目附五人に対し、御忍二人宛の御預となれり。御国日記御忍下帳(割注)平士以下隠居を免さざる規定なるも、御忍には休息と称して特に隠居を免さる。六十四歳を制限とせしか、元禄十年二月七十歳を休息年限と定めらる。御忍下帳御目付下帳(割注)職掌は名の如く、夜盗を警戒し、特に火之元を注意す。其外凡て探索に関する事御忍の任務なり。尤も外藩の事を探索するには、事件に憑りては各藩の御忍互に連絡有りて、有無相通ずるの便ありと云ふ。故老談話(割注)平日は二人宛御城不寝番をなすこと、御目附の内にて述べたるか如し。御道中、及江戸に於ても同じ、非番の者は、町内見廻りて専ら火事を未然に防ぐ。

(中略)

元禄以後は、夜盗の名を見ず。専ら御忍と称せらる。明治元年七月刑法奉行配下となる。

御忍の古名は、夜盗である。その所属は、はじめ一定していなかったけれども、寛文三年(一六六三)以後、御目付の支配下に置かれるようになった。

御忍の格式は、徒身分である。ただし、家業家の者であるため、徒身分の定禄である一八俵三人扶持より家禄は多く、御忍の定禄は、二六俵三人扶持である。

なお、慶安二年(一六四九)、野村与左衛門の支配下に置かれた御忍五人のうち、城孫左衛門は、四〇俵三人扶持を拝領した。また、安永六年(一七七三)三月、吉岡源兵衛は

勤功を評価され、家業家では異例となる馬廻に取り立てられた。

御目付は、基本的には一人あたりにつき、三人の御忍を支配した。ただし、万延元年（一八六〇）一二月、五人の御忍が取り立てられたことで、御忍の家は一〇家となり、全部で五人の御目付が、一人あたりにつき、二人の御忍を支配することになった。

さらに、鳥取藩では、平士以下の隠居は許されないものであった一方、御忍は休息と称し、隠居することが許されていた。この制度は、はじめ六四歳からの制限があり、元禄一〇年（一六九七）二月以後、七〇歳が休息年限と定められた。

御忍の職掌は名前のごとく、夜盗を警戒し、火事を未然に防ぐことである。彼らは、平日は二人ずつ城の不寝番を勤め、非番の者も町内を見回り、火の用心に努めた。また、不寝番の御忍は、藩主の御供を勤める道中や在府中にも、これを同様に勤めた。

これら以外にも、探索にかかわることすべては、御忍の職務であった。とりわけ、外藩のことを探索するときには、事件によっては、各藩の忍びと相互に連絡を取り合うこともあった。

元禄期（一六八八〜一七〇四）以後、夜盗の呼称はみえず、専ら御忍と呼ばれていた。そして、明治元年（一八六八）七月、御忍は刑法奉行の支配下に置かれた。

以上の記述は、現在残されていない史料などにも基づいて書かれた可能性がある。

よって、すべてにおいて正しいということは断言できないけれども、ある程度信の置けるものであると考えたい。

第二節 呼称の変遷―夜盗から御忍へ―

では、ここからは、鳥取藩の忍びにおける呼称の変遷について述べる。

前に述べたとおり、鳥取藩の御忍は、かつては夜盗と呼ばれた存在である。『鳥取藩史』によれば、元禄期（一六八八〜一七〇四）以後、鳥取藩の忍びに夜盗の呼称はみえず、以後、御忍の呼称が用いられるようになった。

よって、本稿では、「控帳」および「御支配帳」を基に、鳥取藩の忍びにおける呼称の変遷について検討していく。

（一）「控帳」にみる呼称の変遷

まず、「控帳」にみる呼称の変遷について述べる。

「控帳」にみる呼称の変遷は、主に以下の三期に分けられる。

前提として、第一期と第二期は、元禄一七年（一七〇四）以前のことである。本稿では、これら第一期と第二期における忍びの呼称の用例すべてを、「控帳」から抜粋した一覧表を作成した。これを以下に示す。

《第一期》

「控帳」にみる元禄17年(1704)以前の呼称の変遷

《第1期》

和暦	西暦	月日	呼称
明暦2	1656	2月29日	しのひ之衆
		11月22日	夜盗衆
明暦3	1657	2月22日	忍衆
		3月2日	夜盗
万治2	1659	1月25日	夜盗
万治3	1660	12月26日	夜盗衆
寛文1	1661	3月6日	夜盗之者
		3月18日	夜盗
		5月21日	夜盗
寛文3	1663	2月25日	夜盗之者
		3月4日	夜盗
		3月5日	夜盗
寛文4	1664	7月21日	夜盗之衆
		8月10日	夜盗
		10月26日	夜盗之者
		12月7日	夜盗衆
		12月18日	しのひのもの しのひ 夜盗之者
寛文5	1665	3月4日	忍之者
		5月6日	夜盗
		10月12日	忍衆
		11月20日	忍之者

和暦	西暦	月日	呼称
寛文7	1667	3月2日	夜盗衆
			夜盗
寛文8	1668	12月21日	夜盗役
			夜盗
寛文9	1669	2月27日	夜盗衆
		3月11日	夜盗衆 夜盗
寛文11	1671	2月30日	夜盗
		3月6日	夜盗
		3月12日	夜盗
寛文12	1672	閏6月19日	夜盗
		8月1日	夜盗
		10月2日	夜盗
寛文13	1673	3月5日	夜盗
延宝2	1674	11月10日	夜盗
		12月15日	夜盗
延宝3	1675	3月10日	夜盗
延宝4	1676	2月18日	夜盗
		5月9日	夜盗
		5月19日	夜盗
延宝8	1680	10月30日	夜盗
延宝9	1681	3月2日	夜盗
天和2	1682	3月10日	御忍之者
天和3	1683	3月26日	夜盗

第一期は、明暦二年（一六五六）から天和三年（一六八三）である。
 第一期では、忍びの呼称の用例は、全四七例ある。このうち、三九例は「夜盗衆」「夜盗」「夜盗之者」「夜盗役」など、夜盗の呼称である。残る八例は、「しのひ之衆」「忍衆」「しのひのもの」「しのひ」「忍之者」「御忍之者」など、忍（しのひ）の文字を含む呼称である。
 すなわち、第一期では、鳥取藩の忍びは、八割以上が夜盗の呼称であることが確認できる。よって、この時期は、夜盗の呼称を主流としながら、度々、忍（しのひ）の呼称が用いられていた期間である。

《第二期》
 第二期は、元禄六年（一六九三）から元禄一七年（一七〇四）である。
 第二期では、忍びの呼称の用例は、全二四例ある。これらは、「御忍之もの」「御忍」「御忍之者」など、例外なくすべての用例が、御忍の呼称である。
 すなわち、第二期では、夜盗の呼称はまったくみえず、鳥取藩の忍びは、御忍の呼称が主流となった。よって、『鳥取藩史』の記述どおり、元禄期（一六八八〜一七〇四）以後、夜盗の呼称は消失し、鳥取藩の忍びは、専ら御忍と呼ばれるようになったことがわかる。

《第2期》

和暦	西暦	月日	呼称
元禄6	1693	3月10日	御忍之もの 御忍
元禄7	1694	8月12日	御忍
		12月9日	御忍之者
元禄9	1696	4月9日	御忍之者
		5月28日	御忍
元禄10	1697	閏2月19日	御忍之者
		閏2月26日	御忍
		3月1日	御忍
元禄13	1700	9月10日	御忍
		9月30日	御忍之者
		11月28日	御忍之者 御忍
元禄14	1701	4月18日	御忍之者
		5月6日	御忍
		7月15日	御忍
		12月18日	御忍
元禄15	1702	4月10日	御忍
		4月11日	御忍之者
元禄16	1703	11月19日	御忍之者
		2月19日	御忍 御忍之者
		11月12日	御忍
元禄17	1704	2月10日	御忍

《第三期》

第三期は、宝永元年（一七〇四）から明治三年（一八七〇）である。
 第三期では、第二期に引き続き、御忍の呼称が主流である。ただし、この時期には、例外的に、夜盗の呼称が二例だけ確認できる。これらは、宝永三年（一七〇六）と享保一五年（一七三二）の「控帳」の記録である。

第三期における夜盗の呼称

前に述べたとおり、鳥取藩の忍びは、元禄期（一六八八〜一七〇四）には例外なくすべての用例が御忍の呼称で、夜盗の呼称は存在しなかった。

しかし、元禄期（一六八八〜一七〇四）を過ぎると、「控帳」では、夜盗の呼称が二例だけ確認できる。これらは、宝永三年（一七〇六）と享保一五年（一七三二）の記録である。
 まず、宝永三年（一七〇六）七月五日の「控帳」を、以下に示す。

一菅沼与惣左衛門、御目付役被仰付、先例之通銀子式拾枚被下由被仰出、於御櫓申渡事。
 一三太兵衛儀、為御請御居間江御家老共召連罷出、御請御会釈申上、与惣左衛門儀も、同
 事二御請申上、御家老共御会釈申事、但、従組付被仰付御目付は、於御書院へ御目見被
 仰付候へ共、与惣左衛門儀は前々御近習も相勤、御目付も再往被仰付二付、御居間江被
 召出、御請申上ル事、多田与惣左衛門二名差合申二付、八兵衛と改申度由相伺、勝手次
 第と被仰出、今日より八兵衛と改申事、御忍三人御預ケ、仕人並之通被下由申渡事、但
 し御忍ハ只今迄石黒三太兵衛御預ケ之夜盗也。

ここでは、菅沼与惣左衛門という人物が、御目付役に就任した旨が示されている。与惣左衛門は、自身の名前に差し合わせがあることを理由に、改名を藩に申し出た。藩はこれを勝手次第と命じ、与惣左衛門は、同日より八兵衛と改名した。

また、藩は八兵衛に御忍三人を預け、通例どおり、仕人も預ける旨を申し付けた。ただし、この御忍とは、それまで石黒三太兵衛が預かっていた夜盗のことをさす。

ここでは、御忍の呼称と夜盗の呼称が、同文中に混在している。これは、文意からもわかるとおり、過去に夜盗と呼んでいた鳥取藩の忍びと、現在は御忍と呼んでいる鳥取藩の忍びを、明確に書き分けようとする記述である。

第一期では八割以上を占めていた夜盗の呼称が、第二期には消失したことからわかるとおり、「控帳」においては、元禄期（一六八八～一七〇四）に入ることと皮切りに、夜盗の呼称は御忍の呼称へと取って代わられた。そして、ひとびとは意識的に、夜盗を御忍と呼び始めたことが、この記述からはわかる。

では、次に、享保一五年（一七三一）一〇月二二日の「控帳」を、以下に示す。

一坂川彦左衛門儀、御目付役就被仰付、今日御城江呼上、当番御目付出座二而、御目付役被仰付、并並之通御夜盗之者御預被成候由申渡ス。奉畏、難有奉存旨、御請申上候事。

ここでは、坂川彦左衛門という人物が、御目付役に就任し、同日、城に呼び出された旨が示されている。藩は、当番御目付として出座する彦左衛門に対し、御目付役を命じ、通例どおり、彦左衛門に夜盗の者を預ける旨を申し渡した。

ただし、文中の「御目付役」とは、御目付とは異なるものであると考えられる。しかし、その詳細は不明である。

前に示した宝永三年（一七〇六）の記述とは異なり、ここからは、夜盗の呼称が用いられた明確な意図は、とくに見出せない。そのため、ここでは意識的というよりも、単純にそれまでの名残りから、夜盗の呼称が用いられたと考えられる。

以上が、第三期における夜盗の呼称である。

（二）「御支配帳」にみる呼称の変遷

では、次に、「御支配帳」にみる呼称の変遷について述べる。

本稿では、「控帳」にみる呼称の変遷と同様に、元禄一七年（一七〇四）以前の忍びにおける呼称の用例すべてを、「御支配帳」から抜粋した一覧表を作成した。これを以下に示す。

「御支配帳」は、寛永一九年（一六四二）からその記録が残されており、同年の記録から、夜盗の呼称を確認できる。

ここでは、「宮脇平太左衛門預夜盗」「松尾惣左衛門預夜盗」の記述と共に、両者が支配した夜盗たちの名前が、それぞれ記されている。以下は、該当する同年の「御支配帳」の記述である。

「御支配帳」にみる元禄17年(1704)以前の呼称の変遷

和暦	西暦	忍びの呼称	編成の呼称	和暦	西暦	忍びの呼称	編成の呼称
寛永19	1642	夜盗	預	寛文11	1671	御忍	預
慶安1	1648	夜盗	預	延宝3	1675	御忍	預
慶安3	1650	夜盗	預	延宝4	1676	御忍	預
慶安4	1651	夜盗	預	延宝5	1677	—	預
承応1	1652	夜盗	預	延宝6	1678		預
承応2	1653	夜盗	預	天和2	1682	忍	預
承応3	1654	夜盗	預	元禄2	1689	忍	預
明暦1	1655	夜盗	預	元禄3	1690	忍	預
万治1	1658	夜盗	預	元禄4	1691	忍	預
万治2	1659	夜盗	預	元禄5	1692	忍	懸紙により判別不可
万治3	1660	夜盗	預	元禄6	1693	—	預
寛文1	1661	夜盗人衆	—	元禄7	1694	忍	預
寛文2	1662	夜盗衆	—	元禄9	1696	忍	預
寛文3	1663	—	組	元禄10	1697	忍	預
寛文4	1664	—	組	元禄11	1698	忍	預
寛文5	1665	—	組	元禄13	1700	—	預
寛文6	1666	忍	組	元禄14	1701	忍	預
寛文9	1669	御忍	組	元禄16	1703	忍	預
寛文10	1670	御忍	組	元禄17	1704	忍	預

この記述からは、鳥取藩の忍びが、寛永一十九年(一六四二)にはすでに夜盗と呼ばれる存在であったことが確認できる。

表をみると、同年から寛文二年(一六六二)まで、鳥取藩の忍びは、「夜盗」「夜盗人衆」「夜盗衆」など、夜盗の呼称で呼ばれていたことがわかる。

その後、寛文六年(一六六六)にはじめて「忍」の呼称が登場し、寛文九年(一六六九)から延宝四年(一六七六)までは、「御忍」の呼称が確認できる。そして、天和三年(一六八二)以後、再び「忍」の呼称が確認できる。

- | | |
|------------|-----------|
| 宮脇平太左衛門預夜盗 | 松尾惣左衛門預夜盗 |
| 一三人四拾俵 | 一三人四拾俵 |
| 一三人三拾俵 | 一三人三拾俵 |
| 一三人二拾六俵 | 一三人二拾六俵 |
| 一三人二拾六俵 | 一三人三拾俵 |
| 一三人二拾六俵 | 一三人二拾六俵 |
| 一三人三拾俵 | 一三人二拾六俵 |
| 吉岡喜左衛門 | 中井喜兵衛 |
| 本城五左衛門 | 新作兵衛 |
| 国府喜兵衛 | 新茂太夫 |
| 安場茂左衛門 | 奥九太夫 |
| 鈴木武右衛門 | 新一郎右衛門 |
| 安羽金右衛門 | |

なお、これを「控帳」にみる呼称の変遷と比較した場合、「御支配帳」では、二〇年以上先に、夜盗の呼称が消失しており、寛文六年（一六六六）以後、（御）忍の呼称が用いられるようになったことが確認できる。

以上が、「御支配帳」にみる呼称の変遷である。

（三）御忍の職制と呼称の変遷

では、ここからは、御忍の職制と呼称の変遷について述べる。

本節では、「控帳」および「御支配帳」にみる呼称の変遷から、鳥取藩の忍びの呼称は、夜盗から御忍に移行したことを述べた。このように呼称が変遷したのは、寛文四年（一六六四）に定められた御忍の職制が画期となっっているものとおもわれる。

よって、ここからは、この時期に定められた御忍の職制について触れ、呼称の変遷との関連性を検討していく。

夜盗の支配者と夜盗頭の呼称

では、まずは、夜盗の支配者と夜盗頭の呼称について述べる。

『鳥取藩史』によれば、御忍の職制ははじめ一定しておらず、寛文三年（一六六三）以後、御目付の支配下に置かれた。

前に示した寛永一九年（一六四二）の「御支配帳」では、「宮脇平太左衛門預夜盗」「松尾惣左衛門預夜盗」の名前がみえる。そのため、この時期には、夜盗を預かる支配者たちの存在がうかがえる。

彼らは、同年から万治三年（一六六〇）まで、支配者一人あたりにつき、毎年二人から三人の夜盗を支配していた。しかし、この頃にはまだ、御忍の職制は整っていなかったため、彼らには役名もなく、おそらくは暫定的に夜盗を預かる存在であったと考えられる。

そんな彼らの役名がはじめてみえるのは、万治三年（一六六〇）の「控帳」である。

ここでは、夜盗を預かる彼らのような支配者のことを、夜盗頭と呼んでいる。以下に、同年一二月二六日の「控帳」を示す。

一夜盗衆此以後御城当番之外ハ、鳥取中打廻り、火付候者於見出候ハ、御取立・御褒美可
被遣候間、日時不依打廻精出候様ニ、風など吹申候時ハ、猶以心掛候様ニと、夜盗頭衆
申渡事。

ここでは、夜盗頭衆が、夜盗衆に対し、今後の御触を出していることがわかる。

その内容とは、当番以外の夜盗衆に対し、これ以後、鳥取中を打ち廻り、火の用心に努める旨を申し付ける、というものである。

ところで、第一章で述べたとおり、『鳥取藩史』では、御目付の呼称を、「夜盗忍の者（割

注)を預かるよりして、夜盗衆の称あり」と記している。しかし、これは「夜盗頭(衆)」の誤りであると考えられる。

なぜなら、『鳥取藩史』の記述が正しいと仮定した場合、夜盗衆と夜盗頭衆は、同一のものをさしているといえなくてはならない。ところが、上記のとおり、同文中に記した夜盗衆と夜盗頭衆は、明らかに別のものをさしているといえるからである。

よって、『鳥取藩史』における「夜盗衆」は誤りであり、正しくは、「夜盗頭(衆)」であると考えられる。

さて、この次に夜盗頭の呼称がみえるのは、寛文三年(一六六三)の「控帳」である。以下に、同年三月九日の「控帳」を示す。

一明日御出駕ニ付、御着座之衆・組頭・物頭・母衣羽織・夜盗頭登城、就其、御備之五色之御定御書出、口上ニて申渡覚。

ここでは、着座衆・組頭・物頭・布衣羽織・夜盗頭が登城し、彼らが「御備之五色之御定御書出」を、口上にて申し渡した旨が示されている。

なお、夜盗頭の呼称が見出せるのは、管見のかぎり、この記録が最後である。

すなわち、夜盗頭の呼称は、「控帳」において、万治三年(一六六〇)と寛文三年(一六六三)の二例しか見出せない。

これらを踏まえると、そもそも夜盗は、はじめ暫定的に彼らを預かる者たちによって統括されており、彼らのような支配者には、役名はなかった。その後、万治三年(一六六〇)、彼らには夜盗頭の呼称が与えられ、寛文三年(一六六三)まで、この呼称が用いられたと考えられる。

支配者不在の二年間

前に述べたとおり、寛永十九年(一六四二)には、すでに夜盗は存在しており、彼らを預かる支配者の存在があった。しかし、「御支配帳」によれば、寛文元年(一六六一)と寛文二年(一六六二)は、この支配者にあたる者の存在が見出せなくなり、夜盗たちの名前だけが書き連ねられた記録がある。

いずれの年も、夜盗の面々は同様であるため、ここでは、寛文二年(一六六二)の「御支配帳」を、以下に示す。

十八 夜盗衆

一三人四拾俵	本城又左衛門
一三人三拾俵	吉岡喜左衛門
一三人三拾俵	安場金右衛門
一三人二拾六俵	国府喜兵衛

- 一三人二拾六俵 安場茂左衛門
- 一三人二拾六俵 尾串武右衛門
- 一三人四拾俵 新茂太夫
- 一三人三拾俵 新一郎右衛門
- 一三人三拾俵 新長太夫
- 一三人二拾六俵 新門右衛門
- 一三人二拾六俵 安場七右衛門
- 一三人四拾俵 城孫左衛門
- 一三人三拾俵 国府九左衛門
- 一三人三拾俵 国府八郎兵衛
- 一三人二拾六俵 藤村左助
- 一三人二拾六俵 吉岡権直

御切米合四百八十二俵御扶持方合四拾八人

寛永一九年（一六四二）の記録と比較すると、これらの記録は、明らかに様相の異なるものであるとわかる。

文中には、支配者にあたる者の名前がなく、一六人の夜盗の禄高と名前が書き連ねてあるだけである。そのため、寛文元年（一年六六一）と寛文二年（一六六二）は、例外的に支配者不在の二年間であったと考えられる。

御忍の職制の成立

さて、支配者不在の二年間を経て、「御支配帳」の記録では、寛文三年（一六六三）、再び、支配者の名前が登場している。

ただし、このときの支配者は、万治三年（一六六〇）までに夜盗を支配していた人員とは、全員の顔ぶれが異なっている。すなわち、夜盗の支配者たちは、寛文三年（一六六三）を皮切りに、総入れ替えとなったのである。

以下に、同年の「御支配帳」を示す。

- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 池尻五郎左衛門組 | | 佐久間市丞組 | |
| 一三人四拾俵 | 新茂太夫 | 一三人四拾俵 | 城孫左衛門 |
| 一三人四拾俵 | 本城理右衛門 | 一三人式拾六俵 | 吉岡小左衛門 |
| 一三人式拾六俵 | 本城佐左衛門 | 一三人式拾六俵 | 新門右衛門 |
| 浅田角左衛門組 | | 宮崎左二兵衛組 | |
| 一三人三拾俵 | 吉岡喜左衛門 | 一三人三拾俵 | 国府九左衛門 |
| 一三人三拾俵 | 安場金右衛門 | 一三人式拾六俵 | 国府喜兵衛 |
| 一三人三拾俵 | 新茂一右衛門 | 一三人式拾六俵 | 安場七右衛門 |

河嶋忠兵衛組

一三人三拾俵

新彦四郎

一三人三拾俵

国府八郎兵衛

一三人二拾六俵

吉岡又助

御切米合四百五十六俵御扶持方合四拾五人

ここでは、池尻五郎左衛門・佐久間市丞・浅田角左衛門・宮崎左二兵衛・河嶋忠兵衛と五人の名前が確認できる。すなわち、彼らが、御忍を新たに預かることになった支配者の面々である。

さらに、同年の記録では、万治三年（一六六〇）までの記録とは異なり、「預」に代わる「組」の文字を用いて、支配者と夜盗の編成を表現するようになった。これは、支配者を一新したことによって、より編成を意識した言葉を用いるようになったからであると考えられる。

また、彼らのことを、同年二月五日の「控帳」では、以下のように記している。

一池尻五郎左衛門・佐久間市丞・浅田角左衛門・宮崎左二兵衛・河嶋忠兵衛、右五人江夜盗之者三人宛御預之事。外二仕人三人宛御預事。但、町奉行江御預之者之扶持方切米也。

ここでは、藩は彼ら五人に対し、夜盗および仕人を三人ずつ預ける旨を示している。

なお、この記録は、『鳥取藩史』にも引用されているため、御忍の職制を語る上で、非常に重要な記述であることがわかる。ここでは、彼らの職制について、「寛文三年以後は御目付に属することゝなれり。」と記している。

すなわち、『鳥取藩史』では、この記録を以て、御忍は御目付の支配下に置かれることになった、と解釈しているのである。

一方、寛文四年（一六六四）一〇月二六日の「控帳」では、以下のように記している。

一夜盗衆・押ノ者・御供横目・御歩目付・大横目衆支配事。

ここでは、夜盗衆・押ノ者・御供横目・御歩目付を、大横目（御目付）が支配する旨の御触を出している。すなわち、藩が正式に御忍の職制を定めたのは、この記録によるものであると考えられる。

よって、本稿では、寛文四年（一六六四）のこの記録を以て、御忍の職制が成立したものととし、ここからは、職制の成立と呼称の変遷との関連性について述べる。

職制の成立と呼称の変遷

本稿では、「控帳」にみる呼称の変遷と、「御支配帳」にみる呼称の変遷を比較するため、

これらの変遷を表にして並べたものを作成した。これを以下に示す。

では、この表を参照しながら、まずは、御忍の職制と夜盗頭の呼称の関連性について述べる。

前に述べたとおり、夜盗は、はじめ暫定的に彼らを預かる支配者によって統括されており、このとき、彼らには役名がなかった。

その後、万治三年（一六六〇）、彼らは夜盗を預かることから、夜盗頭と呼ばれるようになった。そして、同年から寛文三年（一六六三）まで、彼らは夜盗頭と呼ばれていた。

しかし、同年、夜盗を預かる支配者の面々は一新された。これにより、池尻五郎左衛門・佐久間市丞・浅田角左衛門・宮崎左二兵衛・河嶋忠兵衛の五人が、夜盗を統括することになった。

その後、寛文四年（一六六四）、御忍は正式に大横目（御目付）の支配下に置かれることになった。これにともない、夜盗頭の呼称は消失した。

なお、「御支配帳」では、寛文三年（一六六三）以後、「池尻五郎左衛門組」「佐久間市丞組」「浅田角左衛門組」「宮崎左二兵衛組」「河嶋忠兵衛組」など、それまでの「預」に代わり、御目付との編成を意識した「組」という言葉が用いられるようになった。

次に、御忍の職制と夜盗および御忍の呼称の関連性について述べる。

前提として、「控帳」と「御支配帳」とでは、呼称の変遷に開きが見える。ただし、おおよそ御忍の職制の成立を画期に、それぞれの呼称は変遷していったものと考えられる。

「御支配帳」では、御忍の職制が定められた寛文四年（一六六四）前後で、鳥取藩の忍びの呼称は、夜盗から御忍に変わっている。一方、「控帳」では、御忍の職制が成立してから、約二〇年後に、夜盗から御忍へと呼称が変わっている。

これを踏まえると、「御支配帳」においては、御忍の職制と連動し、その呼称が変遷したことがわかる。一方、「控帳」においては、やや遅れて、御忍の呼称が変遷したことがわかる。

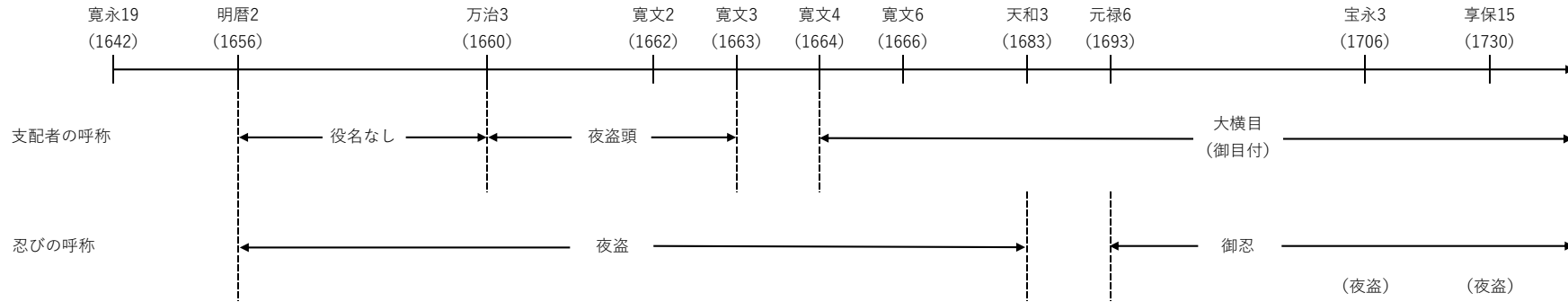
なお、「控帳」においては、宝永三年（一七〇六）・享保一五年（一七三〇）の記録でも、例外的に夜盗の呼称が確認できる。

まとめると、御忍の呼称は、「御支配帳」よりも「控帳」の方変遷対応が緩く、変遷後も、しばらくは藩内で、夜盗の呼称が用いられていたことがうかがえる。

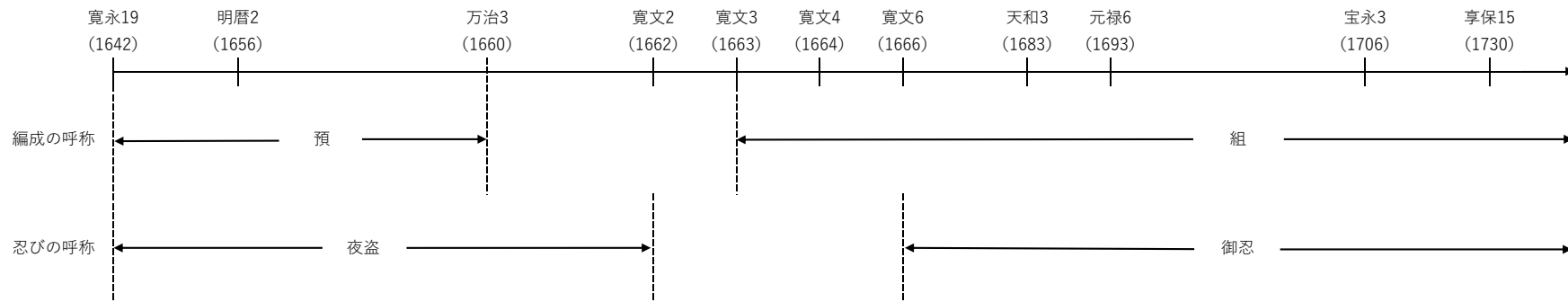
ただし、全体的には、元禄六年（一六九三）以後、基本的には御忍の呼称が主流となり、夜盗の呼称は消失した。その後、明治維新を迎えるまで、御忍の呼称が用いられた。

以上が、職制の成立と呼称の変遷である。

「控帳」にみる呼称の変遷



「御支配帳」にみる呼称の変遷



(四) 他の地域にみる夜盗の呼称

では、本節の最後に、他の地域にみる夜盗の呼称について述べる。
鳥取藩では、御忍の古名として夜盗の呼称が用いられていたことは、これまでに述べた一方、他の地域でも、忍びの呼称を夜盗と称する事例は存在していた。
まず、延宝四年(一六七六)、「藤林保武」なる人物が著したとされる「万川集海」⁽³⁷⁾では、スツハ・簷猿・三者・饗談とならび、夜盗が忍びの呼称のひとつとして挙げられている。以下に、該当する『万川集海』の記述を示す。

如此、時代ニヨリ主将ノ意ニヨツテ其名コトナリ、我邦ニテ忍・夜盗・スツハ・簷猿・三者・饗談ナト云類也。

ここでは、忍びの呼称は、時代ごとに変遷する主将の意によって異なる旨が示されている。そして、これらのなかには、夜盗と呼ばれる忍びの呼称が存在していた。

また、元禄十一年(一六九八)に成立した米沢藩の上杉家に関する軍学書である『北越太平記』⁽³⁸⁾では、上杉謙信に仕官した忍びが、夜盗組と呼ばれた存在である旨が記されている。以下に、該当する『北越太平記』の記述を示す。

謙信は忍びの者として、敵陣近く行て敵の様子を見聞て来るに、敵に知れぬ様に帰るべき者を、兼て選て其道を教て数多置き、何方へも召し連られ候。只今上杉家にて夜盗組と申て其役有之。

ここでは、夜盗組が敵情近くに潜伏し、そのようすを見聞きする者であった旨が示されている。彼らは、敵に知られないように帰る必要があったため、上杉謙信は、兼ねて選んでおいた夜盗たちにその道を教えておき、どこへ行くにも召し連れた。

上杉謙信の活躍した時期と、鳥取藩の「御支配帳」で夜盗の存在が確認できる寛永十九年(一六四二)とでは、一〇〇年ほどの開きがある。しかしながら、他の地域でも同様に夜盗の呼称を持つ忍びが存在していたのは、大変興味深いことである。
以上が、他の地域にみる夜盗の呼称である。

第二節 御忍の職務

では、ここからは、御忍の職務について述べる。

本稿では、「控帳」および「藩士家譜」を基に、御忍の職務を以下の七つに分類した。

- これらは、①火の用心・②不寝番・③御入湯御供・④江戸勤め・⑤因伯二国の在廻り・⑥御内御用・⑦情報探索である。

よって、ここからは、これら七つの職務内容について検討していく。

(一) 火の用心

では、まずは、火の用心の職務について述べる。

本章の冒頭でも述べたとおり、『鳥取藩史』によれば、御忍にとって最も重要な職務は、夜盗を警戒し、火事を未然に防ぐことである。

万治三年（一六六〇）の「控帳」によれば、夜盗頭衆は夜盗衆に対し、非番の者でも日時によらず、夜盗は火の用心に努めるようにとの御触を出している。以下は、同年一二月二六日の「控帳」である。

一夜盗衆此以後御城当番之外ハ、鳥取中打廻り、火付候者於見出候ハ、御取立・御褒美可被遣候間、日時不依廻精出候様ニ、風など吹申候時ハ、猶以心掛候様ニと、夜盗頭衆申渡事。

ここでは、非番の夜盗衆が鳥取において、火を付けた者を発見した場合には、褒美が与えられる旨が示されている。そのため、日時にかかわらず、夜盗衆は鳥取の見回りに出精し、風などが吹くときには一層これを強化するように、と申し渡されている。

ここからは、御忍は火事を未然に防ぐために、火の用心に努めることを日頃から求められていたことがわかる。さらに、場合によっては、これらの見回りが強化されることもあった。以下は、正徳三年（一七一三）三月一四日の「控帳」である。

一御忍之者・町御目付共、去々年・去春、町中大火以後御帰城以後迄、昼夜廻り相勤、苦勞仕二付、為御褒美左之通、金子貳百疋つゝ被遣事。

御忍	新孫兵衛	国府九左衛門	吉岡仲右衛門
	新彦四郎	国府八郎兵衛	安場孫平二
	新喜次郎	吉岡喜左衛門	吉岡伊左衛門
町御目付	足立本四郎	湯本弥十郎	弓削与惣次
	鈴木左五郎	桐谷清助	山羽理右衛門
	田中六兵衛	能勢五郎左衛門	清水紋右衛門

この記述からは、御忍・町御目付たちが、前々年と前年春、町中が大火に見舞われて以後、藩主が帰城するまで、昼夜の見回りを勤めたことがわかる。そして、藩はこれを労うため、見回りを勤めた御忍・町御目付たちに対し、褒美として金子二〇〇疋を支給した。

ここでいう大火とは、正徳元年（一七一）九月一日と、正徳二年（一七一一）三月一日に発生した鳥取城下の大火事をさしていると考えられる³⁹。とくに前者は、消失町

数が一八、消失家屋が一〇二七軒に及ぶ大火事であった。よって、藩も再発防止のために、見回りを徹底しなかったのであろう。

このように、御忍は常に火の用心に努める義務があり、火事にいち早く対応した場合には、褒美を頂戴するなどの厚遇を受けた。しかし、もし出火に気づかない場合には、相応の罰を課せられた。

新幾三郎家の六代目新幾三郎と国府保景家の六代目国府保景は、共に城の当番を勤めていたところ、二階の詰所で小火を出してしまった。このとき、幾三郎と保景には、遠慮が申し付けられている。以下は、安政六年（一八五九）九月三日の「控帳」である。

なお、文中に記した「国府千蔵」とは、国府保景のことである。

一御忍左之共儀、左之通被仰付旨、御目付江申渡之。

一御忍左之者共儀、去ル十一日夕、当番之処、十二日晝七時頃、中之口之方怪敷音致し候付、千蔵儀罷越し候処、御納戸坊主詰所於二階、火之元不念之儀有之候得共、早速消し留候趣、佐桐金弥申聞候付、其旨可申達之処、取混し不念之段、恐入候旨、差控之儀申達候、重キ於御場所柄、右等之儀有之候得は、不容易儀二付、早速其段可申達之処、其儀無之、軽率之勤方、不心得之至二付、被仰付品も有之候得共、此度は格別之御宥恕を以、遠慮被仰付候。

国府千蔵

新幾三郎

一御忍新紋右衛門儀、忤幾三郎去ル十一日夕当番二罷出居申候処、同十二日晝七時頃、中之口之方、怪敷音致し候付、同役国府千蔵儀罷越候処、御納戸坊主詰所、於二階火之元不念之儀有之候得共、早速消し留候趣、佐桐金弥申聞候付、其旨可申達之処、取混し不念之段、恐入候旨、差控之儀、幾三郎申達候、重キ於御場所柄、右等之儀有之候得は、不容易儀二付、早速其段可申達之処、其儀無之、軽率之勤方、不心得之至二付、幾三郎儀遠慮被仰付候間、同様相慎罷在候様被仰付候。

ここでは、藩は彼らに対し、「格別之御宥恕」を以て、遠慮を申し付けた旨を示している。よって、火の用心を怠った御忍に対しては、本来、遠慮以上の罰が課せられることが普通であったのだろう。

今回、このような配慮が得られたのは、保景がいち早くこの出火に気づき、火を消し止めたからである。その後、保景はこの出火の報告を怠ったものの、これは小火であったため、処罰は軽減されたものとおもわれる。

ただし、これが藩主の命などにかかわる重大な過失であった場合には、御忍は家の存続にもかかわる重い罰を課せられることになった。この件については、後に、御入湯御供の紹介で述べる。

以上が、火の用心の職務である。

(二) 不寝番

では、次に、不寝番の職務について述べる。

不寝番とは、文字どおり、寝ることなく番をすることである。番とは、火事を未然に防ぐための見回りの意味合いも含まれているため、綿密には、前に述べた火の用心とも重なる職務であるといえる。

ただし、これらの職務内容が、どの程度重複しているのかは、つまびらかではない。そのため、本稿では、不寝番も職務のひとつとして立項し、この職務の内容について述べる。

なお、不寝番にもいくつかの種類があるようである。これらは、①鳥取城内の不寝番・②藩主御供中の不寝番・③限定的な不寝番などに分けられる。

鳥取城内の不寝番

では、まずは、鳥取城内の不寝番について述べる。

『鳥取藩史』(40)によれば、御忍は、平日には基本的に二人ずつで、鳥取城の不寝番を勤め、御目付との交代制で城の巡検にあたっていた。ここでは、御忍と御目付の城番の一日の流れを、以下のように示している。

平日は当番の御目付一人、朝五時城内詰所帳台之間金の間上の間なり(割注)出勤交代し、御勤役等と共に藩公の御機嫌伺をなし、終日用務を弁じ、夜五時御番改とて城内各詰所を巡検し、四時の太鼓を相図に御坊主を呼、御仕舞触を為さしめ、御忍の者を呼び夜詰のことを申渡し、寝につく。御忍の者翌朝詰所に来りて、夜間の状況を報告す。

まず、御目付は朝五ツ時、城内の詰所である帳台之間に出勤する。そして、御勤役などと共に、藩主のご機嫌伺をなしてから、終日、用務に勤める。

その後、夜五ツ時になると、御目付は、城内の各詰所を巡検し、夜四ツ時の太鼓を合図に坊主を呼び、御仕舞触れをさせる。そして、御忍を呼び、夜詰のことを申し渡してから、床に就く。

その後、御目付と当番を交代した御忍二人は、夜間に城内の巡検にあたる。そして、翌朝の四ツ時には再び詰所に出勤し、御目付に夜間の状況を報告した。

この不寝番は、平日に二人ずつが職務にあたることから、御忍の最も基本的な職務であったと考えられる。

以上が、鳥取城内の不寝番である。

藩主御供中の不寝番

では、次に、藩主御供中の不寝番について述べる。

『鳥取藩史』によれば、御忍は「平日は二人宛御城不寝番をなすこと、御目附の内に述べたるか如し。御道中、及江戸に於ても同し」とある。

すなわち、御忍は、鳥取城内の不寝番以外にも、藩主の御供を勤める道中や在府中に於いて、不寝番を勤めていたということである。

「控帳」には、御忍が藩主の道中御供のおり、不寝番を勤めていたことがわかる記述がある。以下は、正徳元年（一七一）七月一日の「控帳」である。

一此度道中御急ニ付、不寝番之御忍、江戸より不罷越、御歸府之節ハ道中御急ニても無之付、例之通不寝之忍被仰付、御目附江申渡、左之者共立歸罷越事。

新彦四郎 国府八郎兵衛 安場孫平次 吉岡喜左衛門

このときの藩主は、三代藩主池田吉泰である。ここでは、元二代藩主池田綱清の死に際して、彼が急いで鳥取に帰国する旨を示している。

このおり、吉泰は急いで鳥取に帰国したため、不寝番の御忍を同行させなかった。しかし、江戸へ折り返すおりには、新彦四郎・国府八郎兵衛・安場孫平次・吉岡喜左衛門の御忍四人を、不寝番として同行させた。

ここからは、まず、次のことがいえる。

すなわち、藩主が江戸・鳥取間を移動するにあたっては、不寝番の御忍を同行させることは、通例であったということである。

さらに、文中には、「不寝番之御忍、江戸より不罷越」とある。よって、江戸においても同様に、藩主御供中の不寝番を勤めるための御忍が、常に控えていたことがわかる。

これらは、『鳥取藩史』にある「御道中、及江戸に於ても同し」を、裏付ける記述である。

なお、この不寝番は、場合によっては、御忍の代わりに徒が勤めることもあった。以下は、明和四年（一七六七）三月一四日の「控帳」である。

一御留守中御忍代り不寝番被仰付被下候様、御部屋御目付共申聞候付、其段相伺候処、伺之通被仰出、依之、左之御徒六人不寝番被仰付旨、右同人を以御徒頭江申渡之。

渡辺閑左衛門 大塚夫右衛門 吉田久次郎

中尾幸助 河部弥七 佐藤善内

ここでは、御目付が、藩主の留守中、御忍の代わりに徒六人に対し、不寝番を申し付ける旨を藩に申し出ている。これは藩の承諾を得て、御目付は、渡辺閑左衛門・大塚夫右衛門・吉田久次郎・中尾幸助・河部弥七・佐藤善内の徒六人に対し、不寝番を申し付ける旨を、御徒頭に申し渡した。

また、同年にかぎらず、徒が御忍の代わりに、不寝番を勤めたことがわかる記録は、他

にもある。以下は、元禄一四年（一七〇二）四月一八日の「控帳」である。
なお、文中に記した「大殿様」とは、元二代藩主池田綱清のことである。

一御忍之者、去秋江戸江罷越候者之替り、当秋罷越咎ニ候処、大殿様御帰館ニ付、道中御供ニ可被召連候、左候へハ、江戸御用御手支ニ可有之と、御目付共も申二付、代四人、先用意仕罷有候様ニと申渡置候処、大殿様道中御供ニは不被召連、御歩行之内不寝番ニ而相済申由、左候へハ、弥当秋御替せ咎ニ候へ共、御目付共申候ハ、代四人被仰付候者共、用意等仕罷有、発足仕儀相延候而ハ迷惑仕儀ニ候逆、秋替りニ罷越儀ニ候へハ、只今御替せ被成候へハ、去秋より江戸ニ相詰候者共□□罷帰迄ニ有之、御失墜も無之儀ニ候へハ、春替りニ被仰付候ハ、来春大殿様御参府之道中御用も相勤儀ニ候間、弥春替ニ被仰付可然旨申二付、何も承届、其通ニ替せ候様ニと申渡、国府儀左衛門・安場佐左衛門・新彦四郎・吉岡又助、右四人、明日発足申候事。

ここでは、池田綱清が鳥取に帰国するにあたって、御目付が道中の御用を勤める御忍の人員を確保したにもかかわらず、綱清から、道中御供は必要なく、不寝番も徒に頼むことを申し渡されている。

しかし、御目付の指示どおり、出発準備を整えた御忍たちは、いまさら出発が延期になるのは困るといい、結果、御目付が理由をつけて、翌日には御忍を、江戸に向けて出発させた。

まず、御目付が事前に御忍の人員を確保したことから、基本的に道中御供では、御忍の不寝番は通例であったことがわかる。しかし、綱清はこれを徒に頼むといていることから、御忍の代役として、徒が不寝番を勤めていたこともわかる。

このように、徒が御忍の代わりを勤める例は、後に述べる御入湯御供にもみえる。御忍は徒身分であったために、徒が御忍の代役を勤めることは、それほど不自然なことではなかったのかもしれない。

ただし、家業家の御忍にとって、家業家ではない徒がこれらの代役を勤めたのは、彼らの専門性を脅かす事態であるとも考えられる。あるいは、不寝番の職務そのものは、御忍の家業家としての役割を担保する上では、それほど重要な職務ではなかったといえるかもしれない。

以上が、藩主御供中の不寝番である。

二ノ丸新殿の不寝番

では、最後に、二ノ丸新殿の不寝番について述べる。

二ノ丸新殿の不寝番とは、御忍が限定的に勤めた不寝番のことである。

『鳥取藩史』⁽⁴¹⁾によれば、弘化元年（一七四四）四月、藩は鳥取二ノ丸の修理工事を開始した。その後、弘化三年（七四六）四月、二ノ丸新殿が出来した。

これにともない、同年五月、一〇代藩主池田慶行は二ノ丸新殿に転居し、祝儀を行なった。(42)。しかし、弘化四年(一八四七)二月、慶行は、再び三ノ丸に転居し、その後、二ノ丸新殿は不要のものとなってしまった。

「控帳」によれば、御忍は、この新殿の不寝番を一定期間、勤めていたようである。以下は、同年六月一四日の「控帳」である。

一御忍左之者共儀、先達而御新殿不寝御番暫時之間相勤候二付、左之通被遣候事。

一御上下壹宛

吉岡藤太

代金百疋

新彦左衛門

国府千蔵

吉岡長三郎

新平太夫

新平右衛門

ここでは、吉岡藤太・新彦左衛門・国府千蔵・吉岡長三郎・新平太夫・新平右衛門の御忍六人が、二ノ丸新殿の不寝番を勤めた旨が示されている。そして、藩は彼らに対し、褒美として御上下一具および代金百疋ずつを支給した。

このように、御忍には日頃から勤めるべき鳥取城内や藩主御供中の不寝番以外にも、場合によっては、限定的に不寝番を勤めることがあったとわかる。

以上が、不寝番の職務である。

(三) 御入湯御供

では、次に、御入湯御供の職務について述べる。

御入湯御供とは、藩主の御入湯に際する御供を勤めることである。

前提として、「控帳」において、はじめて藩主の御入湯の記録がみえるのは、寛文三年(一六六三)のことである。以後、「控帳」では、藩主の御入湯の記録が度々みえる。

本稿では、これらの藩主の御入湯の記録のなかで、御忍がこの御供を勤めた記録のみを、「控帳」から抜粋した一覧表を作成した。これを以下に示す。

ただし、「控帳」は、御忍が勤めた御入湯御供の記録を、すべて正確に記しているわけではない。そのため、本稿では、あくまで以下の表をひとつの指標とし、御忍の御入湯御供について検討していく。

御入湯御供における御忍の人員

まずは、御入湯御供における御忍の人員について述べる。

この表によれば、御忍が御入湯御供を勤めたのは、全九例ある。このうち、宝永三年

(一七〇六)・寛政九年(一七九七)・文化五年(一八〇八)を除く御入湯御供の御忍の人員は、全部で八人である。すなわち、御忍は基本的に、八人体制で御入湯御供を勤めていたものと考えられる。

また、御忍が八人体制で御入湯御供を勤める場合には、文化一三年(一八一六)を除き、四人ずつの二組に分けられ、交代制でこれを勤めたことがわかる。

なお、先の四人に代わり、後の四人が交代し、この御供を勤めることを、史料上では、「中代り」と称している。

これらを詳しくみていくと、御忍がはじめて八人体制で御入湯御供を勤めたのは、寛政六年(一七九四)のことである。この表だけを見ると、宝永三年(一七〇六)の御忍の人員が二人であったのに対し、寛政六年(一七九四)の御忍の人員は八人であり、人員数は六人も増加している。

ただし、同年九月一三日の「控帳」には、「御時節柄之儀ニ付、御先例ニ不拘、成丈ヶ御省略取斗可申」とある。そのため、同年の御入湯全体の傾向としては、むしろ儉約を重視した年であったようである。

このように、御忍は基本的には、八人体制で御入湯御供を勤めた。

ただし、藩主は御忍以外にもたくさんの家臣を引き連れ、御入湯に出掛けていた。そのため、場合によっては、御忍の御入湯御供の代役を、他の家臣が勤めることもあった。

たとえば、寛政九年(一七九七)には、御忍の代わりに、徒が彼らの代役を勤めている。また、文化五年(一八〇八)には、御忍の「中代り」を、押が勤めていることがわかる。

以上が、御入湯御供における御忍の人員である。

元二代藩主池田綱清の御入湯御供

では、次に、元二代藩主池田綱清の御入湯御供について述べる。

前に述べたとおり、御入湯御供とは、基本的に藩主の御入湯に際する御供を勤めることである。しかし、例外的に、「大殿様」や「若殿様」の御入湯に際しても、家臣たちは御入湯御供を勤める場合があった。

なお、大殿様とは、すでに隠居などをした藩主のことをさし、若殿様とは、将来藩主となる人物のことをさす。

この表によれば、宝永三年(一七〇六)の御入湯は、「大殿様」の御入湯御供である。

一方、寛政九年(一七九七)の御入湯は、「若殿様」の御入湯御供である。前者の「大殿様」は、元二代藩主池田綱清であり、後者の「若殿様」は、次期七代藩主池田斉邦である。

ここでは、特徴的な御入湯御供として、宝永三年(一七〇六)の池田綱清の御入湯について述べる。この年は、御忍以外にも、押・台所目付・買使などが御入湯御供を勤めている。以下は、同年九月二三日の「控帳」である。

一左之者共、度々大殿様勝見御入湯之御供仕、此度岩井江之御供仕候ニ付、並之通拝借被

仰付事。

御忍 国府八郎兵衛 同 新彦四郎 御押 半蔵

御台所目付 清水孫六 御買使 田川久兵衛

殿様御入湯御供立ニは、拝借不被仰付候得共、右之者共、大殿様御供度々相勤、未拝借無之ニ付、此度大殿様御供立之通拝借被仰付事、去春之御湯治ニも右之類拝借被仰付例ヲ以、右之通之事。

ここでは、まず、今回御入湯御供を勤める面々が、以前から度々、綱清の勝見における御入湯御供を勤めていた旨が示されている。すなわち、表で記した御入湯以外にも、御忍は、綱清の御入湯御供を勤めたことがあったようである。

そして、今回、彼らはこの経験を買われ、綱清の岩井における御入湯御供を勤めるにあたって、拝借金を支給されることになった。ただし、これは例外的な処遇であり、藩主御入湯において、本来、拝借金は許されないものであった。

しかし、彼らは幾度か綱清の御入湯御供を勤めた経験があり、いまだに拝借金を与えられたことがない者たちである。そのため、前年春の御入湯御供の例を以て、藩は彼らに対し、拝借金を支給した。

このように、御忍が御入湯御供を勤めるにあたって、拝借金を拝領する記述があるのは、管見のかぎり、この一例だけである。

ただし、文中に示された、以前から勤めていたとされる綱清の御入湯御供の記録が「控帳」に反映されていないところを見ると、これ以外にも、御忍が御入湯御供に際し、拝借金を拝領した例はあったのかもしれない。

以上が、元二代藩主池田綱清の御入湯御供である。

徒が代役を勤めた御入湯御供

前に述べたとおり、不寝番などの職務では、徒が御忍の代役を勤めることがあったけれども、御入湯御供においても、同様に、徒が御忍の代役を勤めることがあった。

この表によれば、寛政九年（一七九七）の御入湯では、御忍の人員は出されていない。ただし、これは御忍の人員が必要なかったわけではなく、この時期の御忍に病人が多く、正確には、御忍の人員が出せなかったのである。

よって、同年の御入湯御供は、御忍の代わりに、徒四人がこの代役を勤めた。以下は、同年三月一六日の「控帳」である。

一御忍之者、病人多ニ而、若殿様御入湯御供御手支に付、御徒四人右代り御供被仰付候間、勤向之儀は、御目付承合相勤候様、御徒頭江申渡候様、御用人江申渡之、右は、御目付より申達候付而也。

ここでは、次期七代藩主池田斉邦の御入湯に際して、御忍がこの御供を勤められず、これでは差し支えが生じるため、徒四人が、御忍の代わりに御入湯御供を勤める旨が示されている。

なお、この徒の勤め向きは、普段、御忍を支配している御目付が担当することとなり、御用人を以て、これを徒頭に申し渡した。

このように、御忍の人員が出せない場合には、例外的に、徒がその代役を勤めることがあった。

以上が、徒が代役を勤めた御入湯御供である。

御入湯御供の過失に対する処罰

では、最後に、御入湯御供の過失に対する処罰について述べる。

御入湯御供では、藩主の御入湯に際する火の番なども勤めたけれども、このとき、火の不始末があった場合には、藩主の身の安全にかかわる重大な過失として、重い罰を課せられることになった。

以下は、『鳥取藩史』の「御忍」の項に引用されている、貞享三年（一六八六）五月二七日の記述である。

なお、文中に記した「大殿様」とは、元初代藩主池田光仲のことである。

一夜盜城作之右衛門・新作兵衛儀、当三月大殿様吉岡江御入湯被遊候節、御茶屋之台司火
簀子江焼出候処、右両人当番にて罷在、右の段不存、御供横目のもの見付候。依之今日
落着被仰出

城作之右衛門

新 作兵衛

右両人御追放就被仰付。甲府様御三人家様、此方御一同様方江奉公仕儀は不及申、御領
地罷有事も御障被成也。

ここでは、城作之右衛門・新作兵衛の夜盗二人が、同年三月の池田光仲の吉岡における御入湯御供を勤めた記録が記されている。

このとき、火の番を勤めた作之右衛門と作兵衛は、茶屋の台司から簀子に火が移ってしまったことに気づかず、これを、御供横目の者が発見した。

この過失を重く受け止めた藩は、作之右衛門と作兵衛に対し、以後、池田家に仕官することそのものを禁じ、領地からも追放した。

なお、『鳥取藩史』では、この記述の引用元については記されておらず、これ以上の詳細は不明である。

ただし、享保一二年（一七二七）閏正月一二日の「控帳」では、作之右衛門について、「吉岡江御入湯之節、不調法之儀有之、御暇被遣候」と記されている。すなわち、作之右

衛門が、御入湯御供の不祥事によって御忍の職務を解かれたことは、事実であったとおもわれる。

「控帳」によれば、作之右衛門は、城孫左衛門の子孫である。

孫左衛門とは、『鳥取藩史』の「御忍」の項に引用されている人物で、慶安三年（一六四九）、野村与左衛門の支配下に置かれた御忍のなかでも、最も高禄である四〇俵三人扶持を拝領している。よって、城家は実績のある御忍の家であり、当時も活躍していた家であったと考えられる。

しかし、今回の過失をきっかけに、結果として作之右衛門は、追放の処分を下された。また、城家の「藩士家譜」が残されていないことから、その後、城家は断絶してしまっただけのものとおもわれる。

このように、御入湯に際する火の番では、藩主の命にかかわる過失を犯した責任は重く、場合によっては、家の存続にもかかわる重大な事態にまで発展することがあった。

以上が、御入湯御供の職務である。

「控帳」にみる御忍の御入湯御供

和暦	西暦	御忍①	御忍②	御忍③	御忍④	御忍⑤	役割	人数	行先	備考
宝永3	1706	国府八郎兵衛	新彦四郎	—	—	—	—	2	岩井	元2代藩主池田綱清の御入湯 拝借金を拝領
寛政6	1794	吉岡軍蔵	吉岡喜十郎	安場孫平	安場三郎左衛	—	—	8	勝見	御忍の人員は増加 ただし、御入湯全体は儉約傾向
		新直平	新清十郎	吉岡十兵衛	国府作右衛門	—	中代り			
寛政9	1797	—	—	—	—	—	—	0	勝見	次期7代藩主池田斉邦の御入湯 徒4人が御忍の代役を勤める
文化5	1808	新孫兵衛	新彦四郎	国府忠兵衛	安場半兵衛	—	—	4	勝見	—
文化11	1814	新作兵衛	新幸左衛門	吉岡駒次郎	吉岡録之助	—	—	8	吉岡	—
		国府忠兵衛	吉岡清五郎	吉岡元蔵	国府八十八	—	中代り			
文化13	1816	国府八十八	国府忠兵衛	吉岡清五郎	—	—	—	8	勝見	—
		吉岡元蔵	吉岡幾之丞	安場小十郎	新七郎	新幸左衛門	中代り			
天保9	1838	吉岡藤太	吉岡長三郎	新彦左衛門	吉岡幸蔵	—	—	8	勝見	—
		新長次郎	国府千蔵	吉岡重造	新平右衛門	—	中代り			
弘化3	1846	吉岡藤太	吉岡長三郎	新彦左衛門	吉岡幸蔵	—	—	8	吉岡	—
		新長次郎	国府千蔵	吉岡重造	新平右衛門	—	中代り			
嘉永7	1854	新平太	安場七郎	安場鉄之助	吉岡重之進	—	—	8	吉岡	—
		吉岡幸蔵	吉岡熊太夫	新長次郎	吉岡小次郎	—	中代り			

(四) 江戸勤め―江戸御供・詰江戸・御供詰―

では、次に、江戸勤めの職務について述べる。

まず、本稿で述べる江戸勤めについて説明するため、『鳥取藩史』(43)に述べる江戸詰の定義を、以下に示す。

藩士の江戸藩邸に勤仕するを、江戸詰と云う。江戸詰に無期限の者と、有限之者と有り。無期限の者を定詰と云い、有期の者を普通に江戸詰と云う。定詰は之を定府とも称す。常に江戸に居住し、中には遂に御国を見ずして終るもの有り。

この記述によれば、鳥取藩では、家臣が江戸藩邸で勤仕することすべてを、江戸詰という。この江戸詰は、有期限と無期限とに分けられる。

有期限の江戸詰を、単に江戸詰といい、無期限の江戸詰を、定詰という。あるいは、定詰は定府ともいう。この定詰にあたる者は、常に江戸に滞在していたため、家臣のなかには、鳥取に帰国することなく一生を終える者もあった。

まず、ここでは、単に江戸藩邸に勤仕することを「江戸詰」と表記し、有期限で江戸藩邸に勤仕することも「江戸詰」と表記している。

しかし、これから江戸勤めについて述べるにあたって、本稿では、後者の「江戸詰」のことを、以後、「江戸勤め」と表記する。また、定詰あるいは定府については、本稿では範囲外であるため、ここでは述べない。

『鳥取藩史』によれば、鳥取藩の参勤交代は、隔年の実施が基本である。藩主は三月、鳥取を出発して江戸に向かい、翌年四月、江戸を出発し、鳥取に帰国した。この参勤交代にともない、家臣たちは道中、藩主の御供を勤める必要があった。そのため、本稿ではこの道中御供も、「江戸勤め」と表記する。

本稿では、これら江戸勤めの記録のなかで、御忍がこれを勤めた記録のみを「控帳」から抜粋した一覧表を作成した。この結果、御忍の江戸勤めは、主に、①江戸御供・②詰江戸・③御供詰の三つに分けられることがわかった。これを以下に示す。

ただし、「控帳」は、御忍の江戸勤めの記録を、すべて正確に記しているわけではない。そのため、本稿では、あくまで以下の表をひとつの指標とし、御忍の江戸勤めについて検討していく。

まず、以下にこれらの内容を簡単にまとめておく。

①江戸御供 藩主が参勤交代で江戸に赴くとき、その道中の御供を勤めること。「控帳」では、「江戸御供」の表記が普通である。なお、享保二〇年(一七三五)・宝暦一二年(一七六二)は、単に「御供」の表記がある。ただし、前者は鳥取から江戸への御供であったため、本稿では、ここに分類している。

②詰江戸 藩主が参勤交代などで在府しているとき、江戸藩邸などに勤仕すること。な

お、『鳥取藩史』では、これを「江戸詰」と表記している。しかし、「控帳」では、「江戸詰」の表記はめずらしく、「詰江戸」の表記が基本である。よって、本稿でも、これを詰江戸と表記する。

③御供詰 藩主の参勤交代に従って江戸御供を勤めた後、そのまま江戸藩邸などに勤仕すること。すなわち、①の後に、②を勤めることである。本稿では、「控帳」において、「御供詰江戸」「詰江戸御供」「御参府御供詰江戸」「御出府御供詰江戸」の表記があるものを、ここに分類している。

江戸勤めにおける御忍の人員

では、ここからは、江戸勤めにおける御忍の人員について述べる。

「控帳」によれば、御忍の江戸勤めの記録は全一三例に及び、これらの内訳は、①が四三例、②が五七例、③が一二例である。そして、①から③のいずれかにかかわらず、御忍の江戸勤めの人員は、四人体制が基本である。

しかし、御忍のなかには、病気などの理由により、江戸勤めの途中に帰国せざるを得なくなる場合や、そもそも江戸に向かうこと自体が困難になる場合もあった。このようなときには、別の御忍が代役として、急遽江戸に向かうこともめずらしくなかった。

ただし、宝暦六年（一七五六）には、藩は儉約を理由に、御忍の詰江戸の人員を、四人から三人に減らす御触を出している。以下は、同年五月二三日の「控帳」である。

一此度御儉約ニ付、左之通被仰出、夫々申渡候由。

條々

一此度至而御儉約被遊候付、人々難儀之品多有之候得共、御幼君様之内、御勝手御凌不被成候而ハ、追々御物入之儀差向居申候、何れも虎口場之御奉公と存、御為相成り候様、心を付可相勤候、然上ハ、江戸詰之人数も御減少被成候付、此已後左之通御極被成候、尤、加役等御入用之節ハ、席上席下之無差別、可被仰付候間、御手支無之様相勤可申候、先役之仕来不相拘、後役之存念ニも不相拘、当時御儉約第一之勤方、人々致工面、他役之儀ニても無遠慮申談、心を付合可相勤事。

一奥到来加役一人、御減少被成候事。

一御勤部屋書記加役一人、御減少被成候事。

一御式台到来加役一人、御減少被成候事。

(中略)

一来春より御忍詰江戸三人ニ御極被成候、当年ハ勤懸りニ付、其俣四人可相勤事。

ここでは、五代藩主池田重寛の幼少を理由に、藩は詰江戸の人員を、大規模に削減する旨を示している。これにより、御忍の人員は、翌年の春から一人削減され、全部で三人となった。

また、ここでは御忍以外にも、奥到来加役・御勤部屋書記加役・御式台到来加役などの人員が、一人ずつ削減されていることがわかる。

しかし、表を確認するかぎり、藩が詰江戸に三人の御忍の人員を出しているのは、この御触を出した翌年の宝暦七年（一七五七）と、宝暦八年（一七五八）の二回だけである。そして、宝暦九年（一七五九）以後、御忍の詰江戸の人員は、基本的には四人体制に戻っている。

なお、重寛の出生が延享三年（一七四六）であることを考えると、宝暦九年（一七五九）時点で、重寛はまだ一四歳である。このとき、重寛はまだ元服も済ませておらず、彼の幼少を理由に人員削減を申し出ていたとすれば、御忍の人員を元の人数に戻すのは、時期尚早のようにもおもわれる。

いづれにせよ、この御忍の人員削減はたった二回で終了し、その後、御忍の詰江戸の人員は、再び四人となった。これは、御忍の江戸勤めの人員は、四人体制が妥当であると判断された結果であろう。

以上が、江戸勤めにおける御忍の人員である。

江戸勤めの経済的負担

では、次に、江戸勤めの経済的負担について述べる。

『鳥取藩史』⁽⁴⁴⁾によれば、江戸勤めの家臣たちには、これを勤める経済的負担を加味し、以下のような特典が与えられた。

①詰江戸前年の物成増給・②路銀・③借銀・④道中扶持・⑤詰年物成増給・⑥江戸扶持・⑦普通役免除などである。

しかし、これらの特典のなかで、①や⑤などは、むしろ経済的負担が強いられるものであり、他の特典と併せても、これらは支給されてからようやく、生活が立ち行く類いのものであった。

よって、江戸勤めの回数が多くなるほど、これを勤めた家臣の借財は累積し、財政難に陥る場合が多かった。なかには、これを理由に、江戸勤めを断る家臣もいたようである⁽⁴⁵⁾。ただし、こうした問題は、鳥取藩だけではなく、諸藩にもみられることであった。

また、江戸勤めを申し付けられた御忍が、もし病気などの理由により、途中で帰国せざるを得なくなった場合には、家禄を得ることができないまま、①や⑤などに追われることになり、より厳しい生活を強いられることとなった。

以下に示すのは、文化五年（一八〇八）一月一日の「控帳」に記された、御忍吉岡此右衛門・吉岡十兵衛の事例である。

一御忍左之両人儀、去春江戸詰不足上納、当暮より五年賦御取立之儀奉願趣、勘定所取調之上、今来年兩年御取立被遣旨、御目付江申渡之。

吉岡此右衛門 吉岡十兵衛

ここでは、此右衛門と十兵衛が、前年春の詰江戸を十分に勤めることができなかつたため、物成などの上納に難渋し、同年からの五年賦の取り立てを、藩に願ひ出た旨が示されている。

しかし、勘定所が取り調べた結果、これは藩の承諾を得られず、藩は彼らに対し、物成などを、同年と翌年の二年賦で上納する旨を申し渡した。

このように、江戸勤めにおいては、詰不足などにより物成の上納に難渋した御忍の記録が、数多く残されている。藩も、この状況について認識はしていたようであるけれども、家臣たちの願ひ出のすべてを受け入れることはむずかしく、江戸勤めは家臣たちにとって、経済的な負担となっていたことがわかる。

江戸勤めの負担に対する御忍の反応

江戸勤めが家臣にとって経済的負担となるなかで、鳥取藩では、御忍が詰江戸を勤める頻度が、極端に高まった時期がある。これは、五代藩主池田重寛の幼少を理由に、藩が彼の御初入まで、毎年、御忍に詰江戸を勤める旨を申し付けたからである。

しかし、前に述べたとおり、江戸勤めはただでさえ、彼らの経済を圧迫するものであった。よって、国府又八・安場平八・吉岡弥七郎・新市右衛門の御忍四人は、この経済的負担を理由に、一人扶持の加扶持を藩に願ひ出た。以下は、宝暦三年（一七五三）正月一日の「控帳」である。

一御忍左之者共、御初入迄ハ毎年之詰江戸ゆへ、勝手難取統、依之、老人之加夫持被仰付被下候様、奉願趣、達御耳候処、加夫持被遣候儀ハ並も有之儀ニ付、難被仰付候、然共、御初入迄ハ毎度詰江戸被仰付候義故、銀三枚宛御初入迄詰江戸之者江之被遣旨被仰出、其段御目付へ申渡候由。

国府又八 安場平八 吉岡弥七郎 新市右衛門

この願ひ出は藩主の耳にまで届いた。しかし、この願ひ出は藩の承諾を得られず、藩は代わりに、重寛の御初入まで、毎年詰江戸を勤める御忍たちに対し、銀三枚ずつを支給する旨を御目付に申し渡した。

そして、興味深いのはここからである。その後、藩は上記の御忍四人に対し、再び詰江戸を申し付けるおり、彼らに一度、事前に伺いを立ててから、これを申し付けたのである。以下は、同年一二月二七日の「控帳」である。

一左之者共、来年詰江戸可被仰付哉之旨、相伺候処、窺之通被仰付旨被仰出、御目付共江申渡候事。

御忍

御供目付

国府又八 岩田久右衛門
安場平八 羽山寛右衛門
吉岡弥七郎 前野仁右衛門
新市右衛門 清水分右衛門

ここでは、文中に「来年詰江戸可被仰付哉之旨、相伺候処」と記されている。ここからは、藩が御忍たちに対し、翌年の詰江戸を勤められるかどうか、わざわざ確認を取っていることがわかる。

これを踏まえると、加扶持を藩に願い出た前後で、御忍に対する藩の対応が、明らかに異なっていることがわかる。

これは、詰江戸がもたらす御忍たちの経済的負担を、藩が認識していたことの裏付けであり、今回は御忍たちの意思表示を受け、藩もそれなりの配慮を以て、対応したということになる。

なお、『鳥取藩の参勤交代』(46)によれば、重寛は宝暦一二年(一七六二)、御初入を果たしている。そのため、遅くとも宝暦三年(一七五三)から宝暦一二年(一七六二)までは、御忍たちは毎年の詰江戸を勤めたことが予想される。しかし、表には、これらの詰江戸の記録が、すべて正確に反映されているわけではないようである。

江戸御供・詰江戸・御供詰の定義

さて、ここまで御忍の江戸勤めについて述べてきたけれども、①江戸御供・②詰江戸・③御供詰については、『鳥取藩史』と「控帳」を照らし合わせても、不明瞭な点が多々ある。

まず、①については、藩主の参勤交代にともない、御忍が江戸に到着した後、翌年の帰国までに、御忍がどのように過ごしたのかなどの点については明確ではない。また、②・③についても、国元の日記である「控帳」だけでは、どうしても断片的な情報しか拾えず、在府中の御忍のようすはうかがい知れない。

これらの詳細を検討するためには、今後、「江戸家老日記」(47)などを通じ、ひとつひとつの記録を丁寧に抜き出した上で、御忍の江戸勤めの全体像を、明らかにしていく必要があるだろう。しかし、「江戸家老日記」は量が膨大であるため、今回は検討の対象から除外することとした。

以上が、御忍の江戸勤めの職務である。

「控帳」にみる御忍の江戸御供（1）

和暦	西暦	藩主	御忍①	御忍②	御忍③	御忍④	人数	備考
享保18	1733	池田吉泰	国府又八	新市右衛門	吉岡十兵衛	吉岡弥右衛門	4	—
享保20	1735		国府伝八	安場平九郎	吉岡弥右衛門	吉岡源次郎	4	鳥取→江戸
元文4	1739		吉岡又助	安場槌三郎	新平太夫	吉岡喜左衛門	4	—
寛保1	1741	池田宗泰	国府弥三右衛門	新喜分次	吉岡弥七郎	新藤八	4	—
延享4	1747		国府弥三右衛門	—	—	—	1	吉岡又助の代役
宝暦13	1763	池田重寛	新左七	新市右衛門	安場茂源治	新紋右衛門	4	春
明和2	1765		吉岡新右衛門	国府喜兵衛	吉岡弥七郎	国府又八	4	春
安永1	1771		吉岡新右衛門	国府又八	新市右衛門	吉岡甚平	4	—
安永2	1772		新市右衛門	安場九郎右衛門	新紋右衛門	吉岡清蔵	4	春
安永4	1774		吉岡軍蔵	国府多三郎	安場直右衛門	新紋右衛門	4	—
安永8	1779		吉岡市兵衛	—	—	—	1	—
安永10	1781		国府本右衛門	吉岡伝兵衛	安場嘉兵衛	吉岡清蔵	4	—
安永10	1781		新綱右衛門	—	—	—	1	安場嘉兵衛の代役か
天明3	1783		吉岡伝兵衛	新直平	国府又八	新為右衛門	4	—
天明5	1785		国府弥三右衛門	新綱右衛門	吉岡清蔵	新為右衛門	4	—
天明7	1787	国府弥三右衛門	新直平	新綱右衛門	吉岡喜左衛門	4	—	
天明9	1789	吉岡久蔵	吉岡喜右衛門	吉岡兵七	新為右衛門	4	—	
寛政3	1791	池田治道	吉岡久蔵	新綱右衛門	吉岡兵七	新為右衛門	4	—
寛政7	1795		国府沢右衛門	新直平	吉岡十兵衛	吉岡兵七	4	春
寛政7	1795		安場三郎左衛門	—	—	—	1	吉岡兵七の代役
寛政9	1797		国府沢右衛門	新清十郎	安場孫平	吉岡兵七	4	—

「控帳」にみる御忍の江戸御供（2）

和暦	西暦	藩主	御忍①	御忍②	御忍③	御忍④	人数	備考
享和1	1801	池田斉邦	新彦四郎	安場半兵衛	新作兵衛	吉岡十兵衛	4	秋
文化2	1805		国府忠兵衛	安場半兵衛	新作兵衛	新喜次郎	4	春
文化4	1807		新彦四郎	吉岡十兵衛	吉岡此右衛門	新八三郎	4	春
文化6	1809	池田斉稷	新孫兵衛	新彦四郎	新作兵衛	安場孫平	4	春
文化6	1809		国府忠兵衛	—	—	—	1	新作兵衛の代役
文化8	1811		新作兵衛	吉岡清五郎	新八三郎	吉岡伝右衛門	4	春
文化10	1813		新武平	新彦四郎	安場孫平	吉岡伝右衛門	4	—
文化12	1815		国府八十八	新作兵衛	吉岡録之助	新幸左衛門	4	春
文化14	1817		新武平	国府忠兵衛	吉岡清五郎	吉岡元蔵	4	春
文政2	1819		吉岡分太夫	新作兵衛	新幸左衛門	吉岡伝右衛門	4	春
文政2	1819		吉岡清右衛門	—	—	—	1	新幸左衛門の代役
文政4	1821		新武平	新分平	新作兵衛	新幸左衛門	4	春
文政6	1823		国府忠兵衛	安場丈平	吉岡録之助	吉岡甚左衛門	4	春
文政10	1827		吉岡長三郎	新紋右衛門	吉岡元蔵	吉岡弥平太	4	春
文政12	1829		新茂平太	国府忠兵衛	吉岡久六	安場儀平太	4	春
天保3	1832		池田斉訓	吉岡元三郎	安場儀平太	新紋右衛門	吉岡元蔵	4
天保3	1832	新幸之進		—	—	—	1	安場儀平太の代役か
天保11	1840	国府定之進		新紋右衛門	吉岡幸右衛門	吉岡弥右衛門	4	秋

「控帳」にみる御忍の詰江戸（1）

和暦	西暦	藩主	御忍①	御忍②	御忍③	御忍④	人数	備考
享保17	1732	池田吉泰	新茂大夫	国府喜兵衛	吉岡久右衛門	吉岡源次郎	4	—
享保19	1734		新喜次郎	新喜分次	吉岡又助	吉岡喜左衛門	4	御供目付と共に鳥取を出発
寛延2	1749	池田重寛	国府弥三右衛門	新喜分次	国府甚助	吉岡弥七郎	4	—
寛延2	1749		国府又五郎	—	—	—	1	国府甚助の代役
寛延3	1750		新茂大夫	安場平八	新市右衛門	新藤八	4	—
寛延4	1751		国府弥三右衛門	吉岡又助	国府甚助	安場平九郎	4	—
宝暦2	1752		国府又八	吉岡弥七郎	新市右衛門	安場平八	4	—
宝暦3	1753		新茂大夫	国府又五郎	吉岡軍平	新藤八	4	—
宝暦4	1754		国府又八	安場平八	吉岡弥七郎	新市右衛門	4	—
宝暦5	1755		新彦十郎	国府甚助	安場茂源次	吉岡弥右衛門	4	—
宝暦7	1757		新彦四郎	国府又五郎	安場平八	—	3	俟約を理由に、御忍の詰江戸の人員は3人に減員
宝暦8	1758		吉岡治右衛門	—	—	—	1	吉岡又助の代役
宝暦9	1759		国府又八	吉岡弥七郎	新市右衛門	安場茂源次	4	御忍の詰江戸の人員は再び4人に増員
寛政3	1791		池田治道	吉岡十兵衛	—	—	—	1
寛政5	1793	吉岡兵七		—	—	—	1	新為右衛門の代役か
寛政10	1798	安場三郎左衛門		—	—	—	1	翌々年まで江戸詰
寛政11	1799	池田斉邦	新孫兵衛	吉岡新録	吉岡十兵衛	—	3	—
寛政11	1799		新直平	—	—	—	1	吉岡新録の代役
寛政12	1780		国府沢右衛門	吉岡新六	安場孫平	吉岡兵七	4	—
享和2	1802		新孫兵衛	国府又六	吉岡喜十郎	吉岡兵七	4	—
文化4	1807		安場孫平	—	—	—	1	—
文化4	1807		新孫兵衛	—	—	—	1	—

「控帳」にみる御忍の詰江戸（2）

和暦	西暦	藩主	御忍①	御忍②	御忍③	御忍④	人数	備考
文化10	1813	池田斉稷	吉岡駒次郎	—	—	—	1	新彦四郎の代役
文政2	1819		御忍国府忠兵衛	—	—	—	1	新作兵衛の代役
文政6	1823		安場儀平太	—	—	—	1	—
文政7	1824		吉岡長三郎	新紋蔵	吉岡元蔵	新幸左衛門	4	—
文政8	1825		新文平	新作兵衛	吉岡録之助	吉岡甚左衛門	4	—
文政12	1829		吉岡甚左衛門	—	—	—	1	新茂平太の代役か
文政12	1829		吉岡元蔵	—	—	—	1	吉岡甚左衛門の代役か
天保2	1831	池田斉訓	新文平	国府忠兵衛	安場幸兵衛	吉岡弥平太	4	—
天保12	1841		吉岡長三郎	新幸之進	安場幸兵衛	新長次郎	4	—
天保15	1844	池田慶行	吉岡長三郎	新幸之進	新平一郎	新彦左衛門	4	—
弘化1	1844		吉岡幸右衛門	新紋右衛門	吉岡元三郎	国府定之進	4	—
弘化2	1845		吉岡幸蔵	—	—	—	1	—
嘉永1	1848		国府千蔵	新紋右衛門	吉岡幸右衛門	吉岡熊太夫	4	—
嘉永2	1849	池田慶栄	吉岡長三郎	新平太夫	新平右衛門	新彦左衛門	4	—
嘉永3	1850		吉岡藤太	安場才太	吉岡幸蔵	吉岡幸右衛門	4	—
嘉永3	1850		新長次郎	新平太夫	安場鉄之助	新紋右衛門	4	—
嘉永7	1854	池田慶徳	国府千蔵	新平右衛門	—	—	2	武蔵国本牧警衛を理由に詰江戸を勤める
嘉永8	1855		安場七郎	新平太	—	—	2	春
安政2	1855		新平太	—	—	—	1	勘定所積手伝と共に鳥取を出発
安政3	1856		新紋左衛門	新彦左衛門	安場七郎	—	3	—
安政3	1856		国府定之進	—	—	—	1	—
万延2	1861		吉岡豊三郎	—	—	—	1	秋

「控帳」にみる御忍の御供詰

和暦	西暦	藩主	御忍①	御忍②	御忍③	御忍④	人数	備考
文化6	1809	池田斉稷	国府忠兵衛	—	—	—	1	新作兵衛の代役 史料上は「詰江戸御供」の表記
文政12	1829		吉岡長三郎	新平一郎	—	—	2	史料上は「御出府御供詰江戸」の表記
天保6	1835	池田斉訓	新文平	吉岡長三郎	新平一郎	吉岡弥吉郎	4	—
天保9	1838		安場幸兵衛	新紋右衛門	吉岡幸蔵	吉岡幸右衛門	4	—
天保10	1839		吉岡長三郎	新幸之進	新平一郎	吉岡元三郎	4	史料上は「御参府御供詰江戸」の表記 春
天保14	1843	池田慶行	吉岡元三郎	新紋右衛門	吉岡幸蔵	吉岡幸右衛門	4	春
弘化4	1847		新長八郎	吉岡藤太	吉岡長三郎	新平太夫	4	春
嘉永5	1852	池田慶徳	吉岡重造	新紋右衛門	吉岡幸蔵	吉岡熊太夫	4	秋
安政1	1854		新長次郎	吉岡藤太	吉岡小次郎	吉岡幸蔵	4	春
安政6	1859		新長次郎	吉岡丈八郎	吉岡喜左衛門	吉岡熊太夫	4	春
万延2	1861		吉岡藤太	安場七郎	新平太	吉岡重蔵	4	春
万延2	1861		吉岡武八郎	吉岡熊太夫	—	—	2	春

(五) 因伯二国の在廻り

では、次に、因伯二国の在廻りの職務について述べる。

第一章「鳥取藩の職制の大綱」で示したとおり、御目付の支配下には、御忍・御供目付・町御目付が置かれている。これらのなかで、因伯二国の在廻りは、基本的には町御目付の職務であった。

まずは、以下に『鳥取藩史』(48)に述べる「町御目付」の項を示す。

職掌は刑法及警保等の事務に在り。一ヶ月二人宛順番を以、其月の事件を掌理す。之を御用番と唱ふ。其他の者は在廻り、米子倉吉詰め、或は鳥取町の内外、遠近等の区別により、夫々順番を立て、毎月事務を分掌す。

(中略)

町御目付は、又在廻りとして、春秋二度在方を巡視す。古参の者四人之に当り、特に御目見を許され、又外に一人加扶持を給せらる。此加扶持は、役御免の後も、存続す。古参者に対する一種の恩典なり。

町御目付の職掌は、刑法および警保の事務である。彼らは、基本的には交代制で一か月に二人ずつ勤務し、その月の事件をとりまとめた。これを、御用番という。

また、非番である場合には、在廻り、米子・倉吉詰、あるいは鳥取町の内外・遠近などの範囲の区分により、それぞれ順番を立て、毎月事務を分掌した。

また、町御目付は在廻りと称し、春と秋の二回に渡って、在方を巡視した。

この在廻りは、古参の町御目付四人が担当し、彼らは特別に御目見を許され、一人扶持の加扶持も支給されていた。さらに、この加扶持は、役を解かれた後も存続するものであり、これは古参の町御目付に対する一種の恩典であった旨が示されている。

すなわち、これから述べる在廻りは、町御目付にとっては、古参にのみ勤めることが許された、いわば特権的職務であった。そのため、これを勤めた者は、町御目付のなかでも、厚遇を受けた者であると考えられる。

「控帳」によれば、この在廻りを、町御目付と御忍が分担して勤めた記録が度々みえる。よって、本稿では、御忍が因伯二国の在廻りを勤めた記録のみを、「控帳」から抜粋した一覧表を作成した。これを以下に示す。

ただし、「控帳」は、御忍が勤めた因伯二国の在廻りの記録を、すべて正確に記しているわけではない。そのため、本稿では、あくまで以下の表をひとつの指標とし、因伯二国の在廻りについて検討していく。

因伯二国の在廻りにおける御忍の人員

では、ここからは、因伯二国の在廻りにおける御忍の人員について述べる。

この表によれば、御忍が因伯二国の在廻りを勤めた記録は、全一八例ある。

このうち、寛政八年（一七九六）・慶応四年（一八六八）を除く在廻りの人員の合計人数は、四人である。すなわち、因伯二国の在廻りは、基本的に四人体制で行なわれたものと考えられる。

また、延享三年（一七四六）の在廻りでは、御忍の人員は三人であるけれども、それ以外の在廻りにおける御忍の人員は二人である。すなわち、因伯二国の在廻りを勤める御忍は、基本的には二人体制でこれを勤めたことがわかる。

表にあるとおり、四人体制での在廻りは、町御目付が二人、御忍が二人の計四人が基本である。そして、町御目付と御忍がそれぞれ二人体制で、因幡国あるいは伯耆国の在廻りを担当している。

例外として、延享三年（一七四六）の在廻りは、町御目付が一人、御忍が三人の四人体制である。そのため、同年の伯耆国における在廻りは、町御目付が一人、御忍が一人の二人体制で担当している。

なお、文化四年（一八〇七）の在廻りだけは、いずれの記録とも異なり、町御目付の代わりに、御徒目付が担当している。この経緯は不明であるけれども、場合によっては、在廻りにおいて、御徒目付が町御目付の代役を勤めることがあったようである。

以上が、因伯二国の在廻りにおける御忍の人員である。

御忍と町御目付

前に述べたとおり、因伯二国の在廻りは、古参の町御目付のみが勤めることを許された、いわば特権的職務であった。さらに、これを勤めた町御目付は、御目見以上の身分も保証されたことから、彼らにとって、因伯二国の在廻りは、名誉ある職務であったと考えられる。

このように、町御目付にとって重要な職務を、御忍も分掌して勤めたというのは、大変興味深いことである。

御忍は、万治三年（一六六〇）以後、非番の者でも鳥取中を打ち廻り、火の用心に努めることを義務づけられた。一方、町御目付も、非番の者は在廻りなどを任された。

さらに、「控帳」によれば、正徳元年（一七一）と正徳二年（一七二）春、鳥取城下において大火事が発生したおり、御忍と町御目付は共に、昼夜の見回りを担当した旨が記されている。

また、表において、御忍が因伯二国の在廻りをはじめ勤めたのは、延享三年（一七四六）のことである。しかし、同年の「控帳」を確認すると、御忍と町御目付は、以前から共に、在廻りの職務を勤めていたことがわかる。以下は、同年八月三日の「控帳」である。

一町御目付・御忍之者、在廻り順番二付、左之通被仰付候様、御目付共申達候付、承届、其段申付候様、申渡候事。

伯州秋在廻り

因州在廻り

新伝右衛門

国府伝吉

西谷円次郎

吉岡甚六

ここでは、新伝右衛門・国府伝吉・吉岡甚六の御忍三人と、町御目付である西谷円次郎が、因伯二国の在廻りを勤める旨が示されている。

そして、文中には「在廻り順番二付」と記されている。ここからは、同年にはすでに、御忍と町御目付が、交代制でこれを勤めることが通例となっていたことがわかる。

このように、御忍と町御目付が共に職務を勤めることがあったのは、両者とも御目付の支配下に置かれていることや、御忍の職務が、そもそも町御目付の職務と重複する部分があったからではないかと考えられる。

御忍の職務のうち、火の用心や不寝番などには見回りの意味合いがあり、町御目付の在廻りの要素を含んでいる。そして、御忍はこれらの職務を通じ、在方についての知見を得ることができたのであろう。

因伯二国の在廻りと寛延二年（一七四九）の鳥取巡検

では、最後に、因伯二国の在廻りと寛延二年（一七四九）の鳥取巡検について述べる。

『鳥取県史』（49）によれば、寛延二年（一七四九）、幕府は、五代藩主池田重寛の幼少を理由に、御国目付榊原八兵衛と新見又四郎を派遣し、鳥取城検分・因伯二国の巡閲・美作国預検閲を行なった。

このとき、彼らは因幡国の在方を巡視するにあたって、御忍を旅宿に呼び出し、質疑応答の場を設けている。以下は、該当する「新長次郎家譜」の記述である。

寛延二巳年七月、御国目付榊原八兵衛・新見又四郎殿、対面被致度二付、罷出候様被仰付、仲ヶ間之内外二七人旅宿へ罷出、対面仕、色々尋之儀御座候て、夫々応答仕候。

このとき、八兵衛と又四郎の質問に答えるために、旅宿に出向いた御忍は、全部で八人である。

御忍一六家の「藩士家譜」によれば、ここには、新長次郎家の五代目新茂太夫・新幾三郎家の三代目新紋右衛門・吉岡保之家の二代目吉岡甚六が、ここに同席した。ただし、他五人の御忍については記録がなく、いまのところ不明である。

そして、茂太夫・紋右衛門・甚六を始めとする御忍八人は、八兵衛・又四郎と対面した。ここでは、八兵衛・又四郎が御忍に対してさまざまな質問をし、彼らはそれぞれに答えた、とある。

前に述べたとおり、延享三年（一七四六）の段階で、御忍はすでに、町御目付と共に因伯二国の在廻りを勤めることを通例としていた。このような経験を買われ、御忍はこのと

き、旅宿にも派遣され、在方のことを尋ねられるに至ったのではないかと考えられる。

このように、士分以下の徒身分である御忍が、わざわざ旅宿に呼び出され、幕府の人間の質疑を受けたという事実は、鳥取藩における御忍の特殊性を示唆する重要な事例であると考えられる。

以上が、因伯二国の在廻りの職務である。

「控帳」にみる御忍の因伯二国の在廻り

和暦	西暦	御忍①	御忍②	行先	人数	町御目付①	町御目付②	行先	人数	備考	合計
延享3	1746	国府伝吉	吉岡甚六	因幡国	2	西谷円次郎	—	伯耆国	1	例外的に御忍は3人	4
		新伝右衛門	—	伯耆国	1						
天明7	1787	吉岡兵七	新為右衛門	因幡国	2	道丸十郎兵衛	石野藤左衛門	伯耆国	2	秋	4
寛政8	1796	新直平	安場三郎左衛門	因幡国	2	—	—	—	—	—	2
寛政10	1798	新孫兵衛	吉岡軍蔵	伯耆国	2	田中代右衛門	辻中儀助	因幡国	2	—	4
寛政11	1799	新作兵衛	国府沢右衛門	因幡国	2	芝田丈左衛門	馬場甚太夫	伯耆国	2	秋	4
文化4	1807	安場半兵衛	新作兵衛	因幡国	2	沢田庄太夫	尾崎卯平太	伯耆国	2	同年は御徒目付が担当	4
文化5	1808	安場半兵衛	新作兵衛	伯耆国	2	滝孫平	尾崎卯平太	因幡国	2	—	4
文化7	1810	新作兵衛	新八三郎	伯耆国	2	尾崎卯平太	橋尾太三郎	因幡国	2	—	4
天保4	1833	吉岡長三郎	新平一郎	因幡国	2	小泉小次郎	谷口元蔵	伯耆国	2	秋	4
天保6	1835	吉岡幸右衛門	新紋右衛門	因幡国	2	谷口元蔵	山羽佐助	伯耆国	2	—	4
天保9	1838	吉岡長三郎	新平一郎	伯耆国	2	間宮千蔵	宮地一郎左衛門	因幡国	2	—	4
天保10	1839	国府忠兵衛	新紋右衛門	因幡国	2	間宮千蔵	杉浦藤右衛門	伯耆国	2	—	4
天保14	1843	吉岡長三郎	新幸之丞	伯耆国	2	沖彦右衛門	田中小右衛門	因幡国	2	—	4
万延1	1860	新長次郎	吉岡喜左衛門	因幡国	2	田中又次郎	尾崎清兵衛	伯耆国	2	—	4
慶応4	1868	吉岡重造	吉岡熊太夫	因幡国	2	—	—	—	—	—	2

(六) 御内御用

では、次に、御内御用の職務について述べる。

御忍のなかには、御内御用と呼ばれる内々の御用を勤める職務が存在していた。内々の御用とは、藩主の身の回りから生じた御用のことである。これは、御忍の職務のなかでも、最も特殊な性質を持っていた職務であったと考えられる。

なお、御内御用は、『鳥取藩史』の「御忍」の項でも、記されていないなかった職務である。本稿では、御忍の御内御用の記録を、「藩士家譜」および「控帳」から抜粋した一覧表を作成した。これを以下に示す。

この表によれば、御内御用を勤めた御忍の家は九家ある。これらは、新長次郎家・新幾三郎家・伊賀赤心家・吉岡保有家・吉岡保之家・吉岡英郷家・吉岡義信家・吉岡正臣家・安場義太郎家である。

また、これら九家のうち、五家が代をまたいで御内御用を勤めており、それぞれの当主たちの記録を含めると、全部で二四人の御忍が、御内御用を勤めている。

ただし、彼らが勤めた御内御用の内容は、いずれの史料をみても、その詳細はほとんど明らかではない。よって、ここからは、表に示した御内御用のなかでも、比較的詳細が明らかである御内御用について述べる。

前提として、御内御用とは、鳥取藩の重大な事件に際して申し付けられることが多い職務である。そのため、御忍は、但馬国・相模国・美作国など、さまざまな場所に向き、御内御用を勤めた。

但馬国村岡の敵討における御内御用

では、まずは、但馬国村岡の敵討における御内御用について述べる。

新幾三郎家の「藩士家譜」である「新幾三郎家譜」には、但馬国村岡において、近藤源太兵衛が敵討を行なったおり、天和二年（一六八二）五月二日、新幾三郎家の初代新紋右衛門が、同所において、御内御用を勤めた旨が示されている。以下は、該当する「新幾三郎家譜」の記述である。

天和二戌年五月二日、但州於村岡近藤源太兵衛敵討之節、同所江御内御用被仰付相勤。

なお、ここでは、御内御用の内容についてはとくに記されていない。

よって、まずはこの敵討の内容について、『綜合日本史大系』（50）に述べる概要を示す。

但馬村岡の山名家の小姓北条造酒之助が傍輩を殺したのを、浅田十郎兵衛、池田七郎左衛門が落したが、後暴露して、二人は造酒之丞を討取って来いとて牢人させられた。二人は造酒助の出会はぬを憤り、その身を寄せて居た牢人近藤宇右衛門に行方を尋ねたが、知

らぬといふので、これを斬つて帰参した。造酒之助は児小姓になつて居たが、これを聞いて暇を請ひ、坂尾武兵衛と改名して、宇右衛門の弟近藤源太兵衛等と共に敵討に向つた。一族同勢二十五人で村岡に乗り込んだが失敗し、京都に居て敵の様子を探つた上、再び七人で村岡に向ひ、両人の邸へ斬り込んだ。池田七郎右衛門は討たれたが、浅田十郎兵衛は隠れて出でず、討手は二十人許の村岡勢の追討に逢ひ、辛うじて鳥取領に逃げ延びた。村岡へ向ふ途中一人は熱に罹つて癒らないため、本人の望みによつて、籠のまゝ刺殺して谷底へ投げ込んで行つたが、立退の際にも深手を負ふた一人は路傍の家で切腹した。

この記述によれば、但馬国村岡の山名家の小姓北条造酒之助(51)は仲間を殺し、これを浅田十郎右衛門・池田七郎左衛門(52)が後に暴露したため、両人は、造酒之助を討ち取つてくる旨を申し付けられ、家からも追放された。

その後、十郎兵衛・七郎左衛門は、造酒之助がその身を寄せていた近藤宇右衛門に、造酒之助の行方を尋ねた。しかし、宇右衛門がしらを切つたため、両人は、宇右衛門を斬り殺した。

当時、造酒之助は、堀田正俊の小姓になつていたけれども、この知らせを聞き付け、暇を頂戴した。そして、坂尾武兵衛と改名した後、宇右衛門の弟源太兵衛などと共に、宇右衛門の敵討へ向かつた。

武兵衛たちは、一族同勢二十五人で村岡に乗り込んだ。しかし、失敗したため、一旦は京都で敵のようすを探つてから、再び七人で村岡に向かつた。その後、十郎右衛門・七郎左衛門の屋敷に斬り込んだ。

この結果、七郎左衛門は討つことができたけれども、十郎兵衛は隠れて出てこなかった。そして、討手は村岡勢二〇人の返り討ちに遭い、かろうじて鳥取領へ逃げ延びた。

以上が、但馬国村岡における敵討の一連の出来事である。

なお、この村岡の敵討にかかわる鳥取藩の対応については、天和二年(一六八二)の「控帳」にも記されている。以下は、同年六月七日の「控帳」である。

但馬国村岡にて敵討之者共ヲ米子迄送参衆

唯太郎右衛門組	津田茂右衛門組	円山勘解由組
福原清左衛門	北村源五郎	安田金右衛門
黒田四郎兵衛組	三浦凶書組	大西主殿組
依藤孫兵衛	毛利惣右衛門	沢治部左衛門
青木官兵衛	竹村孫太夫	山田権左衛門
堀庭与惣左衛門組	乾甲斐組	和田式部組
佐分利五郎左衛門	荒川半弥	佐久間市之丞
	諏訪吉左衛門	落合六郎右衛門

右之面々、先日敵討候者共ヲ米子迄送参付、以木戸十兵衛委細達御耳候処、苦勞思召御意

之旨、夫々ノ組頭へ申渡様ニと御意ニ付、申達事。

忍 吉岡弥七郎 札幌ノ御歩行 杉浦左二兵衛

安場金右衛門 松川六右衛門

新作兵衛 堀作右衛門

吉岡半右衛門 福家十太夫

町横目 松原伝右衛門 吉田惣五郎

小長井十介 有沢九左衛門

御歩行 山瀬弥太郎 渡辺半介

北村吉兵衛 落合惣兵衛

右之者共、先日敵討之者共ヲ米子迄送参ニ付、委細以木戸十兵衛達御耳候通、夫々之頭へ申聞せ置候様ニと、御内意ニ付、頭々江申聞置候事。

ここでは、但馬国村岡で敵討を行なった者たちを、鳥取藩の家臣たちが米子まで送り届ける旨が示されている。ここには、御忍たちも同行しており、吉岡弥七郎・安場金右衛門・新作兵衛・吉岡半右衛門などの名前がみえる。

しかし、この敵討の件で同所に赴き、御内御用を勤めたはずの新紋右衛門の名前は見当たらない。また、「控帳」にも、紋右衛門が同所において、御内御用を勤めたという記録は残されていない。

このように、御内御用の記録は、「控帳」には記されておらず、「藩士家譜」に記されている場合が多い。これは「控帳」が、家老のもとで執筆された公務日記であることに由来するものであると考えられる。

前に述べたとおり、御内御用とは、藩主の身の回りの御用であり、御忍が日頃勤めている職務とは、明らかに内容を異にするものである。そのため、藩主から直接頼まれることもあるなど、普段とは異なる指示系統下において、申し付けられる場合も多かったようである。

よって、家老の指示系統の範囲外で、御忍は御内御用を勤めた可能性がある。そのため、「控帳」においては、これを勤めた記録が反映されなかったのではないかと考えられる。以上が、但馬国村岡における御内御用である。

延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）の御内御用

では、次に、延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）の御内御用について述べる。表によれば、全二八例ある御内御用のうち、一八例がこの御内御用にあたる。

前に述べたとおり、御内御用の記録が「控帳」に残されるのは、めずらしいことである。ただし、このときの御内御用については、延享三年（一七四六）九月から延享四年（一七四七）一〇月にかけて、御忍が御内御用を勤めた記録が残されている。

期間中、御忍は全九回に分けて、さまざまな国に派遣され、それぞれが御内御用を勤め

た。以下は、同年三月九日の「控帳」である。

一 御忍左之者共、御内御用無懈怠相勤候付、四度相勤候者江は、御上下一具被遣、其外は、御言葉之御褒美被遣旨、御目付江申渡候事。

去九月

去十二月

吉岡弥七郎

新茂太夫

新市右衛門

吉岡源次郎

若桜宿江。

伯州江。

当二月

当三月

吉岡又助

吉岡弥七郎

安場平九郎

吉岡甚六

作州江。

雲州江。

当四月

当四月

吉岡弥七郎

吉岡弥右衛門

吉岡甚六

吉岡源次郎

因伯江。

因伯江

当五月

当十月

新市右衛門

吉岡弥七郎

吉岡源次郎

新市右衛門

因州江。

因伯江。

当十月

吉岡弥右衛門

吉岡源次郎

因伯江。

右之通、御内御用相勤申上候、以上。

ここで注目したいのは、この期間中、計四回の御内御用を勤めた御忍に対し、藩は御上下を下賜する一方、それ以外の御忍に対しては、藩主が「御言葉之御褒美」を与えたという点である。

表からもわかるとおり、御内御用を勤めた御忍は、物理的な褒美ではなく、「御言葉之御褒美」「御称美之御旨」など、藩主から労いの言葉をかけられる事例が多かった。これは、御内御用における大きな特徴のひとつである。

すなわち、御内御用とは、これを勤めることそのものに価値が置かれた、名誉的側面を持つ職務であったことがわかる。

さらに、伊賀赤心家の「藩士家譜」である「伊賀赤心家譜」には、藩主からの人選を以て、御忍が直々に御内御用を任されたことが確認できる。

ここでは、四代目新作兵衛が、「重キ御内御用ニ相成候ては、思召を以て、格別ニ被仰付、相勤」とある。これは、作兵衛が、藩主からの格別の思し召しを以て、重要な御内御用を勤めたことがわかる記述である。

また、五代目伊賀赤心は、「御内御用之儀は、度々御人撰ニて被仰付」とある。これも、赤心が多くの者のなかから人選の上で、御内御用を勤めたことがわかる記述である。

すなわち、御内御用とは、だれもが任されるものではなく、ある程度の人選を以て、申し付けられた職務であったということである。

その後、寛延二年（一七四九）、幕府は、御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を鳥取に派遣したおり、御忍を旅宿に呼び出し、質疑応答の場を設けた。このような場に御忍が派遣されたことも、延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）にかけて、御忍が御内御用を勤めたことと、無関係ではないかもしれない。

異国船渡来にもなう御内御用

では、次に、異国船渡来にもなう御内御用について述べる。

新幾三郎家の「藩士家譜」である「新幾三郎家譜」と、吉岡保之家の「藩士家譜」である「吉岡保之家譜」には、新幾三郎家の五代目新紋右衛門と、吉岡保之家の四代目吉岡喜左衛門が、同様の御内御用を勤めた旨が示されている。

以下は、該当する「新幾三郎家譜」の記述と、「吉岡保之家譜」の記述である。

同六丑年六月五日、異国船渡来ニ付、相州浦賀江急成御内御用被仰付相勤、同月十日、芝御屋敷江御国出張被仰付、昼夜廻り相勤、同月十四日、御人数引取之節御目見被仰付、為御褒美金子貳百疋頂戴仕、安政元寅年正月十六日、異国船渡来ニ付、武州本牧江御警衛として出張被仰付、其節御目見被仰付、御陣屋始御持場昼夜廻り相勤、同年三月廿二日、御人数引取之節も御目見被仰付、御酒・御吸物・御肴等頂戴仕、右出張数日滞留出精相勤候付、御褒美として銀式枚頂戴仕。

嘉永六丑年六月五日、異国船渡来ニ付、相州浦賀江急成御内御用被仰付、同月十日、御屋敷御国出張被仰付旨夜廻り相勤、同月十四日、御人数引取之節御目見被仰付、右為御褒美御金頂戴仕候。安政元寅年正月十六日、異国船渡来ニ付武州本牧江御警衛として出張被仰付、其節御目見被仰付、御陣屋始御持場夜廻り相勤、同年三月廿二日、御人数引取之節、御目見被仰付、御酒・御吸物・御肴等頂戴被仰付、右数日滞留出精相勤候ニ付、為御褒美御銀頂戴仕候。

ここでは、嘉永六年（一八五三）六月五日の異国船渡来により、紋右衛門と喜左衛門が相模国浦賀において、御内御用を勤めた旨が示されている。

すなわち、この異国船渡来とは、ペリー来航のことをさしており、彼らはこの事件にか

かわる御内御用を申し付けられた、ということである。

異国船渡来にもなう内々の御用となれば、この異国船のようすを偵察する情報探索の意味合いを含む御用であったのではないかと予想される。後に述べるとおり、実際、御内御用と情報探索には関連性があり、御内御用は、御忍にとって重要な職務であったと考えられる。

そして、同月一〇日、彼らは芝屋敷へ出張し、それぞれ見回りを勤めた。また、同月一四日、彼らは一二代藩主池田慶徳に拝謁し、褒美として金子二〇〇疋を頂戴した。なお、彼らが出張した芝屋敷とは、現在の東京都港区芝にある、鳥取藩の下屋敷のことである。

その後、安政元年（一八五四）正月、二度目のペリー来航のおりには、彼らは再び出張し、武蔵国本牧の警衛を勤めた。このおり、再び慶徳に拝謁し、陣屋を始めとする持ち場の見回りを勤めた。

さらに、同年三月、鳥取に帰国するおりにも、慶徳に拝謁した。ここでは、御酒・御吸物・御肴などを頂戴し、出張に出精した褒美として、銀二枚を頂戴した。

このように、御内御用は、藩内の一揆（伯耆国坪内山の百姓一揆）のおりや藩外の騒動（黒船騒動）などに際し、勤めることが多かったようである。よって、御内御用は、基本的には事件にかかわる調査・探索などが中心であったと考えられる。

なお、前者の一揆については、吉岡保之家の初代吉岡喜左衛門が勤めたものである。ただし、吉岡保之家の「藩士家譜」である「吉岡保之家譜」によれば、「伯州坪上山百姓発道之節御内御用」と記されているだけである。そのため、詳細は不明である。

以上が、異国船渡来にもなう御内御用である。

御内御用の特殊性

これまでに述べたとおり、御忍の御内御用とは、彼らの日頃の職務とは内容を異にするもので、御忍の特殊性を語る上では、重要な職務であったといえる。

よって、最後に、御内御用の特殊性について述べる。

まずは、褒美についてである。

本来、御忍が職務を勤め、何らかの褒美を頂戴する場合には、金や銀、御上下などの物的報酬を受け取ることが普通である。

一方、御内御用を勤めた御忍に対する褒美は、「御言葉之御褒美」や「御称美之御旨」など、藩主からの労いの言葉がほとんどである。

このように、一見、物理的価値のないものが、御忍の報酬として機能していたことこそ、御内御用の特徴であるといえる。すなわち、御内御用には、これを勤めることそのものに、名誉的価値が置かれていたものと考えられる。

次に、人選についてである。

御内御用は、藩主からの特別な人選を以て、これを勤めることがあった。そのため、御内御用を勤めることは、藩主との直接的な繋がりを持つことのできる重要な機会であったこ

とが予想される。

本来、御目付の支配下に置かれた御忍は、御目付の指示系統下において、職務を勤めることが普通であった。しかし、御内御用の場合には、藩主の身の回りの御用であるという職務上の性質から、藩主と直接的にやり取りを交わし、関係を取り結ぶことも可能であったと考えられる。

このように、御内御用という職務を通じ、一部の御忍たちは藩主との関係を深めていき、吉岡正臣家の三代目吉岡源兵衛のように、異例の出世を果たす御忍も登場した。

これは、士分以下の徒身分である御忍が、御目見以上の立場にあった上で、御内御用と呼ばれる特殊な職務を勤めたことに由来するものであると考えられる。

しかし、幾度となく述べているとおり、御内御用については、「控帳」で記録が残されていないことも多い。また、「藩士家譜」においても、その詳細については明らかではない。

よって、今後は「御用人日記」⁽⁵³⁾などを通じ、御内御用の職務の詳細および藩主と御忍の関係を、より明らかにしていく必要があるだろう。しかし、「御用人日記」は量が膨大であるため、今回は検討の対象から除外することとした。

以上が、御内御用の職務である。

「藩士家譜」および「控帳」にみる御忍の御内御用（1）

家名	代数	御忍	和暦	西暦	月日	場所	理由	褒美	備考
吉岡長次郎家	2代目	新茂太夫	—	—	—	—	不明	不明	史料上は「本役御用」の表記
	4代目	新孫兵衛	—	—	—	—	不明	不明	史料上は「本役御用」の表記
			不明	不明	不明	因幡国	早稲中手の改目付	御言葉之御褒美	史料上は「御内御用」の記述なし
	5代目	新茂太夫	延享3	1746	12月	伯耆国	不明	御言葉之御褒美	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
			延享4	1767	1月22日	因幡国	城内の火事対応	御言葉之御褒美	史料上は「御内御用」の記述なし
	6代目	新佐七	—	—	—	—	不明	不明	史料上は「本役御用」の表記
	7代目	新武平	文政6?	1823?	不詳	米子	不明	不明	文政6年(1823)4月7日の「控帳」
8代目	新長次郎	—	—	—	—	不明	不明	史料上は「本役御用」の表記	
新幾三郎家	初代	新紋右衛門	天和2	1616	5月2日	但馬国村岡	不明	不明	但馬国村岡の敵討に関わる御内御用を勤めた
	2代目	新喜次郎	—	—	—	—	不明	不明	—
	3代目	新紋右衛門	—	—	—	—	不明	御称美之御旨	—
	5代目	新紋右衛門	嘉永6	1853	6月5日	相模国浦賀	1回目のペリー来航	金子200疋	—
伊賀赤心家	3代目	新作兵衛	延享3	1746	9月	若桜宿	不明	御言葉之御褒美	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
			延享4	1747	5月 10月	因幡国 因伯2国			
	4代目	新作兵衛	—	—	—	—	不明	不明	藩主から特別に選任され、重要な御内御用を勤めた
5代目	伊賀赤心	—	—	—	—	不明	不明	藩主から度々選任され、御内御用を勤めた	
吉岡保有家	初代	吉岡喜左衛門	—	—	—	—	不明	蒙御意候儀	史料上は「御直御用」の表記
	2代目	吉岡又助	—	—	—	—	不明	御懇之御意候儀	史料上は「御直御用」の表記
	4代目	吉岡又助	延享4	1747	2月	美作国	不明	御言葉之御褒美	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
	5代目	吉岡伝兵衛	—	—	—	—	不明	不明	—

「藩士家譜」および「控帳」にみる御忍の御内御用（2）

家名	代数	御忍	和暦	西暦	月日	場所	理由	褒美	備考
吉岡保之家	初代	吉岡喜左衛門	享保17	1732	—	伯耆国坪内山	百姓一揆	不明	—
	2代目	吉岡甚六	延享4	1747	3月	出雲国	不明	御言葉之御褒美	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
					4月	因伯二国			
4代目	吉岡喜左衛門	嘉永6	1853	6月5日	相模国浦賀	1回目のペリー来航	御金	—	
吉岡英郷家	3代目	吉岡和角	延享3	1746	9月	若桜宿	不明	御上下	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
			延享4	1747	3月	出雲国			
					4月	因伯2国			
吉岡義信家	3代目	吉岡弥右衛門	延享4	1747	4月	因伯2国	不明	御言葉之御褒美	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
					10月				
吉岡正臣家	3代目	吉岡源兵衛	延享3	1746	12月	伯耆国	不明	御上下	延享4年(1747)3月9日の「控帳」
			延享4	1747	4月	因伯2国			
					5月	因幡国			
					10月	因伯2国			
安場義太郎家	3代目	安場平九郎	延享4	1747	2月	美作国	不明	御言葉之御褒美	延享4年(1747)3月9日の「控帳」

(七) 情報探索

では、最後に、情報探索の職務について述べる。
本章の冒頭で述べたとおり、『鳥取藩史』では、御忍の情報探索について、以下のよう
な記述がある。

凡て探索に関する事御忍の任務なり。尤も外藩の事を探索するには、事件に憑りては各藩
の御忍互に連絡有りて、有無相通ずるの便ありと云ふ。古老談話(割注)

ここでは、探索にかかわることすべては、御忍の職務である旨が示されている。

さらに、外藩のことを探索するおり、事件によっては、御忍は各藩の御忍と相互に連絡
を取り、情報の伝達を行なっていた。

このように、情報探索を御忍の職務のひとつとして挙げる例は、近世に関する他の文献
にもよくみえる。

他の文献にみる忍びの情報探索

では、ここからは、他の文献にみる忍びの情報探索について述べる。

まずは、幕府の命によって、塙保己一を始めとする和学講談所が編纂した「武家名目抄」
(⁵⁴)に述べる忍びの定義を、以下に示す。

按忍者はいわゆる間諜なり、故に或は間者といひ、又諜者とよぶ、さて其役する所は、他
国潜行して敵の形勢を察し、或は仮に敵中に随従して間隙を窺ひ、其余敵城に入て火を放
ち、又刺客となり、物聞・忍目付などいふも多くはこれか所役の一端なるへし。

この記述によれば、忍び(忍者)とはいわゆる間諜のことをさし、間諜あるいは間者と
呼ばれた、とある。

その役目は、他国へ潜行し、敵の形勢を偵察することであった。あるいは、敵地の者に
随従して間隙を突き、敵城に火を放つことであった。さらには、刺客となることもあった
ため、物聞・忍目付などとも呼ばれた。ただし、これらは忍びの多くある所役のなかの一
端であった。

このように、「武家名目抄」では、『鳥取藩史』と同様に、情報探索が忍びの職務のひと
つとして挙げられていることがわかる。また、忍びが基本的には多くの職務を抱えており、
その一端として、情報探索を行っていたというのも、鳥取藩の御忍と共通していること
である。

さらに、他の文献でも、同様の記述が確認できる。以下に示すのは、安政三年(一八五
六)に発刊された木下義俊の「武用弁略」(⁵⁵)の記述の一部である。

是ハ自国他国ニ身を隠、或敵城ノ堅固ナルエモ忍入テ、密事ヲ知者ナリ。或書ニ云、敵国
へ往来セシメテ事ヲ聴ヲ忍ト云、人ノ撰忍ノ習之アル事ナリ。是又敵ノ事を窺知ノ一品也
ト云。

ここでは、忍びとは自国あるいは他国に身を隠し、堅固な敵城にも忍び入り、密事を知
っている者をさす旨が示されている。

あるいは、敵国とを往来し、情報収集してくる者を忍びといい、なかには、選ばれた忍
びにのみ伝わる習いもあるという。彼らは敵のことをうかがい、ようすを探ることにかけ
ては一流であるといわれていた。

このように、忍びの職務に情報探索が含まれることは、近世でも多くのひとびとが知っ
ていたようである。これを踏まえると、鳥取藩の御忍もまず間違いなく、情報探索の職務
を行なっていたものと考えられる。

幕末における御忍の情報探索

さて、ここまでは、御忍の職務のひとつが情報探索であり、近世に関する他の文献にも、
この旨が記されていることを確認した。

しかし、御忍の情報探索について調べてみると、管見のかぎり、彼らがこれを勤めたこ
とが明確にわかる記述は、幕末期の三例しか見出せない。これらの情報探索は、伊賀赤心
家の五代目伊賀赤心と、新長次郎家の八代目新長次郎が勤めたものである。

まずは、伊賀赤心が勤めた情報探索について述べる。

赤心は、文久三年（一八六三）と慶応三年（一八六七）に情報探索を勤めている。以下
は、文久三年（一八六三）一〇月一五日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新平太」とは、赤心のことである。

一左之両人儀、但州表江探索御用有之候間、今日中罷越候様被仰付、尤、委細之儀は、御
軍式方頭取承合、罷越候様岩越次郎江申渡之。

石谷甚五右衛門 新平太

ここでは、赤心と石谷甚五右衛門が、但馬国表の探索御用を勤めるために、同日中に鳥
取を発する旨が示されている。

「御軍式方」とは、いわゆる参謀のことで、軍制の中核に参画する者をさす。

万延元年（一八六〇）、伊賀赤心家は、「御軍式御改正」を理由に家業御放となり、赤心
は、大筒役に取り立てられた。そのため、このときすでに、赤心は、御目付の支配下に置
かれる存在ではなく、以前とは異なる指示系統下で動いていたことがわかる。

次に示すのは、同じく赤心が勤めた、慶応三年（一八六七）の情報探索である。以下は、

同年一二月晦日の「伊賀赤心家譜」である。

一新平太儀、此度雲州辺江探索為御用急ニ罷越候様被仰付候事。

赤心は、出雲国近辺の探索御用を勤めるために、急遽、同所に赴く旨が申し付けられた。このように、赤心は、幕末期に計二回、但馬国表と出雲国近辺において、情報探索を勤めた。ただし、これらを勤めたのは、伊賀赤心家が家業御放となり、赤心が御忍の職務を解かれた後のことである。

次に、新長次郎の情報探索について述べる。

長次郎は、文久四年（一八六四）に情報探索を勤めている。以下は、同年一二月二三日の「控帳」である。

一新長次郎儀、此度但州辺探索為御用罷越候様被仰付旨、御軍式方頭取を以て申渡之。

ここでは、長次郎が但馬国近辺で、探索御用を勤める旨が示されている。

赤心と同様に、万延元年（一八六〇）、新長次郎家も「御軍式方御改正」を理由に、家業御放となり、長次郎は、大筒役に取り立てられた。そのため、このときすでに、長次郎も御目付の支配下に置かれる存在ではなく、御軍式頭取の命によって、探索御用を申し付けられたことがわかる。

このように、彼らが幕末期に勤めた情報探索は、いずれも御忍の職務を解かれた後に勤めたものである。他の文献にも挙げられる忍びの代表的な職務である情報探索が、鳥取藩においては、幕末期にしか明確に見出せないのは、大変興味深いことである。

情報探索と御内御用

では、ここからは、情報探索と御内御用について述べる。

前に述べたとおり、御内御用とは、藩主の身の回りの御用である。これらは、藩主から人選の上で直接頼まれることもある、秘匿性の高い職務である。

また、御内御用とは、鳥取藩の重大な事件に際して申し付けられることが多い。但馬国村岡における御内御用や伯耆国坪内山の百姓一揆における御内御用、嘉永六年（一八五三）のペリー来航にともなう御内御用のように、これらは、その事件のようすを偵察する、情報探索の要素を含む職務であったことが予想される。

さらに、情報探索と御内御用の関連性を裏付ける記録として、以下に、文久三年（一八六三）五月二一日の「控帳」を示す。

一此以後御内御用・探索等ニ而、他所出被仰付候面々江は、路銀并逗留中賄金等御渡之儀、
学校奉行申達候趣、勘定所取調之上、左之通御渡之儀、承届候段、申渡之。

一日

一金貳朱宛

道中路銀出足前、往来分御渡。

同

一同六匁宛

三都逗留中、外宅之面々。

一日

一金四匁宛

入塾致し候面々江。

一ヶ月

一同壹兩二歩宛

御屋敷江居申面々江。

一同貳兩

三都之外江罷越候面々江用意金として

御渡、罷帰候上、返上致し候様。

三都之外江罷越し候面々江は 見斗を以、相当之日数見積り、出足前御渡被遣、罷帰候上、日数申達候様。

ここでは、御内御用あるいは探索などで他国へ出張する者に対し、藩が路銀ならびに逗留中の賄金を支給する旨が示されている。

ここで注目したいのは、文中に記した「御内御用・探索等」である。ここでは、史料上、御内御用と探索を同列に並べて記している。そのため、両者の職務は、並列の関係にあったことがわかる。すなわち、御内御用と情報探索には関連性があり、重複する部分のある職務であったことが予想される。

前に述べたとおり、幕末以前、御忍が史料上、情報探索を明確に勤めたことがわかる記述は見出せなかった。しかし、これ以前、御内御用などを通じ、情報探索と同様の職務を担っていた可能性は高いと考えられる。

以上が、情報探索の職務である。

第三節 御忍と禄高

では、ここからは、御忍と禄高について述べる。

前に述べたとおり、御忍の禄高は、基本的に二六俵三人扶持である。ただし、場合によっては、加禄および減禄を施されることがあり、御忍の禄高にはある程度の幅があった。

本稿では、御忍一六家の禄高について、当主ごとの禄高を、「御支配帳」から抜粋した一覧表を作成した。これを以下に示す。

なお、ここで示している禄高は、それぞれの当主が隠居などをする以前、最終的に拝領した禄高を表記している。また、かっこ付きで示している禄高は、この時期に「御支配帳」の記録が残されておらず、他の史料（「藩士家譜」および「控帳」）から抜粋した禄高を、表記しているものである。

この表によれば、まず、家単位でみた場合、全一六家中、四家の御忍の家が、代々二六

俵三人扶持を拝領している。一方、個人単位でみた場合、全九五人中、五一人の御忍が、二六俵三人扶持を拝領している。とくに後者は、御忍の半数以上にも達していることから、『鳥取藩史』にあるとおり、御忍の定禄は、二六俵三人扶持であったことがわかる。

また、家単位でみた場合、全一六家中、代々高禄を拝領し続けた御忍の家は、新長次郎家・吉岡保有家・国府保景家の三家である。

なかでも、新長次郎家は、代々四〇俵三人扶持を拝領しており、八代目新長次郎に至っては、家業御放後、四〇俵四人扶持を拝領している。一方、吉岡保有家は、代々三〇俵三人扶持を拝領している。

これらは、史料上、「本家」と呼ばれる家であり、とくに新長次郎家は、最も古い歴史を持つ御忍の家である。これら本家は、その家柄から、減禄を施されることなく、安定的に高禄を拝領し続けたのではないかと考えられる。

一方、国府保景家は、これら二家のように「本家」と呼ばれる家ではなかったけれども、吉岡保有家と同様に、初代国府八郎兵衛の代から、三〇俵三人扶持を拝領している。さらに、五代目国府忠兵衛は、勤功を理由に加禄を施され、最終的には三五俵四人扶持を拝領している。

さて、個人単位でみた場合にも、最も高禄である御忍には、新長次郎家の御忍八人が挙げられる。そして、彼らとほぼ同様の高禄である御忍には、伊賀赤心家の三代目新作兵衛・四代目新作兵衛・五代目伊賀赤心・国府保景家の五代目国府忠兵衛・六代目国府保景が挙げられる。彼らは、新長次郎家の八代目新長次郎を筆頭に、三五俵四人扶持から四〇俵四人扶持を拝領している。

これらを踏まえると、御忍全体としての禄高は、二六俵三人扶持から四〇俵四人扶持である。

なお、吉岡正臣家は、安永六年（一七七七）、家業御放となり、三代目吉岡源兵衛が、馬廻に取り立てられた。これにより、源兵衛は士分以下の身分から、士分以上の身分となった。よって、以後、「御支配帳」ではなく、「侍帳」にその禄高が記されている。

「御支配帳」にみる御忍16家の禄高一覧（1）

家名	代数	御忍	最終的な禄高	備考
新長次郎家	初代	新作兵衛	40俵3人扶持	—
	2代目	新茂太夫	40俵3人扶持	—
	3代目	新茂太夫	40俵3人扶持	—
	4代目	新孫兵衛	40俵3人扶持	—
	5代目	新茂太夫	40俵3人扶持	—
	6代目	新佐七	40俵3人扶持	—
	7代目	新武平	40俵3人扶持	—
	8代目	新長次郎	40俵3人扶持	大筒役では40俵4人扶持
新彦市家	初代	新彦四郎	30俵3人扶持	—
	2代目	新彦四郎	26俵3人扶持	—
	3代目	新喜分次	26俵3人扶持	—
	4代目	新彦四郎	26俵3人扶持	—
	5代目	新彦四郎	26俵3人扶持	—
	6代目	新彦左衛門	26俵3人扶持	—
	7代目	新彦市	31俵3人扶持	—
新幾三郎家	初代	新紋右衛門	30俵3人扶持	—
	2代目	新喜次郎	26俵3人扶持	—
	3代目	新紋右衛門	26俵3人扶持	—
	4代目	新綱右衛門	26俵3人扶持	—
	5代目	新紋右衛門	31俵3人扶持	大筒役では31俵4人扶持
新保門家	初代	新綱右衛門	26俵3人扶持	—
	2代目	新為右衛門	26俵3人扶持	—
	3代目	新幸左衛門	26俵3人扶持	—
	4代目	新平右衛門	26俵3人扶持	—
	5代目	新保門	26俵3人扶持	—

家名	代数	御忍	最終的な禄高	備考
伊賀赤心家	初代	新作兵衛	26俵3人扶持	—
	2代目	新十助	26俵3人扶持	—
	3代目	新作兵衛	35俵4人扶持	—
	4代目	新作兵衛	(35俵4人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	5代目	伊賀赤心	35俵4人扶持	—
吉岡保有家	初代	吉岡久右衛門	30俵3人扶持	—
	2代目	吉岡又助	30俵3人扶持	—
	3代目	吉岡仲右衛門	30俵3人扶持	—
	4代目	吉岡又助	30俵3人扶持	—
	5代目	吉岡伝兵衛	30俵3人扶持	—
	6代目	吉岡新六	30俵3人扶持	—
	7代目	吉岡保有	30俵3人扶持	大筒役では30俵4人扶持
吉岡保之家	初代	吉岡喜左衛門	26俵3人扶持	—
	2代目	吉岡甚六	26俵3人扶持	—
	3代目	吉岡喜左衛門	26俵3人扶持	—
	4代目	吉岡喜左衛門	26俵3人扶持	大筒役では26俵4人扶持
	5代目	吉岡保之	(26俵4人扶持)	「御支配帳」には記載なし
吉岡英郷家	初代	吉岡弥七	26俵3人扶持	—
	2代目	吉岡久右衛門	26俵3人扶持	—
	3代目	吉岡和角	30俵3人扶持	—
	4代目	吉岡喜十郎	(35俵4人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	5代目	吉岡長三郎	35俵4人扶持	—
	6代目	吉岡小次郎	40俵4人扶持	—
	7代目	吉岡英郷	40俵4人扶持	—

「御支配帳」にみる御忍16家の禄高一覧（2）

家名	代数	御忍	最終的な禄高	備考
吉岡義信家	初代	吉岡久右衛門	26俵3人扶持	—
	2代目	吉岡伊左衛門	26俵3人扶持	—
	3代目	吉岡弥右衛門	(31俵4人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	4代目	吉岡兵七	(3人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	5代目	吉岡伝右衛門	26俵3人扶持	—
	6代目	吉岡義信	26俵3人扶持	—
吉岡保恒家	初代	吉岡久六	26俵3人扶持	—
	2代目	吉岡十兵衛	26俵3人扶持	—
	3代目	吉岡甚平	26俵3人扶持	—
	4代目	吉岡市兵衛	(26俵3人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	5代目	吉岡市兵衛	26俵3人扶持	—
	6代目	吉岡保恒	26俵3人扶持	—
吉岡豊三郎家	初代	吉岡軍蔵	26俵3人扶持	—
	2代目	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	—
	3代目	吉岡幸右衛門	31俵3人扶持	名代勤中の加禄
	4代目	吉岡豊三郎	31俵3人扶持	—
吉岡正臣家	初代	吉岡十兵衛	26俵3人扶持	—
	2代目	吉岡又八	26俵3人扶持	—
	3代目	吉岡源兵衛	30俵4人扶持	「侍帳」へ
	4代目	吉岡順造	(4人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	5代目	吉岡正臣	(4人扶持)	「御支配帳」には記載なし 本圀寺事件以後は不明

家名	代数	御忍	最終的な禄高	備考
国府自休家	初代	国府九左衛門	30俵3人扶持	—
	2代目	国府九左衛門	30俵3人扶持	—
	3代目	国府九左衛門	26俵3人扶持	—
	4代目	国府九左衛門	26俵3人扶持	—
	5代目	国府自休	26俵3人扶持	—
	6代目	国府哲二	26俵3人扶持	—
国府保景家	初代	国府八郎兵衛	30俵3人扶持	—
	2代目	国府八郎兵衛	30俵3人扶持	—
	3代目	国府又八	30俵3人扶持	—
	4代目	国府又八	30俵3人扶持	—
	5代目	国府忠兵衛	(35俵4人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	6代目	国府保景	35俵4人扶持	—
安場義太郎家	初代	安場茂作	26俵3人扶持	—
	2代目	安場茂左衛門	26俵3人扶持	—
	3代目	安場平九郎	26俵3人扶持	—
	4代目	安場九郎右衛門	26俵3人扶持	—
	5代目	安場孫平	26俵3人扶持	—
	6代目	安場儀平太	26俵3人扶持	—
	7代目	安場義太郎	—	—
安場保忠家	初代	安場七右衛門	26俵3人扶持	—
	2代目	安場孫平次	26俵3人扶持	—
	3代目	安場嘉兵衛	26俵3人扶持	—
	4代目	安場半兵衛	(26俵3人扶持)	「御支配帳」には記載なし
	5代目	安場丈平	26俵3人扶持	—
	6代目	安場保忠	26俵3人扶持	—

(一) 御忍の加禄

では、ここからは、御忍の加禄について述べる。

本稿では、「御支配帳」を基に、加禄を施された御忍について確認したところ、全部で一人の御忍が、加禄を施されていることがわかった。

さらに、本稿では、これらの御忍について、加禄を施された理由などを「藩士家譜」および「控帳」から抜粋し、これらをまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

御目付の推薦による加禄

この表によれば、御忍の加禄の理由は、さまざまにあるけれども、大きくは自薦によるものと、他薦によるものに分けられる。ここでいう他薦とは、御忍を支配した御目付たちの申し立てを得て、御忍が加禄を施される場合を示している。

この御目付の他薦により加禄を施された御忍は、吉岡英郷家の五代目吉岡長三郎と、新幾三郎家の五代目新紋右衛門の二人である。以下に、それぞれが加禄を施されたときの記録を引用する。

なお、前者は、嘉永二年（一八四九）一月一八日の「吉岡英郷家譜」であり、後者は、安政元年（一八五四）七月二七日の「控帳」である。

一御忍吉岡長三郎儀、名代勤以来三拾七年詰江戸度々罷越、出精相勤候付、御目付方別段申立之趣も有之ニ付、格別ニ此度御加増五俵被遣、御支配都合四拾俵被仰付旨被仰出、其段御目付を以申渡之。

一御忍新紋右衛門儀、名代勤以来三拾四年、詰江戸も度々罷越、出精相勤、御目付より無余儀申立之趣も有之ニ付、格別此度御加増五俵被遣、御支配都合三拾俵被仰付旨被仰出候。

これらと比較すると、いずれもほとんど同様の理由から、加禄を施されたことがわかる。彼らが評価された点をまとめると、①名代勤以来、長らく御忍の職務を勤めたこと、②詰江戸を勤めたこと、③御目付から申し立てを得たことが挙げられている。なかでも、③については、御忍が加禄を施されるにあたって、非常に重要な要素であった。

自薦による加禄の限界

表によれば、御目付の推薦の有無がわかる御忍の加禄は、全一〇例ある。このなかで、七例が御目付の推薦を以て、加禄を施されている。すなわち、御忍の加禄は、御目付の推薦を以て、決定されることが多かったのである。

これは、自薦により加禄を願い出ても、藩の承諾を得ることがむずかしく、御目付の申

し立てを得て、ようやく評議に至る場合が多いからである。

以下に示すのは、国府保景家の五代目国府忠兵衛の事例である。

忠兵衛は、御目付の推薦により、二回に渡って加禄を施された御忍である。一回目の加禄は、天保三年（一八三二）であり、このとき、忠兵衛は五俵の加禄を施されている。以下は、同年一月三日の「控帳」である。

一御忍国府忠兵衛儀、兼而奉願趣、御目付共より申立之筋も有之候得共、重キ儀二付、容
易難遂評議、尤出精相勤候段、申立有之二付、此度御加増五俵被遣、御支配都合三拾五
俵被仰付旨被仰出候。

ここでは、藩は加禄について、重大な事柄であると述べている。ただし、今回は御目付の申し立てを理由に、特別に評議に至った。その結果、藩は忠兵衛に対し、五俵の加禄を施す旨を申し渡した。

二回目の加禄は、天保一四年（一八四三）である。このとき、忠兵衛は一人扶持の加禄を施されている。以下は、同年二月二日の「控帳」である。

一御忍国府忠兵衛儀、名代勤以来四拾三年相勤、兼而奉願趣有之候得共、重キ儀二付、容
易二難遂評議、尤及老年候迄出精相勤候段、御目附格別ニ申立有之二付、此度彦人夫持
御増被遣旨被仰出候。

ここでも、藩は加禄について、重大な事柄であると述べた上で、御目付の申し立てを理由に、特別に評議に至った。その結果、藩は忠兵衛に対し、一人扶持の加禄を施す旨を申し渡した。

最終的に、忠兵衛は御忍のなかでも、高禄である三五俵四人扶持を拝領した。この理由には、文中のとおり、忠兵衛が老年に及ぶまで出精し、職務をよく勤めたことも挙げられるだろう。しかし、評議に至るまでには、御目付の推薦を得ることが、非常に重要であったことがわかる。

御忍の異例の出世

しかし、御忍一六家のなかには、御目付の申し立てを得ることなく、異例の出世を果たした御忍が一人だけ存在する。それが、吉岡正臣家の三代目吉岡源兵衛である。

本来、鳥取藩池田家臣団の格式は、士分以上と士分以下に分けられ、両者には歴然とした身分差が設けられていた。さらに、御忍は家業家であり、代々家業を引き継ぐことが重要であったため、他の家業に移ることは稀であった。

そんななか、安永六年（一七七七）、吉岡正臣家は家業御放となり、源兵衛は、士分以上の徒身分から、士分以上の馬廻に取り立てられたのである。以下は、同年三月八日の

「控帳」である。

一御忍吉岡源兵衛義、被召出候以来、今年迄四拾九年相勤候内、御用之度々無欠相勤、其上家業とハ乍申、勝而宜相勤候、御用向有之ニ付、仲ヶ間勝レ相勤候為規模、格式御取立之義、旧年奉願候。重キ儀ニ付、願之通難被仰付筋ニ候得共、源兵衛義は格別之御勤功有之ものニ付、此度格式御取立、馬廻ニ被仰付、悴喜栄太名代勤江戸十年詰被仰付、一人夫持四俵御足、都合四人夫持三十俵被仰付旨被仰出。

源兵衛は召し出だされて以来、四九年に渡って長らく職務を勤めた御忍であった。

在職中、源兵衛は御用を欠けなく勤め、その上、家業家の者であるとはいいながら、すぐれて職務をよく勤めた。また、御用向きもあつたために、以前から格式の取り立てを藩に願ひ出ていた。

文中では、前に示した国府忠兵衛と同様に、藩は格式の取り立てを重大な事柄であると述べている。しかし、源兵衛は忠兵衛とは異なり、御目付の申し立てを得ているようすがない。それにもかかわらず、藩は源兵衛に対し、源兵衛の格別の「御勤功」を理由に、取り立てを申し渡した。

藩における評議のまもなく、源兵衛が取り立てられたことを考えると、この異例の出世には、御目付を上回る権力者の意向が働いていたと考えられる。

そうでなければ、①士分以下から士分以上に取り立てられたことや、②家業家でありながら家業御放を命じられたことなど、源兵衛が家臣団における枠組みを、一気に逸脱したことに対する説明がつかない。

ここで注目されるのが、御内御用の職務である。

源兵衛は、延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）の御内御用で、御忍のなかでも最も多い四回に渡ってこれを勤め、御上下などを頂戴している。すなわち、源兵衛は以前から、御内御用の職務を通じ、藩主との関係をとり結んでいたと考えられる。

これを踏まえて、今回の出世が、藩主直々の推薦によるものであると考えると、御目付の申し立てや評議に至ることなく、源兵衛が馬廻に取り立てられた説明もつく。さらに、御忍が御内御用を勤めた重要性も浮き彫りになってくるのである。

しかし、このように、源兵衛が本来ならばありえない異例の出世を果たしたことで、これを目の当たりにした他の御忍たちは、不満を隠せなかつたようである。

吉岡源兵衛の出世に対する御忍の反応

伊賀赤心家の三代目新作兵衛・吉岡英郷家の三代目吉岡和角・吉岡義信家の三代目吉岡弥右衛門は、源兵衛と同時期に活躍した御忍である。

なかでも、新作兵衛と吉岡和角は、安永三年（一七七四）、旧年の出精を理由に、加禄を藩に願ひ出ていた。以下は、同年十二月二十八日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新市右衛門」とは、新作兵衛のことであり、「吉岡弥七郎」とは、吉岡和角のことである。

一 御忍左之者共儀、左之通御加増被遣旨、御目付江申渡之。

一 吉岡弥七郎儀、旧年出精相勤、其上先達而御内御用度々被仰付候処、宜相勤、及老年、今以加番等致出精候二付、御夫持支配之儀相願候処、御時節柄二付、願之通ニは難被為成候、併格別之勤功有之候間、此度御支配四俵御足、都合三拾俵被仰付。

一 新市右衛門儀、旧年出精相勤、先達而御内御用被仰付、宜相務、其上及老年、江戸御供等万々無懈怠出精相勤候二付、御夫持支配之儀相願候処、御時節柄二付、願之通ニは難被仰付候、併格別之勤功有之候間、此度御支配四俵御足、都合三拾俵被仰付。

ここでは、藩は作兵衛と和角について、先達て御内御用を勤め、老年に及んでもそれぞれの職務に出精した者たちである、と述べている。

しかし、藩は彼らの勤功を認めながらも、時節柄を理由に、彼らの願い出のすべては承諾しなかった。結果、彼らに対し、四俵ずつの加禄を施すに留まった。

一方、安永六年（一七七七）、吉岡源兵衛は異例の出世を果たし、馬廻に取り立てられた。このとき、作兵衛と和角を始めとする御忍たちには、衝撃が走ったものとおもわれる。実際、作兵衛と和角、そして、ここに吉岡弥右衛門を加えた御忍三人は、御目付の申し立てを得て、安永八年（一七七九）、格式の取り立てを藩に願い出ている。以下は、同年一二月二七日の「控帳」である。

一 御忍左之者共儀、数年無懈怠相勤、旧功も有之に付、先達而御取立之儀奉願候処、不外成家業之者ニ候得は、難被為成筋ニ候得共、御目付共より申立候趣も有之ニ付、格別ニ遂評儀可遣候間、其旨申渡置候様、御目付江申聞候事。

吉岡弥七郎

新作兵衛

吉岡弥右衛門

しかし、藩は彼らが家業家の者であることを理由に、取り立ては容易に許されないものであると述べた。ただし、彼らは御目付の申し立てを得ていたため、藩もこれを無下にすることはできず、特別に評議に至った。

そして、この評議を経て、藩は結局、取り立てを承諾せず、彼らに対し、五俵一人扶持の加禄を施す旨を申し渡した。以下は、安永九年（一七八〇）一二月一八日の「控帳」である。

一 御忍左之もの共儀、左之通被仰出、其段、御目付江申渡之。

吉岡弥七郎

新作兵衛

吉岡弥右衛門

其方共儀、格別勤功有之者ニ付、兼而願之通り可被仰付候処、当時難被為成趣有之候、乍然、老年之者共之儀ニ付、先此度は一人夫持五俵ツ、御加増被仰付旨、被仰出候。

ここでは、藩は彼らに対し、老年の者たちであるため、まずは、五俵一人扶持ずつの加禄を施す旨を申し渡した。

これにより、作兵衛と和角は三五俵四人扶持を拝領し、弥右衛門は三一俵四人扶持を拝領した。これらは、源兵衛が馬廻に取り立てられ、加禄を施されたときの禄高である三〇俵四人扶持を、上回るものである。

しかし、彼らの本来の目的は取り立てであったために、この結果は、必ずしも彼らが満足するものであったとはいえないだろう。このような事態を想定し、上記に示した「控帳」には、以下の続きがある。それは、出世を果たすことができなかつた彼らに対する、御目付からの演説である。

一左之もの共江、御目付共より左之通演説申聞候事。先達而、吉岡源兵衛被仰付候品も有之候付、其方共義も迷惑ニ可存候得共、急ニ其口難相窺筋も有之候得共、年延ニ相成候而ハ、其方共義も及年来候義ニ付、先此度別紙之通被仰出候間、此段申聞置候様ニとの事候。

文中には、「先達而、吉岡源兵衛被仰付候品も有之候付、其方共義も迷惑ニ可存候」とあることから、御目付はこの演説において、今回、取り立てが叶わなかつた御忍たちに対し、同情の意を示す発言をしていることがわかる。

ここからも、やはり源兵衛の取り立ては異例であり、他の御忍は、今回の事態に不満を抱いていたことがうかがえる。

前に述べたとおり、①士分以下から士分以上の身分に昇格すること、②家業家が家業御放となることは、どちらも異例の事態である。これらは、御忍のそれまでの枠組みを超える処遇であり、藩としても、今回の源兵衛の出世に対し、御忍全体の均衡を崩してしまい兼ねないという危機感を抱いていたものとおもわれる。

よって、藩では、今回格式の取り立てを願ひ出た御忍に対し、まずは、①源兵衛の禄高を上回る加禄を施した。また、②御目付は演説をし、彼らの不満を緩和する策を講じた。さらに、藩では、③彼らのこのときの加禄を、彼らの子だけでなく、孫の代にまで引き継いだ。

たとえば、作兵衛の子新清十郎と、弥右衛門の子吉岡兵七は、家督相続のおり、父の勤功を理由に減禄を免れ、父と同様の禄をそれぞれ拝領している。以下に、このときの記録を引用する。

なお、前者は、寛政七年（一七九五）三月二日の「控帳」であり、後者は、天明七年

(一七八七) 二月一九日の「吉岡義信家譜」である。

一三拾五俵四人扶持無相違 作兵衛養子 新清十郎
養子之儀候得は、御支配三拾五俵之内、御法之通五俵御減少被成筈ニ候得共、親作兵衛江
格別被遣候御加増之儀ニ付、此度は先其俣被遣、御支配三拾五俵四人扶持被仰付旨被仰出
候。

一三拾壹俵四人扶持 弥右衛門養子 吉岡兵七
養子之儀候は、御支配三拾壹俵之内御法之通五俵御減少、並之通二拾六俵被仰付候処、親
弥右衛門江格別ニ被遣候御加増之儀ニ付、此度は先其俣被遣御支配三拾壹俵四人扶持被仰
付旨仰出候。

ここでは、清十郎と兵七が、いずれも養子であるにもかかわらず、それぞれの父の勤功
を引き継ぎ、減禄を免れていることがわかる。

さらに、和角の孫吉岡長三郎も、家督相続のおり、祖父の勤功を理由に減禄を免れ、父
吉岡喜十郎と同様の禄である三五俵四人扶持を拝領している。以下は、天保九年(一八三
九) 一二月一六日の「吉岡英郷家譜」である。

一三十五俵四人扶持 喜十郎養子 吉岡長三郎
養子之儀ニ候得は、御支配三十五俵之内御法之通五俵御減少被成節ニ候得共、祖父弥七郎
江格別ニ被遣候御加増之儀ニ付、此度は先其俣被遣御支配三十五俵四人扶持被仰付旨仰出
候。

これらの事例からも、安永九年(一七八〇)に加禄を施された作兵衛・弥右衛門・和角
の勤功は、子の代、そして孫の代にまで引き継がれていることがわかる。

このように、代をまたいで勤功が引き継がれる例は、管見のかぎり、この事例以外に見
出せない。よって、藩は今回の源兵衛の出世から生じた、他の御忍に及ぼす影響に対し、
慎重に対応したといえよう。

「御支配帳」にみる御忍16家の加禄一覧

和暦	西暦	家名	代数	御忍	加禄	理由	御目付の推薦	備考
寛永20~慶安1	1643~48	新彦市家	初代	新彦四郎	4俵	不明	不明	—
慶安2~3	1649~50	国府自休家	初代	国府九左衛門	4俵	不明	不明	—
慶安5	1652	国府保景家	初代	国府八郎兵衛	4俵	不明	不明	—
寛文11	1671	新幾三郎家	初代	新紋右衛門	4俵	不明	不明	—
安永3	1774	伊賀赤心家	3代目	新作兵衛	4俵	①旧年出精し、御内御用をよく勤めた ②老年には江戸御供などを懈怠なく勤めた	×	時節柄を理由に 4俵のみ加禄
安永3	1774	吉岡英郷家	3代目	吉岡和角	4俵	①御内御用を度々勤めた ②老年に至っても加番をよく勤めた ③格別の勤功を認められた	×	
安永6	1777	吉岡正臣家	3代目	吉岡源兵衛	4俵1人扶持	①勤続49年 ②御忍のなかでも勝れてよく勤めた	×	士分以上馬廻へ
安永9	1780	伊賀赤心家	3代目	新作兵衛	5俵1人扶持	①格別の勤功を認められた ②老年である	○	評議の結果
安永9	1780	吉岡英郷家	3代目	吉岡和角			○	
安永9	1780	吉岡義信家	3代目	吉岡弥右衛門			○	
寛政4~文化13	1792~1816	吉岡英郷家	4代目	吉岡喜十郎	5俵1人扶持	不明	不明	—
天保3	1832	国府保景家	5代目	国府忠兵衛	5俵	①出精し、よく勤めた	○	評議の結果
天保14	1843	国府保景家	5代目	国府忠兵衛	1人扶持	①名代勤以来、勤続43年 ②老年に至るまでよく勤めた	○	評議の結果
弘化1	1844	国府保景家	6代目	国府保景	1人扶持	不明	不明	—
嘉永2	1849	吉岡英郷家	5代目	吉岡長三郎	5俵	①名代勤以来、勤続38年 ②詰江戸を度々よく勤めた	○	—
安政1	1854	新幾三郎家	5代目	新紋右衛門	5俵	①名代勤以来、勤続34年 ②詰江戸を度々よく勤めた	○	—

家業家の御忍における減禄

「御支配帳」にみる御忍16家の減禄一覧

和暦	西暦	家名	代数	御忍	減禄	理由	復禄
寛永19	1642	新長次郎家	初代	新作兵衛	14俵	不明	○
寛文6	1666	吉岡保有家	2代目	吉岡又助	4俵	不明	○
天和2	1682	新彦市家	2代目	新彦四郎	4俵	①養子 ②幼少	①× ②○
元禄2	1689	新幾三郎家	2代目	新喜次郎	4俵	不明	×
正徳4	1714	吉岡義信家	3代目	吉岡弥右衛門	16俵	養子 (跡継ぎを立てずに父が死去)	○
享保8	1723	伊賀赤心家	3代目	新作兵衛	11俵	幼少	○
元文5	1740	国府保景家	4代目	国府又八	10俵	①養子 ②幼少	①○ ②○
享保11	1726	国府自休家	3代目	国府九左衛門	4俵	養子	×
享保12	1727	安場保忠家	3代目	安場嘉兵衛	16俵	①養子 ②幼少	①○ ②○
安永4	1775	新彦市家	5代目	新彦四郎	10俵	幼少	○

(二) 御忍の減禄

では、次に、御忍の減禄について述べる。

前に述べたとおり、御忍の加禄については、どのような職務を勤めたかに加えて、自薦あるいは他薦によるものなど、複合的なものが理由として挙げられていたけれども、御忍の減禄については、比較的これらの理由が明確である。

本稿では、「御支配帳」を基に、減禄を施された御忍について確認したところ、全部で一〇人の御忍が、減禄を施されていることがわかった。

本稿では、これらの御忍についても、減禄を施された理由などを「藩士家譜」および「控帳」から抜粋し、これらをまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

養子相続における減禄の有無（1）

家名	代数	御忍名	減禄	復禄
新長次郎家	8代目	新長次郎	×	—
新彦市家	初代	新彦四郎	○	×
	4代目	新彦四郎	×	—
新幾三郎家	3代目	新紋右衛門	×	—
	5代目	新紋右衛門	×	—
新保門家	2代目	新為右衛門	×	—
	3代目	新幸右衛門	×	—
伊賀赤心家	3代目	新作兵衛	×	—
	4代目	新作兵衛	×	—
	5代目	伊賀赤心	×	—
	5代目	吉岡伝右衛門	×	—
吉岡保有家	3代目	吉岡喜左衛門	×	—
吉岡保之家	4代目	吉岡喜左衛門	×	—
吉岡英郷家	3代目	吉岡和角	×	—
	5代目	吉岡長三郎	×	—
吉岡義信家	3代目	吉岡弥右衛門	○	○
	4代目	吉岡兵七	×	—
	6代目	吉岡義信	×	—
吉岡保恒家	5代目	吉岡市兵衛	×	—
吉岡豊三郎家	2代目	吉岡此右衛門	不明	—
	3代目	吉岡幸右衛門	×	—

第一章で述べたとおり、鳥取藩における家督相続において、養子および幼少による家禄の減少は普通であった。しかし、実力を問われる家業家では、実子・養子などにかかわらず、技術力の有無が重要であったため、養子であっても、必ずしも減禄を施されるわけではなかった。

ただし、逆にいえば、家業未熟による減禄は避けられなかったため、幼少による減禄を施されるのはもちろんのこと、元服後も、技術力が伴わない場合には、復禄を許されないこともあった。これが、『鳥取藩史』に記された家業家における家禄の待遇である。

では、ここからは、同じ家業家のなかでも、御忍における家禄の待遇について、検討していく。

まず、前に示した表によれば、減禄を施された御忍は、全部で一〇人である。このなかで、復禄を許された御忍は、八人である。よって、家業家の御忍においては、減禄後、ほとんどの御忍は復禄を許されたことが確認できる。

また、幼少を理由に減禄を施された御忍は、八人中、四人である。彼ら四人は例外なく復禄を許されており、家業家の御忍において、幼少の減禄は、基本的には元服後に復禄を許されるものであったことが確認できる。

一方、養子を理由に減禄を施された御忍は、八人中、五人である。ただし、彼らの場合には、五人中、二人の御忍が最後まで復禄を許されず、次の代に家督を相続させている。これらを踏まえると、御忍においては、幼少による減禄よりも、養子による減禄の方が、その後の復禄が困難であったことが予想される。

そこで、本稿では、御忍一六家のなかで、養子相続を行なった御忍を「藩士家譜」および「控帳」からすべて抜粋し、彼らの減禄の有無とその後の復禄についてまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

養子相続における減禄の有無（2）

家名	代数	御忍名	減禄	復禄
国府保景家	4代目	国府又八	○	○
	5代目	国府忠兵衛	×	—
国府自休家	3代目	国府九左衛門	○	×
	4代目	国府九左衛門	×	—
	5代目	国府自休	×	—
安場保忠家	3代目	安場嘉兵衛	○	○
	4代目	安場半兵衛	×	—
	5代目	安場丈平	×	—
安場義太郎家	4代目	安場九郎右衛門	×	—
	5代目	安場孫平	×	—

この表によれば、御忍一六家のなかで、養子相続を行なった御忍は、全部で三人である。ただし、このなかで、養子による減禄を施された御忍は、わずか五人である。すなわち、ほとんどの御忍は、そもそも養子による減禄を施されていなかったことになる。

よって、『鳥取藩史』の記述にあるとおり、家業家においては、養子であることはそれほど減禄の対象にはならなかったものとおもわれる。

新彦市家二代目新彦四郎の減禄と復禄

さて、養子による減禄を施された御忍五人のなかで、最後まで復禄を許されなかった御忍は、わずか二人である。彼らは、国府自休家の三代目国府九左衛門と、新彦市家の二代目新彦四郎である。

国府九左衛門については、その詳細が不明であるため、ここでは、新彦四郎の復禄の事例について検討していく。

彦四郎は、家督相続のおり、養子および幼少を理由に、一五俵の減禄を施され、はじめ一五俵三人扶持を拝領していた。その後、元服し、幼少による減禄を解かれ、二六俵三人扶持を拝領するようになった。

しかし、養子であることを理由に施された、四俵の減禄については、最後まで復禄を許されなかった。その後、彦四郎は、子喜分次に家督を相続させ、自身は隠居した。以下はこのときの経緯について記した、享保一九年（一七三四）三月一二日の「控帳」である。

一天和四年子十二月五日ニ、家督之御礼被仰付、夫より御城御番被仰付相勉申上候、然ル
 処ニ、御参勤ニ付、江戸より貞享二年午ノ十二月十三日、御支配式拾六俵被仰付候。
 一親彦四郎三拾俵ニ三人ふち被下置候得共、私儀養子ニ付、式拾六俵ニ御減少被成候、其

節被仰渡候ハ、私儀親彦四郎通り相勉候ハ、追而御戻し可被遣由、則御月番八郎・式部殿被仰渡候、其節御墨付をも可被下程ニ被仰渡候付、御請申上候、其砌之御頭井上分右衛門殿・大崎与左衛門殿・伴九郎兵衛殿被仰渡候、追而御足米之儀、御願申上候様ニ被仰渡候二付、夫より度々御願申上候得共、今年迄も不被仰付、相勉申上候。

ここでは、天和四年（一六一八）、彦四郎が「家督之御礼」を申し付けられて以来、城の御番を勤め、貞享二年（一六八五）には、二六俵三人扶持まで復禄を許された旨が示されている。

さらに、彦四郎は、その後の復禄についても、「御月番八郎」「式部殿」のお墨付きを以て命じられ、藩はこの旨を、御頭井上分右衛門・大崎与左衛門・伴九郎兵衛に申し渡した。すなわち、在職中、藩は彦四郎に対し、復禄をほめかすような対応をしており、追って、復禄を願い出る旨も申し付けていたのである。しかし、以後、彦四郎が幾度となく復禄を願い出ても、藩はこれを承諾しなかった。結果として、彦四郎は最後まで復禄を許されず、二六俵三人扶持で御忍の職務を勤めた。

なお、この減禄をきっかけに、新彦市家の御忍は、その後も復禄を許される機会を得られず、代々二六俵三人扶持を拝領することになった。

しかし、なぜここまでのお墨付きを得ていながら、彦四郎は復禄を許されなかったのか、その詳細については、「藩士家譜」にも「控帳」にも記されていない。

文中には、「私儀親彦四郎通り相勉候ハ、追而御戻し可被遣」とあることから、彦四郎が技術的に、父彦四郎と同様の職務を勤めることができなかったことが、理由のひとつとして挙げられるのかもしれない。

一方で、このとき彦四郎が完全な復禄を許されなかったのは、御忍の定禄が二六俵三人扶持であることも由来しているのではないかと考えられる。

復禄の限界

前に述べたとおり、御忍一六家のなかで、養子による減禄を施された御忍は、わずか五人である。そして、この五人の最終的な禄高は、例外なく二六俵三人扶持である。すなわち、復禄を許された御忍も、許されなかった御忍も、彼らは最低限二六俵三人扶持を拝領している。

この二六俵三人扶持は、御忍の定禄であったため、「控帳」では、養子および幼少を理由に、御忍が二六俵三人扶持を下回る禄を拝領した場合、藩が何かと理由をつけ、復禄を施す旨を申し付けている記述が度々みえる。

すなわち、今回、彦四郎が復禄を許されなかった理由については、彦四郎個人が、著しく家業未熟であったというわけではなく、むしろこれ以上の加禄には、通常の職務を上回る勤功が必要であったものと考えられる。

たとえば、彦四郎が隠居する直前の享保十九年（一七三四）の「御支配帳」によれば、

御忍一二人中、二六俵三人扶持を上回る禄を拝領しているのは、わずか二人である。以下に、同年の「御支配帳」から御忍の禄高を抜粋した一覧表を示す。

この表によれば、この時期、最も高禄である御忍は、新長次郎家の五代目新茂太夫で、その禄高は、四〇俵三人扶持である。

ただし、前に述べたとおり、新長次郎家は、最も古い歴史を持つ御忍の家であり、「新長次郎家譜」からは、四代目新孫兵衛の代から、藩主と直接関係を取り結んでいることがわかる。

このように、御忍のなかでも高禄である者たちは、藩主との関係を取り結ぶなどして、通常の職務を上回る勤功を評価されていたものとおもわれる。一方、彦四郎の場合には、このような勤功に該当する職務の記録は確認できない。

すなわち、藩は御忍の定禄である二六俵三人扶持までは、必ず復禄を施すように配慮していた。ただし、御忍の定禄を上回る禄まで復禄を望む場合には、通常以上の職務を勤め、その勤功を藩に認められる必要があった。

享保19年（1734）の「御支配帳」

御忍名	禄高
吉岡十兵衛	26俵3人扶持
新喜次郎	26俵3人扶持
新市右衛門	26俵3人扶持
新茂太夫	40俵3人扶持
吉岡弥七郎	26俵3人扶持
吉岡弥右衛門	26俵3人扶持
国府伝八	26俵3人扶持
新彦四郎	26俵3人扶持
吉岡孫次郎	26俵3人扶持
国府喜兵衛	26俵3人扶持
安場槌三郎	10俵3人扶持
吉岡又助	30俵3人扶持

(三) 休息（隠居）

では、本章の最後に、御忍の休息について述べる。

御忍の休息とは、すなわち隠居のことである。鳥取藩の御忍は、士分以下の徒身分でありながら、士分以上のなかでも、一定以上の身分にしか許されることのなかった隠居を、特別に許されたことがわかっている。

これは、他家の家業家にも例がないことであり、鳥取藩における御忍の位置づけを、より独自のものに行っているとおもわれる。

よって、ここからは、御忍の隠居について検討していく。

鳥取藩における隠居

では、まずは、鳥取藩における隠居が、どのような制度になっているのかを紹介してお

く。そのため、以下に『鳥取藩史』に述べる「隠居」の項を示す。

武家の隠居は鎌倉時代より已に行はれ、徳川時代に至りては一般の習俗となれり。然れども藩制にては隠居として公然之を許可せらるるは、或種の階級に限定せらる。因府録に

一 隠居は御家老御着座・御組頭・御物頭・寄合格以上は奉願隠居被仰付。諸奉行以下隠居難成嫡子代番奉願被仰付。取次替の者も御役儀を相勤候者代番奉願候事も品により、在々へ御忍の者は奉願候時伴へ家督被仰付。親へ休に被仰出三人扶持ツト(18)被遣候也。尤諸士と同じく継目の御礼も申上候。取次替の者も跡目取来りの者は諸士と同様に家督被仰付。跡目取にて無之ものは伴振替の義奉願候節、親の被遣候物被召上、伴新規に被遣候立にて被召出候也。

と有り。又政事秘要聞見録隠居の条に

一 寄合已上は隠居被仰付候。平士は不被仰付。名代勤奉願候得者願の通被仰付。

一 御忍は年罷寄隠居願候得者願の通被仰付。七十歳に罷成候得者其身一生二人三人扶持被遣也。

と有る如く、寄合以上即ち御着座・大寄合・組頭・物頭・寄合までは隠居を許さる。御馬廻にて隠居を許されたるもの有るも是は稀有の事に属す。隠居の際隠居料を給せらるゝもの有り。是は其人の勤功に因るものにして、一般に給せらるゝに非ず。

(中略)

寄合以下に存つては、老齡勤務に堪へざるものは伴を以て名代勤を願ひ事実上の隠居をなす。尤も普通御馬廻に存つては平時特別に勤務と云ふべき程の事無きを以て、名代勤を願ふこと少なきも家業の者には常に勤務有り。且伴をして家業を見習はしむるの必要も有り。従て名代勤を願ふこと多し。

(中略)

家業者の内、特に御忍の者に対しては休息の名義にて隠居を許さるゝの規定にして、御忍休息の者は六十四歳に至らば隠居料三人扶持を給せらるゝ制なりしか、元禄十年七十歳より給せらるゝことに改めらる。

武家の隠居は鎌倉時代からあり、徳川時代に至つては、一般の習俗となつていた。しかし、藩制においては、隠居を公然に許される者というのは、ある種の階級に限定されていた。

ここでは、「因府録」および「政事秘用見聞録」を引用し、この隠居が許されたある種の階級について述べている。

これらの記録によれば、隠居を許されたのは、家老・着座・物頭・寄合身分以上である。すなわち、たとえ士分以上であっても、諸奉行・馬廻身分には、隠居は許されないものであった。

ところで、隠居を許された者は、場合によっては、隠居料を拝領することができた。た

だし、この可否は隠居者の勤功によって、決定されるものであった。そのため、隠居料の拝領は、隠居を許されたすべての者に与えられる特権ではなかった。

なお、寄合身分以上は、老齢勤務に支障が生じた場合、子の名代勤を藩に願い出ること、これを事実上の隠居とした。しかし、馬廻身分には、そもそも勤務と呼べるほどのものがなかったために、名代勤を利用することはあまりなかった。

ただし、馬廻身分のなかでも、家業家を兼ねる場合には、常に勤務があった。そのため、名代勤を利用することは多かつたようである。

さて、家業家のなかでも、とくに御忍は、休息の名義を以て、隠居をすることが許されていた。隠居料の拝領は、すべての者に許された特権ではなかったけれども、御忍の場合には、年齢によって、この隠居料が定められていた。

これは、はじめ六四歳以上の御忍を対象に三人扶持を支給しており、元禄一〇年（一六九七）以後は、七〇歳以上の御忍を対象に同様の隠居料を支給していた。

以上が、『鳥取藩史』に述べる隠居の概要である。

第一章では、御忍が鳥取藩において独自の位置づけを確立したのは、主に彼らが家業家であることに由来することを指摘した。

しかし、隠居に関しては、家業家のなかでも、御忍だけが許された特権だったようである。すなわち、ここからは、御忍の特殊性が垣間みえる。

御忍の隠居料

では、ここからは、御忍の隠居料について述べる。

前に述べたとおり、そもそも隠居料とは、隠居したすべての者に必ず与えられる特権ではなかった。一方、御忍の場合には、隠居料を藩に願い出た者は、管見のかぎり、すべての御忍がこれを拝領することを許されている。

本稿では、「藩士家譜」が残された御忍一六家のうち、隠居をした御忍のみをまとめた一覧表を作成した。これを以下に示す。

なお、表における和暦と西暦は、それぞれの御忍が隠居を申し付けられた年を示しており、年齢は、それぞれの御忍が、はじめて隠居料を拝領した年齢を示している。そのため、両者の年（あるいは年齢）は、必ずしも一致しているわけではない。

この表によれば、御忍の隠居料は、基本的には三人扶持である。ただし、寛文五年（一六六五）と寛文一二年（一六七二）にかぎっては、一八俵三人扶持である。

寛文五年（一六六五）に隠居料を拝領したのは、吉岡保有家の初代吉岡久右衛門である。一方、寛文一二年（一六七二）に隠居料を拝領したのは、新長次郎家の二代目新茂太夫である。

なお、その後、御忍の隠居料が三人扶持に引き下げられた理由については、吉岡久右衛門の子又助と、新茂太夫の子茂太夫が隠居を申し付けられたおり、それぞれの「藩士家譜」で、以下のように記している。

これらは、前者の記録を示す「吉岡保有家譜」では、「御簡略」が理由であり、後者の記録を示す「新長次郎家譜」では、「御儉約」が理由である。そのため、はじめ一八俵三人扶持であった隠居料は、藩の財政的困難を理由に、三人扶持に改められたようである。ところで、前に述べたとおり、『鳥取藩史』では、御忍の隠居料は三人扶持（引用している「政事秘要見聞録」では、二人扶持あるいは三人扶持）である旨が示されている。

しかし、表を確認すると、御忍がはじめて隠居料三人扶持を拝領したのは、貞享四年（二六八七）のことである。これ以後、万延元年（一八六〇）まで、御忍の隠居料は三人扶持が通例となった。

隠居料拝領の嘆願

さて、御忍の隠居料の拝領は、他の家々とは異なり、個人の勤功ではなく、年齢により定められていたことは、前に述べたとおりである。

ただし、御忍の隠居料の拝領は、決して確定的であったわけではなかったようで、「控帳」および「藩士家譜」では、御忍が隠居料の拝領を、藩に嘆願する記述が度々みえる。

国府自休家の初代国府九左衛門は、隠居料が三人扶持に引き下げられてから、はじめて隠居料を拝領した御忍である。以下に、九左衛門の隠居料拝領の記録である、貞享四年（二六八七）二月一〇日の「国府自休家譜」を示す。

一 国府九左衛門病氣付て、忒左一兵衛ニ九左衛門御支配御扶持方被遣、次男権八江只今迄左一兵衛江被下御支配被遣之、此度三人扶持九左衛門一代被下之也。

ここでは、「此度三人扶持九左衛門一代被下之也」とあるように、藩は九左衛門の隠居料の拝領を、一代にかぎって許可していることがわかる。そのため、九左衛門の子九左衛門は、父の家督を相続するおり、自身の隠居料の拝領を、藩に嘆願した。以下は、享保一年（一七二六）一〇月一日の「控帳」である。

一 国府九左衛門儀、老年ニ罷成候付、左之通奉願、達御耳候処、願之通御支配御扶持方無相違、忒伝八江被仰附、九左衛門儀隠居被仰附、三人扶持被遣由被仰出、今日於御櫓、御目附江申渡事。

一 私儀、天和三年三月、三人扶持式拾六俵ニ而被召出、貞享四年卯二月親九左衛門六拾四歳ニ而隠居被仰附、為隠居料三人扶持被仰附、私江家督無相違、親九左衛門江被成下候三人扶持ニ三拾俵被仰附候、私儀、今年六拾八歳ニ而、当年迄四拾四年御奉公相勤申上候、近年病身ニ罷成、眼足共ニ不通ニ相叶不申候ニ付、以御慈悲、前之老人共並ニ隠居被仰附、忒伝八江家督被仰附被下候は、難有奉存候、此段奉願候、以上。

享保拾一年午七月

国府九左衛門

太田弥次左衛門殿

吉田五郎右衛門殿

中嶋斎宮殿

福田彦左衛門殿

ここでは、九左衛門は自身の事歴を述べた上で、「以御慈悲、前之老人共並ニ」隠居料を拝領する旨を、藩に嘆願していることがわかる。

そして、藩はこれを承諾し、九左衛門は隠居料として三人扶持を拝領した。

このように、隠居料の拝領は、御忍にとって確定的なものではなかったようであるけれども、前に述べたとおり、今回のように隠居料の拝領を藩に願い出た御忍は、管見のかぎり、すべてが藩の承諾を得ている。よって、御忍の隠居料の拝領は、実質的には通例化されたものであったと考えられる。

隠居料拝領の年齢

『鳥取藩史』によれば、御忍の隠居料の拝領は、はじめ六四歳であり、元禄一〇年（一六九七）以後、七〇歳以上に定められた。

しかし、実際にこの御触が出されたのは、元禄六年（一六九三）のことである。以下に、同年三月一〇日の「控帳」を示す。

一 御忍之もの共江被仰付品々、左記。

三人 四拾俵 只今迄被下之。 新茂太夫

三人 貳拾六俵 只今迄被下之。 新源蔵

茂太夫儀病氣ニ付、只今休息被仰付、茂太夫へ被下置御支配御扶持惣領源蔵江被仰付、源蔵御支配御扶持方、次男庄右衛門被召出被遣事。

三人 三拾俵 只今迄被下之。 国府八郎兵衛

三人 貳拾六俵 国府又左衛門

八郎兵衛儀年寄眼悪敷ニ而、休息被仰付、八郎兵衛へ被下置御支配御扶持方世倅又左衛門へ被仰付、又左衛門御支配御扶持方、次男左二右衛門被召出被遣事。

三人 貳拾六俵 只今迄被下之。 安場七右衛門

七右衛門儀病氣ニ付、休息被仰付、世倅孫平次へ御扶持御支配被仰付事。

一 御忍之もの休息被仰付候へハ、三人扶持宛被遣候。八郎兵衛儀、御扶持方可被遣候。

茂太夫・七右衛門兩人ハ、未年若ニ候へ共、病氣故休息被仰付儀ニ候へハ、只今御扶持方ハ不被遣、追而御扶持方可被遣事。

一 此已後ハ七十以上之御忍江御扶持方可被遣候。七十歳より内ニ候ハト(56)縦休息被仰付候とも御扶持方ハ不被遣候。茂太夫・七右衛門儀ハ、最前国府九右衛門六十四歳ニ而休息被仰付御扶持方被遣候、此例ニ被成、六十四歳ニ罷成候節御扶持方可被遣事。

ここでは、①国府自休家の初代国府八郎兵衛・②安場保忠家の初代安場七右衛門・③新長次郎家の二代目新茂太夫の家督相続と隠居について記されている。

なかでも、②・③は、まだ年若であるけれども、病気を理由に、隠居を申し付けられたよって、隠居料について、藩は追って、これを支給する旨を申し渡した。

一方、ここでは、御忍の隠居料拝領の年齢についての取り決めも行なっている。

その内容とは、同年以後、隠居した御忍に対し、藩は三人扶持を支給すると共に、隠居料を支給する御忍の対象年齢を、六四歳以上から七〇歳以上に引き上げる、というものである。

そして、今回、隠居を申し付けられた②・③については、この対象外とし、貞享四年（一六八七）の九左衛門の例を以て、藩は彼らに対し、六四歳で隠居料を支給する旨を申し渡している。

なお、「御支配帳」によれば、①は、元禄六年（一六九三年）に隠居料を拝領している。そのため、①は、同年には六四歳か、それ以上の年齢であったことが予想される。

一方、七右衛門は、元禄七年（一六九四）、隠居料を拝領している。そのため、同年、六四歳であったことがわかる。

その後、元禄一〇年（一六九八）③も六四歳となり、隠居料として三人扶持を拝領した。以下は、同年二月二日の「控帳」である。

一新茂太夫、当年六拾四歳ニ罷成候、最前休息被仰付節、六拾四歳ニ罷成候ハ、三人扶持可被遣旨被仰出ニ付、此度三人扶持被遣候、茂太夫より前休息被仰付者共、六拾四歳ニ罷成候へハ三人扶持被遣ニ付、茂太夫も右之通也、此已後七十より三人扶持被遣筈ニ相極、西ノ歳之控ニも有之事。

これは、以前、茂太夫が隠居を申し付けられたおり、彼の隠居料拝領の年齢を六四歳と定めたため、同年より、藩が茂太夫に対し、三人扶持を支給する旨を申し渡しているものである。

茂太夫が隠居を申し付けられたのは、元禄六年（一六九三）のことであるため、茂太夫が隠居し、隠居料を拝領するまでには、四年が経過したことになる。

そして、藩はここにおいて、以後、隠居した御忍に対しては、隠居料を支給する御忍の対象年齢を、例外なく七〇歳以上に定めた。

御忍16家の隠居（1）

和暦	西暦	家名	代数	御忍	隠居料	拝領の年齢	備考
寛文5	1665	吉岡保有家	初代	吉岡久右衛門	18俵3人扶持	不明	—
寛文11	1671	新長次郎家	2代目	新茂太夫	18俵3人扶持	不明	—
貞享4	1687	国府自休家	初代	国府九左衛門	3人扶持	64歳	藩は1代にかぎり、隠居料の拝領を許可
元禄6	1693	国府保景家	初代	国府八郎兵衛	3人扶持	64歳	
		安場保忠家	初代	安場七右衛門	3人扶持	64歳	元禄7年(1694)から隠居料を拝領
		新長次郎家	3代目	新茂太夫	3人扶持	64歳	元禄10年(1697)から隠居料を拝領 「御儉約」を理由に隠居料は3人扶持へ
宝永1	1704	吉岡保有家	2代目	吉岡又助	3人扶持	70歳	「御簡略」を理由に隠居料は3人扶持へ
宝永4	1707	吉岡英郷家	初代	吉岡弥七	3人扶持	70歳	—
		吉岡義信家	初代	吉岡久右衛門	3人扶持	不明	—
宝永5	1708	安場義太郎家	初代	安場茂作	3人扶持	70歳	—
正徳4	1714	伊賀赤心家	初代	新作兵衛	3人扶持	70歳	—
		吉岡保恒家	初代	吉岡久六	3人扶持	70歳	—
享保13	1728	国府自休家	2代目	国府九左衛門	3人扶持	70歳	隠居料の拝領を藩に嘆願
享保17	1732	国府保景家	2代目	国府八郎兵衛	3人扶持	70歳	—
享保18	1733	吉岡保有家	3代目	吉岡仲右衛門	3人扶持	不明	—
		新彦市家	2代目	新彦四郎	3人扶持	70歳	—
元文4	1739	吉岡保之家	初代	吉岡喜左衛門	3人扶持	70歳	—
延享3	1746	吉岡保恒家	2代目	吉岡十兵衛	3人扶持	不明	—

御忍16家の隠居（2）

和暦	西暦	家名	代数	御忍	隠居料	年齢	備考
元文5	1750	新幾三郎家	2代目	新喜次郎	3人扶持	70歳	—
宝暦9	1759	新長次郎家	5代目	新茂太夫	3人扶持	不明	—
明和2	1765	吉岡保有家	4代目	吉岡又助	3人扶持	不明	—
明和6	1769	国府自休家	3代目	国府九左衛門	3人扶持	不明	—
明和8	1771	吉岡保之家	2代目	吉岡甚六	3人扶持	不明	—
天明1	1781	新幾三郎家	3代目	新紋右衛門	3人扶持	不明	—
享和1	1801	新長次郎家	6代目	新佐七	3人扶持	不明	—
享和3	1803	吉岡豊三郎家	初代	吉岡軍蔵	3人扶持	不明	—
文政3	1820	安場保忠家	4代目	安場半兵衛	3人扶持	不明	—
		安場義太郎家	5代目	安場孫平	3人扶持	不明	—
文政11	1828	伊賀赤心家	4代目	新作兵衛	3人扶持	不明	—
天保15	1844	国府保景家	5代目	国府忠兵衛	3人扶持	不明	—
弘化3	1846	吉岡保有家	5代目	吉岡新六	3人扶持	不明	—
安政1	1854	吉岡英郷	5代目	吉岡長三郎	3人扶持	不明	—
万延1	1860	吉岡豊三郎家	3代目	吉岡幸右衛門	3人扶持	不明	—

小括―御忍の概要―

では、本章の最後に、御忍の概要について、改めて述べる。

鳥取藩の御忍は、はじめは夜盗と呼ばれる存在であった。しかし、職制の成立を画期に、御忍と呼ばれるようになり、元禄六年（一六九三）以後、夜盗の呼称は、御忍の呼称に取って代わられた。

御忍の主な職務は、①火の用心・②不寝番・③御入湯御供・④江戸勤め・⑤因伯二国の在廻り・⑥御内御用・⑦情報探索などである。とくに、⑥は藩主の身の回りの御用であり、この職務を通じ、御忍は藩主との関係を深めた。詳しくは第三章で述べるけれども、御忍一六家の「藩士家譜」では、御内御用を「本役御用」「御直御用」などと表記しており、藩主との関係が垣間みえる記述が散見される。

また、⑥と⑦は、関連性のある職務である。御忍が⑦を勤めたことが明確にわかる記述は、管見のかぎり、幕末期の三例だけである。ただし、幕末以前にも、御忍は⑥を通じ、⑦を勤めていたと考えられる。

このように、御忍の職務は多岐に渡っており、定禄は二六俵三人扶持であった。藩はこの定禄を基準とし、御忍が幼少および養子を理由に減禄を施された場合には、定禄までの復禄を保障するように配慮していたようである。

また、御忍は他の家業家とは異なり、休息と称する隠居を許されていた。この休息は、鳥取藩池田家臣団のなかで、御忍だけが唯一許された特権であった。さらに、御忍は年齢を基準とし、藩から隠居料が支給された。これは、はじめは六四歳以上の御忍が対象であり、元禄一〇年（一六九七）以後、七〇歳以上となった。

なお、第三章で記している御忍一六家家各家の歴代当主の生年は、この隠居料拝領の年齢から算出したものである。

では、これらの御忍の概要を踏まえて、第三章からは、近世初期以前の御忍の由緒について触れ、御忍一六家各家の事歴について紹介していく。

第三章 御忍一六家

第一節 由緒

では、ここからは、御忍一六家について述べる。

鳥取藩には、鳥取藩池田家に仕官した家臣たちの家譜が残されている。これを「藩士家譜」といい、御忍の家譜は、全部で一六家分ある。これらは、新家四家・吉岡家七家・国府家二家・安場家二家に分けられる。

本稿では、これら御忍一六家における当主ごとの活躍時期を示した表を作成した。これを以下に示す。

さて、本稿では、御忍一六家を述べるにあたって、「藩士家譜」だけでなく、「控帳」および「御支配帳」などを基に、各家の事歴について述べている。

これは、「藩士家譜」では反映しきれない各家の事歴などを、後者の史料によって補い、御忍の家々の実態をより立体的に記すための試みである。

「藩士家譜」では、各家の当主がこれを書き記すため、自身の家にとって不名誉である事歴については、反映されないことがある。これらを、後者の史料を用いて補足しながら、本稿では、御忍一六家の事歴について述べる。

なお、御忍は、嫡子の家督を相続する以前、別家の御忍として召し出だされた場合、この別家の家督は収公されず、これを弟などに譲り渡すことが多かった。

これが、第二章で述べたように、御忍の家々が別家をくりかえし、元禄一四年（一七〇一）以後、御忍が家の数を急激に増やしていった理由のひとつである。

以上の理解を踏まえて、以下の文章を読みたい。

(一) 御忍の由緒

では、まずは、御忍の由緒について述べる。

「藩士家譜」のなかには、その家の由緒を語る由緒書が残されている場合がある。御忍一六家の「藩士家譜」において、近世初期以前の由緒書が残されているのは、新長次郎家・新幾三郎家・伊賀赤心家の三家である。これらは、いずれも伊賀者の由緒を持つ御忍の家である。

よって、ここからは、彼らの先祖とされる伊賀者の由緒について紹介していく。

伊賀者の由緒

伊賀者とは、伊賀国出身の忍びをさす。この伊賀者は、近世にはすでに広くひとびとに知られており、他藩でも、近世における由緒書に度々登場している存在である。

また、伊賀者と同様に、近江国出身の忍びである甲賀者も、忍びの精鋭としてはよく知

られる存在である。

延宝四年（一六七六）、「藤林保武」なる人物が著したとされる「万川集海」では、これら伊賀者・甲賀者についての記述がある。以下は、忍びに関する一問一答を記した、「万川集海」における「忍術問答」の一部である。

なお、この「忍術問答」は、忍びの歴史や一般的知識を解説するために、架空の問答として記された一節である。

問曰、如此忍術普く天下ニ用ヒシト聞。然レトモ、専ラ伊賀・甲賀ハ殊ニ忍ヒノ名、諸州ニ冠タルヲ何ソヤ。

ここでは、忍術とは普く天下に用いられると聞けけれども、専ら伊賀と甲賀の忍びがとくに、諸州に名を轟かせているのはなぜなのか、と質問している。

前に述べたとおり、「万川集海」は、延宝四年（一六七六）に著したとされる史料である。そのため、近世において、ひとつとはすでに伊賀者・甲賀者を、優秀な忍びとして認識していたことがわかる。

そして、この質問に対する回答は、以下のとおりである。

余国ハ皆守護有テ其国民相順フト云トモ、伊賀・甲賀ノ者トモハ守護有ルヲナク各我持ニメ面々カ知行ノ地ニ小城を構ヘ居テ我意ヲ専トセリ。守護・大将ナキ故に政道スル者もナキニヨツテ、互ニ人ノ地ヲ奪ヒ取ンヲ思テ鬪争に及フ事幾何ヤ。故ニ且暮ニ合戦ノ事ヲノミ業トメ武備ヲ以テ心トセリ。

「他の国の場合には守護があり、その国の民が従うというけれども、伊賀と甲賀の者たちのなかには、国をまとめる守護がない。そのため、それぞれが知行地に小城を構えて、『我意』を専らとしていた。当然、政治を司る守護もないため、互いに他人の地を奪い取ろうとし、鬪争に及ぶことも幾何あつただろうか。そのため、合戦のことだけを業とし、常に防備を心がけている」とある。

この記述からは、伊賀と甲賀には国をまとめる者の存在がなかったため、地域内の鬪争が激しかったことがわかる。これにより、伊賀では伊賀惣国一揆、甲賀では甲賀郡中惣など、独立性の高い自治組織が形成され、常に戦に備えていた。

このとき、敵の城郭に忍び入り火を放つ、夜討ちを仕掛けるなどのいわゆる「忍術」が発達し、その後の「万川集海」では、「陰忍ノ上手」まで現れた旨を示している。

こうして、天正七年（一五七九）、第一次天正伊賀の乱では、伊賀国は織田軍の侵攻を二度も退けることに成功した。

しかし、天正九年（一五七九）、第二次天正伊賀の乱では、織田軍が再び大軍を率いて伊賀国へ侵攻し、伊賀国はわずか二週間で制圧され、一揆衆は壊滅に陥った。その後、か

ろうじて生き延びた伊賀者たちは諸方へ散り散りとなり、やがて諸藩の大名に仕官するようになった。

鳥取藩の御忍も、先祖は天正伊賀の乱をきっかけに諸方へ退散し、後に池田家に仕官するようになった旨を記す由緒書を有している。

このように、伊賀者の由緒を語る由緒書は、諸藩でも数多く残されており、近世における忍びの共通認識として、伊賀者の由緒が重要であったことがよくわかる。

新家の由緒

では、ここからは、新家の由緒について述べる。

「藩士家譜」のなかには、新の苗字を持つ御忍の家が四家ある。これらは、新長次郎家・新彦市家・新幾三郎家・新保門家の四家である。

なかでも、新長次郎家は、史料上、「本家」と呼ばれ、最も古い歴史を持つ御忍の家である。

これら新家四家のなかで、近世初期以前の由緒書が残された家譜を所有しているのは、新長次郎家と新幾三郎家の二家である。

なお、新幾三郎家は、新長次郎家の別家にあたる。そのため、両家は同様の由緒を共有しているといえる。ここでは、新長次郎家の「藩士家譜」である「新長次郎家譜」における近世初期以前の由緒書の全文を、以下に示す。

一先祖新平八服部保元儀は伊賀平内左衛門尉服部家長之末流にて、本国は則伊賀国ニ御座候。右服部家の儀は人皇十七代仁徳天皇四十三年百済国之王子服部酒君と申者、伊賀へ来朝仕、子孫代々同国を相治罷在。其後人皇五十代桓武天皇第五之王子一品式部卿葛原親王九代之後胤右兵衛尉平維盛之末子盛貞服部家を相続仕、右親王十一代讃岐之守平正盛二仕、一門ニ相成申候。右盛貞之嫡子平内左衛門尉家長弓馬道ニ秀候付、人皇七十九代六条院御惱之節、清涼殿之内弓馬殿ニおひて誉を顕し、叡感之余真羽之矢一千本車ニ積、宣下御座候て、家之定紋矢車ニ相改申候。其後右家長末流別族伊賀国江罷在、足利將軍之頃ハ一族茂数多御座候て城八ヶ所陣屋三ヶ所構居申候。其後服部家追々衰微仕、伊賀国正来寺江は仁木友梅在城仕居申候所、永禄年中仁木伊賀守代々新平八保元並城野八郎同八太夫等仁木家を攻亡し、服部六郎時定同国結崎江在城仕、一国九万六千石一族四家 所謂四家は新・本城・城野・福守（割中）配分仕、其後織田上総介信長公之手切ニ相成及敗軍、右時定始一族共自殺討死等仕其節、時定並保元両人之倅は幼少にて郎党共供仕、諸邦江退散仕候。右倅共成長之後、服部ハ將軍家江御寄合列ニ被召抱、知行三千石被仰付候。新平八倅作兵衛は慶長五年三左衛門様御代於播磨知行百石にて被召抱候。

一伊賀平内左衛門成行之儀は新平太儀先祖以来兼て心懸取調居候付、同人方委細書上仕候通ニ御座候。

一家之定紋服部家之由緒を以丸矢筈違イニて御座候。

「新家の先祖は、新平八服部保元である。保元は、伊賀平内左衛門尉服部家長の末流で、すなわち、本国は伊賀国である。

この服部家は、人皇一七代仁徳天皇が即位し四三年、百済国の王子である服部酒君が伊賀に来朝し、以来、伊賀国を治めた家である。その後、人皇五〇代桓武天皇第五の王子一品式部卿葛原親王九代の後胤右兵衛尉平維盛の末子盛貞が、服部家を相続し、盛貞は、同親王一代讃岐守平正盛に仕官し、一門を形成した。

この盛貞の嫡子が、伊賀平内左衛門尉服部家長である。家長は、弓馬の道に秀でた人物で、人皇七九代六条天皇が病気のおりには、清涼殿において、その腕前を披露した。これを見た天皇は、感動のあまり、真羽一〇〇〇本を車に積み、宣旨を下した。以来、服部家の家紋には、矢車が用いられるようになった。

その後、服部家長の末流の別族は、伊賀国に居住した。足利將軍の頃には、彼らの一族も繁栄し、城八か所・陣屋三か所を構えていた。しかし、服部家は徐々に衰微し、伊賀国正楽寺には、仁木友梅が城を構えるようになった。

永祿年間（一五五八〜一五七〇）、新平八保元・城野八郎・城野八太夫たちは、仁木家を攻め滅ぼし、服部六郎時定が結崎に城を構えるようになった。そして、伊賀国九万六〇〇〇石を、一族四家で分配した。この四家とは、新家・本城家・城野家・福守家で、これらがいわゆる『四家』にあたる。

しかし、その後、織田信長の手切れによって、一族は大敗を喫し、時定を始め多くの者は、自殺・討死した。

一方、時定・保元の子たちは幼少のうちに、家来と共に諸方へ退散した。そして、彼らが成長した後、服部家は將軍家の寄合の列に加わり、知行三〇〇〇石で召し抱えられた。また、新平八の子作兵衛は、慶長五年（一六〇〇）、播磨国において、池田輝政に知行一〇〇〇石で召し抱えられた。

これらの由緒を以て、服部家の家紋は、丸矢筈違いである。」
以上が、新家の由緒である。

なお、この由緒書の最後には、伊賀平内左衛門成行については、新平太が先祖以来、兼ねて丁寧に取り調べ、この委細を書き上げた旨を示している。

この新平太とは、後に述べる伊賀赤心家の五代目伊賀赤心のことである。しかし、彼が取り調べた人物は、正確には、伊賀平内左衛門尉服部家長のことである。

また、ここに登場する「四家」のうち、新家・本城家・城野家の三家は、「控帳」でも、近世初期に度々みえる御忍の家である。しかし、本城家は後に断絶している。一方、城野家の「藩士家譜」も残されていないことから、同様に、城野家も断絶したものとおもわれる。

伊賀家の由緒

では、次に、伊賀家の由緒について述べる。

伊賀家とは、御忍一六家のなかで、唯一、伊賀の苗字を持つ御忍の家である。

ただし、伊賀家はもともと新家の別家であるため、伊賀家と新家は、基本的には同様の由緒を共有している。この伊賀の苗字は、五代目である伊賀赤心（新平太）が、伊賀者の由緒を以て、後に名づけたものである。

このように、赤心は自身の家の由緒に大変関心があったようで、伊賀平内左衛門尉服部家長の事歴を、没後まで丁寧に取り調べている。そして、この詳細を含めて、自身の家の家譜に、近世初期以前の由緒書を記したのである。

伊賀家と新家の基本的な由緒は同様であるため、ここでは、赤心が取り調べた服部家長の事歴に該当する箇所だけを抜粋した由緒書の一部を、以下に示す。

平内左衛門尉家長、弓馬之道ニ秀候付、人皇七十九代六条院御惱之節、清涼殿之内弓馬殿ニおひて誉を相顕し、叡感之余真羽之矢彦千本車ニ積、宣下御座候て、家之定紋矢車ニ相改申候。其後寿永元曆源平合戦之節、安德天皇を奉守、讃岐州志渡浦を当国江引退、天皇崩御之後、但州二方郡对田江引越、此屋敷跡之地名伊賀谷と称し、葛原親王九代之後胤刑郡卿忠盛之五男門脇宰相平通盛之正統、当時長立之百姓中村重平次と申者、由緒を以此谷中山林田畑共不残御免地并伝役等迄も被成御免、代々住居仕候。先祖より右中村と音信を通し既ニ先年但州江罷越候節、御用便ニ付、右重平次江面会仕、其節系図も披見仕候。（割注）其後又同郡三崎江移り卒去之後、所々氏神ニ勧請仕、神号は平ラ内天皇と称、祭礼九月五日ニ御座候。然ル処、右家長之末流、引続伊州江罷在。

「伊賀平内左衛門尉服部家長は、弓馬の道に秀でた人物で、人皇七十九代六条天皇が病気のおりには、清涼殿において、その腕前を披露した。これをみた天皇は、感動のあまり、真羽一〇〇〇本を車に積み、宣旨を下した。以来、服部家の家紋には、矢車が用いられるようになった。

服部家長は、源平合戦では安德天皇を護衛し、讃岐国志渡浦から当国（因幡国）まで退身した。そして、天皇の崩御後、但馬国二方郡对田へ引越した。この屋敷跡の地名を、伊賀谷という。

現在、伊賀谷には、一品式部卿葛原親王九代の後胤刑郡卿忠盛の五男門脇宰相平通盛の血筋で、長立の百姓である中村重平次という人物がいる。重平次は、この家長の由緒を以て、谷中山林田畑を残らず御免地とされ、伝馬役を免除され、代々伊賀谷に居住している。伊賀家（元新家）は、先祖より代々この中村家と音信を通じており、先年、（筆者である赤心には）但馬国に赴く用事があった。そのため、重平次と面会し、そのおり、この系図を確認している。

なお、家長はその後、但馬国二方郡对田から、同郡三崎へ移り、卒去した後、各所で氏神として祀られた。神号は平ラ内天皇と称し、祭礼は、九月五日である。一方、家長の末流は、その後も伊賀国に居住した。」

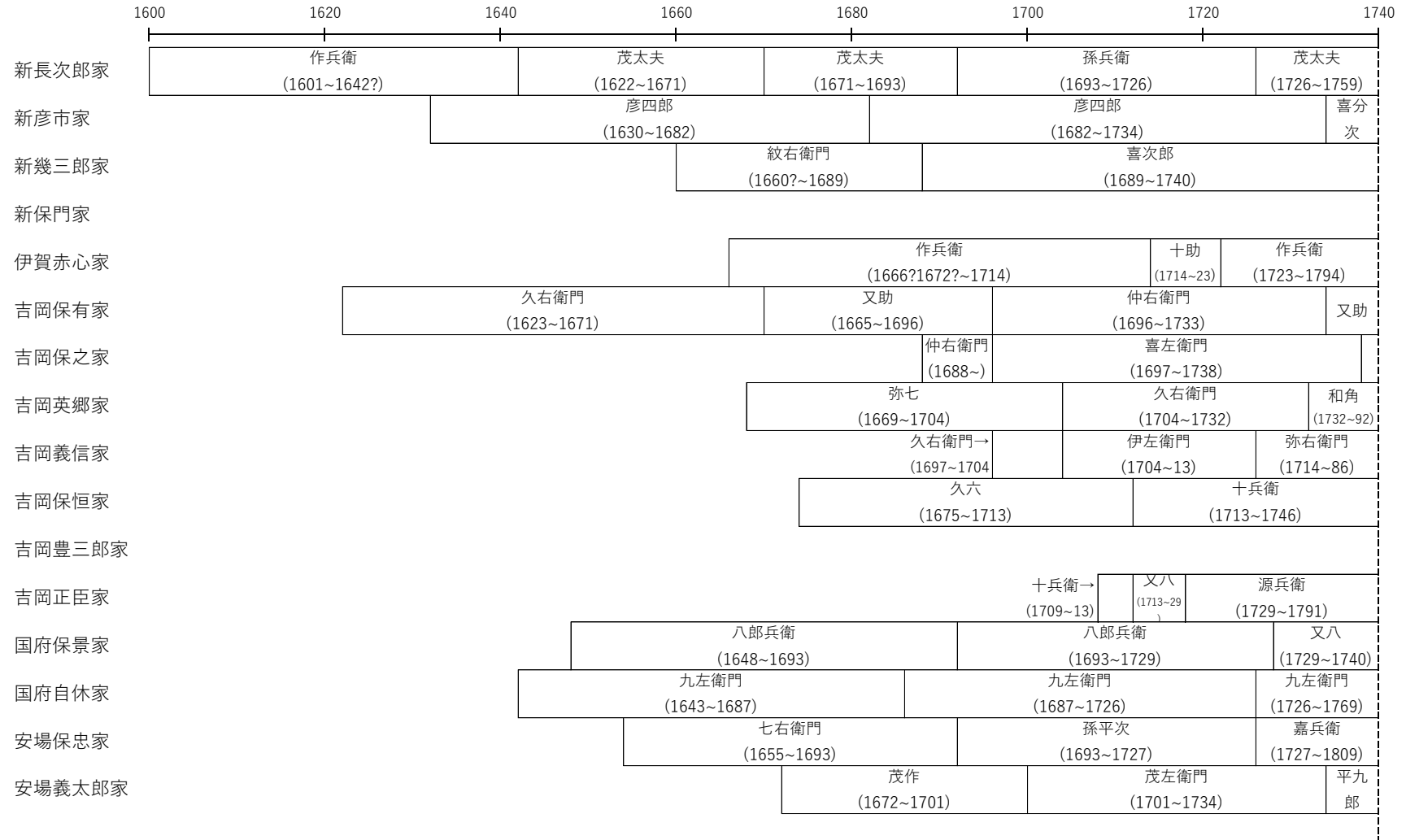
そして、これ以後は、再び新家と同様の由緒書が記されている。

このように、伊賀家の場合には、服部家長について、本家である新長次郎家よりも詳しい事歴を記している。それだけでなく、途中、筆者である赤心自身が登場し、当時、伊賀谷に住む中村家との関係述べた上で、この系図を、現地まで確認しに行ったことに触れている。ここからも、赤心が伊賀者の由緒を、大変重視していたことがわかる。

さらに、この伊賀者の由緒を以て、赤心は自身の苗字まで伊賀に変えてしまったのである。これを踏まえると、やはり近世の忍びにとって、伊賀者の由緒には、相当の価値が置かれていたことが確認できる。

なお、前に述べたとおり、新長次郎家における近世初期以前の由緒書では、伊賀平内左衛門成行について、赤心が先祖以来、兼ねて丁寧に取り調べ、この委細を書き上げた旨を示している。しかし、「伊賀赤心家譜」には、伊賀平内左衛門成行の名前は見当たらない。以上が、伊賀家の由緒である。

御忍16家歴代当主の活躍時期（1）



御忍16家歴代当主の活躍時期（2）

	1740	1760	1780	1800	1820	1840	1860	1869	1880
新長次郎家	茂太夫 (1726~1759)		佐七 (1759~1801)		武平 (1801~1845)		長次郎 (1845~??)		
新彦市家	喜分次 (1734~1753)	彦四郎 (1753~1774)		彦四郎 (1775~1861)				彦左 衛門	彦市 (1869~??)
新幾三郎家	紋右衛門 (1740~1781)			綱右衛門 (1781~1851)			紋右衛門 (1851~1866)	幾三郎 (1866~??)	
新保門家	綱右衛門→ (1778~81)		為右衛門 (1781~1817)		幸左衛門 (1817~1846)		平右衛門 (1846~1867)	保門 (1867~??)	
伊賀赤心家	作兵衛 (1723~1794)			作兵衛 (1795~1828)		赤心 (1828~??)			
吉岡保有家	又助 (1734~1765)	伝兵衛 (1765~1796)		新六 (1797~1846)			保有 (1846~??)		
吉岡保之家	甚六 (1738~1771)		喜左衛門 (1771~1854)				喜左衛門 (1854~1871)	保之 (1871~??)	
吉岡英郷家	和角 (1732~1792)			喜十郎 (1792~1838)		長三郎 (1838~1854)	小次郎 (1854~1869)	英郷 (1869~??)	
吉岡義信家	弥右衛門 (1714~1786)			兵七 (1787~1809)		伝右衛門 (1809~1868)			義信 (1868~??)
吉岡保恒家	十兵衛	甚平 (1746~1778)		市兵衛 (1778~1802)		市兵衛 (1803~1869)			保恒 (1869~??)
吉岡豊三郎家				軍蔵 (1772~1803)		此右衛門 (1803~1852)		幸右衛門 (1852~60)	豊三郎 (1860~??)
吉岡正臣家	源兵衛 (1729~1791)						順造 (1847~55)	正臣 (1855~??)	
国府保景家	又八 (1740~1808)				忠兵衛 (1808~1844)		保景 (1844~??)		
国府自休家	九左衛門 (1726~1769)		九左衛門 (1769~1868)					自休 (1868~??)	
安場保忠家	嘉兵衛 (1727~1809)				半兵衛 (1809~1820)		丈平 (1820~1860)		保忠 (1860~??)
安場義太郎家	平九郎 (1734~53)	九郎右衛門 (1753~1812)			孫平 (1812~)	儀平太 (1820~1869)			義太郎 (1869~??)

第二節 新家四家

では、ここからはいよいよ、御忍一六家各家について紹介していく。
まずは、新家四家である。新家の由緒でも述べたとおり、新家は、本家と別家とに分けられる。本家は新長次郎家であり、別家は、新彦市家・新幾三郎家・新保門家の三家である。

本稿では、これら新家四家を述べるにあたって、各家の「藩士家譜」を基に、新家の略系図を作成した。これを以下に示す。

なお、伊賀赤心家は、もともとは新家の別家である。そのため、ここでは伊賀赤心家も、新家の略系図に書き加えている。

また、新長次郎家の「藩士家譜」には、新家四家および伊賀赤心家以外にも、新長次郎家から派生した新家の家筋について、いくつか記している。そのため、ここではこれらの新家についても、新家の略系図に書き加えている。

略系図に記した新家の概略

では、まずは、新長次郎家の初代新作兵衛について述べる。

作兵衛の子には、長子新茂太夫・次男新彦四郎・三男新作之丞がいる。このなかで、茂太夫は、新長次郎家の家督を相続している。一方、彦四郎は、別家として新彦市家を立てている。同様に、作之丞も、別家として新弥右衛門家を立てている。ただし、新長次郎家と新彦市家が御忍の家であるのに対し、新弥右衛門家は、徒の家である。

次に、新長次郎家の二代目新茂太夫について述べる。

茂太夫の子には、長子新茂太夫・次男新紋右衛門・三男新作兵衛がいる。このなかで、茂太夫は、新長次郎家の家督を相続している。一方、紋右衛門は、別家として新幾三郎家を立てている。同様に、作兵衛も、別家として伊賀赤心家を立てている。さらに、新幾三郎家の四代目新綱右衛門は、別家として新保門家を立てている。

次に、新長次郎家の三代目新茂太夫について述べる。

茂太夫の子には、長子（あるいは次男）新孫兵衛・三男新喜次郎・四男新庄右衛門・五男新善左衛門・六男新伝右衛門がいる。このなかで、孫兵衛は、新長次郎家の家督を相続している。また、喜次郎は、新幾三郎家の家督を相続している。

なお、庄右衛門は新たに別家を立てたけれども、この家は一代で断絶している。一方、善左衛門は、別家として新重太郎家を立てている。同様に、伝右衛門も、別家として新善兵衛家を立てている。ただし、新幾三郎家と庄右衛門の別家が御忍の家であるのに対し、新重太郎家と新善兵衛家は、いずれも徒の家である。

以上が、略系図に記した新家の概略である。

その他の新家の概略

では、ここからは、「新長次郎家譜」に記された、新家四家および伊賀赤心家以外の新家について、簡単に述べる。

これらは、新幾三郎家の別家である新家二家である。

新幾三郎家の二代目新喜次郎には、二人の甥がいる。新弥一右衛門と、新彦左衛門である。

まずは、新弥一右衛門が立てた別家について述べる。以下は、「新幾三郎家譜」の記述の一部である。

二代喜次郎甥弥一右衛門儀、吉泰様天祥院殿御代年月日不詳(割注) 依願御徒ニ被召出相勤居申候処、乍有御暇ニ相成、家絶仕候。

ここでは、詳しい年月日は定かではないけれども、三代藩主池田吉泰の時代、弥一右衛門が徒として召し出だされた旨が示されている。しかし、弥右衛門はその後、この職務を解かれ、家は一代で断絶した。

次に、新彦左衛門が立てた別家について述べる。以下は、「新幾三郎家譜」の記述の一部である。

二代喜次郎甥彦左衛門儀、元文三未年五月三日、依願御徒ニ被召出、御支配拾八俵三人扶持被仰付、当時忠左衛門家ニ御座候。

ここでは、元文三年(一七三八)、彦左衛門が徒として、一八俵三人扶持で召し出だされた旨が示されている。この家が、現在の新忠左衛門家であるという。

以上が、新幾三郎家の別家である新家二家である。

新家の特徴

では、最後に、新家の特徴について述べる。

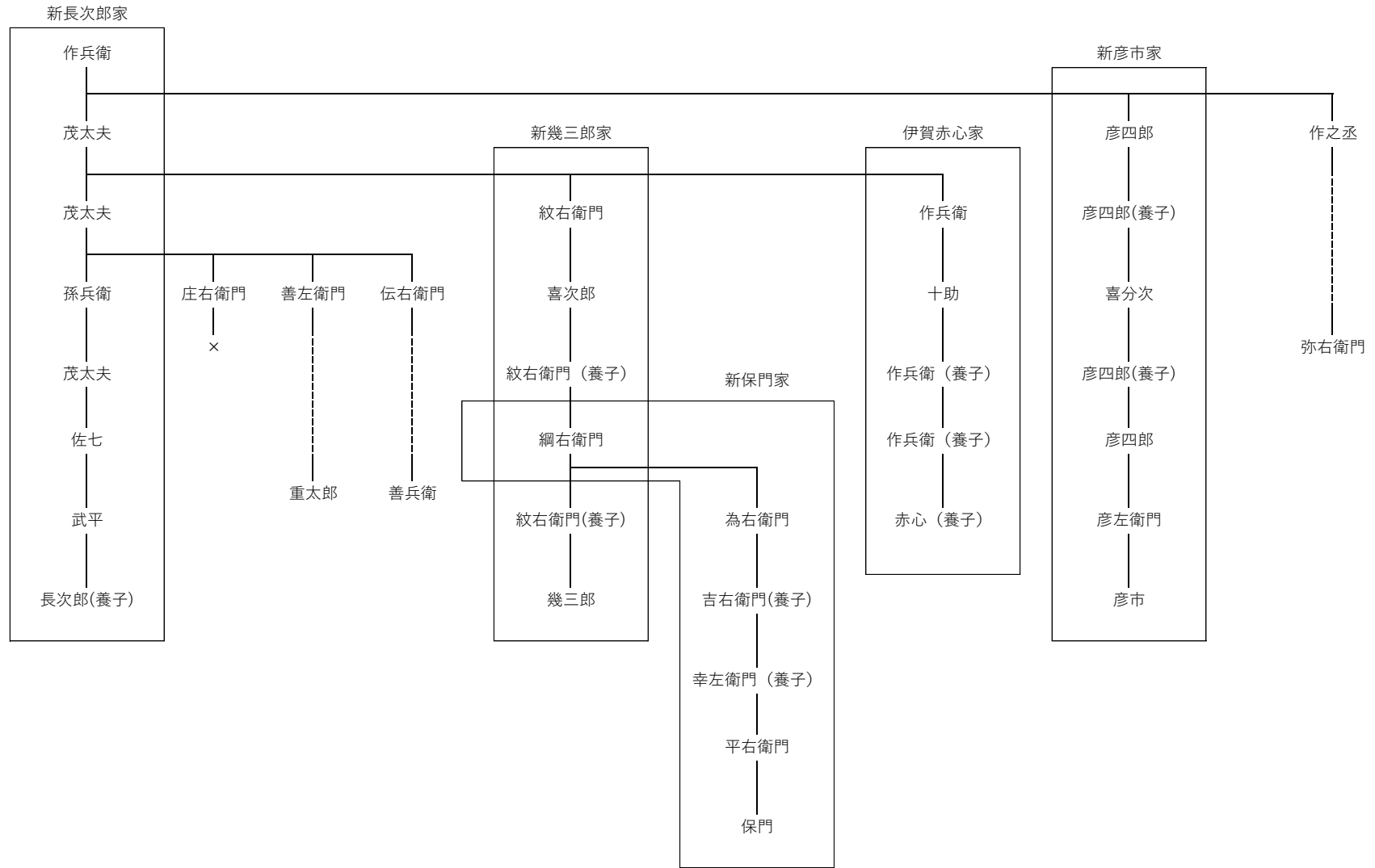
まず、新家は、本家新長次郎家から多くの別家を立て、繁栄した家である。

新家の略系図によれば、本家である新長次郎家の長子筋は、基本的には本家の家督を相続している。一方、次男・三男は、新たに別家を立てることが多かったことがわかる。

なお、四男以下および御忍新家の親戚筋は、別家を立てることはあったものの、御忍としてではなく、徒として召し出だされることが多かったようである。

以上が、新家の特徴である。

【新家の略系図】



(一) 新長次郎家

では、まずは、新家の本来である新長次郎家について述べる。

新長次郎家とは、新作兵衛を初代とし、作兵衛・茂太夫・孫兵衛・茂太夫・佐七・武平・長次郎と八代に渡って続いた御忍の家である。

新長次郎家の家譜である「新長次郎家譜」によれば、慶長六年（一六〇二）、初代作兵衛は御忍として召し出だされた。その後、明治二年（一八六九）、新長次郎家は家業御放となり、八代目長次郎は、大筒役に取り立てられた。

では、これから新長次郎家の詳しい事歴を紹介する前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代新作兵衛 生年不明／寛永一九年（一六四二）。新平八服部保元の曾孫。初名は茂太夫。父子共に池田輝政に召し抱えられ、父作兵衛は、慶長五年（一六〇〇）、知行一〇〇石で召し出だされた。一方、作兵衛は、慶長六年（一六〇一）、蔵米四〇俵五人扶持で召し出だされた。作兵衛は、大坂の陣では池田利隆の御供を勤め、池田忠雄が淡路国に移動したおりに、御供を勤めた。その後、忠雄が備前国に入封し、作兵衛もここに移住した。その後、福島正則改易に際する御供や、將軍上洛に際する御供奉の御供を勤めた。

二代目新茂太夫 生没年不明。初代新作兵衛の長子。父作兵衛と共に、備前国に移住したおり、別家の御忍として召し出だされた。その後、国替によって池田光仲が鳥取に入封し、茂太夫もここに移住した。茂太夫は、本役御用を頻繁に勤め、地扶持・旅扶持として六人扶持を拝領した。隠居後は、隠居料として一八俵三人扶持を拝領した。隠居名は茂入。

三代目新茂太夫 寛永五年（一六二八）／没年不明。二代目新茂太夫の長子。初名は長太夫。その後、茂一右衛門と改名した。はじめは別家の御忍として召し出だされた。その後、父茂太夫の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、弟紋右衛門に相続させ、紋右衛門の別家の家督を、弟作兵衛に相続させた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、この隠居料三人扶持を、六男伝右衛門に相続させた。

四代目新孫兵衛 生没年不明。三代目新茂太夫の実子。初名は源藏。その後、九郎右衛門と改名した。はじめは別家の御忍として召し出だされた。その後、父茂太夫の家督を相続した。岩井郡大千ばつのおりには、早稲中手の改目付を勤めた。江戸御供・詰江戸・本役御用・昼夜火廻りなどを勤めた。その後、子茂太夫に家督を相続させた。しかし、隠居を藩に願い出るまもなく、病死した。

五代目新茂太夫 生没年不明。四代目新孫兵衛の実子。初名は茂八。江戸御供・詰江戸・本役御用などを勤めた。城内出火のおりには格別に働き、寛延二年（一七四九）、御国目付榊原八兵衛・新見又四郎が巡検使として鳥取に派遣されたおりには、旅宿へ出向いた。これらの勤功を評価され、藩主から度々お褒めの言葉を頂戴した。隠居後

は、隠居料として三人扶持を拝領した。

六代目新佐七 生没年不明。五代目新茂太夫の嫡子。江戸御供・詰江戸・本役御用・御招請御用・日光御用・日光御社参御供などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は遊翁。

七代目新武平 生没年不明。六代目新佐七の嫡子。初名は孫兵衛。名代勤の後、父佐七の家督を相続した。伯耆国の在廻り・江戸御供・詰江戸・本役御用などを勤めた。

武平には、①茂平太・②丈助・③周六・④長次郎と子があり、最終的には、④に家督を相続させた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は一清。

八代目新長次郎 生没年不明。七代目新武平の養子。吉岡豊三郎家の三代目吉岡幸右衛門の次男。名代勤の後、父武平の家督を相続した。江戸御供・詰江戸・立帰御供・御入湯御供・本役御用・日光御社参御供・因幡国の在廻り・御泊御鷹御供などを勤めた。剣術の腕前を評価され、万延元年（一八六〇）、桜田門外の変では、翌日から職務を勤めた。同年、新長次郎家は家業御放となり、長次郎は、大筒役に取り立てられた。その後も、探索御用などを勤めた。

以上が、新長次郎家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、新長次郎家の略系図と、「御支配帳」にみる新長次郎家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代新作兵衛

では、ここからは、新長次郎家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代新作兵衛の事歴である。

作兵衛とは、近世初期以前の新家の由緒書にも登場した新平八服部保元の曾孫である。以下は、前に示した「新長次郎家譜」における近世初期以前の由緒書の一部である。

其後、織田上総介信長公之手切ニ相成及敗軍、右時定始一族共自殺討死等仕、其節、時定並保元両人之倅は幼少ニて郎党共供仕、諸邦江退散仕候。右倅共成長之後、服部ハ將軍家江御寄合列ニ被召抱、知行三千石被仰付候。新平八倅作兵衛は、慶長五年、三左衛門様御代於播磨知行百石ニて被召抱候。

この由緒書によれば、天正九年（一五八一）、第二次天正伊賀の乱で、曾祖父新平八を始めとする一族は、自殺・討死した。このなかで、生き残った平八の子たちは、家来と共に、諸方へ退散した。

その後、彼らは成長し、服部家は將軍の寄合の列に加わり、知行三〇〇〇石で幕府に召し抱えられた。一方、保元の子作兵衛は、慶長五年（一六〇〇）、播磨国において、知行一〇〇石で池田輝政に召し抱えられた。

この作兵衛の子が、新長次郎家の初代新作兵衛である。では、作兵衛について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一初代 新作兵衛 初名 茂太夫

前条作兵衛倅にて、慶長六丑年、親作兵衛知行之外ニ四拾俵五人扶持にて被召出、父子共同様相勤、大坂御陣之節、武蔵守様御供仕候。従夫、忠雄様淡路江被遊御座候節、仲ヶ間本城五左衛門と作兵衛兩人被遊御貫度段被仰付、親知行差置、小身にて罷越候儀、迷惑ニ奉存候得共、人別被遊御撰候所難有存、則四拾俵五人扶持にて淡路江罷越相勤、其後、忠雄様御代被為成候付、備前御供仕、廣島御陣之節御供、幕府様御上洛ニ付御供、奉之節も御供仕候。

慶長六年（一六〇一）、作兵衛は、父の知行一〇〇石とは別に、蔵米四〇俵五人扶持で池田輝政に召し出だされた。

その後、父と共に職務を勤め、慶長十九年（一六一四）からの大坂の陣では、輝政の長子利隆の御供を勤めた。この功績によって、輝政の三男忠雄が淡路国に移動するおりには、本城五左衛門と共に、御供を勤めるよう打診された。

しかし、この打診に対し、作兵衛は、まず、父の知行を差し置き、小身のまま淡路国に移動するのは困る、といった。しかしながら、人選の上で、この打診を受けたことについては感謝の意を述べた上で、結局はこれを承諾し、忠雄の御供を勤めた。

その後、輝政の次男忠継が早世し、忠雄が備前国を支配した。この入封のおり、作兵衛は御供を勤め、そのまま備前国に移住した。

移住後は、元和五年（一六一九）、福島正則改易のおり、御供を勤めた。また、将軍が上洛するおりには、御供奉の御供も勤めた。

なお、文中の「本城家」とは、新家における近世初期以前の由緒書にも登場した、いわゆる「四家」のうちの一家である。しかし、この本城家は後に断絶したため、「藩士家譜」の記録には残されていない。

「御支配帳」によれば、寛永十九年（一六四二）、作兵衛は死去した。以上が、新作兵衛の事歴である。

二代目新茂太夫

では、次に、二代目新茂太夫の事歴について述べる。茂太夫とは、初代新作兵衛の長子である。

まずは、茂太夫について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一二代 茂太夫

於備前元和卯年被召出、作兵衛同様相勤居申、同八戌年親作兵衛家督無相違被仰付、光

仲様御当国江御国替之御供仕、罷越候。年数五十八年相勤、寛文十二子年三月朔日、隠居被仰付、為隠居料三人扶持拾八俵江成下、其節茂入と改名仕、嫡子茂一右衛門江家督四拾俵三人扶持無相違被仰付候。

元和元年（一六一五）、茂太夫は、別家の御忍として召し出だされた。その後、父作兵衛と共に、御忍の職務を勤めた。

元和八年（一六二二）、茂太夫は、父の家督を相続した。同年、忠雄の子光仲が国替によって鳥取に入封し、茂太夫は御供を勤めた。その後、そのまま鳥取に移住した。

茂太夫は、召し出だされてから五八年間、御忍の職務を勤めた。その後、寛文一二年（一六七二）、隠居し、隠居料として一八俵三人扶持を拝領した。このおり、茂入と名前を改め、嫡子茂一右衛門に家督を相続させた。

このように、「新長次郎家譜」の記録では、茂太夫が父の家督を相続したのは、元和八年（一六二二）のことである。しかし、これを「御支配帳」の記録と比較した場合、この年には、矛盾が生じていることがわかる。

「御支配帳」の記録では、寛永一九年（一六四二）「御忍」の項で、茂太夫と父作兵衛の名前が見出せる。また、作兵衛の名前の上には貼紙があり、「死人」と記されている。そのため、作兵衛は同年、死去したことがわかる。

さらに、同年の記録では、作兵衛の禄高が四〇俵三人扶持であるのに対し、茂太夫の禄高は二六俵三人扶持である。一方、同年の次に古い慶安元年（一六四八）の記録では、作兵衛の禄高と入れ替わるように、茂太夫の禄高が四〇俵三人扶持となっている。

これらを踏まえると、まず、寛永一九年（一六四二）の時点では、茂太夫は父作兵衛と共に、御忍の職務を勤めていたことがわかる。その後、同年中、父が死去し、茂太夫はこの家督を相続した。

このとき、茂太夫は、父と同様の禄である四〇俵三人扶持を拝領した。これは、同年の次に古い慶安元年（一六四八）の記録で、父と入れ替わるように、茂太夫の禄高が四〇俵三人扶持となっていることから、推測されることである。

よって、「御支配帳」の記録によれば、茂太夫の家督相続は、元和八年（一六二二）ではなく、正しくは、寛永一九年（一六四二）のことである。

同様に、前に示した「新長次郎家譜」の記録では、茂太夫が隠居し、隠居料を拝領したのは、寛文一二年（一六七二）のことである。しかし、「御支配帳」の記録では、「無役老人」の項で、はじめて茂太夫の名前がみえるのは、寛文一一年（一六七二）のことである。

よって、「御支配帳」の記録によれば、茂太夫が隠居し、隠居料を拝領したのは、寛文一二年（一六七二）ではなく、正しくは、寛文一一年（一六七二）のことである。

ところで、後に幾度となく指摘するけれども、「新長次郎家譜」を始めとする御忍一六家の「藩士家譜」は、古い年代に遡るほど、その記述が曖昧であることがわかっていく。

「藩士家譜」は、あくまで自身の家の事歴だけを示すものであるため、この性質上、

「御支配帳」・「控帳」など、公的な記録とは齟齬が生じる場合が多い。そのため、「藩士家譜」の信憑性についてはよくよく留意しなければならないだろう。

さて、茂太夫について記した「新長次郎家譜」の記述の最後には、以下のような但し書きがある。

但、於備前は五人扶持ニ候得共、其頃本役御用繁く被仰付、可半他所江罷出居申候所、御国替前此已後六人扶持ニて被仰付、内三人扶持は地扶持とし、残ル三人扶持は旅扶持とし被仰付ニて被仰渡、一人扶持御増被仰付候段、難有奉存御請申上候。右之砌を以尔今御忍江は詰江戸御入湯之節御供たり共、別に三人扶持被仰付候。

この記述によれば、茂太夫は備前国に居住していた頃、五人扶持を拝領していたけれども、鳥取に移住したことを皮切りに、六人扶持を拝領するようになった。

文中ではこの理由を、茂太夫が本役御用を頻繁に勤めており、月の半分以上は出張していたからであると述べている。そのため、移住後は、藩は茂太夫に対し、三人扶持を地扶持、残る三人扶持を旅扶持とし、併せて六人扶持を支給するようになった。

ここでいう本役御用とは、他国の偵察などを含む御内御用のことであると考えられる。

また、「本役御用」という文中の表記からは、御忍が御内御用を、「本役」と認識していたことがうかがえる。

このように、御忍一六家の「藩士家譜」では、御内御用の表記は、「御直御用」・「他所向御内御用」など疎らである。「藩士家譜」では、これらを勤めたことで、御忍が藩主との関係を深めたことがわかる記述が多くみえる。

なお、ここでは、以後、御忍が詰江戸や御入湯御供を勤めるにあたって、藩が旅扶持として、別途三人扶持を支給する旨を申し渡している。

しかし、管見のかぎり、前に示した「新長次郎家譜」の記録以外で、地扶持・旅扶持に関する記述は見当たらなかった。そのため、以後、御忍に対し、旅扶持として三人扶持が支給されるようになったのかは不明である。

以上が、二代目新茂太夫の事歴である。

三代目新茂太夫

では、次に、三代目新茂太夫の事歴について述べる。茂太夫とは、二代目新茂太夫の長子である。

まずは、茂太夫について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一三代 茂太夫 初名 長太夫 茂一右衛門

承應元辰年、二拾六俵三人扶持ニて被召出、相勤居申候所、寛文十二子年三月朔日、親茂太夫家督無相違被仰付、年数四十二年相勤、元禄六酉年二月十日、六拾四歳ニて隠居

被仰付、嫡子源藏江家督無相違被仰付、為隠居料三人扶持被成下、拾八俵ハ御儉約中ニ付、不被出候。

承応元年（一六五二）、茂太夫は、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。寛文一二年（一六七二）、茂太夫は、父茂太夫の家督を相続した。その後、四二年間、御忍の職務を勤めた。元禄六年（一六九三）、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、嫡子源藏に相続させた。

ただし、前に述べたとおり、「御支配帳」の記録によれば、茂太夫が隠居し、隠居料を拝領したのは、寛文十一年（一六七二）のことである。

よって、「藩士家譜」の信憑性を加味した場合、この家督相続は、寛文十一年（一六七二）ではなく、正しくは、寛文十一年（一六七二）に行なわれた可能性が高い。

「控帳」によれば、この家督相続にあたって、茂太夫は自身の別家の切米を、弟門（紋）右衛門に相続させている。以下は、同年二月三〇日の「控帳」である。

なお、文中に記した「門（紋）右衛門」とは、新幾三郎家の初代新紋右衛門のことである。

一吉岡儀（喜）左衛門・新茂太夫年寄候付、夜盜御免被成、喜左衛門御切米・惣領吉岡又助ニ被下、又助御切米又助弟弥七ニ被下候、茂太夫御切米・惣領門（紋）右衛門ニ被下、門（紋）右衛門御切米門（紋）右衛門弟作兵衛ニ被下、今迄弥七ハ御歩行之もの、作兵衛ハ御菓子奉行ニ候へとも、夜盜被仰付事。

まず、ここに記された吉岡家の家督相続については、吉岡保有家および吉岡英郷家の紹介で述べることとし、ここでは、新家の相続についてのみ述べる。

茂太夫は、父茂太夫の嫡子であった時分から、別家として召し出だされており、その家督と切米を保有していた。その後、父茂太夫から家督と切米を相続するにあたって、茂太夫の切米だけは、弟紋右衛門・さらに弟作兵衛へと移動していった。

なお、作兵衛が紋右衛門の切米だけを相続したのは、作兵衛がすでに御菓子奉行として別家を保有していたからである。

ところで、前に示した「新長次郎家譜」の記録では、茂太夫が隠居し、隠居料を拝領したのは、元禄六年（一六九三）のことである。

しかし、第二章でも述べたとおり、茂太夫が隠居料を拝領したのは、元禄一〇年（一六九二）のことである。以下に、同年二月二日の「控帳」を示す。

一新茂太夫、当年六拾四歳ニ罷成候。最前休息被仰付節、六拾四歳ニ罷成候ハ、三人扶持可被遣旨被仰出ニ付、此度三人扶持被遣候。茂太夫より前休息被仰付者共、六拾四歳ニ罷成候へハ三人扶持被遣ニ付、茂太夫も右之通也。此已後七十より三人扶持被遣筈ニ

相極、酉ノ歳之控ニも有之事。

ここでは、同年、茂太夫が六四歳となり、隠居料として三人扶持を拝領した旨が示されている。

なお、この記述は、御忍の隠居料について定める重要な記録である。そのため、ここでは、藩がこの旨を「酉ノ歳之控」にも記したことを述べている。

さらに、「控帳」では、隠居をした茂太夫について、その後も興味深い記述がみえる。以下は、宝永六年（一七〇九）三月三日の「控帳」である。

一成瀬十内代り飛驒殿御番ニ、御忍新茂太夫悴茂一兵衛被召出候。茂太夫江被遣候三人扶持、茂一兵衛江被遣、被召仕被下候様ニ、兼而奉願ニ付、茂太夫御扶持方三人扶持を茂一兵衛江被遣、飛驒殿御番被召出由、御用人江申渡事。

ここでは、成瀬十内という人物の代わりに、和田飛驒の御番を、茂太夫の子茂一兵衛が勤める旨が示されている。

これにより、茂一兵衛は新たに召し出だされ、茂太夫の隠居料三人扶持を相続した。これは、茂太夫が以前から藩に願ひ出ていたことであった。

一方、「新長次郎家譜」では、同月、茂太夫の六男伝右衛門が、徒として一八俵三人扶持で召し出だされた旨が示されている。以下は、該当する「新長次郎家譜」の記述である。

一三代茂太夫六男伝右衛門儀、宝永六丑年三月、依願御徒ニ被召出、御支配拾八俵三人扶持被仰付、当時新善兵衛家ニ御座候。

なお、同年の「御支配帳」の記録では、「無役老人」の項にある茂太夫の名前が消された上で、「悴茂一兵衛、歩行ニ替」と記されている。

これらを踏まえると、茂一兵衛と伝右衛門は同一人物であり、茂一兵衛は徒として召し出だされたことが予想される。

しかし、茂一兵衛が茂太夫から相続した禄が三人扶持であるのに対し、伝右衛門が拝領した禄は、一八俵三人扶持である。そのため、両者を同一人物であると断定することはできない。

以上が、三代目新茂太夫の事歴である。

四代目新孫兵衛

では、次に、四代目新孫兵衛の事歴について述べる。孫兵衛とは、三代目新茂太夫の実子である。

まずは、孫兵衛について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一四代 孫兵衛 初名 源蔵 九郎右衛門

天和三亥年四月六日、式拾六俵三人扶持にて、別ニ被召出相勤居申候処、元禄六酉年二月十日、親茂太夫家督無相違被仰付候。先年岩井郡大早魁ニ付、早稲中田之稲、御郡中改目付被仰付相勤罷帰候節、宜相勤候付、御言葉之御褒美頂戴仕候。其上、改方宜敷被為思召候間、直ニ晚稲をも相改候様被仰付候得共、達て御断申上、其段御免被仰付候。御供、詰江戸、本役御用共数度、其外仲ケ間並合之御奉公出精相勤、御言葉之御褒美度々頂戴仕候。追々年罷寄候付、隠居奉願度処、俄ニ急病相煩、死去仕、年数四十四年御奉公申上候。

天和三年（一六八三）、孫兵衛は、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出された。その後、元禄六年（一六九三）、父茂太夫の家督を相続した。

岩井郡の大干ばつのおりには、郡中における早稲中手の稲の改目付をよく勤めた。このとき、孫兵衛の働きを快くおもった藩主は、彼に對し労いの言葉をかけると共に、今度は晚稲の改目付も、同様に勤める旨を申し付けた。しかし、孫兵衛は、これを達てお断り申し上げた。

この記述からは、藩主と御忍の関係性が垣間みえる。

まず、①御忍は、藩主から直接言葉をかけてもらう立場にあった。それだけでなく、②藩主直々の申し付けに對し、自身の意思を明確に示すこともあった。さらに、今回の場合、孫兵衛は藩の承諾を得て、晚稲の改目付を解かれた。

なお、初代作兵衛も、池田忠雄から淡路国に移動するおり、御供を勤める旨を打診され、一旦は難色を示している。

これらを踏まえると、御忍は士分以下の徒身分でありながら、藩主との関係においては、比較的自身の意思をはっきりと表明できるような関係を取り結んでいたと考えられる。

在職中、孫兵衛は、御供・詰江戸・本役御用などを数回ずつ勤めた。また、通常の職務も勤めた。この間、孫兵衛は、藩主から度々お褒めの言葉を頂戴した。その後、高齢を理由に、隠居を藩に願い出ようとしたところ、急病によって死去した。

以上が、「新長次郎家譜」における孫兵衛の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、孫兵衛の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まずは、天和三年（一六八三）、孫兵衛が別家の御忍として召し出された経緯である。以下は、同年三月二六日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新源蔵」とは、孫兵衛の初名である。

一夜盗安場金右衛門儀、日頃勤悪敷、其上不行儀者にて有之由、御目付衆被申上、達御耳候処、御両国御追放被仰付事。

一夜盜町井清兵衛儀、兼々病氣ものにて御役儀しかゝり不相勤、其上新座ものニ候処、不心掛之様有之、何とも難心得ものニ御座候段、御目付衆被申上、達御耳候処、御暇被遣候、御領内ニ居可申も勝手次第之事。

一右兩人御暇被遣付而、夜盜之儀ハ、少之間も闕人有之候てハ不成由、御目付衆被申上、則此もの共被召出、並御支配也。

一式拾六俵・三人扶持 茂一右衛門悴 新源蔵

一式拾六俵・三人扶持 九左衛門悴 国府左市兵衛

ここでは、孫兵衛が召し出された理由を、安場金右衛門と町井清兵衛が、御忍（夜盜）の職務を解かれたからであると記している。

この記述によれば、安場金右衛門は、日頃から勤務態度が悪く、素行もよくない人物であった。また、町井清兵衛は、以前から病気を理由に、職務を勤めることがままならなかった。その上、新参者でありながら、不真面目な態度であった。

よって、御目付たちがこの旨を藩に報告したところ、彼らは職務を解かれることになった。それだけでなく、藩は金右衛門に対し、因伯二国からの追放を申し渡したという。

ここで注目したいのは、文中において、御忍（夜盜）を「少之間も闕人有之候てハ不成由」と記している点である。この記述からは、御忍はすこしのあいだも欠員の生じることが許されない重要な職掌であったことがわかる。

このような理由から、御忍は人員不足に陥ることが多く、まだ家督を相続する前の子が、別家の御忍として新たに召し出される事例が多かった。さらに、彼らはこの別家を弟などに相続させることで、御忍の家の数を増やしていったのである。

孫兵衛も例にもれず、元禄六年（一六九三）、父茂太夫の家督を相続するにあたって、自身の別家の家督を、弟庄右衛門に相続させている。以下は、該当する「新長次郎家譜」の記述である。

一三代茂太夫四男庄右衛門儀、兄孫兵衛別家御忍ニ被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付、其後親茂太夫家督、元禄六酉年二月十日、無相違被仰付候付、右孫兵衛跡江、依願弟庄右衛門儀、別家ニ被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付候処、無間も病死仕候付、家絶仕候。

ここでは、孫兵衛が弟庄右衛門に家督を相続させたことで、庄右衛門が、二六俵三人扶持で新たに召し出だされることになった旨が示されている。

しかし、庄右衛門はまもなく病死し、この別家は断絶した。以上が、四代目新孫兵衛の事歴である。

五代目新茂太夫

では、次に、五代目新茂太夫の事歴について述べる。茂太夫とは、四代目新孫兵衛の実子である。

まずは、茂太夫について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一五代 茂太夫 初名 茂八

享保十一年三月廿五日、親孫兵衛家督無相違被仰付、御供、詰江戸度々、本役御用六度、其外仲ケ間並合之御奉公相勤候処、本役御用之儀は別て宜敷相勤候付、御言葉之御褒美度々頂戴仕候。延享四年正月廿二日、去年、御城内出火之節、格別相勤候二付、御言葉之御褒美頂戴仕候。寛延二巳年七月、御国御目付榊原八兵衛殿・新見又四郎殿、対面被致度二付、罷出候様被仰付、仲ケ間之内外二七人、度宿江罷出対面仕、色々尋之儀御座候て、夫々応答仕候。追々年罷寄候付、宝曆九年卯二月三日、依願隠居被仰付、嫡子佐七江家督無相違被仰付、茂太夫江は並之通三人扶持被仰付候。

享保十一年（一七二六）、茂太夫は、父孫兵衛の家督を相続した。

在職中、茂太夫は、御供と詰江戸を度々勤め、本役御用を六回勤めた。とくに本役御用はよく勤めたため、藩主からは度々、お褒めの言葉を頂戴した。

たとえば、延享四年（一七四七）、城内の出火のおりには、茂太夫は格別によく働き、四代藩主池田宗泰から、お褒めの言葉を頂戴した。

寛延二年（一七四九）、幕府が御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を鳥取に派遣したおりには、御忍が対面を打診され、茂太夫を始めとする御忍八人が旅宿に出向いた。ここでは、八兵衛・又四郎の質問に対し、御忍八人がそれぞれ答えたという。

その後、茂太夫が高齢となつてからは、宝曆九年（一七五九）、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、嫡子佐七に相続させた。

以上が、「新長次郎家譜」における茂太夫の事歴である。
では、ここからは、「控帳」などを通じ、茂太夫の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まず、茂太夫は在職中、一時的に閉門を申し付けられたようである。以下は、享保一八年（一七三三）五月八日の「控帳」である。

一御忍新茂太夫儀、去月十日新市右衛門・国府嘉兵衛・国府又八同道致し、御門外江罷出候処、茂太夫儀は用事有之由ニ而、於浅草辺相残、追付可申候間、先江罷帰候様申聞候付、右三人之者共ハ罷帰候由、茂太夫儀、翌朝迄罷帰不申、依之、仲ケ間之者共方々相尋候処、行方相知不申処、同十三日本八町（丁）堀松屋町伊兵衛と申者之方より、茂太夫儀、去ル十日暮過ニ立寄、直に夢中ニ罷成、色々候得共、正氣付不申、漸十三日之朝正氣付、御屋敷、并其身名申由ニ而、同人方より仲ケ間之者共方江申越候由、其段御目付共江申達候付、右茂太夫儀、御屋鋪江差返申由、猶又、御目付共茂太夫手前承候処、

俄病氣差支、右町人方江立寄候処、其俛正氣取失、同十三日まで前後覺不申。尤、右伊兵衛儀、兼而存候者二而も無之旨申由、其外何之子細も無之、病氣と相見申由、其段達御耳候処、病氣とハ乍申、久々御門外ニ罷在、其上罷歸早々、其趣頭江も相断可申処、及延引申段、不届成儀、依之閉門被仰付之旨被仰出、其段御目付ヲ以申渡し候由、今日申来ル事。

ここでは、同年四月一〇日、茂太夫が新市右衛門・国府嘉兵衛・国府又八と共に、御門外に出掛けた旨が示されている。

この記述によれば、茂太夫は彼らと同道している途中、用事があることを理由に、後から合流する旨を伝えた上で、浅草近辺に一人残った。しかし、茂太夫は翌朝になっても帰ってこず、御忍たちはしばらく方々を尋ねて、彼の行方を捜していた。

すると、同月一三日、本八町（丁）堀松屋町の伊兵衛という人物から、茂太夫が一〇日の暮れ過ぎに、彼のもとに立ち寄った旨を知らされた。伊兵衛によれば、茂太夫は正気ではなく、一三日の朝になつてから、ようやく身元を確認できたという。

これを聞いた御目付たちが、茂太夫に直接事情を聞いたところ、茂太夫は、伊兵衛のもとに立ち寄った矢先、急に具合が悪くなり、そのまま氣を失ってしまった。その後、同月一三日まで、前後不覚であったという。

この件について、藩は茂太夫に対し、病氣が理由であるとはいいながら、ひさしぶりに御門外に出掛けたにもかかわらず、何の断りもないまま帰ってこなかったことは不届きであると指摘した。そして、茂太夫に対し、閉門を申し付けた。

その後、同年八月、この閉門は解かれた。以下は、同月一〇日の「控帳」である。

一新茂太夫義、先達而不調法之品ニ付、閉門被仰付置候得共、日数も相立、其上病氣之儀故、閉門御赦免被遊、向後之儀相慎候様ニ被仰出、御目付共を以申渡し候由申来候事。

ここでは、藩は、①先日的一件から日数が経過したこと、②病氣が理由であったことを理由に、茂太夫に対し、閉門を解く旨を申し付けている。

これを受け、茂太夫は職務に復帰した。

その後、宝暦八年（一七五八）、茂太夫は、高齢などを理由に、子佐七の代番を藩に願ひ出た。以下は、同年二月二二日の「控帳」である。

一新茂太夫儀、当年詰江戸被仰付候処、去秋より眼病相煩、其上、老年罷成、御用難相勤難儀申ニ付、忤左七江代番被仰付被為下候様相願、則相伺候処、願之通被仰付旨被仰出、御目付を以申渡之。

このとき、茂太夫は前年の春から眼病を患っており、御用を勤めることができない状態であった。

この願い出は藩の承諾を得て、同年、茂太夫が勤める予定であった詰江戸は、佐七が代番として勤めた。

「控帳」によれば、その後、宝暦九年（一七五九）、茂太夫は、佐七に家督を相続させた。

以上が、五代目新茂太夫の事歴である。

六代目新佐七

では、次に、六代目新佐七の事歴について述べる。佐七とは、五代目新茂太夫の実子である。

まずは、佐七について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一六代 佐七

宝暦九卯年二月三日、家督被仰付、以来御供・詰江戸五度、本役御用共相勤、先年、於江戸表御招請御用并日光御用引続御社参御供、其外仲ヶ間並合之御奉公相勤、病身二罷成候付、寛政七卯年七月廿八日、依願嫡子孫兵衛江名代勤被仰付、享和元酉年二月九日、依願隠居被仰付、倅江家督無相違被仰付、佐七江は並之通三人扶持被仰付候。

宝暦九年（一七五九）、佐七は、父茂太夫の家督を相続した。

在職中、佐七は、御供と詰江戸を五回ずつ勤め、本役御用を勤めた。

江戸表における「御招請」のおりには、この御用を勤め、日光御用も勤めた。その後も、続けて御社参御供を勤めた。

その後、寛政七年（一七九五）、佐七は、病身を理由に、嫡子孫兵衛に名代勤を任せ、享和元年（一八〇一）、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、孫兵衛に相続させた。

以上が、「新長次郎家譜」における佐七の事歴である。

ここで注目したいのは、文中の「御招請御用」「日光御用」「御社参御供」などである。これらは、安永七年（一七七八）、五代藩主池田重寛の参勤交代にともなって、佐七が勤めたものであると考えられる。

「控帳」では、佐七がこれらの御用を勤めるために、日光までの道筋を、あらかじめ現地まで確認しに行った旨が示されている。以下は、同年二月二八日の「控帳」である。

一左之者共儀、日光御道筋見分又ハ御買合之御用等有之二付、可被仰付哉と、夫々頭人より申達、承届之、遣し候様、夫々江申渡候由。

御供目付

御忍

田中宇左衛門 中嶋兵左衛門 新左七

下吟味役 御買役

伊藤作助 近藤作左衛門

一左之者共儀、日光御道筋等致見分、去ル三日罷歸候由。

伊藤作助 田中宇左衛門 新左七 近藤作左衛門

ここでは、佐七を始めとする御忍以外にも、御供目付・下吟味役・御買役などが、藩主の日光参拝に際する御用などを勤める旨が示されている。そのなかで、佐七は日光までの道筋を確認しに行き、同月三日、鳥取に帰国した。

『鳥取藩の参勤交代』(57)によれば、同年の参勤交代は、江戸から鳥取に帰る大名行列である。また、参勤と帰国を含め、全一八三回ある参勤交代のなかで、鳥取藩歴代藩主が日光を経由したのは、わずか五回である。

さらに、この五回のうち、重寛が日光を経由したのは、一回だけである。この数少ない機会のなかで、御忍が藩主の日光参拝にかかわる一連の職務を担ったのは、名誉なことであつたとおもわれる。

その後、享和元年(一八〇一)二月、佐七は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。さらに、同年四月、剃髪し、遊翁と名前を改める旨を藩に願ひ出た。以下は、同月三日の「控帳」である。

一御忍新孫兵衛親左七儀、年寄結髪難成付、剃髪致し、名も遊翁と相改度旨奉願趣、申上候上、承届之、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、佐七は出家し、出家名は遊翁となった。

なお、ここでは、佐七が剃髪した理由を、髪を結うことがむずかしくなったからであると記している。このように、御忍が剃髪する理由を「年寄結髪難成」と表記する例は、他家の御忍に関する記述でも多くみえることである。

このように、御忍の隠居については、年齢を基準にその可否が決定されている一方、御忍の剃髪については、極めて個人差のおおきい毛量を基準に、その可否が決定されているのは、大変興味深い。

以上が、六代目新佐七の事歴である。

七代目新武平

では、次に、七代目新武平の事歴について述べる。武平とは、六代目新佐七の嫡子である。

まずは、武平について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一七代 武平 初名 孫兵衛

寛政七卯年七月廿八日、名代勤被仰付、享和元酉年二月九日、家督被仰付、右名代勤以来御供・詰江戸七度、本役御用度々、其外仲ヶ間並合之御奉公相勤居申候処、病身罷成候付、天保十一子年十月三日、依願倅長次郎江名代勤被仰付、弘化二巳年三月廿二日、依願隠居被仰付、倅江家督無相違被仰付、武平江は並之通三人扶持被仰付候。

寛政七年（一七九五）、武平は、父佐七の名代勤を任された。その後、享和元年（一八〇一）父の家督を相続した。

在職中、武平は、御供と詰江戸を七回ずつ勤め、本役御用を度々勤めた。

その後、天保一年（一八四〇）、病身を理由に、長次郎に名代勤を任せた。弘化二年（一八四五）、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、長次郎に相続させた。

「控帳」によれば、武平は名代勤として、伯耆国の在廻り・詰江戸を勤めた。

その後、家督を相続してからは、御内御用も勤めた。以下は、文政六年（一八三三）四月七月の「控帳」である。

一御忍新武平儀、先達而米子江御内御用ニ而罷越候節、雑用銀之儀申達、少々間違之筋有之、恐入差控之儀申達候旨、御目付申達、承置之。

しかし、このときの御内御用では、米子に移動するにあたって、雑用銀の申告に間違いがあったようである。これを理由に、藩は武平に対し、差控を申し付けた。

その後の「控帳」によれば、同月二七日、これは解かれた。よって、このときの間違いは、おおきな問題に発展することはなかったようである。

さて、「控帳」によれば、武平には、①茂平太・②丈助・③周六・④長次郎と子がいた。このなかで、弘化二年（一八四五）、④は武平の家督を相続し、新長次郎家の八代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、茂平太である。

まず、文政一年（一八二八）、武平は、病身を理由に、茂平太の名代勤を藩に願い出した。以下は、同年二月三日の「控帳」である。

一御忍新武平儀、近年病身罷成、御奉公難相勤ニ付、倅茂平太江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、願之通倅へ名代勤被仰付旨被仰出候。

藩の承諾を得て、茂平太は、武平の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、同年、茂平太は江戸御供を勤めた。

しかし、その後、茂平太は何らかの理由で、詰江戸を勤めることができなかった。その

ため、詰不足となり、文政一三年（一八三〇）、茂平太は物成などを、同年と翌年の二年賦で上納する旨を、藩に嘆願した。以下は、同年一二月三日の「控帳」である。

新武平

悴茂平太江戸詰不足二付、夫米四俵御取立相成候処、年賦之儀類例も有之二付、今・来年二御取立被遣。

藩の承諾を得て、武平は、支配米四俵を二年賦で上納する旨を申し付けられた。

しかし、この記録を最後に、茂平太に関する記述は途絶えた。よって、茂平太は、病気などの理由から、武平の家督を相続できなかったことがわかる。

二人目は、丈助である。

天保三年（一八三二）、武平は、徒林文平の三男丈助を、養子に立てる旨を藩に願い出した。以下は、同年三月一三日の「控帳」である。

一御忍新武平儀、御徒林文平三男丈助、兼而内縁も有之二付、此度養子ニ致し度旨奉願候付、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、丈助は、武平の養子となった。

しかし、この記録を最後に、丈助に関する記述は途絶えた。よって、丈助は、何らかの理由で、武平の家督を相続できなかったことがわかる。

三人目は、周六である。

天保六年（一八三五）、武平は、岩田忠五郎の弟周六を、養子に立てる旨を藩に願い出した。以下は、同年七月二七日の「控帳」である。

一御忍新武平儀、兼而内縁も有之二付、岩田忠五郎弟周六を養子ニ致し度奉願趣、願之通被仰付旨被仰出候。

藩の承諾を得て、周六は、武平の養子となった。

その後の「控帳」によれば、天保七年（一八三六）、武平は、周六に名代勤を任せたと。そして、天保九年（一八三八）、周六は御入湯御供を勤めた。

しかし、この記録を最後に、周六に関する記述は途絶えた。よって、周六は、何らかの理由で、武平の家督を相続できなかったことがわかる。

四人目は、長次郎である。

天保十一年（一八四〇）、武平は、吉岡豊三郎家の三代目吉岡幸右衛門の次男長次郎を、養子に立てる旨を藩に願い出した。以下は、同年一〇月三日の「控帳」である。

一御忍新武平儀、吉岡此右衛門倅幸右衛門二男長次郎を此度致養子度旨、此右衛門より
も遣し度旨、双方奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、長次郎は、武平の養子となった。

その後の「控帳」によれば、弘化二年（一八四五）三月、武平は隠居し、隠居料として
三人扶持を拝領した。そして、自身の家督を、長次郎に相続させた。

同年十一月、武平は出家し、一清と名前を改めた。

以上が、七代目新武平の事歴である。

八代目新長次郎

では、次に、八代目新長次郎の事歴について述べる。長次郎とは、七代目新武平の養子
である。

まずは、長次郎について記した「新長次郎家譜」の記述を、以下に示す。

一八代 長次郎

天保十一子十月三日、名代勤被仰付、弘化二巳年三月廿二日、家督被仰付、右名代勤以
来御供・詰江戸五度、立帰御供忝度、慶行様日光御社参之御供、本役御用二度、相勤、
於江戸表、嘉永五年二月、旧年刃術致出精心懸宜敷趣、御褒美被仰付候。萬延元年
三月三日、江戸表桜田御門外御変事之砌、同四日方仕候。其外仲ケ間並合之御奉公無懈
怠相勤居申候。

天保十一年（一八四〇）、長次郎は、父武平の名代勤を任された。その後、弘化二年
（一八四六）、父の家督を相続した。

在職中、長次郎は、御供と詰江戸を五回ずつ勤め、本役御用を二回勤めた。さらに、一
〇代藩主池田慶行の立帰御供や御社参御供なども勤めた。

それだけでなく、嘉永五年（一八五二）には、剣術に出精したことを評価され、一二代
藩主池田慶徳から、褒美を頂戴した。万延元年（一八六）三月三日、江戸表において桜田
門外の変が起こったおりには、翌日から職務を勤めた。また、通常の職務も懈怠なく勤め
た。

以上が、「新長次郎家譜」における長次郎の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、長次郎の事歴について、補足の説明を加えて
いきたい。

まずは、長次郎が勤めた「立帰御供」について、簡単に述べる。

「控帳」と照らし合わせると、長次郎が立帰御供を勤めたのは、弘化二年（一八四六）
のことである。以下は、同年三月二二日の「控帳」である。

一左之者共儀、左之通被仰付、其段頭々江申渡之。

御櫓清帳役

御忍

岸田定次郎

新長次郎

病氣依願、御役御免。

立帰御供被仰付、用意次第出足。

ここでは、病気を理由に役を解かれた御櫓清帳役岸田定次郎の代わりに、長次郎が立帰御供を勤めた旨が示されている。

なお、同年の藩主は一〇代藩主池田慶行であるため、長次郎は、慶行の立帰御供を勤めたことになる。

次に、長次郎が勤めた「慶行様日光御社参之御供」について、簡単に述べる。

全一八三回あった鳥取藩の参勤交代のうち、慶行が日光を経由したのは、嘉永元年（一八四八）の一回だけである。そのため、長次郎が慶行の「日光御社参御供」を勤めたのは、同年のことであることがわかる。

なお、六代目佐七も、御社参御供を始めとする日光に関する御用を勤めたことは、前に述べたとおりである。そのため、新長次郎家では、代を跨いで二人の当主が、藩主の日光参拝にかかわる一連の職務を担ったことになる。

一方、長次郎は、剣術にも優れた人物であった。

前に示した「新長次郎家譜」によれば、嘉永五年（一八五二）、長次郎は剣術に出精し、一二代藩主池田慶徳から、褒美を頂戴した。

それだけでなく、「控帳」によれば、嘉永七年（一八五四）、長次郎はその腕前を認められ、石井平太夫という人物から、雖井蛙流剣術の後見人を頼まれた。以下は、同年四月二十九日の「控帳」である。

一石井平太夫儀、雖井蛙流剣術看坊新長次郎江相頼居申旨申達候付、承置、其段学頭江申聞置之。

この頼みを承諾し、長次郎は、雖井蛙流剣術の後見人となった。

万延元年（一八六〇）三月、桜田門外の変が起こった。このおり、長次郎は翌日から職務を勤めた。その後、同年一二月、新長次郎家は家業御放となり、長次郎は、大筒役に取立立てられた。以下は、同月二五日の「控帳」である。

一御忍新長次郎儀、先祖より御家久敷御奉公申上候家筋之者、長次郎儀も名代勤以来式拾一年出精相勤、格式御取立之儀は重キ儀ニ付、容易ニ難被為成筋ニ候得共、右等旧家之者、近来御軍式御改正ニ付而は、御人御入用ニ付、格段之訳を以、此度格式御取立、大筒役被仰付、依之一人夫持御足、都合四人扶持被仰付候間、弥以出精可相勤旨被仰出候。

但し、此已後実子たり共、業事不宜者は前格ニ御返し可被成候、并家業御放し等之儀は、弥以不相成事。

ここでは、「御軍式御改正」にともなう人員の確保を理由に、長次郎は格別に、大筒役として取り立てられている。

「御軍式御改正」とは、幕末における軍制改革のことである。

この記述によれば、新長次郎家は、先祖より久しく池田家に奉公を申し上げた家筋であった。また、長次郎自身も、名代勤以来二一年間、御忍の職務をよく勤めた。

第二章でも述べたとおり、元来、格式の取り立ては容易には許されないことである。ただし、幕末期には、この軍制改革によって、御忍は続々と家業御放となり、大筒役などに取り立てられた。

このとき、長次郎以外に大筒役に取り立てられた御忍は、新幾三郎家の五代目新紋右衛門・吉岡保有家の七代目吉岡保有・吉岡保之家の四代目吉岡喜左衛門である。藩は彼らに対し、一人扶持の加禄を施した。

同日の「控帳」には、この取り立てにともない、列席における席順も、それまでとは異なる旨が示されている。

なお、文中に記した「吉岡藤太」とは、吉岡保有のことである。

一左之面々儀、此度格式御取立被仰付候付、席合左之通被仰付旨、相伺候上、其段頭々を以申渡之。

御幡作廻順席

大筒役順席

松本元三郎

大森敬蔵

新平太

福家猪之助

杉田弥吾録

新長次郎

吉岡藤太

新紋右衛門

吉岡喜左衛門

ここでは、大筒役の面々が、幡作廻杉田弥吾録の次に列せられる旨が示されている。なお、弥吾録と同様の席に列せられた新平太とは、伊賀赤心家の五代目伊賀赤心のことである。

その後、元治元年（一八六四）、長次郎は、但馬国近辺において、探索御用を勤めた。以下は、同年一二月二二日の「新長次郎家譜」である。

一新長次郎儀、此度但州辺探索為御用罷越候様被仰付旨、御軍式頭取を以申渡之。

第二章でも述べたとおり、御忍が情報探索を勤めたことが明確にわかる記述は、幕末期の三例だけである。これは、そのうちの一例であり、長次郎は、御忍の職務を解かれた後に、情報探索の職務を勤めたことがわかる。

さらに、慶応二年（一八六六）、長次郎は、二回目の長州征討のおり、この一番手を勤めた。以下は、同年六月一二日の「新長次郎家譜」である。

一新長次郎儀、長討之御人数番手被仰付、石州路地理并陣所等見分致し候様、尤出張中野間鹿蔵支配被仰付被間、相伺候上、其段頭を以申渡之。

ここでは、長次郎が長州征討の一番手を勤めると共に、但馬国に向かう道筋の地理ならびに陣所などの見分けを申し付けられている。

その後の「新長次郎家譜」によれば、同年六月一五日、長次郎は、他の一番手の面々と共に、但馬国に向けて出発した。そして、同年九月、鳥取に帰国した。

これを踏まえると、元治元年（一八六四）に長次郎が勤めた但馬国における情報探索は、その後の長州征討を想定し、申し付けられたものであったのではないかと考えられる。

以上が、八代目新長次郎の事歴である。

さて、「新長次郎家譜」では、長次郎の事歴の後に、長次郎の子新琢磨の事歴についても記している。よって、最後に、琢磨の事歴を簡単に述べる。

慶応元年（一八六五）、琢磨は、人員不足を理由に、御軍式方に雇用された。以下は、同年一月六日の「新長次郎家譜」である。

なお、文中に記した「楯元」とは、新琢磨の初名である。

一新長次郎倅楯元儀、御軍式方御人少二付、御雇被仰付候事。

琢磨は、父長次郎と同様に御軍式方に組み入れられ、共に職務を勤めていた。

しかし、明治二年（一八六九）、琢磨は、学校での素行が悪いことを理由に、父と共に差控を申し付けられた。以下は、同年四月一四日の「新長次郎家譜」である。

一新長次郎儀、近来子供等二至迄学校ニては文武共御引立被成候御趣意も有之処、倅楯元儀、於途中妨致し、不行作之趣相聞候段、全申付方不亘敷之儀、不束之至二付、急度差控被仰付、楯允儀、此も急度慎被仰付旨、使い出し申渡之。

ここでは、鳥取藩では近年、文武両道を趣意とし、子どもに至るまで学校に通っている旨を示している。

しかし、琢磨は途中、授業を妨害するなど、非常に素行が悪かった。これを理由に、藩は琢磨と父長次郎に対し、差控を申し付けた。

その後の「新長次郎家譜」によれば、同年五月、長次郎は、これを解かれた。一方、琢磨は同年六月、これを解かれた。

同年一二月、琢磨は軍用役を解かれた。代わりに、陸軍修行を申し付けられた。そして、明治四年（一六七一）三月、練兵懸りに任命され、同年四月、嚮導に任命された。

以上が、新琢磨の事歴である。

【新長次郎家 略系図】

初代

新作兵衛

慶長6年（1601）召抱
寛永19年?（1642）死去

2代目

新茂太夫

元和1年（1615）別家として召抱
寛永19(1642) 跡目相続
～慶安1年(1684)
寛文11年（1671）隠居

3代目

新茂太夫

承応1年（1652）別家として召抱
寛文11年（1671）相続
元禄6年（1693）隠居

4代目

新孫兵衛

天和3年（1683）別家として召抱
元禄6年（1693）相続

5代目

新茂太夫

享保11年（1726）相続
宝暦9年（1759）隠居

6代目

新佐七

宝暦9年（1759）相続
享和1年（1801）隠居

7代目

新武平

寛政7（1795）名代勤
享和1年（1801）相続
弘化2年（1845）隠居

家督なし

新茂平太

文政11（1828）名代勤

家督なし

新文助

家督なし

新周六

天保7年（1836）名代勤

8代目

新長次郎

天保11年（1840）名代勤
弘化2年（1845）養子相続
万延1年（1860）家業御放後、大筒役へ

?

新琢磨

慶應1年（1866）御軍式方として雇用
明治2年（1869）陸軍修行
明治4年（1871）練兵懸り
明治4年（1871）嚮導

「御支配帳」にみる新長次郎家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
寛永19	1642	初代	新作兵衛?	—	40俵3人扶持	1905~06	同年中、死去
		2代目	新茂太夫	—	26俵3人扶持		—
慶安1	1648	2代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1907	—
慶安3~4	1650~51	2代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1908~09	—
承応1~2	1652~53	2代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1910~12	—
		3代目	新茂太夫（長太夫）	—	26俵3人扶持		別家（新幾三郎家）
承応3~4	1654~55	2代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1913~14	—
		3代目	新茂太夫（長太夫）	—	30俵3人扶持		別家（新幾三郎家）
万治1~寛文6	1658~66	2代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1915~23	万治3年(1660)の記録には 禄高の記載なし
		3代目	新茂太夫（長太夫）	—	30俵3人扶持		
寛文9~10	1669~70	2代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1924~25	—
		3代目	新茂太夫（茂一右衛門）	—	30俵3人扶持		別家（新幾三郎家）
寛文11	1671	3代目	新茂太夫（茂一右衛門）	—	40俵3人扶持	1926	別家（新幾三郎家）
延宝3~6	1927~30	3代目	新茂太夫（茂一右衛門）	—	40俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	3代目	新茂太夫（茂一右衛門）	—	40俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	3代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1932~34	—
		4代目	新孫兵衛（源蔵）	—	26俵3人扶持		別家
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	4代目	新孫兵衛（源蔵）	—	40俵3人扶持	1936~38	—
元禄9~11	1696~68	4代目	新孫兵衛（源蔵）	—	40俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	4代目	新孫兵衛（源蔵）	—	40俵3人扶持	1942~43	—

「御支配帳」にみる新長次郎家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
元禄16~宝永7	1703~10	4代目	新孫兵衛（源蔵）	—	40俵3人扶持	1944~51	—
正徳4~享保2	1714~17	4代目	新孫兵衛	—	40俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	4代目	新孫兵衛	—	40俵3人扶持	1956~61	—
享保11	1726	4代目	新孫兵衛	—	40俵3人扶持	1962	—
享保11~延享2	1726~45	5代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1962~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	5代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1983~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9	1759	5代目	新茂太夫	—	40俵3人扶持	1996	—
宝暦9~明和3	1759~66	6代目	新佐七	—	40俵3人扶持	1996~2003	宝暦10年(1760)の記録には新佐七の名前なし
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~安永4	1768~75	6代目	新佐七	—	40俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は宝暦8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	7代目	新武平	—	40俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	7代目	新武平	—	40俵3人扶持	2016~18	—
文政8~11	1825~28	7代目	新武平	—	40俵3人扶持	2019~23	—
文政12	1829	家督なし	新茂平太	新武平	40俵3人扶持	2024	—
天保9~11	1838~41	家督なし	新周六	新武平	40俵3人扶持	2025~27	—
弘化2	1845	8代目	新長次郎	新武平	40俵3人扶持	2028	—
弘化3	1846	8代目	新長次郎	—	40俵3人扶持	2029	—
嘉永2~6	1849~53	8代目	新長次郎	—	40俵3人扶持	2030~35	—
安政2~万延1	1855~69	8代目	新長次郎	—	40俵3人扶持	2036~41	—

(二) 新彦市家

では、ここからは、新長次郎家の別家である新彦市家について述べる。

新彦市家とは、新彦四郎を初代とし、彦四郎・彦四郎・喜分次・彦四郎・彦四郎・彦左衛門・彦市と七代に渡って続いた御忍の家である。

新彦市家の家譜である「新彦市家譜」によれば、寛永七年（一六三〇）、初代彦四郎は御忍として召し出だされた。その後、明治二年（一八六九）、新彦市家は家業御放となり、七代目彦市が、士族に取り立てられた。

では、これから新彦市家の詳しい事歴を紹介する前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代新彦四郎 生年不明、天和二年（一六八二）。本家新長次郎家の初代新作兵衛の次男。新長次郎家の二代目新茂太夫の弟。初名は一郎右衛門。寛永七年（一六三〇）、備前国において、別家の御忍として召し出だされた。その後、国替によって池田光伸が鳥取に入封し、彦四郎もここに移住した。

二代目新彦四郎 寛文五年（一六六五）～延享二年（一七四五）。初代新彦四郎の養子。初名は仁三郎。その後、孫右衛門と改名した。父彦四郎の家督を相続するおり、養子および幼少を理由に、一五俵三人扶持を拝領した。その後、初代藩主池田光伸の参勤にともない、二六俵三人扶持まで復禄を許された。しかし、最後まで、父と同様の禄を拝領するには至らなかった。城御番・昼夜火廻り・不寝番・御入湯御供などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

三代目新喜分次 生没年不明。二代目新彦四郎の実子。人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。この間、加番を勤めた。その後、父彦四郎の家督を相続した。詰江戸・江戸御供などを勤めた。

四代目新彦四郎 生年不明、安永三年（一七四五）。三代目新喜分次の養子。新彦左衛門の実子。父喜分次の家督を相続するおり、養子でありながら、父と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。詰江戸・江戸御供などを勤めた。

五代目新彦四郎 寛保二年（一七四二）～文久元年（一八六一）。四代目新彦四郎の実子。初名は直平。父彦四郎の家督を相続するおり、幼少を理由に、一六俵三人扶持を拝領した。その後、元服し、復禄を許された。江戸御供・因伯二国の在廻り・御入湯御供・詰江戸などを勤めた。その後、病身を理由に、子文平に名代勤を任せた。しかし、文平は病身となり、名代勤を解かれた。よって、嫡孫彦左衛門を自身の跡継ぎに立てた。

六代目新彦左衛門 生没年不明。五代目新彦四郎の嫡孫。名代勤の後、父彦四郎の跡目を相続した。しかし、まもなく病身を理由に、子彦市に名代勤を任せた。江戸御供・二ノ丸新殿の不寝番・御入湯御供・詰江戸などを勤めた。在職中、文平の不祥事により、一時的に差控を申し付けられた。

七代目新彦市 生没年不明。六代目新彦左衛門の実子。名代勤の後、明治二年（一八六九）、父彦左衛門の家督を相続した。同年、新彦市家は家業御放となり、彦市は、士族に取り立てられた。その後も、御進発御供などを勤めた。

以上が、新彦市家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、新彦市家の略系図と、「御支配帳」にみる新彦市家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代新彦四郎

では、ここからは、新彦市家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代新彦四郎の事歴である。

彦四郎とは、本家新長次郎家の初代新作兵衛の次男で、新長次郎家の二代目新茂太夫の弟である。父作兵衛は、播磨国において、池田輝政に召し出された。その後、兄茂太夫は、父の家督を相続した。

一方、彦四郎は、寛永七年（一六三〇）、備前国において、別家の御忍として召し出された。以下は、彦四郎について記した「新彦市家譜」の記述である。

一初代作兵衛次男彦四郎儀、於備前、寛永七年午正月廿日、依願別家御忍ニ被召出、御支配三拾俵三人扶持被仰付、当時新彦四郎家ニ御座候。

ここでは、彦四郎が別家の御忍として、三〇俵三人扶持で召し出された旨が示されている。

一方、「御支配帳」の記録では、寛永一九年（一六四二）、彦四郎の禄高は、二六俵三人扶持である。また、同年の次に古い記録である慶安元年（一六四八）、彦四郎の禄高は、三〇俵三人扶持である。

「新彦市家譜」と「御支配帳」の記述を併せると、寛永七年（一六三〇）、彦四郎は三〇俵三人扶持で召し出だされてから、寛永一九年（一六四二）までに減禄を施され、慶安元年（一六四八）までに再び加禄を施されたことになる。

しかし、この禄高の推移は不自然であるため、いずれかの史料の記述には、誤りがあると考えられる。また、「藩士家譜」の信憑性を加味した場合、「藩士家譜」よりも「御支配帳」の記録が有力である可能性が高い。

よって、「御支配帳」の記録によれば、彦四郎は、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。その後、慶安元年（一六四八）までに加禄を施され、彦四郎は、三〇俵三人扶持を拝領した。

さて、「新彦市家譜」には、彦四郎について、子彦四郎（二代目）の視点から記した記述がある。よって、以下に該当する「新彦市家譜」の記述を示す。

なお、文中に記した「興禅院様」とは、初代藩主池田光仲のことである。

一私父彦四郎儀茂太夫弟ニテ、於備前寛永七年正月廿日、三拾俵三人扶持ニテ被召出、御国替御供仕罷越、興禪院様江段々御奉公相勤候内、天和二年七月二日、病死仕、同年十一月五日、私江家督被仰付候。其節、私儀幼少ニ付、三人扶持拾五俵被仰付置候。

ここでは、寛永七年（一六三〇）彦四郎は召し出だされ、その後、国替の御供を勤めた後、鳥取に移住した旨が示されている。

その後、彦四郎は段々と光仲の奉公を勤めるようになった。その後、天和二年（一六一六）七月二日、病死した。

以上が、初代新彦四郎の事歴である。

二代目新彦四郎

では、次に、二代目新彦四郎の事歴について述べる。彦四郎とは、初代新彦四郎の養子である。

前に述べたとおり、天和二年（一六八二）七月、父彦四郎は病死し、同年十一月、彦四郎は、この跡目を相続した。以下は、前に示した「新彦市家譜」の記述である。

一私父彦四郎儀茂太夫弟ニテ、於備前寛永七年正月廿日、三拾俵三人扶持ニテ被召出、御国替御供仕罷越、興禪院様江段々御奉公相勤候内、天和二年七月二日、病死仕、同年十一月五日、私江家督被仰付候。其節、私儀幼少ニ付、三人扶持拾五俵被仰付置候。

文中では、彦四郎は「私儀幼少ニ付」と記されている。そのため、彦四郎は父の家督を相続した頃、幼少であったことがわかる。また、これを理由に、彦四郎は減禄を施され、一五俵三人扶持を拝領した。

さらに、彦四郎については、「新彦市家譜」において、以下のような記述もある。
なお、文中に記した「新仁三郎」とは、彦四郎の初名である。

跡目被仰出覚

三拾俵之内拾五俵上ル

一拾五俵三人扶持

彦四郎養子 新仁三郎

文中では、彦四郎は養子である旨が記されている。そのため、前の記述を併せると、彦四郎は幼少および養子を理由に、減禄を施されたことがわかる。

しかし、管見のかぎり、彦四郎がどこの家から養子入りをした人物であるかは、いずれの史料にも記されておらず、その詳細は不明である。

その後、天和四年（一六八四）、彦四郎は「継目之御礼」として、金一〇〇疋を献上し

た。以下は、該当する「新彦市家譜」の記述である。

なお、文中に記した「新孫右衛門」とは、彦四郎のことである。

一 継目之御礼 百疋 新孫右衛門

今回、彦四郎が拝領した一五俵三人扶持は、御忍一六家の当主が代々拝領した禄のなかでも、最も低禄である。

その後、貞享二年（一六八五）彦四郎は、二六俵三人扶持まで復禄を許された。以下は、享保一九年（一七三四）三月一二日の「控帳」である。

一天和四年子十二月五日ニ、家督之御礼被仰付、夫より御城御番被仰付相勉申上候、然ル
処ニ、御参勤ニ付、江戸より貞享二年午ノ十二月十三日、御支配式拾六俵被仰付候。

ここでは、彦四郎が復禄を許された理由を、彼が城の御番を勤めていたところに、初代藩主池田光仲が参勤したからであると記している。

しかし、在職中、父彦四郎の禄高は、三〇俵三人扶持であった。そのため、彦四郎は、父と同様の禄まで復禄を許されることを期待していたようである。

また、藩も彦四郎に対し、父彦四郎と同様の職務を勤められるようになったあかつきには、父と同様の禄まで、復禄を許すことを約束していた。以下は、前に示した、享保一九年（一七三四）三月一二日の「控帳」の続きである。

一親彦四郎三拾俵ニ三人ふち被下置候得共、私儀養子ニ付、式拾六俵ニ御減少被成候、其節被仰渡候ハ、私儀親彦四郎通り相勉候ハ、追而御戻し可被遣由、則御月番八郎・式部殿被仰渡候、其節御墨付をも可被下程ニ被仰渡候付、御請申上候、其砌之御頭井上分右衛門殿・大崎与左衛門殿・伴九郎兵衛殿被仰渡候、追而御足米之儀、御願申上候様ニ被仰渡候ニ付、夫より度々御願申上候得共、今年迄も不被仰付、相勉申上候。

この記述からは、今回の復禄の件について、藩が「御月番八郎」「式部殿」のお墨付きを以て、この旨を、御頭井上分右衛門・大崎与左衛門・伴九郎兵衛に申し渡していたことがわかる。

しかし、その後、彦四郎が復禄を何度藩に願い出ても、藩の承諾は得られず、結局、彦四郎は最後まで、二六俵三人扶持を上回る復禄を許されなかった。この詳細については、第二章でも述べたとおりである。

なお、この前年、彦四郎は隠居を藩に願ひ出ている。このとき、彦四郎は、自身の復禄が最後まで許されなかったことについて触れている。以下は、享保一八年（一八三三）三

月一二日の「控帳」である。

一御忍新彦四郎儀、年罷寄候ニ付、隠居之儀奉願、其段達御耳候処、先格も有之儀故、願之通隠居被仰付旨被仰出由、江戸より申来、今日御目附を以申渡候事。

一私先祖新作兵衛儀、於播州被召出候、嫡子茂太夫江家統仕申候。

一私父彦四郎儀、茂太夫弟ニ而、於備前寛永六年午ノ正月廿日三拾俵三人扶持ニ而被召出、段々御奉公相勉、御国替御供仕、御当地へ罷越、興禅院様江段々御奉公相勉候内、天和二年七月二日病死仕候、依之、同年十一月五日私へ家督被仰付候、其節私儀幼少ニ付、三人扶持拾五俵被仰付置候。

一天和四年子十二月五日ニ、家督之御礼被仰付、夫より御城御番被仰付相勉申上候、然ル処ニ、御参勤ニ付、江戸より貞享二年午ノ十二月十三日、御支配貳拾六俵被仰付候。一親彦四郎三拾俵ニ三人ふち被下置候得共、私儀養子ニ付、貳拾六俵ニ御減少被成候、其節被仰渡候ハ、私儀親彦四郎通り相勉候ハ、追而御戻し可被遣由、則御月番八郎・式部殿被仰渡候、其節御墨付をも可被下程ニ被仰渡候付、御請申上候、其砌之御頭井上分右衛門殿・大崎与左衛門殿・伴九郎兵衛殿被仰渡候、追而御足米之儀、御願申上候様ニ被仰渡候ニ付、夫より度々御願申上候得共、今年迄も不被仰付、相勉申上候。

一私儀、天和二年ニ家督被仰付、今年迄五拾貳年無懈怠、御奉公相勉申上候、然ル所ニ、年罷寄、今年六拾九歳ニ罷成、眼足難相叶御座候付、御慈悲を以、隠居被仰付、嫡子喜分次へ家督被仰付被為下候ハ、難有奉存候、此段奉願候、以上。

享保十八年丑十一月三日 新彦四郎

山川勝八殿

山根新左衛門殿

伴権太夫殿

ここでは、先祖新作兵衛が、播磨国において召し出だされてから、父彦四郎が池田光仲に仕官し、その後、彦四郎が五二年間、御忍の職務を懈怠なく勤めた旨が示されている。

さらに、彦四郎はここで、自身が最後まで復禄を許されなかったことについて述べながら、隠居を藩に嘆願している。

これは藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、彦四郎は隠居を許された。

このように、彦四郎は自身がお墨付きを得ていながら、最後まで復禄を許されなかったことを、大変気にかけていたようである。また、この前例もあったため、自身が隠居を許されるかどうかについても、心配があったのかもしれない。

その後、享保一九年（一七三四）、彦四郎は、七〇歳となり、隠居料の拝領を藩に願いだした。以下は、同年六月一日の「新彦市家譜」である。

一御忍新彦四郎儀、七十歳ニ罷成候付、隠居料之儀奉願、御法之通三人扶持隠居料被仰付、今日御目付共被申渡候事。

藩の承諾を得て、彦四郎は同年から、隠居料として三人扶持を拝領した。

「新彦市家譜」によれば、延享二年（一七四五）、彦四郎は死去した。

以上が、二代目新彦四郎の事歴である。

三代目新喜分次

では、次に、三代目新喜分次の事歴を述べる。喜分次とは、二代目新彦四郎の実子である。

享保一七年（一七三二）、喜分次は、人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。以下は、同年九月八日の「控帳」である。

一当春以来、御忍御手支ニ付、左之者共悴加番被仰付候付、御番相勉候日数を以、一日
二人扶持宛被遣被下候様、御目付共申聞、相伺候処、右之通り相勉候日数を以、一日
二人扶持宛被遣候旨被仰出、今日御目付共へ申渡候事。

吉岡仲右衛門悴

吉岡喜左衛門悴

吉岡又助

吉岡甚六

新彦四郎悴

吉岡久右衛門悴

新喜分次

吉岡弥七

右之者共江、御番相勉候日数を以、一日二人扶持宛被遣候事。

ここでは、喜分次以外にも、吉岡仲右衛門の子又助・吉岡喜左衛門の子甚六・吉岡久右衛門の子弥七と全部で四人の御忍が雇用されており、同年は、深刻な人員不足であったことがうかがえる。また、彼らはこのとき、加番として御番を勤めた日数に応じ、一日二人扶持ずつを拝領していた。

その後、享保一九年（一七三四）、喜分次は、父彦四郎の家督を相続した。

「控帳」によれば、喜分次は、同年、詰江戸を勤め、寛保元年（一七四一）、江戸御供を勤めた。そして、寛延二年（一七四九）、再び詰江戸を勤めた。

しかし、宝暦三年（一七五三）、喜分次は、病気を理由に、新彦左衛門の子彦十郎を養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年四月一二日の「控帳」である。

一御忍新喜分次義、大切相煩候付、同名彦左衛門悴彦十郎ヲ養子致し度旨奉願、御忍之者之儀ニ付、例之通相伺候所、願之通被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡候事。

藩の承諾を得て、彦十郎は、喜分次の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年七月、喜分次は、彦十郎に家督を相続させた。しかし、同年以後、「御支配帳」の記録において、喜分次の名前は見出せない。そのため、喜分次は家督を相続させてから、まもなく死去したものとおもわれる。以上が、三代目新喜分次の事歴である。

四代目新彦四郎

では、次に、四代目新彦四郎の事歴について述べる。彦四郎とは、三代目新喜分次の養子である。

宝暦三年（一七五三）、彦四郎は、父喜分次の家督を相続した。以下は、同年七月八日の「新彦市家譜」である。

なお、文中に記した「新彦十郎」とは、彦四郎の初名である。

一三人扶持式拾六俵

喜分次養子 新彦十郎

養子之儀候得共、御扶持御支配無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、彦四郎は養子であるにもかかわらず、父喜分次と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

今回、彦四郎が減禄を免れた理由には、御忍の定禄が二六俵三人扶持であったことが関係している。

第二章でも述べたとおり、藩では、御忍の定禄を保障するため、二六俵三人扶持を下回る禄を拝領した御忍に対し、なるべく早く復禄を許すよう配慮していた。そのため、ここでは、彦四郎も減禄を免れたものとおもわれる。

その後、彦四郎は、宝暦五年（一七五五）、詰江戸を勤め、宝暦六年（一七五五）、翌年の詰江戸を申し付けられた。その後、参宮を理由に、三日間の暇を藩に願い出た。以下は、同年三月一二日の「控帳」である。

一左之者共、此度詰江戸罷越候付、寄参宮致度旨、依之、三日之御暇奉願、承届之、其段御目付江申渡之。

新彦四郎

国府又五郎

安場平八

藩の承諾を得て、彦四郎は、三日間の暇を頂戴した。

この記述からは、彦四郎以外にも、国府又五郎・安場平八が同様に暇を頂戴し、参宮に出掛けたことがわかる。

このように、御忍が詰江戸などを申し付けられたおりには、参宮を理由に、暇を藩に願ひ出ることが度々あったようである。

その後も、彦四郎は江戸御供などを勤め、安永三年（一七七四）、病死した。以下は、

同年一月一七日の「控帳」である。

一御忍新彦四郎儀、病死申旨、尤実子直平十三歳ニ罷成候段、御目付申届候事。

なお、彦四郎の死去については、この旨を実子直平が御目付に申し届けた。このとき、直平は、まだ一三歳であった。

以上が、四代目新彦四郎の事歴である。

五代目新彦四郎

では、次に、五代目新彦四郎の事歴について述べる。彦四郎とは、四代目新彦四郎の実子である。

安永三年（一七七四）父彦四郎が死去し、安永四年（一七七五）、彦四郎は、この跡目を相続した。以下は、同年六月五日の「新彦市家譜」である。

なお、文中に記した「新直平」とは、彦四郎の初名である。

一拾六俵三人扶持 彦四郎実子 新直平 十三歳

式拾六俵之内

実子之儀候得共、未幼少ニ付、御支配式拾六俵之内拾俵御減少、拾六俵三人扶持被仰付、追て御奉公相勤候節は、御返し被遣旨、被仰出候。

このとき、彦四郎は幼少を理由に、減禄を施され、一六俵三人扶持を拝領した。

その後、宝暦九年（一七五九）五月、彦四郎は元服した。この旨を御目付から聞き付け、同年九月、彦四郎に対し、復禄を許す旨を申し渡した。以下は、同月八日の「新彦市家譜」である。

一御忍新直平儀、御奉公相勤候付、先達て被召上、幼少米御返被下候様御目付共申聞候趣、承届之、御返し被遣旨、同人江申渡之。

これにより、召し上げられた「幼少米」は彦四郎に返され、彦四郎の禄高は、御忍の定禄である二六俵三人扶持となった。

その後の「控帳」によれば、彦四郎は、江戸御供・因伯二国の在廻りなどを勤めた。

さらに、寛政一〇年（一七九八）、「若殿様」の出府にあたっては、この御供も勤めた。以下は、寛政九年（一七九七）二月一六日の「控帳」である。

なお、文中に記した「若殿様」とは、次期七代藩主池田斉邦のことである。

一左之者共儀、来春若殿様御出府御供立帰被仰付、其段御目付江申渡之。

吉岡新録

新直平

安場三郎左衛門

吉岡十兵衛

ここでは、彦四郎以外にも、吉岡新録・安場三郎左衛門・吉岡十兵衛が共に、池田斉邦の御供を勤めた旨が示されている。また、彦四郎たちはこのとき、立ち帰りを申し付けられていたため、江戸に到着した後、すぐに鳥取に帰国したようである。

「控帳」によれば、彦四郎は、その後も御入湯御供などを勤めた。

しかし、文化一〇年（一八一三）、詰江戸を勤めている途中、病気を患い、同年、鳥取に帰国した。以下は、同年九月二六日の「控帳」である。

一御忍吉岡駒次郎儀、当年詰江戸被仰付、其段御目付へ申渡之。

但、同役新彦四郎儀、病氣ニ而罷帰候付而也。

このとき、帰国した彦四郎の代わりに、吉岡駒次郎が同年の詰江戸を申し付けられた。

その後の「控帳」によれば、文化一四年（一八一七）、彦四郎は、子文平に名代勤を任せた。文政二年（一八一九）、文平は御目見を許され、藩主に拝謁した。そして、詰江戸・江戸御供・御供詰など、御忍の職務を勤めた。

しかし、天保一三年（一八四二）、文平は、病身を理由に、父彦四郎の名代勤を解かれた。これにより、彦四郎は、年齢も相応であることを理由に、嫡孫彦左衛門を、自身の跡継ぎに立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年五月一八日の「控帳」である。

一御忍新彦四郎儀、先達而奉願、倅文平江名代勤被仰付置候処、文平儀病身ニ而難相勤、家統無覚束ニ付、名代勤御免被仰付、嫡孫彦左衛門儀、年齢も相応ニ相成候付、家統ニ被仰付被為下候様奉願趣、願之通被仰付旨被仰出候。

藩の承諾を得て、彦左衛門は、彦四郎の跡継ぎとなった。

その後の「控帳」によれば、同年七月、彦四郎は、彦左衛門に名代勤を任せた。そして、文久二年（一八六二）、彦左衛門に家督を相続させた。

以上が、五代目新彦四郎の事歴である。

六代目新彦左衛門

では、次に、六代目新彦左衛門の事歴について述べる。彦左衛門とは、五代目新彦四郎の嫡孫である。

天保一三年（一八四二）、彦左衛門は、祖父彦四郎の名代勤を任された。

「控帳」によれば、彦左衛門は名代勤として、天保一五年（一八四四）、詰江戸を勤め、弘化三年（一八四六）、二ノ丸新殿の不寝番を勤めた。その後も、御入湯御供・詰江戸な

などを勤めた。

しかし、嘉永六年（一八五三）、すでに名代勤を解かれた文平が、不祥事を起こしたことを理由に、彦左衛門は差控を申し付けられた。以下は、同年九月一三日の「控帳」である。

一御忍新彦四郎倅文平、不埒之筋有之二付、先急度相愼セ置候様被仰付旨、御目付江申渡之。

一右同人儀、右二付、恐入差控之儀申達候旨、并同人倅彦左衛門儀も兄之続二付、同様差控之儀申達候旨、御目付申達、承置之。

ここでは、「不埒之筋」があることを理由に、藩は文平に対し、必ず謹慎させる旨を、御目付に申し渡している。また、文平の甥であることを理由に、彦左衛門に対しても、同様に、差控を御目付に申し付けていることがわかる。

後日、この件について詳しく調べるために、藩は文平を会所に呼び出した。以下は、同年一〇月一〇日の「控帳」である。

一御忍新彦四郎儀、倅文平先達而不埒之筋有之二付、先急度相愼セ置候様被仰付置候処、御不審御尋之筋有之候間、仲ケ間同道、明十一日明六時御会所江罷出候様被仰付旨、御目付江申渡之。

藩は、文平の不審な点について、事情聴取を行なうため、文平に対し、同年一〇月一日の朝六ツ時、仲間と同道し、会所に向く旨を申し付けた。

文平は、約束どおり、会所に向き、ここで事情聴取が行なわれた。そして、評議の結果、藩は文平を自宅に差し返し、そのまま謹慎を続けさせる旨を申し渡した。以下は、同月一二日の「控帳」である。

一御忍新彦四郎儀、倅文平一昨日之記ニ有之趣二付、御会所江罷出候処、御吟味之上、其俣宅江御差返し被成候間、以前之通相愼セ置候様被仰付旨、御目付江申渡之。
一右同人儀、右二付、重々恐入之儀申達、并同人倅彦左衛門儀も同様恐入之儀申達候旨、御目付申達、承置之。

これにより、彦左衛門も同様に、そのまま差控を続けることになった。

しかし、結局のところ、今回の件については、最後まで文平の「不埒之筋」が何であったのか、その詳細については記されていない。

その後、嘉永七年（一八五四）、文平は死去した。以下は、同年一二月一八日の「控帳」である。

一 御忍新彦四郎悴文平儀、死去致し候処、慎中之儀ニ付、死骸潜ニ取葬候様被仰付旨、御目付を以申渡之。

なお、これは、文平がまだ謹慎中の出来事であったため、藩は文平の亡骸を、密かに埋葬する旨を御目付に申し渡した。

その後、文久元年（一八六一）、祖父彦四郎は死去した。その後、文久二年（一八六二）、彦左衛門はこの跡目を相続した。以下は、同年三月二七日の「新彦市家譜」である。

一 式拾六俵三人扶持 彦四郎実子 新彦左衛門
実子之儀候得は、御支配式拾六俵無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、彦左衛門は、彦四郎の嫡孫であったことを理由に、実子として扱われることとなり、祖父彦左衛門と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

しかし、彦左衛門はまもなく、病身を理由に、子彦市の名代勤を藩に願ひ出た。以下は、同年六月二一日の「控帳」である。

一 御忍新彦左衛門儀、近来病身罷成、御奉公難相勤ニ付、悴彦市江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、願之通悴江名代勤被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、彦市は、彦左衛門の名代勤を行なった。

「新彦市家譜」によれば、その後、明治二年（一八六九）、彦市は、父彦左衛門の跡目を相続した。

以上が、六代目新彦左衛門の事歴である。

七代目新彦市

では、最後に、七代目新彦市の事歴について述べる。彦市とは、六代目新彦左衛門の実子である。

文久二年（一八六二）、彦市は、父彦左衛門の名代勤を任された。

「控帳」によれば、彦市は、元治元年（一八六四）、御進発御供を勤め、元治二年（一八六五）、御目見を許され、藩主に拝謁した。

しかし、慶応三年（一八六七）、彦市は夜当番に遅刻し、自ら差控を申し出た。以下は、同年六月二一日の「控帳」である。

一 御忍左之者共儀、左之通被仰付旨、御目付江申渡之。御忍新彦左衛門儀、悴彦市去ル十六日之夜当番之処、取混し致遅刻候儀ニ付、恐入候之旨差控之儀申達し候処、彦市儀此

度遠慮被仰付候間、同様相愼罷在候様被仰付候。

一御忍新彦市儀、去ル十六日之夜当番之處、取混し遅刻致し恐入候旨差控之儀申達候、右等之儀は兼而嚴重相心得居可申之處、右等致遅刻候段、全勤方等閑故之儀不束之至ニ付、急度被仰付品も有之候得共、御宥恕を以遠慮被仰付候。

この過失について、藩は彦市に対し、遅刻などは兼ねて嚴重に注意すべきことであり、彦市の勤務態度は、全般的に等閑であると指摘した。しかし、今回は宥恕を以て、藩は彦市に対し、差控ではなく、遠慮を申し付けた。

その後の「控帳」によれば、同年八月一日、これは解かれた。

明治二年（一八六九）九月、彦市は、父彦左衛門の家督を相続した。以下は、同月二八日の「新彦市家譜」である。

新彦市儀、親彦左衛門跡式相続被仰付候間、此旨可申渡候事。

なお、文中には「跡式相続」とあるけれども、ここでは、後に述べる吉岡英郷家の例を以て、彦市の家督相続が「跡式相続」ではない可能性も指摘しておく。

その後、同年一〇月、新彦市家は家業御放となり、彦市は、士族に取り立てられた。以下は、同月九日の「新彦市家譜」である。

右は此度家業被免士族御取立被仰付、御法之年限被仰出候間、先達て御忍共御取立被仰付候節之通可申渡事。

以上が、七代目新彦市の事歴である。

【新彦市家 略系図】

初代

新彦四郎

寛永7年（1630）召抱
天和2年（1682）7月2日没

2代目

新彦四郎

天和2年（1682）養子および幼少・跡目相続
享保19年（1734）隠居
延享2年（1745）没

3代目

新喜分次

享保17年（1732）一時的に雇用
享保19年（1734）相続

4代目

新彦四郎

宝暦3年（1753）養子相続
安永3年（1774）12月17日没

5代目

新彦四郎

安永4年（1775）幼少・跡目相続
文久1年（1861）11月28日没

家督なし

新文平

文化14年（1817）名代勤
嘉永7年（1854）12月没

6代目

新彦左衛門

天保13年（1842）名代勤
文久2年（1862）跡目相続

7代目

新彦市

文久2年（1862）名代勤
明治2年（1869）相続
明治2年（1869）家業御放後、士族へ

「御支配帳」にみる新彦市家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
寛永19	1642	初代	新一郎右衛門（彦四郎）	—	26俵3人扶持	1905~06	—
慶安1	1648	初代	新一郎右衛門（彦四郎）	—	30俵3人扶持	1907	—
慶安3~明暦1	1650~55	初代	新一郎右衛門（彦四郎）	—	30俵3人扶持	1908~14	—
万治1~寛文1	1658~61	初代	新一郎右衛門（彦四郎）	—	30俵3人扶持	1915~18	—
寛文2~6	1662~66	初代	新彦四郎	—	30俵3人扶持	1919~23	—
寛文9~11	1669~71	初代	新彦四郎	—	30俵3人扶持	1924~26	—
延宝3~6	1675~78	初代	新彦四郎	—	30俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	新彦四郎	—	30俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	2代目	新孫右衛門（彦四郎）	—	26俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	2代目	新孫右衛門（彦四郎）	—	26俵3人扶持	1936~38	—
元禄9~11	1696~98	2代目	新孫右衛門（彦四郎）	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	2代目	新孫右衛門（彦四郎）	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	2代目	新彦四郎	—	26俵3人扶持	1944~51	—
正徳4~享保9	1714~24	2代目	新彦四郎	—	26俵3人扶持	1952~61	—
享保11~19	1726~34	2代目	新彦四郎	—	26俵3人扶持	1962~71	—
享保19~延享2	1734~45	3代目	新喜分次	—	26俵3人扶持	1971~82	—
延享4~宝暦3	1747~53	3代目	新喜分次	—	26俵3人扶持	1983~89	—
宝暦4~7	1754~57	4代目	新彦十郎（彦四郎）	—	26俵3人扶持	1990~94	宝暦5年(1748)正月改の記録には名前なし
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759	4代目	新彦四郎	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1760	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし

「御支配帳」にみる新彦市家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍名	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和5~安永4	1761~75	4代目	新彦四郎	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1763)の記録は宝暦8年 (1758)の写し
安永4	1775	5代目	新直平（彦四郎）	—	16俵3人扶持	2013	—
文化14	1871	5代目	新彦四郎	—	26俵3人扶持	2014	—
文化15	1872	家督なし	新文平	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2015	—
文政4~6	1821~23	家督なし	新文平	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	家督なし	新文平	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	家督なし	新文平	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	6代目	新彦左衛門	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	6代目	新彦左衛門	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2~文久2	1855~62	6代目	新彦左衛門	新彦四郎（5代目）	26俵3人扶持	2036~43	—
文久3~慶応2	1863~66	7代目	新彦市	新彦左衛門	26俵3人扶持	2044~48	—
明治2	1869	7代目	新彦市	新彦左衛門	26俵3人扶持	2049	—

(三) 新幾三郎家

では、ここからは、新長次郎家の別家である新幾三郎家について述べる。

新幾三郎家とは、新紋右衛門を初代とし、紋右衛門・喜次郎・紋右衛門・綱右衛門・紋右衛門・幾三郎と六代に渡って続いた御忍の家である。

新幾三郎家の家譜である「新幾三郎家譜」によれば、池田光仲藩主時代の末期、初代紋右衛門は御忍として召し出だされた。その後、万延元年（一八六〇）、新幾三郎家は家業御放となり、六代目幾三郎は、大筒役に取り立てられた。

これから新幾三郎家の詳しい事歴を紹介する前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代新紋右衛門 生年不明、元禄二年（一六八九）。本家新長次郎家の二代目新茂太夫の次男。池田光仲藩主時代の末期、御忍として召し出だされた。但馬国村岡における敵討のおり、御内御用を勤めた。江戸御上下御供・詰江戸などを勤めた。しかし、跡継ぎを立てる前に、紋右衛門は病死した。

二代目新喜次郎 寛文十一年（一六七二）～寛延二年（一七四九）。初代新紋右衛門の甥。本家新長次郎家の三代目新茂太夫の三男。初名は安右衛門。その後、紋右衛門と改名した。はじめは別家の御忍として召し出だされた。しかし、初代紋右衛門に跡継ぎがなかったため、この跡目を相続した。他所向御内御用・江戸御上下御供・詰江戸・江戸御番などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。隠居名は一祐。

三代目新紋右衛門 生年不明、寛政四年（一七九二）あるいは寛政一〇年（一七九八）。二代目新喜次郎の養子。二代目新喜次郎の甥新平太夫の弟。初名は三五郎。その後、藤八と改名した。寛延二年（一七四九）、幕府が御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を鳥取に派遣したのには、彼らのもとに向いた。その後、老中招請のおり、御用を勤めた。江戸御上下御供・詰江戸・御供詰・御内御用などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

四代目新綱右衛門 生年不明、嘉永四年（一八五二）。三代目新紋右衛門の嫡子。初名は藤右衛門。人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。この間、加番・詰江戸などを勤めた。これらを勤めたことで、綱右衛門は御目見を許された。また、別家の御忍として召し出だされた。この別家が、新保門家である。その後、父紋右衛門の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、紋右衛門の養子為右衛門に相続させた。江戸御上下御供・詰江戸などを勤めた。さらに、六代藩主池田治道と懇意となり、特別に御扇子・御楊枝を頂戴した。綱右衛門には、①喜次郎・②七郎・③紋蔵と子がおり、最終的には、③が綱右衛門の跡目を相続した。

五代目新紋右衛門 生没年不明。四代目新綱右衛門の養子。新保門家の三代目新幸左衛門の実子。初名は紋蔵。名代勤の後、父綱右衛門の跡目を相続した。ペリー来航の

おり、相模国浦賀で御内御用を勤めた。また、二度目の来航でも、本牧へ出張し、昼夜見回りなどを勤めた。その後、一二代藩主池田慶徳から御酒・御吸物・御肴などを頂戴した。江戸御上下御供・御供詰・因幡国の在廻り・他所向御内御用・詰江戸なども勤めた。万延元年（一八六〇）、新幾三郎家は家業御放となり、幾三郎は、大筒役に取り立てられた。

六代目新幾三郎 生没年不明。五代目新紋右衛門の実子。名代勤の後、父紋右衛門の跡目を相続した。その後、御出馬御供などを勤めた。

以上が、新幾三郎家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、新幾三郎家の略系図と、「御支配帳」にみる新幾三郎家の禄高一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代新紋右衛門

では、ここからは、新幾三郎家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代新紋右衛門の事歴である。

紋右衛門とは、本家新長次郎家の二代目新茂太夫の次男である。すなわち、新幾三郎家は、本家新長次郎家と同様の由緒を所有している御忍の家である。

ただし、新長次郎家の家紋が、丸矢筈違いであったのに対し、新幾三郎家の家紋は、丸に六本の矢車を使用したものである。以下は、「新幾三郎家譜」における近世初期以前の由緒書の一部である。

一家之定紋は、服部家之由緒を以、丸に六本矢車を定紋に仕居申候。

以上を踏まえたところで、まずは、紋右衛門について記した「新幾三郎家譜」の記述を、以下に示す。

一初代 新紋右衛門

右本家二代目新茂太夫次男にて、光仲様末代年月不詳（割注）別家御忍に被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付候。天和二戌年五月二日、但州於村岡近藤源太兵衛敵討之節、同所江御内御用被仰付相勤、其外江戸御上下御供、詰江戸、御定式之御奉公等無懈怠相勤、元禄二巳年三月七日、病死仕候。

詳しい年月日は定かではないけれども、紋右衛門は、おおよそ池田光仲藩主時代の末期、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。

その後、天和二年（一六一六）、近藤源太兵衛が但馬国村岡で敵討を行なったおり、紋右衛門はここに赴き、御内御用を勤めた。

在職中、紋右衛門は、江戸御上下御供・詰江戸などを勤めた。また、通常の職務も懈怠

なく勤めた。そして、元禄二年（一六八九）、病死した。
以上が、初代新紋右衛門の事歴である。

二代目新喜次郎

では、次に、二代目新喜次郎の事歴について述べる。喜次郎とは、初代新紋右衛門の甥で、本家新長次郎家三代目新茂太夫の三男である。

まずは、喜次郎について記した「新幾三郎家譜」の記述を、以下に示す。

一二代 喜次郎

御家三代目茂太夫三男にて、貞享二五年、依願別家御忍ニ被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付相勤居申候処、紋右衛門儀、病死仕、家統之者無御座ニ付、猶又奉願喜次郎を紋右衛門家統と仕、元禄二巳年、跡式無相違被仰付、其節、右喜次郎跡、相統之儀は不奉願由ニ御座候。勤中他所向御内御用致之被仰付、其外江戸御上下之御供・詰江戸御定式之御奉公等無懈怠相勤申候。元文五申年七月、年罷寄隠居被仰付、三人扶持被成下、一祐と改名仕、寛延二巳年十二月十一日、病死仕候。

貞享二年（一六八五）、喜次郎は、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。その後、元禄二年（一六八九）、初代紋右衛門は、病死した。しかし、彼には跡継ぎがなかったため、喜次郎が藩に願い出て、この跡目を相続した。

在職中、喜次郎は、江戸御上下御供・詰江戸などを勤めた。また、通常の職務も懈怠なく勤めた。その後、元文五年（一七四〇）、喜次郎は、高齢を理由に、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。このおり、一祐と名前を改めた。その後、寛延二年（一七四九）、病死した。

このように、「新幾三郎家譜」の記録では、喜次郎が父紋右衛門の跡目を相続したのは、元禄二年（一六八九）のことである。しかし、これを「御支配帳」の記録と比較した場合、この年には、矛盾が生じていることがわかる。

まず、同年の「御支配帳」の記録で、喜次郎の名前は見出せない。同年の記録に記された新の苗字を持つ御忍は、①新安右衛門・②新孫右衛門・③新茂太夫・④新源蔵の四人である。

御忍一六家の「藩士家譜」を基に、彼らについて確認すると、②・③・④は、新幾三郎家とは別の新家の御忍であることがわかる。

まず、②は、新彦市家の二代目新彦四郎である。③は、新長次郎家の三代目新茂太夫である。④は、新長次郎家の四代目新孫兵衛である。そして、同年以後、元禄七年（一六八九）までは、「御支配帳」の記録に、①の名前がみえる。

その後、元禄九年（一六九六）の「御支配帳」の記録で、①の名前は見出せなくなる。また、変わらず喜次郎の名前も見出せないままである。同年の記録に記された新の苗字を

持つ御忍は、①新紋右衛門・②新孫右衛門・③新作兵衛・④新源蔵の四人である。

このなかで、②・④は、前に示した元禄二年（一六八九）の記録の②・④とそれぞれ同一人物である。一方、③は、伊賀赤心家の初代新作兵衛である。同年以後、元禄一一年（一六九八）までは、「御支配帳」の記録に、①の名前がみえる。

その後、元禄一三年（一七〇〇）の記録から、ようやく喜次郎の名前がみえる。同年の記録に記された新の苗字を持つ御忍は、①新喜次郎・②新彦四郎・③新作兵衛・④新源蔵の四人である。

このなかで、②・③・④は、前に示した元禄九年（一六九六）の記録の②・③・④とそれぞれ同一人物である。

これらを踏まえると、まず、元禄九年（一六九六）と元禄一三年（一七〇〇）の「御支配帳」を比較した場合、新紋右衛門と新喜次郎は、同一人物であることがわかる。さらに、元禄二年（一六八九）と元禄九年（一六九六）の「御支配帳」を比較した場合、新安右衛門と新紋右衛門は同一人物であるとわかる。すなわち、新安右衛門は、新喜次郎と同一人物であると考えられる。

よって、「御支配帳」の記録から、喜次郎は、安右衛門・紋右衛門と名前を改め、最終的には、喜次郎と名乗ったことがわかるのである。

その後、元文四年（一七三九）、喜次郎は、甥新平太夫の弟三五郎を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年一二月一二日の「控帳」である。

一新喜次郎儀、左之通養子之儀奉願候旨、御目付共申聞候付、申談、承届候事。

私甥同名平太夫弟三五郎、此度私養子ニ仕度奉存候、此段奉願候、以上。

未十二月十二日

新喜次郎

吉田長三郎殿

山下五郎右衛門殿

絹川勝左衛門殿

藩の承諾を得て、三五郎は、喜次郎の養子となった。

その後、元文五年（一七四〇）、喜次郎は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。

また、自身の家督を、三五郎に相続させた。

以上が、二代目新喜次郎の事歴である。

三代目新紋右衛門

では、次に、三代目新紋右衛門の事歴について述べる。紋右衛門とは、二代目新喜次郎の養子である。

まずは、紋右衛門について記した「新幾三郎家譜」の記述を、以下に示す。

三代 紋右衛門 初名 三五郎 藤八

元文五申年七月十二日、親喜次郎隠居、家督無相違被仰付、寛延二巳年七月、御国目付榊原八兵衛殿・新見又四郎殿被成御遊候二付、罷出候様被仰付、罷出申候。勤中、御内御用致之相勤、御称美之御旨被仰渡候。宝曆拾辰年、御老中御招請之節、御用出精相勤、金子并御上下金等頂戴仕、其外、江戸御上下之御供・詰江戸・御定式之御奉公等相無懈怠相勤、天明元丑年四月十三日、年罷寄隠居被仰付、三人扶持被成下、寛政四子年十月三日、病死仕候。

元文五年（一七四〇）、紋右衛門は、父喜次郎の家督を相続した。

その後、寛延二年（一七四九）、幕府は御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を巡検使として鳥取に派遣し、紋右衛門は、彼らのもとに出向いた。

在職中、紋右衛門は御内御用をよく勤め、藩主からお褒めの言葉を頂戴した。さらに、宝暦一〇年（一七六〇）、老中招請のおりには、この御用もよく勤め、褒美として金子ならびに「御上下金」を頂戴した。また、江戸御上下御供・詰江戸なども勤めた。

その後、天明元年（一七八一）、紋右衛門は、高齡を理由に、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。そして、寛政四年（一七九二）一〇月三日、病死した。

ただし、「控帳」では、紋右衛門が病死したのは、寛政一〇年（一七九八）九月二六日のことである。

ところで、在職中、紋右衛門は他の御忍と同様に、詰江戸を申し付けられたおり、参宮を理由に、三日間の暇を頂戴した記録が記されている。

さらに、宝暦八年（一七五七）、翌年の詰江戸を申し付けられたおりには、体調不良を理由に、湯治を藩に願ひ出ている。以下は、宝暦七年（一七五七）一〇月一六日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新藤八」とは、紋右衛門のことである。

一新藤八儀、痛所有之ニ付、岩井江三廻り致入湯度旨、奉願趣、承届之、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、紋右衛門は湯治のために、岩井に向けて出発した。

このように、御忍が詰江戸などを申し付けられたおりには、参宮だけでなく、湯治などに出掛けることもあったようである。

以上が、三代目新紋右衛門の事歴である。

四代目新綱右衛門

では、次に、四代目新綱右衛門の事歴について述べる。綱右衛門とは、三代目新紋右衛門の実子である。

まずは、綱右衛門について記した「新幾三郎家譜」の記述を、以下に示す。

一四代 綱右衛門 初名 藤右衛門

親紋右衛門願を以、仲ヶ間咿人不足二付、安永七戌年九月廿七日、御雇被仰付仰付、同八亥年二月二十九日、御目見被仰付、同年四月四日、式人扶持被遣旨被仰渡、同年十月六日、詰江戸被仰付罷越、同年十月十七日、於江戸表別家御忍ニ被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付、天明元丑年三月、親紋右衛門家統ニ奉願、綱右衛門家統ニは、先達て紋右衛門養子ニ仕置候、為右衛門を家統ニ奉願候処、願之通、同年四月十三日、隠居家督無相違被仰付候。同六年正月廿三日、江戸大火之節、早速芝御屋敷江欠付相備候二付、御機嫌被為思召候段被仰渡、并御上屋敷方芝御屋敷江致通勤候付、為御褒美金子二百疋頂戴仕候。寛政九巳年二月六日、從治道様格別之思召を以、御扇子・御楊枝頂戴仕候。其外、江戸御上下之御供・詰江戸・御定式之御奉公等無懈怠相勤、嘉永四亥年六月十二日、病死仕候。

ここでは、安永七年（一七七八）、人員不足を理由に、綱右衛門が御忍として、一時的に雇用された旨が示されている。

安永八年（一七七九）二月、綱右衛門は御目見を許され、同年四月、二人扶持を拝領した。その後、同年一〇月六日、詰江戸を勤めるにあたって、江戸へ赴いた。そして、同月一七日、江戸表において、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。

その後、天明元年（一七八一）、綱右衛門は、父紋右衛門の家督を相続した。また、自身の別家の家督を、養弟為右衛門に相続させた。

天明六年（一七八六）、江戸大火のおり、綱右衛門はいち早く芝屋敷に駆け付け、不測の事態に備えた。六代藩主池田治道はこれを快くおもい、綱右衛門は、上屋敷から芝屋敷まで駆け付けた費用として、治道から、金子二〇〇疋を頂戴した。さらに、寛政九年（一七九七）綱右衛門は、治道から、御扇子と御楊枝を頂戴した。

在職中、綱右衛門は、江戸御上下御供・詰江戸を勤めた。また、通常の職務も懈怠なく勤めた。その後、嘉永四年（一八五二）、病死した。

以上が、「新幾三郎家譜」における綱右衛門の事歴である。

ここで注目したいのは、綱右衛門が、治道と懇意であったことがうかがえる記述である。治道は、鳥取藩歴代藩主のなかでも、御忍と比較的近しい間柄にあったとおもわれる藩主である。

実際、寛政九年（一七九七）には、綱右衛門以外にも、吉岡保有家の六代目吉岡新六・吉岡保之家の三代目吉岡喜左衛門が、それぞれ褒美を頂戴している。

ただし、治道から二回に渡って褒美を頂戴したことがあるのは、綱右衛門だけである。では、ここからは、「控帳」などを通じ、綱右衛門の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まず、綱右衛門が、はじめに別家として召し出だされた御忍の家は、新保門家である。よって、綱右衛門が一時的に雇用されてから、新保門家の初代となった経緯は、後に新保門家の紹介で述べることとする。

さて、「控帳」によれば、綱右衛門には、①喜次郎・②七郎・③紋蔵と子がいた。このなかで、嘉永四年（一八五二）、③は綱右衛門の跡目を相続し、新幾三郎家の五代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、喜次郎である。

享和二年（一八〇二）、綱右衛門は、病気を理由に、喜次郎の名代勤を藩に願い出た。以下は、八月一九日の「控帳」である。

一御忍新綱右衛門儀、近年病身罷成、御奉公難相勤二付、忝喜次郎江名代勤被仰付被為下候様奉願候付、願之通忝江代番勤被仰付旨、御目付を以申渡之。

藩の承諾を得て、喜次郎は、綱右衛門の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、文化元年（一八〇四）、喜次郎は御目見を許され、藩主に拝謁した。同年、江戸御供勤めた。

しかし、この記録を最後に、喜次郎に関する記述は途絶えた。よって、喜次郎は、何らかの理由で、綱右衛門の家督を相続できなかったことがわかる。

二人目は、七郎である。

文化一二年（一八一五）、綱右衛門は、毎田沖右衛門の次男七郎を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年二月三日の「控帳」である。

一御忍新綱右衛門義、此度毎田沖右衛門二男七郎兼而内縁有之付、致養子度旨奉願候付、例之通申上候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡、沖右衛門江ハ、勘定頭江申渡之。

藩の承諾を得て、七郎は、綱右衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、七郎は、文化一三年（一八一六）、御入湯御供を勤めた。文化一四年（一八一七）、七郎は御目見を許され、藩主に拝謁することが決定した。

しかし、この記録を最後に、七郎に関する記述は途絶えた。よって、七郎は、何らかの理由で、綱右衛門の家督を相続できなかったことがわかる。

三人目は、紋蔵である。

文政四年（一八二二）、綱右衛門は、新幸左衛門の子紋蔵を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年二月二日の「控帳」である。

一御忍新綱右衛門儀、此度新幸左衛門忝紋蔵を養子ニ致し度旨奉願候二付、相伺候上、双方願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、紋蔵は、綱右衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年五月、綱右衛門は、紋蔵に名代勤を任せた。文政六年（一八二二）、紋蔵は御目見を許され、藩主に拝謁した。

「新幾三郎家譜」によれば、嘉永四年（一八五二）六月二日、綱右衛門は病死した。そのため、同年、紋右衛門は、この跡目を相続した。

ただし、「控帳」では、綱右衛門が病死したのは、同月一三日のことである。

ところで、綱右衛門は、七郎と紋蔵を養子に立てた一方、自身の次男常蔵を、他家に養子入りさせてもいた。以下は、文化元年（一八〇四）五月一六日の「控帳」である。

一御忍新綱右衛門儀、次男常蔵を御徒市村嘉七養子ニ遣し度旨、願之通承届候事。

ここでは、綱右衛門が次男常蔵を、徒市村嘉七の養子に立てる旨が示されている。

なお、嘉永四年（一八五二）の「控帳」には、綱右衛門の次男として、市村源七の名前が記されている。そのため、常蔵は、市村家に養子入りをした後、源七と名前を改めたことがわかる。

しかし、天保五年（一八三四）、源七は、体調不良を理由に、同年の詰江戸の出發を、三〇日間延期する旨を藩に願い出た。以下は、同年三月七日の「控帳」である。

一御徒市村源七儀、去冬・当春詰江戸被仰付、来ル十三日出足日限申達居申處、先頃より胸痛ニ而相勝不申、此間ニ至、別而致難儀、迎も急ニ出足之程無覺束ニ付、三十日之日延奉願候付、願之通承届ケ候之段、御用人江申渡之。

藩の承諾を得て、源七の出發は、三〇日後に延期された。

しかし、その後も源七の体調は回復せず、彼はこの出發を、さらに二〇日間延期する旨を藩に願い出た。

これは藩の承諾を得て、源七の出發は、さらに二〇日後に延期された。

しかし、その後も源七の体調は回復せず、結局、彼は同年春の詰江戸を、同年秋の詰江戸に振り替える旨を、藩に願い出た。以下は、同年四月二七日の「控帳」である。

一御徒市村源七儀、当春詰江戸被仰付候處、病氣ニ付、三十日之日延、猶又廿日之日延、先達而願之通承届置、色々治療いたし候得共、睨と無之、迎も急ニ出足之程も無覺束ニ付、此度之詰江戸御免、当秋詰と御振替被仰付被為下候様奉願候付、願之通承届候之段、御用人江申渡之。

藩の承諾を得て、源七は、同年秋、詰江戸を勤めることになった。

しかし、その後も源七の体調は回復せず、彼は同年秋の詰江戸を、子富七に振り替える旨を藩に願い出た。以下は、天保五年（一八三四）八月三日の「控帳」である。

一御徒市村源七儀、文化元子年親嘉七願之通振替被仰付候以来、初三年詰江戸御役等相勤、振替以来当年迄三拾一年相勤候処、近来病身罷成、御奉公難相勤二付、悴富七江御振替被仰付被為下候様奉願趣、右之通相勤候者二付、願之通悴江振替被仰付旨被仰出候。

この願い出は、文化元年（一八〇四）以来、源七が三年詰などを勤め、三一年間、御忍の職務を勤めたことを理由に、藩の承諾を得た。

しかし、源七は病気によって長らく御忍の職務を満足に勤めることができなかつたため、経済的には大変困窮していたようである。

天保六年（一八三五）、ついに源七は、抱えていた借金の返済がままならなくなり、父綱右衛門が、その仲介役として登場することになった。以下は、同年五月三日の「控帳」である。

一左之者共儀、左之趣先達而御歎申上居申候処、此度願下ケ之儀申出候付、左之通申渡之。
一御忍新綱右衛門儀、去暮御支配、并先々御支配共、市村富七親源七より宮田市右衛門江借財引当ニ書人居申、同人より相障、欠纏訳立不申、及難渋候由、依之、先達而御歎申上候趣有之候得共、当春御支配は市右衛門より障も無之趣二付、先同人江致相対度旨、依之、右御歎書御下ケ被為下候様申出候趣、承届、右歎書差返し候事。

一御徒市村富七儀、親源七先達而致退身候以前、間柄新綱右衛門去暮御支配不残、并先々

御支配共、右源七より宮田市右衛門江借財引当ニ書人居申、懸合之儀相躰訳立不申、先達而御歎申上候趣有之候得共、当春貸之分は、市右衛門障も無之ニ付、右綱右衛門より市右衛門致相対度旨申聞候由、依之、御歎書御下ケ被為下候様申出候趣、承届、右御歎書差返し候事。
一右市村富七儀、右一件二付、先達而恐入差控申上罷在、此度右願下ケ之儀申出候付、尚又恐入候旨申達候得共、差控被成御免旨、御用人を以御徒頭江申渡之。

ここでは、源七が経済的に困窮し、宮田市右衛門という人物から借金をしたおり、父綱右衛門の支配米を担保としていた旨が示されている。

しかし、今回、この返済が滞ったことよって、市右衛門はこの事態を、藩に訴えるに至ったという。

この件について、藩は、①同年春、市右衛門が源七に貸した分については、市右衛門にとっても差し障りのない範囲であること、②綱右衛門が、市右衛門とは示談で解決したいと考えていることを理由に、市右衛門の訴えを取り下げた。

また、今回の件で、以前から謹慎をしていた源七の子富七は、引き続き、謹慎する旨を藩に申し出た。しかし、これについては、御用人がそれには及ばないとし、富七の謹慎を解く旨を申し渡した。

以上の不義理を受けた綱右衛門は、源七を勘当した。そして、その後長らくのあいだ、お互いに接触せず、暮らしていたようである。

しかし、あるとき、源七の子嘉平太が、源七を連れ帰り、介抱したいといいはじめた。そして、嘉平太は、源七が切に改心しようとしていることを理由に、嘉永四年（一八五〇）、この勘当を差し返す旨を藩に願ひ出た。以下は、同年二月七日の「控帳」である。

一 御忍新綱右衛門儀、次男市村原七、先達而致退身候之處、不所存者に付、致勘当居申
処、御国安堵被仰付被為下候は、連帰介抱遣し申度旨、源七悴嘉平太より奉願、其上
心底相改候趣ニ付、勘当差免し申度旨奉願趣、此度悴嘉平太依願、御国安堵も被仰付
候儀に付、願之通承届候旨、御目付江申渡之。

この件について、藩はもともと、源七に対しては御国安堵（国に居住するのを許すこと）を申し付けていたことを理由に、これを承諾した。これにより、源七の長らくの勘当は、解かれることとなった。

以上が、四代目新綱右衛門の事歴である。

五代目新紋右衛門

では、次に、五代目新紋右衛門の事歴について述べる。紋右衛門とは、四代目新綱右衛門の養子である。

まずは、紋右衛門について記した「新幾三郎家譜」の記述を、以下に示す。

一五代 紋右衛門 初名 紋蔵

文政四巳年五月廿二日、親綱右衛門名代勤被仰付、嘉永四亥年九月廿七日、於江戸表、親綱右衛門跡式無相違被仰付、同六丑年六月五日、異国船渡来ニ付、相州浦賀江急成御内御用被仰付相勤、同月十日、芝御屋敷江御国出張被仰付、昼夜廻り相勤、同月十四日、御人数引取之節、御目見被仰付、為御褒美金子貳百疋頂戴仕、安政元寅年正月十六日、異国船渡来ニ付、武州本牧江御警衛として出張被仰付、其節、御目見被仰付、御陣屋始御持場昼夜廻り相勤、同年三月廿二日、御人数引取之節も御目見被仰付、御酒・御吸物・御肴等頂戴仕、右出張数日帰留出精相勤候付、御褒美として銀式枚頂戴仕、同年七月廿七日、御加増五俵被仰付、御支配都合三拾弍俵被仰付旨被仰渡候。他所向御内御用致之、江戸御上下之御供・詰江戸共拾貳度、其外、御定式之御用向等無懈怠相勤、病身ニ罷成候ニ付、奉願、同六未年三月廿一日、悴幾三郎江名代勤被仰付候。

文政四年（一八二一）、紋右衛門は、父綱右衛門の名代勤を任された。その後、嘉永四年（一八五二）、江戸表において、父の跡目を相続した。

嘉永六年（一八五三）六月五日、ペリー来航のおり、紋右衛門はすぐに相模国浦賀に赴き、御内御用を勤めた。さらに、同月一〇日、紋右衛門は芝屋敷に出張し、昼夜の見回りを勤めた。その後、同月一四日、鳥取に帰国するおり、御目見を許され、一二代藩主池田慶徳から、褒美として金子二〇〇疋を頂戴した。

安政元年（一八五四）正月、再びペリーが来航したおり、紋右衛門は、武蔵国本牧に出張し、この警衛を勤めた。このときも、紋右衛門は御目見を許され、陣屋を始めとする昼夜の見回りを勤めた。その後、同年三月、鳥取に帰国するおり、再び御目見を許され、慶徳から御酒・御吸物・御肴などを頂戴した。さらに、出張中、紋右衛門は数日滞在し、よく働いたため、褒美として銀二枚を頂戴した。同年七月、五俵の加禄を施され、三一俵三人扶持を拝領した。

在職中、紋右衛門は、他所向御内御用を勤め、江戸御上下御供・詰江戸は一二回ずつ勤めた。また、通常の職務も懈怠なく勤めた。

その後、安政六年（一八五九）、病身を理由に、子幾三郎に名代勤を任せた。

以上が、「新幾三郎家譜」における紋右衛門の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、紋右衛門の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まず、安政元年（一八五四）には、紋右衛門以外にも、下吟味役杉田小兵衛・御忍吉岡幸蔵・御供目付小谷文太夫・同田中久馬助が、本牧へ出張したことがわかっている。以下は、同年六月三日の「控帳」である。

一左之者共儀、先達而本牧御場所江出張被仰付、数日致滞留出精相勤候付、為御褒美銀式枚宛被遣候事。

下吟味役杉田小兵衛

御忍新紋右衛門 吉岡幸蔵

御供目付小谷文太夫 田中久馬助

さらに、「吉岡保之家譜」によれば、このときの出張以外にも、幸蔵は、紋右衛門と同様に、嘉永六年（一八五三）の御内御用を勤めた。そのため、この時期、紋右衛門と幸蔵は、行動を共にする機会が多かったものとおもわれる。

その後、安永元年（一八五四）、紋右衛門は五俵の加禄を施され、三一俵三人扶持を拝領した。この加禄は、御目付の申し立てを以て、施されたものである。以下は、同年七月二七日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門儀、名代勤以来三拾四年、詰江戸も度々罷越、出精相勤、御目付より無

余儀申立之趣も有之二付、格別此度御加増五俵被遣、御支配都合三拾壹俵被仰付旨被仰出候。

文中では「御目付より無余儀申立之趣も有之二付」と記されていることから、紋右衛門は在職中、御忍の職務を非常によく勤めていたようである。

しかし、安政三年（一八五六）、紋右衛門の扶持米に関して、ある問題が発生した。以下は、同年三月一日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門儀、扶持方通イ、先頃中背治兵衛と申者江御米為請取候筈ニ而相渡置候処、同人麁抹ニ而、右通イ鼠喰出来致し候旨、申出候付、書替被仰付被為下候様申達候趣、右通イ勘定所江差出し候様、御目付江申渡之。

一江崎町治兵衛と申者、馬小剥中背家業致し候処、新紋右衛門扶持方米請取候筈ニ而、右通イ預り居申内、鼠喰出来致し、不念之段恐入候旨、申達候処、右等夫持方通イ取扱方業柄不行届之至ニ付、急度咎申付候様、町奉行江申渡之、其段御目付江申聞置之。

この記述によれば、紋右衛門は、中背治兵衛という人物に扶持米の受け取りを頼むため、扶持米の通帳を預けていた。ところが、治兵衛の不始末によって、この帳面が鼠に喰われてしまった。

この件について、藩は治兵衛に対し、このような失態を犯したことは不届きであると指摘した。さらに、治兵衛には、必ず処罰を下す旨を申し渡した。

なお、鼠に喰われてしまった通帳については、御用判の員数など、その詳細がわからなくなってしまったため、四日後には、これを書き替える旨を御目付に申し渡した。以下は、同月一四日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門儀、鼠喰御扶持方通イ差出し候処、御用判・員数等、子細無之二付、認替引続より御渡被遣旨、御目付江申渡之。

その後、安政六年（一八五九）、紋右衛門は、病気を理由に、子幾三郎に名代勤を任せた。そして、万延元年（一八六〇）、新幾三郎家は家業御放となり、紋右衛門は、大筒役に取り立てられた。以下は、同年一二月二五日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門儀、先祖より□年御奉公申上候家筋之者、紋右衛門儀も名代勤以来、去未年迄□拾九年出精相勤、格式御取立之儀は重キ儀ニ付、容易ニ難被為成筋ニ候得共、右等旧家之者、近来御軍式御改正ニ付而は、御人御入用ニ付、格段之訳を以、此度格式御取立、大筒役被仰付、依之一人扶持御足、都合四人夫持被仰付候間、弥以出精可相勤旨被仰出候。

但し、右同断。

上記の文面については、新長次郎家が家業御放となり、八代目新長次郎が大筒役に取り立てられたときとほとんど同様である。このとき、紋右衛門は一人扶持の加禄を施され、禄高は、三一俵四人扶持となった。

その後、慶応三年（一八六七）、紋右衛門は、実子幾三郎と共に、「式日御礼」に参加した。しかし、ここに出席した面々は、「若殿様」に提出する予定であった帳面の記入を忘れてしまった。以下は、同年九月二日の「控帳」である。

なお、文中に記した「若殿様」とは、池田輝知のことである。

一左之面々儀、昨日式日御礼罷出候得共、致不念、若殿様江之御帳ニ付不申、恐入候旨差控之儀、頭々或は使を以申達候ニ付、其段御目付を以申上置之。

丹羽庄次郎	野田文次郎
山本文之進	山田平三郎
竹内儀兵衛	田中並之丞
二宮源八	岩田兵太夫
石野八十平	安田重右衛門
永谷牧之丞	四宮運平
神戸甚太夫	神戸判三郎
松本万輔	伊藤平也
石谷甚五衛門	黒川牧蔵
新平太	杉田武兵衛
新紋右衛門	福家万右衛門
新長次郎	新幾三郎
兵太夫倅	重右衛門倅
岩田雄之進	安田久太郎
親兵太夫差控申 上候ニ付、同様。	親重右衛門上同断。
武兵衛倅	長次郎倅
杉田喜太郎	新楯允
親武兵衛右同断。	親長次郎右同断。

これにより、帳面の記入を忘れた面々は、それぞれの頭や使いを以て、差控の旨を申し出た。ここでは、紋右衛門と幾三郎以外にも、新平太・新長次郎・新楯允などの御忍の名前がみえる。

ただし、その後の「控帳」によれば、藩は彼らに対し、これ以後、このようなことがな

いようにと嚴重に注意を促しただけで、翌日には差控を解く旨を申し渡している。以上が、五代目新紋右衛門の事歴である。

六代目新幾三郎

では、最後に、六代目新幾三郎の事歴について述べる。幾三郎とは、五代目新紋右衛門の実子である。

安政六年（一八五九）、幾三郎は、父紋右衛門の名代勤を任された。

その後、幾三郎が、国府保景家の六代目国府保景と共に当番を勤めていたところ、二階の詰所で小火が出てしまったという。以下は、同年九月三日の「控帳」である。

なお、文中に記した「国府千蔵」とは、国府保景のことである。

一御忍左之共儀、左之通被仰付旨、御目付江申渡之。

一御忍左之者共儀、去ル十一日夕、当番之処、十二日晝七時頃、中之口之方怪敷音致し候付、千蔵儀罷越し候処、御納戸坊主詰所於二階、火之元不念之儀有之候得共、早速消し留候趣、佐桐金弥申聞候付、其旨可申達之処、取混し不念之段、恐入候旨、差控之儀申達候、重キ於御場所柄、右等之儀有之候得は、不容易儀二付、早速其段可申達之処、其儀無之、軽率之勤方、不心得之至二付、被仰付品も有之候得共、此度は格別之御宥恕を以、遠慮被仰付候。

国府千蔵

新幾三郎

一御忍新紋右衛門儀、忤幾三郎去ル十一日夕当番ニ罷出居申候処、同十二日晝七時頃、中之口之方、怪敷音致し候付、同役国府千蔵儀罷越候処、御納戸坊主詰所、於二階火之元不念之儀有之候得共、早速消し留候趣、佐桐金弥申聞候付、其旨可申達之処、取混し不念之段、恐入候旨、差控之儀、幾三郎申達候、重キ於御場所柄、右等之儀有之候得は、不容易儀二付、早速其段可申達之処、其儀無之、軽率之勤方、不心得之至二付、幾三郎儀遠慮被仰付候間、同様相慎罷在候様被仰付候。

この記述によれば、同年八月一二日、朝七ツ時頃、保景は、中之口の方で怪しい物音を聞き付けた。そのため、このようすを確認しに行ったところ、納戸坊主の詰所二階において、小火が出ているのを発見した。

保景は、火をすぐに消し止め、この旨を当番である佐桐金弥に報告した。これを聞いた金弥は、保景に対し、この旨を藩にも報告するようにと申し渡した。しかし、保景はこれを失念してしまったという。

この件について、藩はまず、出火が起こった場所柄からも、報告を怠ったことは軽率であり、不届きであると指摘した。ただし、今回は格別の宥恕を以て、保景と幾三郎に対し、遠慮を申し付けた。

その後の「控帳」によれば、同年一〇月、彼らはこれを解かれた。

慶応二年（一八六六）、幾三郎は、御出馬御供を勤めた。その後、明治二年（一八六九）、父紋右衛門の跡目を相続した。以下は、同年九月二八日の「新幾三郎家譜」である。

紋右衛門実子 新幾三郎

親紋右衛門、跡式相続被仰付候事。

但し、当年御支配御扶持之儀は、会計司承合可申事。

なお、文中には「跡式相続」とあるけれども、ここでは、後に述べる吉岡英郷家の例を以て、彦市の家督相続が「跡式相続」ではない可能性も指摘しておく。

以上が、六代目新幾三郎の事歴である。

【新幾三郎家 略系図】

初代
新紋右衛門
 池田光仲藩主時代末期 召抱
 元禄2年（1689）3月7日没

2代目
新喜次郎
 貞享2年（1685）別家として召抱
 元禄2年（1689）跡目相続
 元文5年（1740）隠居
 寛延2年（1749）12月11日没

3代目
新紋右衛門
 元文5年（1740）養子相続
 天明1年（1781）隠居
 寛政4年（1792）10月3日没？
 寛政10年（1798）9月26日没？

4代目
新綱右衛門
 安永7年（1778）一時的に雇用
 安永7年（1778）別家として召抱
 天明1年（1781）相続
 嘉永4年（1851）6月12日？13日？没

家督なし
新喜次郎
 享和2年（1802）名代勤

家督なし
新七郎
 文化12年（1815）名代勤

5代目
新紋右衛門
 文政4年（1821）名代勤
 嘉永4年（1851）養子・跡目相続
 万延1年（1860）家業御放後、大筒役へ

6代目
新幾三郎
 安政6年（1859）名代勤
 慶応2年（1866）相続

「御支配帳」にみる新幾三郎家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
承応3~4	1654~55	初代	新紋右衛門	—	26俵3人扶持	1913~14	—
万治1~寛文6	1658~66	初代	新紋右衛門	—	26俵3人扶持	1915~23	万治3年(1660)の記録には 禄高の記載なし
寛文9~10	1669~70	初代	新紋右衛門	—	26俵3人扶持	1924~25	—
寛文11	1671	初代	新紋右衛門	—	30俵3人扶持	1926	—
延宝3~6	1675~78	初代	新紋右衛門	—	30俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	新紋右衛門	—	30俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	2代目?	新安右衛門（喜次郎?）	—	26俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	2代目?	新安右衛門（喜次郎?）	—	26俵3人扶持	1936~38	元禄6年(1693)の記録の原本 には名前なし
元禄9~11	1696~98	2代目?	新紋右衛門（喜次郎?）	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~71	2代目	新喜次郎	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	2代目	新喜次郎	—	26俵3人扶持	1944~51	宝永6年(1709)の記録には 名前なし
正徳4~享保2	1714~17	2代目	新喜次郎	—	26俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	新喜次郎	—	26俵3人扶持	1956~61	—
享保11~元文5	1726~40	2代目	新喜次郎	—	26俵3人扶持	1962~77	—
元文5~延享2	1740~45	3代目	新三五郎（紋右衛門）	—	26俵3人扶持	1978~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	新藤八（紋右衛門）	—	26俵3人扶持	1983~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	新藤八（紋右衛門）	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし

「御支配帳」にみる新幾三郎家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍名	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和5~安永4	1768~75	3代目	新紋右衛門	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は宝暦 8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	家督なし	新七郎	新綱右衛門	26俵3人扶持	2014~15	—
文政4	1821	4代目	新綱右衛門	—	26俵3人扶持	2016	—
文政5~6	1822~23	5代目	新紋蔵（紋右衛門）	新綱右衛門	26俵3人扶持	2017~18	—
文政8~12	1825~29	5代目	新紋右衛門	新綱右衛門	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	5代目	新紋右衛門	新綱右衛門	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	5代目	新紋右衛門	新綱右衛門	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~5	1849~52	5代目	新紋右衛門	新綱右衛門	26俵3人扶持	2030~34	—
嘉永6	1853	5代目	新紋右衛門	—	26俵3人扶持	2035	—
安政2~6	1855~59	5代目	新紋右衛門	—	31俵3人扶持	2036~40	—
万延1	1860	6代目	新幾三郎	新紋右衛門（5代目）	31俵3人扶持	2041	—

(四) 新保門家

では、ここからは、新幾三郎家の別家である新保門家について述べる。

新保門家とは、新幾三郎家の三代目新紋右衛門の子綱右衛門を初代とし、綱右衛門・為右衛門・幸左衛門・平右衛門・保門と五代に渡って続いた御忍の家である。

新保門家は、他の新家三家と比較しても、最も新しく立てられた御忍の家であり、初代綱右衛門は、わずか二年足らずで新幾三郎家の家督を相続した。

新保門家の家譜である「新保門家譜」によれば、安永八年(一七七九)、初代綱右衛門は御忍として召し出だされた。その後、明治二年(一八六九)、新保門家は家業御放となり、五代目保門は、士族に取り立てられた。

これから新保門家の詳しい事歴を紹介する前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代新綱右衛門 生没年不明。新幾三郎家の三代目新紋右衛門の嫡子。初名は藤右衛門。人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。この間、加番・詰江戸などを勤めた。これらを勤めたことで、安永八年(一七七九)、綱右衛門は御目見を許された。また、別家の御忍として召し出だされた。その後、父紋右衛門の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、養弟為右衛門に相続させた。

二代目新為右衛門 生年不明、文化一四年(一六六五)。初代新綱右衛門の養弟。新幾三郎家の三代目新紋右衛門の養子。兄綱右衛門が父紋右衛門の家督を相続するにあたって、綱右衛門の家督を相続した。江戸御供・因幡国の在廻りなどを勤めた。在府中、体調不良を理由に、計一〇〇間の暇を頂戴した。しかし、その後も体調は回復せず、まもなく病死した。

三代目新幸左衛門 生没年不明。二代目新為右衛門の養子。船頭増田重次郎の弟。初名は八三郎。名代勤の後、父為右衛門の家督を相続した。江戸御供・伯耆国の在廻り・御入湯御供などを勤めた。また、自身の子紋蔵を、新幾三郎家の四代目新綱右衛門に養子入りさせた。その後、紋蔵は、綱右衛門の跡目を相続した。

四代目新平右衛門 生年不明、慶応二年(一八六六)。三代目新幸左衛門の実子。初名は平一郎。名代勤の後、父幸左衛門の跡目を相続した。二ノ丸新殿の不寝番・御入湯御供・因伯二国の在廻り・本牧の警衛・御供詰・詰江戸などを勤めた。

五代目新保門 嘉永四年(一八五二)没年不明。四代目新平右衛門の実子。初名は幾之進。その後、求己と改名した。父平右衛門の死後、この跡目を相続した。明治二年(一八六九)、新保門家は家業御放となり、保門は、士族に取り立てられた。その後、練兵懸り試補・半隊司令官試補などを勤めた。

以上が、新保門家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、新保門家の略系図と、「御支配帳」にみる新保門家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代新綱右衛門

では、ここからは、新保門家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代新綱右衛門の事歴である。

綱右衛門とは、新幾三郎家の三代目新紋右衛門の嫡子である。

安永七年（一七七八）、人員不足を理由に、綱右衛門は御忍として、一時的に雇用された。以下は、同年九月二八日の「新保門家譜」である。

一御忍新紋右衛門倅綱右衛門儀、御忍病人多御手支二付、当分御雇被仰付。

これにより、同年九月二九日から御発駕前日まで、綱右衛門は加番を勤めた。以下は、安永八年（一七七九）四月五日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門倅綱右衛門義、去年九月廿九日より御発駕前日迄、加番相勤候付、右相勤候日数、二人夫持被遣候事。

『鳥取藩の参勤交代』⁽⁵⁸⁾によれば、安永七年（一七七八）の参勤交代は、江戸から鳥取に向かう復路であり、四月二三日、一同は江戸を出発している。よって、綱右衛門は、同年九月二九日から翌年の四月二二日まで、加番を勤めたものとおもわれる。

また、このときの雇用は一時的なものであったため、綱右衛門は、この加番を勤めた日数に応じ、一日二人扶持ずつを拝領していた。

その後、父紋右衛門は、綱右衛門が加番を勤めたことを理由に、御目見を藩に願い出た。以下は、安永八年（一七七九）二月二九日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門儀、倅綱右衛門を御目見被仰付被為下候様奉願候処、御雇御用も相勤候儀二付、願之通御目見被仰付候事。

藩の承諾を得て、綱右衛門は、御目見を許された。

このように、鳥取藩の御忍は、家督を相続する以前であっても、加番などを通じて御忍の職務を勤めた場合、これを理由に、御目見を許されたようである。

よって、御忍が御目見を許される条件は、家督の有無にかかわらず、家督を相続する予定のある者が、一時的にでも、御忍の職務を勤めた経験があるかどうかで、この可否が決定されたことがわかる。

その後、同年一〇月、綱右衛門は、再び一時的に雇用された。このときは、急遽詰江戸を勤めることとなり、綱右衛門は、準備が整い次第、すぐに出発する旨を申し付けられた。以下は、同月五日の「新保門家譜」である。

一御忍新紋右衛門倅綱右衛門儀、此度御雇詰江戸被仰付、用意次第致出足候様御目付江申渡之。尤御支配無之者故、為御心附銀五枚被遣旨、是又申渡。右二付、渡物路銀・夫米並之通被遣之、高借は親御支配高にて御渡被遣候事。

このときも、先の加番と同様に、綱右衛門は、一時的に雇用された身であった。そのため、支配米などを拝領しておらず、藩は綱右衛門に対し、心付けとして銀五枚と、渡物として路銀および夫米などを支給した。

さらに、これでも賄えない分の費用については、父紋右衛門と同等の支配米を、高借として支給した。

その後の「新保門家譜」によれば、綱右衛門はすぐに鳥取を出発し、同年一月三日、江戸に到着した。そして、別家の御忍として召し出だされた。以下は、同月七日の「新保門家譜」である。

一御忍新紋右衛門倅綱右衛門儀、新規御忍被召出、三人扶持御支配式拾六俵被遣旨被仰出、其段御目付江申渡之。

このように、綱右衛門は、新保門家の当主となり、二六俵三人扶持を拝領した。

ただし、綱右衛門はもともと、新幾三郎家の三代目新紋右衛門の嫡子であった。よって、その後、わずか二年足らずで、綱右衛門は父紋右衛門の家督を相続した。以下は、天明元年（一七八一）四月一三日の「控帳」である。

一御忍新紋右衛門儀、元文五年親喜次郎家統被仰付候以来、当年迄四拾弍年御奉公申上候処、及老年候付、隠居被仰付被下候様、尤、先達而別家被召出候新綱右衛門儀、嫡子之儀二付、家統二被仰付、其身養子相願置候為右衛門儀は、綱右衛門家相統被仰付被下候様奉願趣、旧例も有之、家業之者二付、願之通被仰付候、且又、紋右衛門江は並之通三人夫持被遣候事。

ここでは、元文五年（一七四〇）以来、父紋右衛門が四二年間、池田家に奉公を申し上げた旨が示されている。

しかし、今回、紋右衛門は、高齢を理由に、隠居を藩に願い出た。また、自身の家督を、嫡子綱右衛門に相続させ、綱右衛門の家督を、自身が養子に立てた為右衛門に相続させる旨を、藩に願い出た。

これは、家業家の者であることを理由に、藩の承諾を得て、紋右衛門は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。

これ以後の綱右衛門の事歴については、前に示した新幾三郎家の紹介で述べたとおりで

ある。

以上が、初代新綱右衛門の事歴である。

二代目新為右衛門

では、次に、二代目新為右衛門の事歴について述べる。為右衛門とは、新幾三郎家の三代目新紋右衛門の養子である

天明元年（一七八一）、為右衛門は、兄綱右衛門が新幾三郎家の家督を相続するにあたって、綱右衛門の家督を相続した。

「控帳」によれば、天明三年（一七八三）、為右衛門は江戸御供を勤め、同年、翌年の江戸御供を申し付けられた。

その後、為右衛門は、体調不良を理由に、湯治を藩に願い出た。以下は、天明四年（一七八四）一二月二七日の「控帳」である。

一左之者共儀、疹所有之候付、来正月早々吉岡江三廻り宛入湯致し度旨、奉願趣、承届候事。

新為右衛門

齋藤門左衛門

藩の承諾を得て、天明五年（一七八五）正月、為右衛門は、吉岡に湯治に出掛けた。

その後、寛政五年（一七九三）、為右衛門は、再び体調不良を理由に、五〇日間の暇を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、同年八月、鳥取に帰国した。以下は、同年九月二二日の「控帳」である。

一御忍新為右衛門儀、於江戸相願候付、御当地江五十日之御暇奉願、罷帰致養生候得共、脚氣之気味ハ追々快方ニ候得共、此間ニ至、湿瘡相煩、歩行難致ニ付、今三十日之日延之儀、願之通承届之。

この記述からは、為右衛門の体調不良は、脚氣が原因であったことがわかる。そして、五〇日間の養生を経て、脚氣の症状は、快方に向かったようである。しかし、今度は湿瘡を患い、歩行が困難になってしまった。

よって、為右衛門はさらに、三〇日間の暇を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、為右衛門は引き続き、鳥取で養生に努めた。以下は、同年一〇月二二日の「控帳」である。

一御忍新為右衛門儀、江戸より相煩、五十日之御暇ニ而罷帰候処、湿瘡相勝不申ニ付、先頃三十日之日延相願、致養生候得共、今以同篇ニ付、今廿日之日延奉願趣、願之通承届、其段御目付ニ申渡ス。

しかし、計八〇日間の養生を経ても、病状は回復には至らなかった。そのため、為右衛門はさらに、二〇日間の暇を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、為右衛門は引き続き、鳥取で養生に努めた。以下は、同年一月三日の「控帳」である。

一御忍新為右衛門儀、先達而脚氣相煩、江戸より五十日之御暇奉願、罷帰り致養生候処、脚氣之気味ハ快方ニ候処、湿瘡不相勝、三十日之日延相願、其後廿日之日延奉願、色々致療治候得共、急ニ出足難致ニ付、当年之詰江戸御免被為下候様奉願趣、病氣之儀ニ付、願之通承届、其段御目付江申渡之。

しかし、計一〇〇日間の暇を頂戴し、さまざま治療を施しても、結局、病状は回復には至らなかった。そのため、為右衛門は、同年の詰江戸の解職を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、詰江戸を解かれた。

一方で、この長期間に渡る療養中、当然ながら、為右衛門は御忍の職務を勤めることができなかつた。よって、物成などの上納が困難となつたため、為右衛門は、これを一〇年賦で上納する旨を、藩に願い出た。以下は、同年二月二七日の「控帳」である。

一御忍新為右衛門義、去春江戸御供罷越候処、脚氣相煩、御当地江五十日之御暇奉願、罷歸致養生候得共、弥相勝不申付、依願詰江戸御免被成候付、詰不足上納米等有之候処、小身者致難義候付、十年賦奉願候得共、願之通ニハ難承届、当暮より五年賦ニ承届、其段御目付江申渡之。

しかし、この願い出は藩の承諾を得られず、藩は為右衛門に対し、物成などを、同年末からの五年賦で上納する旨を申し付けた。

その後、寛政一年（一七九九）、為右衛門は、船頭増田十次郎の弟八三郎を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年二月九日の「控帳」である。

一御忍新為右衛門義、増田十次郎弟八三郎を致養子ニ度段奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。
一御船頭増田十次郎儀、弟八三郎を新為右衛門養子ニ遣し度段奉願趣、願之通承届、森佐左衛門江申渡之。

藩の承諾を得て、八三郎は、為右衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、享和元年（一八〇三）、為右衛門は、八三郎に名代勤を任せた。その後、文化一四年（一八一七）九月二一日、為右衛門は病死した。そのため、八三郎は、この跡目を相続した。

以上が、二代目新為右衛門の事歴である。

三代目新幸左衛門

では、次に、三代目新幸左衛門の事歴について述べる。幸左衛門とは、二代目新為右衛門の養子である。

享和元年（一八〇三）、幸左衛門は、父為右衛門の名代勤を任された。その後、文化四年（一八一七）、父の跡目を相続した。以下は、同年一月二二日の「新保門家譜」である。

一 式拾六俵三人扶持

為右衛門養子 新幸左衛門

養子之儀候得共、御支配式拾六俵三人扶持無相違被仰付旨被仰出候。

このとき、幸左衛門は養子であるにもかかわらず、父為右衛門と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

このように、幸左衛門が減禄を免れた理由には、①幸左衛門が父の家督を相続する以前、名代勤を通じ、御忍の職務の経験を積んだこと、②御忍の定禄である二六俵三人扶持を下回る減禄を藩が避けたことなどが挙げられる。

その後、文政四年（一八二二）、幸左衛門は、自身の子紋蔵を、新幾三郎家の四代目新綱右衛門の養子に立てる旨を、藩に願ひ出た。以下は、同年二月二二日の「控帳」である。

一 御忍新綱右衛門儀、此度新幸左衛門悴紋蔵を養子ニ致し度旨奉願候ニ付、相伺候上、双方願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、紋右衛門は、綱右衛門の養子となった。

「新幾三郎家譜」によれば、嘉永四年（一八五二）、紋蔵は、江戸表において、綱右衛門の跡目を相続した。

一方、「控帳」によれば、幸左衛門は、文政一二年（一八二九）、病身を理由に、子平一郎に名代勤を任せた。その後、弘化三年（一八四六）、平一郎に家督を相続させた。

以上が、三代目新幸左衛門の事歴である。

四代目新平右衛門

では、次に、四代目新平右衛門の事歴について述べる。平右衛門とは、三代目新幸左衛門の実子である。

文政一二年（一八二九）、平右衛門は、父幸左衛門の名代勤を任された。その後、弘化三年（一八四六）、父の家督を相続した。以下は、同年一月二七日の「新保門家譜」である。

一式拾六俵三人扶持 幸左衛門実子 新平右衛門
実子之儀ニ候得は、御支配式拾六俵三人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、平右衛門は実子であったため、父幸左衛門と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後、嘉永六年（一八五三）六月三日、ペリーが来航したことにより、鳥取藩は武蔵国本牧の警衛を担当することになった。そのため、嘉永七年（一八五四）、平右衛門は、この警衛を申し付けられた。以下は、同年二月六日の「控帳」である。

一御忍左之者共儀、武州本牧御警衛為御用、詰江戸用意次第急ニ出足被仰付旨、御目付江申渡之。

国府千蔵 新平右衛門

ここでは、この警衛御用を勤めるために、平右衛門は準備次第、江戸に向けて出発する旨を申し付けられている。

その後の「控帳」によれば、同月八日、平右衛門は、国府千蔵と共に鳥取を出発した。

また、新幾三郎家の紹介でも述べたとおり、この前年には、新幾三郎家の五代目新紋右衛門と吉岡保之家の四代目吉岡幸蔵も、共に本牧の警衛を勤めている。

しかし、安政五年（一八五八）、平右衛門は、詰江戸の途中、病気を患ってしまった。これを理由に、平右衛門は、暇を藩に願い出た。以下は、同年二月二五日の「控帳」である。

一御忍新平右衛門儀、於江戸表病氣依願、御国江之御暇被仰付候得共、不束之趣相聞へ候
二付、追而被仰渡之筋有之、道中相愼罷帰候様被仰付置、此余御取糺し之上、急度被仰
付品も有之候得共、格別之御宥恕を以、無其儀、急度差控被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、平右衛門は、鳥取に帰国することになった。

しかし、在府中、平右衛門は素行がよくなかったようである。これを聞き付けた藩は、平右衛門に対し、鳥取に向かう道中は、慎んで帰る旨を申し付けた。また、本来ならば、厳しい処罰を下すべきであることを述べた上で、今回は格別の宥恕を以て、平右衛門に対し、差控を申し付けた。

しかし、結局のところ、今回の件については、最後まで平右衛門の「不束之趣」が何であったのか、その詳細については記されていない。

その後の「控帳」によれば、同年三月、この差控は解かれた。そして、慶応二年（一八六六）、平右衛門は死去した。

以上が、四代目新平右衛門の事歴である。

五代目新保門

では、最後に、五代目新保門の事歴について述べる。保門とは、四代目新平右衛門の実子である。

慶応二年（一八六六）、父平右衛門が死去したおり、保門は、この旨を御目付に申し届けた。以下は、同年十一月二十九日の「控帳」である。

「なお、文中に記した「幾之進」とは、保門のことである。

一御忍新平右衛門儀、昨日死去致し候段、実子幾之進より申達候旨、御目付申達之、并幾之進儀、年齢十六歳罷成候段も申達之。

このとき、保門は父の死去と共に、自身が一六歳になった旨も藩に申し届けた。

これは、保門が、父平右衛門の家督を相続するにあたって、相応の年齢になったことを示すためのものであると考えられる。

その後、慶応三年（一八六七）、保門は、父の跡目を相続した。以下は、同年三月二八日の「新保門家譜」である。

一貳拾六俵三人扶持 平右衛門実子 新幾之進

実子之儀候得は、御支配貳拾六俵三人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、保門は実子であったため、父と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後の「新保門家譜」によれば、明治二年（一八六九）、新保門家は家業御放となり、保門は、士族に取り立てられた。そして、明治四年（一八七二）三月、保門は、練兵懸り試補に任命された。さらに、同年八月、半隊司令官試補に任命された。

以上が、五代目新保門の事歴である。

【新保門家 略系図】

初代

新綱右衛門

安永7年（1778）一時的に雇用
安永7年（1778）召抱
天明1年（1781）新幾三郎家へ
嘉永4年（1851）6月12日?13日?没

2代目

新為右衛門

天明1年（1781）養子相続
文化14年（1817）9月21日没

3代目

新幸左衛門

享和1年（1803）名代勤
文化14年（1817）養子・跡目相続

4代目

新平右衛門

文政12年（1829）名代勤
弘化3年（1846）相続
慶応2年（1866）11月28日没

新保門

慶応3年（1867）相続
明治2年（1869）家業御放後、士族へ
明治4年（1871）練兵懸り試補
明治4年（1871）半隊司令官試補

「御支配帳」にみる新保門家の禄高一覧

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
文化14	1871	3代目	新幸左衛門	新為右衛門	26俵3人扶持	2014	—
文化15	1872	3代目	新幸左衛門	—	26俵3人扶持	2015	—
文政4~6	1821~23	3代目	新幸左衛門	—	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	3代目	新幸左衛門	—	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1383~40	4代目	新平一郎	新幸左衛門	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	4代目	新平右衛門	新幸左衛門	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	4代目	新平右衛門	—	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2~慶応2	1855~66	4代目	新平右衛門	—	26俵3人扶持	2036~48	—
明治2	1869	5代目	新幾之進	—	26俵3人扶持	2049	—

第三節 伊賀家

では、ここからは、伊賀家について述べる。

伊賀家とは、伊賀赤心家のことである。伊賀家の由緒でも述べたとおり、伊賀赤心家は、もともとは本家新長次郎家の別家である。

よって、新長次郎家とは同様の由緒を共有しており、伊賀赤心家も、長らくは本家と同様に、新の苗字を名乗っていた。

しかし、五代目の伊賀赤心は、伊賀者の由緒に大変関心のある人物であった。彼は、自身の家の系図を丁寧に取り調べ、本家以上に詳しい家の事歴を、由緒書に書き記した。そして、この伊賀者の由緒を強調するために、苗字も伊賀に改めた。

(一) 伊賀赤心家

伊賀赤心家とは、新家の本家新長次郎家の二代目新茂太夫の三男作兵衛を初代とし、作兵衛・十助・作兵衛・作兵衛・赤心と五代に渡って続いた御忍の家である。

伊賀赤心家の家譜である「伊賀赤心家譜」によれば、寛文六年（一六六六）あるいは「御支配帳」によれば、寛文十一年（一六七二）、初代作兵衛は、御忍として召し出された。その後、万延元年（一八六〇）、伊賀赤心家は家業御放となり、五代目赤心は、小幡作廻会図役に取り立てられた。

これから伊賀赤心家の詳しい事歴を紹介する前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代新作兵衛 正保元年（一六四四）～没年不明。新長次郎家の二代目新茂太夫の三男。寛文六年（一六六六）あるいは寛文十一年（一六七二）、御忍として召し出された。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

二代目新十助 生年不明～享保八年（一七二三）。初代新作兵衛の息子。父作兵衛の家督を相続し、御忍の職務を勤めた。しかし、まもなく病にかかり、江戸表において死去した。

三代目新作兵衛 生年不明～寛政六年（一七九四）。二代目新十助の養子。新彦市家の二代目新彦四郎の甥徒小山久兵衛の次男。初名は彦五郎。その後、市右衛門と改名した。父十助の死後、この跡目を相続した。江戸御供・御内御用・詰江戸・立婦御供などを勤めた。これらの勤功を評価され、最終的には三五俵四人扶持で勤めた。しかし、格式の取り立てについては、最後まで藩の承諾を得るには至らなかった。

四代目新作兵衛 生没年不明。三代目新作兵衛の養子。船頭中井和平太の弟。初名は清十郎。名代勤の後、父作兵衛の跡目を相続した。養子でありながら、父の勤功を理由に、父と同様の禄を拝領した。御入湯御供・因伯二国の在廻り・江戸御供・詰江戸などを勤めた。しかし、病気を理由に、職務を解かれることも多かった。一方で、人

選の上で、藩主から頼まれ、重要な御内御用を勤めることもあった。

五代目伊賀赤心 生没年不明。四代目新作兵衛の養子。船頭中井和平太の三男。初名は幸之進。その後、平太夫・平太・平太左衛門と改名した。詰江戸・江戸御供・御入湯御供・御供詰・日光御社参御供・御泊鷹野御供などを勤めた。また、自身の次男熊太夫を、吉岡義信家の五代目吉岡伝右衛門に養子入りさせた。その後、熊太夫は、伝右衛門の家督を相続した。万延元年（一八六〇）、伊賀赤心家は家業御放となり、赤心は、小幡作廻会凶役に取り立てられた。その後も、赤心は、兵学局助教・要門流越後流御講書懸り・長沼流御講書懸り・御軍式方御講書懸り・遊隊九番組筆頭ならびに第九区仮戸長・戸籍校合中戸籍懸りなどを勤めた。また、探索御用・御進発御供・御目付御内御用なども勤めた。

以上が、伊賀赤心家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、伊賀赤心家の略系図と、「御支配帳」にみる伊賀赤心家の禄高の一覽表を作成した。これを以下に示す。

初代新作兵衛

では、ここからは、伊賀赤心家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代新作兵衛の事歴である。

作兵衛は、新家の本家新長次郎家の二代目新茂太夫の三男である。まずは、作兵衛について記した「伊賀赤心家譜」の記述を、以下に示す。

一初代 新作兵衛

寛文六年、本家二代新茂太夫、願を以別家ニ被召出、御扶持給共御忍並之通被仰付、御奉公申上、及老年、正徳四年、願之通隠居被仰付、別ニ三人扶持被遣旨被仰付候。

寛文六年（一六六六）、作兵衛は、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。その後、池田家に奉公を申し上げ、正徳四年（一七一四）、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。

しかし、寛文六年（一六六六）の「御支配帳」の記録で、作兵衛の名前は見出せない。その後、はじめて作兵衛の名前がみえるのは、寛文十一年（一六七二）のことである。

よって、「藩士家譜」の信憑性を加味した場合、作兵衛が召し出だされたのは、寛文六年（一六六六）ではなく、寛文十一年（一六七二）である可能性が高い。

その後、天和二年（一六八二）、但馬国村岡における敵討のおりには、この敵討を行なった面々を米子まで送り届ける面々のなかに、作兵衛の名前がみえる。以下は、同年六月七日の「控帳」である。

一新太郎様御葬礼、備前於和意谷有之付、御法事之為御使者菅隼人被遣、今朝発足、御

香奠銀貳拾枚、伯州様より之御使者南部市兵衛、御香奠銀五枚、壹州様より銀二枚、是ハ伯州様より之御使者ニ御言伝被成被遣。

但馬国村岡ニテ敵討之者共ヲ米子迄送参衆

唯太郎右衛門組 津田茂右衛門組 円山勘解由組

福原清左衛門 北村源五郎 安田金右衛門

黒田四郎兵衛組 三浦凶書組 大西主殿組

依藤孫兵衛 毛利惣右衛門 沢治部左衛門

青木官兵衛 竹村孫太夫 山田権左衛門

堀庭与惣左衛門組 乾甲斐組 和田式部組

佐分利五郎左衛門 荒川半弥 佐久間市之丞

諏訪吉左衛門 落合六郎右衛門

右之面々、先日敵討候者共ヲ米子迄送参付、以木戸十兵衛委細達御耳候処、苦勞思召御意之旨、夫々ノ組頭へ申渡様ニと御意ニ付、申達事。

忍 吉岡弥七郎 札幌ノ御歩行 杉浦左二兵衛

安場金右衛門 松川六右衛門

新作兵衛 堀作右衛門

吉岡半右衛門 福家十太夫

町横目 松原伝右衛門 吉田惣五郎

小長井十介 有沢九左衛門

御歩行 山瀬弥太郎 渡辺半介

北村吉兵衛 落合惣兵衛

右之者共、先日敵討之者共ヲ米子迄送参ニ付、委細以木戸十兵衛達御耳候通、夫々之頭へ申聞せ置候様ニと、御内意ニ付、頭々江申聞置候事。

ここでは、作兵衛以外にも、御忍吉岡弥七郎・安場金右衛門・吉岡半右衛門が、敵討を行なった者たちを、米子まで送り届けた旨が示されている。

このとき、新幾三郎家の初代新紋右衛門が御内御用を勤めたことは、第二章でも述べたとおりである。

その後、正徳五年（一七一六）、作兵衛は七〇歳となり、隠居を藩に願ひ出た。以下は、同年二月二五日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛、今年七拾歳ニ罷成候。並之通休息被仰付被下候様ニ奉願候、忝十助江御扶持御支配無相違被遣、作兵衛江ハ並之通三人扶持一生被遣由、御目付江申渡事。

藩の承諾を得て、作兵衛は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、作兵衛は自身の家督を、子十助に相続させた。

ただし、「伊賀赤心家譜」では、作兵衛の隠居は、正徳四年（一七一五）のことである。以上が、初代新作兵衛の事歴である。

二代目新十助

では、次に、二代目新十助の事歴について述べる。十助とは、初代新作兵衛の実子である。

まずは、十助について記した「伊賀赤心家譜」の記述を、以下に示す。

二代 十助

正徳四年、家督無相違被仰付、享保八卯年、於江戸表、病死仕候。

正徳四年（一七一五）十助は、父作兵衛の家督を相続した。しかし、彼は短命であったため、享保八年（一七二三）、江戸表において病死した。

死去する以前、十助は病気を理由に、新彦市家の二代目新彦四郎の甥徒小山久兵衛の次男彦五郎を、養子に立てる旨を藩に願い出ていた。以下は、同年四月二四日の「控帳」である。

一御忍新十助大切ニ相煩候ニ付、御徒小山久兵衛次男彦五郎と申者、新彦四郎甥ニ而候付、養子奉願、達御耳、御聞届被遊由、去ル十三日御目附共江申渡由、同日之晩、十助相果候由、申来候事。

この願い出は藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、同月一三日、彦五郎は、十助の養子となった。その後、同月二四日、十助は死去した。

このとき、十助は江戸表において死去したため、彼の代わりに、吉岡喜左衛門が江戸に赴く旨を申し付けられた。以下は、同年四月二八日の「控帳」である。

一御忍之者新十助代リニ、吉岡喜左衛門江戸へ罷越様ニ申渡旨、小谷治右衛門申聞事。

その後の「控帳」によれば、同年五月一〇日、喜左衛門は鳥取を出発した。そして、同月二六日、江戸に到着した。

これらを踏まえると、十助は江戸勤めの途中、病気を患い、まもなく死去してしまったものとおもわれる。

以上が、二代目吉岡十助の事歴である。

三代目新作兵衛

では、次に、三代目新作兵衛の事歴について述べる。作兵衛とは、二代目新十助の養子

である。

まずは、作兵衛について記した「伊賀赤心家譜」の記述を、以下に示す。

一三代 作兵衛 初名 彦五郎 市右衛門

享保八卯年九月十四日、家督無相違被仰付、諸御用相勤、別て御内御用之儀は宜相勤候二付、度々御褒美被為下候。延享三寅年九月朔日、御城内出火之節、仲ヶ間之内にて忝人宜相勤候段、御目ニ留り、翌卯年正月廿二日、御詞之御褒美被仰渡候。同四卯年、人別数多之内にて勝て出精相勤候段、御満足被為思召、此以後共忠義第一ニ相勤候様御意之趣被仰渡候。明和八卯年十二月廿七日、格別為御褒美御上下頂戴被仰付候。安永元辰年、御支配四俵御足都合三拾俵被仰付候。同八亥年十二月廿七日、格別之勤功有之者之儀ニ付、追て格式御取立之御評儀可被為下旨被仰渡候。同九子年十二月十九日、忝人扶持五俵御加増、都合三拾五俵四人扶持被仰付候。其後老病ニ取結、寛政五丑年九月廿二日、倅請十郎江名代勤被仰付候。

享保八年（一七二三）九月、作兵衛は、父十助の家督を相続した。

在職中、作兵衛は諸御用のなかでも、とくに御内御用をよく勤めた。そのため、藩主から度々、お褒めの言葉を頂戴した。

たとえば、延享三年（一七四六）、鳥取城内の出火のおりには、御忍のなかでも一人、格別によく働いた。この姿が四代藩主池田宗泰の目に留まり、延享四年（一七四七）、作兵衛は、お褒めの言葉を頂戴した。

さらに、同年中、宗泰は、数多くの家臣のなかでも、作兵衛がとりわけよく職務を勤めていることを快くおもい、今後も忠義第一に職務を勤めるようにと申し渡した。

その後、明和八年（一七七二）、作兵衛は、五代藩主池田重寛から、特別に御上下を頂戴した。また、安永元年（一七七二）、支配米四俵の加禄を施され、三〇俵三人扶持を拝領した。

さらに、安永八年（一七七九）には、作兵衛の格式の取り立てに関する評議が行なわれた。この結果、安永九年（一七八〇）、五俵一人扶持の加禄を施され、三五俵四人扶持を拝領した。その後、寛政五年（一七九三）、病気を理由に、子請十郎に名代勤を任せた。

以上が、「伊賀赤心家譜」における作兵衛の事歴である。では、ここからは、「控帳」などを通じ、作兵衛の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

「伊賀赤心家譜」によれば、享保八年（一七二三）、作兵衛は「家督無相違被仰付」とある。しかし、「控帳」によれば、このときの相続は、家督相続ではなく、正しくは跡目相続である。以下は、同年九月一五日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新彦五郎」とは、作兵衛のことである。

一岸本周哲江跡目被仰附、御忍之者新彦五郎江も十助跡目被仰付、御用人・御目附江申渡候、委細は相続帳二記候事。

前に述べたとおり、同年四月、父十助は死去している。

一方、この記述からは、同年九月、作兵衛が父の跡目を相続したことがわかる。

なお、この相続のおり、作兵衛は幼少を理由に、藩から家業が満足に勤められないと判断され、減禄を施された。その結果、作兵衛は、一五俵三人扶持を拝領した。

しかし、享保十一年（一七二六）、作兵衛は元服し、復禄を許された。以下は、同年一月六日の「控帳」である。

一御忍新彦五郎儀、幼少ニ而家業不相務候ニ付、跡目之節御支配御減少被成、拾五俵三人扶持被遣被置候、致成仁、今年より御番も相務候ニ付、此度拾壹俵御足米被遣、並之通都合式拾六俵三人扶持被仰附、今日御目附共江申渡ス事。

ここでは、①作兵衛が成人したこと、②同年から御番を勤めるようになったことを理由に、藩が作兵衛に対し、復禄を許す旨を申し渡している。これにより、作兵衛は、御忍の定禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後の「控帳」によれば、作兵衛は、延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）の御内御用で、計三回これを勤めた。そのため、四代藩主池田宗泰から、お褒めの言葉を頂戴した。

前に述べたとおり、「伊賀赤心家譜」によれば、延享三年（一七四六）の出火で作兵衛が格別に働き、宗泰の目に留まってから、延享四年（一七四七）、お褒めの言葉を頂戴し、忠義第一に勤めるようにとの言葉を頂戴するまで、この期間がちょうど、御内御用を勤めた時期と重なっていることがわかる。

このとき、作兵衛が宗泰との関係を取り結んだことが、その後の彼の出世におおきな影響を及ぼしたことは、まず間違いないであろう。しかし、宗泰の在位期間はたった九年間であったため、まもなく代替わりとなり、五代藩主池田重寛の治世となった。

作兵衛は、寛延三年（一七五〇）・宝暦二年（一七五二）、詰江戸を勤めた。

その後、宝暦三年（一七五三）、御忍は重寛の御初入まで、毎年詰江戸を申し付けられた。これにより、作兵衛はまず、宝暦四年（一七五四）から宝暦七年（一七五四）まで江戸三年詰を勤めた。その後も、宝暦九年（一七五九）、詰江戸を勤め、宝暦一二年（一七六二）、重寛の御初入のおり、道中の御供を勤めた。

安永三年（一七七四）、作兵衛は、これらの勤功を理由に、加禄を藩に願い出た。以下は、同年十二月二十八日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新市右衛門」とは、作兵衛のことである。

一新市右衛門儀、旧年出精相勤、先達而御内御用被仰付、宜相務、其上及老年、江戸御供等万々無懈怠出精相勤候二付、御夫持支配之儀相願候処、御時節柄二付、願之通二は難被仰付候、併格別之勤功有之候間、此度御支配四俵御足、都合三拾俵被仰付。

ここでは、作兵衛は旧年出精し、御忍の職務をよく勤めた旨が示されている。

しかし、第二章でも述べたとおり、藩は作兵衛の勤功を評価しながらも、時節柄を理由に、彼に対し、支配米四俵の加禄を施すに留まった。

ただし、「伊賀赤心家譜」によれば、作兵衛の支配米四俵の加禄は、安永元年（一七七二）のことである。

その後、安永六年（一七七七）、吉岡正臣家が家業御放となり、三代目吉岡源兵衛が、御忍としては異例となる馬廻に取り立てられた。

これを受け、安永八年（一七七九）、作兵衛は他の御忍と共に、御目付の申し立ても得て、格式の取り立てを藩に願ひ出た。以下は、同年一月二七日の「控帳」である。

一御忍左之者共儀、数年無懈怠相勤、旧功も有之に付、先達而御取立之儀奉願候処、不外成家業之者二候得は、難被為成筋二候得共、御目付共より申立候趣も有之に付、格別二遂評儀可遣候間、其旨申渡置候様、御目付江申聞候事。

吉岡弥七郎 新作兵衛 吉岡弥右衛門

この件について、藩は本来、家業家は取り立てなどが容易に許されない家柄であること
を強調した上で、御目付の申し立てを理由に、特別に評議に至る旨を申し渡した。

しかし、評議の結果、結局藩は、彼らの格式を取り立てるには至らず、彼らに対し、五俵一人扶持の加禄を施すに留まった。以下は、安永九年（一七八〇）一月一八日の「控帳」である。

一御忍左之もの共儀、左之通被仰出、其段、御目付江申渡之。

吉岡弥七郎

新作兵衛

吉岡弥右衛門

其方共儀、格別勤功有之者二付、兼而願之通り可被仰付候処、当時難被為成趣有之候、乍然、老年之者共之儀二付、先此度は一人夫持五俵ツ、御加増被仰付旨、被仰出候。

なお、文中で「先此度は」とあるけれども、結局はその後も、彼らがこれ以上の出世を果たすことはなかった。

これら一連の出来事については、第二章でも述べたとおりである。

その後、寛政五年（一七九三）、作兵衛は、中井和平太の弟清十郎を、養子に立てる旨

を藩に願い出た。以下は、同年三月九日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛儀、兼而内縁有之二付、中井和平太弟清十郎を致養子度旨、奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、清十郎は、作兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年九月、作兵衛は、清十郎に名代勤を任せた。そして、寛政六年（一七九四）閏十一月八日、作兵衛は病死した。そのため、寛政七年（一七九五）、清十郎はこの跡目を相続した。

以上が、三代目新作兵衛の事歴である。

なお、詳しい年月日は定かではないけれども、「伊賀赤心家譜」における近世初期以前の由緒書には、この作兵衛の代に、伊賀赤心家の家紋を変更した旨が示されている。以下は、該当する「伊賀赤心家譜」の記述である。

一家之定紋は、服部家之由緒を以、丸二矢ノ羽違ニて御座候処、三代作兵衛儀、相改、服部家之替紋、丸二釘抜を以、定紋と仕、丸なしニ矢ノ羽違を替紋と仕居申候。

ここでは、それまでの伊賀赤心家の家紋が、丸に矢の羽違いであった旨が示されている。しかし、これ以後、丸に釘抜きを以て、伊賀赤心家の家紋とし、丸なしに矢の羽違いとなった。

四代目新作兵衛

では、次に、四代目新作兵衛の事歴について述べる。作兵衛とは、三代目新作兵衛の養子である。

まずは、作兵衛について記した「伊賀赤心家譜」の記述を、以下に示す。

一四代 作兵衛 初名 請十郎

寛政五丑年、名代勤被仰付、同七卯年三月二日、家督無相違被仰付、諸御用相勤、重キ御内御用二相成候ては、思召を以、格別ニ被仰付相勤、及老年、文政十一子年十月十三日、願之通隠居被仰付、別ニ三人扶持被遣旨被仰付候。

寛政五年（一七九三）、作兵衛は、父作兵衛の名代勤を任された。その後、寛政七年（一七九五）、父の家督を相続した。

在職中、作兵衛は諸御用を勤め、重要な御内御用については、藩主の格別の思し召しを以て申し付けられた。その後、文政一一年（一八一四）、作兵衛は、高齢を理由に、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。

以上が、「伊賀赤心家譜」における作兵衛の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、作兵衛の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

「伊賀赤心家譜」によれば、作兵衛は「家督無相違被仰付」とある。しかし、「控帳」によれば、寛政六年（一七九四）父作兵衛は死去し、寛政七年（一七五九）、作兵衛はこの跡目を相続した。そのため、このときの相続は、家督相続ではなく、正しくは跡目相続である。

なお、この相続のおり、作兵衛は養子であったにもかかわらず、父作兵衛と同様の禄である三五俵四人扶持を拝領した。以下は、同年三月二日の「控帳」である。

一御忍新清十郎義、跡目左之通被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡之。

一三拾五俵四人扶持

作兵衛養子 新清十郎

無相違

養子之儀候得は、御支配三拾五俵之内、御法之通五俵御減少被成筈ニ候得共、親作兵衛江格別被遣候御加増之儀ニ付、此度は先其俵被遣、御支配三拾五俵四人扶持被仰付旨被仰出候。

ここで注目したいのは、養子である作兵衛が、父作兵衛の勤功を理由に、減禄を免れたという点である。

このように、父の生前の働きによって、養子が減禄を免れる例は、安永九年（一七八〇）、父と同様に加禄を施された吉岡和角・吉岡弥右衛門の子と孫の代だけにみられることである。

その後、文化六年（一八〇九）、作兵衛は、江戸御供を申し付けられた。しかし、このとき、彼は以前からの頭瘡が原因で、とくに体調がすぐれなかった。これを理由に、江戸御供の解職を藩に願ひ出た。以下は、同年三月一日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛儀、当年江戸御供被仰付置候処、頭瘡致難儀、昨今ニ至り別而不相勝ニ付、此度御供御免為下候様奉願趣、承届之、願之通り詰江戸共被成御免旨、御目付へ申渡之。

藩の承諾を得て、作兵衛は江戸御供と共に、詰江戸の職務も解かれた。

作兵衛はその後も、文化八年（一八一二）、体調不良を理由に、江戸御供の職務を解かれた。そのため、物成などを上納することが困難となり、これを上納する期限を延長する旨を、藩に願ひ出た。以下は、同年七月一三日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛義、先達而依願江戸御供御免之節、請取もの上納残之分、勝手難渋ニ付、

詰中上納御延被下候様奉願趣、勘定所取調之上、当暮より三年賦承届、其段御目付江申

渡之。

藩の承諾を得て、作兵衛は同年末から、物成などを三年賦で上納する旨を申し付けられた。

しかし、作兵衛はその後も、文政二年（一八一九）、江戸御供の途中、体調を崩し、この職務を解かれた。以下は、同年三月二十九日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛儀、江戸御供ニ而罷越候処、御途中ニ而不相勝、御供御免、於伏見保養致し候処、少々快方ニ付、去ル廿七日帰着申段、御目附申達之。

『鳥取藩の参勤交代』（59）によれば、同年の参勤交代は、三月五日、鳥取を出発している。しかし、この道中、作兵衛は体調を崩したため、一旦は伏見において保養した。そして、幾分か体調が回復してから、同月二十七日、引き返すために、鳥取に向けて出発した。その後、作兵衛は、再び物成などを上納することが困難となり、例によって、この上納の期限を延長する旨を、藩に嘆願した。以下は、同年一月一六日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛儀、当春詰江戸御供ニ而出足、伏見迄罷越候処、病氣ニ付、同所より罷帰、依願詰江戸被成御免候ニ付、江戸立御渡し物当暮御支配を以上納ニ相成、難波之趣御敷申上候ニ付、勘定所取調之上、御途中迄も罷越候儀ニ付、今来年ニ御取立被遣旨承届、其段御目付江申渡之。

この願い出について、藩は、作兵衛が江戸に向かう途中まで江戸御供を勤めたことを加味した上で、作兵衛に対し、同年と翌年の二年賦で物成などを上納する旨を申し付けた。

このように、作兵衛は病身を理由に、御忍の職務を満足に勤められないことが多かった。一方で、これ以前には、因伯二国の在廻りなどをよく勤めており、「伊賀赤心家譜」では、作兵衛が重要な御内御用を勤めた旨が記されている。

その後、文政八年（一八二五）、作兵衛は、江戸表において、船頭中井和平太の三男幸之進を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年十二月二五日の「控帳」である。

一御船頭中井和平太儀、此度三男幸之進を新作兵衛養子ニ致所望候付、遣し度旨奉願趣、願之通り承届候段、御船手江申渡之。

但、右作兵衛儀、此節在江戸ニ付、於同所奉願候処、片願ニ而被仰付候例有之ニ付、直ニ相伺候上、申渡候段申来候故、当表ニ而も片願ニ而承届候事。

このとき、作兵衛は、詰江戸の途中であったため、江戸表において、養子を立てる旨を藩に願い出ている。一方、和平太は鳥取において、これを藩に願い出ている。

よって、藩はこれが和平太の片願いではないことを確認するため、作兵衛に今回の養子の件について了承を得てから、これを承諾した。これにより、幸之進は、作兵衛の養子となった。

その後、文政一一年（一八二八）、作兵衛は、高齢などを理由に、隠居を藩に願ひ出た。以下は、同年一〇月三日の「控帳」である。

一御忍新作兵衛儀、及老年、其上近来耳不通、物覚悪敷御奉公難相勤ニ付、旧例之通隠居被仰付、悴幸之進江家督被仰付被為下候様奉願候処、例も有之ニ付、願之通悴江家統被仰付、作兵衛江は並之通三人扶持被遣旨、相伺候上、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、作兵衛は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、幸之進に相続させた。

以上が、四代目新作兵衛の事歴である。

五代目伊賀赤心

では、最後に、五代目伊賀赤心の事歴について述べる。赤心とは、四代目新作兵衛の養子である。

まずは、赤心について記した「伊賀赤心家譜」の記述を、以下に示す。

伊賀と改苗

一五代 赤心 初名 幸之進 平太夫 平太 平太左衛門

文政十一子年十月十三日、家督無相違被仰付、詰江戸拾度罷越候内、御上下之御供度々、嘉永元申年日光御社参之節も御供仕、御内御用之儀は度々御人撰にて被仰付、同二酉年十二月、旧年兵学専修行仕、心懸宜趣を以、為御褒美御金頂戴被仰付、猶又相励候様被仰付、同四亥年十二月廿二日、旧年兵学出精仕、心懸宜趣、御褒美被為下、同五子年九月廿八日、兼て心懸宜ニ付、御満足被為思召、御内々為御褒美御紙頂戴被仰付候。

文政一一年（一八二八）、赤心は、父作兵衛の家督を相続した。

在職中、赤心は、一〇回勤めた詰江戸のうち、御上下御供を度々勤めた。また、嘉永元年（一八四八）、日光御社参御供を勤めた。さらに、御内御用は、藩主の人選の上で申し付けられ、度々これを勤めた。

嘉永二年（一八四九）旧年、兵学修行に励んでいたことを評価され、褒美として御金を頂戴した。このおり、一二藩主池田慶徳から、今後も兵学に励むようにと申し渡された。その後、嘉永四年（一八五一）、褒美を頂戴した。さらに、嘉永五年（一八五二）、慶徳から、内々の褒美として御紙を頂戴した。

以上が、「伊賀赤心家譜」における赤心の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、赤心の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まず、文政十一年（一八二八）、赤心が父作兵衛の家督を相続するおり、作兵衛は藩に對し、申し立てを行なったようである。以下は、同年九月二十七日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新幸之進」とは、赤心のことである。

一御忍新作兵衛儀、家督以来当年迄三十六年、無懈怠御奉公申上候付、養子幸之進を実子並ニ被仰付被為下候様申立有之処、例も無之ニ付、右実子並ニは難被仰付候、尤格別申立之趣有之ニ付、追而悴家督被仰付候節、含之筋有之候之間、此旨申聞置候様、御目付江申渡之。

このときの作兵衛の申し立てとは、養子赤心を、実子と同様に扱う旨を藩に願ひ出るものであった。これは、赤心の養子相続による減禄を、免れるためのものであると考えられる。

この件について、藩はまず、それまでに前例がないことであるため、本来であれば、この申し立ては容易に許されないものであると述べた。

ただし、今回の場合には、①作兵衛の格別の申し立てがあったこと、②今後、家督を相続する赤心には「含之筋」があることを理由に、これを承諾する旨を申し渡した。

この記述どおり、「御支配帳」の記録では、文政十一年（一八二九）、赤心の禄高は、父と同様の禄である三五俵四人扶持となっている。すなわち、作兵衛の申し立ては承諾され、赤心は、養子相続による減禄を免れたのである。

では、ここからは、今回、赤心が減禄を免れた「含之筋」がいったい何であるのかについて検討していく。

ここでいう「含之筋」が何を示すのかについて、確定的なことはいえないけれども、可能性としては、①血縁関係か、②祖父作兵衛の勤功か、あるいは、③藩主の意向などが挙げられる。

まず、「含之筋」が、①をさしている場合について、簡単に述べる。

前に示したとおり、父作兵衛とは、船頭中井和平太の弟である。また、赤心は、和平太の三男である。すなわち、赤心は、作兵衛の甥にあたる存在である。

文中では、この血縁関係を「含之筋」と称し、赤心が実子と同様に扱われることになったのではないかと考えるのが、①の場合である。

では、次に、「含之筋」が、②をさしている場合について述べる。

安永九年（一七八〇）、祖父作兵衛は、藩の評議の結果、五俵一人扶持の加禄を施され、三五俵四人扶持を拝領した。その後、寛政七年（一七九五）、父作兵衛は、祖父の跡目を相続した。

ただし、このとき、父作兵衛は養子であったにもかかわらず、祖父の勤功を理由に、減

禄を免れ、祖父と同様の禄である三五俵四人扶持を拝領した。

このように、安永九年（一七八〇）、加禄を施された御忍は、このときの勤功が、子と孫の代にまで引き継がれ、減禄を免れているのは、第二章でも述べたとおりである。

これと同様に、今回の場合、赤心には祖父和角の勤功を引き継ぐ「含之筋」があることを理由に、赤心は夷子と同様に扱われることになったのではないかと考えるのが、②の場合である。

では、最後に、「含之筋」が、③をさしている場合について、簡単に述べる。

前に述べたとおり、父作兵衛は、四代藩主池田宗泰と関係を取り結び、内々の褒美を頂戴するほど、宗泰から一目置かれる存在であった。

このように、作兵衛は藩主からも高い評価を受けていたため、これを「含之筋」とし、藩主の意向によって、赤心は夷子として扱われることになったのではないかと考えるのが、③の場合である。

その後、弘化三年（一八四六）、作兵衛は、自身の次男熊太夫を、吉岡義信家の五代目吉岡伝右衛門の養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年七月四日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門儀、此度新平太夫二男熊太夫□致養子度旨、奉願趣、双方願之通被仰付候様相伺候上、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、熊太夫は、伝右衛門の養子となった。

「吉岡義信家譜」によれば、その後、明治元年（一八六八）、熊太夫は、父伝右衛門の跡目を相続した。

また、赤心には熊太夫以外にも、忠太夫という子がいた。しかし、忠太夫は熊太夫を養子に出した同年、自殺してしまった。以下は、弘化三年（一八四六）一月一四日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新平太」とは、赤心のことである。

一右二付、左之者共よりも、夜前及深更左之趣申達候段、今朝頭々より申達候付、例之通遂吟味候様、御目附江申渡之。

私儀、今夕他出仕、五時頃罷歸り候処、屋敷前向側式丁目構二而、新平太夫忤忠太夫儀、帯刀之者討留居申、其内右平太夫儀も罷越付添居申候処、無間も忠太夫儀其場所二而自殺仕候二付、此段御達申上候、以上。

十二月十三日

塩倉宇左衛門

私忤忠太夫儀、用事御座候而、今夕五時頃罷出候処、立川於中土手筋、侍躰之者打留候段申越候二付、直様駈付次第承候処、右場所二而、不見知者向より突当候付、一旦脇江控候得共、尚又不法之儀申懸ケ候二付、無抛及詰劄、性名相尋候得共、一応之答も不致、刀を抜懸ケ候二付、不得止事抜合討留候旨申聞候二付、其段御達可申上と奉存候内、忠

太夫儀も右場所ニ而自殺仕候、此段御達申上候、以上。

十二月十三日

新平太夫

乍恐口上之覚

今夕五時頃ニも御座候哉、式町中土手筋於往来、新平太夫様忝忠太夫様より、家名相知不申帯刀之御人を御討留被成候ニ付、乍恐此段書付を以御達申上候、以上。

十二月十三日

立川式丁目

目代

治助

吉蔵

乍恐口上之覚

夜前御達申上候、新忠太夫様御儀、同夜八半時過、於其場自殺被成候様承り候ニ付、直様右場所江罷越し見受候処、相違無御座ニ付、尚又此段書付を以御達申上候、以上。

十二月十四日

立川式丁目

目代

治助

吉蔵

一立川中土手筋ニおゐて、新平太夫忝忠太夫儀、及刃傷討留候者有之処、左馬允家来岡村又之進と申者之趣ニ付、仲ヶ間并親類等之内一人、死骸為見糺と罷出候様、藤輔より左馬允江申聞候事。

では、これら一連の流れを、以下に簡単にまとめていく。

まず、同月一三日、夜八ツ時頃、忠太夫は用事のため、外出した。

忠太夫が町を歩いていると、立川二丁目の中土手筋において、見知らぬ人物が突然、向こうからぶつかってきた。このとき、忠太夫は一旦脇へ避けたけれども、相手が言いがかかりをつけてきたため、忠太夫は、彼の名前を尋ねた。

しかし、彼はその質問には答えず、刀を抜く素振りをみせた。そのため、やむを得ず、忠太夫は彼を殺めた、ということである。

忠太夫はすぐに帰宅し、一連の出来事を赤心に報告し、一旦、父子共に現場に戻った。そして、赤心が、この件を藩に報告すべき旨を話しているうち、忠太夫は、その場で自殺してしまった。

そして後日、忠太夫が殺めた人物は、左馬允の家来岡村又之進であることが判明した。

一方、赤心は忠太夫を亡くし、熊太夫も養子入りさせたため、その後の伊賀赤心家の家督相続については不明である。

そんななか、万延元年（一八六〇）、伊賀赤心家は家業御放となり、赤心は、小幡作廻会図役に取り立てられた。以下は、同年十二月二五日の「控帳」である。

一御忍新平太儀、奉願趣有之処、家督以来三十三年出精相勤、格式御取立之儀は重キ儀ニ付、容易ニ難被為成筋ニ候得共、先祖より旧年御奉公申上候者之儀、近来御軍式御改正ニ付而は、御人御入用ニ付、格段之詛を以、此度格式御取立被仰付、小幡作廻御合図役兼被仰付候間、弥以出精可相勤旨被仰出候。
但し、右同断。

ここでは、「御軍式御改正」にともなう人員の確保を理由に、藩は格別に、赤心を小幡作廻合図役に取り立てる旨を申し付けている。

この記述によれば、伊賀赤心家は、先祖より久しく池田家に奉公を申し上げた家筋であり、赤心も、家督相続以来三三年間、御忍の職務をよく勤めた。

ここで注目したいのは、文中に「新平太儀、奉願趣有之処」と記されている点である。幕末においては、御忍一五家が続々と家業御放となったのは、前から述べているとおりである。しかし、これら一五家のなかで、このように、自身が藩に願ひ出て、取り立てを命じられたことが記されているのは、赤心だけである。

「伊賀赤心家譜」によれば、その後、万延二年（一八六一）、赤心は、御軍式方に雇用され、文久三年（一八六三）五月、兵学局の助教に任命された。

さらに、同年、赤心は、但馬国の探索御用を勤めた。以下は、同年一〇月一五日の「控帳」である。

一左之両人儀、但州表江探索御用有之候間、今日中罷越候様、被仰付、尤委細之儀は、御軍式方頭取承合、罷越候様、岩越次郎兵衛江申渡之。

石谷甚五右衛門 新平太

ここでは、赤心以外にも、石谷甚五右衛門が探索御用を勤める旨が示されている。さらに、藩は彼らに対し、同日中には鳥取を出発する旨を申し渡した。

その後の「控帳」によれば、同年一月、赤心は、この探索御用を勤めた雑用銀として、金一両二分二朱を拝領した。

その後、文久三年（一八六三）、本圀寺事件が発生した。

本圀寺事件とは、京都の本圀寺において、尊王攘夷派の家臣二二人が、佐幕派重臣を襲撃した事件のことである。このとき、彼らは、御用人黒部権之助・高沢省己・早川卓之丞を襲撃し、不在であった加藤十次郎を除く三人を、天誅と称し、殺害した。

この事件を起こした家臣の一人に、中井範五郎という人物がいた。範五郎は、赤心の甥にあたる人物であった。そのため、藩は赤心に対し、間柄の者であることを理由に、差控を申し付けた。以下は、同年八月二九日の「控帳」である。

一新平太儀、中井惣右衛門倅範五郎、去ル十七日夜京都表異変有之節、人数之内江相加り

居申趣、詰合間柄之者より申越候処、甥二付、恐入差控之儀申達、承置、其段御目付へ申聞置之。

ただし、その後の「控帳」によれば、この差控は、御用に差し障りが生じることを理由に、翌日には解かれた。

「伊賀赤心家譜」によれば、元治元年（一八六四）正月、兵学局改革のおり、赤心は兵学局助教を解かれた。代わりに、要門流・越後流御講書懸りに任命された。

さらに、同年七月には、長沼流御講書懸りも兼帯する旨を申し付けられた。以下は、同月二四日の「伊賀赤心家譜」である。

一新平太儀、先達て要門流御講書懸り被仰付置候処、増山河内守殿御家業請承右之節方長沼流兵学兼て致伝来居候二付、右御講書懸りも兼帯常被仰付候事。

ここでは、赤心が兼ねて、増山正賢の家来清水太郎から、長沼流兵学を学んでいた旨が示されている。これを理由に、赤心は要門流御講書懸りに加えて、長沼流御講書懸りも兼帯することになった。

その後、同年九月、赤心は、一回目の長州征討のおり、御供を勤める旨を申し付けられた。以下は、同月七日の「伊賀赤心家譜」である。

一新平太儀、長州江御出勢之御供被仰付旨、御軍式方頭取申渡之。

「伊賀赤心家譜」によれば、その後、元治二年（一八六五）二月一六日、赤心は黒坂に向けて出発し、同年三月四日、鳥取に帰国した。

これは、先の本圀寺事件を起こした中井範五郎が、黒坂の泉龍寺において幽閉生活を送っているのを、赤心が連れ戻すように申し付けられたからである。以下は、同年二月二日の「伊賀赤心家譜」である。

一新平太儀間柄中井惣右衛門倅範五郎、此度惣右衛門手前江御預被仰付候。間柄申合、急ニ黒坂江罷越し候て召進罷帰り、堅く致手当置、其段申達候様惣右衛門江被仰渡候間、左様相心得、其旨外間柄江も申談し、可然取斗候様被仰付、其段頭津田保太夫を以、申渡之。

但し、御時節柄二付、別て鎮静ニ致し、連帰り候様被仰付候、是又申渡之。

ここでは、藩は範五郎を、父中井惣右衛門のもとに預ける旨を申し付けている。よって、間柄である赤心も申し合わせて、彼らは急いで黒坂に赴いた。

その後、同年五月、赤心は、前年一〇月に勤めた但馬国での御内御用およびその後の御

用や出兵にかかわる賄金として、金八両を拝領した。以下は、同月三日の「控帳」である。

一新平太儀、去子十月石州表江、御内御用被仰付候節ノ諸賄金七両御渡相成候処、出張
先二而、追々御用向有之、日延ニ相成、其上他藩出兵等も有之、御渡金二而引足不申
二付、左之通増金御渡之儀申達候二付、勘定所取調之上、無余儀次第二付、其通承届、
其段御軍式方頭取を以申渡之。
一金八両

ここでは、赤心は、前年一〇月、但馬国で御内御用を勤めた後に、金七両を拝領する予定であった旨が示されている。

しかし、その後も赤心は、但馬国において御用を勤めていた。さらには、他藩への出兵も重なっていたため、金七両では、これらの職務を十分に勤めることができなくなってしまう。よって、藩はもとの賄金七両に一両を足し、赤心に対し、金八両を支給した。その後、慶応元年（一八六五）、赤心は二回目長州征討のおり、この一番手を申し付けられた。以下は、同年閏五月一四日の「控帳」である。

一左之面々儀、公方様被遊御進発候付、長討之御人数御立置相成、時宜ニ奇、被成御差出候儀も可有之ニ付、左之通被仰付候間、其旨相心得、兼而用意罷在候様被仰出、其段御側御用人を以申渡之、尤平太以下江は御軍式方頭取を以申渡之。

豊田秀伯 新平太

天野乾 一番手。

二番手。

米原永次

吉岡保之丞

二番手。

ここでは、一四代将軍徳川家茂が出発するときのために、藩が赤心たちに対し、事前に出発の準備を整えておく旨を申し付けている。

「伊賀赤心家譜」によれば、その後、同年六月二一日、赤心は、家茂の御出馬御供を申し付けられた。ただし、これ以前、赤心は安芸国広島表に赴き、御目付御内御用を勤めていた。以下は、同月一日の「控帳」である。

一新平太儀、芸州広島表江、御目付御内御用ニ而、罷越居申処、早追ニ而、今晚七半時過
帰着致し、左之趣申達候段、御目付申達之。

芸州於広島表、御老中小笠原壱岐守殿より、御呼出しニ付、則罷出候処、公用人を以、
別紙御書付御渡し相成候旨。

但し、右別紙は明日之記ニ有之候事。

ここでは、赤心が、老中小笠原長行に呼び出され、安芸国広島表に赴いた旨が示されている。このとき、長行は赤心に対し、書付を託したという。

その後の「控帳」によれば、この書付は、吉岡英郷家の七代目吉岡英郷が持ち帰り、御櫓に届けた。

なお、文中に記した「御目付御内御用」は、管見のかぎり、他に類をみない記述である。しかし、この内容については、詳細は不明である。

その後、慶応三年（一八六七）赤心は、元治元年（一八六四）に任命された要門流・越後流御講書懸りを解かれた。代わりに、御軍式方御講書懸りに任命された。以下は、同年七月三日の「伊賀赤心家譜」である。

一新平太儀、要門流・越後流御講書懸り被仰付置候処、此度御軍式方御講書懸りと被仰付依之、御礼席御軍用役上ニ被仰付旨被仰出、其段、御軍式方頭取被申渡之。

ここでは、赤心が御軍式方御講書懸りに任命されたことで、礼席も、御軍用役の上に列席することになった旨が示されている。

その後の「伊賀赤心家譜」によれば、同年、赤心は出雲国において、探索御用を勤めた。また、明治元年（一八六八）正月から京都に出張し、さまざまな御用を勤めた。明治二年（一八六九）、これらの勤功を理由に、藩は赤心に対し、賞典として金五両を支給した。

なお、赤心はこの京都出張の最中、自身の家の苗字を、伊賀に改めた。以下は、明治元年（一八六八）五月八日の「伊賀赤心家譜」である。

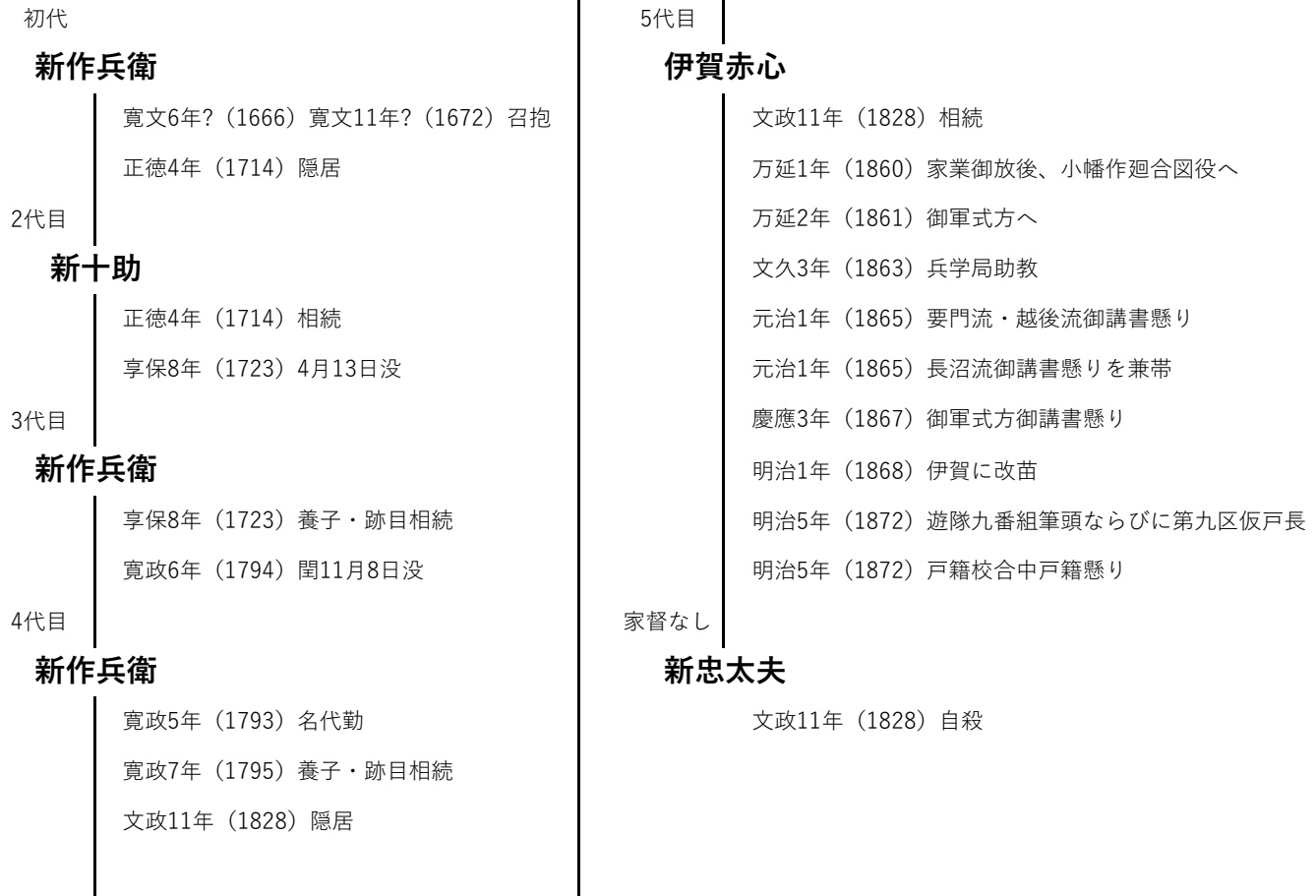
一新平太儀、由緒有之付、苗字伊賀と変苗、名も平太左衛門と相改度旨相願、当四月廿一日、承届候段申渡候旨、和田老岐出張先より申越候事。

しかし、赤心が出張中、なぜわざわざ苗字を変えるに至ったのか、その詳細については不明である。

その後の「伊賀赤心家譜」によれば、明治五年（一八七二）正月、赤心は、遊隊九番組筆頭ならびに第九区仮戸長に任命された。しかし、同年八月、これらを解かれた。代わりに、戸籍校合中戸籍懸りに任命された。その後、同年一〇月、これを解かれた。

以上が、五代目伊賀赤心の事歴である。

【伊賀赤心家 略系図】



「御支配帳」にみる伊賀赤心家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
寛文11	1671	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1926	—
延宝3~6	1675~78	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1931	—
元禄2~3	1689~90	初代	新作兵衛	—	—	1932~33	名前なし
元禄4	1691	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1934	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1936~38	元禄6年(1693)の記録の原本には名前なし
元禄9~11	1696~98	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1944~51	宝永6年(1709)の記録には名前なし
正徳4~5	1714~15	初代	新作兵衛	—	26俵3人扶持	1952~53	正徳5年(1715)の記録は見せ消ち
正徳5~享保8	1715~23	2代目	新十助	—	26俵3人扶持	1953~60	—
享保8~9	1723~24	3代目	新彦五郎（作兵衛）	—	15俵3人扶持	1960~61	—
享保11	1726	3代目	新彦五郎（作兵衛）	—	15俵3人扶持	1962	—
享保11~20	1726~35	3代目	新彦五郎（作兵衛）	—	26俵3人扶持	1962~72	—
寛保2~宝暦7	1742~57	3代目	新市右衛門（作兵衛）	—	26俵3人扶持	1979~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	新市右衛門（作兵衛）	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし

「御支配帳」にみる伊賀赤心家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和5~安永3	1768	3代目	新市右衛門（作兵衛）	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~12	明和7年(1770)の記録は宝暦8年 (1758)の写し
安永3~4	1774~75	3代目	新市右衛門（作兵衛）	—	30俵3人扶持	2012~13	—
文化14~15	1817~18	3代目	新作兵衛	—	35俵4人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	3代目	新作兵衛	—	35俵4人扶持	2016~18	—
文政8~11	1825~28	3代目	新作兵衛	—	35俵4人扶持	2019~23	—
文政12	1829	5代目	新幸之進（赤心）	—	35俵4人扶持	2024	—
天保9~11	1838~40	5代目	新幸之進（赤心）	—	35俵4人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	5代目	新平太夫（赤心）	—	35俵4人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	5代目	新平太夫（赤心）	—	35俵4人扶持	2030~35	—
安政2~万延1	1855~60	5代目	新平太（赤心）	—	35俵4人扶持	2036~41	—

第四節 吉岡家七家

では、ここからは、吉岡家七家について述べる。

本稿で述べる吉岡家七家とは、吉岡保有家・吉岡保之家・吉岡英郷家・吉岡義信家・吉岡保恒家・吉岡豊三郎家・吉岡正臣家の七家である。

これら吉岡家は、本家と別家とに分けられる。史料上、「本家」と呼ばれているのは、吉岡保有家である。さらに、吉岡家七家は、この本家から派生した吉岡家と、吉岡保恒家から派生した吉岡家とに分けられる。

前者は、吉岡家四家であり、吉岡保有家・吉岡保之家・吉岡英郷家・吉岡義信家の四家である。後者は、吉岡家三家であり、吉岡保恒家・吉岡豊三郎家・吉岡正臣家の三家である。

本稿では、これら吉岡家七家を述べるにあたって、各家の「藩士家譜」を基に、吉岡家の略系図を作成した。これを以下に示す。

吉岡家の由緒

では、まずは、吉岡家の由緒について述べる。

前に紹介した新家とは異なり、吉岡家について記した「藩士家譜」には、近世初期以前の由緒書はほとんど残されていない。

唯一、近世初期以前の吉岡家について記しているのは、「吉岡保有家譜」だけである。以下に、該当する「吉岡保有家譜」の記述の一部を示す。

一先祖於何国ニ被召出候、弍・三代御奉公申上候。右三代之内、何れ之御陣ニ御座候哉、
二月九日討死仕候由、伝承仕候得共、年号・俗称等記録相分り兼申候。

ここでは、吉岡家の先祖が、どの国において召し出だされたのかわからないけれども、二代・三代に渡って奉公を申し上げた旨が示されている。

そして、この三代のうち、どの戦であるかはわからないけれども、二月九日、討死した伝承が残されている。しかし、この年・俗称などの記録は不明であるという。

すなわち、吉岡家の先祖については、ほとんど何もわからないということである。

吉岡家の略系図の概略

では、ここからは、以下に示した、吉岡家の略系図の概略について述べる。

まずは、本家である吉岡保有家と、ここから派生した吉岡家三家の概略である。

吉岡保有家の初代は、吉岡久右衛門である。

久右衛門の子には、長子吉岡又助・次男吉岡弥七がいた。このなかで、又助は、吉岡保有家の家督を相続した。一方、弥七は、別家として吉岡英郷家を立てた。

なお、弥七の子久右衛門は、別家として吉岡義信家を立てた後、吉岡英郷家の家督を相続した。

吉岡保有家の二代目は、吉岡又助である。

又助の子には、長子吉岡仲右衛門・次男吉岡喜左衛門がいた。このなかで、仲右衛門は、吉岡保有家の家督を相続した。一方、喜左衛門は、別家として吉岡保之家を立てた。

以上が、吉岡保有家と、ここから派生した吉岡家三家の概略である。

次に、吉岡保恒家と、ここから派生した吉岡家二家の概略を述べる。

吉岡保恒家の初代は、吉岡久六である。

久六の子十兵衛は、別家として吉岡正臣家を立てた後、吉岡保恒家の家督を相続した。

吉岡保恒家の二代目は、吉岡十兵衛である。

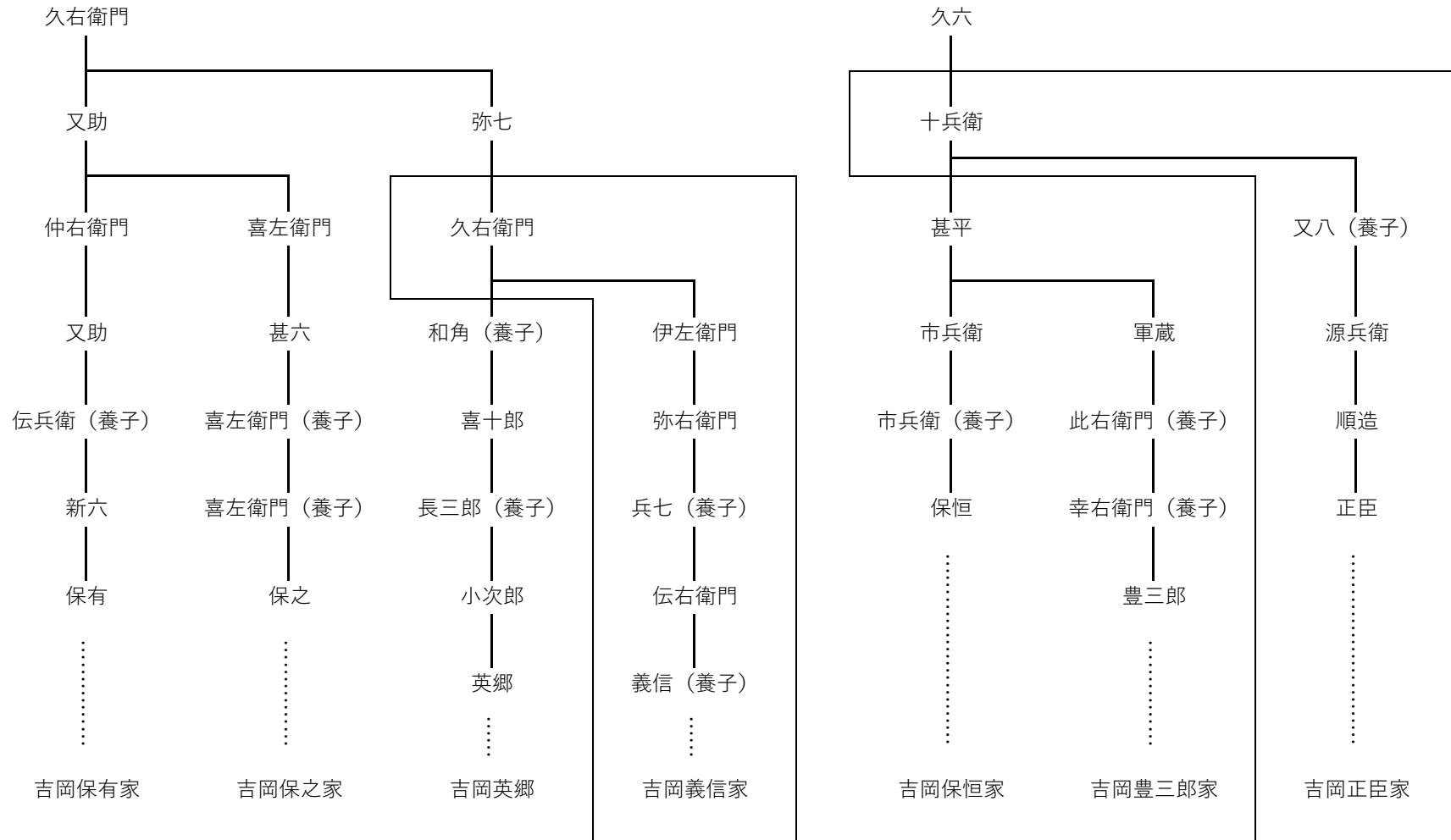
十兵衛の子には、吉岡甚平・吉岡又八がいた。このなかで、甚平は、吉岡保恒家の家督を相続した。また、又八は、吉岡正臣家の家督を相続した。

吉岡保恒家の三代目は、吉岡甚平である。

甚平の子には、吉岡市兵衛・吉岡軍蔵がいた。このなかで、市兵衛は、吉岡保恒家の家督を相続した。一方、軍蔵は、別家として吉岡豊三郎家を立てた。

以上が、吉岡保恒家とここから派生した吉岡家二家の概略である。

【吉岡家の略系図】



(一) 吉岡保有家

では、まずは、吉岡家の本家である吉岡保有家について述べる。

吉岡保有家とは、吉岡久右衛門を初代とし、久右衛門・又助・仲右衛門・又助・伝兵衛・新六・保有と七代に渡って続いた御忍の家である。

ただし、本家とはいっても、新家の本家である新長次郎家とは異なり、吉岡家に関する近世初期以前の記録は、ほとんど残されていない。

吉岡保有家の家譜である「吉岡保有家譜」によれば、元和九年（一六二二）、初代久右衛門は御忍として召し出だされた。その後、万延元年（一八六〇）、吉岡保有家は家業御放となり、七代目保有は、大筒役に取り立てられた。

これから吉岡保有家の詳しい事歴を紹介する前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡久右衛門 生没年不明。初名は喜左衛門。伊賀国から備前国に移住し、元和九年（一六二三）、池田忠雄に召し出だされた。その後、国替によって池田光仲が鳥取に入封するおり、御供を勤めた。そのまま鳥取に居住した。久右衛門は、御直御用などを勤め、藩主とも懇意であった。隠居後は、隠居料として一八俵三人扶持を拝領した。

二代目吉岡又助 寛永一二年（一六五三）～没年不明。初代吉岡久右衛門の長子。はじめは別家の御忍として召し出だされた。その後、父久右衛門の家督を相続した。このとき、自身の切米を、弟弥七郎に相続させた。この別家が、吉岡英郷家である。諸御用・御内御用などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

三代目吉岡仲右衛門 生没年不明。二代目吉岡又助の嫡子。はじめは別家の御忍として召し出だされた。この別家が、吉岡保之家である。その後、父又助の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、弟喜左衛門に相続させた。諸御用・昼夜火廻りなどを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

四代目吉岡又助 生没年不明。三代目吉岡仲右衛門の実子。人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。この間、加番を二回勤めた。その後、父仲右衛門の家督を相続した。詰江戸・在廻りなどを勤めた。又助には、①軍平・②治右衛門・③新右衛門と子がおり、最終的には、③に家督を相続させた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

五代目吉岡伝兵衛 生年不明～寛政八年（一七九六）。四代目吉岡又助の養子。医師花房栄軒の甥。初名は新右衛門。名代勤の後、父又助の家督を相続した。江戸御供・立帰江戸御供・詰江戸・御内御用などを勤めた。また、「御招請」のおり、御用を首尾よく勤めたため、金子二〇〇疋を頂戴した。さらに、五代藩主池田重寛の死後は、遺別の品として薄柳御紋付御帷子を頂戴した。

六代目吉岡新六 生没年不明。五代目吉岡伝兵衛の実子。初名は久蔵。名代勤の後、

父伝兵衛の跡目を相続した。さらに、六代藩主池田治道から、格別に御扇子・御楊枝指を頂戴した。江戸御供・詰江戸・他所向御用などを勤めた。新六には、①幾之丞、②秀蔵、③保有と子がおり、最終的には、③に家督を相続させた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は岸。

七代目吉岡保有 生没年不明。六代目吉岡新六の三男。初名は藤太。名代勤の後、父新六の家督を相続した。御入湯御供・二ノ丸新殿の不寝番・御供詰・詰江戸・御泊鷹野御供・日光御社参御供などを勤めた。一〇代藩主池田慶行の死後、遺別の品として川越平の御袴地を頂戴した。万延元年（一八六〇）、吉岡保有家は家業御放となり、保有は、大筒役に取り立てられた。その後、分課物産兼蠟製問物懸りなどを勤めた。

以上が、吉岡保有家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡保有家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡保有家の禄高の一覽表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡久右衛門

では、ここからは、吉岡保有家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡久右衛門の事歴である。

冒頭で述べたとおり、吉岡保有家には、近世初期以前の記録がほとんど残されておらず、先祖がどの国で召し出だされたのかも不明である。

ただし、「吉岡保有家譜」には、久右衛門がもともと伊賀国に住んでいたことを示唆する記述がみえる。

まずは、久右衛門について記した「吉岡保有家譜」の記述を、以下に示す。

一初代 吉岡久右衛門 初名 喜左衛門

元和九亥年、伊賀国^方於備前、忠雄様御代三拾俵五人扶持御忍ニ被召出、御国替之御供仕、御当地江罷越し申候。勤中、御直御用等数度出精相勤、難有蒙御意儀も御座候。

ここでは、久右衛門が伊賀国から備前国に移住し、元和九年（一六二三）、池田忠雄に三五俵五人扶持で召し出だされた旨が示されている。その後、久右衛門は、忠雄の国替の御供を勤め、鳥取に移住した。

文中には「伊賀国^方於備前」とあり、久右衛門がもともと伊賀国の住人であったとする記述がある。しかし、この記述の信憑性については、留意しなくてはならないだろう。

なぜなら、吉岡家の先祖については、ほとんどのことがわかっていないにもかかわらず、伊賀国の情報だけ明確に記されているのは、不自然であるからである。おおよそ、これはほとんど確かではない自身の家の由緒に箔をつけるために、伊賀者を連想させる事歴を持ち込んだのであろう。

また、「御支配帳」の記録によれば、寛永一九年（一六四二）の久右衛門の禄高は、三

○俵三人扶持である。これを「吉岡保有家譜」の記述と併せると、久右衛門は、元和九年（一六二二）、三五俵五人扶持で召し出だされてから、同年までに、五俵五人扶持もの減禄を施されたことになる。しかし、この禄高の推移も不自然である。

これまでに示した「藩士家譜」をみても、とくに古い時代の記録については、公的文書である「控帳」および「御支配帳」とは、記述の齟齬をきたしている場合が多い。よってこれらの真偽については、後者の史料を参考にした方がよさそうである。

なお、文中にある「御直御用」とは、他の史料にある「御内御用」と同様のものではないかと考えられる。久右衛門は、この「御直御用」を通じ、藩主との関係を取り結んでいたものとおもわれる。

その後の「吉岡保有家譜」によれば、承応元年（一六五二）、久右衛門は、病身を理由に、子又助に名代勤を任せた。そして、寛文五年（一六六五）、隠居し、隠居料として一八俵三人扶持を拝領した。

しかし、「御支配帳」の記録では、寛文一〇年（一六七〇）まで、「御忍」の項で、久右衛門の名前が見出せる。また、寛文一一年（一六七二）以後は、「無役老人」の項で、久右衛門の名前が見出せる。

よって、「御支配帳」の記録によれば、久右衛門が隠居したのは、寛文五年（一六六五）ではなく、正しくは、寛文一一年（一六七二）のことである。

以上が、初代吉岡久右衛門の事歴である。

二代目吉岡又助

では、次に、二代目吉岡又助の事歴について述べる。又助とは、初代吉岡久右衛門の長子である。

まずは、又助について記した「吉岡保有家譜」の記述を、以下に示す。

二代又助

承応元年、親久右衛門儀、病身罷越御奉公難相勤二付、奉願、名代勤被仰付相勤候処、右久右衛門、老年罷成候二付、奉願、寛文五巳年、家督無相違被仰付、久右衛門江は拾八俵三人扶持被遣、隠居被仰付、又助勤中、諸御用相勤、御直御用等数度相勤候内、勤功も御座候二付、蒙御懇之御意候儀も御座候。

承応元年（一六五二）、又助は、父久右衛門の名代勤を任された。その後、寛文五年（一六六五）、父の家督を相続した。

在職中、又助は、父久右衛門と同様に、御直御用などを数回勤めた。この勤功によって、又助は、藩主との懇意もあつたようである。

しかし、この「吉岡保有家譜」の記述には、例によって、いくつか誤りがある。

「吉岡保有家譜」の記述が正しければ、「御支配帳」の記録においては、まず、承応元

年（一六五二）以後、又助の名前が見出せるはずである。

しかし、同年から寛文二年（一六六五）まで、又助の名前は見出せない。はじめて又助の名前がみえるのは、寛文三年（一六六三）のことである。ただし、この記録では、又助が父久右衛門の名代勤を行なったことは確認できない。

よって、「御支配帳」の記録によれば、まず、又助が御忍の職務を勤めるようになったのは、承応元年（一六五二）ではなく、正しくは、寛文三年（一六六三）のことである。さらに、このとき、又助は久右衛門の名代勤ではなく、独立した家の当主として、御忍の職務を勤めていた。

ところで、「御支配帳」の記録では、寛文三年（一六六三）から寛文一〇年（一六七〇）にかけて、又助と父久右衛門の名前が見出せる。そのため、この時期、彼らは別の家の当主として、それぞれ御忍の職務を勤めていたことがわかる。

そして、寛文一一年（一六七一）以後、久右衛門の名前は、「御忍」の項から、「無役老人」の項に移動し、「御忍」の項では、又助の名前のみ見出せる。よって、「御支配帳」の記録によれば、又助が父の家督を相続したのは、寛文五年（一六六五）ではなく、正しくは、寛文一一年（一六七一）のことである。

まとめると、又助はまず、寛文三年（一六六三）別家の御忍として召し出された。その後、寛文一一年（一六七一）父久右衛門は隠居し、隠居料として一八俵三人扶持を拝領した。このとき、久右衛門の家督を又助が相続した、ということである。

さらに、これを裏付ける記録として、同年の「控帳」が挙げられる。以下に、同年二月三〇日の「控帳」を示す。

なお、文中に記した「吉岡儀（喜）左衛門」とは、父久右衛門のことである。

一吉岡儀（喜）左衛門・新茂太夫年寄候付、夜盜御免被成、喜左衛門御切米・惣領吉岡又助二被下、又助御切米又助弟弥七二被下候、茂太夫御切米・惣領門（紋）右衛門二被下、門（紋）右衛門御切米門（紋）右衛門弟作兵衛二被下、今迄弥七ハ御歩行之もの、作兵衛ハ御菓子奉行二候へとも、夜盜被仰付事。

新家の家督相続については、新長次郎家の紹介で述べたとおりである。そのため、ここでは、吉岡家の相続についてのみ述べる。

まず、ここでは、父久右衛門の切米と惣領（家督）を、又助に相続させていることがわかる。一方、又助は、自身の切米のみを、弟弥七に相続させている。これは、弥七がもと、徒として別家の惣領（家督）を保有していたからである。

このように、「控帳」の記録からも、やはり又助の家督相続が、寛文五年（一六六五）ではなく、寛文一一年（一六七一）に行なわれたことがわかる。

なお、又助の弟弥七については、「吉岡保有家譜」で以下のように記されている。

なお、文中に記した「弥七郎」とは、弥七の初名である。

一初代久右衛門二男又助弟(割注) 弥七郎儀、寛文六年年式拾六俵三人扶持ニ而別家御徒ニ被召出置候処、同九酉年御忍本城理右衛門儀、家絶仕候ニ付、右跡役被仰付候。当時吉岡小次郎家ニ御座候。(割注)

又助の弟弥七は、寛文六年(一六六六)、別家の徒として二六俵三人扶持で召し出だされた。しかし、寛文九年(一六六九)、御忍本城理右衛門の家が断絶したため、又助がこの跡役を引き継いだという。

なお、文中には「当時吉岡小次郎家ニ御座候」とあるけれども、これは、後の吉岡英郷家のことをさしている。

その後、元禄九年(一六九六)、又助は、高齢を理由に、隠居を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、又助は隠居した。また、自身の家督を、嫡子仲右衛門に相続させた。

宝永元年(一七〇四)、又助は七〇歳となり、隠居料として三人扶持を拝領した。以下は、同年四月二二日の「控帳」である。

一御忍吉岡又助、最前休足被仰付、当年七十歳ニ成候付、並之通、此已後三人扶持被遣由被仰出、御目付共江申渡事。

前に述べたとおり、父久右衛門の隠居料は、一八俵三人扶持であった。しかし、又助の隠居料は、このときすでに、三人扶持が「並之通」となっている。

以上が、二代目吉岡又助の事歴である。

三代目吉岡仲右衛門

では、次に、三代目吉岡仲右衛門の事歴について述べる。仲右衛門とは、二代目吉岡又助の嫡子である。

元禄元年(一六八八)、仲右衛門は、別家の御忍として召し出だされた。以下は、「吉岡保之家譜」の記述の一部である。

本家二代吉岡又助嫡子仲右衛門、綱清様御代、元禄元辰年十二月廿七日、別家御忍被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付、御奉公申上居申候。

二代藩主池田綱清の治世において、仲右衛門は、別家の御忍として二六俵三人扶持で召し出だされた。その後、仲右衛門は、綱清に奉公を申し上げた。

なお、「吉岡保有家譜」においては、仲右衛門が別家の御忍として召し出だされた詳細については記されていない。以下は、仲右衛門について記した「吉岡保有家譜」の記述である。

一三代 仲右衛門

元禄九子年、親又助儀、老年罷成候ニ付、隠居被仰付、家統ニは先年別家ニ被召出置候、吉岡仲右衛門儀嫡子ニ付、取返し、家統ニ仕右跡江は、二男喜左衛門遣被仰付被為下候様奉願候処、願之通、仲右衛門江家督無相違被仰付、又助江は御簡略ニ付、三人扶持被遣、隠居被仰付候。右仲右衛門儀、翌丑年二月十五日、乾対馬取次、箱着を以、家督之御礼申上候。勤中、諸御用相勤申候。

元禄九年（一六九六）、仲右衛門は、嫡子であることを理由に、父又助の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、弟喜左衛門に相続させた。

元禄一〇年（一六七〇）、仲右衛門は乾対馬の取次によって、箱着を以て、「家督之御礼」を申し上げた。在職中、仲右衛門は諸御用を勤めた。

その後、享保一八年（一七三三）、仲右衛門は、高齢を理由に、隠居を藩に願ひ出た。以下は、同年一〇月七日の「控帳」である。

一吉岡仲右衛門儀、年罷寄候付、隠居被仰付、忝又助江家督被仰付被下候様奉願、其段達御耳候処、願之通被仰付旨被仰出、御目付共ヲ以申渡之、委細相続帳記之。

この願ひ出は藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、仲右衛門は隠居した。また、自身の家督を、子又助に相続させた。

以上が、三代目吉岡仲右衛門の事歴である。

四代目吉岡又助

では、次に、四代目吉岡又助の事歴について述べる。又助とは、三代目吉岡仲右衛門の実子である。

まずは、又助について記した「吉岡保有家譜」の記述を、以下に示す。

一四代 又助

享保十九寅年、親仲右衛門儀、四拾六年相勤老年罷成候ニ付、奉願、家督無相違被仰付、仲右衛門江は三人扶持被遣、隠居被仰付候。又助勤中、諸御用相勤申候。

享保一九年（一七三四）、又助は、父仲右衛門の家督を相続した。

ただし、「控帳」の記録では、又助が父の家督を相続したのは、享保一八年（一七三三）のことである。

また、又助は、父仲右衛門の家督を相続する以前、享保一五年（一七三〇）から、人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用され、加番を勤めていた。以下は、同年九月二三

日の「控帳」である。

一御忍、先日頃相煩、不足二付、左之者共倅加役相務候之様ニ仕度旨、御目附とも申聞候
二付、則、御目附を以相伺候之処、被仰出、申渡候事、是又付落し、爰ニ記。

仲右衛門倅 久右衛門倅 喜左衛門倅
吉岡又助 吉岡弥七郎 吉岡甚六

このときは、御忍の人員不足が深刻であったようで、又助以外にも、久右衛門の子吉岡
弥七郎・喜左衛門の子吉岡甚六が共に雇用され、同様に加番を勤めた。

その後、享保一七年（一七三二）御忍は再び人員不足に陥り、仲右衛門は加番を勤めた。
以下は、同年閏五月一二日の「控帳」である。

一御帰城之節、御忍者御手支二付、左之者共倅御番相勤させ申度由、御目付共申聞、承届
候事。

吉岡仲右衛門倅 新彦四郎倅
吉岡又助 新喜文次
吉岡久右衛門倅 吉岡喜左衛門倅
吉岡弥七郎 吉岡甚六

このとき、仲右衛門は、三代藩主池田吉泰の帰城に際し、加番を勤めたという。

『鳥取藩の参勤交代』⁽⁶⁰⁾によれば、同年、吉泰が鳥取に帰城したのは、閏五月一六日
のことである。また、このときには、前回の御忍三人に加えて、彦四郎の子新喜文次も、
同様に加番を勤めたことがわかる。

その後、藩は彼らが加番を勤めた日数に応じ、一日二人扶持ずつを支給した。以下は、
同年九月八日の「控帳」である。

一当春以来、御忍御手支二付、左之者共倅加番被仰付候付、御番相勉候日数を以、一日二
人扶持宛被遣被下候様、御目付共申聞、相伺候処、右之通り相勉候日数を以、一日二人
扶持宛被遣候旨被仰出、今日御目付共へ申渡候事。

吉岡仲右衛門倅 吉岡喜左衛門倅
吉岡又助 吉岡甚六
新彦四郎倅 吉岡久右衛門倅
新喜分次 吉岡弥七

右之者共江、御番相勉候日数を以、一日二人扶持宛被遣候事。

このように、又助は二回の加番を経て、享保一九年（一七三四）、父仲右衛門の家督を

相続し、正式に御忍の職務を勤めるようになった。

さて、「控帳」によれば、又助には、①軍平・②治右衛門・③新右衛門と子がいた。このなかで、明和二年（一七六五）、③は又助の家督を相続し、吉岡保有家の五代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、軍蔵である。

寛延三年（一七五〇）、又助は、杉田休太夫の子軍平を、養子に立てる旨を藩に願い出した。以下は、同年八月二二日の「控帳」である。

一杉田休太夫倅次男軍平儀、吉岡又助方江養子遣申度旨奉願、尤、吉岡又助儀も養子仕度之旨奉願、承届、勝手次第之旨、御用人・御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、軍平は、又助の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年一二月、又助は、軍平に名代勤を任せた。そして、寛延四年（一七五一）、軍平は、三年間の詰江戸を勤めた。

しかし、この記録を最後に、軍平に関する記述は途絶えた。よって、軍平は、何らかの理由で、又助の家督を相続できなかったことがわかる。

二人目は、治右衛門である。

宝暦五年（一七五五）、又助は、徒三和新八の弟治右衛門を、養子に立てる旨を藩に願い出した。以下は、同年一月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡又助養子ニ、御徒三和新八弟治右衛門を遣し申度旨奉願、承届候事。

藩の承諾を得て、治右衛門は、又助の養子となった。

その後の「控帳」によれば、宝暦六年（一七五六）、又助は、治右衛門に名代勤を任せた。そして、宝暦八年（一七五八）、治右衛門は、詰江戸を勤め、宝暦九年（一七五九）、鳥取に帰国した。

しかし、これを最後に、治右衛門に関する記述は途絶えた。よって、治右衛門は、何らかの理由で、又助の家督を相続できなかったことがわかる。

三人目は、新右衛門である。

明和元年（一七六四）、又助は、医師花房栄軒の甥新右衛門を、養子に立てる旨を藩に願い出した。以下は、同年六月一九日の「控帳」である。

一吉岡又助儀、兵庫頭様御医師花房栄軒甥新右衛門問柄ニ付、此度養子致し度旨奉願趣、承届、勝手次第と御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、新右衛門は、又助の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年九月、又助は、新右衛門に名代勤を任せた。そして、明和二年（一七六五）、又助は、歩行不自由を理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年三月一四日の「控帳」である。

一御忍吉岡又助義、老体、其上病身ニ而、歩行難成、依之、先格之通隠居被仰付、倅新右衛門江家統被仰付被為下候様奉願趣、相伺候処、願之通、新右衛門江家統被仰付、又助江は並之通三人夫持被遣旨被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、又助は隠居し、隠居料三人扶持を拝領した。そして、自身の家督を、新右衛門に相続させた。

以上が、四代目吉岡又助の事歴である。

五代目吉岡伝兵衛

では、次に、五代目吉岡伝兵衛の事歴について述べる。伝兵衛とは、四代目吉岡又助の養子である。

まずは、伝兵衛について記した「吉岡保有家譜」の記述を、以下に示す。

一五代 養子伝兵衛 初名 新右衛門

明和元申年九月十九日、親又助儀病身罷成候ニ付、奉願、名代勤被仰付、同二酉年三月十四日、右又助儀、老年罷成候ニ付、奉願、家督無相違被仰付、又助江は三人扶持被遣、隠居被仰付候。同年十月廿四日、於江戸表ニ、御招請之節、御用出精相勤首尾好被為濟、御満足ニ思召、依之、為御褒美与金弍百疋頂戴仕候。天明三卯年十一月朔日、岱獄様重寛公御遺別之御品薄柳御紋付御帷子頂戴仕候。勤中、御供・詰江戸数度、其外、御内御用等相勤申候。

明和元年（一七六四）、伝兵衛は、父又助の名代勤を任された。その後、明和二年（一七六五）三月、父の家督を相続した。

同年一〇月、「御招請」のおり、又助は御用をよく勤めた。そのため、五代藩主池田重寛から、褒美として金子二〇〇疋を頂戴した。さらに、天明三年（一七八三）、重寛の死後は、遺別の品として薄柳御紋付きの御帷子を頂戴した。

このように、士分以下の徒身分である御忍が、藩主から遺別の品を頂戴するのは、非常にめづらしいことである。

吉岡保有家は、初代久右衛門の代から「御直御用」を勤めるなど、藩主と古くから関係を取り結んでいた。さらに、「御招請」のおり、御用を首尾よく勤めたことから、伝兵衛は、重寛と個人的な関係を取り結んだようにおもわれる。彼らはその後も、関係を深め、又助は最終的に、重寛の遺別の品を頂戴するに至った。

その後、安永四年（一七七五）、「鶴五郎様」の出府に際し、伝兵衛はこの御供を勤めた。以下は、同年九月一八日の「控帳」である。

なお、文中に記した「鶴五郎様」とは、五代藩主池田重寛の長子池田治恕のことである。ただし、治恕はまもなく早世し、次男池田治道が、鳥取藩六代藩主となっている。

一御忍左之者共儀、鶴五郎様御出府付、立帰江戸御供被仰付之旨、御目付江申渡之。

吉岡伝兵衛 国府又七 新市右衛門 吉岡甚平

このとき、伝兵衛は立ち帰りを申し付けられていたため、江戸に到着した後、すぐに鳥取に帰国している。

「吉岡保有家譜」によれば、天明四年（一七八四）、伝兵衛は、病気を理由に、子久蔵の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年九月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝兵衛儀、病氣ニ付、忰久蔵江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、相伺候処、願之通忰江名代勤被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、久蔵は、伝兵衛の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、天明六年（一七八六）、久蔵は御目見を許され、藩主に拝謁した。その後、寛政八年（一七九六）一月一三日、伝兵衛は死去した。

以上が、五代目吉岡伝兵衛の事歴である。

六代目吉岡新六

では、次に、六代目吉岡新六の事歴について述べる。新六とは、五代目吉岡伝兵衛の実子である。

まずは、新六について記した「吉岡保有家譜」の記述を、以下に示す。

一六代 新六 初名 久蔵 御隠居剃髮岸と改

天明四辰年九月三日、親伝兵衛儀病身罷成候ニ付、奉願、名代勤被仰付、寛政八辰年十一月十三日、親伝兵衛死去仕、翌九巳年二月六日、御内之格別之思召を以、御扇子・御楊枝指頂戴仕候。同年三月十九日、三年拾俵三人扶持無相違家督被仰付、勤中、御供・詰江戸数度、其外、他所向御内御用等相勤、御褒美金度々頂戴仕候。

天明四年（一七八六）、新六は、父伝兵衛の名代勤を任された。その後、寛政九年（一七九七）、父の跡目を相続した。

この父の死去を受け、新六は、六代藩主池田治道から、格別に御扇子と御楊枝を頂戴した。これは、父が生前、藩主との関係を取り結んでいたことによる褒美であると考えられ

る。

在職中、新六は、御供・詰江戸を数回勤め、他所向御内御用などを勤めた。これらの勤功を理由に、褒美金を度々頂戴した。

以上が、「吉岡保有家譜」における新六の事歴である。

さて、「控帳」によれば、新六には、①幾之丞・②秀蔵・③藤太と子がいた。このなかで、弘化三年（一八四六）、③は新六の家督を相続し、吉岡保有家の七代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、幾之丞である。

文化一二年（一八一五）、新六は、病身を理由に、幾之丞の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年二月二七日の「控帳」である。

一御忍左之者共儀、病身罷成、御奉公難相勤ニ付、悴江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、
相伺、其段御目付江申渡之。

新綱右衛門

吉岡新六

悴七郎

悴幾之丞

藩の承諾を得て、幾之丞は、新六の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、幾之丞は、文政二年（一八一九）、江戸御供を勤めた。しかし、文政四年（一八二二）九月八日、死去した。よって、新六は復帰し、再び御忍の職務を勤めた。

二人目は、秀蔵である。

文政一一年（一八二八）、新六は、病身を理由に、秀蔵の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年四月一九日の「控帳」である。

一御忍吉岡新六儀、近年病身罷成、御奉公難相勤ニ付、悴秀蔵江名代勤被仰付被為下候様、
奉願趣、願之通悴江名代勤被仰付旨被仰出候。

藩の承諾を得て、秀蔵は、新六の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、文政一二年（一八二九）、秀蔵は、詰江戸を勤めた。

しかし、天保三年（一八三二）、名代勤を解かれた。以下は、同年一二月二二日の「控帳」である。

御忍 吉岡新六

再勤致し候ニ付、悴秀蔵名代勤御免。

しかし、ここでは、秀蔵が名代勤を解かれた理由については記されていない。

そして、この記述を最後に、秀蔵に関する記述は途絶えた。よって、秀蔵は、何らかの理由で、新六の家督を相続できなかったことがわかる。

三人目は、藤太である。

天保一三年（一八四二）、新六は、三男藤太を自身の跡継ぎに立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年九月一日の「控帳」である。

一 御忍吉岡新六儀、三男藤太年齢も相応ニ相成候付、家統ニ被仰付被為下候様奉願趣、願之通勝手次第と被仰出候。

藩の承諾を得て、藤太は、新六の跡継ぎとなった。

その後の「控帳」によれば、同年一〇月、新六は、藤太に名代勤を任せた。

弘化三年（一八四六）、新六は、老体などを理由に、隠居を藩に願ひ出た。以下は、同年九月一四日の「控帳」である。

一 御忍吉岡新六儀、及老体、近年眼足相不叶相成り、御奉公難相勤ニ付、旧例之通、隠居被仰付、伴藤太江家督被仰付被為下候様奉願趣例も有之儀ニ付、願之通伴藤太江家統被仰付、親江は並之通三人扶持被遣旨被仰付、其段御目附江申渡之。

藩の承諾を得て、新六は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。そして、自身の家督を、藤太に相続させた。

「吉岡保有家譜」によれば、同年十一月、新六は出家し、名前も岸と改めている。

以上が、六代目吉岡新六の事歴である。

七代目吉岡保有

では、次に、七代目吉岡保有の事歴について述べる。保有とは、六代目吉岡新六の三男である。

まずは、保有について記した「吉岡保有家譜」の記述を、以下に示す。

一七代 保有 初名 藤太

天保十三寅年十月廿七日、親新六儀、病身罷成候ニ付、奉願、名代勤被仰付、弘化三年六月十四日、先達て御新殿不寝御番暫時之間相勤候ニ付、上下耆、但し代金百疋頂戴仕候。同年九月十四日、右新六、老体罷成其上眼不叶相成候ニ付、奉願、家督無相違被仰付、新六江は三人扶持被遣、隠居被仰付、同年十一月十四日、剃髪仕、名も岸と改度段奉願候処、願之通被仰付、嘉永元申年十二月三日、正国院様慶行公御遺別之御品川越平御袴地頂戴仕候。御供・詰江戸度々、日光御社参御供、其外、御用相勤、御褒美金頂戴仕候。

天保一三年（一八四二）、保有は、父新六の名代勤を任された。その後、弘化三年（一八四六）、父の家督を相続した。

保有は名代勤として、二ノ丸新殿の不寝番をしばらくのあいだ勤めた。これにより、同年六月、御上下一具の代金として、一〇〇疋を頂戴した。

その後、父の家督を相続し、嘉永元年（一八四八）、一〇代藩主池田慶行の死後は、遺別の品として、川越平御袴地を頂戴した。

在職中、保有は御供・詰江戸を度々勤め、日光御社参御供も勤めた。さらに、これら以外にも御用を勤め、褒美金を頂戴した。

以上が、「吉岡保有家譜」における保有の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、保有の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まず、慶行が行なった参勤交代のうち、日光を經由したのは、嘉永元年（一八四八）の一回である。このときは、新長次郎家の八代目新長次郎も、日光御社参御供を勤めたことがわかつている。

その後、万延元年（一八六〇）、吉岡保有家は家業御放となり、保有は、大筒役に取り立てられた。以下は、同年一月二五日の「控帳」である。

なお、文中に記した「吉岡藤太」とは、保有のことである。

一御忍吉岡藤太儀、先祖より御家久敷御奉公申上候家筋之者、藤太儀も名代勤以来十九年

出精相勤、跡右同断。

但し、右同断。

上記の文面については、新長次郎家が家業御放となり、八代目新長次郎が大筒役に取り立てられたときとほとんど同様である。このとき、保有は一人扶持の加禄を施され、禄高は、三〇俵四人扶持となった。

その後、文久三年（一八六三）、本圀寺事件が発生した。この事件を起こした家臣の一人に、吉岡平之進という人物がいる。彼は、吉岡正臣家の五代目吉岡正臣のことで、保有の内縁者である。

その後、元治元年（一八六四）、先の事件を起こした家臣たちは、黒坂の泉龍寺において、幽閉生活を送ることとなった。しかし、慶応元年（一八六五）、藩は正臣を、保有のもとに預ける旨を申し付けた。以下は、同年三月一日の「吉岡保有家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之通被仰付旨、頭呼出し申渡之。吉岡藤太儀、内縁吉岡平之進、此度藤

太手前被御預ケ被仰付候間、外間柄申合、急ニ黒坂江罷越シ召連罷帰り、堅致手当置、

其段申達候様被仰付候。

但し、御時節二付、別て鎮靜ニ致し連帰り可申事。

これにより、保有は、間柄の者と申し合わせて、正臣を迎えに行くため、急いで黒坂に向かった。ここには、間柄の者として、新長次郎家の八代目新長次郎が同道していたことがわかる。以下は、同月二五日の「吉岡保有家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之趣申達候付承置、其段御目付江申聞置之。先達て申上候、私儀新長次郎同道、黒坂江罷越し内縁吉岡平之進召連、去ル廿一日、同所出立只今罷帰堅手当仕置申候、此段御達申上候。以上。

三月廿四日 吉岡藤太

この記述によれば、彼らは黒坂に到着した後、同月二一日、正臣を連れ、黒坂を出発した。その後、同月二四日、鳥取に到着した。

しかし、「吉岡保有家譜」によれば、保有が無事に正臣を引き取った後で、藩は相次いで別の者のもとに、正臣を預ける旨を申し渡した。

まず、同年閏五月、藩は正臣を、山本玄蕃のもとに預け替える旨を申し渡した。しかし、同年六月にはこれを変更し、天野伊豆のもとに預け替える旨を申し渡した。同年九月三日、さらにこれを変更し、最終的には、荒尾志摩のもとに預ける旨を申し渡した。その後、同月二九日、保有と長次郎は、正臣を藩に引き渡した。

その後、慶応二年（一八六六）、二回目長州征討のおり、保有はこの一番手を勤めた。以下は、同年六月一二日の「吉岡保有家譜」である。

一吉岡藤太、長討之御人数彦番手被仰付、石州路地理并陣所等見分け致し候様被仰付、尤出張中、野間鹿蔵支配被仰付旨相伺候上、頭を以申渡之。

ここでは、保有が長州征討の一番手を勤めると共に、但馬国に向かう道筋の地理ならびに陣所などの見分けを申し付けられている。

「新長次郎家譜」によれば、このとき、長次郎も保有と共に一番手を勤めている。同年六月一五日、彼ら一番手の面々は、但馬国に向けて出発した。その後、同年九月、鳥取に帰国した。

しかし、帰国してまもなく、荒尾志摩のもとに預けた正臣は、先の本圀寺事件を起こした家臣たちと共に、残らず出奔してしまった。そのため、同年一〇月、保有は、津田保太夫の自宅に呼び出され、吉岡正臣家の御家断絶を申し付けられた。以下は、同月二八日の「吉岡保有家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之通被仰付、頭津田保太夫当宅江呼出し、御目付出座ニ而申渡之。

吉岡藤太儀、内縁吉岡平之進先達て京都表ニ於テ重キ法憲を犯し候得共、其節非常之場合ニ付、暫時助命被仰付置、殊ニ家名をも御立被遣旨被仰渡、追々荒尾志摩江御預被仰付置候上は、謹慎罷在御所置可相待之処、存込候次第有之等と残書致し置、当月廿七日之夜潜ニ逃去候始末、全く土道を失ひ、御鴻恩を忘却致し候条、重々前代未聞不届之至ニ候。依て、家断絶被仰付候。

但し跡家内間柄申合引取、其段申達候様、且又拝領屋敷有之候得は、屋敷奉行江引渡可申事。

ここでは、保有が津田保太夫の自宅に出向き、御目付が出座した上で、今回の正臣の出奔に対する処分を申し付けている。

本園寺事件のおり、正臣は重大な法憲を犯した。しかし、このとき、藩は彼らに対し、非常の事態であったことから、助命を申し付け、家の存続まで許した。それにもかかわらず、同月二十七日、彼らは出奔してしまった。

よって、藩はこの事態を、前代未聞の不届きであると述べた上で、いよいよ彼らに対し、御家断絶を申し付けた。さらに、正臣については、間柄の者が引き取ることにし、拝領屋敷については、屋敷奉行に引き渡す旨を申し付けた。

その後の「吉岡保有家譜」によれば、同月二十九日、正臣は、彼の内縁者である那須弥作という人物が引き取る事となった。しかし、同年一月、弥作は、不都合があることを理由に、結局はこれを拒否し、保有が、正臣を引き取る事になった。

その後、明治元年（一八六八）二月、西園寺公望が出雲国へ進軍するにあたって、保有はこの付き添いを勤めた。以下は、同月二十五日の「吉岡保有家譜」である。

一吉岡藤太儀、西園寺殿雲州表江御進軍ニ付ては御附添被仰付、諸事永井興十郎申請相勤候様被仰付候事。

その後の「吉岡保有家譜」によれば、同年三月二十七日、保有は京都に到着し、同月晦日、御用を済ませた。そして、同年四月一日、他の御用を勤めるため、一時大坂に滞在し、同月六日、鳥取への帰国を申し付けられた。

明治四年（一八七一）八月、保有は、分課物産兼蠟製間物懸りに任命された。しかし、同年一〇月、人員削減を理由に、これを解かれた。

以上が、七代目吉岡保有の事歴である。さて、「吉岡保有家譜」では、保有の事歴の後に、保有の子勇の事歴についても記している。よって、最後に、吉岡勇の事歴を簡単に述べる。

慶応元年（一八六六）、勇は、人員不足を理由に、御軍式方に雇用された。このとき、新長次郎家の八代目新長次郎の子楯元も、共に雇用されている。

その後、明治元年（一八六八）二月、西園寺公望が出雲国へ進軍するにあたって、勇は、

京都表に臨時出張した。以下は、同月九日の「吉岡保有家譜」である。

一吉岡勇儀、此度京都表江被成御差向候付、臨時出張之心得にて武備実用第一相心得、御軍式方頭取承合急ニ出足罷越候様被仰付候事。

このとき、勇は、武備実用を第一に心がける旨を申し付けられた。

その後の「吉岡保有家譜」によれば、同年閏四月一〇日、勇は京都において、英国修行を申し付けられた。しかし、同月二十九日には、これを解かれた。

その後、明治二年（一八六九）六月、御軍用役も解かれ、同年一〇月、第三大隊三番小队裨官に任命された。しかし、明治三年（一八七〇）三月五日、これを解かれた。

同月八日、第四大隊一番小队裨官に任命された。しかし、同年七月、これを解かれ、同年八月、練兵掛試補に任命された。そして、明治四年（一八七一）、これを解かれた。

以上が、吉岡勇の事歴である。

【吉岡保有家 略系図】

初代
吉岡久右衛門
 元和9年（1623）召抱
 寛文11年（1671）隠居

2代目
吉岡又助
 寛文3年（1663）別家?として召抱
 寛文11年（1671）相続
 元禄9年（1696）隠居

3代目
吉岡仲右衛門
 元禄1年（1688）別家として召抱
 元禄9年（1696）相続
 享保18年（1733）隠居

4代目
吉岡又助
 享保15年（1730）一時的に雇用
 享保17年（1732）一時的に雇用
 享保19年（1734）相続
 明和2年（1765）隠居

家督なし
吉岡軍平
 寛延3年（1750）名代勤

家督なし
吉岡治右衛門
 宝暦6年（1756）名代勤

5代目
吉岡伝兵衛
 明和1年（1764）名代勤
 明和2年（1765）養子相続
 寛政8年（1796）11月13日没

6代目
吉岡新六
 天明4年（1784）名代勤
 寛政9年（1797）跡目相続
 弘化3年（1846）隠居

家督なし
吉岡幾之丞
 文化12年（1815）名代勤
 文政4年（1821）9月8日没

家督なし
吉岡秀蔵
 文政11年（1828）名代勤
 天保3年（1832）名代勤を解かれる

7代目
吉岡保有
 天保13年（1842）名代勤
 弘化3年（1846）相続
 万延1年（1860）家業御放後、大筒役へ
 明治4年（1871）分課物産兼蠶製間物懸り

家督なし
吉岡勇
 慶應1年（1865）御軍式方として雇用
 慶應4年（1868）英国練兵修行
 明治2年（1869）第三大隊三番小隊裨官
 明治2年（1869）第四大隊一番小隊裨官
 明治2年（1869）練兵掛試補

「御支配帳」にみる吉岡保有家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
寛永19	1642	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1906	—
慶安1	1648	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1907	—
慶安3	1650	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1908	—
慶安4~承応4	1651~55	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1909~14	—
万治1~寛文2	1658~62	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1915~19	万治3年(1660)の記録には 禄高の記載なし
寛文3~寛文5	1663~65	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1920~22	—
		2代目	吉岡又助	—	26俵3人扶持		別家
寛文6	1666	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1923	—
		2代目	吉岡又助	—	26俵3人扶持		別家
寛文9~10	1669~70	初代	吉岡喜左衛門	—	30俵3人扶持	1924~25	—
		2代目	吉岡又助	—	26俵3人扶持		別家
寛文11	1671	2代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1926	—
延宝3~6	1675~78	2代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	2代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	2代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1932~34	—
		—	吉岡仲右衛門	—	26俵3人扶持		別家（吉岡保之家）
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	2代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1936~38	—
		—	吉岡仲右衛門	—	26俵3人扶持		別家（吉岡保之家）
元禄9~11	1696~98	3代目	吉岡仲右衛門	—	30俵3人扶持	1939~41	

「御支配帳」にみる吉岡保有家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
元禄13~宝永3	1670~1706	—	—	—	—	1942~47	吉岡仲右衛門の記述なし
宝永4~7	1707~10	3代目	吉岡仲右衛門	—	30俵3人扶持	1948~51	—
正徳4~享保9	1714~24	3代目	吉岡仲右衛門	—	30俵3人扶持	1952~61	—
享保11~19	1726~34	3代目	吉岡仲右衛門	—	30俵3人扶持	1962~71	—
享保19~延享2	1734~45	4代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1971~82	—
延享4~寛延2	1747~49	4代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1983~85	—
寛延3~宝暦6	1750~56	家督なし	吉岡軍平	吉岡又助	30俵3人扶持	1986~93	—
宝暦6~7	1756~57	家督なし	吉岡治右衛門	吉岡又助	30俵3人扶持	1993~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~10	1759~60	家督なし	吉岡治右衛門	吉岡又助	30俵3人扶持	1996~1997	—
宝暦11~明和2	1761~65	4代目	吉岡又助	—	30俵3人扶持	1998~2002	—
明和2~3	1765~66	5代目	吉岡新右衛門（伝兵衛）	吉岡又助	30俵3人扶持	2002~03	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~安永4	1768~75	5代目	吉岡新右衛門（伝兵衛）	—	30俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は 宝暦8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	家督なし	吉岡幾之丞（分大夫）	吉岡新六	30俵3人扶持	2014~15	—
文政4	1821	家督なし	吉岡分大夫	吉岡新六	30俵3人扶持	2016	—
文政5~6	1822~23	6代目	吉岡新六	—	30俵3人扶持	2017~18	—
文政8~11	1825~28	6代目	吉岡新六	—	30俵3人扶持	2019~23	—
文政12	1829	家督なし	吉岡秀蔵	吉岡新六	30俵3人扶持	2024	家譜上は文政11年(1828) から名代勤

「御支配帳」にみる吉岡保有家の禄高一覧（3）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
天保9~11	1838~40	6代目	吉岡新六	—	30俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	6代目	吉岡新六	—	30俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	7代目	吉岡藤太（保有）	—	30俵3人扶持	2031~35	—
安政2~万延1	1855~1860	7代目	吉岡藤太（保有）	—	30俵3人扶持	2036~41	—

(二) 吉岡保之家

では、ここからは、吉岡保之家について述べる。

吉岡保之家とは、本家である吉岡保有家の二代目吉岡又助の次男喜左衛門を初代とし、喜左衛門・甚六・喜左衛門・喜左衛門・保之と五代に渡って続いた御忍の家である。

ただし、吉岡保之家は、もともとは吉岡又助の長子仲右衛門が召し出された別家である。

吉岡保之家の家譜である「吉岡保之家譜」によれば、元禄元年（一六八八）、初代喜左衛門の兄仲右衛門は、別家の御忍として召し出された。その後、万延元年（一八六〇）、吉岡保之家は家業御放となり、五代目保之は、大筒役に取り立てられた。

これから吉岡保之家の詳しい事歴を述べるに前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡喜左衛門 寛文一〇年（一六七〇）～宝暦五年（一七五五）。本家吉岡保有家の二代目吉岡又助の次男。元禄元年（一六八八）、兄仲右衛門は別家の御忍として召し出された。これが、吉岡保之家である。ただし、家譜上は、喜左衛門が初代である。その後、仲右衛門が父又助の家督を相続するにあたって、喜左衛門は、仲右衛門の家督を相続した。喜左衛門は、御番・他所向御用・御内御用・不寝番・昼夜火廻り・江戸御上下御供などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。隠居名は喜寛。

二代目吉岡甚六 生年不明～寛政一二年（一八〇〇）。初代吉岡喜左衛門の実子。人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。この間、加番を三回勤めた。その後、父喜左衛門の家督を相続した。因幡国の在廻り・他所向御用・御内御用・江戸御上下御供などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は恵久。

三代目吉岡喜左衛門 生年不明～安政元年（一八五四）。二代目吉岡甚六の養子。鹿奴藩四代藩主池田澄延の家来岡山清兵衛の弟。初名は清蔵。名代勤の後、父甚六の家督を相続した。江戸御上下御供・詰江戸などを勤めた。さらに、六代藩主池田治道から、格別に御扇子二本・御楊枝指を頂戴した。

四代目吉岡喜左衛門 生没年不明。三代目吉岡喜左衛門の養子。竹井十助の次男。初名は幸蔵。名代勤の後、父喜左衛門の跡目を相続した。御供詰・御入湯御供・詰江戸・因幡国の在廻り・他所向御内御用などを勤めた。ペリー来航のおり、相模国浦賀で御内御用を勤めた。また、二度目の来航でも、本牧へ出張し、夜の見回りなどを勤めた。その後、一二代藩主池田慶徳から御酒・御吸物・御肴などを頂戴した。万延元年（一八六〇）、桜田門外の変では、翌日から屋敷外の昼夜見回りを勤めた。同年、吉岡保之家は家業御放となり、保之は、大筒役に取り立てられた。その後、隠居した。隠居名は喜久。

五代目吉岡保之 生没年不明。四代目吉岡喜左衛門の長子。初名は保之丞。その後、保之・保と改名した。名代勤の後、父喜左衛門の家督を相続した。

以上が、吉岡保之家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡保之家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡保之家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡喜左衛門

では、ここからは、吉岡保之家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡喜左衛門である。吉岡喜左衛門とは、本家吉岡保有家の二代目吉岡又助の次男である。

まずは、喜左衛門について記した「吉岡保之家譜」の記述を、以下に示す。

一初代 吉岡喜左衛門

右本家二代吉岡又助嫡子仲右衛門、綱清様御代、元禄元辰年十二月廿七日、別家御忍ニ被召出、御支配式拾六俵三人扶持被仰付、御奉公申上居申候。

(中略)

同九子年、本家親又助儀老年罷越相勤ニ付、隠居被仰付、家統ニは右仲右衛門嫡子之儀ニ付、取返し、又助家統ニ被仰付仲右衛門跡江は、二男右喜左衛門を家統ニ被仰付候様奉願候処、願之通被仰付候。(中略)同十七子年、伯州坪上山百姓発遣之節、御内御用、其外、他所向御内御用、江戸御上下之御供、御定式之御奉公等無懈怠相勤申候。元文三年十二月、年罷寄隠居被仰付、三人扶持被成下、喜覚と改名仕候。

冒頭で述べたとおり、吉岡保之家とは、もともとは兄仲右衛門が召し出だされた別家である。二代藩主池田綱清の時代において、元禄元年(一六八八)、仲右衛門は別家の御忍として召し出だされた。このとき、仲右衛門は二六俵三人扶持を拝領し、奉公を申し上げた。

元禄九年(一六九六)、仲右衛門は、嫡子であることを理由に、父又助の家督を相続した。このとき、喜左衛門は、仲右衛門の家督を相続した。

享保一七年(一七三二)、喜左衛門は、伯耆国坪上山で起こった百姓一揆のおり、御内御用を勤めた。また、喜左衛門は、江戸御上下御供を勤め、通常の職務も懈怠なく勤めた。その後、元文三年(一七三八)、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。このおり、喜覚と名前を改めた。

なお、新保門家の紹介でも述べたとおり、新保門家の初代新綱右衛門と、二代目新為右衛門は、兄と弟の関係である。すなわち、吉岡保之家と同様の構造となっているけれども、「新保門家譜」では、兄綱右衛門を初代としている一方、「吉岡保之家譜」では、兄仲右衛門は初代としていない。よって、本稿では、「吉岡保之家譜」の記述に従って、喜左衛門を初代とし、吉岡保之家について述べる。

ところで、元文三年（一七三八）、喜左衛門は、隠居のおり、隠居料の拝領および家督相続の旨を、藩に嘆願している。以下は、同年一月三日の「控帳」である。

一吉岡喜左衛門儀、年罷寄り候ニ付、隠居之義、左之通奉願趣、達御耳候処、願之通隠居被仰付、悴甚六江無相違被仰付旨被仰出、其段御目附江申渡候事。

覚

一宰相様御代、私祖父吉岡喜左衛門、於備前被召出、三人夫持三拾俵被成下候、寛文五年隠居被仰付、嫡子又助江家督無相違被仰付、喜左衛門江隠居料三人夫持拾八俵被成下候。一元禄九年親又助隠居仕、悴仲右衛門江家督被仰付、翌年二月十五日家督之御礼申上候、又助江は為隠居料三人夫持被成下候、今以中ケ間何れも為隠居料三人夫持宛被成下、頂戴仕居申候、兄仲右衛門義ハ別ニ被召出候得共、又助隠居仕候付、嫡子故、家督相続仕候。

一私儀、元禄九年被召出、三人夫持貳拾六俵被成下、今年迄四拾三年無懈怠御奉公申上、江戸御供数度、并所々御使等ニ罷越候節ハ、御褒美被為遊、結構成蒙御意候儀も御座候而、難有奉存候、当年六拾九歳ニ罷成申候、依之、来年江戸御供等も、乍恐難相勤奉存候、何とぞ御慈悲を以、先格之通此度悴甚六江家督相続被仰付被為下候ハ、有難仕合奉存候、此段奉願候、宜御取成奉頼候、以上。

元文三年十一月廿七日 吉岡喜左衛門

吉田長三郎殿

小川市太夫殿

堀半左衛門殿

河尻勤兵衛殿

ここでは、喜左衛門が、祖父喜左衛門から始まる吉岡家の事歴を丁寧述べた上で、これまでの御忍と同様に、①隠居料として三人扶持を拝領すること、②子甚六に家督を相続させることを、藩に嘆願している。

前に述べたとおり、喜左衛門は、吉岡又助の次男である。よって、もともとは御忍の家跡継ぎになる予定はなかったものとおもわれる。しかし、兄仲右衛門が別家の御忍として召し出だされたことで、結果として、喜左衛門は、仲右衛門の家督を相続し、吉岡保之家の当主となった。

本来ならば、家督は、父から子に相続させていくものである。しかし、喜左衛門は、兄から家督を相続しており、通常とは異なる家督相続を行なっている。よって、甚六に家督を相続させるおりに、これを藩に嘆願したのではないかと考えられる。

この願い出は、藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、喜左衛門は隠居した。また、自身の家督を、甚六に相続させた。

しかし、このとき、喜左衛門は、まだ六九歳であった。よって、元文四年（一七三九）、

七〇歳となつてから、隠居料として三人扶持を拝領した。以下は、同年三月九日の「控帳」である。

一吉岡喜左衛門儀、別紙之通奉願候処、旧格も有之候儀ニ付、並之通隠居扶持被遣旨被仰出、今日御目付共へ申渡候事。

覚

私儀、旧冬願之通隠居被仰付、難有仕合奉存候、今年七十歳ニ罷成申候ニ付、先格之通御扶持方被成下候様ニ、乍恐各様迄奉願候、宜御執成奉頼候、以上。

未ノ二月十一日

吉岡喜左衛門

吉田長三郎殿

小川市太夫殿

堀半左衛門殿

絹川勝左衛門殿

その後の「控帳」によれば、元文五年（一七四〇）、喜左衛門は、喜覚と名前を改めた。そして、宝暦五年（一七五五）七月六日、死去した。

以上が、初代吉岡喜左衛門の事歴である。

二代目吉岡甚六

では、次に、二代目吉岡甚六の事歴について述べる。甚六とは、初代吉岡喜左衛門の実子である。

まずは、甚六について記した「吉岡保之家譜」の記述の一部を、以下に示す。

二代目 甚六

元文三年十二月、家督無相違被仰付候。以後、他所向江之御内御用等度々被仰付、首尾触相勤候段、為御褒美御懸之御意被仰渡候。寛延二巳年七月、御国御目附榊原八兵衛殿・新見又四郎殿、御逢被成度ニ付、罷出候様被仰付、罷出申候。其外、江戸御上下之御供、御定式之御奉公無懈怠相勤申候。明和五子年五月、年罷奇悴清蔵江名代勤被仰付候。同八卯年三月、隠居被仰付、三人扶持被成下、恵久と改名仕候。

元文三年（一七三八）、甚六は、父喜左衛門の家督を相続した。

その後、甚六は他所向御内御用などを度々申し付けられ、これらを首尾よく勤めた。そのため、藩主からお褒めの言葉を頂戴した。

寛政二年（一七四九）、幕府が御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を巡検使として鳥取に派遣したおりには、対面を打診され、彼らのもとに出向いた。また、甚六は江戸御上下御供を勤め、通常の職務も懈怠なく勤めた。

その後、明和五年（一七六八）、高齢となり、子清蔵に名代勤を任せた。そして、明和八年（一七七二）、隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。このおり、恵久と名前を改めた。

ただし、甚六は、父喜左衛門の家督を相続する以前、享保一五年（一七三〇）九月・享保一七年（一七三二）五月・享保一九年（一七三三）三月の三回に渡って、人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用されている。以下は、該当する「吉岡保之家譜」の記述の一部である。

享保十五戌年九月・同十七子年五月・同十九寅年三月、仲ヶ間少二付、忤甚六儀三度御雇被仰付、依之、御扶持方式人扶持被成下、父子諸共御奉公申上、先例之通御目見被仰付、其後、御雇被成御免、其節々二御扶持方は不被仰付候得共、御目見は家続仕候迄被仰付、尤御雇被成御免候。年月不詳（割注）

この雇用期間中、甚六は二人扶持を拝領し、父子共に奉公を申し上げた。この二人扶持とは、前に述べた享保一七年（一七三二）の雇用と同様に、加番を勤めた日数に応じ、二人扶持を拝領するものであると考えられる。

さらに、ここでは、この加番を勤めたことで、甚六が御目見を許されたことがわかる。そして、この雇用を解かれた後も、扶持米の拝領はできなかつたけれども、父喜左衛門の家督を相続するまで、御目見は許された旨が示されている。

ただし、甚六が御目見を許されたのは、三回目の雇用が終わった後に、父喜左衛門が、甚六の御目見を藩に願ひ出ていたからであった。以下は、同年一二月二九日の「控帳」である。

一御忍之者共、嫡子御目見之儀奉願候付、相伺候処、忤御雇にて御用相勉居申もの共之儀は、願之通御目見被仰付候旨、御用相勉不申忤共之儀は、御目見被仰付儀は難成候旨被仰出、其段御目付を以、申渡候事。

一私共儀、御代々御奉公仕候得共、定役之儀、他江御拔被遊、立身等不被仰付、依之結構二被仰付置、難有奉存候、仲ヶ間病人多御手支之節二、加番等之儀奉願候得共、私共御役儀柄之儀、加番難被仰付故、忤共名代加番被仰付、相勉申上候、依之、仲ヶ間共嫡子、来従年頭御目見被為仰付被下候は、難有被奉存候、此段奉願候、毛頭御時節柄之儀、御座候得は、加番等被仰付而も、御心付等之儀不奉願候、何も願之通被為仰付被下候様、宜敷御取成奉願候。

戌十二月十六日

吉岡喜左衛門

吉岡久右衛門

吉岡休右衛門

沢九郎右衛門殿

山川勝八殿

溝口軍右衛門殿

坂川権右衛門殿

ここでは、喜左衛門以外にも、吉岡久右衛門・吉岡休右衛門が、自身の子の御目見を藩に願ひ出ていることがわかる。

この件について、藩は、すでに御用を勤めた者に対しては、御目見を許す旨を申し渡し、それ以外の者に対しては、御目見を許さない旨を申し渡した。

すなわち、たとえ一時的な雇用であったとしても、御忍の職務を勤めた経験のある者については、御目見を許された、ということである。よって、すでに三回に渡って加番を勤めた甚六は、御目見を許された。

元文三年（一七三八）、甚六は、父喜左衛門の家督を相続し、御忍の職務を勤めた。

その後、明和四年（一七六七）甚六は、鹿奴藩四代藩主池田澄延の家来岡山清兵衛の弟清蔵を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年九月一九日の「控帳」である。

一御忍吉岡甚六義、飛騨守様御家来岡山清兵衛弟清蔵ヲ致養子度旨奉願趣、相伺候処、願之通勝手次第と被仰出、其段、御目付江申渡ス、御忍のもの故、相伺候事。

藩の承諾を得て、清蔵は、甚六の養子となった。

その後の「控帳」によれば、明和五年（一七六八）、甚六は、子清蔵に名代勤を任せた。その後、明和八年（一七七二）自身の家督を、清蔵に相続させた。

以上が、二代目吉岡甚六の事歴である。

三代目吉岡喜左衛門

では、次に、三代目吉岡喜左衛門の事歴について述べる。喜左衛門とは、二代目吉岡甚六の養子である。

まずは、喜左衛門について記した「吉岡保之家譜」の記述を、以下に示す。

一三代 喜左衛門 初名 清蔵

明和五子年五月、名代勤被仰付、同八卯年三月、家督無相違被仰付候。寛政九巳年二月、治道様格別之思召を以、御扇子式本・御楊枝指頂戴仕候。名代勤以来、江戸御上下之御供・詰江戸等度々罷越、其外、仲ヶ間並合之御用向等無懈怠相勤、安政元寅年、死去仕候。

明和五年（一七六八）、喜左衛門は、父甚六の名代勤を任された。その後、明和八年（一七七二）、父の家督を相続した。

寛政九年（一七九八）、喜左衛門は、六代藩主池田治道から、特別に御扇子二本・御楊枝指を頂戴した。また、名代勤以来、江戸御上下御供・詰江戸などを度々勤め、通常の職務も懈怠なく勤めた。

そして、安政元年（一八五四）、喜左衛門は死去した。

以上が、「吉岡保之家譜」における喜左衛門の事歴である。

では、ここからは、「控帳」などを通じ、喜左衛門の事歴について、補足の説明を加えていきたい。

まず、寛政元年（一七八九）、喜左衛門は、江戸御供を勤めている途中、病気を患い、暇を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、喜左衛門は、鳥取に帰国した。

しかし、この途中帰国によって、物成などの上納が困難となってしまった。そこで、喜左衛門は、これを一〇年賦で上納する旨を藩に願い出た。以下は、同年二月二二日の「控帳」である。

一御忍吉岡喜左衛門儀、於江戸相煩、当閏六月御国江之御暇、願之通被遣候処、御渡物上納ニ相成、致難儀候付、当喜より十年賦被仰付被為下候様奉願趣、願之通ニハ難承届、当喜より五年賦ニ被仰付候。

しかし、この願い出は藩の承諾を得られず、藩は喜左衛門に対し、物成などを同年末からの五年賦で上納する旨を申し付けた。

その後、寛政九年（一七九八）、喜左衛門は、六代藩主池田治道から、格別に御扇子二本と御楊枝指を頂戴した。ただし、同年には、喜左衛門以外にも、二人の御忍が、治道から褒美を頂戴している。

一人目の御忍は、新幾三郎家の四代目新綱右衛門である。

新幾三郎家の紹介でも述べたとおり、綱右衛門は、江戸大火のおり、いち早く芝屋敷に駆け付けたことで、治道と懇意となった。これを理由に、同年、綱右衛門は治道から、御扇子と御楊枝を頂戴した。

二人目は、吉岡保有家の六代目吉岡新六である。

吉岡保有家の紹介でも述べたとおり、新六の父伝兵衛は、五代藩主池田重寛と懇意であった。そのため、重寛の死後、伝兵衛は遺別の品を頂戴した。その後、伝兵衛が死去し、同年、新六は治道から、御扇子と御楊枝指を頂戴した。

このように、綱右衛門と新六については、治道から褒美を頂戴するに至った経緯が、比較的明確である。一方、喜左衛門については、管見のかぎり、治道から褒美を頂戴するに至った経緯を見出すことができない。

その後、文化五年（一八〇八）、喜左衛門は、病身を理由に、子清五郎の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年五月一六日の「控帳」である。

一御忍吉岡喜左衛門儀、近来病身罷成り、御奉公難相勤候に付、悴清五郎江名代勤被仰付被為下候様、奉願趣、願之通悴江名代勤被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、清五郎は、喜左衛門の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、清五郎は、文化八年（一八一二）・文化一四年（一八一七）、江戸御供を勤め、文化一一年（一八一四）・文化一三年（一八一六）、御入湯御供を勤めた。その後、文化一五年（一八一八）、清五郎は、甚左衛門と名前を改めた。

その後も、文政六年（一八二三）、江戸御供を勤め、文政八年（一八二五）、詰江戸を勤めた。しかし、文政一二年（一八二九）、詰江戸を申し付けられたおり、病気を理由に、これを解かれた。そして、天保二年（一八三一）正月二四日、甚左衛門は死去した。

天保五年（一八三四）喜左衛門は、竹井十助の次男である幸蔵を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年六月七日の「控帳」である。

一御忍吉岡喜左衛門儀、竹井十助次男幸蔵兼而内縁も有之二付、此度養子致し度旨奉願候付、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、幸蔵は、喜左衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年八月、甚左衛門は、幸蔵に名代勤を任せた。そして、安政元年（一八五四）七月八日、喜左衛門は死去した。

以上が、三代目吉岡喜左衛門の事歴である。

四代目吉岡喜左衛門

では、次に、四代目吉岡喜左衛門の事歴について述べる。喜左衛門とは、三代目吉岡喜左衛門の養子である。

まずは、喜左衛門について記した「吉岡保之家譜」の記述を、以下に示す。

一四代 喜左衛門 初名 幸蔵 御喜久

天保五年八月、名代勤被仰付候。嘉永六丑年六月五日、異国船渡来ニ付、相州浦賀江急成御内御用被仰付、同月十日、御屋敷御国出張被仰付旨夜廻り相勤、同月十四日、御人数引取之節、御目見被仰付、右為御褒美御金頂戴仕候。安政元寅年正月十六日、異国船渡来ニ付、武州本牧江御警衛として出張被仰付、其節、御目見被仰付、御陣屋始御持場夜廻り相勤、同年三月廿二日、御人数引取之節、御目見被仰付、御酒・御吸物・御着等頂戴被仰付、右数日滞留出精相勤候ニ付、為御褒美御銀頂戴仕候。同年九月、親喜左衛門跡式無相違被仰付候。万延元申年三月三日、桜田御門外にて変事之砌、同四日夕々御屋敷外昼夜廻り被仰付、五月三日夕迄相勤、為御褒美御金頂戴仕候。江戸御上下之御供・詰江戸共七度、他所向御内御用、其外、仲ヶ間並合之御用向無懈怠相勤、

(中略)

同年十二月廿五日、先程方旧年御奉公申上候旧家之者、喜左衛門儀も名代勤以来二十七年出精相勤候二付、格式御取立大筒役被仰付、依之、老人扶持御足都合四人扶持被仰付旨被仰渡候。

天保五年(一八四三)、喜左衛門は、父喜左衛門の名代勤を任された。

嘉永六年(一八五三)六月五日、ペリー来航のおりには、すぐに相模国浦賀に赴き、御内御用を勤めた。さらに、同月一〇日、喜左衛門は芝屋敷に出張し、夜の見回りを勤めた。その後、同月一四日、鳥取に帰国するおり、御目見を許され、一二代藩主池田慶徳から、褒美として御金を頂戴した。

安政元年(一八五四)正月、再びペリーが来航したおりには、武蔵国本牧に出張し、この警衛を勤めた。このときも、喜左衛門は御目見を許され、陣屋を始めとする夜の見回りを勤めた。その後、同年三月、鳥取に帰国するおり、再び御目見を許され、慶徳から、御酒・御吸物・御肴などを頂戴した。さらに、出張中、数日滞在し、よく働いたため、褒美として御金を頂戴した。

同年七月、父喜左衛門が死去し、同年九月、喜左衛門は、この跡目を相続した。万延元年(一八六〇)三月三日、桜田門外の変が起こった。このおりには、翌日の夕方から翌月三日の夕方まで、屋敷外の昼夜の見回りを勤めた。これにより、褒美として御金を頂戴した。

在職中、喜左衛門は、江戸御上下御供・詰江戸を七回ずつ勤め、他所向御内御用を勤めた。また、通常の職務も懈怠なく勤めた。

同年一二月、吉岡保之家は家業御放となり、喜左衛門は、大筒役に取り立てられた。このとき、喜左衛門は一人扶持の加禄を施され、二六俵四人扶持を拝領した。これは、吉岡保之家が、旧年より池田家に奉公を申し上げた家であり、喜左衛門自身も、名代勤以来二七年間、御忍の職務をよく勤めたからである。

なお、「新幾三郎家譜」によれば、ペリー来航のおり、新幾三郎家の五代目新紋右衛門も、喜左衛門と同様の職務を勤めた。

また、「新長次郎家譜」によれば、桜田門外の変のおり、新長次郎家の八代目新長次郎も、喜左衛門と同様の職務を勤めた。

その後、文久三年(一八六三)、喜左衛門は、病身を理由に、子保之丞の名代勤を藩に願ひ出た。以下は、同年一二月二四日の「控帳」である。

一吉岡喜左衛門儀、近来病身罷成、御奉公難相勤二付、悴保之丞江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、願之通被仰付旨被仰出、其段武宮雅楽允江切紙を以申渡之。

藩の承諾を得て、保之丞は、喜左衛門の名代勤を行なった。

ところで、同日の「控帳」では、喜左衛門が経済的困難を藩に訴える記述もみえる。これを理由に、喜左衛門は具足などの拝借を、藩に願ひ出た。以下は、該当する「控帳」の記述である。

一吉岡喜左衛門儀、兼而勝手向致難渋、未甲冑所持不致処、御支配等も並之通不被下、近来被仰出之趣も有之ニ付、臨時之節御小姓具足尅領并従者之着具共拝借之儀、奉願趣、御武器役所取調之上、無余儀次第ニ付、臨時之節拝借被仰付旨、武宮雅榮允江切紙を以申渡之。

ここでは、喜左衛門は経済的困難によって、いまだに甲冑も所持しておらず、支配米に至っては、規定どおりに拝領していない旨を示している。

一方で、喜左衛門には、近々戦に駆り出される予定があった。しかし、いまのままでは戦に対応できないため、ここでは臨時的に、小姓の具足一領ならびに従者の着具を、拝借する旨を藩に願ひ出ている。

この件について、藩はやむを得ない理由であると述べた上で、これを承諾した。そして、喜左衛門に対し、これらを貸し付ける旨を申し渡した。

前に述べたとおり、このときの喜左衛門の禄高は、二六俵四人扶持である。これは、御忍の定禄である二六俵三人扶持を、若干上回る禄である。しかし、同時期に大筒役に取り立てられた御忍たちの禄高は、最低でも三〇俵四人扶持である。

さらに、もしこの記述どおり、喜左衛門が規定どおりの支配米を拝領できていないとなれば、御忍の定禄を拝領できたかどうかも疑問である。これらを踏まえると、喜左衛門はこの時期、苦しい生活を強いられていたことが予想される。

「吉岡保之家譜」によれば、その後、明治四年（一八七一）、喜左衛門は隠居し、自身の家督を、保之丞に相続させた。

以上が、四代目吉岡喜左衛門の事歴である。

五代目吉岡保之

では、次に、五代目吉岡保之の事歴について述べる。保之とは、四代目吉岡喜左衛門の長子である。

まずは、保之について記した「吉岡保之家譜」の記述を、以下に示す。

五代 保之 初名 保之丞 保

文久三亥十二月廿四日

一吉岡喜左衛門儀、近来病身罷成、御奉公難相勤ニ付、悴保之丞江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、願之通被仰付旨被仰出候事。

文久三年（一八六三）、保之は、父喜左衛門の名代勤を任された。

その後、慶応二年（一八六六）、二回目の長州征討のおり、保之はこの二番手を勤めた。以下は、同年六月一四日の「控帳」である。

一吉岡保之丞儀、先達而長討式番手被仰付置候処、其俣宿陣所等致見分候様被仰付旨、御軍式方頭取を以申渡之。

ここでは、保之が長州征討の二番手を勤めると共に、そのまま宿や陣所などの見分けを申し付けられている。

その後、保之は池田主書介が出張するにあたって、この付き添いを申し付けられた。以下は、同年八月一八日の「控帳」である。

一吉岡保之丞儀、先達而式番手宿陣所見分被仰付、出張致居申候処、此度池田主書介出張致候付、同人江附添被仰付、引揚之節も出張之節之通、宿陣所見分致し罷帰候様被仰付旨、御軍式方頭取を以申渡之。

ここでは、保之が池田主書介の付き添いを勤めると共に、引き上げのおり、宿や陣所の見分けを申し付けられている。

その後、明治三年（一八七〇）六月、保之は師家のすすめで、槍術の試験に出席した。以下は、同月二〇日の「吉岡保之家譜」である。

なお、文中に記した「保」とは、保之のことであり、「喜久」とは、父喜左衛門のことである。

倅保儀、去ル四日槍術御試之節致出席候ニ付、師家方試業之儀相進候処、懈怠ケ間敷儀申立、殊ニ役手方申論し候上も、御趣意不相弁、却て不敬之及応答候段、不埒之至ニ付、逼塞申付候并右等不心得之儀有之段、全く兼々教諭粗忽之儀不束之至ニ付、其方儀は遠慮申付候事。

六月廿日 参事

八月十日、喜久儀、遠慮被免。

ここでは、保之は槍術の試験に出席したものの、やる気のみえず、役手からその態度を論されたにもかかわらず、却って不敬の応答をした旨が示されている。

この件について、藩は、保之の態度は不心得であると指摘した上で、保之に対し、逼塞を申し付けた。さらに、父喜左衛門に対しては、遠慮を申し付けた。

その後の「吉岡保之家譜」によれば、父喜左衛門は、同年八月、遠慮を解かれた。一方、保之は、同年九月、逼塞を解かれた。

そして、明治四年（一八七二）、保之は、父喜左衛門の家督を相続した。以上が、五代目吉岡保之の事歴である。

さて、「吉岡保之家譜」では、保之の事歴の後に、保之の弟吉岡勝次の事歴についても記している。よって、最後に、勝次の事歴を簡単に述べる。

慶応二年（一八六六）、勝次は、京都表の警衛手当詰を申し付けられた。以下は、同年一〇月一二日の「吉岡保之家譜」である。

一吉岡喜左衛門次男勝次儀、此度京都表御警衛御手当詰御雇、用意次第出足、詰中荒尾内膳組被仰付旨相伺候上、御軍式方頭取を以、申渡之。

ここでは、藩は勝次に対し、準備次第、京都に向けて出発する旨を申し付けている。

また、京都滞在中、勝次は、荒尾内膳の支配下に置かれた。

その後の「吉岡保之家譜」によれば、慶応三年（一八六七）、勝次は、京都詰を解かれ、鳥取に帰国した。

以上が、吉岡勝次の事歴である。

【吉岡保之家 略系図】

家督なし

吉岡仲右衛門

元禄1年（1688）別家として召抱
元禄9年（1697）吉岡保有家へ

初代

吉岡喜左衛門

元禄9年（1697）相続
元文3年（1738）隠居
宝暦5年（1755）7月6日没

2代目

吉岡甚六

享保15年（1730）一時的に雇用
享保17年（1732）一時的に雇用
享保19年（1734）一時的に雇用
元文3年（1738）相続
明和8年（1771）隠居
寛政12年（1800）11月19日没

3代目

吉岡喜左衛門

明和5年（1768）名代勤
明和8年（1771）養子相続
安政1年（1854）7月8日没

家督なし

吉岡甚左衛門

文化5年（1808）名代勤
天保2年（1831）1月24日没

4代目

吉岡喜左衛門

天保5年（1834）名代勤
安政1年（1854）養子・跡目相続
万延1年（1860）家業御放後、大筒役へ
明治4年（1871）隠居

5代目

吉岡保之

文久3年（1863）名代勤
明治4年（1871）相続

「御支配帳」にみる吉岡保之家の禄高一覧

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
元禄9~11	1696~98	初代	吉岡喜左衛門	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	初代	吉岡喜左衛門	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	初代	吉岡喜左衛門	—	26俵3人扶持	1944~51	宝永6年(1709)の記録には名前なし
正徳4~享保9	1714~24	初代	吉岡喜左衛門	—	26俵3人扶持	1952~61	—
享保11~元文4	1726~39	初代	吉岡喜左衛門	—	26俵3人扶持	1962~76	—
元文5~宝暦7	1740~57	2代目	吉岡甚六	—	26俵3人扶持	1977~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	26俵3人扶持	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	2代目	吉岡甚六	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~8	1768~71	3代目	吉岡清蔵(喜左衛門)	吉岡甚六	26俵3人扶持	2006~07, 14151,2009	明和7年(1770)の記録は宝暦8年(1758)の写し
明和9~安永4	1772~75	3代目	吉岡清蔵(喜左衛門)	—	26俵3人扶持	2010~13	—
文化14~15	1817~18	家督なし	吉岡清五郎(甚左衛門)	吉岡喜左衛門(3代目)	26俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	家督なし	吉岡甚左衛門	吉岡喜左衛門(3代目)	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	家督なし	吉岡甚左衛門	吉岡喜左衛門(3代目)	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	4代目	吉岡幸蔵(喜左衛門)	吉岡喜左衛門(3代目)	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	4代目	吉岡幸蔵(喜左衛門)	吉岡喜左衛門(3代目)	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	4代目	吉岡幸蔵(喜左衛門)	吉岡喜左衛門(3代目)	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2	1855	4代目	吉岡幸蔵(喜左衛門)	—	26俵3人扶持	2036	—
安政3~万延1	1856~60	4代目	吉岡喜左衛門	—	26俵3人扶持	2037~41	—

(三) 吉岡英郷家

では、ここからは、吉岡英郷家について述べる。

吉岡英郷家とは、本家である吉岡保有家の初代吉岡久右衛門の次男弥七を初代とし、弥七・久右衛門・和角・喜十郎・長三郎・小次郎・英郷と七代に渡って続いた御忍の家である。

吉岡英郷家の家譜である「吉岡英郷家譜」によれば、寛文九年（一六六九）、初代弥七は、御忍本城理右衛門の跡役を引き継いだ。その後、明治二年（一八六九）、吉岡英郷家は家業御放となり、七代目英郷は、士族として取り立てられた。

これから吉岡英郷家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡弥七 寛永一五年（一六三八）～没年不明。本家吉岡保有家の初代吉岡久右衛門の次男。初名は弥七郎。はじめは徒として召し出だされた。しかし、御忍本城理右衛門の家が断絶し、寛文九年（一六六九）この跡役を引き継いだ。その後、兄又助が、父喜左衛門の惣領と切米を相続するにあたって、弥七は、又助の切米を相続した。理右衛門の跡役と又助の切米を以て、弥七は、別家の御忍として召し出だされた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

二代目吉岡久右衛門 生年不明～享保一七年（一七三二）。初代吉岡弥七の長子。はじめは別家の御忍として召し出だされた。この別家が、吉岡義信家である。その後、父弥七の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、弟伊左衛門に相続させた。久右衛門は、御立帰御供・詰江戸などを勤めた。しかし、まもなく病死した。

三代目吉岡和角 生年不明～寛政六年（一七九四）。二代目吉岡久右衛門の養子。初名は弥七郎。人員不足を理由に、御忍として一時的に雇用された。この間、加番を勤めた。その後、父久右衛門の跡目を相続した。江戸御供・詰江戸・御内御用などを勤めた。これらの勤功を評価され、最終的には三五俵四人扶持で勤めた。しかし、格式の取り立てについては、最後まで藩の承諾を得るには至らなかった。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

四代目吉岡喜十郎 生年不明～天保九年（一八三八）。三代目吉岡和角の実子。御入湯御供・詰江戸などを勤めた。

五代目吉岡長三郎 生年不明～慶応二年（一八六六）。四代目吉岡喜十郎の養子。尾崎卯平太の次男。名代勤の後、喜十郎の跡目を相続した。養子でありながら、祖父和角の勤功を理由に、父と同様の禄である三五俵四人扶持を拝領した。詰江戸・御入湯御供・江戸御供・因伯二国の在廻り・御供詰・二ノ丸新殿の不寝番などを勤めた。これらの勤功を評価され、最終的には四〇俵四人扶持で勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は幽翁。

六代目吉岡小次郎 生没年不明。五代目吉岡長三郎の実子。御入湯御供・御供詰など

を勤めた。小次郎には、①武八郎・②清次郎・③庄蔵と子がいた。しかし、①は早世し、②とは離縁した。そのため、最終的には、③に家督を相続させた。

七代目吉岡英郷 生没年不明。六代目吉岡小次郎の実子。初名は庄蔵。その後、隼太と改名した。名代勤の後、父小次郎の跡目を相続した。その後、御出馬御供などを勤めた。明治二年（一八六九）、吉岡英郷家は家業御放となり、英郷は、士族に取り立てられた。

以上が、吉岡英郷家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡英郷家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡英郷家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡弥七

では、ここからは、吉岡英郷家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡弥七の事歴である。

弥七とは、吉岡保有家の初代吉岡久右衛門の次男である。寛文六年（一六六六）、弥七は、別家の徒として二六俵三人扶持で召し出だされた。以下は、該当する「吉岡英郷家譜」の記述である。

なお、文中に記した「弥七郎」とは、弥七の初名である。

- 一初代久右衛門二男又助弟(割注) 弥七郎儀、寛文六年年、式拾六俵三人扶持にて別家御徒
- 二被召出置候処、同九酉年、御忍本城理右衛門儀、家絶仕候付、右跡役被仰付、当時吉岡小次郎家ニ御座候。

しかし、弥七が徒として職務を勤めていたおり、寛文九年（一六六九）、御忍本城理右衛門の家が断絶した。そのため、弥七がこの跡役を引き継いだ。これが、現在の吉岡小次郎家（後の吉岡英郷家）であるという。

ただし、「御支配帳」の記録では、同年、「御忍」の項で、弥七の名前は見出せない。その後、はじめて弥七の名前がみえるのは、寛文十一年（一六七二）のことである。

すなわち、寛文九年（一六六九）、弥七が理右衛門の跡役を引き継いでから、しばらくのあいだ、弥七は、御忍の職務を勤めることはなかった。その後、寛文十一年（一六七二）、御忍の職務を勤めるようになった。

このように、同年、弥七が禄を拝領し、御忍の職務を勤めるに至ったのは、兄又助が、父喜左衛門の家督を相続するにあたって、弥七が、又助の切米を相続したからである。以下は、同年二月三〇日の「控帳」である。

一吉岡儀(喜) 左衛門・新茂太夫年寄候付、夜盗御免被成、喜左衛門御切米・惣領吉岡又助ニ被下、又助御切米又助弟弥七ニ被下候、茂太夫御切米・惣領門(紋) 右衛門ニ

被下、門(紋)右衛門御切米門(紋)右衛門弟作兵衛ニ被下、今迄弥七ハ御歩行之も
の、作兵衛ハ御菓子奉行ニ候へとも、夜盜被仰付事。

ここで注目したいのは、父喜左衛門が、切米と惣領(家督)を兄又助に相続させているのに対し、又助は、弥七に切米だけを相続させている点である。

これらの違いは、弥七がこのときすでに、理右衛門の跡役を引き継いでいたからであると考えられる。すなわち、このときの弥七は、本城家の跡だけを保有している状態であった。しかし、跡を保有しているだけでは、弥七は、御忍としての職務を勤めることはできなかった。

そこで、同年、弥七は、兄又助の切米を相続した。これにより、理右衛門の跡と兄又助の切米を併せて、御忍の家の当主として、職務を勤めることができるようになった。

その後、宝永元年(一七〇四)、弥七は、歩行不自由を理由に、子久右衛門に家督を相続させる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年一〇月二三日の「控帳」である。

一吉岡弥七、今年六十七ニ罷成、行歩不自由、役儀難勤ニ付、願之通倅久右衛門ニ弥七跡式相続被仰付、久右衛門御支配御扶持方ニて、次男伊左衛門を御忍ニ被召出候、此旨御目付共より申渡事。

藩の承諾を得て、弥七は、久右衛門に家督を相続させた。また、久右衛門の家督を、次男吉岡伊左衛門に相続させた。これにより、伊左衛門は、御忍として新たに召し出だされることになった。

なお、文中には「跡式相続」とあるけれども、弥七は、この時点でまだ健在である。そのため、このときの相続は、跡目相続ではなく、正確には家督相続である。

「吉岡英郷家譜」によれば、その後、宝永四年(一七〇七)、弥七は七〇歳となり、隠居料として三人扶持を拝領した。

以上が、初代吉岡弥七の事歴である。

二代目吉岡久右衛門

では、次に、二代目吉岡久右衛門の事歴について述べる。久右衛門とは、初代吉岡弥七の長子である。

元禄一〇年(一六九七)、久右衛門は、安場喜右衛門の代わりに、別家の御忍として召し出だされた。以下は、同年二月二六日の「安場義太郎家譜」である。

なお、文中に記した「安場喜右衛門」とは、安場義太郎家の初代安場茂作の実子である。

一安場喜右衛門代り御忍吉岡弥七倅久右衛門儀、被召出事。

前に述べたとおり、宝永元年（一七〇四）、久右衛門は、父弥七の家督を相続するにあたって、自身の別家の家督を、弟伊左衛門に相続させた。

すなわち、久右衛門は、吉岡英郷家の二代目となり、伊左衛門は、吉岡義信家の二代目となった。

「控帳」によれば、享保一六年（一七三一）、久右衛門は、「若殿様」の立帰御供を勤めた。その後、享保一七年（一七三二）、この「若殿様」の在府にともなう、久右衛門は、詰江戸を勤めた。以下は、同年五月一二日の「控帳」である。

なお、文中に記した「若殿様」とは、次期四代藩主池田宗泰のことである。

一此度之御留守、若殿様御在府ニ付、御忍之もの無之候而は難成ニ付、三人被仰付旨、御目付共江申渡候由、先頃之御飛脚ニ申来候得共、三人ニ而ハ不寝等之儀、一人相煩候而は御手支、其上加役等之儀も難成ニ付、左之四人順番ニ付、詰江戸被仰付旨申渡候事。

新茂太夫 国府喜兵衛 吉岡久右衛門 吉岡源次郎

ここでは、池田宗泰の在府に際し、御忍の人員を確保するため、詰江戸を勤める御忍三人を寄越す旨を、藩が江戸からの飛脚を以て、申し渡している。

しかし、これを受けた御目付たちは、御忍の人員が三人では、①不寝番などを勤めるとき、一人でも欠員が生じると差し障りが生じること、②加役の人員を出すことが困難となることを理由に、御忍の人員を一人増すこととした。よって、久右衛門の他、新茂太夫・国府喜兵衛・吉岡源次郎と全部で四人の御忍に対し、詰江戸を申し付けた。

「控帳」によれば、その後、同年一〇月二八日、久右衛門は病死した。

以上が、二代目吉岡久右衛門の事歴である。

三代目吉岡和角

では、次に、三代目吉岡和角の事歴について述べる。和角とは、二代目吉岡久右衛門の養子である。

享保七年（一七三二）、父久右衛門は、三代藩主池田吉泰が帰城するおり、御忍の人員不足を理由に、和角の加番を藩に願い出た。以下は、同年閏五月一二日の「控帳」である。なお、文中に記した「吉岡弥七郎」とは、和角のことである。

一御帰城之節、御忍者御手支ニ付、左之者共悴御番相勤させ申度由、御目付共申聞、承届候事。

吉岡仲右衛門悴

新彦四郎悴

吉岡又助

新喜文次

吉岡久右衛門悴

吉岡喜左衛門悴

吉岡弥七郎

吉岡甚六

藩の承諾を得て、和角は、御番を勤めた。

このとき、和角は加番を勤めた日数に応じ、一日に二人扶持ずつを拝領した。

その後、同年一〇月、父久右衛門が死去した。そのため、同年一二月、和角は、この跡目を相続した。以下は、同月二三日の「吉岡英郷家譜」である。

一 式拾六俵三人扶持 久右衛門養子 弥七郎

養子之儀ニは候得共、御法之通御支配御扶持方無相違被仰付候事。

このとき、和角は養子であったにもかかわらず、父久右衛門と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

「控帳」によれば、その後、延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）の御内御用で、和角は計四回これを勤めた。これにより、褒美として御上下一具を頂戴した。その後、和角は、詰江戸や江戸御供などを勤めた。

これらの勤功を理由に、安永三年（一七七四）、和角は、加禄を藩に願ひ出た。以下は、同年一二月二八日の「控帳」である。

一 吉岡弥七郎儀、旧年出精相勤、其上先達而御内御用度々被仰付候処、宜相勤、及老年、今以加番等致出精候ニ付、御夫持支配之儀相願候処、御時節柄ニ付、願之通ニは難被為成候、併格別之勤功有之候間、此度御支配四俵御足、都合三拾俵被仰付。

ここでは、和角は、旧年出精し、御忍の職務をよく勤めた旨が示されている。

しかし、第二章でも述べたとおり、藩は和角の勤功を評価しながらも、時節柄を理由に、彼に対し、支配米四俵の加禄を施すに留まった。

その後、安永六年（一七七七）、吉岡正臣家が家業御放となり、三代目吉岡源兵衛が、御忍としては異例となる馬廻に取り立てられた。

これを受け、安永八年（一七七九）、和角は他の御忍と共に、御目付の申し立ても得て、格式の取り立てを藩に願ひ出た。以下は、同年一二月二七日の「控帳」である。

一 御忍左之者共儀、数年無懈怠相勤、旧功も有之に付、先達而御取立之儀奉願候処、不外成家業之者ニ候得は、難被為成筋ニ候得共、御目付共より申立候趣も有之ニ付、格別ニ遂評儀可遣候間、其旨申渡置候様、御目付江申聞候事。

吉岡弥七郎 新作兵衛 吉岡弥右衛門

この件について、藩はまず、家業家は本来、取り立てなどが容易に許されない家柄であることを強調した上で、御目付の申し立てを理由に、特別に評議に至る旨を申し渡した。

しかし、評議の結果、結局藩は、彼らの格式を取り立てるには至らず、彼らに対し、五俵一人扶持の加禄を施すに留まった。以下は、安永九年（一七八〇）一月一八日の「控帳」である。

一御忍左之もの共儀、左之通被仰出、其段、御目付江申渡之。

吉岡弥七郎

新作兵衛

吉岡弥右衛門

其方共儀、格別勤功有之者二付、兼而願之通り可被仰付候処、当時難被為成趣有之候、乍然、老年之者共之儀二付、先此度は一人夫持五俵ツ、御加増被仰付旨、被仰出候。

なお、文中で「先此度は」とあるけれども、結局その後も、彼らがこれ以上の出世を果たすことはなかった。

これら一連の出来事については、第二章でも述べたとおりである。

その後、寛政四年（一七九二）、和角は、老齢を理由に、隠居を藩に願ひ出た。以下は、同年一月一六日の「控帳」である。

一御忍吉岡和角儀、老体罷成、其上近年眼足難相叶由、依之、先格之通隠居被仰付、忝喜十郎江家統被仰付被為下候様奉願候付、願之通忝江家統被仰付、和角江は並之通三人扶持被遣旨被仰付、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、和角は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、子喜十郎に相続させた。

「吉岡英郷家譜」によれば、その後、寛政六年（一七九四）一月四日、和角は死去した。

以上が、吉岡和角の事歴である。

四代目吉岡喜十郎

では、次に、四代目吉岡喜十郎の事歴について述べる。喜十郎とは、三代目吉岡和角の実子である。

寛政四年（一七九二）、喜十郎は、父和角の家督を相続した。

「控帳」によれば、その後、寛政六年（一七九四）、和角は、御入湯御供を勤めた。その後、寛政八年（一七九六）、御目見を許され、「年頭御礼」において、藩主に拝謁した。以下は、同年五月二七日の「控帳」である。

一左之者共儀、御目見之儀奉願候に付、年頭御礼之御序ニ御目見被仰付旨被仰出、其段

夫々頭人ニ申渡之。

文平悴

左七悴

御料理頭 石野源内 御忍 新孫兵衛 上同 新清十郎

御忍 吉岡喜十郎

先達而願之通被仰付候へ共、其節障有之、相残り候に付、此度猶又相願候事。

ここでは、喜十郎は以前から御目見を藩に許されていたけれども、そのときには差し障りがあり、御目見が叶わなかった旨が示されている。そのため、今回の「年頭御礼」において、喜十郎は、藩主に拝謁した。

その後、文化九年（一八一二）、喜十郎は、尾崎卯平太の次男駒次郎を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年正月二七日の「控帳」である。

一御忍吉岡喜十郎儀、尾崎卯平太次男駒次郎兼而内縁有之二付、致養子度段奉願趣、并卯平太よりも遣度段、願之通被仰付旨、例之通相伺候上、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、駒次郎は、喜十郎の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年九月、喜十郎は、駒次郎に名代勤を任せた。そして、天保九年（一八三八）七月二七日、死去した。

以上が、四代目吉岡喜十郎の事歴である。

五代目吉岡長三郎

では、次に、五代目吉岡長三郎の事歴について述べる。長三郎とは、四代目吉岡喜十郎の養子である。

文化九年（一八一二）、長三郎は、父喜十郎の名代勤を任された。その後、天保九年（一八三八）七月、父が死去し、長三郎は喪に服した。

しかし、同年九月、人員不足を理由に、長三郎はすぐに御忍の職務に復帰した。以下は、同月七日の「控帳」である。

一御忍吉岡長三郎儀、親跡目未被仰付候得共、御人少ニ付、忌御免、出勤被仰付旨、御目付江申渡之。

しかし、この時点ではまだ、長三郎は父の家督を相続しておらず、支配米と扶持米を拝領することができない状態であった。

そこで、国府忠兵衛が、自身の四人扶持のうち、三人扶持を、長三郎に貸し付ける旨を藩に願い出た。以下は、同年一月三日の「控帳」である。

一左之者共儀、左之趣奉願候付、勘定所・裏判共取調之上、左之通承届候旨、頭々江申渡之。

一御忍国府忠兵衛義、吉岡長三郎親跡目未被仰付ニ付、御扶持方内貸之儀奉願趣、四人扶持之内、三人扶持御渡被遣旨、承届之。

勘定所と裏判が共に取り調べた上で、この願い出は藩の承諾を得て、長三郎は、忠兵衛の三人扶持を拝領した。

その後、同年一二月、長三郎は、父喜十郎の跡目を相続した。以下は、同月一六日の「吉岡英郷家譜」である。

一三十五俵四人扶持 喜十郎養子 吉岡長三郎

養子之儀ニ候得は、御支配三十五俵之内御法之通五俵御減少被成節ニ候得共、祖父弥七郎江格別ニ被遣候御加増之儀ニ付、此度は先其俵被遣御支配三十五俵四人扶持被仰付旨仰出候。

このとき、長三郎は養子であるにもかかわらず、父喜十郎と同様の禄である三五俵四人扶持を拝領した。

第二章でも述べたとおり、このとき、長三郎が減禄を免れたのは、祖父和角の勤功によるものである。

長三郎はその後、御忍の職務を懈怠なく勤めた。これにより、嘉永二年（一八四九）、支配米五俵の加禄を施された。以下は、同年一二月一八日の「吉岡英郷家譜」である。

一御忍吉岡長三郎儀、名代勤以来三拾八年詰江戸度々罷越出精相勤候付、御目付方別段申立之趣も有之ニ付、格別ニ此度御加増五俵被遣、御支配都合四拾俵被仰付旨被仰出、其段御目付を以申渡之。

ここでは、長三郎が名代勤以来三八年間、御忍の職務をよく勤めた旨が示されている。

これにより、長三郎の禄高は、四〇俵四人扶持となった。これは、御忍の定禄である二六俵三人扶持を上回る禄高である。また、歴代の御忍の禄高と比較してみても、かなりの高禄であることがわかる。

その後、安政元年（一八五四）、長三郎は、病身を理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年七月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡長三郎儀、老年罷成、其上近来別而病身ニ相成、御奉公難相勤ニ付、旧例之通隠居被仰付、忝小次郎江家督被仰付被為下候様奉願趣、例も有之儀ニ付、願之通忝小次郎江家統被仰付、長三郎江は並之通三人扶持被遣旨被仰出候。

藩の承諾を得て、長三郎は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、子小次郎に相続させた。

「吉岡英郷家譜」によれば、安政二年（一八五五）、長三郎は剃髪し、幽翁と名前も改めた。その後、慶応二年（一八六六）四月二〇日、死去した。
以上が、五代目吉岡長三郎の事歴である。

六代目吉岡小次郎

では、次に、六代目吉岡小次郎の事歴について述べる。小次郎とは、五代目吉岡長三郎の実子である。

安政元年（一八五四）、小次郎は、父長三郎の家督を相続した。その後、安政二年（一八五五）、御目見を許され、藩主に拝謁した。

さて、「控帳」によれば、小次郎には、①武八郎・②清次郎・③庄蔵と子がいた。このなかで、明治二年（一八六九）、③が小次郎の家督を相続し、吉岡英郷家の七代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、武八郎である。

小次郎は、父の家督を相続したわずか二年後、安政三年（一八五六）、鹿奴藩九代藩主池田仲建の家来山根権太夫の弟武八郎を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年九月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡小次郎儀、左近将監様御家来山根権太夫弟武八郎、兼而内縁も有之二付、此度致養子度旨奉願趣、願之通被仰付旨、被仰出候。

藩の承諾を得て、武八郎は、又助の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年一二月、小次郎は、武八郎に名代勤を任せた。武八郎は、安政六年（一八五八）御供詰・御泊鷹野御供を勤めた。その後、万延元年（一八六〇）、御供詰を勤めるにあたって、江戸に向けて出発した。

しかし、在府中、武八郎は病気を患い、これを理由に、暇を藩に願い出た。以下は、同年八月一八日の「控帳」である。

一御忍吉岡小次郎儀、悴武八郎当春御供詰江戸罷越相勤居申候処、病氣二付、御国江之御暇奉願、去ル八月罷帰候処、詰不足上納米銀とも暮御支配之内ニ而直納ニ相成候処、兼而勝手向難渋候付、相応之年賦御取立被仰付被為下候様奉願趣、勘定所取調之上、類例も有之二付、詰不足上納米高貸銀等当暮より兩年ニ御取立之儀承届候段、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、武八郎は、鳥取に帰国した。

しかし、この詰不足により、小次郎は同年末の支配米から直納するはずであった物成などを、上納することが困難となってしまった。そのため、小次郎はこれらを、相応の年賦で上納する旨を藩に願ひ出た。

これは藩の承諾を得て、藩は小次郎に対し、上納米および高貸銀などを、同年末からの二年賦で上納する旨を申し付けた。

しかし、「控帳」によれば、同年九月五日、武八郎は死去した。

二人目は、清次郎である。

文久二年（一八六二）二月、小次郎は、安田宗一郎の子清次郎を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡小次郎儀、安田宗一郎倅清次郎、兼而内縁も有之二付、此度養子ニ致所望度旨、并宗一郎よりは遣し度段、奉願趣」 「儀は、願之通被仰付旨被仰出候段、御「 「申渡之、宗一郎江は、願之通承届候段、御側御用人を以御徒頭江申渡之。

藩の承諾を得て、清次郎は、小次郎の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年三月、小次郎は、子清次郎に名代勤を任せた。

しかし、まもなく小次郎は、相手方の安田宗一郎と話し合い、清次郎と離縁する旨を藩に願ひ出た。以下は、同年七月三日の「控帳」である。

御忍吉岡小次郎儀、安田宗一郎倅清次郎を致養子置候処、此度和談之上、離縁致し度旨、并宗一郎よりも取返し度旨、御断書差出し候段、御目付申聞候付、承届候事。

藩の承諾を得て、小次郎と清次郎は、離縁した。

三人目は、庄蔵である。

庄蔵は、小次郎の実子である。元治元年（一八六四）、小次郎は、庄蔵の名代勤を藩に願ひ出た。以下は、同年一二月二二日の「控帳」である。

一御忍吉岡小次郎儀、近年病身罷成、御奉公難相勤二付、倅庄蔵江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、願之通倅江名代勤被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、庄蔵は、小次郎の名代勤を行なった。

「吉岡英郷家譜」によれば、その後、明治二年（一八六九）、庄蔵は、小次郎の跡目を相続した。

以上が、六代目吉岡小次郎の事歴である。

七代目吉岡英郷

では、最後に、七代目吉岡英郷の事歴について述べる。英郷とは、六代目吉岡小次郎の実子である。

「控帳」によれば、元治元年（一八六四）、英郷は、父小次郎の名代勤を任された。その後、元治二年（一八六五）、御目見を許され、藩主に拝謁した。慶応二年（一八六六）六月、英郷は、御出馬御供を勤めた。

同月二一日、伊賀赤心家の五代目伊賀赤心が、老中小笠原壱岐守長行に呼び出され、安芸国広島表に赴いた。このとき、長行が赤心に書付を託したことは、伊賀赤心家の紹介でも述べたとおりである。

その後、この書付を英郷が受け取り、鳥取に持ち帰った。以下は、同月二五日の「控帳」である。

なお、文中に記した「吉岡隼太」とは、英郷のことである。

また、「松平右近将監」とは、浜田藩四代藩主松平武聰のことであり、「阿部主計頭」とは、福山藩九代藩主阿部正方のことである。

一去ル廿一日芸州広島表ニおいて、御老中松平伯耆守殿より被成御渡候御書付、御忍吉岡隼太持帰り候段、御目付申達之。

御名

石州路討手救応之儀、此程相達し候趣も有之候処、松平右近将監・阿部主計頭、人数孤軍之姿ニ相成、苦戦防禦難渋之趣ニ候間、急速人数差出、其方ニも早々出張救応可被致候。

さて、この書付の内容は、石見国へ向かう道中における救援を要請するものであった。

ここには、松平武聰・阿部正方が孤軍奮闘し、苦戦を強いられているため、すぐに軍勢を寄越してほしい、と記されている。

そして、この書付を受け取った英郷は、これを持ち帰り、御目付に届けた。

その後、明治二年（一六八九）、英郷は、小次郎の跡目を相続した。以下は、同年九月晦日の「吉岡英郷家譜」である。

吉岡隼太儀、親小次郎跡式相続被仰付候間、此旨可申渡事。

なお、文中には「跡式相続」とあるけれども、ここでは、初代吉岡弥七の例を以て、英郷の家督相続が「跡式相続」ではない可能性も指摘しておく。

その後の「吉岡英郷家譜」によれば、同年一〇月、吉岡英郷家は家業御放となり、英郷は、士族に取り立てられた。

以上が、七代目吉岡英郷の事歴である。

【吉岡英郷家 略系図】

初代

吉岡弥七

寛文6年（1666）御徒として召抱

寛文9年（1669）御忍として召抱

宝永1年（1704）隠居

2代目

吉岡久右衛門

元禄10年（1697）別家として召抱

宝永1年（1704）相続

享保17（1732）10月28日没

3代目

吉岡和角

享保17年（1732）一時的に雇用

享保17年（1732）養子・跡目相続

寛政4年（1792）隠居

寛政6年（1794）12月4日没

4代目

吉岡喜十郎

寛政4年（1792）相続

天保9年（1838）7月27日没

5代目

吉岡長三郎

文化9年（1812）名代勤

天保9年（1838）養子・跡目相続

安政1年（1854）隠居

慶応2年（1866）4月20日没

6代目

吉岡小次郎

宝暦6年（1756）名代勤

安政1年（1854）相続

寛政8年（1796）11月13日没

家督なし

吉岡武八郎

安政3年（1856）名代勤

文久1年（1861）9月5日没

家督なし

吉岡清次郎

文久2年（1862）名代勤

文久2年（1862）離縁

7代目

吉岡英郷

元治1年（1864）名代勤

明治2年（1869）相続

明治2年（1869）家業御放後、士族へ

「御支配帳」にみる吉岡英郷家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍名	名代勤	禄高	資料番号	備考
寛文11	1671	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1926	—
延宝3~6	1675~78	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~64	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1936~38	—
元禄9	1696	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1939	—
元禄10~11	1697~98	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1940~41	—
		—	吉岡久右衛門	—	26俵3人扶持		別家（吉岡義信家）
元禄13~14	1700~01	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄16	1703	初代	吉岡弥七	—	26俵3人扶持	1944	—
宝永1~7	1704~10	2代目	吉岡久右衛門	—	26俵3人扶持	1945~51	—
正徳4~享保2	1714~17	2代目	吉岡久右衛門	—	26俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	吉岡久右衛門	—	26俵3人扶持	1956~61	—
享保11~18	1726~33	2代目	吉岡久右衛門	—	26俵3人扶持	1962~70	—
享保18~延享2	1733~45	3代目	吉岡弥七郎（和角）	—	26俵3人扶持	1970~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	吉岡弥七郎（和角）	—	26俵3人扶持	1983~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	吉岡弥七郎（和角）	—	26俵3人扶持	1996~2003	宝暦10年(1760)の記録には名前なし
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし

「御支配帳」にみる吉岡英郷家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍名	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和5~安永3	1768~74	3代目	吉岡弥七郎（和角）	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~12	明和7年(1770)記録は 宝暦8年(1758)の写し
安永3~4	1774~75	3代目	吉岡弥七郎（和角）	—	30俵3人扶持	2012~13	—
文化14~15	1817~18	5代目	吉岡清右衛門（長三郎）	吉岡喜十郎	35俵4人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	5代目	吉岡長三郎	吉岡喜十郎	35俵4人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	5代目	吉岡長三郎	吉岡喜十郎	35俵4人扶持	2019~24	—
天保9	1838	5代目	吉岡長三郎	吉岡喜十郎	35俵4人扶持	2025	—
天保10~11	1839~40	5代目	吉岡長三郎	—	35俵4人扶持	2026~27	—
弘化2~3	1845~46	5代目	吉岡長三郎	—	35俵4人扶持	2028~29	—
嘉永2	1849	5代目	吉岡長三郎	—	35俵4人扶持	2030~31	—
嘉永3~6	1850~53	5代目	吉岡長三郎	—	40俵4人扶持	2032~35	—
安政2~4	1855~57	6代目	吉岡小次郎	—	40俵4人扶持	2036~38	—
安政5~万延2	1858~61	6代目	吉岡武八郎	吉岡小次郎	40俵4人扶持	2039~42	—
文久2	1862	6代目	吉岡小次郎	—	40俵4人扶持	2043	—
文久3~4	1863~64	家督なし	吉岡清次郎	吉岡小次郎	40俵4人扶持	2044~45	—
慶応1	1865	7代目	吉岡庄蔵（英郷）	吉岡小次郎	40俵4人扶持	2046	—
慶応2	1866	7代目	吉岡隼太（英郷）	吉岡小次郎	40俵4人扶持	2047~48	—
明治2	1869	7代目	吉岡隼太（英郷）	吉岡小次郎	40俵4人扶持	2049	—

(四) 吉岡義信家

では、ここからは、吉岡義信家について述べる。

吉岡義信家とは、吉岡英郷家の二代目吉岡弥七の長子久右衛門を初代とし、久右衛門・伊左衛門・弥右衛門・兵七・伝右衛門・義信と六代に渡って続いた御忍の家である。

すなわち、吉岡義信家は、吉岡英郷家の別家である。また、吉岡義信家の初代吉岡久右衛門と二代目吉岡伊左衛門は、兄と弟の関係である。

吉岡義信家の家譜である「吉岡義信家譜」によれば、元禄一〇年（一六九七）、初代久右衛門は御忍として召し出だされた。その後、明治二年（一八六九）、吉岡義信家は家業御放となり、六代目義信は、士族に取り立てられた。

これから吉岡義信家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡久右衛門 寛永一五年（一六三八）～没年不明。吉岡英郷家の初代吉岡弥七の嫡子。元禄一〇年（一六九七）、安場喜右衛門の代わりに、御忍として召し出だされた。これが、吉岡義信家である。その後、嫡子であることを理由に、父弥七の家督を相続した。また、自身の家督を、弟伊左衛門に相続させた。

二代目吉岡伊左衛門 生年不明～正徳三年（一七一三）。吉岡英郷家の初代吉岡弥七の次男。兄久右衛門が父弥七の家督を相続するにあたって、伊左衛門は、久右衛門の家督を相続した。しかし、まもなく体調を崩し、熊太夫を養子に立てる旨を藩に願い出した。これは藩の承諾を得て、同日、伊左衛門は死去した。

三代目吉岡弥右衛門 生年不明～天明六年（一七八六）。二代目吉岡伊左衛門の養子。初名は熊之助。父伊左衛門は、弥右衛門を養子に立てた後、跡継ぎに立てる前に病死した。さらに、このときの養子の手続きに誤りがあり、弥右衛門は新規の御忍として、三人扶持で召し出だされた。立帰御供・江戸御供・御内御用・詰江戸などを勤めた。これらの勤功を評価され、最終的には三一俵四人扶持で勤めた。

四代目吉岡兵七 生没年不明。三代目吉岡弥右衛門の養子。石井利助の伯父。因幡国の在廻り・江戸御供・詰江戸などを勤めた。その後、今井長三郎・国府又六と共に座頭金を借り受け、滞納していたことが判明し、御忍の職務を解かれた。さらに、扶持米・支配米を召し上げられ、新規の御忍として、三人扶持で召し出だされた。ただし、御家断絶は免れた。

五代目吉岡伝右衛門 生没年不明。四代目吉岡兵七の養子。父兵七の借金返済に困窮しながら、江戸御供などを勤めた。伝右衛門には、①弥右衛門・②熊太夫と子がいた。しかし、①は貧困に差し迫り、退身した。そのため、伝右衛門は、②に名代勤を任せた。その後、①は美作国で発見され、御国安堵を申し付けられた。ただし、跡継ぎになることは許されず、伝右衛門は、②に家督を相続させた。

六代目吉岡義信 生没年不明。五代目吉岡伝右衛門の養子。伊賀赤心家の五代目伊賀

赤心の次男。初名は熊太夫。その後、泰と改名した。名代勤の後、父伝右衛門の家督を相続した。詰江戸・御供詰・御入湯御供・御泊鷹野御供・御出馬御供・因幡国の在廻りなどを勤めた。その後、明治二年（一八六九）、吉岡義信家は家業御放となり、義信は、士族に取り立てられた。

以上が、吉岡義信家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡義信家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡義信家の禄高の一覽表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡久右衛門

では、ここからは、吉岡義信家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡久右衛門の事歴である。

久右衛門とは、吉岡英郷家の初代吉岡弥七の嫡子である。

「控帳」によれば、元禄一〇年（一六九七）閏二月、久右衛門は、別家の御忍として召し出だされた。これは、安場喜右衛門が死去し、久右衛門がこの代役を勤めることになったからである。その後、同年三月、久右衛門は御目見を許され、藩主に拝謁した。

宝永元年（一七〇四）久右衛門は、嫡子であることを理由に、父弥七の家督を相続した。以下は、同年一〇月二三日の「吉岡義信家譜」である。

一吉岡弥七、今年六十七ニ罷成、行歩不自由役儀難勤ニ付、願之通、悴久右衛門ニ弥七跡式相続被仰付、久右衛門御支配御扶持方ニて次男伊左衛門を御忍と被召出候。此旨御目付共方申渡候事。

同年、父弥七は、六七歳となった。このとき、弥七は、歩行不自由を理由に、自身の家督を、久右衛門に相続させた。また、久右衛門の家督を、弟伊左衛門に相続させた。

なお、文中には「跡式相続」と記されているけれども、弥七は、この時点でまだ健在である。そのため、このときの相続は、跡目相続ではなく、正確には家督相続である。

なお、これ以後の久右衛門の事歴については、吉岡英郷家の紹介で述べたとおりである。以上が、初代吉岡久右衛門の事歴である。

二代目吉岡伊左衛門

では、次に、二代目吉岡伊左衛門の事歴について述べる。伊左衛門とは、初代吉岡久右衛門の弟である。

前に述べたとおり、宝永元年（一七〇四）、兄久右衛門が父弥七の家督を相続するにあたって、伊左衛門は、久右衛門の家督を相続した。これにより、伊左衛門は、御忍として新たに召し出だされ、吉岡義信家の二代目となった。

しかし、伊左衛門はまもなく、病気を患ってしまった。そのため、正徳三年（一七一

三)、養子を立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年一月二日の「控帳」である。

一御忍吉岡伊左衛門、大切ニ相煩、養子奉願、願之通御聞届被成、委細は養子帳ニ記置候事。

一吉岡伊左衛門、相果候ニ付、右之代り御忍之内、何れ成とも一人差越候様ニ申来、御目付衆江申渡、吉岡十兵衛用意調次第江戸へ罷越候様ニ申渡事。

藩の承諾を得て、同日、伊左衛門は死去した。

このとき、伊左衛門は、江戸で職務を勤めている最中であつた。そのため、伊左衛門の代役を立てるために、御目付は吉岡十兵衛に対し、準備次第、江戸に向けて出発する旨を申し渡した。

なお、ここでは、具体的には記されていないけれども、このとき、伊左衛門が養子に立てたのは、熊之助という人物である。しかし、伊左衛門は、熊之助を養子入りはさせたものの、彼を跡継ぎには立てるまもなく、死去してしまつた。

この結果、正徳四年(一七一四)、熊之助は、新規の御忍として、三人扶持で召し出されることになつた。以下は、同年一月一日の「控帳」である。

一御忍吉岡伊左衛門、去冬江戸ニ而養子之儀、願之通被仰出候得共、跡目被仰付候者ニ而無之故、此度三人扶持ニ而被召出候、右養子被仰付候節、間違も有之候付、養子熊之助新規ニ被召出候事。

ここでは、前年の冬、伊左衛門が、跡継ぎを立てないまま死去した旨が示されている。

さらに、養子の手続きでは間違いもあつたため、熊之助は、新規の御忍として召し出されることになつた。

一方、「吉岡義信家譜」では、「御目付日記」を引用し、熊之助が召し出だされた経緯を、より詳しく記している。以下は、「吉岡義信家譜」に引用されている、同年一月一二日の「御目付日記」である。

一吉岡熊之助儀、今度新規被召出、三人扶持被仰付候。此者之儀、去年於江戸達御耳候者之儀ニて有之付、今度被召出候由、御家老共申渡候。右之旨、新源兵衛・吉岡久右衛門へ申渡之。

ここでは、前年、伊左衛門が熊之助を養子に立てたことを、四代藩主池田吉泰が把握していた旨が示されている。そのため、今回の件については、藩主が力添えをし、熊之助を新規の御忍として召し出だす旨を、家老たちに申し渡していた。

すなわち、熊之助は、伊左衛門の跡継ぎとして家督を相続することはできなかつたけれ

ども、御忍としては、新規ながらも、職務を勤めることが許されたのである。
以上が、二代目吉岡伊左衛門の事歴である。

三代目吉岡弥右衛門

では、次に、三代目吉岡弥右衛門の事歴について述べる。

弥右衛門とは、二代目吉岡伊左衛門の養子である。前に述べた経緯により、正徳五年（一七一五）、弥右衛門は、新規の御忍として召し出だされた。

このときの弥右衛門の禄高は、三人扶持であった。これは、弥右衛門が幼少であったことを理由に、支配米を召し上げられたからである。

その後、享保一年（一七一五）、弥右衛門は元服した。これを理由に、弥右衛門は復禄を藩に願い出た。以下は、同年一〇月一二日の「控帳」である。

一吉岡弥右衛門儀、養父伊左衛門相果候節、幼少ニ而、御支配被召上、御扶持方迄ニ而罷有候付、此度前髪執候間、御支配御戻シ被下候様、左之通奉願、達御耳候処、御支配式拾六俵被仰附、今日於御櫓、御目附江申渡ス事。

私養父伊左衛門儀、元禄拾七年十月被召出、拾年御奉公申上候処、正徳三年於江戸病死仕候、其節、私義養子、其上幼少、殊伊左衛門被召出間も無御座相果候付、成人仕御奉公相勤候節は、御支配可被仰附旨被仰渡、御支配被召上、御扶持方迄被仰付置候、此度前髪も執申候間、以御慈悲伊左衛門江被下置候御支配被仰附被為下候ハ、難有仕合可奉存候、此段奉願候、以上。

享保拾一年午七月

吉岡弥右衛門

太田弥次左衛門殿

吉田五郎右衛門殿

中嶋斎宮殿

福田彦左衛門殿

この記述からは、弥右衛門が自身の事歴について、父伊左衛門の代から丁寧に述べた上で、支配米を拝領する旨を、太田弥次左衛門・吉田五郎右衛門・中嶋斎宮・福田彦左衛門の御目付四人に嘆願していることがわかる。

これは藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、弥右衛門は復禄を許された。これにより、弥右衛門は、御忍の定禄である二六俵三人扶持を拝領した。

なお、前に述べたとおり、弥右衛門は、史料上は、新規の御忍として召し出だされている。しかし、文中には、「御支配米被召上」「御支配米御戻シ被下」とあるように、弥右衛門の禄高が、伊左衛門の禄高を基準に決定されていたことがわかる。

すなわち、弥右衛門は、手続きの上では新規の御忍として召し出だされることになったけれども、実質的には、伊左衛門の跡継ぎと変わらない扱いを受けていたものと考えられ

る。

また、「吉岡義信家譜」でも、三代目として弥右衛門の名前が示されていることから、弥右衛門が跡継ぎとしての扱いを受けていたことがわかる。

その後、安永六年（一七七七）、吉岡正臣家が家業御放となり、三代目吉岡源兵衛は、御忍としては異例となる馬廻に取り立てられた。

これを受け、安永八年（一七七九）、弥右衛門は他の御忍と共に、御目付の申し立ても得て、格式の取り立てを藩に願ひ出た。以下は、同年一月二七日の「控帳」である。

一御忍左之者共儀、数年無懈怠相勤、旧功も有之に付、先達而御取立之儀奉願候処、不外成家業之者ニ候得は、難被為成筋ニ候得共、御目付共より申立候趣も有之ニ付、格別ニ遂評儀可遣候間、其旨申渡置候様、御目付江申聞候事。

吉岡弥七郎 新作兵衛 吉岡弥右衛門

この件について、藩はまず、家業家は本来、取り立てなどが容易に許されない家柄であることを強調した上で、御目付の申し立てを理由に、特別に評議に至る旨を申し渡した。

しかし、評議の結果、結局藩は、彼らの格式を取り立てるには至らず、彼らに対し、五俵一人扶持の加禄を施すに留まった。以下は、安永九年（一七八〇）一月一八日の「控帳」である。

一御忍左之もの共儀、左之通被仰出、其段、御目付江申渡之。

吉岡弥七郎

新作兵衛

吉岡弥右衛門

其方共儀、格別勤功有之者ニ付、兼而願之通り可被仰付候処、当時難被為成趣有之候、乍然、老年之者共之儀ニ付、先此度は一人夫持五俵ツ、御加増被仰付旨、被仰出候。

なお、文中で「先此度は」とあるけれども、結局その後も、彼らがこれ以上の出世を果たすことはなかった。

これら一連の出来事については、第二章でも述べたとおりである。

さて、今回、加禄を施された御忍のなかでも、弥右衛門は、藩主の特別な計らいにより、新規に召し出だされることになった御忍である。そのため、自身の跡継ぎについては心配があったようで、彼は以前から、養子を立てる旨を藩に願ひ出していた。

その後、天明五年（一七八五）、藩はこれを承諾し、弥右衛門が相応の養子を立てられるように御目付に申し渡した。以下は、同年四月一日の「控帳」である。

一御忍吉岡弥右衛門儀、久々病氣不相勝由、勤功有之者、兼而願之筋も有之候付、並も

無之候得共、病氣弥不相勝候は、相応之養子相願候様、御目付江申渡之。

この記述からは、藩は弥右衛門に対し、彼の勤功を理由に、養子を立てる旨を申し渡していることがわかる。

そして、これを受けた弥右衛門は、天明六年（一七八六）、石井利助の伯父兵七を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年八月一六日の「控帳」である。

一御忍吉岡弥右衛門義、石井利助伯父兵七義、兼而近縁ニ付、致養子度旨、願之通承届候事。

藩の承諾を得て、兵七は、弥右衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年一二月二四日、弥右衛門は死去した。

以上が、三代目吉岡弥右衛門の事歴である。

四代目吉岡兵七

では、次に、四代目吉岡兵七の事歴について述べる。兵七とは、三代目吉岡弥右衛門の養子である。

天明六年（一七八六）、父弥右衛門が死去し、天明七年（一七八七）、兵七は、この跡目を相続した。以下は、同年二月一九日の「吉岡義信家譜」である。

一三拾弍俵四人扶持

弥右衛門養子 吉岡兵七

養子之儀候は、御支配三拾弍俵之内御法之通五俵御減少、並之通二拾六俵被仰付候処、親弥右衛門江格別ニ被遣候御加増之儀ニ付、此度は先其俵被遣御支配三拾弍俵四人扶持被仰付旨仰出候。

このとき、兵七は養子であるにもかかわらず、父弥右衛門の勤功を理由に、父と同様の禄である三二俵四人扶持を拝領した。

しかし、文化三年（一八〇六）、兵七の借金問題が浮上した。これは、今井長左衛門の子長三郎が、兵七および御忍国府又六と申し合わせて、金五二両を借用したという疑いである。以下は、同年一月五日の「控帳」である。

一今井長左衛門俵長三郎儀、御忍国府又六・吉岡兵七と申合、江戸本八町（丁）堀藤兵衛店沖都同居致し候左伝と申ものより、享和二戌九月金五拾弍両致借用候由、弥右之通致借用候哉、委敷書付を以申達候様、可申渡旨、組頭和田左門江切紙を以申渡之、尤御忍兩人江は、書付ニして御目付江申渡之。

この記述によれば、今回の彼らの罪状は、享和二年（一八〇二）九月、江戸本八町（丁）堀藤兵衛の店において、沖都と同居中の左伝という者から、兵七たちが金五二両を借用した、とするものである。よって、藩は彼らに対し、それぞれの書付を以て、詳しい状況を報告する旨を申し付けた。

これを受け、長三郎の父今井長左衛門は、今回の件の詳細を長三郎に尋ねた。以下は、同年十一月八日の「控帳」である。

一今井長左衛門忝長三郎、於江戸座頭金借受之儀、弥借請候哉、親長左衛門より取調申達候様、申渡置候所、長左衛門より左之通書付を以申達候旨、組頭和田左門より申越、其段御目付江も申聞置。

私忝長三郎儀、国府又六・吉岡兵七と申合、江戸本八町（丁）堀三丁目藤兵衛店沖都同居左伝と申者より、享和式戌九月金五拾貳両致借用候由、弥右之通致借用候哉、委敷書付を以可申上候之様、奉畏候、然ル所、長三郎儀、去ル九月より熱病相煩候二付、御尋之趣、取調候得共、一向何も相分り不申、恐入奉存候、追々快方仕候得は、取調委敷可申上候、当時何も相分不申候二付、申上候品無御座、重々恐入奉存候、以上。

寅十一月十四日 今井長左衛門

しかし、長三郎は、同年九月から熱病を患っており、長左衛門が今回の件に関する質問をしても、一向に詳細はわからなかった。よって、長左衛門は、長三郎の体調が快方に向かつてから、また詳しい状況を報告する旨を藩に申し届けた。

一方、兵七と又六は、今回の件に至るまでの詳しい経緯を説明した。以下は、同年一月二二日の「控帳」である。

一座頭金懸合左之両人儀、先達而御達申上置候、江戸八丁堀三丁目沖都同居左伝手前江、去暮老賦金之内貳両老歩貳朱、去月下旬相廻し申候所、右左伝より御達申上候後二相成候二付、頼遣しものより、此度差返し申候段、申達候旨、御目付より申達、承置之。

御忍 上同

国府又録 吉岡兵七

ここでは、兵七と又六が、江戸八丁堀三丁目に居住する沖都の同居人左伝から、座頭金を借り受けていた旨が示されている。

なお、彼らは、前年返済する予定であった賦金のうち、二両一步二朱を、同年一〇月下旬に返済しようとしていたようである。しかし、このときすでに、左伝は藩に対し、今回の件を申し立てていたため、これは差し返された。

その後、今回の借金問題の全貌が明らかとなった。以下は、同年一二月二七日の「控帳」である。

一御忍左之者共義、左之通被仰付、其段御目付江申渡之。
一 国府九左衛門儀、悴又六、先達而於江戸、座頭沖ノ都同居左伝と申者より、金子借受、返済及延引、此度右沖ノ都より及公訴、依之、御取調被仰付候処、寛政十年今井長三郎・吉岡兵七と申合、右左伝より金子拾式両借請、其後年賦ニ申談、未皆済不致旨、申達候、依之、金子ハ先御取替御済被遣候、座頭金借受之儀ハ、兼而被仰出も有之処、御法度相背、及公訴候迄致等閑候段、重々不届之至ニ付、先閉門被仰付旨、被仰出候。
一 吉岡兵七儀、先達而於江戸座頭沖ノ都同居左伝と申者より金子借受、返済及延引候付、此度右沖ノ都より及公訴、依之、御取調被仰付候所、寛政十年今井長三郎・国府又六と申合、右左伝より金子拾式両借請、其後年賦ニ申談、未皆済不致旨申達候、依之、金子ハ、先御取替御済被遣候、座頭金借受之儀ハ、兼而被仰出も有之処、御法度相背、及公訴候迄致等閑候段、重々不届之至ニ付、先閉門被仰付旨、被仰出候。

まとめると、今回の問題は、今井長三郎・吉岡兵七・国府又六の三人が、江戸において、座頭沖都の同居人左伝という人物から、座頭金を借り受けたことが発端である。

その後、彼らは借金を滞納し、これに腹を立てた沖都は、公訴に及んだ。よって、今回、藩は取り調べを行なうに至った。

この取り調べの結果、寛政一〇年（一七九八）、長三郎・兵七・又六の三人は、左伝から金子一二両を借り受けていたことが判明した。

すなわち、同年、上記の三人は座頭金一二両を借り受けてから、享和二年（一八〇二）には、その額が五二両まで膨れ上がったことになる。

ただし、彼らは前年末返済する予定であった賦金のうち、二両一歩二朱を、同年の一〇月下旬に返済しようとしていたようである。しかし、それ以前に沖都が公訴に及んだため、今回、彼らが滞納した借金については、一旦、藩が肩代わりをすることとなった。

しかしながら、鳥取藩では、そもそも座頭金を借り受けることそのものが、御法度である。さらに、彼らはその法に触れただけでなく、沖都が公訴に及ぶまで事態をおおきくしてしまった。藩はこれを等閑であると指摘し、兵七と又六の父九左衛門に対し、まずは閉門を申し付けた。

その後、文化六年（一八〇九）、兵七と九左衛門は、閉門を解かれた。以下は、同年三月一九日の「控帳」である。

- 一 御忍左之者とも儀、閉門被成御免旨、左之通被仰出、其段御目付江申渡之。
- 一 御忍国府九左衛門儀、先達而閉門被仰付置候之処、被成御免、御支配被召上、悴又六儀、家統御差留被成旨被仰出候。
- 一 御忍吉岡兵七儀、先達而閉門被仰付置候処、此度被成御免、御夫持御支配被召上、新二三人夫持被遣旨被仰出候。

但し家統之儀相願可申事。

そして、ここでは彼らの閉門が解かれると共に、彼らに対する処罰を、以下のように記している。

まず、兵七と又六は、御忍の職務を解かれた。このうち、兵七は、扶持米と支配米を召し上げられ、新たに三人扶持を拝領した。一方、又六は、父九左衛門の名代勤を行なっている身であったため、九左衛門が、支配米を召し上げられることになった。さらに、又六は、今後、家督を相続する旨を差し止められた。

ただし、兵七は、跡継ぎを立てることが許されたため、同年四月、年齢も相応であるという理由から、子伝右衛門を自身の跡継ぎに立てる旨を、藩に願い出た。以下は、同月二七日の「控帳」である。

一御忍吉岡兵七儀、悴伝右衛門年齢も相応相成候付、家統被仰付被為下候様奉願趣、願之通被仰付旨、御目付へ申渡之。

但し、兵七儀、先頃閉門御免之節、養子相願候様被仰付置候訳有之に付而也。

藩の承諾を得て、伝右衛門は、兵七の跡継ぎとなった。

なお、この記述からは、伝右衛門とは、先の閉門のおり、兵七が養子に立てた人物であることがわかる。

以上が、四代目吉岡兵七の事歴である。

五代目吉岡伝右衛門

では、次に、五代目吉岡伝右衛門の事歴について述べる。伝右衛門とは、四代目吉岡兵七の養子である。

文化六年（一八〇九）、父兵七は御忍の職務を解かれ、伝右衛門は養子入りをした後、父の家督を相続した。ただし、このとき、兵七は借金問題によって、支配米を召し上げられたばかりであった。

しかし、これでは生活が立ち行かないため、同年、伝右衛門はまず、支配米の支給を藩に嘆願した。以下は、同年一月二七日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門儀、当時御夫持方ニ而相勤、御支配之儀御歎申上候趣有之ニ付、為御心付当年限り銀三枚被遣旨、御目付江申渡之。

しかし、この願い出は藩の承諾を得られず、伝右衛門は扶持米だけで、しばらくは御忍の職務を勤めることになった。ただし、このとき、藩は伝右衛門に対し、同年にかぎり、心付けとして銀三枚を支給した。

その後、文化七年（一八一〇）、伝右衛門は御目見を許され、藩主に拝謁した。さらに、同年中、翌年の江戸御供を申し付けられた。

これを理由に、伝右衛門は支配米を支給されることとなり、伝右衛門の禄高は、御忍の定禄である二六俵三人扶持となった。以下は、同年一月七日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門義、来春江戸御供被仰付置候に付、御支配並之通被遣、其段御目付江申渡之。

しかし、このとき、伝右衛門は支配米の拝領こそ許されたものの、翌年の江戸御供の渡物がすくなくことに難渋していた。よって、藩は伝右衛門に対し、心付けとして、格別に金三両を支給した。以下は、文化八年（一八一二）三月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門儀、当年江戸御供被仰付置候処、御支配被遣初而之詰ニ付、御渡物少、難渋之筋ニ付、格別ニ為御心付金三両被遣旨、承届、其段御目付へ申渡之。

このように、御忍の定禄で勤めることを許された伝右衛門が、特別に心付けを拝領したのは、伝右衛門が他の御忍とは異なり、兵七の借金も返済する必要があったからであるとおもわれる。

同年中、伝右衛門は、兵七が銀札場で借りた借用銀を、支配米から上納することになっていた。しかし、伝右衛門は、経済的困窮を理由に、これを無利子二〇年賦で上納する旨を、藩に嘆願した。以下は、同年七月一三日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門義、親兵七勤中、銀札場借用銀此度御支配上納相成り、難儀致し候ニ付、無利式拾年賦被仰付被為下候様御歎申上候処、外並も有之儀に付、願之通難承届、併出足前之儀可致難儀ニ付、先当暮迄上納延之儀、承届、其段御目付江申渡之。

しかし、藩はこの願い出について、承諾すると周りにも示しがつかなくなることから、難色を示した。そして、江戸御供の出発前であったことを理由に、まずは上納期限を、同年末まで延長する旨を申し渡した。

その後、伝右衛門は江戸御供を勤め、はじめての詰江戸も勤めた。以下は、同年七月一四日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門義、御支配御返被遣、初而之詰江戸ニ付、高貸代り被遣之儀、御目付より申立之趣、勘定所取調之上、承届、其段御目付江切紙を以申渡之。

このとき、伝右衛門は、①支配米を拝領してからはじめて詰江戸を勤めたこと、②御目

付の申し立てがあったことを理由に、勘定所が取り調べた上で、以後、高貸を利用する旨を許された。

しかし、文化一〇年（一八一三）、伝右衛門は、病気を理由に、御供詰を解かれた。そのため、兵七の借金返済もままならなくなり、伝右衛門は、経済的困窮を再び藩に訴えた。以下は、同年一二月一三日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門義、親平七勤中拝借金上納之儀、御歎申上候趣、勘定所取調之上、元方銀札場所式拾年賦皆済後、利銀御取立被下旨、御目付へ申渡之。

勘定所が取り調べた結果、藩は伝右衛門に対し、兵七が在職中、元方および銀札場で借り受けたものについては、二〇年賦で皆済した後に、この利銀を取り立てる旨を申し渡した。

「控帳」によれば、文政九年（一八二六）、伝右衛門は、子弥右衛門に名代勤を任せたとの、弥右衛門は、文政一〇年（一八二七）、御目見を許され、藩主に拝謁した。

しかし、天保一三年（一八四二）、弥右衛門は退身した。以下は、同年八月七日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門儀、悴弥右衛門去月晦日夕致退身候段、右二付、恐入差控之儀申達候旨、御目付申達、承置候事。

ここでは、弥右衛門が、同月晦日に退身した旨が示されている。また、これを理由に、伝右衛門は差控の旨を御目付に申し出た。

その後の「控帳」によれば、同月二十七日、この差控は解かれた。

弘化三年（一八四六）伝右衛門は、伊賀赤心家の五代目伊賀赤心の次男熊太夫を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年七月四日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新平太夫」とは、伊賀赤心のことである。

一御忍吉岡伝右衛門儀、此度新平太夫二男熊太夫□致養子度旨、奉願趣、双方願之通被仰付候様相伺候上、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、熊太夫は、伝右衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年九月、伝右衛門は、熊太夫に名代勤を任せた。その後、明治元年（一八六八）、伝右衛門は、自身の家督を、熊太夫に相続させた。

ただし、退身した弥右衛門については、後日談がある。

伝右衛門は、弥右衛門が退身した後も、彼の行方を捜しており、藩からは、彼の居所を突き止めたおりには、直ちに呼び戻し、召し捕る旨が申し付けられていた。

その後、安政五年（一八五八）、伝右衛門はついに、弥右衛門を美作国で発見した。以下は、同年五月二七日の「控帳」である。

一御忍吉岡伝右衛門儀、左之趣申達候旨、御目附申達候付、承置候事。

私忝弥右衛門儀、貧窮差詰り、拾七年已前退身仕候処、家業柄殊ニ名代勤も仕居申者
二付、居所相知レ次第呼戻し、手当仕置、其段御達申上候様被仰付、恐入奉存候。其
後所々相尋候得共、一向居所相知レ不申処、近来作州在江居申趣承候付、此度呼戻し、
右被仰渡之趣申聞せ候処、重々恐入、前非後悔仕候、依之、其俣手当仕置申候付、此
段御達申上候、以上。

五月廿日

吉岡伝右衛門

ここでは、伝右衛門が弥右衛門に対し、今回の処罰を申し伝えた上で、彼を召し捕り、鳥取に連れ戻した旨が示されている。そして、弥右衛門は、謹慎を申し付けられた。

その後、安政六年（一八五九）、今回の退身について、全貌が明らかとなった。以下は、同年四月一日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新次郎様」とは、一二代藩主池田慶徳の子であろう。

一御忍吉岡伝右衛門儀、忝弥右衛門願之通名代勤被仰付、相勤居申候内、借財相嵩、当惑
紛れ、拾八年以前七月妻子召連退身致し、近年作州辺江居申候処、去年五月、間柄之者
迎ニ罷越候付、妻子俱々罷帰候処、家業柄、其上名代勤をも致し居申儀ニ付、居所相知
次第、呼戻し、手当致し置候様、先達而被仰渡有之趣申聞、恐入相慎居申候旨、退身之
儀は重キ儀、其上、名代勤をも致し居申上は、急度心得も可有之処、貧窮差迫り候とは
乍申、右等致退身候段、不届之至ニ付、容易ニ難被仰付儀ニ有之候得共、今般新次郎様
御誕生御祝儀ニ付、格別之御含を以、慎被成御免、御国安堵被仰付、尤、家統等之儀は
不相成旨、御目付江申渡之。

ここでは、弥右衛門が名代勤の身でありながら、借財が嵩み、天保一三年（一八四二）、妻子を連れて退身した旨が示されている。その後、伝右衛門が彼を搜索し、美作国で発見したため、伝右衛門は、妻子共々彼らを鳥取に連れ戻した。

この件について、藩は、貧困に差し迫ったことであるとはいいながら、退身したことは不届きであると指摘した。ただし、今回は池田慶徳の子の生誕祝いがあることを理由に、弥右衛門に対し、格別の含みを以て、謹慎を解く旨を申し付けた。それだけでなく、御国安堵を申し付けた。

ただし、弥右衛門が今後、跡継ぎになることは許されなかった。

以上が、五代目吉岡伝右衛門の事歴である。

六代目吉岡義信

では、最後に、六代目吉岡義信の事歴について述べる。義信とは、五代目吉岡伝右衛門の養子である。

弘化三年（一八四六）、義信は、父伝右衛門の名代勤を任された。その後、明治元年（一八六八）、父の家督を相続した。

文久三年（一八六三）、本圀寺事件が発生した。この事件を起こした家臣の一人である中井範五郎の父中井惣右衛門は、義信の間柄の者であった。

元治元年（一八六四）、範五郎を始めとする家臣たちは、黒坂の泉龍寺に幽閉された。

その後、元治二年（一八六五）、藩は範五郎を、惣右衛門のもとに預ける旨を申し付けた。

よって、義信は間柄の者であることを理由に、惣右衛門と同道し、範五郎を迎えに黒坂に向けて出発した。以下は、同年二月一六日の「控帳」である。

なお、文中に記した「吉岡熊太夫」とは、義信のことである。

中井惣右衛門儀、此度被仰渡之趣も御座候処、私儀間柄ニ付、今日黒坂表江出立仕候、
此段御達し申上候、以上。

二月十六日

吉岡熊太夫

伊賀赤心家の紹介でも述べたとおり、範五郎は、伊賀赤心家の五代目伊賀赤心の甥にあたる人物であった。そのため、間柄の者であることを理由に、赤心も彼らと同道し、黒坂に向けて出発している。

その後、慶応二年（一八六六）、義信は、安芸国広島において、老中松平伯耆守宗秀から呼び出され、宮原大輔の宿泊する旅宿に出向いた。以下は、同年七月一四日の「控帳」である。

一去ル十一日、芸州於広嶋御老中松平伯耆守殿より御呼出しニ付、宮原大輔御旅館江罷出
候処、別紙御書付一通御渡し相成候ニ付、御忍吉岡熊太夫持帰候段、津田保太夫申達之。

別紙御書付

遠藤但馬守并講武所銃隊大砲共、芸州表江出張被仰付候処、石州江乱妨之長人追々跋扈
浜田表襲来可致趣ニ付、石州口為応援浜田表江差遣候間、早々致出立、同所江罷越候様、
遠藤但馬守江相達候間、為心得相達候事。

七月

ここでは、義信が旅宿において、宮原大輔から書付を受け取り、これを津田保太夫のもとに届けた旨が示されている。なお、この書付の内容は、石州口討手の応援を要請するものであった。

その後、慶応四年（一八六八）八月、父伝右衛門は死去し、義信は喪に服した。しかし、

同年九月、御用が多いことを理由に、義信は職務に復帰した。以下は、同年九月八日の「控帳」である。

一御忍吉岡熊太夫義、親跡目未被仰付候得共、御用多二付、忌御免出勤被仰付旨、刑法奉行江申渡之。

その後の「控帳」によれば、明治元年（一八六八）一〇月、義信は、父伝右衛門の跡目を相続した。

「吉岡義信家譜」によれば、明治二年（一六八九）、吉岡義信家は家業御放となり、義信は、士族に取り立てられた。

以上が、六代目吉岡義信の事歴である。

【吉岡義信家 略系図】

初代

吉岡久右衛門

元禄10年（1697）別家として召抱

宝永1年（1704）吉岡英郷家へ

2代目

吉岡伊左衛門

宝永1年（1704）相続

正徳3年（1713）11月2日没

3代目

吉岡弥右衛門

正徳4年（1714）新規に召抱

天明6年（1786）12月24日没

4代目

吉岡兵七

天明7年（1787）養子・跡目相続

文化3年（1806）閉門

文化6年（1809）御忍の職務を解かれる

5代目

吉岡伝右衛門

文化6年（1809）養子相続

明治1年（1868）8月6日没

家督なし

吉岡弥右衛門

文政9年（1826）名代勤

天保13年（1842）退身

安政6年（1859）御国安堵

6代目

吉岡義信

弘化3年（1846）名代勤

明治1年（1868）養子・跡目相続

明治2年（1869）家業御放後、土族へ

「御支配帳」にみる吉岡義信家の禄高一覧

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
元禄10~11	1697~98	初代	吉岡久右衛門	—	26俵3人扶持	1940~41	—
宝永1	1704	2代目	吉岡伊左衛門	—	26俵3人扶持	1945	
宝永2~7	1705~10	—	—	—	—	1946~51	吉岡伊左衛門の名前なし
正徳4	1714	2代目	吉岡伊左衛門	—	26俵3人扶持	1952	
正徳4~享保9	1714~24	3代目	吉岡熊之助（弥右衛門）	—	3人扶持	1952~61	
享保11	1726	3代目	吉岡熊之助（弥右衛門）	—	3人扶持	1962	
享保11~延享2	1726~45	3代目	吉岡弥右衛門	—	26俵3人扶持	1963~82	
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	吉岡弥右衛門	—	26俵3人扶持	1983~94	
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	吉岡弥右衛門	—	26俵3人扶持	1996~2003	宝暦10年(1760)の記録には名前なし
明和4	1767	3代目	吉岡弥右衛門	—	26俵3人扶持	2004	御忍の記述なし
明和5~安永4	1768~75	3代目	吉岡弥右衛門	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は宝暦8年 (1758)の写し
文化14~15	1817~18	5代目	吉岡伝右衛門	—	26俵3人扶持	2014~15	
文政4~6	1821~23	5代目	吉岡伝右衛門	—	26俵3人扶持	2016~18	
文政8~9	1825~26	5代目	吉岡伝右衛門	—	26俵3人扶持	2019~21	
文政10~12	1827~29	家督なし	吉岡弥平太（弥右衛門）	吉岡伝右衛門	26俵3人扶持	2022~24	
天保9~11	1838~40	家督なし	吉岡弥平太（弥右衛門）	吉岡伝右衛門	26俵3人扶持	2025~27	
弘化2~3	1845~46	家督なし	吉岡弥平太（弥右衛門）	吉岡伝右衛門	26俵3人扶持	2028~29	
嘉永2~6	1849~53	6代目	吉岡熊太夫（義信）	吉岡伝右衛門	26俵3人扶持	2030~35	
安政2~慶応2	1855~66	6代目	吉岡熊太夫（義信）	吉岡伝右衛門	26俵3人扶持	2036~48	
明治2年	1869	6代目	吉岡熊太夫（義信）	—	26俵3人扶持	2049	

(五) 吉岡保恒家

では、ここからは、吉岡保恒家について述べる。

吉岡保恒家とは、吉岡久六を初代とし、久六・十兵衛・甚平・市兵衛・市兵衛・保恒と六代に渡って続いた御忍の家である。

吉岡保恒家の家譜である「吉岡保恒家譜」によれば、延宝四年（一六七六）あるいは「御支配帳」によれば、延宝三年（一六七五）、初代久六は御忍として召し出だされた。その後、明治二年（一八六九）、吉岡保恒家は家業御放となり、六代目保恒は、士族に取り立てられた。

これから吉岡保恒家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡久六 正保二年（一六四五）～享保一六年（一七三一）。初名は半右衛門。延宝三年（一六七六）あるいは延宝四年（一六七七）、御忍として召し出だされた。その後、自身の家督を、嫡子十兵衛に相続させた。このとき、十兵衛の家督を、次男又八に相続させた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

二代目吉岡十兵衛 生年不明～明和二年（一七六五）。初代吉岡久六の嫡子。はじめは別家の御忍として召し出だされた。この別家が、吉岡正臣家である。その後、嫡子であることを理由に、十兵衛は、父久六の家督を相続した。また、自身の別家の家督を、弟又八に相続させた。十兵衛は、江戸御供などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

三代目吉岡甚平 生年不明～安永七年（一七七八）。二代目吉岡十兵衛の実子。江戸御供・立帰御供などを勤めた。甚平は詰江戸の途中、体調を崩し、子軍蔵に代番を任せた。軍蔵は、このときの働きを評価され、別家の御忍として召し出だされた。この別家が、吉岡豊三郎家である。その後、甚平は病死し、軍蔵ではなく、市兵衛がこの跡目を相続した。

四代目吉岡市兵衛 生年不明～安永七年（一七七八）。三代目吉岡甚平の実子。父甚平が死去し、この跡目を相続した。江戸御供などを勤めた。しかし、在府中、病にかかり、鳥取に帰国した。その後、まもなく病死した。

五代目吉岡市兵衛 生年不明～享和二年（一八〇二）。四代目吉岡市兵衛の養子。荒尾近江の家来渡辺半内の弟。初名は十兵衛。詰江戸・御入湯御供・江戸御供・立帰御供などを勤めた。市兵衛には、①久禄・②元三郎・③重造と子がおり、最終的には、③に家督を相続させた。

六代目吉岡保恒 生没年不明。五代目吉岡市兵衛の孫。初名は重造。御入湯御供・御供詰・御泊鷹野御供・江戸御供・立帰御供・御上京御供・御進発御供などを勤めた。明治二年（一八六九）、吉岡保恒家は家業御放となり、保恒は、士族に取り立てられた。

以上が、吉岡保恒家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡保恒家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡保恒家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡久六

では、ここからは、吉岡保恒家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡久六の事歴である。

「吉岡保恒家譜」によれば、久六は、延宝四年（一六七六）、別家の御忍として召し出だされた。以下は、「吉岡保恒家譜」の記述の一部である。

延宝四辰年、御忍被召出。月日不詳（割注）

元禄十三辰年 分限帳

一式拾六俵三人扶持

忍 吉岡久六

此分限帳、下地ハ半右衛門ト在、上ヲ張紙ニテ、久六斗改メアリ。（割注）

ここでは、元禄一三年（一七〇〇）の分限帳の記録が引用されている。

文中では、「此分限帳、下地ハ半右衛門ト在、上ヲ張紙ニテ、久六斗改メアリ」と記されている。これは、同年の「御支配帳」の下地には、半右衛門の名前の上に、久六と記した貼紙がある、ということである。この記述からは、久六の同年までの名前が、半右衛門であったことがわかる。

しかし、これを確かめるために、同年の「御支配帳」の記録を確認しても、半右衛門の名前は見当たらず、久六の名前しか見出せない。また、管見では、貼紙の痕跡も見当たらない。

ただし、現在残されている同年の「御支配帳」の記録は、原本ではなく控えである。よって、原本の記録では、この貼紙の痕跡などが確認できる可能性がある。

なお、この前後の「御支配帳」の記録を確認してみると、延宝三年（一六七五）から元禄一一年（一六九八）まで、半右衛門の名前が見出せる。

よって、「御支配帳」の記録によれば、久六が召し出だされたのは、延宝四年（一六七六）ではなく、正しくは、延宝三年（一六七五）のことである。

その後、正徳三年（一七一三）、久六は、歩行不自由を理由に、隠居を藩に願ひ出た。また、自身の家督を、嫡子十兵衛に相続させる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年三月八日の「控帳」である。

一御忍吉岡久六、当年六拾九歳ニ罷成、不行歩御奉公難相勤ニ付、休息奉願候、嫡子十兵衛ニ久六跡被仰付、十兵衛代り二男又八被召出被下様ニ奉願、達御耳、願之通久六休息

被仰付、十兵衛江久六跡被遣、又八儀十兵衛代り御忍ニ被仰出事。

藩の承諾を得て、久六は隠居した。また、自身の家督を、嫡子十兵衛に相続させた。一方で、十兵衛の家督を、次男又八に相続させた。これにより、又八は、御忍として新たに召し出だされることになった。

しかし、このとき、久六はまだ六九歳であった。そのため、正徳四年（一七一四）正月から、藩は久六に対し、隠居料三人扶持を支給する旨を申し渡した。以下は、「吉岡保恒家譜」に引用されている、同年十二月二十七日の「御勘定所日記」である。

一吉岡久六、来年七拾罷成隠居之故、来正月を三人扶持被下。

なお、「吉岡保恒家譜」では、この記述は同日の「控帳」の記録の引用である旨も示している。しかし、「控帳」を確認しても、同様の記述は見当たらない。

その後の「吉岡保恒家譜」によれば、享保一六年（一七三一）正月十八日、久六は病死した。

以上が、初代吉岡久六の事歴である。

二代目吉岡十兵衛

では、次に、二代目吉岡十兵衛の事歴について述べる。十兵衛とは、初代吉岡久六の嫡子である。

宝永元年（一七〇九）、十兵衛は、別家の御忍として召し出だされた。以下は、同年二月二十六日の「吉岡保恒家譜」である。

一御忍吉岡久六忰十兵衛、御定之通三人扶持式拾六俵にて被召出、御目付江申渡事。国府十右衛門、去年相果候代り也。

ここでは、前年、国府十兵衛が死去した代わりに、十兵衛が召し出だされた旨が示されている。このとき、十兵衛は、御忍の定禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後、正徳三年（一七一三）、十兵衛は父久六の家督をした。また、自身の別家の家督を、弟又八に相続させた。これにより、又八は御忍として新たに召し出だされることになった。

同年、吉岡英郷家の二代目吉岡伊左衛門が死去した。よって、十兵衛はこの代役を申し付けられた。以下は、同年一月二日の「控帳」である。

一吉岡伊左衛門、相果候ニ付、右之代り御忍之内、何れ成とも一人差越候様ニ申来、御目付衆江申渡、吉岡十兵衛用意調次第江戸へ罷越候様ニ申渡事。

十兵衛は、準備次第、江戸に向けて出発する旨を申し付けられた。

その後、延享三年（一七四六）、十兵衛は、高齢を理由に、隠居を藩に願い出た。また、自身の家督を、子甚平に相続させる旨を藩に願い出た。以下は、同年一月二日の「控帳」である。

一御忍吉岡十兵衛義、及老年、眼足不叶二付、旧例之通、隠居被仰付、忝甚平江家督被仰付被下候様奉願趣、達御聴候処、旧例之通、隠居被仰付、忝甚平江無相違被仰付旨、十兵衛江は一生三人夫持被遣旨、御目付江申渡之事。

この願い出は藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、十兵衛は、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、甚平に相続させた。

「吉岡保恒家譜」によれば、その後、明和二年（一七六五）八月二十六日、十兵衛は病死した。

以上が、二代目吉岡十兵衛の事歴である。

三代目吉岡甚平

では、次に、三代目吉岡甚平の事歴について述べる。甚平とは、二代目吉岡十兵衛の実子である。

延享三年（一七四六）、甚平は、父十兵衛の家督を相続した。

しかし、明和八年（一七七〇）、甚平は、詰江戸を勤める予定であったところ、高齢を理由に、子軍蔵の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年二月五日の「控帳」である。

一吉岡甚平儀、当年順番之詰江戸被仰付置候処、老年、其上痛所有之、当春二至り、別而難儀致し候付、忝軍蔵江戸御供名代勤被仰付被為下候様奉願趣、相伺候処、願之通名代勤被仰付旨被仰出、其段御目付へ申渡ス。

藩の承諾を得て、軍蔵は、甚平の名代勤を行なった。

このとき、軍蔵は、父十兵衛の代わりに、詰江戸の職務をよく勤めた。この働きを評価され、安永元年（一七七二）、軍蔵は、別家の御忍として召し出だされることになった。以下は、同年九月一八日の「控帳」である。

一御忍吉岡甚平忝軍蔵儀、先達而代番をも相勤、役筋も見習居申者、此度御忍一人不足有之ニ付、三人夫持ニて被召出、早川四郎左衛門支配ニ被仰付旨、御目付江申渡之。

ここでは、①軍蔵が勤めた詰江戸の代番に役筋も見習うべきところがあったこと、②御

忍の人員不足があったことを理由に、軍蔵が別家の御忍として三人扶持で召し出された、とある。

なお、これ以後の軍蔵の事歴については、後に吉岡豊三郎家の紹介で述べることとする。「控帳」によれば、安永七年（一七七八）閏七月一二日、甚平は病死した。以上が、三代目吉岡甚平の事歴である。

四代目吉岡市兵衛

では、次に、四代目吉岡市兵衛の事歴について述べる。市兵衛とは、三代目吉岡甚平の実子である。

安永七年（一七七八）閏七月、父甚平は病死した。そのため、同年十一月、市兵衛は、この跡目を相続した。以下は、同月八日の「吉岡保恒家譜」である。

一二拾六俵三人扶持 甚平実子 吉岡市兵衛
実子之儀ニ付、御扶持・御支配無相違被仰付旨被仰出候。

このとき、市兵衛は実子であったため、父甚平と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

安永八年（一七七九）、市兵衛は、江戸御供を勤めた。しかしその後、在府中、病気を患い、市兵衛はこれを理由に、暇を藩に願い出た。以下は、同年九月二二日の「控帳」である。

一御忍吉岡市兵衛儀、先頃より相煩候処、急快氣之程無覺束ニ付、御当地江罷帰、致養生候は可然旨、医師差函申由、御国江之御暇之儀奉願趣、病氣之儀ニ付、願之通被仰付旨、右同日同人江申渡候由。

ここでは、市兵衛の病状は回復する見込みが立たないため、医師からもよく養生すべき旨を指示されたことを、暇を願い出た理由として挙げている。

これは藩の承諾を得て、市兵衛は暇を頂戴し、鳥取に帰国した。その後、寛政二年（一七九〇）、市兵衛は、荒尾近江の家来渡辺半内の弟十兵衛を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年二月二七日の「控帳」である。

一御忍吉岡市兵衛儀、荒尾近江家来渡辺半内弟十兵衛を致養子旨奉願趣、相伺、願之通承届之候段、御目附江申渡之。

藩の承諾を得て、十兵衛は、市兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、寛政三年（一七九二）、市兵衛は、十兵衛に名代勤を任せ

た。そして、享和二年（一八〇二）一月三〇日、市兵衛は病死した。以上が、四代目吉岡市兵衛の事歴である。

五代目吉岡市兵衛

では、次に、五代目吉岡市兵衛の事歴について述べる。市兵衛とは、四代目吉岡市兵衛の養子である。

寛政三年（一七九一）、市兵衛は、父市兵衛の名代勤を任された。

「控帳」によれば、市兵衛は、寛政五年（一七九三）、御入湯御供を勤めた。同年、御目見を許され、藩主に拝謁した。その後、寛政七年（一七九四）、江戸御供を勤めた。

享和二年（一八〇二）、父市兵衛が病死した。しかし、このとき、父市兵衛は、市兵衛を跡継ぎに立てるまもなく、死去したようである。

よって、市兵衛は、扶持米の内貸を藩に願い出た。以下は、享和三年（一八〇三）閏正月二二日の「控帳」である。

なお、文中に記した「吉岡十兵衛」とは、市兵衛のことである。

一御忍吉岡十兵衛儀、親跡目未被仰附、取続致難儀候二付、御夫持方内貸之儀、相願候二付、御勘定所取調之上、一人扶持御減少御渡被遣旨、御目付を以申渡之。

勘定所が取り調べた結果、藩は市兵衛に対し、一人扶持の減禄を施し、内貸を承諾する旨を申し渡した。

なお、同年の「御支配帳」の記録は残されておらず、市兵衛の禄高を確認することはできない。ただし、同年以前の直近にあたる安永四年（一七七五）の記録では、市兵衛は名代勤として、二六俵三人扶持を拝領していることがわかる。

これを踏まえると、市兵衛は二六俵三人扶持から一人扶持の減禄を施され、二六俵二人扶持を拝領したものと考えられる。

その後、同年六月、市兵衛は、父市兵衛の跡目を相続した。以下は、同年六月一六日の「控帳」である。

一式拾六俵三人扶持

市兵衛養子 吉岡十兵衛

養子之儀候得共、御支配式拾六俵三人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、市兵衛は養子であるにもかかわらず、父市兵衛と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

前に述べたとおり、父市兵衛は、市兵衛を跡継ぎに立てるまもなく死去し、市兵衛は、内貸を以て、禄を拝領していた。しかし、結果として、市兵衛は父の跡目を相続することができたようである。

その後、文化四年（一八〇七）、市兵衛は、詰江戸を勤めている途中、病気を患い、暇を藩に願ひ出た。以下は、同年十一月二二日の「控帳」である。

一御忍吉岡十兵衛儀、於江戸相煩、仍願御当地江之御暇被遣、夜前帰着申事。

藩の承諾を得て、市兵衛は鳥取に帰国した。

その後の「控帳」によれば、同月二〇日、市兵衛は、鳥取に到着した。

しかし、このときの詰不足により、物成などを上納することが困難となってしまった。そのため、市兵衛は、これを同年末からの五年賦で上納する旨を藩に願ひ出た。以下は、同年十一月一六日の「控帳」である。

一御忍左之両人儀、去春江戸詰不足上納、当暮より五年賦御取立之儀奉願趣、御勘定所取調之上、今来年両年ニ御取立被遣旨、御目付江申渡之。

吉岡此右衛門 吉岡十兵衛

しかし、勘定所が取り調べた結果、この願ひ出は藩の承諾を得られず、藩は市兵衛に対し、同年と翌年の二年賦で上納する旨を申し付けた。

さて、「吉岡保恒家譜」によれば、市兵衛には、①録之助・②元三郎・③重造と子がいた。このなかで、明治二年（一八六九）、③は市兵衛の跡目を相続し、吉岡保恒家の六代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、録之助である。

文化九年（一八一二）、市兵衛は、杉田彦左衛門の次男録之助を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年一〇月三日の「控帳」である。

一吉岡十兵衛儀、杉田彦左衛門次男録之助を、内縁も有之に付、致養子度旨。

藩の承諾を得て、録之助は、市兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年十二月、市兵衛は、録之助に名代勤を任せた。録之助は、文化一〇年（一八一三）、御目見を許され、藩主に拝謁した。その後、文政一一年（一八二八）、翌年の江戸御供を申し付けられた。

しかし、この記録を最後に、録之助に関する記述は途絶えた。よって、録之助は、何らかの理由で、市兵衛の家督を相続できなかったことがわかる。

二人目は、元三郎である。

天保二年（一八三一）、市兵衛は、嫡孫元三郎を自身の跡継ぎに立てる旨を、藩に願ひ出た。以下は、同年正月一六日の「控帳」である。

一御忍吉岡十兵衛儀、嫡孫元三郎を家統ニ致し度旨、奉願趣、願之通承届候段、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、元三郎は、市兵衛の跡継ぎとなった。

その後の「控帳」によれば、同年一二月、市兵衛は、元三郎に名代勤を任せた。元三郎は、江戸御供・御入湯御供・御供詰などを勤めた。

しかし、弘化二年（一八四五）、詰江戸の途中、体調を崩し、暇を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、元三郎は帰国し、同年八月一二日、鳥取に到着した。その後、同月一八日、死去した。

なお、この元三郎の死去によって、彼に名代勤を任せていた市兵衛は、経済的な困窮に陥ってしまった。そのため、市兵衛はまず、支配米一二俵を、相応の年賦で上納する旨を、藩に願い出た。以下は、同年一二月一四日の「控帳」である。

一御忍吉岡市兵衛儀、倅元三郎当春詰江戸被仰付、罷越居申処、病氣依願当表江之御暇被遣罷帰、詰不足ニ相成、御支配之内拾式俵上納有之処、兼而勝手向致難涉候付、相応之年賦御取立被為下候之様奉願趣、勘定所取調之上、右拾式俵之内六俵は、当暮御支配立用ニ相成候ニ付、上納米ニは無之、残り六俵は、夫米渡過ニ而、類例も有之ニ付、今年年ニ御取立之儀、承届候旨、御目付江申渡之。

勘定所が取り調べた結果、藩は市兵衛に対し、上納米一二俵のうち、六俵については、同年末の働きにより、上納を免除する旨を申し渡した。

一方、残る六俵については、前もって扶持米を渡していたことを理由に、これを同年と翌年の二年賦で上納する旨を申し付けた。

三人目は、重造である。

重造は、市兵衛の孫である。ただし、同年三月、重造は、切役西尾利兵衛に養子入りしたばかりであった。

しかし、元三郎の死去を受け、同年一二月、市兵衛は相手方の利兵衛と和談の上で、重造を自身の家に差し返してもらう旨を、藩に願い出た。以下は、同月二七日の「控帳」である。

一切役西尾判兵衛儀、吉岡市兵衛ニ男十造を養子ニ貰受居申候処、右市兵衛倅元三郎、先頃致死去、外ニ致相統候血筋之者無之ニ付、此度和談之上、右十造を差返し申度旨、奉願趣、双方願之通承届候旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、重造は、再び吉岡保恒家に帰ってくることとなった。

その後の「控帳」によれば、弘化三年（一八四六）七月、市兵衛は、重造を自身の跡継

ぎに立てる旨を藩に願ひ出た。これは藩の承諾を得て、重造は、市兵衛の跡継ぎとなった。同年九月、市兵衛は、重造に名代勤を任せた。そして、明治二年（一八六九）、重造は、市兵衛の跡目を相続した。

以上が、五代目吉岡市兵衛の事歴である。

六代目吉岡保恒

では、最後に、六代目吉岡保恒の事歴について述べる。保恒とは、五代目吉岡市兵衛の孫である。

前に述べたとおり、弘化二年（一八四五）三月、保恒は、切役西尾利兵衛に養子入りをした。しかし、同年一二月、再び吉岡家に戻った。その後、弘化三年（一八四六）七月、市兵衛の跡継ぎとなり、同年九月、市兵衛の名代勤を任された。

「控帳」によれば、弘化四年（一八四六）、保恒は御目見を許され、藩主に拝謁した。

その後、文久三年（一八六三）、江戸御供を勤めていたおりには、姫路宿から引き返し、続けて御上京御供も勤めた。以下は、文久四年（一八六四）六月二七日の「控帳」である。なお、文中に記した「吉岡重造」とは、保恒のことである。

一御忍左之者共儀、去春御帰国御供相勤候処、姫路駅より御引返し、猶又御上京御供相勤、難渋之訳も有之ニ付、御心附金被遣之儀申達候ニ付、勘定所取調之上、御上下之節、一人ニ付老而宛被遣之割を以、左之通被遣旨、御目付へ申渡之。

一金三步老刃六分

吉岡重造

吉岡豊三郎

しかし、保恒はこのように職務を勤めたことで、資金繰りに難渋した。そのため、藩は心付けとして、保恒に対し、金を支給する旨を申し渡した。

なお、この金額については、勘定所が取り調べ、往復で一人あたり、金一兩を基準とし、支給することとなった。よって、保恒は、金三分銀一匁六分を拝領した。

その後、慶応三年（一八六七）、保恒は、夜当番を勤める予定であったところ、遅刻してしまい、自ら差控を申し出た。以下は、同年三月一八日の「控帳」である。

一御忍吉岡重造儀、去ル十四日之夜当番之処、取混し遅刻致し恐入候旨差控之儀申達候、右は先達而一人番ニも被仰付置候儀、別而嚴重可相勤之処、右等遅刻致し候段、畢竟勤方軽率ニ相心得居申故之儀、不束之至ニ付、急度被仰付品も有之候得共、御宥恕を以遠慮被仰付候。

ここでは、この日の夜当番は、保恒が一人で勤める予定であった旨が示されている。そのため、藩はこの遅刻について、とりわけ気をつけるべきであったと指摘し、保恒の行動

は軽率であったと述べている。

ただし、今回は宥恕を以て、藩は保恒に対しては差控ではなく、遠慮を申し付けた。

その後、明治二年（一八六九）九月、保恒は父市兵衛の家督を相続した。以下は、同月二八日の「吉岡保恒家譜」である。

吉岡重蔵儀、親市兵衛跡式相続被仰付候間、此旨可申渡事。

なお、文中には「跡式相続」とあるけれども、ここでは、前に述べた吉岡英郷家の例を以て、保恒の家督相続が「跡式相続」ではない可能性も指摘しておく。

その後の「吉岡保恒家譜」によれば、同年一〇月、吉岡保恒家は家業御放となり、保恒は、士族に取り立てられた。

以上が、六代目吉岡保恒の事歴である。

【吉岡保恒家 略系図】

初代

吉岡久六

延宝3年（1675）召抱
 正徳3年（1713）隠居
 享保16年（1731）1月18日没

2代目

吉岡十兵衛

宝永6年（1709）別家として召抱
 正徳3年（1713）相続
 延享3年（1746）隠居
 明和2年（1765）8月26日没

3代目

吉岡甚平

延享3年（1746）相続
 安永7年（1778）閏7月12日没

4代目

吉岡市兵衛

安永7年（1778）跡目相続
 享和2年（1802）11月30日没

5代目

吉岡市兵衛

寛政3年（1791）名代勤
 享和3年（1803）養子・跡目相続

家督なし

吉岡録之助

文化9年（1812）名代勤

家督なし

吉岡元三郎

天保2年（1831）名代勤
 弘化2年（1845）8月18日没

6代目

吉岡保恒

弘化2年（1845）西岡家に養子入り
 弘化2年（1845）吉岡家に戻る
 弘化3年（1846）名代勤
 明治2年（1869）相続
 明治2年（1869）家業御放後、士族へ

「御支配帳」にみる吉岡保恒家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
延宝3~6	1675~78	初代?	吉岡半右衛門	—	26俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代?	吉岡半右衛門	—	26俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	初代?	吉岡半右衛門	—	26俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1892	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	初代?	吉岡半右衛門	—	26俵3人扶持	1936~37	元禄6年(1693)の記録の原本には名前なし
元禄9~11	1696~98	初代?	吉岡半右衛門	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	初代	吉岡久六	—	26俵3人扶持	1942~43	元禄13年(1700)の記録は原本なし
元禄16~宝永5	1703~08	初代	吉岡久六	—	26俵3人扶持	1944~49	—
宝永6	1709	—	吉岡十兵衛	—	26俵3人扶持	1950	別家（吉岡正臣家）
宝永7	1710	初代	吉岡久六	—	26俵3人扶持	1951	—
		—	吉岡十兵衛	—	26俵3人扶持		別家（吉岡正臣家）
正徳4~享保2	1714~17	2代目	吉岡十兵衛	—	26俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	吉岡十兵衛	—	26俵3人扶持	1956~61	—
享保11~延享2	1726~45	2代目	吉岡十兵衛	—	26俵3人扶持	1962~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	吉岡甚平	—	26俵3人扶持	1983~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	吉岡甚平	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~安永4	1768~75	3代目	吉岡甚平	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は宝暦8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	家督なし	吉岡録之助（久録）	吉岡十兵衛（5代目市兵衛）	26俵3人扶持	2014~15	—

「御支配帳」にみる吉岡保恒家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
文政4~6	1821~23	家督なし	吉岡録之助（久録）	吉岡十兵衛（5代目市兵衛）	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	家督なし	吉岡録之助（久録）	吉岡十兵衛（5代目市兵衛）	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	家督なし	吉岡元三郎	吉岡市兵衛（5代目）	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2	1845	家督なし	吉岡元三郎	吉岡市兵衛（5代目）	26俵3人扶持	2028	—
弘化3	1846	5代目	吉岡市兵衛	—	26俵3人扶持	2029	—
嘉永2~6	1849~53	6代目	吉岡重蔵（保恒）	吉岡市兵衛（5代目）	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2~慶応2	1855~66	6代目	吉岡重蔵（保恒）	吉岡市兵衛（5代目）	26俵3人扶持	2036~48	—
明治2	1869	6代目	吉岡重蔵（保恒）	吉岡市兵衛（5代目）	26俵3人扶持	2049	—

(六) 吉岡豊三郎家

では、ここからは、吉岡豊三郎家について述べる。

吉岡豊三郎家とは、吉岡保恒家の三代目吉岡甚平の子軍蔵を初代とし、軍蔵・此右衛門・幸右衛門・豊三郎と四代に渡って続いた御忍の家である。

吉岡豊三郎家の家譜である「吉岡豊三郎家譜」によれば、安永元年（一七七二）、初代軍蔵は御忍として召し出された。その後、明治三年（一八七〇）、吉岡豊三郎家は家業御放となり、四代目豊三郎は、士族に取り立てられた。

これから吉岡豊三郎家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡軍蔵 生没年不明。吉岡保恒家三代目吉岡甚平の実子。父甚平の代番として、詰江戸を勤めた。このときの働きを評価され、安永元年（一七七二）、御忍として三人扶持で召し出された。その後、支配米も拝領し、二六俵三人扶持で勤めた。江戸御供・詰江戸・御入湯御供・伯耆国の在廻りなどを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

二代目吉岡此右衛門 生年不明、嘉永五年（一八五二）。初代吉岡軍蔵の養子。鶴殿大隅の医師上嶋泰元の弟。江戸御供・詰江戸などを勤めた。

三代目吉岡幸右衛門 生年不明、文久三年（一八六三）。二代目吉岡此右衛門の養子。津田大和の家来辻庄助の実子。初名は元蔵。名代勤として、四〇年間、御忍の職務を勤めた。この勤功を評価され、名代勤でありながら、加禄を施された。最終的には、三一俵三人扶持で勤めた。御入湯御供・江戸御供・詰江戸・因幡国の在廻り・御供詰などを勤めた。自身の次男長次郎を、新長次郎家の七代目新武平の養子に立てた。

四代目吉岡豊三郎 生年不明、慶応二年（一八六六）。三代目吉岡幸右衛門の実子。詰江戸・江戸御供・御上京御供・御進発御供などを勤めた。明治二年（一八六九）、吉岡豊三郎家は家業御放となり、豊三郎は、士族に取り立てられた。その後、分課武学寮槍術副嚮導などを勤めた。

以上が、吉岡豊三郎家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡豊三郎家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡豊三郎家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡軍蔵

では、ここからは、吉岡豊三郎家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡軍蔵の事歴である。

軍蔵とは、吉岡保恒家の三代目吉岡甚平の実子である。

吉岡保恒家の紹介でも述べたとおり、明和八年（一七七〇）、軍蔵は、父甚平の代番を任され、詰江戸を勤めた。このときの働きが評価され、安永元年（一七七二）、人員不足

を理由に、御忍として三人扶持で召し出だされた。以下は、同年一二月二七日の「吉岡豊三郎家譜」である。

一御忍吉岡甚平忤軍蔵儀、先達て代番をも相勤、役筋も見習居申者、此度御忍一人不足有之ニ付、三人扶持ニて被召出、早川四郎左衛門支配ニ被仰付旨、御目付え申渡之。

これまでに述べたとおり、御忍の子が、父の家督を相続する以前、別家の御忍として召し出だされるのは、よくあることである。

しかし、御忍においては、子が一旦は別家として召し出だされても、その後は父の家督を相続することが普通であり、このおり、子は自身が召し出だされた別家の家督を、弟などに相続させることがほとんどであった。

一方、軍蔵は、その後も父の家督を相続することなく、最後まで別家の当主として勤めた。そして、父甚平の家督は、兄弟である市兵衛が相続した。

このように、先に別家として召し出だされた子が、父の家督を相続せず、その兄弟が父の家督を相続する例は、他家の御忍ではみられないことである。

さて、軍蔵は別家の御忍として召し出だされてから、安永三年（一七七四）、翌年の江戸御供を申し付けられた。以下は、同年一二月三日の「控帳」である。

一御忍吉岡軍蔵儀、先達而御夫持方迄ニ而被召出候処、来年江戸御供被仰付、依之、御支配式拾六俵被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡之。

ここでは、軍蔵が江戸御供を勤めるにあたって、藩が軍蔵に対し、支配米二六俵を支給する旨を示している。

しかし、いざ軍蔵が支配米を拝領しようとしたところ、役所は、同年冬季分の支配米の支給はすでに完了しているため、これを支給することはできない旨を示した。

この対応について、軍蔵は、江戸御供を控えている身であることを理由に、支配米を拝領できなくてはならないとし、藩に申し立てを行なった。以下は、同年一二月二日の「控帳」である。

一御忍吉岡軍蔵儀、来年江戸御供就被仰付候、先頃並之通御支配被仰付候、然ル処、於御役所、冬季之割迄相渡候ニ付、江戸用意等難相成由、去年御祐筆石尾藤市郎並も有之ニ付、当年分引キ無し御渡し被下候様申立候、御右筆共儀は前例有之儀ニ付、相渡させ候得共、取次替りニは、其例不相見候得共、御忍之儀ハ、勤口も違、其上江戸御供用意等致難儀候筋ニ付、格別承届之、金五両為御心付被遣旨、御目付へ申渡之。

この申し立ては、前年、同様の問題が起こった祐筆石尾藤市郎の事例を以て、軍蔵が差

し引きなく、支配米を拝領する旨を要求するものであった。

しかし、藩はこの申し立てについて、祐筆では確かに同様の事態が発生したけれども、徒身分においては、同様の前例はない旨を述べた上で、御忍と祐筆とでは勤め口も異なることから、これを承諾しなかった。

ただし、これでは軍蔵も江戸御供の準備をすることができないため、代わりに、藩は軍蔵に対し、心付けとして、金五両を支給した。

ただし、同年の「御支配帳」の記録によれば、軍蔵の禄高は、三人扶持から二六俵三人扶持に書き替えられている。よって、軍蔵は同年中には、支配米二六俵を拝領し、以後、御忍の定禄である二六俵三人扶持で御忍の職務を勤めたことがわかる。

その後、享和二年（一八〇二）、軍蔵は、鶴殿大隅の医師上嶋泰元の弟此右衛門を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年二月九日の「控帳」である。

一御忍吉岡軍蔵儀、鶴殿大隅医師上嶋泰元弟此右衛門を、兼而内縁も有之二付、養子致し
度段奉願趣、相伺之上、願之通被仰付旨、御目付を以申渡之。

藩の承諾を得て、此右衛門は、軍蔵の養子となった。

その後、享和三年（一八〇三）、軍蔵は、病身などを理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年六月一六日の「控帳」である。

一御忍吉岡軍蔵儀、病身ニ罷成、其上及老年、眼足不叶ニ相成、難相勤ニ付、隠居被仰附
被為下候様、奉願候処、例も有之儀ニ付、相伺候上、願之通、倅此右衛門江家統被仰付、
軍蔵へは、並之通り三人扶持被遣旨、被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、軍蔵は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、此右衛門に相続させた。

その後の「控帳」によれば、文化一三年（一八一六）三月二九日、軍蔵は死去した。以上が、初代吉岡軍蔵の事歴である。

二代目吉岡此右衛門

では、次に、二代目吉岡此右衛門の事歴について述べる。此右衛門とは、初代吉岡軍蔵の養子である。

「控帳」によれば、此右衛門は、文化元年（一八〇四）、御目見を許され、藩主に拝謁した。文化四年（一八〇七）、江戸御供を勤め、その後、詰江戸を勤めた。

しかし、この詰江戸の途中、病気を患い、暇を藩に願い出た。これは藩の承諾を得て、鳥取に帰国した。

しかし、このときの詰不足により、此右衛門は経済的に困窮し、物成などを上納するこ

とが困難となつてしまつた。そのため、此右衛門は、これを同年末からの五年賦で上納する旨を藩に願ひ出た。以下は、文化五年（一八〇八）二月二六日の「控帳」である。

一御忍左之両人儀、去春江戸詰不足上納、当暮より五年賦御取立之儀奉願趣、御勘定所取調之上、今来年兩年ニ御取立被遣旨、御目付江申渡之。

吉岡此右衛門 吉岡十兵衛

しかし、勘定所が取り調べた結果、この願ひ出は藩の承諾を得られず、藩は此右衛門に対し、これを同年と翌年の二年賦で上納する旨を申し付けた。

その後、文化九年（一八一二）一〇月、此右衛門は、津田大和の家来辻庄助の子元蔵を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同月一三日の「控帳」である。

一吉岡此右衛門儀、津田大和家来辻庄助俸元蔵を、内縁も有之二付、致養子二度旨。

藩の承諾を得て、元蔵は、此右衛門の養子となつた。

その後の「控帳」によれば、同年一二月、此右衛門は、元蔵に名代勤を任せた。そして、嘉永五年（一八五二）六月二七日、此右衛門は死去した。

以上が、吉岡此右衛門の事歴である。

三代目吉岡幸右衛門

では、次に、三代目吉岡幸右衛門の事歴について述べる。幸右衛門とは、二代目吉岡此右衛門の養子である。

「控帳」によれば、幸右衛門は、文化九年（一八一二）一二月、父此右衛門の名代勤を任された。同年、御目見を許され、藩主に拝謁した。

幸右衛門は名代勤として、同年から嘉永五年（一八五二）まで、四〇年間、御忍の職務を勤めた。「控帳」には、幸右衛門がこの間、御入湯御供・江戸御供・詰江戸・因幡国の在廻り・御供詰などを勤めた旨が記されている。

これらの勤功を評価され、弘化四年（一八四二）、幸右衛門は、支配米五俵の加禄を施された。以下は、同年一二月二二日の「控帳」である。

一御忍吉岡此右衛門儀、俸幸右衛門名代勤以来三拾六年、詰江戸も度々罷越出精相勤、御目付より無余儀申立之趣も有之二付、格別此度御加増五俵被遣、御支配都合三拾壹俵被仰付旨、被仰出候。

御忍がそれまでの勤功を理由に加禄を施されるのは、他家の御忍でもよくあることである。ただし、今回のように、名代勤の身でありながら、その勤功を評価され、加禄を施さ

れるのは、非常にめずらしいことである。

また、ここでは、幸右衛門が御目付の申し立てを得て、加禄を施された旨が示されている。加えて、「無余儀申立」とあるため、幸右衛門には、相応の功績があったことが予想される。この結果、幸右衛門の禄高は、三一俵三人扶持となった。

その後、嘉永五年（一八五二）六月二十七日、父此右衛門は死去した。そのため、幸右衛門は、この跡目を相続した。以下は、同年十二月二日の「吉岡豊三郎家譜」である。

一三拾壹俵三人扶持 此右衛門養子 吉岡幸右衛門

養子之儀ニ候得共、御支配三拾壹俵無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、幸右衛門は養子であるにもかかわらず、父此右衛門の禄を上回る三一俵三人扶持を拝領した。

ただし、これは前にも述べたとおり、幸右衛門の名代勤の功績によって、加禄を施された結果である。よって、ここで父を上回る禄を拝領したのは、当然のことであるといえよう。

その後、天保十一年（一八四〇）、幸右衛門は、自身の次男長次郎を、新武平の養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年一〇月三日の「控帳」である。

なお、文中に記した「新武平」とは、新長次郎家の七代目である。

一御忍新武平儀、吉岡此右衛門悻幸右衛門二男長次郎を此度致養子度旨、此右衛門よりも遣し度旨、双方奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

こうして、長次郎は武平に養子入りをし、その後、武平の家督を相続した。すなわち、長次郎は、新長次郎家の八代目となったのである。

万延元年（一八六〇）、幸右衛門は、高齢を理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年十二月二九日の「吉岡豊三郎家譜」である。

一御忍吉岡幸右衛門儀、老年罷成、其上難相勤ニ付、旧例之通隠居被仰付被為下ニ付、願之通悻豊三郎江家統被仰付、扶持被遣旨被仰出、其段御目付へ申渡之。

藩の承諾を得て、幸右衛門は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、子豊三郎に相続させた。

「控帳」によれば、文久三年（一八六三）八月一日、幸右衛門は死去した。以上が、三代目吉岡幸右衛門の事歴である。

四代目吉岡豊三郎

では、最後に、四代目吉岡豊三郎の事歴について述べる。豊三郎とは、三代目吉岡幸右衛門の夷子である。

万延元年（一八六〇）、豊三郎は、父幸右衛門の家督を相続した。

「控帳」によれば、豊三郎は、万延二年（一八六一）、詰江戸を勤め、文久三年（一八六三）・文久四年（一八六八）、御上京御供を勤めた。

「吉岡豊三郎家譜」によれば、その後、明治二年（一八六九）、吉岡豊三郎家は家業御放となり、豊三郎は、士族に取り立てられた。その後、明治三年（一八六八）五月、分課武学寮槍術副嚮導に任命された。しかし、同年八月、これを解かれた。

以上が、四代目吉岡豊三郎の事歴である。

初代

吉岡軍藏

明和八年（1770）代番

安永1年（1772）召抱

享和3年（1803）隠居

文化13年（1816）3月29日没

2代目

吉岡此右衛門

享和3年（1709）養子相続

嘉永5年（1852）6月27日没

3代目

吉岡幸右衛門

文化9年（1812）名代勤

嘉永5年（1852）養子・跡目相続

万延1年（1860）隠居

文久3年（1863）8月1日没

4代目

吉岡豊三郎

万延1年（1860）相続

明治2年（1869）家業御放後、士族へ

明治3年（1870）分課武学寮槍術副嚮導

「御支配帳」にみる吉岡豊三郎家の禄高一覧

和暦	西暦	代数	御忍名	名代勤	禄高	資料番号	備考
安永1~2	1772~73	初代	吉岡軍蔵	—	3人扶持	2010~11	安永1年(1772)の記録は墨書き
安永3~4	1774~75	初代	吉岡軍蔵	—	26俵3人扶持	2012~13	—
文化14~15	1817~18	3代目	吉岡元蔵(幸右衛門)	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	3代目	吉岡元蔵(幸右衛門)	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	3代目	吉岡元蔵(幸右衛門)	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	3代目	吉岡幸右衛門	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	3代目	吉岡幸右衛門	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2	1849	3代目	吉岡幸右衛門	吉岡此右衛門	26俵3人扶持	2030	嘉永2年(1849)2月改の記録
嘉永2~5	1849~52	3代目	吉岡幸右衛門	吉岡此右衛門	31俵3人扶持	2030~34	嘉永2年(1849)3月改の記録以後
嘉永6	1853	3代目	吉岡幸右衛門	—	31俵3人扶持	2035	—
安政2~万延1	1855~60	3代目	吉岡幸右衛門	—	31俵3人扶持	2036~41	—
万延2~慶応2	1861~66	4代目	吉岡豊三郎	—	31俵3人扶持	2042~48	—
明治2	1869	4代目	吉岡豊三郎	—	31俵3人扶持	2049	—

(七) 吉岡正臣家

では、ここからは、吉岡正臣家について述べる。

吉岡正臣家とは、吉岡保恒家の初代吉岡久六の嫡子十兵衛を初代とし、十兵衛・又八・源兵衛・順造・正臣と五代に渡って続いた御忍の家である。

吉岡正臣家の家譜である「吉岡正臣家譜」によれば、宝永六年（一七〇九）、初代十兵衛は御忍として召し出だされた。その後、安永六年（一七七七）、吉岡正臣家は家業御放となり、三代目源兵衛は、馬廻に取り立てられた。

これから吉岡正臣家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代吉岡十兵衛 吉岡保恒家の初代吉岡久六の嫡子。宝永六年（一七〇九）、国府十右衛門の代わりに、御忍として召し出だされた。その後、父久六の家督を相続した。このとき、自身の別家の家督を、弟又八に相続させた。

二代目吉岡又八 吉岡保恒家の初代吉岡久六の養子。国府保景家の二代目国府八郎兵衛の嫡子。八郎兵衛の嫡子でありながら、吉岡久六に養子入りをした。その後、兄十兵衛の家督を相続し、吉岡正臣家の当主となった。しかし、嫡子であることを理由に、最終的には、父八郎兵衛の家督を相続し、国府保景家の当主となった

三代目吉岡源兵衛 国府保景家の二代目国府八郎兵衛の実子。国府保景家の生まれでありながら、振替の名義を以て、父又八の家督を相続した。詰江戸・江戸御供・伯耆国の在廻り・御内御用などを勤めた。これらの勤功を評価され、源兵衛は、御忍では異例となる馬廻に取り立てられた。また、子喜栄太は、名代勤を任された。しかし、喜栄太が早世したため、源兵衛は、源右衛門を養子に立てた。しかし、源右衛門も病にかかり、まもなく職務を解かれた。その後、源兵衛と次男次郎吉は、退身した。これにより、吉岡正臣家は、断絶の危機に陥った。

四代目吉岡順造 生年不明、安政二年（一八五五）。三代目吉岡源兵衛の内縁者。国府家の人間でありながら、吉岡正臣家の断絶を免れるために、源兵衛の間柄の者が藩に嘆願し、四代目となった。当時は浪人であったけれども、兵道に出精していることなどを理由に、士列軍用役として四人扶持で召し出だされた。

五代目吉岡正臣 生没年不明。四代目吉岡順造の実子。吉田直人の兵学門人であり、直人と共に、江戸において、海軍修行および兵学修行に励んだ。しかし、文久三年（一八六三）、直人たちと共に本圀寺事件を起こし、鳥取藩の重臣を殺害した。このとき、彼らは助命され、吉岡正臣家は御家断絶を免れた。その後、彼らはしばらく伯耆国黒坂の泉龍寺に幽閉され、慶応元年（一八六五）、荒尾志摩のもとで幽閉された。しかし、慶応二年（一八六六）彼らは出奔したため、いよいよ御家断絶を命じられた。ただし、明治元年（一八六八）彼らは赦免され、正臣は再び禄を拝領し、新国隊として取り立てられた。詰江戸・京都詰などを勤めた。

以上が、吉岡正臣家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、吉岡正臣家の略系図と、「御支配帳」にみる吉岡正臣家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代吉岡十兵衛

では、ここからは、吉岡正臣家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代吉岡十兵衛の事歴である。

十兵衛とは、吉岡保恒家の初代吉岡久六の嫡子である。宝永六年（一七〇九）、十兵衛は、御忍として召し出だされた。以下は、同年二月二六日の「控帳」である。

一御忍吉岡久六俸十兵衛、御定之通三人扶持式拾六俵二而被召出候。御目付江申渡事、国府十右衛門、去年相果候代り也。

この記述からは、前年、国府十右衛門が死去したため、十兵衛が代わりに、御忍として二六俵三人扶持で召し出だされたことがわかる。

その後、正徳三年（一七一三）、父久六は、歩行不自由を理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年三月八日の「控帳」である。

一御忍吉岡久六、当年六十九歳ニ罷成不行歩御奉公相勤ニ付、休息奉願候。嫡子十兵衛ニ久六跡被仰付、十兵衛代り二男又八被召出被下候様奉願、達御耳、願之通久六休息被仰付、十兵衛江久六跡被遣又八儀十兵衛代り御忍ニ被召出事。

この願い出は藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、久六は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。このとき、久六は、自身の家督を、十兵衛に相続させた。また、十兵衛の家督を、弟又六に相続させた。これにより、又八は、御忍として新たに召し出だされることになった。

なお、これ以後の十兵衛の事歴については、吉岡保恒家の紹介で述べたとおりである。以上が、初代吉岡十兵衛の事歴である。

二代目吉岡又八

では、次に、吉岡又八の事歴について述べる。又八とは、初代吉岡十兵衛の養弟で、国府保景家の二代目国府八郎兵衛の嫡子である。

又八は、国府保景家の人間でありながら、吉岡保恒家の初代吉岡久六に養子入りをしてきた。その後、正徳三年（一七一三）、兄十兵衛は、父久六の家督を相続した。これにより、又八は、十兵衛の家督を相続し、御忍として召し出だされることになった。

しかし、又八はもともと、国府八郎兵衛の嫡子である。これを理由に、享保一四年（一七二九）、父八郎兵衛は、自身の家督を、又八に相続させる旨を藩に嘆願した。以下は、同年十一月二六日の「控帳」である。

一中嶋斎宮御忍之者国府八郎兵衛儀、当年六拾七歳ニ罷成、御役儀難相務、隠居奉願、依之、吉岡又八跡江は嫡子ニ候之間、家督之儀は又八江被仰付、又八跡江八郎兵衛倅源次郎被成御振替、親八郎兵衛隠居被仰付候並ニ、御慈悲を以、被為仰付被為下候様ニ相願候ニ付、達御耳候処、御忍之儀は始終立身も不被仰付者、其上先例も有之候間、弥願之通可申渡候旨、得御意、今日中嶋斎宮江申渡候事、尤、嫡子之儀故、被遣物は無相違被仰付、又八跡江倅源次郎振替被仰付候儀故、是又被遣物無相違被仰付候事。

この願い出は藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、八郎兵衛は、自身の家督を、又八に相続させた。また、又八の家督は、振替の名義を以て、弟源次郎に相続させた。これにより、源次郎は、御忍として新たに召し出だされることになった。

そして、又八は、吉岡正臣家の二代目から、国府保景家の三代目となった。なお、これ以後の又八の事歴については、国府保景家の紹介で述べるとおりである。以上が、二代目吉岡又八の事歴である。

三代目吉岡源兵衛

では、次に、三代目吉岡源兵衛の事歴について述べる。源兵衛とは、二代目吉岡又八の弟である。

前に述べたとおり、享保一四年（一七二九）、兄又八が父八郎兵衛の家督を相続するにあたって、源兵衛は、振替の名義を以て、又八の家督を相続した。

源兵衛は大変優秀な人物であり、在職中、御内御用を度々勤めた。

「控帳」によれば、延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）の御内御用では、源兵衛は計四回、これを勤めた。そのため、褒美として、御上下一具を頂戴した。

さらに、その後も勤功を評価され、安永六年（一七七七）、源兵衛は、御忍としては異例の出世を果たした。これにより、吉岡正臣家は家業御放となり、源兵衛は、士分以下の徒身分から、士分以上の馬廻に取り立てられた。以下は、同年三月八日の「吉岡正臣家譜」である。

一御忍吉岡源兵衛儀、此度格式御取立左ノ通被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡之。御忍吉岡源兵衛儀、被召出候以来四十九年相勤候内、御用度々無欠相勤、其上家業とは乍申、勝て宜相勤候、御用向有之ニ付、仲ヶ間勝れ相勤候為規模、格式御取立之儀旧年奉願候。重き儀ニ付、願之通難被仰付筋ニ候得とも、源兵衛儀は格別之勤功有之者ニ付、此度格別御取立馬廻被仰付、倅喜栄太名代勤江戸十年詰被仰付、一人扶持四俵御足都合四人扶

持三拾俵被仰付旨被仰出候。

ここでは、源兵衛が御忍として召し出だされて以来、四九年間、御用も欠けることなく、御忍の職務を勤めた旨が示されている。

また、源兵衛は家業家の者であるとはいいながら、御用向きもあり、御忍のなかでも、すぐれて職務をよく勤めていた。これを理由に、源兵衛は以前から、格式の取り立てを藩に願い出ていたようである。

これまでも述べたとおり、家業家がその家業を解かれるのは、容易には許されないことであった。しかし、源兵衛は、格別の勤功があることを理由に、家業御放となり、馬廻に取り立てられた。

さらに、四俵一人扶持の加禄も施され、源兵衛の禄高は、三〇俵四人扶持となった。また、子喜栄太は、名代勤として一〇年詰を申し付けられた。

その後の「控帳」によれば、安永六年（一七七七）三月、四月、喜栄太は、さっそく鳥取を出発し、江戸に向かった。そして、同年一二月、御目見を許され、藩主に拝謁した。

なお、在府中、喜栄太は、断続的に祐筆加役を勤めたようである。

このような異例の出世を、この時期の御忍たちが無視できるはずもなく、彼らのなかでも、吉岡弥七郎・新作兵衛・吉岡弥右衛門の三人は、安永九年（一七八〇）、源兵衛の後を追うように、格式の取り立てを藩に願い出た。以下は、同年一二月一八日の「控帳」である。

一御忍左之もの共儀、左之通被仰出、其段、御目付江申渡之。

吉岡弥七郎

新作兵衛

吉岡弥右衛門

其方共儀、格別勤功有之者ニ付、兼而願之通り可被仰付候処、当時難被為成趣有之候、乍然、老年之者共之儀ニ付、先此度は一人夫持五俵ツ、御加増被仰付旨、被仰出候。

一左之もの共江、御目付共より左之通演説申聞候事。先達而、吉岡源兵衛被仰付候品も有之候付、其方共儀も迷惑ニ可存候得共、急ニ其口難相窺筋も有之候得共、年延ニ相成候而ハ、其方共儀も及年来候義ニ付、先此度別紙之通被仰出候間、此段申聞置候様ニとの事候。

しかし、第二章でも述べたとおり、藩は彼らの勤功については評価をしながらも、最後まで、格式の取り立てを承諾するには至らなかった。その代わり、彼らには五俵一人扶持の加禄が施された。

このように、御忍のなかでは、源兵衛一人が異例の出世を果たすに至ったため、同日の「控帳」では、御忍たちの不満を解消するために、御目付たちが彼らに対し、演説を行な

っている記述もみえる。

その後も、このとき加禄を施された上記の三人は、彼らの子や孫の代にまで今回の勤功が引き継がれるなど、異例の処遇が施された。これは、格式の取り立てがなされなかったことに對する藩の対策なのであろう。

これらを踏まえると、今回の源兵衛の出世が、他の御忍にどれだけの影響を及ぼしたのかがよくわかる。

しかし、結果的に、吉岡正臣家は断絶の危機に陥ることとなった。事の発端は、源兵衛の名代勤として、江戸一〇年詰を申し付けられた喜栄太が、病気を患ってしまったことである。

このとき、喜栄太は、自身の病気を理由に、暇を藩に願ひ出た。以下は、安永八年（一七七九）一月六日の「控帳」である。

一吉岡喜栄太儀、病氣之処、不相勝、迎も急ニ快氣之程無覺束病躰ニ付、御国江罷帰、致養生候は可然旨、医師差函申由、依之、往來之外、百日之御暇奉願趣、病氣之儀ニ付、願之通御暇被遣旨被仰出、其段同廿日申渡候由。

ここでは、喜栄太の病状は回復する見込みが立たないため、医師からもよく養生すべき旨を指示されたことを、暇を願ひ出た理由として挙げている。この結果、喜栄太は、江戸と鳥取を往復する日数を含めない計一〇〇日間の暇を頂戴し、鳥取に帰国した。

その後の「控帳」によれば、同年一〇月、喜栄太は、江戸を出発し、同年十一月、鳥取に到着した。しかし、その後も喜栄太の体調は回復せず、安永九年（一七八〇）四月一日、病死した。

このように、喜栄太はわずか数年しか詰江戸を勤めず、退身した。以下は、同年八月二二日の「控帳」である。

吉岡源兵衛儀、先達而悴喜栄太詰□□被仰付置候処、年限不相勤内、退身致し候。家業之者、格別之筋を以、御取立被仰付候処、右之趣ニ付、其品可被仰付候得共、此度御取立、同事ニ悴江戸永詰可被仰付候間、御用ニ相立候者、急ニ養子相願可申旨被仰出候。

この事態を受け、藩は源兵衛に対し、喜栄太の代役となる者を養子に立てる旨を申し付けた。

同年十一月、源兵衛はさっそく、吉村藤兵衛の次男清次郎を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同月八日の「控帳」である。

一吉岡源兵衛義、吉村藤兵衛二男清次郎を致養子旨奉願趣、達御耳候処、願之通勝手次第と被仰出、其段、願使江奉書を以申渡之。

藩の承諾を得て、清次郎は、源兵衛の養子となった。

その後、同年一二月、清次郎は、御櫓において、江戸一〇年詰を申し付けられた。以下は、同月三日の「控帳」である。

一吉岡源兵衛義、忝清次郎名代勤被仰付旨、左之通被仰出、父子呼出候処、親源兵衛義、病氣ニ而不罷出ニ付、忝清次郎江於御櫓、御目付出座ニて申渡之。

源兵衛忝 吉岡清次郎

其方儀、此度名代勤江戸十年詰被仰付口、尤先達而喜栄太永詰被仰付罷越候処、病氣ニ而無間も罷帰、致病死候付、右之通被仰付候間、出精可相勤旨被仰出候。

この頃、源兵衛は病気を患っており、御櫓に出座することはできなかった。そのため、清次郎だけが御櫓に向き、退身した喜栄太の代わりに、江戸一〇年詰を申し付けられた。なお、前に示した同年八月二二日の「控帳」では、藩は源兵衛が新たに立てた養子に対し、永詰を申し付ける旨を記している。しかし、この記述からは、藩は清次郎に対し、永詰ではなく、一〇年詰を申し付けていることがわかる。

その後の「控帳」によれば、同年一二月、清次郎は、江戸に向けて鳥取を出発した。その後、安永一〇年（一七八一）四月、御目見を許され、藩主に拝謁した。

さらに、同年九月の「控帳」では、清次郎の名前と入れ替わるように、「吉岡喜太夫」の名前がみえる。おそらくこのとき、清次郎は、喜太夫と名前を改めたものとおもわれる。ここでは、これを裏付ける記録として、天明二年（一七八二）九月二一日の「控帳」を、以下に示す。

一吉岡源兵衛儀、忝喜太夫、当時江戸御奉公相勤居申候付、次男次郎吉を弓馬為執行、兄喜太夫手前ニ遣申度旨、奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、願使江以切紙申渡之。

ここでは、源兵衛が、江戸において奉公を勤めている子喜太夫のもとに、次男次郎吉を弓馬の執行として、江戸に向かせる旨を藩に願ひ出ている。

これは藩の承諾を得て、その後、次郎吉は、江戸に向けて出発した。さて、文中には「吉岡源兵衛儀、忝喜太夫」と記されている。この記述からはまず、①喜太夫が、源兵衛の子であることが確定できる。また、②喜太夫は、江戸で奉公を勤めていることがわかる。

これらは、清次郎と共通する点である。よって、清次郎と喜太夫は、同一人物である可能性が高いと考えられる。

さらに、その後の「控帳」では、喜太夫の名前と入れ替わるように、「吉岡源右衛門」の名前がみえる。おそらくこのとき、喜太夫は、源右衛門と名前を改めたものとおもわれ

る。

ここでは、これを裏付ける記録として、天明三年（一七八三）六月一三日の「控帳」を、以下に示す。

一吉岡源右衛門弟次郎吉儀、今日江戸より帰着致し候事。

この記述からは、源右衛門の弟次郎吉が、同日、江戸から到着したことがわかる。

さて、文中には「吉岡源右衛門弟次郎吉」と記されている。この記述からは、源右衛門と次郎吉が、兄と弟の関係であることがわかる。

これは、清次郎と共通する点である。よって、清次郎は名代勤を任されてから、まずは喜太夫と名前を改め、その後、源右衛門と名前を改めたと考えられる。

しかし、源右衛門はまもなく病気を患い、天明五年（一七八五）これを理由に、城詰の職務を解かれた。以下は、同年二月二二日の「控帳」である。

一吉岡源右衛門義、病氣今以眩と無之、致難儀候二付、御城詰御免被為下候様、奉願趣、達御耳候処、病氣之儀付、願之通被成御免旨、尤先達而親源兵衛名代勤、江戸十年詰被仰付置候、年数未相満候付、詰不足之所、追而被仰付儀も可有之旨被仰出、其段御用人を以申渡之。

ただし、このとき、源右衛門は、まだ父源兵衛の名代勤として、江戸一〇年詰を勤めている途中であった。この詰不足を理由に、藩は追って処罰を下す旨を、御用人を以て、申し渡した。

しかし、この記録を最後に、源右衛門に関する記述は途絶えた。よって、源右衛門は、病気などの理由から、まもなく早世したのではないかと考えられる。

その後、寛政三年（一七九一）、藩は、源兵衛と次男次郎吉に対し、尋ねたいことがあるという理由から、彼らに会所へ赴く旨を申し付けた。以下は、同年七月二四日の「控帳」である。

なお、文中に記した「縫殿頭様」とは、若桜藩五代藩主池田定常のことである。

一吉岡源兵衛父子、御尋之儀有之候付、明朝六時会所江罷出候様、使左之兩人、月番宅江呼出し、申渡之。

吉岡源兵衛 同人倅 吉岡次郎吉

使 小谷新右衛門 三宅文右衛門

其方共儀、御尋之儀有之候間、明廿五日明ヶ六時会所江罷出候様被仰出候。

一右二付、左之面々儀、源兵衛并次郎吉同道被仰付旨、於月番宅ニ申渡之。

城戸元右衛門 横山忠太夫

吉岡源兵衛儀、御尋之儀有之、明朝六時会所江罷出候様被仰付候付、其方共儀、其節同道被仰付候間、召連可被出候。

小谷新右衛門 三宅文右衛門

吉岡次郎吉儀、跡右同断。

一吉岡源兵衛父子江右之趣申渡之、右新右衛門・文右衛門罷越候処、縫殿頭様御家来山口十太夫儀、内縁有之由ニ而罷越居申、右十太夫出会、源兵衛父子共、夜前退身致し候段、并残書も有之由、十太夫申達候旨、新右衛門・文右衛門罷出申届、且又、城戸元右衛門・横山忠太夫儀も、源兵衛同道被仰付候付、案内江今晚罷越候処、是又右十太夫出会、退身之趣、十太夫申達候旨、右兩人よりも申届、承届之、其段御目付江申聞ル。

一縫殿頭様御家来山口十太夫、右之節出会候付、残書差出候様、御付人梶川甚左衛門江、左之通切紙を以申渡之。

吉岡源兵衛父子残書、并源兵衛家内之人別書差出候様、此旨山口十太夫江可被申渡候、以上。

尚以、源兵衛類之者、名前書付差出候様、是又可被申渡候、以上。

一右十太夫より残書并家内人別書、且類之者名前差出候付、御目付江遣ス。

このとき、源兵衛と次郎吉は、小谷新右衛門・三宅文右衛門から、同月二五日の朝六ツ時、城戸元右衛門・横山忠太夫と同道し、会所に赴く旨を申し付けられた。

しかし、新右衛門と文右衛門が源兵衛たちのもとを訪ねたところ、池田定常の家来で、源兵衛の内縁者でもある山口十太夫から、前夜、源兵衛たちが退身したと伝えられた。

一方、元右衛門と忠太夫も、案内のために源兵衛たちのもとを訪ねたところ、十太夫から同様に、彼らが退身したと伝えられた。

さらに、十太夫によれば、源兵衛たちは今回の退身に際し、書き置きを残していったという。そのため、彼らから事情を聞いた藩は、十太夫に対し、この書き置きを御付人梶川甚左衛門に届ける旨を申し付けた。

また、源兵衛の妻の人別書ならびに親類の者を書き出した名簿も、甚左衛門に届ける旨を申し付けた。

その後、源兵衛たちの退身について、その全貌が明らかとなった。以下は、同月二七日の「控帳」である。

一吉岡源兵衛父子江、左之通被仰付、其段間柄吉岡弥七郎江申渡候様、御目付江申渡之。

奉書堅紙相認

上包杉原也

吉岡源兵衛

其方義、長屋江居申松右衛門と申者、御尋之筋有之、去月廿三日御預ケ被仰付候処、右之者長屋江差置不申段申達候付、右松右衛門召捕、遂吟味候処、三年前より其方長屋致借宅居申候処、右同日御預ケ之趣、其方悴次郎吉承り、親手前へ帰り候様

申渡候付、翌廿四日罷歸候段及白状候、長屋借置ながら、偽之儀申上候段、不憚御上、不届之至二付、御吟味之上、急度被仰付筈之処、去ル廿四日悴次郎吉召連退身致し候段、小谷新右衛門・三宅文右衛門申達候付、別紙之通御構、永之御暇被仰出候。

別紙 奉書半切二相認

右本紙と一所二包

一 御三家様・御老中・御一門様方主取御構

黄階た半切二相認

吉岡源兵衛悴

黄ミの紙ニ而上包

吉岡次郎吉

其方儀、長屋江居申候松右衛門と申者、御尋之筋有之、親源兵衛江御預ケ被仰付候処、右之者長屋江は差置不申段申達候付、松右衛門召捕、遂御吟味候処、三年以前より其方より借置、引越居申候処、去月廿三日、右松右衛門御預之趣承り、親手前江歸り候様、其方申渡候付、翌廿四日罷歸候段、御吟味之上及白状候、其節迄長屋乍借置、偽之儀申上候段、不憚御上、不届之至候、并其方儀、兼而身持不行跡之段、相聞候付、御吟味之上、急度被仰付者二候得共、去ル廿四日源兵衛儀、其方召連致退身候段、小谷新右衛門・三宅文右衛門申達候、依之、別紙之通御構・御追放被仰付候。

別紙 黄階た半切

右本紙と一所二包

御構場所

一 江戸・京・大坂・伏見

一 御三家様・御老中・御一門様方主取御構

この記述によれば、藩はもともと、源兵衛の長屋に居住している松右衛門に尋ねることがあったため、同年六月二三日、松右衛門を在宅させておく旨を、源兵衛に申し付けていた。

しかし、当日、松右衛門は不在であった。そのため、藩は松右衛門を召し捕らえて、同月二四日、詳しく事情を取り調べた。すると、松右衛門は、三年前から源兵衛の長屋を借り受け、居住していたにもかかわらず、今回の一件を知った次郎吉が、松右衛門を親元へ帰ってしまったことが判明した。

藩はまず、今回の件について、藩主の命を憚らず、虚偽の報告をしたことを、不届きであると述べた。さらに、吟味した上で、源兵衛と次郎吉に対し、然るべき処罰を下す旨を申し渡した。

この結果、藩は源兵衛と次郎吉に対し、以後、池田家に奉公することを禁じた。とりわけ、次郎吉に対しては、追放を申し付けた。これにより、次郎吉は、江戸・京都・大阪・

伏見以外に居住することもできなくなってしまった。

以上が、三代目吉岡源兵衛の事歴である。

四代目吉岡順造

では、次に、四代目吉岡順造の事歴について述べる。順造とは、三代目吉岡源兵衛の妻の内縁者である。

前に述べたとおり、三代目吉岡源兵衛と次男次郎吉が退身したことで、吉岡正臣家は、断絶の危機に陥った。このとき、源兵衛の間柄の者が嘆願し、吉岡正臣家の四代目となったのが、国府順造である。以下は、弘化四年（一八四七）一月二四日の「控帳」である。

一吉岡源兵衛儀、先年御尋之筋有之、不束之御答申上候ニ付、御呼出し被仰付候処、退身致し、依之永之御暇被遣候ニ付、源兵衛家内間柄江引取被仰付置候処、同人血筋浪人国府順造と申者、当時兵道専心懸ケ居申、御用ニも可相立者之由ニ付、相応業家ニ被召仕之儀、右家内之者共歎出候段、大雲院より奉願趣、容易ニ難遂評儀筋ニ候得共、馬淵官兵衛よりも此節申立居申儀も有之ニ付、右御入用出格之詔を以、格別ニ此度願之通順造を士列軍用役被召出、四人扶持被遣旨、被仰出候。

但し、御用人支配被仰付候、尤勤筋之儀は、馬淵官兵衛差函を請、可相勤事。

この記述からは、源兵衛は、永の暇を申し付けられ、源兵衛の間柄の者が、彼を引き取る旨を申し付けられたことがわかる。

また、これを受け、間柄の者たちは、源兵衛の血筋を引く浪人国府順造を、①現在、兵道を心がけており、②家業家の御用も勤められることから、吉岡正臣家の跡継ぎに立てる旨を、大雲院（鳥取東照宮の別当寺）を以て、藩に嘆願した。

この件について、藩は本来、容易には許されないことであると述べた上で、今回は、馬淵官兵衛からの申し立てがあったことを理由に、順造を特別に、士列軍用役として召し出だし、四人扶持を支給する旨を申し渡した。

ただし、順造は御用人の支配下に置かれ、馬淵官兵衛の指示下で、職務を勤めることになった。

その後の「控帳」によれば、安政二年（一八五五）正月八日、順造は死去した。

以上が、四代目吉岡順造の事歴である。

五代目吉岡正臣

では、次に、五代目吉岡正臣の事歴について述べる。正臣とは、四代目吉岡順造の実子である。

安政二年（一八五五）正月、父順造は死去した。そのため、同年三月、正臣は、この跡目を相続した。以下は、同月二七日の「吉岡正臣家譜」である。

なお、文中に記した「吉岡龍次」とは、正臣のことである。

一 四人扶持 順造実子 吉岡龍次

十四歳

実子之儀ニ候得共、家業未熟ニ付、御扶持方之内御減少可被成節ニ候得共、至て小身ニ付、四人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、正臣は一四歳であり、まだ家業を満足に勤めることができない年齢であった。しかし、小身であることを理由に、正臣は幼少による減禄を免れ、父と同様の禄である四人扶持を拝領した。

「控帳」によれば、その後、正臣は学館に通っていたけれども、安政三年（一八五六）、出勤停止を申し付けられた。さらに、安政四年（一八五七）、学館の退学を申し付けられた。以下は、同年六月一日の「控帳」である。

一 吉岡龍次儀、先達而心得方如何ニ相聞候付、学館江出勤不致様被仰付置候处、被成御免旨、学館奉行申通しニ申渡之、其段御目付江申聞置之。

ここでは、正臣が学館を辞めるに至った理由を、「先達而心得方如何ニ相聞候」と記している。すなわち、正臣は素行の悪さを理由に、学館を辞めさせられたようである。

その後、文久元年（一八六一）、正臣は、詰江戸を申し付けられた。以下は、同年三月一日の「控帳」である。

なお、文中に記した「吉岡平之進」とは、正臣のことである。

一 吉岡平之進儀、当春詰江戸被仰付候付、御支配三拾俵被遣旨被仰出候。

ここでは、正臣が同年春の詰江戸を勤めるにあたって、藩が正臣に対し、支配米三〇俵を支給する旨を申し渡している。

その後の「控帳」によれば、同月二六日、正臣は、鳥取を出発した。

そして、同年一〇月、江戸において、御軍式方として雇用された。以下は、同月二五日の「吉岡正臣家譜」である。

一 吉岡平之進儀、御役名此已後、御軍式方と被成御改被成旨、被仰付候事。

「吉岡正臣家譜」によれば、その後、文久二年（一八六二）三月、正臣は、江戸御供の準備をするため、鳥取へ帰国する旨を申し付けられた。よって、正臣はすぐに江戸を出発し、同年四月、鳥取に到着した。

しかし、同年九月、正臣は、江戸御供を解かれた。以下は、同月晦日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、此度御参府御供立備被仰付置候処、被成御免旨相伺候上、其段御軍式方頭取江申渡之。

ここでは、理由は定かではないけれども、正臣が藩に願ひ出て、江戸御供を解かれた旨が示されている。

その後、文久三年（一八六三）二月、正臣は、吉田直人と共に江戸に出向き、海軍修行および兵学修行をする旨を、藩に願ひ出た。以下は、同月二七日の「控帳」である。

一吉岡平之進儀、吉田直人兵学門人ニ有之処、直人儀、此度海軍修行被仰付、江戸表江罷越候ニ付、来春迄御暇被為下候ハ、致同道海軍修行致し、猶又仕懸り之兵学修行致し度段、奉願趣、願之通承届候間、罷越候前日、月番之切紙を以、御目付手前ニ而致判形罷越候様、岩越次郎兵衛江切紙を以申渡之。

この記述からは、正臣は、吉田直人の兵学門人であったことがわかる。

今回、正臣は、師匠の直人が江戸表において、翌年の春まで暇を頂戴するにあたって、これに同道し、海軍修行および兵学修行をする旨を、藩に願ひ出た。

これは藩の承諾を得て、正臣はこの期間中、詰江戸を勤める旨を申し付けられた。以下は、同年六月六日の「控帳」である。

一吉岡平之進儀、兵学并海軍為修行、吉田直人同道江戸表江罷越し度旨、願之通被仰付置候処、此度格別ニ海軍修行・詰江戸被仰付候間、別而心懸ケ可致出精旨被仰出、其段岩越次郎兵衛を以申渡之。

このとき、藩は正臣に対し、とりわけ心がけ、出精する旨を申し付けている。

しかし、同年八月、正臣は、師匠の直人および尊王攘夷派家臣たちと共に、本圀寺事件を起こした。以下は、同月一七日の「吉岡正臣家譜」である。

一今夜五時頃ニも有之哉、何者共不知廿人斗、黒部権之助・高沢省己・早川卓之丞、度宿江致手分、押込及殺害逃去候処、河田左久馬儀、荒尾千葉之助旅宿江罷越、其取次江前紙之通差出置罷帰候付、此者共之仕業と存候旨。

別紙

黒部権之介

高沢省己

早川卓之丞

加藤十次郎

其身輔弼之任ニ備なから、大義を忘れ、君を不忠ニ陥候者、国家之大賊ニ御座候。恐多くも中将様御上京以来、終ニ今日ニ至、不可謂之汚名を御蒙り被遊候様ニ成行候は、全此四人之所為ニ御座候事、今日ニ至り而は国家之安危、旦夕ニ迫り候をも不顧、弥壅蔽を極候事、何共不容天地大罪ニ御座候、依之不得止加斬殺、為中将様雪汚名、御国威を四海万世ニ輝し度、忘身命、大法を犯し候段、如何躰之御咎被仰付候而も、決而不苦奉存候、以上。

詫間半六

清水乙允

河田佐久馬

河田清之丞

吉田直人

塩川孝次

足立八蔵

吉岡平之進

渋谷平蔵

同 金蔵

山口謙之進

加須屋右馬允

中井範五郎

佐善修蔵

永見和十郎

伊吹市太郎

大西清太

中野治平

奥田万次郎

新庄恒蔵

太田権右衛門

加藤助之進

翌十八日、良正院江引取候段、前紙之趣差出呉候様相頼候由有之、同院方侍従を以、荒尾千葉之助度宿江申越候事。

別紙

私共儀、為国家とは乍申、昨夜本陣辺近騒し、殊ニ大法を犯し深く奉恐入候。依之一先引取、御宿坊良正院江蟄居仕、御咎を相待居申候。此段御達申上候。

八月十八日

詫間半六方加藤助之進

廿二人名前前段之通

右二付、左之趣良正院と申聞具候様ニと荒尾千葉之助方使者を以、同院江申遣置候事。

志之処相達候。追て沙汰可有之ニ付、鎮靜罷在、非常之節心得も可有之事。

ここでは、同月一七日、夜五ツ時頃、身元の確認のできない家臣二〇人ばかりが、黒部権之助・高沢省己・早川卓之丞の旅宿へ手分けして押し込み、彼らを殺害し、逃げ去った旨が示されている。

なお、今回の事件は、首謀者の一人である河田佐久馬が、取次を以て、荒尾千葉之助にこの旨を報告したことにより、発覚したようである。

この記述によれば、今回、彼らが殺害に及んだ黒部権之助・高沢省己・早川卓之丞と、加藤十次郎の佐幕派重臣四人について、本圀寺事件を起こした尊王攘夷派家臣二二人は、以下のように述べている。

「黒部権之助・高沢省己・早川卓之丞・加藤十次郎は、その身を輔弼に備えながら、大儀を忘れ、主君を不忠に陥れた者たちである。すなわち、国家の大賊である。恐れ多くも、『中将様』（一二代藩主池田慶徳）が上京して以来、ついに今日に至ったのは、『中将様』がいわれのない汚名を被ったからであり、すべては、上記の重臣四人に責任がある。

このように、国家の安危が旦夕に迫ることも顧みず、いよいよ壅蔽を極めたことは、何とも許しがたい天地の大罪である。これにより、やむを得ず、今回は黒部権之助・高沢省己・早川卓之丞を斬殺し、『中将様』の汚名を雪ぎ、国威を四海万世に輝かしたく、身命を忘れ、大法を犯した次第である。

よって、今回の件については、いかなる処罰を申し付けられたとしても、決して苦しからざることである。」

この本圀寺事件を起こしたのは、詫間半六・清水乙允・河田佐久馬・河田清之丞・吉田直人・塩川孝次・足立八蔵・吉岡平之進（正臣）・渋谷平蔵・渋谷金蔵・山口謙之進・加須屋右馬允・中井範五郎・佐善修蔵・永見和十郎・伊吹市太郎・大西清太・中野治平・奥田万次郎・新庄恒蔵・太田権右衛門・加藤助之進の二二人である。

その後、同月一八日、彼らは良正院において蟄居した。しかし、黒部権之助と師弟関係にあった奥田万次郎は、良正院で切腹し、新庄恒蔵は、失踪した。これにより、家臣は全部で二〇人となり、この本圀寺事件は、因幡二〇士事件とも、因幡二二士事件とも呼ばれている。

同年九月、万次郎と恒蔵を除く因幡二〇士に対し、藩は処罰を下した。以下は、同月一二日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、左之通被仰付、其段伊王野平六・勝部靜男を以、申渡之。

吉岡平之進

残 十九名

其方共儀、去月十七日之夜、重キ御役人共下宿江罷越、及斬殺候段、全く君上御大事

之御場合と存込、身命を忘、非常之及所行候段、於其志は尤之事二候。乍去、重キ犯
法憲御場所柄も不憚、御役人を斬殺し、良正院江立退、御裁許を相待候段、其罷不憚
候得共、此度は非常之御含を以、当職之面々は家名其俣御立被遣候間、家統之儀は間
柄方相願可申候。右二付一同先当所御屋敷江御呼返し、急度慎被仰付候間、取置二相
心得罷在候様被仰付候。

ここでは、藩は彼らを、場所柄も憚らず、重大な法憲を犯した者たちであると述べてい
る。しかし、これは君上を大事にするために、身命を忘れ、非常の所業に及んだ次第であ
るとし、この志については、肯定する姿勢をみせた。

これを踏まえて、藩は彼らに対し、謹慎処分を申し付けた。さらに、家名もそのままと
し、跡継ぎについては、間柄の者から願い出る旨を申し付けた。

そして、彼ら因幡二〇士は京都で謹慎した後、黒坂の泉龍寺において、幽閉されること
となった。以下は、元治元年（一八六四）五月二日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、先達て良正院方御呼返し、急度慎罷在候様被仰付置候処、此度月代被成
御免、御国表江御呼返し、暫時黒坂詰被仰付旨、被仰出候事。

但し、黒坂詰中加藤金右衛門支配ニ被仰付、福田造酒附属被仰付候。且又居所之儀は、
追て可被仰付ニ付、其上ニて引越候様、右引越之節、作州詰方直ニ黒坂表江罷越可申
事。

ここでは、正臣が良正院において謹慎していたところ、月代を許され、御国表に呼び出
された旨が示されている。そして、正臣はしばらくのあいだ、黒坂に滞在する旨を申し付
けられた。

ただし、黒坂滞在中、正臣は、加藤金右衛門の支配下に置かれ、福田造酒の指示下に置
かれることになった。

なお、藩は、金右衛門の居住先については、後から申し付けるため、そのときには、作
州詰からすぐに黒坂表に赴くようにと申し渡している。

しかし、まもなく、金右衛門は上京を申し付けられた。そのため、金右衛門の支配下に
置かれた正臣も、これに同道する旨を申し付けられた。以下は、同月二一日の「吉岡正臣
家譜」である。

一吉岡平之進儀、黒坂詰被仰付、詰中加藤金右衛門支配ニ被仰付置候処、此度右金右衛門
立帰上京被仰付遣し罷越候節ニ付、差し上同道罷帰候様被仰付候事。

但し、黒坂ニて居所之儀は、無差支取斗置候節ニ有之事。

その後、吉岡保有家の七代目吉岡保有が、正臣の内縁の血筋である堀江丈兵衛の孫金三

郎を、正臣の跡継ぎに立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同月二八日の「控帳」である。

なお、文中に記した「吉岡藤太」とは、吉岡保有のことである。

一吉岡藤太儀、吉岡平之進先達而非常之御含を以、家名其俣御立被遣候間、家統之義は間柄之者より奉願候様被仰付候処、同人内縁血筋堀江丈兵衛三孫金三郎、当年拾歳ニ罷成候を、御時節柄奉恐入候得共、家統被仰付被為下候様奉願趣、願之通勝手次第之旨被仰出、其段武宮丹治江以奉書申渡之。

藩の承諾を得て、金三郎は、正臣の跡継ぎとなった。

その後、同年七月、正臣を始めとする因幡二〇士は、加藤金右衛門に同行し、若桜藩一〇代藩主池田徳定の御供として、黒坂表に赴く旨を申し付けられた。以下は、同月晦日の「吉岡正臣家譜」である。

一二十士之面々、此度加藤金右衛門同行、内匠頭様御先立ニて罷歸候様、尤金右衛門儀、作州路方直ニ黒坂表被可罷越旨、明日申渡候事。

内匠頭様、京都御立七月晦日也。

そして、黒坂に到着した後、正臣たち因幡二〇士は、黒坂の泉龍寺において、幽閉生活を送ることとなった。

この幽閉期間、藩は正臣たちに対し、やかましくすることなく、戸外に出ることもしないようにと申し渡している。以下は、同年一〇月二九日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、御趣意之旨も有之候間、猶又猥ケ間敷儀無之取置ニ、相愼、戸外不致罷在候様被仰付候間、此旨申渡候様、加藤金右衛門黒坂出張先江書状を以申遣之。

しかし、元治二年（一八六五）、この幽閉は解かれた。そして、藩は正臣の間柄の者である吉岡保有に対し、正臣を、彼のもとに預ける旨を申し付けた。以下は、同年三月一日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之通被仰付旨、頭呼出し申渡之。吉岡藤太儀、内縁吉岡平之進、此度藤太手前え御預被仰付候間、別間柄申合、急ニ黒坂え罷越召連罷歸り、堅く致手当置、其段申達候様被仰付候。

但し、御時節柄ニ付、別て鎮静ニ致し、連歸可申事。

これを受け、保有は、他の間柄の者とも申し合わせて、正臣を迎えに行くため、すぐに黒坂に向けて出発した。

「控帳」によれば、ここには、新長次郎家の八代目新長次郎も同道し、同月十五日、鳥取を出発したことがわかる。

このように、この時期には、黒坂における幽閉が解かれた因幡二〇士を、間柄の面々がそれぞれ一斉に、引き取る旨を申し付けられた。以下は、同月二四日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、御当地江御呼返し、間柄之面々江御預被仰付候処、難渋も可有之二付、右間柄之面々江、年中式拾俵宛之割を以、当分賄米被遣候間、宜取斗候様、御勘定奉行江申渡之。

ただし、これでは彼らが経済的に難渋してしまうため、藩は彼らに対し、当分のあいだ、賄米を支給する旨を申し渡している。

しかし、「吉岡正臣家譜」によれば、その後、藩は相次いで別の者のもとに、正臣を預ける旨を申し渡した。

まず、同年閏五月、藩は正臣を、山本玄蕃のもとに預け替える旨を申し渡した。しかし、同年六月にはこれを変更し、天野伊豆のもとに預け替える旨を申し渡した。同年九月三日、さらにこれを変更し、最終的には、荒尾志摩のもとに預ける旨を申し渡した。その後、同月二十九日、保有と長次郎は、正臣を藩に引き渡した。

しかし、保有たちが正臣を預けてまもなく、慶応二年（一八六六）七月二十七日夜、因幡二〇士は、残らず出奔してしまった。以下は、同月二十八日の「吉岡正臣家譜」である。

一荒尾志摩儀、御預二十士、昨夜塀を破り不残出奔致し候段と願申達候付、速ニ追手差出し置、居所見改させ候処、前紙之通残書有之候付、不取敢此段申達候間、用達使を以申達付、其段御目付を以申上之。

二列之危急今日ニ差迫候処、上は元老巨室方々下ハ有志之諸人ニ至迄、傍觀坐視国家之覆滅を相待罷在候。如何ニ相見へ、何とも痛い憤之至、別て私共再生之大恩を辱く仕候身分にて、何之為ニ只今迄人間ニ視息仕居候と申事もなく、世人同様徒然相打過候段、今公江は勿論奕世在天之御神靈江奉対決て相濟不申、何卒池田氏御宗社維持保全之道粉骨碎身仕度候処、斯く幽国罷在候て志如何共手段無御座折柄、御為筋屹度存込候次第も有之、今宵付御構内脱出目差ス方え罷越申候御遺責中重て御大法を犯すといひ、追て心事昭白仕候事とハ乍申、一步も御国境を踏越候段、臣子之常情誠ニ奉恐入候得共、眼前浜田之覆轍も有之候処、優遊不断之内、一旦之儀有之候ては、万悔も不及、遂ニ大義を決議仕候事ニ御座候。此段可然公府江執達被成遣度奉希候。御預以來御看護御供救等不容易御厄介ニ候処、御家来末々ニ至迄聊迷惑之躰も無御座諸事御懇懃之御取扱ニ有之御好意御優遇一同感佩結草之儀深く相心得候年ニ御座候。御預之身として御評も不乞罷出候儀ニ付、如何様之御迷惑を御蒙被成候も難斗、殊ニ御老病

中別て警動可被成と奉存候処、右恩眷を拜戴罷在なから夫等をも不顧候様にて、万々難忍甚恐縮仕候得とも、為國家為宝曆為数十万人民枉て御勘弁被下候様奉伏願候。今更申上候とも無御座候得共、御同席様中国と休戚を共ニ被成候御家柄ニ付、仰願くハ自分以後臣救捕翼必死之御尽力ニ相成候様被仰合度、一同之至願ニ奉存候。臨書従血不知処春恐惶敬白。

慶応二年西七月廿七日

吉岡正臣 残十九名

呈

荒尾夫子 下執事

上包

御番衆様

加須屋右馬允 清水乙充

各様態御警固被成御勤弥重奉存候然は、私共儀、國家之御為深くも存詰候儀ニ付、追手等御差出し被下間敷奉存候忽々以上。

七月廿七日

尚々乍慮外只今迄御世話ニ相成候御同寮方様え長々之御挨拶可然御致意被害下候様別段ニ奉願候。以上。

ここでは、荒尾志摩に預けられた因幡二〇士が、塀を破り、残らず出奔した旨が示されている。これを聞き付けた藩は、速やかに追手を向かわせたけれども、彼らはすでに残書を置いて、出奔した後であった。その内容は、以下のとおりである。

「二列の危急が今日に差し迫っているにもかかわらず、上は元老居室方より、下は志のある諸人に至るまで、黙って傍観し、國家の覆威を待っている。これはいかがなものか、何とも痛い憤りの至りである。

このままでは、公に対してはもちろんのこと、奕世在天の御神靈に対しても、御歴代の池田家に対しても、申し訳ない次第である。我々は粉骨碎身する所存であるけれども、このように幽閉された身では、いかなる志を持っていようとも、何とも致しがたいために、今宵、我々は脱出をめざし、重ねて重大な法憲を犯す。

この件については、追って心事昭白になることではあるけれども、国境を踏み越えて脱出するのは、家臣としても、誠に恐れ多いことである。しかし、眼前浜田の覆轍もあり、優柔不断のままでは万悔も及ばないため、ついに大儀を決議した次第である。」

なお、ここでいう「脱出」とは、因幡二〇士の面々が、長州藩に向け脱出、すなわち脱藩を試みたことをさす。

これを受け、同年八月、堀江丈平は、吉岡正臣家の跡継ぎとした金三郎を、離縁する旨を藩に願ひ出た。以下は、同月二八日の「吉岡正臣家譜」である。

一堀江丈兵衛儀、三孫金三郎を先達て奉願吉岡平之進家統養子ニ遣し置居申候処、平之進儀、御預中出奔致し候処存心ニ不叶儀有之ニ付、此度離縁取戻し度段奉願趣、御目付取

調之上、願之通承届候段、申渡之。

藩の承諾を得て、金三郎と正臣は、離縁することとなった。

さらに、同年一〇月、藩は吉岡保有を呼び出し、吉岡正臣家の御家断絶を申し渡した。以下は、同月二八日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之通被仰付、其段呼出し旨被仰出、其段從呼出し申渡之。

預 津田保太夫

吉岡藤太儀内縁吉岡平之進、先達て京都表ニ於之重キ法憲を犯し候得共、其節非常之場合ニ付、暫時助命被仰付置、殊ニ家名をも御取立被遣旨被仰渡、追々荒尾志摩江御預被仰付置候上は、謹慎罷在御所置可相待之処、存込候次第有之杯と残書致し置、当七月廿七日之夜潜ニ逃走候始末、全く土道を失ひ、御鴻恩を忘却致し候条、重々前代未聞不届之至ニ候、依之家断絶被仰付候。

但し、家内間柄申合引取、其段申達候様且又拝領屋敷有之候得は、屋敷奉行江引渡し可申事。

ここでは、藩は今回の出奔を、まったく土道を失い、御鴻恩を忘れ、重々前代未聞の不届きであるとして述べている。よって、藩は吉岡正臣家の御家断絶を命じた上で、拝領屋敷は、屋敷奉行に引き渡す旨を申し付けた。

その後、保有は、正臣の母の内縁者である那須弥作に、正臣を引き取らせる旨を申し上げた。以下は、同月二九日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之趣申達候付、承置、其段御目付江聞置之、私内縁吉岡平之進儀、此度家断絶被仰付、跡家内間柄申合引取、其段御達申上候様被仰渡候付、右同人母津田雄次郎家内、那須弥作内縁ニ付、同人手前江引取申候、其段御達申上候、以上。

十月廿九日

吉岡藤太

しかし、これは不都合があることを理由に、弥作がこれを拒否し、同年二月には、保有があらためて、正臣を引き取る旨を申し上げた。以下は、同月一〇日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡藤太儀、左之通申達候付、承置、其段御目付江申聞置之、私内縁吉岡平之進儀、此度家断絶被仰付、跡家内間柄申合引取、其段御達申上候様被仰渡候付、右同人母津田雄次郎家来内縁那須弥作手前江引取候段御達申上候得共、不都合之儀も御座候付、私手前江引取申候、此段御達申上候、以上。

十一月八日

吉岡藤太

その後、慶応三年（一八六七）、王政復古の大号令が発せられ、明治元年（一八六八）、因幡二〇士は赦免された。これにともない、同年三月、正臣は、京都詰を申し付けられた。以下は、同月一三日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、先年於御国致脱走候処、長州様方当表迄向方御家来致同道候由、通達有之旨、御留守居申達、御家老方之添書差出し候付、請取にて罷越候様申渡、前同道罷帰候段申達し候二付、左之通被仰付旨、御留守居を以、申渡之。

吉岡平之進

其方儀、此度出格之思召を以、被免御勘気帰参被仰付旨、被仰出候。

但し、時節柄二付、暫時京都詰被仰付候事。

一右同人儀、此度本山道出張之御人数二被成御差加候間、早々致出足候様申渡之。

ここでは、「出格之思召」を以て、正臣にしばらくのあいだ、京都詰を申し付ける旨が示されている。

さらに、京都において、藩は正臣に対し、禄をそのまま支給する旨を申し渡した。以下は、同月一八日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、左之通被仰出、其段呼出し、御目付出座にて申渡之。

吉岡平之進

其方儀、此度帰参被仰付候付、出格之御英断を以、家禄如故被遣旨、被仰出候。

ここでは、「御英断」を以て、正臣に対し、禄を支給する旨が示されている。

その後、正臣は、「新国隊」として、歩兵に取り立てられた。以下は、同月二一日の「吉岡正臣家譜」である。

一吉岡平之進儀、他十二名共御含之趣も有之二付、歩兵取立被仰付候間、致勉励、取立可申旨、申渡之。

但し、右歩兵之者共、新国隊と相唱候様被仰付候事。

ここでは、藩は彼らに対し、勉励する旨を申し付け、彼ら歩兵の者たちを、「新国隊」と称する旨を申し渡している。

その後の「吉岡正臣家譜」によれば、同日、正臣は寺嶋帯刀の支配下に置かれ、同年六月、京都から鳥取に帰国した。

以上が、五代目吉岡正臣の事歴である。

さて、「吉岡正臣家譜」では、正臣の事歴の後に、正臣の弟吉岡衆次の事歴についても

記している。よって、最後に、衆次の事歴を簡単に述べる。

安政六年（一八五九）、衆次は、矢野能登のもとに預けられ、大砲懸りとして雇用された。以下は、「吉岡正臣家譜」の記述の一部である。

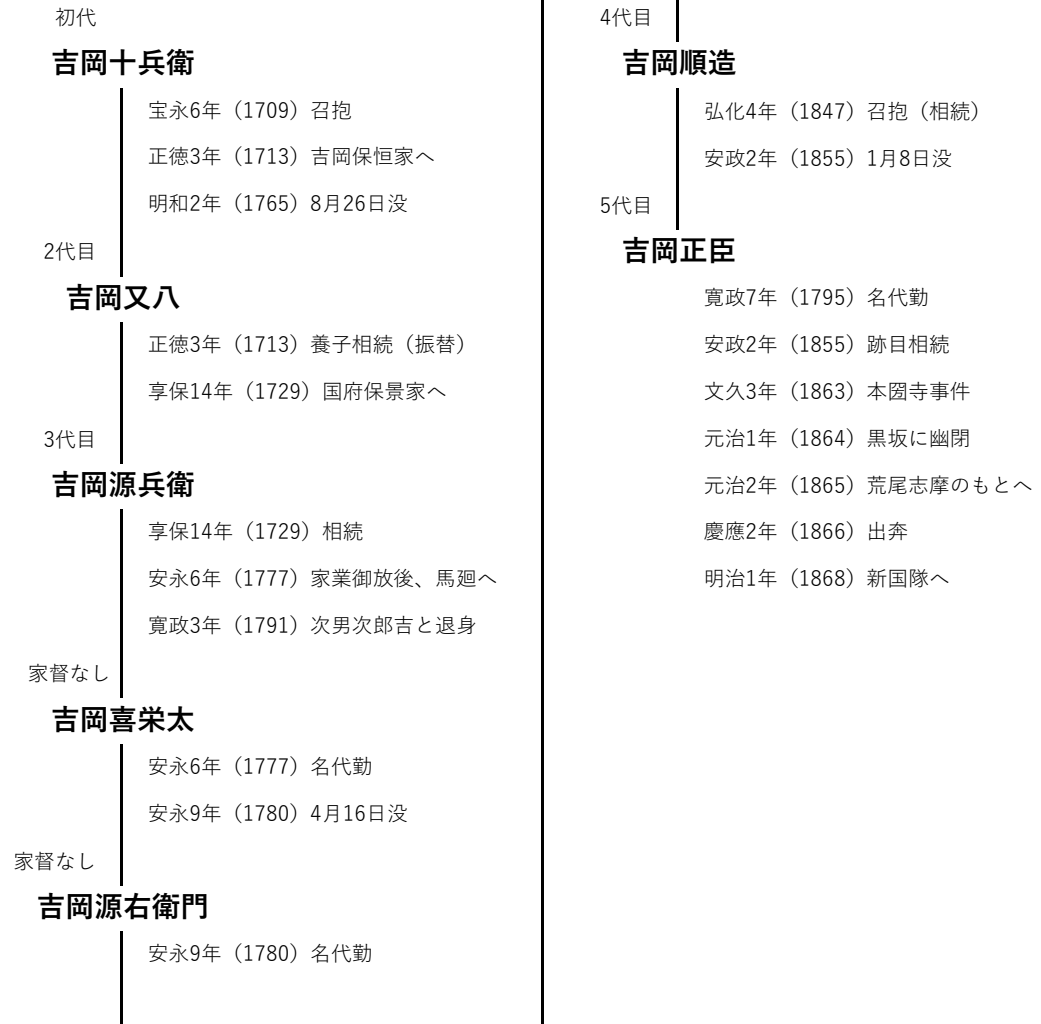
一吉岡平之進弟衆次儀、矢野能登江御預之大砲懸り御雇被仰付候間、砲長承合相勤候様被仰付候事。

ここでは、衆次が大砲懸りだけでなく、砲長にも任命された旨が示されている。

その後の「吉岡正臣家譜」によれば、万延元年（一八六〇）、衆次は、これを解かれた。そして、新たに小幡作廻として雇用された。

以上が、吉岡衆次の事歴である。

【吉岡正臣家 略系図】



「御支配帳」にみる吉岡正臣家の禄高一覧

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	史料番号	備考
宝永6~7	1709~10	初代	吉岡十兵衛	—	26俵3人扶持	1950~51	正徳3年(1713)以後は吉岡保恒家
正徳4~享保2	1714~17	2代目	吉岡又八	—	26俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	吉岡又八	—	26俵3人扶持	1956~61	—
享保11~14	1726~29	2代目	吉岡又八	—	26俵3人扶持	1962~65	享保15年(1729)以後は国府保景家
享保14~延享2	1729~45	3代目	吉岡源次郎(源兵衛)	—	26俵3人扶持	1965~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	吉岡源次郎(源兵衛)	—	26俵3人扶持	1983~94	宝暦5年(1755)正月改の記録には名前なし
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	吉岡源兵衛	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~安永4	1768~75	3代目	吉岡源兵衛	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は宝暦8年(1758)の写し 安永7年(1778)以後は「侍帳」へ

第五節 国府家二家

では、ここからは、国府家二家について述べる。本稿で述べる国府家二家とは、国府保景家・国府自休家の二家である。

(一) 国府保景家

では、まずは、国府保景家について述べる。

国府保景家とは、国府八郎兵衛を初代とし、八郎兵衛・八郎兵衛・又八・又八・忠兵衛・保景と六代に渡って続いた御忍の家である。

国府保景家の家譜である「国府保景家譜」によれば、慶安元年（一六四八）あるいは「御支配帳」によれば、慶安四年（一六五二）、初代八郎兵衛は御忍として召し出された。その後、明治二年（一八六九）、国府保景家は家業御放となり、六代目保景は、士族に取り立てられた。

では、これから国府保景家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代国府八郎兵衛 生没年不明。慶安元年（一六四八）あるいは慶安四年（一六五二）、御忍として召し出された。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。隠居名は市兵衛。

二代目国府八郎兵衛 寛文三年（一六六三）～延享四年（一七四七）。初代国府八郎兵衛の長子。初名は又左衛門。はじめは別家の御忍として召し出された。その後、嫡子であることを理由に、父八郎兵衛の家督を相続した。また、自身の別家の家督を、振替の名義を以て、弟左二右衛門に相続させた。御入湯御供・不寝番・昼夜火廻りなどを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

三代目国府又八 生没年不明。二代目国府八郎兵衛の嫡子。八郎兵衛の嫡子でありながら、吉岡久六に養子入りをしており、はじめは吉岡正臣家の当主であった。その後、嫡子であることを理由に、父八郎兵衛の家督を相続した。また、自身の別家の家督を、振替の名義を以て、弟源次郎に相続させた。立帰御供などを勤めた。

四代目国府又八 生年不明～文化四年（一八〇七）。二代目国府又八の養子。二代目国府八郎兵衛の甥。初名は槌之助。その後、伝吉・又八・又七と改名した。養子および幼少を理由に、二〇俵三人扶持を拝領した。その後、は元服し、復禄を許された。御留守・因幡国の在廻り・江戸御供・詰江戸などを勤めた。

五代目国府忠兵衛 生年不明～安政元年（一八五四）。四代目国府又八の養子。吉岡義信家の四代目吉岡兵七の弟。初名は又三郎。名代勤の働きを評価され、養子相続による減禄を免れた。その後も、御目付の申し立てを得て、二回に渡って加禄を施された。江戸御供・御入湯御供・御供詰・詰江戸・因幡国の在廻りなどを勤めた。隠居後は、

隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は黙翁。

六代目国府保景 生没年不明。五代目国府忠兵衛の次男。初名は千蔵。見習御番・御番・二ノ丸新殿の不寝番・御入湯御供・詰江戸・御泊鷹野御供・御上京御供・御出馬御供などを勤めた。明治二年（一八六九）、国府保景家は家業御放となり、保景は、士族に取り立てられた。

以上が、国府保景家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、国府保景家の略系図と、「御支配帳」にみる国府保景家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代国府八郎兵衛

では、ここからは、国府保景家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代国府八郎兵衛の事歴である。

「国府保景家譜」によれば、慶安元年（一六四八）、八郎兵衛は、御忍として召し出された。以下は、該当する「国府保景家譜」の記述である。

初代 八郎兵衛 隠居名市兵衛

慶安元子年正月、被召出。

しかし、この記述を基に、同年の「御支配帳」の記録を確認しても、八郎兵衛の名前は見出せない。その後、はじめて八郎兵衛の名前がみえるのは、慶安四年（一六五一）のことである。

よって、「御支配帳」の記録によれば、八郎兵衛が召し出されたのは、慶安元年（一六四八）ではなく、正しくは、慶安四年（一六五一）のことである。

さて、「国府保景家譜」には、慶安四年（一六五一）・慶安五年（一六五二）・天和二年（一六八二）・元禄二年（一六八九）から元禄四年（一六九一）の「御支配帳」の記録が引用されている。これらの記録を比較するため、以下に、該当する「国府保景家譜」の記述を示す。

慶安四卯年

分限帳

一 式拾六俵三人扶持

野村与左衛門預夜盗 国府八郎兵衛

同五辰年

分限帳

一 三拾俵三人扶持

野村与左衛門預夜盗 国府八郎兵衛

天和二戌年

分限帳

一 三拾俵三人扶持

岡崎五郎右衛門預 国府八郎兵衛

元禄二巳年方元禄四未年迄

分限帳

一 三拾俵三人扶持

忍 国府八郎兵衛

一 式拾六俵三人扶持

国府又左衛門

これらを加味した上で、それぞれの記録について確認していく。

まず、慶安四年（一六五二）の記録と慶安五年（一六五二）の記録を比較した場合、八郎兵衛は、二六俵三人扶持から、三〇俵三人扶持に加禄を施されたことがわかる。

また、天和二年（一六八二）の記録と元禄二年（一六八九）から元禄四年（一六九一）までの記録を比較した場合、元禄二年（一六八九）からは、八郎兵衛以外にも、「国府又左衛門」の名前がみえる。

国府又左衛門とは、二代目国府八郎兵衛の初名である。

よって、この記述からは、又左衛門が八郎兵衛の家督を相続する以前、別家の御忍として召し出だされていたことがわかる。

ただし、「御支配帳」には、天和二年（一六八二）から元禄二年（一六八九）までの記録は残されていない。よって、又左衛門が召し出だされた具体的な年月日については不明である。

その後、元禄六年（一六九三）、八郎兵衛は、高齢を理由に、隠居を藩に願ひ出た。以下は、同年三月一〇日の「国府保景家譜」である。

八郎兵衛儀、年寄眼悪敷ニ付、休息被仰付、八郎兵衛江被下置御支配・御扶持方、世倅又左衛門江被仰付、又左衛門御支配・御扶持方、次男左二右衛門被召出被遣候事。

藩の承諾を得て、八郎兵衛は、隠居した。このとき、八郎兵衛は、自身の家督を、又左衛門に相続させた。また、又左衛門の家督を、次男左二右衛門に相続させた。これにより、左二右衛門は、御忍として新たに召し出だされることになった。

さらに、その後の「国府保景家譜」では、御忍の隠居料について、以下のように記している。

一御忍之者休息被仰付候得は、三人扶持宛被遣候付、八郎兵衛儀、御扶持方可被遣事。

但し、七十以来より内ニは、暇・休息被仰付候共、御扶持方は不被遣趣なり。

これは、藩が隠居をした御忍に対し、隠居料として三人扶持を支給する旨を示したものである。ただし、七〇歳未満の御忍に対しては、隠居料は支給しない、とある。

なお、元禄六年（一六九三）の「御支配帳」の記録を確認すると、八郎兵衛はすでに隠居料として三人扶持を拝領していることがわかる。

よって、この御触が出た同年、八郎兵衛はすでに、七〇歳を超える年齢であったと考えられる。

以上が、初代国府八郎兵衛の事歴である。

二代目国府八郎兵衛

では、次に、二代目国府八郎兵衛の事歴について述べる。八郎兵衛とは、初代国府八郎兵衛の長子である。

前に述べたとおり、八郎兵衛は、父八郎兵衛の家督を相続する以前、天和二年（一六八二）から元禄二年（一六八九）のあいだに、別家の御忍として召し出だされた。

その後、元禄六年（一六九三）、八郎兵衛は、父八郎兵衛の家督を相続した。また、自身の別家の家督を、弟左二右衛門に相続させた。これにより、左二右衛門は、御忍として新たに召し出だされることになった。

ただし、このときの家督相続は、いずれも振替の名義を以て、行なったものである。

これは、八郎兵衛と左二右衛門が、「振替之御礼」として、藩主に鳥目を献上している記述から、わかることである。以下は、同年三月二五日の「国府保景家譜」である。

一 始て御目見左記 振替之御礼

置鳥目

国府又左衛門

同

国府左二右衛門

なお、この記録を最後に、左二右衛門に関する記録は途絶えた。よって、左二右衛門の相続した別家の家督が、その後どうなったのかについては不明である。

一方、享保一四年（一七二九）、八郎兵衛は、高齢を理由に、隠居を藩に嘆願した。以下は、同年一月二六日の「控帳」である。

一中嶋齋宮御忍之者国府八郎兵衛儀、当年六拾七歳ニ罷成、御役儀難相務、隠居奉願、依之、吉岡又八兵衛は嫡子ニ候之間、家督之儀は又八江被仰付、又八跡江八郎兵衛悻源次郎被成御振替、親八郎兵衛隠居被仰付候並ニ、御慈悲を以、被為仰付被為下候様ニ相願候ニ付、達御耳候処、御忍之儀は始終立身も不被仰付者、其上先例も有之候間、弥願之通可申渡候旨、得御意、今日中嶋齋宮江申渡候事、尤、嫡子之儀故、被遣物は無相違被仰付、又八跡江悻源次郎振替被仰付候儀故、是又被遣物無相違被仰付候事。

この願い出は藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、八郎兵衛は隠居した。このとき、八郎兵衛は、自身の家督を、吉岡又八に相続した。また、又八の家督を、振替の名義を以て、子源次郎に相続させた。

前に述べたとおり、吉岡又八とは、八郎兵衛の嫡子でありながら、吉岡家に養子入りをしてきた人物である。

しかし、このとき、八郎兵衛はまだ六七歳であった。よって、享保一七年（一七三二）、七〇歳になってから、隠居料として三人扶持を拝領した。以下は、同年三月一二日の「控

帳」である。

一御忍国府八郎兵衛儀、今年七十歳ニ罷成候付、左之通御扶持方奉願、其段相伺候処、先格之通御扶持方申遣旨被仰出、是又頃日之御飛脚ニ申来、今日御目付共右之趣申渡候事。覚

一私儀、享保十四年酉十一月隠居被仰付、今年七拾歳罷成申候、前々之通御扶持方御慈悲を以、当月より頂戴被仰付被為下候は、有難可奉存候、以上。

子正月六日 国府八郎兵衛

中嶋齋宮殿

溝口軍右衛門殿

ここでは、文中に「前々之通御扶持方御慈悲を以て、当月より頂戴被仰付被為下候は」と記されている。よって、この記述からは、八郎兵衛が以前から、隠居料の拝領を藩に嘆願していたことがわかる。

その後の「控帳」によれば、延宝四年（一六七六）一〇月八日、八郎兵衛は病死した。以上が、二代目国府八郎兵衛の事歴である。

三代目国府又八

では、次に、三代目国府又八の事歴について述べる。又八とは、二代目国府八郎兵衛の嫡子である。

又八は、父八郎兵衛の家督を相続する以前、吉岡久六に養子入りをし、吉岡又八と名乗っていた。吉岡久六とは、吉岡保恒家の初代である。また、久六の嫡子十兵衛は、又八の養方の兄にあたる。

宝永六年（一七〇九）、国府十右衛門の代わりに、十兵衛は、別家の御忍として召し出だされた。その後、正徳三年（一七二三）、嫡子であることを理由に、久六は、自身の家督を、十兵衛に相続させた。また、十兵衛の家督を、又八に相続させた。これにより、又八は、吉岡正臣家の当主となった。

しかし、前に述べたとおり、又八は本来、国府八郎兵衛の嫡子である。よって、享保一四年（一七二九）、又八は、父八郎兵衛の家督を相続した。以下は、同年一月二六日の「控帳」である。

一中嶋齋宮御忍之者国府八郎兵衛儀、当年六拾七歳ニ罷成、御役儀難相務、隠居奉願、依之、吉岡又八兵衛は嫡子ニ候之間、家督之儀は又八江被仰付、又八跡江八郎兵衛悻源次郎被成御振替、親八郎兵衛隠居被仰付候並ニ、御慈悲を以、被為仰付被為下候様ニ相願候二付、達御耳候処、御忍之儀は始終立身も不被仰付者、其上先例も有之候間、弥願之通可申渡候旨、得御意、今日中嶋齋宮江申渡候事、尤、嫡子之儀故、被遣物は無相違被

仰付、又八跡江悻源次郎振替被仰付候儀故、是又被遣物無相違被仰付候事。

ここでは、父八郎兵衛が高齢を理由に、隠居を藩に嘆願した旨が示されている。これは藩の承諾を得て、八郎兵衛は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。

このとき、又八は、嫡子であることを理由に、父八郎兵衛の家督を相続した。また、自身の別家の家督を、振替の名義を以て、弟源次郎に相続させた。

その後、元文五年（一七四〇）、又八は、父八郎兵衛の甥槌之助を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年六月五日の「控帳」である。

一 国府又八病氣大切ニ付、親八郎兵衛甥槌之助儀、養子仕度旨奉願、勝手次第之旨、御目付江申渡之事。

藩の承諾を得て、槌之助は、又八の養子となった。

「国府保景家譜」によれば、同年一〇月、又八は、自身の家督を、槌之助に相続させた。以上が、三代目国府又八の事歴である。

四代目国府又八

では、次に、四代目国府又八の事歴について述べる。又八とは、三代目国府又八の養子である。

元文五年（一七四〇）、又八は、父又八の家督を相続した。以下は、同年一〇月一二日の「国府保景家譜」である。

なお、文中に記した「国府槌之助」とは、又八の初名である。

一 三人扶持式拾俵

又八養子 国府槌之助

養子之儀、其上幼少ニ付、御支配三拾俵之内拾俵御減少、式拾俵三人扶持被仰付候。追て御奉公相勤候節は、御戻し可被遣候。

このとき、又八は、幼少および養子を理由に、支配米一〇俵の減禄を施され、二〇俵三人扶持を拝領した。

ただし、ここでは、又助が奉公を勤めるようになったあかつきには、藩は又助に対し、復禄を許す旨を申し渡している。この記述どおり、延享二年（一七四五）、又八は復禄を許され、三〇俵三人扶持を拝領した。以下は、「国府保景家譜」に引用されている、同年三月八日の「御目付日記」である。

なお、文中に記した「国府伝吉」とは、又八のことである。

一 国府伝吉儀、御預米拾俵有之処、先頃前髪取、御留守相勤候付、都合三拾俵ニ被仰付。

ここでは、又八が、①元服したこと、②御留守を勤めたことを理由に、御預米一〇俵の復禄が許された、とある。

その後、寛政十一年（一七九九）、又八は、吉岡義信家の四代目吉岡兵七の弟又三郎を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年十二月二三日の「控帳」である。

一 御忍国府又八義、吉岡兵七弟又三郎を、此度養子致し度旨、双方とも願之通り承届候事。

藩の承諾を得て、又三郎は、又八の養子となった。

その後の「控帳」によれば、享和元年（一八〇二）、又八は、又三郎に名代勤を任せたとして、文化四年（一八〇七）一〇月四日、又八は死去した。

以上が、四代目国府又八の事歴である。

五代目国府忠兵衛

では、次に、五代目国府忠兵衛の事歴について述べる。忠兵衛とは、四代目国府又八の養子である。

享和元年（一八〇二）、忠兵衛は、父又八の名代勤を任された。その後、文化五年（一八〇八）、父の跡目を相続した。以下は、同年八月一三日の「国府保景家譜」である。

一三拾俵三人扶持

又八養子 国府忠兵衛

養子之儀候得は、御支配三拾俵之内、四俵御減少被成節ニ候得共、御目付を申立候趣有之、其上御用向出精相勤候付、三拾俵三人扶持無相違被仰付旨被仰出候。

このとき、忠兵衛は養子であるにもかかわらず、父又八と同様の禄である三〇俵三人扶持を拝領した。

ここでは、忠兵衛が、①御目付の申し立てを得たこと、②御用を出精してよく勤めたことを理由に、減禄を免れた旨が示されている。よって、忠兵衛は、名代勤の時分から、その働きを高く評価されていたことがわかる。

その後、天保三年（一八三二）、忠兵衛は、これらの勤功を理由に、御目付の申し立ても得て、加禄を藩に願ひ出た。以下は、同年十二月一三日の「控帳」である。

一 御忍国府忠兵衛儀、兼而奉願趣、御目付共より申立之筋も有之候得共、重キ儀ニ付、容易難遂評儀、尤出精相勤候段申立有之ニ付、此度御加増五俵被遣、御支配都合三拾五俵被仰付旨被仰出候。

この件について、藩は本来、加禄は容易には許されないことであると述べた上で、忠兵

衛が出精した者であることを理由に、特別に評議を行なった。

この結果、藩は忠兵衛に対し、五俵の加禄を施す旨を申し渡した。これにより、忠兵衛は、三五俵三人扶持を拝領した。

その後、天保一三年（一八四二）、忠兵衛は、長子順造の病身を理由に、次男千蔵を自身の跡継ぎに立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年一二月二二日の「控帳」である。

一御忍国府忠兵衛儀、悴順造病身ニ而、家統難為致ニ付、次男千蔵を致家統度旨、奉願趣、願之通被仰付旨、相伺候上、御目付へ申渡之。

藩の承諾を得て、千蔵は、忠兵衛の跡継ぎとなった。

その後、天保一四年（一八四三）、忠兵衛は、再び御目付の申し立てを得て、加禄を藩に願い出た。以下は、同年一二月二二日の「控帳」である。

一御忍国府忠兵衛儀、名代勤以来四拾三年相勤、兼而奉願趣有之候得共、重キ儀ニ付、容易ニ難遂評儀、尤及老年候迄出精相勤候段、御目附格別ニ申立有之ニ付、此度一人扶持御増被遣旨被仰出候。

この件について、藩は前回と同様に、特別に評議を行なった。

この結果、①忠兵衛が老年に及ぶまで出精したこと、②御目付の格別の申し立てがあったことを理由に、藩は忠兵衛に対し、一人扶持の加禄を施す旨を申し渡した。これにより、忠兵衛は、三五俵四人扶持を拝領した。

その後、天保一五年（一八四四）、忠兵衛は、病身などを理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年一二月二二日の「控帳」である。

一御忍国府忠兵衛儀、老年罷成、其上近来病身ニ相成、御奉公難相勤ニ付、旧例之通隠居被仰付、悴千蔵江家督被仰付被為下候様、奉願候処、例も有之儀ニ付、願之通悴千蔵江家統被仰付、忠兵衛江は並之通三人扶持被遣旨被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、忠兵衛は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、子千蔵に相続させた。

その後、弘化二年（一八四五）、千蔵は、忠兵衛を剃髪させ、名前も黙翁と改めさせた。以下は、同年三月四日の「国府保景家譜」である。

一国府千蔵儀、親忠兵衛近来逆上、致難儀候付、為致剃髪、名も黙翁之相改させ度旨、願之通承届候段、御目付江申渡之。

この記述からは、忠兵衛が逆上し、近頃は千蔵が手を焼いていたため、忠兵衛の出家を藩に願い出たことがわかる。

これは藩の承諾を得て、忠兵衛は出家し、出家名は黙翁となった。

「控帳」によれば、その後、安政元年（一八五四）一〇月三日、忠兵衛は死去した。以上が、五代目国府忠兵衛の事歴である。

六代目国府保景

では、最後に、六代目国府保景の事歴について述べる。保景とは、五代目国府忠兵衛の次男である。

天保一五年（一八四四）、保景は、父の家督を相続した。

その後、弘化三年（一八四六）、保景は、御番入りを果たした。以下は、同年五月二〇日の「控帳」である。

なお、文中に記した「国府千蔵」とは、保景の初名である。

一御忍国府千蔵儀、見習御番相満候付、今日より御番入被仰付旨、御目附江申渡之。

ここでは、保景が、見習御番の期間を満了したことによって、同日から、御番入りを果たした旨が示されている。

さて、父忠兵衛は、長らく御忍の職務を勤めており、保景は、名代勤などを経ることなく、父の家督を相続した。このように、職務経験を積んだことがない御忍に対しては、この時期、研修期間のようなものが設けられており、これを満了すると、御番入りを果たすことができたようである。

その後、嘉永六年（一八五三）、ペリーが来航し、国内では海外に対する防衛の強化が急務となった。鳥取藩でも、拝領屋敷のある武蔵国本牧の警衛を担当することとなり、嘉永七年（一八五四）、保景はこれを勤めた。以下は、同年二月六日の「控帳」である。

一御忍左之者共儀、武州本牧御警衛為御用、詰江戸用意次第急ニ出足被仰付旨、御目付江申渡之。

国府千蔵 新平右衛門

本牧警衛の御用を勤めるために、保景は準備次第、すぐに江戸に向けて出発する旨を申し付けられた。

その後の「控帳」によれば、同月八日、保景は鳥取を出発し、江戸において、本牧警衛を勤めた。その後、安政二年（一八五五）、鳥取に帰国した。

「国府保景家譜」によれば、明治二年（一八六九）、国府保景家は家業御放となり、保景は、士族に取り立てられた。

以上が、六代目国府保景の事歴である。

【国府保景家 略系図】

初代

国府八郎兵衛

慶安1年（1648）召抱

元禄6年（1693）隠居

2代目

国府八郎兵衛

天和2年（1682）
～元禄2年（1689） 別家として召抱

元禄6年（1693）相続

享保14年（1729）隠居

延享4年（1747）10月8日没

3代目

国府又八

年月日不詳 吉岡久六に養子入り

正徳3年（1713）吉岡正臣家へ

享保14年（1729）相続

4代目

国府又八

元文5年（1740）幼少・養子相続

文化4年（1807）10月4日没

5代目

国府忠兵衛

享和1年（1801）名代勤

文化5年（1808）養子相続

天保15年（1844）隠居

安政1年（1854）10月3日没

6代目

国府保景

弘化1年（1844）相続

明治2年（1869）家業御放後、士族へ

「御支配帳」にみる国府保景家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
慶安4	1651	初代	国府八郎兵衛	—	26俵3人扶持	1909	—
慶安5~明暦1	1652~55	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1910~14	—
万治1~寛文6	1658~66	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1915~23	万治3年(1660)の記録は禄高の記載なし
寛文9~11	1669~71	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1924~26	—
延宝3~6	1675~78	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6	1693	初代	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1936	原本には名前なし
元禄6~7	1693~94	2代目	国府又左衛門（八郎兵衛）	—	30俵3人扶持	1937~38	元禄6年(1693)控えの記録には名前なし
元禄9~11	1696~98	2代目	国府又左衛門（八郎兵衛）	—	30俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	2代目	国府又左衛門（八郎兵衛）	—	30俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	2代目	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1944~51	—
正徳4~享保2	1714~17	2代目	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1956~61	—
享保11~14	1726~29	2代目	国府八郎兵衛	—	30俵3人扶持	1962~65	—
享保14~元文5	1729~40	3代目	国府又八	—	30俵3人扶持	1965~77	—
元文5~延享2	1740~44	4代目	国府槌之助（又八）	—	20俵3人扶持	1978~81	—
延享2	1744	4代目	国府伝吉（又八）	—	30俵3人扶持	1982	—
延享4~宝暦7	1746~57	3代目	国府伝吉（又八）	—	30俵3人扶持	1983~94	—

「御支配帳」にみる国府保景家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	4代目	国府又八	—	30俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~安永4	1768~75	4代目	国府又八	—	30俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は宝暦8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	5代目	国府忠兵衛	—	30俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	5代目	国府忠兵衛	—	30俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	5代目	国府忠兵衛	—	30俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	5代目	国府忠兵衛	—	35俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	6代目	国府千蔵（保景）	—	35俵4人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	6代目	国府千蔵（保景）	—	35俵4人扶持	2030~35	—
安政2~慶応2	1855~66	6代目	国府千蔵（保景）	—	35俵4人扶持	2036~48	—
明治2	1869	6代目	国府千蔵（保景）	—	35俵4人扶持	2049	—

(二) 国府自休家

では、次に、国府自休家について述べる。

国府自休家とは、国府九左衛門を初代とし、九左衛門・九左衛門・九左衛門・自休と五代に渡って続いた御忍の家である。

国府自休家の家譜である「国府自休家譜」によれば、寛永二〇年（一六四三）、初代九左衛門は御忍として召し出だされた。その後、明治二年（一八七一）、国府自休家は家業御放となり、五代目自休は、士族に取り立てられた。

では、これから国府自休家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代国府九左衛門 寛永五年（一六二八）～没年不明。寛永二〇年（一六四三）、御忍として召し出だされた。隠居後は、一代にかぎり、隠居料三人扶持の拝領を許された。その後、この隠居料三人扶持を、孫善左衛門に相続させた。

二代目国府九左衛門 万治二年（一六五九）～没年不明。初代国府九左衛門の長子。初名は左市兵衛。その後、判介と改名した。はじめは別家の御忍として召し出だされた。その後、父九左衛門の家督をした。このとき、自身の別家の家督を、弟権八に相続させた。しかし、権八はまもなく死去した。九左衛門は、昼夜火廻りなどを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。隠居名は洞水。

三代目国府九左衛門 生年不明～安永八年（一七七九）。二代目国府九左衛門の養子。初名は伝八。その後、弥三右衛門と改名した。はじめは実子と同様の扱いで、父九左衛門の家督を相続した。しかし、同年中、養子による減禄を施された。江戸御供・詰江戸などを勤めた。その後、半平を養子に立てた。しかし、まもなく離縁した。そのため、多三郎を養子に立てた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

四代目国府九左衛門 生年不明～慶応三年（一八六七）。三代目国府九左衛門の養子。初名は多三郎。その後、本左衛門・弥三右衛門と改名した。在医師近藤栄庵の実子。江戸御供・伯耆国の在廻りなどを勤めた。九左衛門には、①又六・②八十八・③定之進と子がいた。しかし、①は借金の滞納により、跡継ぎになることは許されず、②は早世した。そのため、最終的には、③が、九左衛門の跡目を相続した。

五代目国府自休 生没年不明。四代目国府九左衛門の養子。鹿奴藩八代藩主池田仲律の家来岡村半六の次男。初名は定之進。その後、左源太・佐太夫と改名した。名代勤の後、父九左衛門の家督を相続した。江戸御供・詰江戸などを勤めた。弟哲二に名代勤を任せた後、明治二年（一八六九）、国府自休家は家業御放となり、自休は、士族に取り立てられた。

以上が、国府自休家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、国府自休家の略系図と、「御支配帳」にみる国府自休家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代国府九左衛門

では、ここからは、国府自休家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代国府九左衛門の事歴である。

「国府自休家譜」によれば、寛永二〇年（一六四三）、九左衛門は、御忍として召し出された。

ただし、同年の「御支配帳」の記録は残されておらず、九左衛門の名前は見出せない。その後、はじめて九左衛門の名前がみえるのは、慶安元年（一六四八）のことである。同年の記録では、九左衛門の禄高は、二六俵三人扶持である。

一方、慶安三年（一六五〇）の記録では、九左衛門の禄高は、三〇俵三人扶持である。よって、ここからは、慶安元年（一六四八）から慶安三年（一六五〇）のあいだに、九左衛門が四俵の加禄を施されたことがわかる。

その後、貞享四年（一六八七）、九左衛門は、自身の家督を、長子左一兵衛に相続させた。また、左一兵衛の家督を、次男権八に相続させた。以下は、同年二月一日の「国府自休家譜」である。

一 国府九左衛門、病氣付て、悴左一兵衛ニ九左衛門御支配御扶持方被遣、次男権八江只今迄左一兵衛江被下御支配被遣之、此度三人扶持、九左衛門一代被下之也。

但シ貞享四卯十二月十八日ノ記、御忍吉岡丈助悴被召出之旨、国府権八先頃死去ノ代り也トアルニ付、本文権八は無間も死去ニ可有之。

ただし、ここでは、同年二月一日の記録において、権八の代わりに、吉岡丈助が召し出された旨が示されている。よって、この記述から、権八がまもなく死去したことがわかる。

しかし、この記録が、どの史料を引用したものであるかについては不明である。

一方、九左衛門は隠居し、一代にかぎり、隠居料として三人扶持を拝領する旨を許された。

第二章でも述べたとおり、七〇歳以上のすべての御忍が、隠居料として三人扶持を拝領できるようになったのは、元禄一〇年（一六九七）以後のことである。よって、この時期にはまだ、隠居料の支給は、そもそも確定的なものではなかったことがわかる。

その後、元禄一五年（一七〇二）、九左衛門は、それまで自身が拝領していた隠居料三人扶持を、左二兵衛の子国府善左衛門に相続させる旨を、藩に願い出た。以下は、同年九月二五日の「控帳」である。

左二兵衛悴国府善左衛門

此者之儀、祖父九左衛門願之通、九左衛門へ被下候三人扶持ヲ、善左衛門へ被遣、飛騨

殿御番被仰付候、此度伊藤宅平江戸へ罷越付而、右之通被仰付。

藩の承諾を得て、善左衛門は、九左衛門の隠居料三人扶持を相続し、和田飛驒の御番を申し付けられた。

このように、御忍は、自身が拝領した隠居料を、子などに相続させることがあったようである。御忍一六家においては、新長次郎家の三代目新茂太夫が、子茂一兵衛に隠居料三人扶持を相続させている。これにより、茂一兵衛は、善左衛門と同様に、和田飛驒の御番を勤めることになった。

以上が、初代国府九左衛門の事歴である。

二代目国府九左衛門

では、次に、二代目国府九左衛門の事歴について述べる。九左衛門とは、初代国府九左衛門の長子である。

天和三年（一六八三）、九左衛門は、別家の御忍として召し出だされた。以下は、同年三月二十六日の「控帳」である。

なお、文中に記した「国府左市兵衛」とは、九左衛門の初名である。

一夜盗安場金右衛門儀、日頃勤悪敷、其上不行儀者にて有之由、御目付衆被申上、達御耳候処、御両国御追放被仰付事。

一夜盗町井清兵衛儀、兼々病気ものにて御役儀しかゝゝ不相勤、其上新座ものニ候処、不心掛之様有之、何とも難心得ものニ御座候段、御目付衆被申上、達御耳候処、御暇被遣候、御領内ニ居可申も勝手次第之事。

一右兩人御暇被遣付而、夜盗之儀ハ、少之間も兩人有之候てハ不成由、御目付衆被申上、則此もの共被召出、並御支配也。

一式拾六俵三人扶持 茂一右衛門悴 新源蔵

一式拾六俵三人扶持 九左衛門悴 国府左市兵衛

ここでは、安場金右衛門と町井清兵衛の代わりに、九左衛門と新長次郎家の四代目新源蔵が、召し出だされる旨が示されている。

前に述べたとおり、貞享四年（一六八七）、九左衛門は、父九左衛門の家督した。また、自身の別家の家督を、弟権八に相続させた。しかし、権八はまもなく死去してしまった。

その後、享保一年（一七二六）、九左衛門は、老年を理由に、隠居料の拝領を藩に嘆願した。以下は、同年一〇月一二日の「控帳」である。

一 国府九左衛門儀、老年ニ罷成候付、左之通奉願、達御耳候処、願之通御支配御扶持方無相違、悴伝八江被仰附、九左衛門儀隠居被仰附、三人扶持被遣由被仰出、今日於御櫓、

御目附江申渡事。

一私儀、天和三年三月、三人扶持式拾六俵二而被召出、貞享四年卯二月親九左衛門六拾歳二而隠居被仰附、為隠居料三人扶持被仰附、私江家督無相違、親九左衛門江被成下候三人扶持二三拾俵被仰附候、私儀、今年六拾八歳二而、当年迄四拾四年御奉公相勤申上候、近年病身二罷成、眼足共二不通二相叶不申候二付、以御慈悲、前之老人共並二隠居被仰附、悴伝八江家督被仰附被下候は、難有奉存候、此段奉願候、以上。

享保拾一年午七月 国府九左衛門

太田弥次左衛門殿

吉田五郎右衛門殿

中嶋斎宮殿

福田彦左衛門殿

ここでは、天和三年（一六八三）、九左衛門は、自身が御忍として召し出だされてからの事歴を丁寧述べた上で、貞享四年（一六八七）、父九左衛門が隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した旨を示している。

このように、九左衛門が隠居料の拝領を藩に嘆願したのは、父九左衛門が、一代にかぎって、隠居料三人扶持の拝領を許されたからである。

ただし、この嘆願をした享保一年（一七二六）には、すでに七〇歳以上のすべての御忍が、隠居料として三人扶持を拝領できる御触が出されていた。

しかし、おそらく九左衛門は、父九左衛門が一代にかぎり、隠居料の拝領を許されたことを危惧し、自身の代でも隠居料の拝領できるよう事前にこれを藩に嘆願したものとおもわれる。

これは藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、九左衛門は隠居し、隠居料を拝領する旨を許された。

そして、享保一三年（一七二八）、九左衛門は七〇歳となり、無事に隠居料として三人扶持を拝領した。以下は、同年二月二〇日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、隠居料之儀願候付、前々之通三人扶持被遣、御目附江申渡事、願書左之通。

覚

一私儀、去々年願之通隠居被仰付、難有仕合奉存候、今年七拾歳ニ罷成候間、前々仲ケ間並之通、隠居料被成下候は、難有仕合奉存候、此段奉願候、以上。

二月八日 国府九左衛門

沢九郎右衛門殿

中嶋斎宮殿

山川勝八殿

溝口軍右衛門殿

このように、御忍の隠居について、正式に取り決めが行なわれる前後では、他家の御忍でも、隠居料の拝領を藩に嘆願する記述が度々みえる。

以上が、二代目国府九左衛門の事歴である。

三代目国府九左衛門

では、次に、三代目国府九左衛門の事歴について述べる。九左衛門とは、二代目国府九左衛門の養子である。

享保十一年（一七二六）、九左衛門は、父九左衛門の家督を相続した。

前に述べたとおり、父九左衛門は、隠居料の拝領を藩に嘆願した上で、藩主を通し、この承諾を得た御忍である。しかし、この家督相続について、後にある不備が判明した。以下は、同年一〇月一八日の「控帳」である。

なお、文中に記した「伝八」とは、九左衛門の初名である。

一 国府九左衛門隠居願之節、実子之由吉田五郎右衛門・中嶋齋宮申聞ニ付、御支配無相違被遣由、去ル十二日申渡し候処ニ、伝八義養子ニ而有之由、右兩人鹿抹之由、同十五日太田弥次左衛門を以申聞候ニ付、遂相談、達御耳、一旦無相違被仰付候儀ニ候之間、実子ニ御立被遣旨被仰出、五郎右衛門・齋宮江右之段申渡、鹿抹成儀ニ被思召、此以後念入相勤候様ニと被仰出、此段も兩人江於御櫓申渡候事。

この不備とは、父九左衛門が隠居を藩に願い出たおり、吉田五郎右衛門と中嶋齋宮が、九左衛門を父九左衛門の実子であると取り違えて、家督相続を許した、というものである。

しかし、後に九左衛門は養子であることが判明し、藩はこの事実を、同月一五日、太田弥左衛門から申し聞いたという。

これは藩主の耳にも達し、藩では、今後の対応について話し合いが行なわれた。これにより、藩は一旦、九左衛門を実子と同様に扱うこととし、九左衛門に対し、父九左衛門と同様の禄である三〇俵三人扶持を支給する旨を申し渡した。

また、今回、過失を犯した五郎右衛門と齋宮に対しては、以後、このようなことがないように入念に勤める旨を申し渡した。

なお、同年の「御支配帳」の記録を確認したところ、九左衛門の禄高は、三〇俵三人扶持から、二六俵三人扶持に書き替えられている。よって、九左衛門は、同年中には、養子相続による四俵の減禄を施されたことがわかる。

その後、国府自休家では、四代目・五代目と養子相続が行なわれている。そのため、国府自休家では、以後、加禄を施される機会がないまま、代々二六俵三人扶持の禄高で勤めた。

その後、明和元年（一七六四）、九左衛門は、鹿奴藩四代藩主池田澄延の医師林順仙の次男半平を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年閏一二月二二日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、幡吉様御医師林順仙二男半平と申もの、致養子度旨、奉願趣、承届之、勝手次第之旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、半平は、九左衛門の養子となった。

しかし、明和三年（一七六六）、九左衛門と半平は、離縁した。以下は、同年五月三日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、養子半平と不縁二付、縁別致候由、御断書差出し候。然ル処、先達而其身居隠被仰付、半平家統被仰付被為下候様、重キ願をも差出候処、右之通之取斗不届二付、遠慮被仰付旨、御目付江申渡候事。

ここでは、九左衛門は不縁を理由に、半平と離縁するための御断書を提出した旨が示されている。しかし、九左衛門はこのとき、すでに隠居を申し付けられており、半平を跡継ぎに立てる旨を、藩に願い出た後であった。よって、藩はこれを不届きであるとし、九左衛門に対し、遠慮を申し付けた。

その後の「控帳」によれば、同年八月、これを解かれた。

明和五年（一七六八）、九左衛門は、在医師近藤栄庵の子多三郎を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年五月二七日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門義、近藤栄庵と申在医師仲ヶ間内近類之者有之、右筋目ヲ以、栄庵倅多三郎を致養子度旨奉願趣、相伺候処、勝手次第と被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、多三郎は、九左衛門の養子となった。

その後、明和六年（一七六九）、九左衛門は、自身の家督を、多三郎に相続させる旨を藩に願い出た。以下は、同年二月二五日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、老体、其上眼足不叶二付、先格之通隠居被仰付、倅多三郎江家統被仰付被為下候様、奉願趣、九左衛門儀、七十歳余ニも相成候旨二付、願之通多三郎江家統被仰付、九左衛門江は、並之通三人扶持被遣旨被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、多三郎は、九左衛門の家督を相続した。

このとき、九左衛門はすでに七〇歳を超えていたため、隠居し、隠居料として三人扶持

を拝領した。

その後の「控帳」によれば、安永八年（一七七九）八月二三日、九左衛門は病死した。以上が、三代目国府九左衛門の事歴である。

四代目国府九左衛門

では、次に、四代目国府九左衛門の事歴について述べる。九左衛門とは、三代目国府九左衛門の養子である。

明和六年（一七六九）、九左衛門は、父九左衛門の家督を相続した。

「控帳」によれば、九左衛門には、①又六・②八十八・③定之進と子がいた。このなかで、明治元年（一八六八）、③が九左衛門の跡目を相続し、国府自休家の五代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、又六である。

「控帳」によれば、寛政四年（一七九二）、九左衛門は、又六に名代勤を任せた。又六は、寛政五年（一七九三）、御目見を許され、藩主に拝謁した。その後、江戸御供・因幡国の在廻り・詰江戸などを勤めた。

しかし、文化三年（一八〇六）、又六の借金問題が発覚した。さらに、この借金は、鳥取藩では御法度である座頭金を借り受けたものであった。

なお、これは、吉岡義信家の紹介で述べたものと同様の事件である。以下に、同年二月二七日の「国府自休家譜」を示す。

一 国府九左衛門儀、左之通り先閉門被仰付、其段御目付江申渡之。

国府九左衛門儀悴又六、先達て於江戸座頭沖ノ都同居左伝と申者ノ金子借請返済及延引候付、此度右沖ノ都方及公訴、依之御取調被仰付候処、寛政十年今井長三郎・吉岡兵七と申合、右左伝方金子拾貳両借受、其後年越ニ申続、未皆済不致旨申達候。依之金子は先御取替御済被遣候。座頭金借請之儀は、兼て被仰出も有之処、御法度相背、及公訴候迄致等閑候段、重々不届之至ニ付、先閉門被仰付旨被仰出候。

ここでは、又六が江戸において、座頭沖ノ都の同居人左伝という人物から、金子を借り受けた旨が示されている。しかし、この返済が滞り、沖ノ都は公訴に及んだ。よって、今回の件については、藩では取り調べを行なうに至った。

この結果、又六は、今井長三郎・吉岡兵七と申し合わせて、左伝から座頭金一二両を借り受けていたことが判明した。しかし、翌年になっても、この返済はままならなかったため、この金子を、まずは藩が肩代わりすることとなった。

しかし、鳥取藩では、そもそも座頭金の借り受けは御法度である。これを知りながら、又六はこれに背き、その上、公訴に至るまで事態をおおきくしてしまった。藩はこれを等閑であると指摘し、又六の父である九左衛門に対し、閉門を申し付けた。

今回、借金問題の当事者である又六が閉門を免れたのは、又六が、九左衛門の名代勤の身であったからである。

その後、九左衛門は、数年に渡って謹慎生活を送った。しかし、ようやく閉門を解かれたのも束の間、文化六年（一八〇九）、九左衛門は支配米を召し上げられた。以下は、同年三月一九日の「控帳」である。

一 御忍国府九左衛門儀、先達て先閉門被仰付置候処、被成御免、御支配被召上、忰又六儀、家統御差留被成旨被仰出候。

さらに、又六は今後、国府自休家の跡継ぎになる旨を差し止められた。

このように、又六が働けなくなったことで、九左衛門はやむを得ず復職した。しかし、支配米を召し上げられたことによって、九左衛門は、扶持米三人扶持のみで、御忍の職務を勤めることになった。さらに、九左衛門は、又六の借金も返済しなくてはならなくなった。

しかし、それではさすがに生活が立ち行かないため、文化八年（一八一二）、九左衛門は経済的困窮を藩に訴えた。以下は、同年一二月三日の「控帳」である。

一 御忍国府九左衛門義、去年拝借銀無利式拾年賦被仰付置候処、先達而御咎被仰付候已後、御支配被召上、御夫持方迄ニ被仰付、難渋御歎申上候趣、勘定所取調之上、年々式拾目宛返上ニして、引当米老俵ツ、御夫持方之内ニ而直納ニ承届、其段御目付江申渡之。

九左衛門はもともと、前年の拝借銀を、無利子の二〇年賦で返済する旨を申し付けられていた。しかし、九左衛門が難渋していることを受け、勘定所が取り調べた結果、藩は九左衛門に対し、毎年一二匁ずつの返済を申し付けた。そして、これを引当米として一俵ずつ、扶持米から直納する旨を申し付けた。

二人目は、八十八である。

先の一件で、又六は、九左衛門の跡継ぎになることを差し止められたため、文化九年（一八一二）、九左衛門は、嫡孫八十八を自身の跡継ぎに立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年一二月二三日の「控帳」である。

一 御忍国府九左衛門儀、忰又六江先達而名代勤奉願、相勤居申候処、家統之儀、御差留被成候付、嫡孫八十八儀、年齢も相応相成候付、家統ニ被仰付被為下候様奉願候付、申上候上、願之通被仰付旨、御目付へ申渡之。

藩の承諾を得て、八十八は、九左衛門の跡継ぎとなった。

その後の「控帳」によれば、文化一〇年（一八一三）、九左衛門は、八十八に名代勤を

任せた。

しかし、相変わらず支配米は召し上げられたままであったため、国府自休家の生活は、依然として苦しかった。よって、九左衛門は、再び経済的困窮を藩に訴えた。以下は、同年一二月二七日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、悴八十八当時御夫持方迄ニ而相勤、御歎申上候趣有之ニ付、為御心附、当年限銀三枚被遣候事。

この結果、藩は心付けとして、九左衛門に対し、同年にかぎり、銀三枚を支給した。

その後、文化一一年（一八一四）、八十八は、翌年の江戸御供を申し付けられた。このとき、御目付の申し立てを得て、八十八はようやく、支配米を拝領することを許された。以下は、同年一二月一三日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、悴八十八来年江戸御供被仰付、御目付申立も有之付、御支配式拾六俵被遣旨被仰出候。

これにより、八十八は、御忍の定禄である二六俵三人扶持を拝領した。

しかし、文化一二年（一八一五）、八十八は詰江戸を勤めるにあたって、渡物が少ないことを理由に、経済的困窮を藩に訴えた。以下は、同年二月一三日の「控帳」である。

一国府九左衛門悴八十八儀、当年江戸御供被仰付候処、御支配被遣、初而之詰ニ付、御渡もの少ニ付、難渋之趣御歎申上候付、格別ニ為御心附金三両被遣旨、御目付江申渡之。

この結果、藩は今回、八十八がはじめて詰江戸を勤めることを理由に、心付けとして格別に金三両を支給した。

しかし、又六の借金もあったため、依然として生活は立ち行かず、文政元年（一八一八）、八十八は、借用銀の利銀の取り立ての延長を藩に願い出た。以下は、同年一二月一六日の「控帳」である。

一御忍国府八十八儀、銀札場借用銀利銀延之義奉願候得共、当年は払付相済候付、来卯年より元方銀札場二拾年賦相済候上、利銀取立被遣旨、勘定所取調之上、承届、其段御目付へ申渡之。

しかし、勘定所が取り調べた結果、藩は同年分の払い付けはすでに済んでしまったため、翌年からの二〇年賦で、利銀を取り立てる旨を申し付けた。

その後、文政六年（一八二三）、又六は行方不明となり、退身してしまった。以下は、

同年十一月三日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、左之趣申達候旨、御目付申達之。私倅又六儀、昨十日用事御座候由ニ而、罷出候処、夜ニ入候迄罷帰不申ニ付、心当り之所相尋させ候得共、今以行衛相知不申、兼而一分之内借にも御座候ニ付、右内借ニ差詰、退身仕候儀と奉存候、外ニ何之子細も無御座候、恐入奉存候得共、此段御達申上候。

十一月十一日 国府九左衛門

この記述によれば、又六は同月一〇日、用事があるといつて出掛けたものの、夜になつても帰つてこず、心当たりのあるところを搜索させたけれども、行方がわからなくなつてしまつた。

九左衛門は、この退身の理由を、又六が以前から負っていた一分の借金の返済に、差し詰まつたからであると述べている。しかし、それ以外のことについては、何の詳細もわからないという。

これを受け、藩は、①国府自休家の家業柄を加味し、②名代勤の身であることも踏まえ、た上で、居所がわかり次第、又六を連れ戻し、召し捕る旨を申し渡した。以下は、同月一六日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、倅又六、去ル十日退身致し候処、家業柄之儀、其上先達而名代勤も致し居申候者ニ付、居所相知次第呼戻し、手当いたし置、其段申達候様、御目付江申渡之。

しかし、この記録を最後に、又六に関する記述は途絶えた。よつて、その後の又六の消息については不明である。

「控帳」によれば、その後、天保七年（一八三六）三月二日、八十八は死去した。

三人目は、定之進である。

同年六月、九左衛門は、鹿奴藩八代藩主池田仲律の家来岡村半六の次男定之進を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同月二二日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、杵岐守様御家来岡村半六次男定之進を、内縁も有之ニ付、此度養子致し度旨奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、定之進は、九左衛門の養子となつた。

その後の「控帳」によれば、同年九月、九左衛門は、定之進に名代勤を任せた。そして、慶応三年（一八六七）十一月二〇日、九左衛門は死去した。

以上が、四代目国府九左衛門の事歴である。

五代目国府自休

では、次に、五代目国府自休の事歴について述べる。自休とは、四代目国府九左衛門の養子である。

天保九年（一八三八）、自休は、父九左衛門の名代勤を任された。

「控帳」によれば、安政三年（一八五六）一〇月三日、自休は、詰江戸を申し付けられた。その後、同月一五日、鳥取を出発した。

しかし、安政五年（一八五八）、自休は、江戸から鳥取に差し返された。以下は、同年二月三日の「控帳」である。

なお、文中に記した「国府左源太」とは、自休のことである。

国府九左衛門悴左源太、於江戸表如何之趣相聞、御国江御差返し、追而被仰渡之筋有之候間、道中相愼罷帰候様被仰付候段、申越候付。

ここでは、藩が自休を鳥取に差し返す理由を、江戸表において、いかがわしい言動があった旨を聞き付けたからであると述べている。なお、自休に対する処罰は追って下すこととし、道中は慎んで帰る旨を申し付けた。

その後、同月九日、自休は鳥取に帰国した。以下は、同月一〇日の「控帳」である。

一御忍国府左源太儀、於江戸表不心得之儀有之、御国江御差返し、夜前帰着申事。

このように、自休は強制的に帰国を余儀なくされ、同年三月、今回の件についての処罰が下された。以下は、同月一日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、悴左源太、於江戸表如何之趣相聞候付、御当地江御差返し、追而被仰渡之筋有之候間、道中相愼罷帰候様被仰付置候。右等御差返し被成候程之儀二付、御取糺之上、急度被仰付品も有之候得共、此度は格別之御宥恕を以、無其儀、父子共急度遠慮被仰付旨、御目付江申渡之。

ここでは、自休の言動について、藩は厳しく取り糺すべきである旨を示している。ただし、今回は格別の宥恕を以て、その処罰は下さず、父九左衛門と自休に対し、遠慮を申し付けた。

しかし、同年五月三日、これを解かれた翌日にも、自休と九左衛門は、引き続き差控を申し出た。以下は、同月四日の「控帳」である。

一御忍国府九左衛門儀、悴左源太共、昨日急度遠慮被成御免候処、猶亦、恐入差控之儀申

達候得共、不及其儀旨、御目付江申渡之。

この申し出に対し、藩はそれには及ばない旨を申し渡し、自休と九左衛門の遠慮は解かれた。

その後、慶応三年（一八六七）、父九左衛門は、死去した。そのため、明治元年（一八六八）、自休は、この跡目を相続した。以下は、同年三月二八日の「国府自休家譜」である。

「なお、文中に記した「佐太夫」とは、自休のことである。

九左衛門養子 国府佐太夫

養子之儀ニ候得共、御支配式拾六俵三人扶持、無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、自休は養子であるにもかかわらず、父九左衛門と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

「国府自休家譜」によれば、その後、同年九月、国府自休家は家業御放となり、自休は、士族に取り立てられた。

さて、「国府自休家譜」では、自休の事歴の後に、自休の子哲二の事歴についても記している。よって、最後に、哲二の事歴を簡単に述べる。

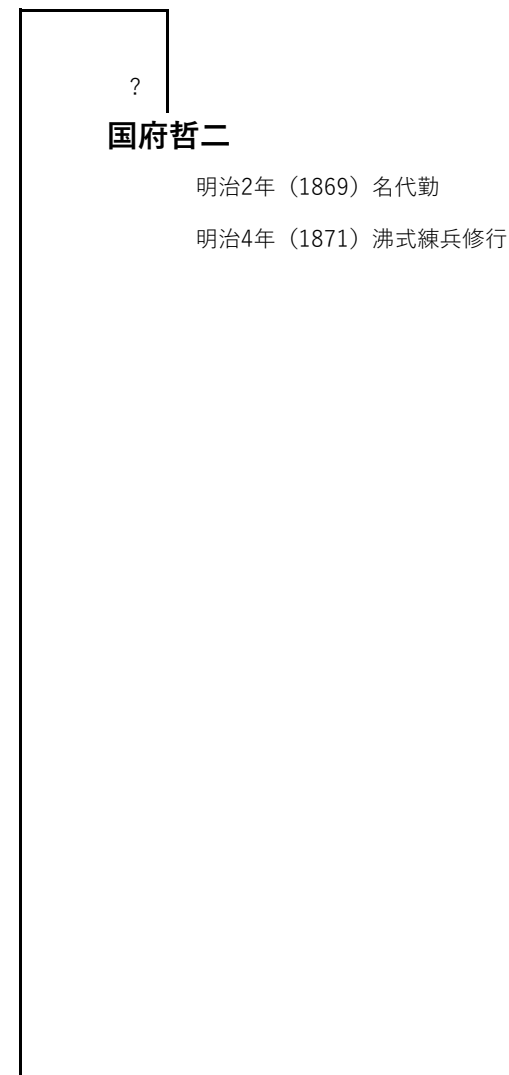
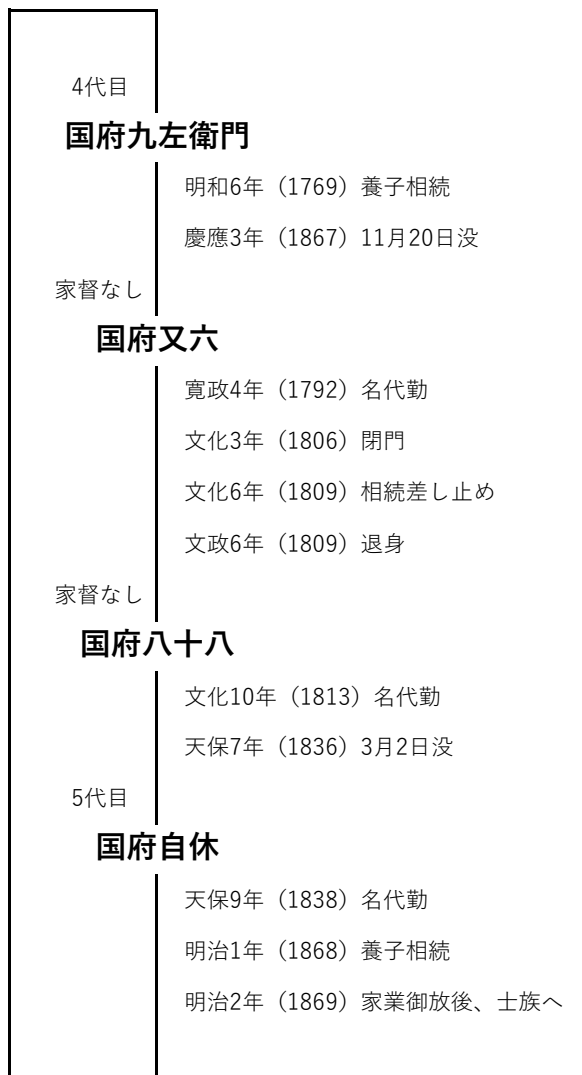
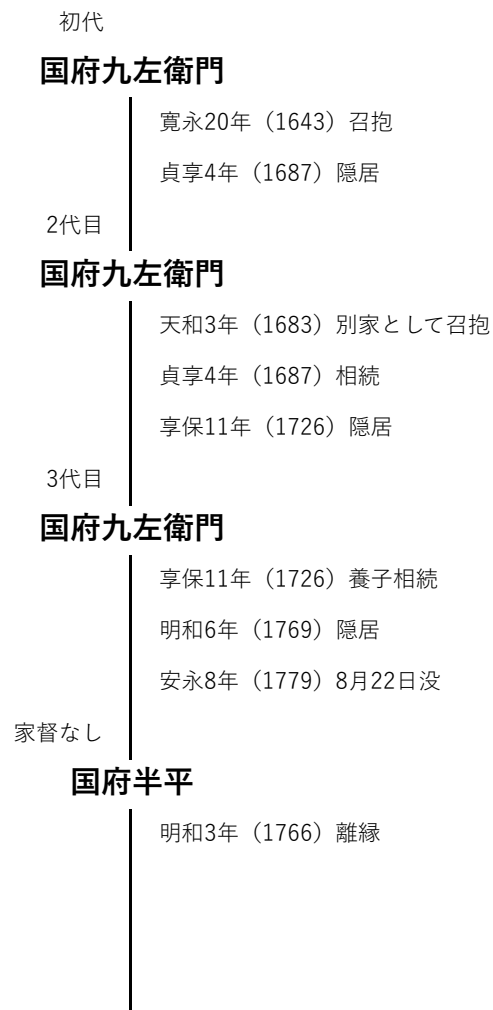
「御支配帳」の記録によれば、明治二年（一八六九）、哲二は、父自休の名代勤を任せ、二六俵三人扶持を拝領している。

その後、明治四年（一八七一）、哲二は、フランス式の練兵修行を申し付けられた。以下は、同年六月二九日の「国府自休家譜」である。

一 国府自休哲二儀、佛式練兵修行申付候事。

以上が、国府哲二の事歴である。

【国府自休家 略系図】



「御支配帳」にみる国府自休家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
慶安1	1648	初代	国府九左衛門	—	26俵3人扶持	1907	—
慶安3~明暦1	1650~55	初代	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1908~14	—
万治1~寛文6	1958~66	初代	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1915~23	万治3年(1960)の記録は 禄高の記載なし
寛文9~11	1669~71	初代	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1924~26	—
延宝3~6	1675~78	初代	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	2代目	国府左市兵衛（九左衛門）	—	30俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	2代目	国府左市兵衛（九左衛門）	—	30俵3人扶持	1936~38	—
元禄9~11	1696~98	2代目	国府左市兵衛（九左衛門）	—	30俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	2代目	国府左市兵衛（九左衛門）	—	30俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	2代目	国府左市兵衛（九左衛門）	—	30俵3人扶持	1944~51	—
正徳4~享保2	1714~17	2代目	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1956~61	—
享保11	1726	2代目	国府九左衛門	—	30俵3人扶持	1962	—
享保11~延享2	1726~45	3代目	国府伝八（九左衛門）	—	26俵3人扶持	1962~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	国府伝八（九左衛門）	—	26俵3人扶持	1983~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1985	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	国府九左衛門	—	26俵3人扶持	1986~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~6	1768~69	3代目	国府九左衛門	—	26俵3人扶持	2006~07	—

「御支配帳」にみる国府自休家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和7~安永4	1770~75	4代目	国府多三郎（九左衛門）	—	26俵3人扶持	14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は 宝暦8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	家督なし	国府八十八	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	家督なし	国府八十八	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	家督なし	国府八十八	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9	1838	4代目	国府九左衛門	—	26俵3人扶持	2025	—
天保10~11	1839~40	5代目	国府定之進（自休）	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2026~27	—
弘化2~3	1845~46	5代目	国府定之進（自休）	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	5代目	国府定之進（自休）	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2~慶応2	1855~66	5代目	国府定之進（自休）	国府九左衛門（4代目）	26俵3人扶持	2036~48	—
明治2	1869	不明	国府哲二	国府佐太夫（自休）	26俵3人扶持	2049	—

第六節 安場家二家

では、最後に、安場家二家について述べる。本稿で述べる安場家二家とは、安場保忠家・安場義太郎家の二家である。

安場保忠家の初代安場七右衛門と、安場義太郎家の初代安場茂作は、兄と弟の関係である。なお、国府家と同様に、安場家の近世初期以前の記録は残されておらず、先祖については不明である。

(一) 安場保忠家

では、まずは、安場保忠家について述べる。

安場保忠家とは、安場七右衛門を初代とし、七右衛門・孫平次・嘉兵衛・半兵衛・丈平・保忠と六代に渡って続いた御忍の家である。

安場保忠家の家譜である「安場保忠家譜」によれば、明暦元年（一六五五）、初代七右衛門は御忍として召し出された。その後、明治二年（一八六九）、安場保忠家は家業御放となり、六代目保忠は、士族に取り立てられた。

では、これから安場保忠家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代安場七右衛門 寛永八年（一六三一）～宝永元年（一七〇四）。安場義太郎家の初代安場茂作の兄。初名は七兵衛。明暦元年（一六五五）、御忍として召し出された。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。隠居名は七郎兵衛。

二代目安場孫平次 生没年不明。初代安場七右衛門の実子。振替の名義を以て、父七右衛門の家督を相続した。不寝番・昼夜火廻りなどを勤めた。

三代目安場嘉兵衛 享保五年（一七二〇）～文化五年（一八〇八）。二代目安場孫平次の養子。鹿奴藩二代藩主池田仲央の家来大谷円折の実子。初名は槌三郎。その後、六郎次・平八と改名した。江戸御供・詰江戸などを勤めた。嘉兵衛には、①直右衛門・②七郎兵衛・③三郎左衛門と子がいた。しかし、①とは離縁し、②は早世した。そのため、最終的には、③が嘉兵衛の跡目を相続した。

四代目安場半兵衛 生年不明～文化十一年（一八一四）。三代目安場嘉兵衛の養子。鶴殿大隅の家来江口市郎兵衛の弟。初名は三郎左衛門。江戸御供・因伯二国の在廻り・詰江戸などを勤めた。実子小十郎が早世したため、養子丈平に家督を相続させた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。その後、出家した。出家名は一夢。

五代目安場丈平 生年不明～安政六年（一八五九）。四代目安場半兵衛の養子。御大工遠藤九郎左衛門の次男。江戸御供・御供詰などを勤めた。丈平には、①平内・②幸兵衛・③才太と子がおり、最終的には、③に家督を相続させた。

六代目安場保忠 生没年不明。五代目安場丈平の嫡孫。初名は才太。その後、七郎と

改名した。御入湯御供・詰江戸・御泊鷹野御供・御供詰・京都詰・御上京御供・御進
発御供などを勤めた。明治二年（一八六九）、安場保忠家は家業御放となり、保忠は、
士族に取り立てられた。その後、学校小武場槍術取立役ならびに同世話役・分課小武
場槍術教導などを勤めた。

以上が、安場保忠家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、安場保忠家の略系図と、「御支配帳」にみる安場保忠家の禄高の一覧
表を作成した。これを以下に示す。

初代安場七右衛門

では、ここからは、安場保忠家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代安場七右衛
門の事歴である。

初代安場七右衛門は、安場義太郎家の初代安場茂作の兄である。

「安場保忠家譜」によれば、明暦元年（一六五五）、七右衛門は、御忍として召し出だ
された。

同年の「御支配帳」の記録では、七右衛門の初名である「安場七兵衛」の名前がみえる。
一方、同年の次に古い万治元年（一六五八）の記録では、「安場七右衛門」の名前がみえ
る。ここからは、明暦二年（一六五六）から明暦三年（一六五七）のあいだに、七右衛門
が、七兵衛から七右衛門と名前を改めたことがわかる。

「吉岡保忠家譜」によれば、その後、元禄六年（一六九三）、七右衛門は、隠居を藩に
願い出た。これは藩の承諾を得て、七右衛門は隠居した。

なお、このとき、御忍の隠居に関する重要事項が定められた。この内容は、第二章でも
述べたとおりである。以下は、前に示した「安場保忠家譜」の続きである。

一御忍之もの休息被仰付候得は、三人扶持被遣候。七右衛門ハ未年若二候得共、病氣、右
休息被仰付儀ニ候得は、只今御扶持方は不被遣、追而御扶持可被遣事。

一此以後ハ七拾以上之御忍江御扶持方可被遣候。七拾歳方内ニ候ハ、暇休息被仰付候と
も、御扶持方は不被遣候。七右衛門儀は最前国府九左衛門六拾四歳ニて休息被仰付、御
扶持方被遣候。此例ニ被成、六拾四歳ニ罷成候節、御扶持方可被遣事。

右之趣、御目付中江列座ニて申渡事。

ここでは、以後、七〇歳以上の御忍に対し、隠居料三人扶持を支給する旨を申し渡して
いる。

ただし、七右衛門については、以前、国府九左衛門が隠居を申し付けられたおり、六四
歳で隠居料を拝領した例を以て、藩は七右衛門に対し、六四歳で隠居料三人扶持を支給す
る旨を申し渡した。

なお、この九左衛門は、国府自休家の初代国府九左衛門のことである。九左衛門は、延

享四年（一六八七）、一代にかぎって、隠居料三人扶持の拝領を許された御忍である。

この記述を基に、「御支配帳」の記録を確認したところ、元禄七年（一六九四）の記録で、「無役老人」の項に、はじめて七右衛門の名前がみえる。よって、七右衛門は、隠居を申し付けられた翌年、六四歳になったことがわかる。

その後、七右衛門は、七郎兵衛と名前を改めた。以下は、該当する「安場保忠家譜」の記述の一部である。

同十三辰年ヨリ

宝永元申年マテ 右同

一三人扶持 安場七郎兵衛

宝永二酉年ノ分限帳ニハ名前ヲ消シ在（割注）

ここでは、元禄一三年（一七〇〇）から宝永元年（一七〇四）までの「御支配帳」の記録が引用されている。

文中では、七郎兵衛の名前の横に「宝永二酉年ノ分限帳ニハ名前ヲ消シ在」と記されている。そのため、宝永二年（一七七三）、七郎兵衛の名前は、同年の「御支配帳」から消えたことがわかる。

この記述を基に、「御支配帳」の記録を確認したところ、宝永元年（一七〇五）まで「無役老人」の項にあった七郎兵衛の名前が、宝永二年（一七〇六）には、見出せなくなった。よって、この記述どおり、宝永元年（一七〇四）、七右衛門は、死去したものとおもわれる。

以上が、初代安場七右衛門の事歴である。

二代目安場孫平次

では、次に、二代目安場孫平次の事歴について述べる。孫平次とは、初代安場七右衛門の実子である。

元禄六年（一六九三）三月一〇日、孫平次は、振替の名義を以て、父七右衛門の家督を相続した。その後、孫平次は御目見を許され、藩主に拝謁した。このとき、孫平次は振替の御礼として、鳥目を献上した。以下は、同月一三日の「安場保忠家譜」である。

一始而 御目見左記

置鳥目

安場孫平二

その後、享保一一年（一七二六）、孫平次は、病気を理由に、鹿奴藩二代藩主池田仲央の家来大谷円折の子榎三郎を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年一二月三日の「控帳」である。

一安場孫平次、病氣大切ニ付、豊前守様御家来大谷円折悴土三郎養子ニ仕度由奉願、達御耳候処、願之通被仰付、已後家業も相勤させ候様被仰出、今日御目附江申渡候事。

藩の承諾を得て、槌三郎は、孫平次の養子となった。

「安場保忠家譜」によれば、享保一二年（一七二七）、孫平次は、自身の家督を、槌三郎に相続させた。

以上が、二代目安場孫平次の事歴である。

三代目安場嘉兵衛

では、次に、三代目安場嘉兵衛の事歴について述べる。嘉兵衛とは、二代目安場孫平次の養子である。

享保一二年（一七二七）、嘉兵衛は、父孫平次の家督を相続した。以下は、同年二月一日の「安場保忠家譜」である。

なお、文中に記した「安場槌三郎」とは、嘉兵衛の初名である。

一拾俵三人扶持

孫平次養子 安場槌三郎

貳拾六俵之内

八歳

養子其上幼少ニ付、貳拾六俵之内、拾六俵御減少、拾俵被仰付候。

しかし、このとき、嘉兵衛はわずか八歳であった。その上、嘉兵衛は養子であったため、一六俵の減禄を施され、一〇俵三人扶持を拝領した。

これは、御忍の定禄が二六俵三人扶持であることを考えると、明らかに小身である。

「御支配帳」の記録によれば、同年から元文三年（一七三八）まで、嘉兵衛は一〇俵三人扶持で、御忍の職務を勤めた。

その後、元文四年（一七三九）、嘉兵衛の禄高は、二六俵三人扶持となった。これは、同年、彼がはじめて江戸御供を勤めるにあたって、復禄を許されたからであるとおもわれる。以下は、元文三年（一七三八）十一月二三日の「安場保忠家譜」である。

一御忍安場槌三郎儀、来年江戸御供被仰付旨被仰出、今日御目付共江申渡候事。

しかし、ここでは、嘉兵衛が復禄を許されることになった具体的な理由は記されていない。

ただし、これまでも、御忍がはじめて江戸御供などを勤めるにあたって、藩は御忍に対し、支配米および心付けなどを支給することが度々あった。よって、嘉兵衛も、今回の江戸御供をきっかけに、藩から復禄を許され、二六俵三人扶持を拝領したものと考えられ

る。

さて、「控帳」によれば、嘉兵衛には、①直右衛門・②七郎兵衛・③三郎左衛門と子がいた。このなかで、文化六年（一八〇九）、③は嘉兵衛の跡目を相続し、安場保忠家となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、直右衛門である。

安永元年（一七七二）、嘉兵衛は、徒高田弥右衛門の三男直右衛門を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年三月二二日の「控帳」である。

一御徒高田弥右衛門儀、三男直右衛門を安場平八間柄二付、養子遣し申度旨、双方願之通承届候事。

藩の承諾を得て、直右衛門は、嘉兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年八月、嘉兵衛は、直右衛門に名代勤を任せた。直右衛門は、安永四年（一七七五）、江戸御供を勤め、安永六年（一七七七）、詰江戸を勤めた。

しかし、安永七年（一七七八）、嘉兵衛は、直右衛門と離縁するための御断書を、藩に提出した。以下は、同年一月二二日の「安場保忠家譜」である。

一安場嘉兵衛、先達て奉願、養子致置候高田源之右衛門弟直右衛門儀、此度離縁致し、源之右衛門手前江差返し申度、御断書差出、御聞届相済候事。

藩の承諾を得て、嘉兵衛と直右衛門は、離縁した。そして、直右衛門は、高田家へ差し返された。

その後、安永九年（一七八〇）、嘉兵衛は、自身の病気が快方に向かっていることから、職務に復帰すべきであるかを、吉岡弥七郎を通し、藩に尋ねた。以下は、「安場保忠家譜」に引用されている、同年四月一四日の「御目付日記」である。

一御忍安場嘉兵衛儀、病氣ニ付、先達て悴直右衛門江代番奉願、暫相勤候得共、右直右衛門儀、不縁に付、一昨年致縁別候処、嘉兵衛儀、当時病氣快方ニ付、出勤も可被仰付哉と吉岡弥七郎を以申達候付、御家老共江申達候処、致出勤候様可申渡旨申聞ニ付、右弥七郎を以申渡事。

この申し出について、家老たちは嘉兵衛に対し、再び職務に復帰すべき旨を申し渡した。よって、嘉兵衛は再び職務に復帰し、御忍の職務を勤めた。

その後、同年一〇月、嘉兵衛は翌年の江戸御供を申し付けられた。しかし、同年一二月、病気が再発したことを理由に、嘉兵衛は、この解職を藩に願ひ出た。以下は、安永一〇年（一七八一）三月五日の「控帳」である。

一御忍安場嘉兵衛儀、江戸御供被仰付置候処、旧臘已来相煩、急ニ快氣之程難斗由、依之、詰江戸御免被下候様奉願趣、願之通承届候事。

藩の承諾を得て、嘉兵衛は、江戸御供を解かれた。

そして、この記録を最後に、直右衛門に関する記述は途絶えた。よって、直右衛門は何かの理由で、嘉兵衛の家督を相続できなかったことがわかる。

二人目は、七郎兵衛である。

寛政元年（一七八九）、嘉兵衛は、佐藤清右衛門の弟七郎兵衛を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年九月二二日の「控帳」である。

一御忍安場嘉兵衛儀、佐藤清右衛門弟七郎兵衛を養子ニ致し度旨、双方相願候趣、承届之、其段夫々頭人江申渡之。

藩の承諾を得て、七郎兵衛は、嘉兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、寛政二年（一七九〇）五月、嘉兵衛は、七郎兵衛に名代勤を任せた。

しかし、同年一〇月、七郎兵衛は死去した。以下は、同月一日の「安場保忠家譜」である。

一御忍安場嘉兵衛悻七郎兵衛、死去。

三人目は、三郎左衛門である。

寛政五年（一七九三）嘉兵衛は、鵜殿大隅の家来江口市郎兵衛の弟三郎左衛門を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年九月一三日の「控帳」である。

一御忍安場嘉兵衛儀、鵜殿大隅家来江口市郎兵衛弟三郎左衛門を、内縁も有之ニ付、養子ニ致し度旨、奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付を以申渡ス。

藩の承諾を得て、三郎左衛門は、嘉兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、寛政六年（一七九四）、嘉兵衛は、三郎左衛門に名代勤を任せた。そして、三郎左衛門は、御入湯御供・江戸御供、因伯二国の在廻り・詰江戸などを勤めた。

その後、文化五年（一八〇八）一〇月二二日、嘉兵衛は死去した。

以上が、三代目安場嘉兵衛の事歴である。

四代目安場半兵衛

では、次に、四代目安場半兵衛の事歴について述べる。半兵衛とは、三代目安場嘉兵衛の養子である。

文化五年（一八〇八）、父嘉兵衛は死去した。そのため、文化六年（一八〇九）、半兵衛は、この跡目を相続した。以下は、同年二月二日の「安場保忠家譜」である。

一 式拾六俵三人扶持

嘉兵衛養子 安場藩兵衛

養子之儀候共、御支配式拾六俵三人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、半兵衛は養子であるにもかかわらず、父と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後、文化十一年（一八一四）、半兵衛は病気を理由に、実子小十郎の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年九月一三日の「控帳」である。

一 御忍安場半兵衛儀、病身罷成、御奉公難相勤二付、忝小十郎江名代勤之義奉願候付、相伺候上、其段御目付を以申渡之。

藩の承諾を得て、小十郎は、半兵衛の名代勤を行なった。

その後の「控帳」によれば、同年一二月、小十郎は御目見を許され、藩主に拝謁した。

しかし、この記録を最後に、小十郎に関する記述は途絶えた。よって、小十郎は、何らかの理由で、半兵衛の家督を相続できなかったことがわかる。

その後、文政元年（一八一八）、半兵衛は、御大工遠藤九郎左衛門の次男丈平を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年一二月七日の「控帳」である。

一 御忍安場半兵衛儀、御大工遠藤九郎左衛門次男丈平、兼而内縁有之二付、此度養子ニ致し度旨奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之、九郎左衛門江は御普請奉行より申渡之。

藩の承諾を得て、丈平は、半兵衛の養子となった。

その後の「控帳」によれば、文政二年（一八一九）、半兵衛は、丈平に名代勤を任せた。

文政三年（一八二〇）、半兵衛は、高齢などを理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年一〇月三日の「控帳」である。

一 御忍安場半兵衛儀、老体ニ罷成、其上近来病身相成、御奉公難相勤二付、旧例之通隠居被仰付、忝丈平江家統被仰付被為下候様奉願候処、例も有之二付、願之通忝江家統被仰付、半兵衛江は並之通三人夫持被遣旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、半兵衛は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、丈平に相続させた。

その後の「控帳」によれば、文政四年（一八二二）、半兵衛は剃髪し、一夢と名前を改めた。そして、文政十一年（一八二八）六月一二日、死去した。以上が、四代目安場半兵衛の事歴である。

五代目安場丈平

では、次に、五代目安場丈平の事歴について述べる。丈平とは、四代目安場半兵衛の養子である。

文政二年（一八一九）、丈平は、父半兵衛の名代勤を任された。その後、文政三年（一八二〇）父の家督を相続した。

さて、「控帳」によれば、丈平には、①平作・②幸兵衛・③才太と子がいた。このなかで、万延元年（一八六〇）、③は丈平の家督を相続し、安場保忠家の六代目となった。よって、ここからは、この経緯について述べる。

一人目は、平作である。

文政八年（一八二五）、丈平は、鹿奴藩八代藩主池田仲律の家来村杉三郎次の弟平作を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年十二月一三日の「控帳」である。

一御忍安場丈平儀、宍岐守様御家来村杉三郎次弟平作、兼而内縁も有之二付、此度養子ニ致し度旨、奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付へ申渡之。

藩の承諾を得て、平作は、丈平の養子となった。

しかし、この記録を最後に、平作に関する記述は途絶えた。よって、平作は、何らかの理由で、丈平の家督を相続できなかったことがわかる。

二人目は、幸兵衛である。

文政十二年（一八二九）、丈平は、実家の御大工遠藤七左衛門の弟幸兵衛を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年八月三日の「控帳」である。

一御忍安場丈平儀、実家大工頭遠藤七左衛門弟幸兵衛を、此度致養子度旨奉願趣、相伺候上、願之通被仰付旨、御目付江申渡之、并遠藤七左衛門よりも右遣し度旨、願之通承届候段、御普請奉行江申渡之。

藩の承諾を得て、幸兵衛は、丈平の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年十一月、丈平は、幸兵衛に名代勤を任せた。そして、幸兵衛は、江戸御供・詰江戸・御供詰・御入湯御供などを勤めた。

しかし、「安場保忠家譜」によれば、その後、弘化二年（一八四五）五月二〇日、幸兵衛は死去した。

三人目は、才太である。

同年一二月、丈平は、年齢が相応であることを理由に、孫才太を自身の跡継ぎに立てる旨を藩に願い出た。以下は、同月二二日の「控帳」である。

一御忍安場丈平儀、嫡孫才太年齢も相応相成候ニ付、家統ニ被仰付被為下候様、奉願趣、願之通被仰付旨被仰出、其段御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、才太は、丈平の跡継ぎとなった。

その後の「控帳」によれば、弘化三年（一八四六）、丈平は、才太に名代勤を任せた。万延元年（一八六一）、丈平は、自身の家督を、才太に相続させた。その後、安政六年（一八五九）十一月九日、死去した。

以上が、五代目安場丈平の事歴である。

六代目安場保忠

では、最後に、六代目安場保忠の事歴について述べる。保忠とは、五代目安場丈平の嫡孫である。

弘化三年（一八四六）、保忠は、父丈平の名代勤を任された。その後、万延元年（一八六〇）、父の家督を相続した。以下は、同年三月七日の「安場保忠家譜」である。

一貳拾六俵三人扶持

丈平実子 安場七郎

実子之儀候得は、貳拾六俵三人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、保忠は実子であるため、父丈平と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。「控帳」によれば、保忠は、安政六年（一八五九）、御泊鷹野御供を勤め、文久三年（一八六三）、京都詰を勤めた。

その後、元治元年（一八六四）、保忠は、学校小武場槍術取立役ならびに世話役の兼帯を任命された。以下は、同年五月一日の「安場保忠家譜」である。

一安場七郎儀、学校小武場槍術取立役并世話役兼帯被仰付旨、御目付江申渡之。

その後の「安場保忠家譜」によれば、慶応二年（一八六六）、人員削減を理由に、保忠は、これを解かれた。しかし、明治二年（一八六九）五月には再び、学校小武場槍術取立役ならびに世話役の兼帯を申し付けられた。

そして、同年九月、安場保忠家は家業御放となり、保忠は、士族に取り立てられた。そ

の後、明治三年（一八七〇）正月、分課小武場槍術嚮導に任命された。しかし、同年八月、閉局を理由に、本官を解かれた。

以上が、六代目安場保忠の事歴である。

【安場保忠家 略系図】

初代

安場七右衛門

明暦1年（1655）召抱
元禄6年（1693）隠居
宝永1年（1704）没

2代目

安場孫平次

元禄6年（1693）相続（振替）

3代目

安場嘉兵衛

享保12年（1727）養子・幼少相続
文化5年（1808）10月22日没

家督なし

安場直右衛門

安永1年（1772）名代勤
安永7年（1778）離縁

家督なし

安場七郎兵衛

寛政2年（1790）名代勤
寛政2年（1790）10月1日没

家督なし

安場七郎兵衛

寛政2年（1790）名代勤
寛政2年（1790）10月1日没

4代目

安場半兵衛

寛政6年（1794）名代勤
文化6年（1809）養子・跡目相続
文政3年（1820）隠居
安政11年（1828）6月12日没

家督なし

安場小十郎

文化11年（1814）名代勤

5代目

安場丈平

文政2年（1819）名代勤
文政3年（1820）養子相続
安政6年（1859）11月9日没

家督なし

安場平内

家督なし

安場幸兵衛

文政12年（1827）名代勤
弘化2年（1845）5月20日没

6代目

安場保忠

弘化3年（1846）名代勤
万延1年（1860）相続
明治2年（1869）学校小武場鎗術取立役
ならびに世話役兼帯
明治2年（1869）家業御放後、士族へ
明治3年（1870）分課小武場鎗術嚮導

「御支配帳」にみる安場保忠家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
明暦1	1655	初代	安場七兵衛（七右衛門）	—	26俵3人扶持	1914	—
万治1~寛文6	1658~66	初代	安場七右衛門	—	26俵3人扶持	1915~23	万治3年(1660)の記録には 禄高の記載なし
寛文9~11	1668~70	初代	安場七右衛門	—	26俵3人扶持	1924~26	—
延宝3~6	1675~78	初代	安場七右衛門	—	26俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	安場七右衛門	—	26俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	初代	安場七右衛門	—	26俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	—	—	—	—	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	2代目	安場孫平次	—	26俵3人扶持	1936~38	元禄6年(1693)の記録の原本 には名前なし
元禄9~11	1696~98	2代目	安場孫平次	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	2代目	安場孫平次	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄16~宝永7	1703~10	2代目	安場孫平次	—	26俵3人扶持	1944~51	宝暦6年(1709)の記録には 名前なし
正徳4~享保9	1714~24	2代目	安場孫平次	—	26俵3人扶持	1952~61	—
享保11~12	1726~27	2代目	安場孫平次	—	26俵3人扶持	1962~63	—
享保12~元文3	1727~38	3代目	安場槌三郎（嘉兵衛）	—	10俵3人扶持	1963~75	—
元文4~延享2	1739~45	3代目	安場槌三郎（嘉兵衛）	—	26俵3人扶持	1976~82	—
延享4~宝暦7	1747~57	3代目	安場平八（嘉兵衛）	—	26俵3人扶持	1983~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	安場平八（嘉兵衛）	—	26俵3人扶持	1996~2003	—

「御支配帳」にみる安場保忠家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし
明和5~8	1768~71	3代目	安場平八（嘉兵衛）	—	26俵3人扶持	2006~07, 14151,2009	明和7年(1770)の記録は宝暦 8年(1758)の写し
安永1~4	1772~75	家督なし	安場直右衛門	—	26俵3人扶持	2010~13	—
文化14~15	1817~18	家督なし	安場小十郎	安場半兵衛	26俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	4代目	安場丈平	—	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	4代目	安場丈平	—	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	5代目	安場幸兵衛	安場丈平	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	5代目	安場幸兵衛	安場丈平	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	6代目	安場才太（保忠）	安場丈平	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2~万延1	1855~60	6代目	安場七郎（保忠）	安場丈平	26俵3人扶持	2036~41	—
万延2~文久4	1861~64	6代目	安場七郎（保忠）	—	26俵3人扶持	2042~45	—
慶応1~2	1865~66	6代目	安場七郎（保忠）	—	26俵3人扶持	2046~48	—
明治2	1868	6代目	安場七郎（保忠）	—	26俵3人扶持	2049	—

(二) 安場義太郎家

では、最後に、安場義太郎家について述べる。

安場義太郎家とは、安場茂作を初代とし、茂作・茂左衛門・平九郎・九郎右衛門・孫平・儀平太・義太郎と七代に渡って続いた御忍の家である。

安場義太郎家の家譜である「安場義太郎家譜」によれば、寛文一二年（一六七二）、初代茂作は御忍として召し出だされた。その後、明治二年（一八六九）、安場義太郎家は家業御放となり、七代目義太郎は、士族に取り立てられた。

では、これから安場義太郎家の詳しい事歴を述べる前に、まずは、当家の歴代当主について、以下に簡単にまとめておく。

初代安場茂作 寛永一六年（一六三九）～享保三年（一七一八）あるいは享保四年（一七一九）。安場保忠家の初代安場七右衛門の弟。初名は佐左衛門。寛文一二年（一六七二）、御忍として召し出だされた。その後、子喜平次は、別家の御忍として召し出だされた。しかし、喜平次は早世した。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

二代目安場茂左衛門 生没年不明。初代安場茂作の実子。初名は平九郎。父茂作の在府中、振替の名義を以て、父の家督を相続した。ただし、茂作が帰国する費用を捻出できなかったため、茂左衛門は、自身の馬や路銀などを、茂作に相続させた。隠居後は、隠居料を拝領するまもなく死去した。

三代目安場平九郎 生没年不明。二代目安場茂左衛門の実子。国府喜兵衛を通し、父茂左衛門の家督を相続した。その後、喜兵衛の弟茂源次を養子に立て、自身の家督を相続させた。江戸御供・御内御用・詰江戸などを勤めた。

四代目安場九郎右衛門 生年不明～文化八年（一八一二）。二代目安場平九郎の養子。国府甚助の次男で、国府喜兵衛の弟。ただし、喜兵衛はその後、出奔した。初名は茂源次。詰江戸・江戸御供などを勤めた。

五代目安場孫平 生年不明～文政一〇年（一八二七）。四代目安場九郎右衛門の養子。田中久左衛門の実子。初名は常右衛門。名代勤の後、父九郎右衛門の跡目を相続した。江戸御供・御入湯御供・詰江戸などを勤めた。隠居後は、隠居料として三人扶持を拝領した。

六代目安場儀平太 生没年不明。五代目安場孫平の実子。詰江戸・江戸御供などを勤めた。その後、病身を理由に、実子鉄之助に名代勤を任せた。しかし、鉄之助は、まもなく自殺した。そのため、嫡孫義太郎を、自身の跡継ぎに立てた。

七代目安場義太郎 生没年不明。六代目安場儀平太の嫡孫。明治二年（一八六九）、父儀平太の家督を相続した。同年、安場義太郎家は家業御放となり、義太郎は、士族に取り立てられた。

以上が、安場義太郎家歴代当主の略歴である。

なお、本稿では、安場義太郎家の略系図と、「御支配帳」にみる安場義太郎家の禄高の一覧表を作成した。これを以下に示す。

初代安場茂作

では、ここからは、安場義太郎家の詳しい事歴について述べる。まずは、初代安場茂作の事歴である。

茂作とは、安場保忠家の初代安場七右衛門の弟である。

寛文一二年（一六七二）、茂作は、人員不足を理由に、御忍として召し出された。以下は、同年閏六月一九日の「控帳」である。

一渡部猪左衛門組夜盗ノかけ有之付、安場七右衛門弟御座候間、此もの被召出被下候様ニ
と猪左衛門申ニ付、則得御意候処ニ、可被召出旨ニ付、猪左衛門へ此段申達事。

この記述によれば、渡部猪左衛門が支配する御忍に欠員が生じたため、猪左衛門は、安場七右衛門の弟を、御忍として召し出だす旨を藩に願ひ出た。

これは藩の承諾を得て、七右衛門の弟は、御忍として新たに召し出だされることになった。この七右衛門とは、安場保忠家の初代安場七右衛門のことである。

文中では、新たに召し出だされる御忍について、「安場七右衛門弟」と記しているだけである。

ただし、この記述は、初代安場茂作の事歴と共に記されているため、ここから、安場七右衛門の弟が、茂作であることがわかる。

その後、元禄七年（一六九四）、茂作の実子喜平次が、人員不足を理由に、御忍として召し出だされた。以下は、同年八月一二日の「安場義太郎家譜」である。

一安場佐左衛門悴喜平次、御忍不足付て被召出、新庄右衛門代り。但、喜平二御支配御法
之通、三人扶持式拾六俵被遣事。

ここでは、新庄右衛門の代わりに、喜平次が、御忍の定禄である二六俵三人扶持で召し出だされた旨が示されている。

さらに、その後の「安場義太郎家譜」では、以下のような記述がある。

元禄七成年 分限帳

一式拾六俵三人扶持 安場喜平次

張消シノ上ニ喜右衛門ト在(割注)

ここでは、元禄七年（一六九四）の「御支配帳」の記録が引用されている。

文中では、安場喜平次の名前の横に「張消シノ上ニ喜右衛門と在」と記されている。そのため、同年中、喜平次は、喜右衛門と名前を改めたことがわかる。

しかし、同年の「御支配帳」は、貼紙や書き替えが非常に多い記録である。そのため、管見では、喜右衛門の名前しか見出せない。

なお、喜右衛門の名前がみえるのは、同年と元禄九年（一六九）の記録だけである。この理由を、元禄一〇年（一六七〇）閏二月二六日の「安場義太郎家譜」では、以下のよう
に記している。

一安場喜右衛門代り、御忍吉岡弥七倅久右衛門儀、被召出事。本文之趣ニ付、喜右衛門儀
は死去ナルヘキ歟。不詳。

ここでは、安場喜右衛門の代わりに、吉岡弥七郎の子久右衛門が、御忍として召し出だされた旨を示している。

よって、文中では、喜右衛門は死去したのではないか、と述べている。

これらを踏まえると、喜平次は、元禄七年（一六六九）、別家の御忍として召し出だされた後、元禄一〇年（一七〇二）、早世してしまったことがわかる。

その後、元禄一四年（一七〇六）、茂作は、高齡などを理由に、子平九郎に家督を相続させる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年五月六日の「控帳」である。

一御忍安場佐左衛門、年罷奇、眼薄、御役儀相動かたきニ付、其身被下候御支配平九郎
江被仰付被下候様奉願候処、願之通、佐左衛門御支配御扶持方無相違、平九郎江被遣由
被仰出、申渡事。

藩の承諾を得て、茂作は、自身の家督を、子平九郎に相続させた。

その後、宝永五年（一七〇八）、茂作は七〇歳となり、隠居料として三人扶持を拝領した。以下は、同年四月二日の「控帳」である。

一御忍安場茂作、当年七十歳罷成候付、先例之通御扶持方三人扶持被仰付、御目付へ申渡
事。

「御支配帳」の記録によれば、同年から享保二年（一七一一）まで、「無役老人」の項で、茂作の名前がみえる。よって、茂作はこの期間、隠居料として三人扶持を拝領していたことがわかる。

その後、享保四年（一七一八）の記録で、茂作の名前は見出せなくなる。また、享保三年（一七一八）の記録は残されていない。これらを踏まえると、茂作は、享保三年（一七一八）あるいは享保四年（一八一八）のいずれかに、死去したものとおもわれる。

以上が、初代安場茂作の事歴である。

二代目安場茂左衛門

では、次に、二代目安場茂左衛門の事歴について述べる。茂左衛門とは、初代安場茂作の実子である。

元禄一四年（一七〇六）、茂左衛門は、振替の名義を以て、父の家督を相続した。以下は、同年七月一五日の「控帳」である。

なお、文中に記した「安場佐左衛門」とは、父茂作のことである。

一御忍安場佐左衛門儀、当春江戸へ罷越候以後、伴平九郎振替被仰付、平九郎江戸江罷越候処、佐左衛門儀、自分ニ御国へ罷歸儀難成、左之通奉願、外之例ニ成申儀ニ而も無之ニ付、達御耳、願之通被仰付、佐左衛門罷歸事。

覚

一今度私儀奉願、当御地江罷越候付、親佐左衛門儀御暇被下次第、御国へ罷歸候様ニ仕度奉存候、然共、佐左衛門兼々不勝手ニ付、道中自分作廻ニ而罷歸候儀、何共難仕御座候間、来春私代り候時分御渡シ被成候馬路銀共、御定之通唯今佐左衛門江御渡被遣之様ニ奉願候、私儀ハ、来春自分作廻仕、罷歸可申候、此段奉願候、以上。

六月廿日

安場平九郎

安養寺又兵衛殿

神弥惣左衛門殿

ここでは、父茂作が同年春から、江戸で職務を勤めており、このとき、茂左衛門が振替を申し付けられた旨が示されている。よって、茂左衛門は江戸に赴き、父の家督を相続することになった。

一方、父茂作は、茂左衛門に家督を相続させた後、江戸において職務を解かれることになった。しかし、兼ねてからの不勝手もあり、茂作は、その後、鳥取に帰国するための費用を、自身で捻出することができなかつたという。

これを受け、茂左衛門は、翌年の春、自身が鳥取に帰国するおり、支給される予定の馬や路銀などを、父が帰国するための費用に回す旨を、藩に願ひ出た。

これは藩主の耳に達し、藩の承諾も得て、茂作は、無事鳥取に帰国することができた。なお、文中には「外之例ニ成申儀ニ而も無之」とあるように、在府中の振替は、基本的には滅多にないことであつた。

このような不測の事態に陥つたのは、同年春、父が突如、江戸に向かうことが決定したからである。以下は、同年四月一八日の「控帳」である。

なお、文中に記した「大殿様」とは、元二代藩主池田綱清のことである。

一御忍之者、去秋江戸江罷越候者之替り、当秋罷越咎二候処、大殿様御帰館二付、道中御供二可被召連候、左候へハ、江戸御用御手支二可有之と、御目付共も申二付、代四人、先用意仕罷有候様ニと申渡置候処、大殿様道中御供二は不被召連、御歩行之内不寝番ニ而相済申由、左候へハ、弥当秋御替せ咎二候へ共、御目付共申候ハ、代四人被仰付候者共、用意等仕罷有、発足仕儀相延候而ハ迷惑仕儀二候逆、秋替りニ罷越儀二候へハ、只今御替せ被成候へハ、去秋より江戸ニ相詰候者共□□罷帰迄ニ有之、御失墜も無之儀二候へハ、春替りニ被仰付候ハ、来春大殿様御参府之道中御用も相勤儀二候間、弥春替ニ被仰付可然旨申二付、何も承届、其通ニ替せ候様ニと申渡、国府儀左衛門・安場佐左衛門・新彦四郎・吉岡又助、右四人、明日発足申候事。

ここでは、茂作を始めとする御忍四人が、もともとは同年の秋、江戸に向かう予定であった旨が示されている。しかし、池田綱清の帰国が決定し、これにもなつて、道中御供が必要となった。

これを受け、御目付たちは、江戸御用を勤める人員を確保するために、茂作たちにすぐさま出発準備を整える旨を申し付けた。しかし、後になって、綱清は、道中御供は必要ないといひ、不寝番も、徒の者たちに申し付けるといふ。

一方、茂作たちはすでに出発準備を整えており、いまさら延期になるのは困るという。そこで、御目付たちは、同年春、茂作たちが御供を勤めることができれば、翌年春、綱清が江戸に向かうおり、この御供を勤めることができるという理由をつけ、茂作たちに対し、翌日には江戸に向けて出発する旨を申し渡した。

このように、茂作は突如、江戸に赴くことが決定したため、例外的にやむを得ず、江戸において、家督相続を行なうことになつたようである。

その後、享保一九年（一七三四）、茂左衛門は隠居した。また、自身の家督を、子平九郎に相続させた。以下は、「安場義太郎家譜」に引用されている、同年八月二三日の「御目付日記」である。

一安場茂左衛門儀、願之通隠居、忝平九郎江家督被仰付旨、上総申渡、右之趣、国府喜兵衛呼上申渡、平九郎、早々罷出御請申上ル。

ここでは、茂左衛門の隠居および家督相続を、乾上総が申し渡した旨が示されている。

その後、国府喜兵衛が平九郎を呼び出し、この旨を、平九郎に申し渡した。そして、平九郎は、これを承諾した。

ただし、「御支配帳」の記録では、「無役老人」の項で、茂左衛門の名前は見出せない。よつて、茂左衛門は同年、隠居してから隠居料を拝領するまもなく、死去してしまつたものとおもわれる。

なお、元禄一六年（一七〇三）と元禄一七年（一七〇四）の記録では、「安場佐左衛門」

の名前がみえる。しかし、これまでに述べたとおり、茂左衛門は、元禄一四年（一七〇一）、父茂作（佐左衛門）の家督を相続しているため、これは「安場茂左衛門」の誤りであると考えられる。

以上が、二代目安場茂左衛門の事歴である。

三代目安場平九郎

では、次に、三代目安場平九郎の事歴について述べる。平九郎とは、二代目安場茂左衛門の実子である。

享保一九年（一七三四）、平九郎は、父茂左衛門の家督を相続した。以下は、「安場義太郎家譜」に引用されている、同年八月二三日の「御目付日記」である。

一安場茂左衛門儀、願之通隠居、忤平九郎江家督被仰付旨、上総申渡。右之趣国府喜兵衛呼上申渡、平九郎早々罷出御請申上ル。

このとき、平九郎に対し、家督相続を申し渡したのは、乾上総という人物である。また、国府喜兵衛が平九郎を呼び出し、この旨を申し渡した。

「控帳」によれば、ここで登場する国府喜兵衛とは、国府甚助の長子である。この国府家は、「藩士家譜」には残されていない国府の苗字を持つ御忍の家であると考えられる。

その後、宝暦二年（一七五二）、平九郎は、国府甚助の次男国府茂源次を、養子に立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年九月二二日の「控帳」である。

一安場平九郎儀、大切相煩候付、国府甚助二男茂源治儀、兼而筋目も有之二付、養子致度旨、双方より相願、承届、御目付を以兩人へ申渡候事。

藩の承諾を得て、茂源次は、平九郎の養子となった。

その後の「控帳」によれば、宝暦三年（一七五三）、平九郎は、自身の家督を、茂源次に相続させた。

以上が、三代目安場平九郎の事歴である。

四代目安場九郎右衛門

では、次に、四代目安場九郎右衛門の事歴について述べる。九郎右衛門とは、三代目安場平九郎の養子である。

宝暦三年（一七五三）、九郎右衛門は、父平九郎の家督を相続した。以下は、同年七月八日の「安場義太郎家譜」である。

なお、文中に記した「安場茂源次」とは、九郎右衛門の初名である。

一三人扶持式拾六俵 平九郎養子 安場茂源次
養子之儀ニ候得共、御法之通、御扶持・御支配無相違被仰付候。

このとき、九郎右衛門は養子であるにもかかわらず、父平九郎と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後、明和九年（一七七二）、国府喜兵衛が出奔した。これを理由に、弟である九郎右衛門も、差控を申し付けられた。以下は、同年八月一日の「控帳」である。

一 国府喜兵衛儀、出奔申二付、左之者共儀、差控之儀御目付申聞、承届候事。

喜兵衛父 喜兵衛甥 喜兵衛弟

国府甚助 国府多三郎 安場九郎右衛門

ここでは、九郎右衛門以外にも、喜兵衛の父国府甚介・喜兵衛の甥国府多三郎が、差控を申し付けられたことがわかる。

その後、「控帳」によれば、同年九月、彼らはこれを解かれた。

寛政二年（一七九〇）、九郎右衛門は、田中久左衛門の子常右衛門を、養子に立てる旨を藩に願ひ出た。以下は、同年六月二十七日の「控帳」である。

一 御忍安場九郎右衛門儀、田中久左衛門悴常右衛門を、兼而内縁有之候付、致養子度旨奉願趣、相伺候上、願之通被仰付候段、御目付を以申渡之、久左衛門江は御用人を以、御徒頭江申渡之。

藩の承諾を得て、常右衛門は、九郎右衛門の養子となった。

その後の「控帳」によれば、同年八月、九郎右衛門は、常右衛門に名代勤を任せた。そして、文化八年（一八一二）十一月二日、九郎右衛門は死去した。

以上が、四代目安場九郎右衛門の事歴である。

五代目安場孫平

では、次に、五代目安場孫平の事歴について述べる。孫平とは、四代目安場九郎右衛門の養子である。

寛政二年（一七九〇）、孫平は、父九郎右衛門の名代勤を任された。その後、文化九年（一八一二）、父の跡目を相続した。以下は、同年三月一三日の「安場義太郎家譜」である。

一 式拾六俵三人扶持 九郎右衛門養子 安場孫平

養子之儀ニ候得共、御支配式拾六俵三人扶持無相違被仰付旨、被仰出候。

このとき、孫平は養子であるにもかかわらず、父九郎右衛門と同様の禄である二六俵三人扶持を拝領した。

その後、文政三年（一八二〇）、孫平は、高齢などを理由に、隠居を藩に願い出た。以下は、同年二月一三日の「控帳」である。

一御忍安場孫平儀、及老年、其上近来眼足不叶ニ相成、御奉公難相勤ニ付、旧例之通隠居被仰付被為下候様奉願候処、例も有之儀ニ付、願之通倅儀平太衛家統被仰付、孫平江は並之通三人夫持被遣旨、相伺候上、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、孫平は隠居し、隠居料として三人扶持を拝領した。また、自身の家督を、子儀平太に相続させた。

「安場義太郎家譜」によれば、その後、文政一〇年（一八二七）六月一日、孫平は病死した。

以上が、五代目安場孫平の事歴である。

六代目安場儀平太

では、次に、六代目安場儀平太の事歴について述べる。儀平太とは、五代目安場孫平の実子である。

文政三年（一八二〇）、儀平太は、父孫平の家督を相続した。

「控帳」によれば、儀平太は、文政六年（一八二三）詰江戸を勤め、文政一二年（一八二八）、江戸御供を勤めた。その後、天保三年（一八三二）、同年の江戸御供を申し付けられた。

しかし、病気を理由に、儀平太はこの解職を藩に願い出た。以下は、同年閏一月三日の「控帳」である。

一御忍安場儀平太儀、病氣ニ付、御供・詰江戸御免之儀奉願候付、願之通被成御免旨、御目付江申渡之。

藩の承諾を得て、儀平太は、江戸御供の職務を解かれた。

また、儀平太は江戸御供の後、そのまま詰江戸も勤める予定であった。しかし、ここでは、儀平太が江戸御供を解かれたため、同様に、詰江戸の職務も解かれていることがわかる。

その後、弘化三年（一八四六）、儀平太は、病身を理由に、子鉄之助の名代勤を藩に願い出た。以下は、同年四月二七日の「控帳」である。

一御忍安場儀平太儀、近来病身罷成、御奉公難相勤ニ付、倅鉄之助江名代勤被仰付被為下候様奉願趣、願之通倅江名代勤被仰付旨被仰出候。

藩の承諾を得て、鉄之助は、儀平太の名代勤を行なった。

「控帳」によれば、鉄之助は、嘉永四年（一八五二）、詰江戸を勤め、嘉永七年（一八五四）、御入湯御供を勤めた。

しかし、万延元年（一八六〇）、自殺した。以下は、同年四月一五日の「控帳」である。

一御忍安場儀平太儀、倅鉄之助、先頃気分不快ニ有之候処、夜前五時頃与風怪敷物音致し候付、罷越見請候得は、自殺致し候段申達候旨、御目付申達候付、例之通見改之儀、右同人江申渡之。

ここでは、同月一四日の夜、儀平太が怪しい物音を聞き付け、これを確認しに行ったところ、鉄之助の亡骸を発見した旨が示されている。

その後、儀平太は、これを藩に報告し、藩は鉄之助の亡骸を葬るように申し付けた。以下は、同月一六日の「控帳」である。

一御忍安場儀平太儀、倅鉄之助死骸潜ニ取葬候様被仰付旨、御目付江申渡之。

これにより、儀平太は復帰し、再び御忍の職務を勤めた。

その後、慶応四年（一八六八）、儀平太は、嫡孫儀太郎を自身の跡継ぎに立てる旨を藩に願い出た。以下は、同年九月二八日の「控帳」である。

一御忍安場儀平太儀、嫡孫儀太郎を家統ニ被仰付被為下候様奉願趣、願之通被仰付旨被仰出「**奉行江申渡之。**」

藩の承諾を得て、儀太郎は、儀平太の跡継ぎとなった。

以上が、六代目安場儀平太の事歴である。

七代目安場義太郎

では、最後に、七代目安場義太郎の事歴について述べる。義太郎とは、六代目安場儀平太の嫡孫である。

明治二年（一八六九）、義太郎は、父儀平太の跡目を相続した。以下は、同年九月晦日の「安場義太郎家譜」である。

安場儀太郎儀、親儀平太跡式相続仰付候間、此旨可申渡候事。

なお、文中には「跡式相続」とあるけれども、ここでは、前に述べた吉岡英郷家の例を以て、儀平太の家督相続が「跡式相続」ではない可能性も指摘しておく。

その後の「安場義太郎家譜」によれば、同年一〇月、安場義太郎家は家業御放となり、義太郎は、士族に取り立てられた。

以上が、七代目安場義太郎の事歴である。

【安場義太郎家 略系図】

初代
安場茂作
寛文12年（1672）召抱
元禄14年（1701）隠居
享保3年（1718）
あるいは享保4年（1719）没

家督なし

安場喜平次
元禄7年（1694）別家として召抱
元禄10年（1697）没

2代目
安場茂左衛門
元禄14年（1701）相続（振替）
享保19年（1734）隠居

3代目
安場平九郎
享保19年（1734）相続

4代目
安場九郎右衛門
宝暦3年（1753）養子相続
文化8年（1811）11月21日没

5代目
安場孫平
寛政2年（1790）名代勤
文化9年（1812）養子・跡目相続
文政3年（1827）隠居
文政10年（1827）6月1日没

6代目
安場儀平太
文政3年（1827）相続

家督なし
安場鉄之助
弘化3年（1846）名代勤
万延1年（1860）自殺

7代目
安場義太郎
明治2年（1869）相続
明治2年（1869）家業御放後、土族へ

「御支配帳」にみる安場義太郎家の禄高一覧（1）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
延宝3~6	1675~78	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1927~30	—
天和2	1682	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1931	—
元禄2~4	1689~91	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1932~34	—
元禄5	1692	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1935	懸紙によって判別不可
元禄6~7	1693~94	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1936~38	—
元禄7	1694	家督なし	安場喜右衛門	—	26俵3人扶持	1938	別家
元禄9	1696	家督なし	安場喜右衛門	—	26俵3人扶持	1939	別家
元禄9~11	1696~98	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1939~41	—
元禄13~14	1700~01	初代	安場佐左衛門（茂作）	—	26俵3人扶持	1942~43	—
元禄14	1701	2代目	安場平九郎（茂左衛門）	—	26俵3人扶持	1943	—
元禄16~17	1703~04	2代目?	安場佐左衛門	—	26俵3人扶持	1944~45	茂左衛門の間違いか
宝永2~7	1705~10	2代目	安場茂左衛門	—	26俵3人扶持	1946~51	宝永6(1709)の記録には名前なし
正徳4~享保2	1714~17	2代目	安場茂左衛門	—	26俵3人扶持	1952~55	—
享保4~9	1719~24	2代目	安場茂左衛門	—	26俵3人扶持	1956~61	—
享保11~19	1726~34	2代目	安場茂左衛門	—	26俵3人扶持	1962~71	—
享保19~延享2	1734~45	3代目	安場平九郎	—	26俵3人扶持	1971~82	—
延享4~宝暦3	1747~53	3代目	安場平九郎	—	26俵3人扶持	1982~89	—
宝暦3~宝暦7	1753~57	3代目	安場茂源次（九郎右衛門）	—	26俵3人扶持	1989~94	—
宝暦8	1758	—	—	—	—	1995	御忍の記述なし
宝暦9~明和3	1759~66	3代目	安場茂源次（九郎右衛門）	—	26俵3人扶持	1996~2003	—
明和4	1767	—	—	—	—	2004	御忍の記述なし

「御支配帳」にみる安場義太郎家の禄高一覧（2）

和暦	西暦	代数	御忍	名代勤	禄高	資料番号	備考
明和5~安永4	1768~75	3代目	安場九郎右衛門	—	26俵3人扶持	2006~07,14151, 2009~13	明和7年(1770)の記録は 宝暦8年(1758)の写し
文化14~15	1817~18	4代目	安場孫平	—	26俵3人扶持	2014~15	—
文政4~6	1821~23	5代目	安場儀平太	—	26俵3人扶持	2016~18	—
文政8~12	1825~29	5代目	安場儀平太	—	26俵3人扶持	2019~24	—
天保9~11	1838~40	5代目	安場儀平太	—	26俵3人扶持	2025~27	—
弘化2~3	1845~46	5代目	安場儀平太	—	26俵3人扶持	2028~29	—
嘉永2~6	1849~53	家督なし	安場鉄之助	安場儀平太	26俵3人扶持	2030~35	—
安政2~文久2	1855~62	家督なし	安場鉄之助	安場儀平太	26俵3人扶持	2036~43	—
文久3~慶応2	1863~66	5代目	安場儀平太	—	26俵3人扶持	2044~48	—
明治2	1869	5代目	安場儀平太	—	26俵3人扶持	2049	—

小括―御忍の基本的な性格―

では、本章の最後に、御忍の基本的な性格について述べる。

御忍一六家の事歴をみると、藩は全般的に御忍の日頃の言動などを注視しており、「不束之趣」「不埒之筋」などがあった場合、これを問題視し、差控などを命じていることがわかる。ここからは、御忍が普段から、規律を求められる職掌であったことがうかがえる。また、御忍は常にある程度の人員が必要であったことから、これに応じた当主の数も必要であった。よって、御忍は別家として新たに召し出だされることも多く、当主は積極的に養子を立て、家が途絶えないように努めていた。

しかし、その割には養子の出入りが多く、離縁などの例があると共に、養子が立てられても、原因がわからないまま次の養子が立てられることも多かった。これは、御忍の職務にある程度の適性が必要であったからで、御忍の勤務の在り方と何らかの関係があるのではないかと考えられる。

なお、將軍家が他家から養子を迎えた割合が四割であるのに対し、御忍が御忍以外の他家から養子を迎えた割合は二割である。よって、御忍は養子を立てる機会そのものは多かったけれども、このときには、なるべく同様の御忍の家から、養子入りをさせるよう努めていたものとおもわれる。

「控帳」においては、御忍は適性が必要である職掌でありながら、彼らの生活水準が決して高くはないことがうかがえる。これは、①武士であれば必ず用意すべき具足が手に入れない、②御法度である座頭金に手をつけ告訴される、③名代勤の身でありながら途中で出奔するなどの事例からも、わかることである。

一方で、①寛延二年（一七四九）、幕府が御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を巡検使として鳥取に派遣したおりには、対面を打診されたり、②幕末期には、安芸国広島表において老中から書付を託されるなど、幕府に関係する渉外を任されることもあった。また、相続や隠居に関しては、藩主から直接の到達しがある場合もあった。

このように、御忍は、経済的に決して恵まれていたとはいえなかったけれども、重要な渉外を任されることもあり、鳥取藩において、独自の位置づけを確立していたものとおもわれる。ただし、その職掌柄、日頃から規律を重んじられ、ある程度の適性がなければ、勤まらない職掌であったといえよう。

おわりに

本稿では、因伯二国を代々支配した池田家に仕官した、鳥取藩の御忍について検討してきた。よって、最後は、鳥取藩の御忍と徳川幕府および諸藩の忍びを比較し、鳥取藩の御忍が、近世においてどのような位置づけられるのかを検討していく。

出自と由緒

御忍とは、古くは池田輝政に召し出だされた忍びであった。彼らは、伊賀者の由緒を有しており、近世初期以前の由緒書には、天正伊賀の乱を経て、池田家に仕官することになった経緯が記されている。

このように、天正伊賀の乱から、他国へ逃れた伊賀者の末裔が、大名に召し出だされる例は、諸藩でもみえる。たとえば、松江藩の忍びは、天正伊賀の乱から逃れ、堀尾吉晴に召し出だされている。その後、堀尾家が改易となったため、彼らは岡山藩池田家や高松藩生駒家などに流れ、最終的には、徳島藩の蜂須賀家に仕官し、「伊賀役」の任に就いた者もあった⁽⁶⁵⁾。

一方、徳川幕府の忍びも、天正伊賀の乱を経て、幕府に仕官することになった旨を記す由緒書を有している。さらに、彼らは伊賀越えの由緒も有していたため、家康から代々続く将軍を護衛するという意識が明確であった。すなわち、これらの由緒が、彼らが職務を全うする上で、精神の支えとなっていたわけである。

鳥取藩の御忍にとっても、同様に、伊賀者の由緒は大変重要であった。彼らのなかには、伊賀者の由緒を以て、自身の苗字を伊賀に変える者もあった。このように、近世の忍びにとって、伊賀者の由緒は、彼らの存在意義を証明するためにも、重要な役割を果たしていたことがわかる。

格式と御目見

鳥取藩の御忍の格式は、士分以下の徒身分であった。ただし、徒身分でありながら、藩主に直接拝謁することを許された、役御目見と呼ばれる身分であった。

一方、諸藩の忍びの御目見については、鳥取藩と同様に、岡山藩・徳島藩などの忍びが御目見以上であったのに対し、福井藩・徳川幕府などの忍びは、御目見以下であった。さらに、福井藩の忍びは、家督相続も許されない身分であった⁽⁶⁶⁾。

福井藩の家臣団は、士分（上士・中士）と卒（下士）とに大別される。さらに、卒のなかでも、上級・中級・下級に分けられ、このなかで、福井藩の忍びは、下級卒に相当した。鳥取藩の御忍も、家臣団を士分以上・士分以下とに大別した場合、士分以下に相当する。そのため、福井藩と同様に、家臣団のなかでも、下級武士に相当する身分であった。

ただし、福井藩の忍びと異なるのは、御忍は士分以下でありながら、家業家と呼ばれる特殊な家の性質を兼ねていたという点である。

家業家とは、その家業に精通することを求められた、いわば専門職であった。そのため、代々家業を引き継いでいく必要がある、本来は一代抱えを原則とする徒身分のなかでも、例外的に、世襲を許されていたことが確認できる。

しかし、すべての御忍が、家督相続を許されていたわけではなく、なかには、「振替」の名義を以て、家督相続をした御忍の家もあった。

一方、福井藩の忍びも、基本的には、一代抱えを原則としながら、「立替」の名義を以て、家督を相続していたことがわかっている。これらは、下級武士の身分である忍びにおいて、共通する家督相続の在り方であったといえるかもしれない。

家業家の重要性

ところで、御忍の場合は、家業家であったことを理由に、他の徒身分を上回る定禄を拝領し、御目見が許されるなど、鳥取藩においても厚遇を受けていたことは、これまでに述べたとおりである。このように、ある専門的分野に秀でた者たちを大名が召し抱えた例は、諸藩でもみえる。

たとえば、尾張藩の御土居下御側組同心と呼ばれた役職においては、水泳および忍術者・砲術家・剣術家など、それぞれの専門的分野に秀でた一部の者たちを、名古屋城付近に住まわせていたことがわかっている⁽⁶³⁾。

その他、兵学者・儒学者の山鹿素行が、明暦二年（一六五六）に著した「武教全書」⁽⁶⁴⁾の解説書である「武教全書解」では、「陣屋ノ掛クル衆ノ事」の項に、忍者・医者・大工細工・水練などが記されている。

ここでも、忍者が専門的技術を持つ者として挙げられており、ここに記された面々は、鳥取藩における家業家の面々とも酷似している。すなわち、山鹿素行が記したような忍者などの軍事的位置づけを、鳥取藩では、実際に藩政組織に取り入れ、機能させていたということがある。

これは、専門的分野に秀でた一部の者たちを、あくまで例外的に召し抱えていた尾張藩とは、決定的に異なる点である。さらに、鳥取藩では、家業家の位置づけを担保するため、家禄や相続においても、彼らを厚遇していた。結果的に、御忍は、鳥取藩のなかでも、独自の立ち位置を確立することができたものと考えられる。

禄高の比較

鳥取藩の徒身分の定禄は、一八俵三人扶持である。ただし、御忍は、家業家であることを理由に、他の徒身分の定禄を上回る二六俵三人扶持を拝領していた。

本稿の冒頭で挙げている忍びに関する諸藩の先行研究では、諸藩の忍びの禄高についての比較を行なっている。

長野栄俊氏は、嘉永年間（一八四八〜一八五四）、福井藩の忍びの俸禄は、岡山藩の忍びの俸禄の半分程度であった旨を記している。また、井上直哉氏は、安政年間、徳島藩の

忍びの俸禄は、福井藩の忍びと同程度から、岡山藩の忍びを超えるものもあった旨を記している。

これらを基に、「御支配帳」を確認すると、嘉永年間（一八四八〜一八五四）の御忍の禄高は、二六俵三人扶持から、四〇俵四人扶持までであったことがわかる。

同時期の岡山藩の忍びの禄高が、四〇俵四人扶持から、四五俵四人扶持であったことを考えると、鳥取藩の忍びは、福井藩の忍びよりは俸禄が高く、岡山藩の忍びよりは俸禄の低い傾向にあったことがわかる。また、徳島藩の忍びほど、忍び同士での禄高の差異はなかったようである。

なお、徳川幕府の忍びの禄高は、三〇俵二人扶持程度であったため、これらの忍びと比較した場合、それほど高禄ではなかったことがわかる。

ただし、徳川幕府の一部の忍びは、知行地を有していた。そして、知行を有することこそが、彼らの格の違いを示しており、彼らの場合、禄高とはまた異なる身分差が設けられていたことがわかっている（65）。

近世における忍びの職務

鳥取藩の御忍の主な職務は、①火の用心・②不寝番・③御入湯御供・④江戸勤め・⑤因伯二国の在廻り・⑥御内御用・⑦情報探索などである。これらを諸藩の忍びと比較した場合、職務内容は、いずれの藩とも、おおよそ一致しているといえそうである。

まず、岡山藩の忍びは、火の用心などを勤め、参勤交代のおりには、道中の不寝番を勤めた。さらに、元禄一四年（一七〇一）、赤穂事件のおりには、赤穂において、探索を行なった（66）。

徳島藩の忍びは、平時は、徳島城の警備などを勤めた。また、参勤交代の御供や江戸藩邸の警備や雑務などを勤めた。さらに、他国の百姓一揆の調査なども行なった（67）。

福井藩の忍びも、参勤交代の御供などを勤めた。また、明和五年（一七六八）、福井城下を中心に起こった百姓一揆では、目付が忍びを、村々の探索に向かわせている。さらに、幕末の京都の情勢の調査・探索も行なっている（68）。

津藩の忍びも、平時は、津城の警備などを勤めた。また、寛政八年（一七九六）、伊勢で起こった大規模な一揆について調査を行ない、幕末には、異国船の探索も行なった（69）。

これらを踏まえると、鳥取藩の忍びの職務は、岡山藩・徳島藩・福井藩・津藩などの忍びと、ほとんどの職務が共通していることがわかる。

よって、近世における忍びは、①平時は城の警備などを勤め、②百姓一揆など、藩政にかかわる重大な事件が起こったおりには、調査・探索などに赴くというのが、おおよその職務であったと考えられる。

御内御用の共通項

さて、御忍の職務のなかには、御内御用と呼ばれる内々の御用があった。

御忍は、普段は御目付の支配下に置かれていた。一方、御内御用を勤める場合には、人選の上、藩主からこれを直接頼まれることもあったという。すなわち、御内御用を勤める御忍は、普段とは異なる指示系統下で、これを勤めたことが予想される。

鳥取藩の御忍は、この御内御用を通じ、藩主との関係を深めた。また、第二章でも述べたとおり、御内御用を勤めた御忍に対する報酬は、藩主からのお褒めの言葉などが大半を占めていた。ここからは、御内御用が、これを勤めることそのものに価値が置かれた、名誉的職務であったことがうかがえる。

ところで、この御内御用とは、徳川幕府の忍びにもみえる職務である。

『江戸城御庭番』(70)によれば、御庭番の職務は、表向きの職務と、内密の御用とに分けられた。さらに、内密の御用は、①江戸向地廻り御用・②遠国御用に分けられた。徳川幕府の忍びは、これら①・②を通じ、江戸および他国の調査を行っていた。

この内密の御用を、鳥取藩の御忍と比較した場合、①は、伯耆国坪内山における百姓一揆に際する御内御用が相当し、②は、ペリー来航のおり、相模国浦賀で勤めた御内御用などが相当すると考えられる。

すなわち、ここからは、本稿で述べた鳥取藩の御忍における御内御用の特殊性が、徳川幕府の忍びにも通じるものであったことがわかる。

鳥取藩の御忍は、御内御用などを通じ、藩主との関係を深めた。そして、鳥取藩において、独自の立ち位置を確立していったのだろう。よって、諸藩においても、御内御用など内密の御用に相当する職務に着目し、今後の研究を深めることで、近世の忍びが持つ、共通した役割が浮き彫りになってくるのではないかとおもわれる。

今後の研究課題

では、最後に、今後の研究課題について述べる。

本稿は、「鳥取藩御忍の基礎的研究」でありながら、その概要について触れられなかった点がいくつかある。

まず、御忍の居住地および拝領屋敷についてである。「控帳」では、御忍の拝領屋敷などに関する記述が断片的にみえたけれども、今回は紙幅の都合上、これについては論じなかった。

次に、家業御放以後の御忍についてである。御忍は、幕末の軍制改革にともない、一斉に家業御放となり、御忍の職務を解かれた。そして、彼らはその後も幕末に活躍し、情報探索などを勤めた。しかし、今回、彼らの幕末の動向については、事歴を羅列するに留まり、幕府や鳥取藩との関係性を、深く掘り下げることはできなかった。

最後に、藩主と御忍の関係についてである。今回、御忍の職務のなかでも、とりわけ御内御用を通じ、御忍が藩主との関係を深めたことは、前に述べたとおりである。しかし、この御内御用の詳細や御忍と藩主の関係については、今回用いた史料では、断片的にしかなうかがい知れなかった。

冒頭でも述べたとおり、「鳥取藩政資料」は、約一万四七〇〇点に及ぶ膨大な資料群である。本稿では、これらのなかで、「藩士家譜」「控帳」「御支配帳」などを用いて、御忍の基本的な性格について検討してきた。

しかし、このなかには、今回は解読するには至らなかった「御目付日記」「御用人日記」「江戸家老日記」など、今後も御忍の研究を進める上で重要な史料が、数多く残っている。本稿は、これらの史料を検討する足掛かりとなるものである。

とくに「御用人日記」は、今後、御忍と藩主の関係を紐解いていく上で、非常に重要な史料であると考えられる。表向きの支配構造とは異なる藩主との結び付きが、鳥取藩の御忍の位置づけにどれほどの影響を及ぼしたのかが明らかになれば、鳥取藩における御忍の特殊性が、より浮き彫りになってくるであろう。

- (1) 大名家文書などの古文書は、基本的に史料と表記することが多いけれども、ここでは、鳥取県立博物館の記述の例にならって、「鳥取藩政資料」と表記している。
- (2) 三重大学国際忍者研究センター『忍者学講義』（中央公論新社、二〇二〇）
- (3) 旧藩主鳥取藩池田家とは、本稿で後に述べる鳥取藩池田家三家のうち、忠雄流池田家二代目の池田光仲以後、一二代に渡って鳥取藩を支配した池田家をさす。
- (4) 『藩史大事典』第六卷中国・四国編福井淳人・北尾泰志（雄山閣出版、一九九〇）
- (5) 来見田博基『鳥取藩の参勤交代』（鳥取県、二〇一二）
- (6) 『鳥取県史』第三卷「池田氏の出自」の項
- (7) 池田冠山「池田氏家譜集成」卷一（国立公文書館所蔵、請求番号一五七―〇一三二）
- (8) 文章中の恭政は、『鳥取県史』では泰政と表記されているけれども、史料原文は恭政である。
- (9) 池田冠山「思ひ出草」卷一「家系の事」の項（国立公文書館所蔵、一八三二年、請求番号二二二―〇二五五）
- (10) 護国院信輝入道とは、池田恒興のことである。
- (11) 『鳥取藩史』第一卷「世家前記上」の項に「新井白石の博学達識を以て、其の藩翰譜に於て恒利公を祖とし、其前に及はず」とある。
- (12) 兄弟順については、『新訂寛政重修諸家譜』第五（統群書類従完成会、一九六四）「池田」の項に依る。
- (13) 四男輝澄・五男政綱・六男輝興がそれぞれ領した石高については、坂本敬司「第一章 鳥取藩家老制度の成立過程」『鳥取藩研究の最前線』（今井出版、二〇一七）に依る。
- (14) 『藩史大事典』第六卷「鳥取藩藩の概観」の項
- (15) 『鳥取県史』第四卷「鳥取藩池田家の基本的性格」の項
- (16) (12) に同じ
- (17) 因幡守を称したのは、八代目池田斉稷がはじめての鳥取藩主である。
- (18) 『因州兵の戊辰戦争』（鳥取市歴史博物館、二〇一一）
- (19) 『鳥取藩史』第二卷「格式」の項
- (20) 『鳥取県史』第三卷「家臣団の格式の概要」の項
- (21) なお、この記述からもわかるとおり、士分以上・士分以下とは、武士であるかどうかを意味する言葉ではない。
- (22) 『藩史大事典』第六卷鳥取藩「藩の職制」の項
- (23) 『藩史大事典』における「藩の職制の大綱」では、職掌および機関が図中で並列に示されている。そのため、本稿の「鳥取藩の職制の大綱」では、機関である建物

については、職掌と区別するためにかっこ書きで示している。

- (24) 『鳥取県史』第三卷「御職(執政)家老」の項
- (25) 『鳥取藩史』第二卷「安政六年五月廿四日制定支配分担」の
- (26) 内藤正中・日置糸左エ門・真田広幸『鳥取県の歴史』(山川出版社、一九九七)
- (27) 『鳥取県史』第三卷「職制改革」の項
- (28) 『鳥取県史』第三卷「家臣団形成の一般的な状況」の項
- (29) 『藩史大事典』第六卷「家臣団仕官年代別構成表」
- (30) 『鳥取藩史』第二卷「家業家」の項
- (31) 御餌指頭・御料理人などは弓徒身分であり、砲術家の武宮家・軍艦の高坂家などは代々物頭身分である。
- (32) 『鳥取藩史』第二卷「実子相続」の項
- (33) 『鳥取藩史』第二卷「隠居」の項
- (34) 『鳥取藩史』第二卷「目付」の項
- (35) 『鳥取県史』第三卷「目付」の項
- (36) 『鳥取藩史』第二卷「御忍」の項
- (37) 藤林保武「万川集海」第一卷「忍術問答」の項(内閣文庫所蔵、請求番号 特一三—〇〇〇五)
- (38) 越後史料叢書編輯部編『越後史料叢書越後太平記卷之五上』(文港堂他、一九一四)
- (39) 『藩史大事典』第六卷「鳥取藩」「藩主略年表」の項
- (40) 『鳥取藩史』第二卷「御目付」の項
- (41) 『鳥取藩史』第一卷「慶行公」の項
- (42) 弘化三年(一八四六)四月一〇日の「控帳」には、「二ノ御丸御新殿出来ニ付、今日御作事より御目付江引渡候事」とある。
- (43) 『鳥取藩史』第二卷「江戸定詰及江戸詰」の項
- (44) 『鳥取藩史』第二卷「江戸詰と禄との関係」の項
- (45) 仲泉剛「鳥取藩士の江戸勤番」『立正大学大学院文学研究科大学院年報』三七号(二〇二〇)
- (46) 『鳥取藩の参勤交代』「鳥取藩の参勤交代一覽」の項
- (47) 「江戸家老日記」とは、江戸詰家老の公用日記であり、「鳥取藩政資料」のひとつである。
- (48) 『鳥取藩史』第二卷「町御目附」の項
- (49) 『鳥取県史』第四卷「寛延二年の国目付」の項
- (50) 『綜合日本史大系』第九卷「江戸時代(上)」栗田元次「但馬村岡の敵討」の項(内外書籍、一九二七)
- (51) 資料原文には「造酒之助」「造酒之丞」とどちらの表記もみえるけれども、本稿で

は「造酒之助」の表記に統一することとする。

- (52) 資料原文には「池田七郎左衛門」「池田七郎右衛門」とどちらの表記もみえるけれども、本稿では「池田七郎左衛門」の表記に統一することとする。
- (53) 「御用人日記」とは、藩主の側近である御用人の公用日記であり、「鳥取藩政資料」のひとつである。
- (54) 「故実叢書 武家名目抄」職名部 卷六「忍者 又称問者謀者」の項（吉川弘文館、一九〇三）
- (55) 木下義俊「武用弁略」卷之二「忍者」の項（内閣文庫、一八五六、請求番号 一五三—〇四五五）
- (56) 基本的に「ト」はひらがなに続けて用いられるものであるけれども、ここでは資料原文に従って「ト」を用いる。
- (57) (46) に同じ
- (58) (46) に同じ
- (59) (46) に同じ
- (60) (46) に同じ
- (61) 井上直哉「徳島藩伊賀者の基礎的研究」『忍者研究』二号（国際忍者学会、二〇一九）
- (62) 長野栄俊「福井藩の忍者に関する基礎的研究」『忍者研究』一号（国際忍者学会、二〇一八）
- (63) 岡本柳英『名古屋城忍者伝』（名古屋城振興協会、一九八〇）
- (64) 山鹿素行「武教全書」（国文学研究資料館所蔵、一六五六、デジタル請求番号 DIG-TAHM-8）
- (65) 高尾善希『忍者の末裔』（KADOKAWA、二〇一七）
- (66) 磯田道史『歴史の愉しみ方』（中公新書、二〇一二）
- (67) (61) に同じ
- (68) (62) に同じ
- (69) 『伊賀市史』第二卷（伊賀市、二〇一六）
- (70) 深井雅海『江戸城御庭番』（中央公論社、一九九二）